

会 議 録 目 次

平成25年第3回曾於市議会定例会

会期日程	1
○9月6日(金)	
議事日程第1号	3
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	7
議会運営等調査特別委員会の調査報告	9
市長の所信表明	11
報告第10号	13
承認案第4号	18
諮問第4号、諮問第5号	26
認定案第1号、議案第58号～議案第71号	29
散 会	35
○9月10日(火)	
議事日程第2号	37
開 議	39
一般質問	
渡辺 利治 議員	39
徳峰 一成 議員	69
大津 亮二 議員	96
迫 杉雄 議員	127
散 会	148
○9月11日(水)	
議事日程第3号	149
開 議	151
一般質問	
久長登良男 議員	151

山下 諭 議員	173
土屋 健一 議員	201
大川原主税 議員	223
散 会	239

○9月12日（木）

議事日程第4号	241
開 議	243
一般質問	
今鶴 治信 議員	243
吉村 幸治 議員	266
大川内富男 議員	279
坂口 幸夫 議員	299
選挙管理委員の選挙	311
選挙管理委員補充員の選挙	312
散 会	313

○9月13日（金）

議事日程第5号	315
開 議	318
議案第65号	318
議案第67号	324
議案第58号、議案第59号	335
議案第60号～議案第64号、議案第66号	339
議案第69号	397
議案第70号、議案第71号	425
陳情第8号	425
報告第11号～報告第14号	425
認定案第2号～認定案第7号、議案第72号	427
散 会	432

○9月26日（木）

議事日程第6号	433
開 議	436
同意案第2号	436
議案第58号～議案第60号	445
議案第61号～議案第64号、議案第66号	448

議案第69号	455
議案第70号、議案第71号	465
認定案第2号	467
認定案第3号～認定案第7号、認定案第1号、議案第68号	489
議案第72号	499
発議第5号	508
発議第6号	509
発議第7号	510
発議第8号	512
発議第9号	513
散 会	515

○10月10日（木）

議事日程第7号	517
開 議	519
議案第72号	519
認定案第2号	524
認定案第3号～認定案第7号、認定案第1号、議案第68号	537
発議第10号	546
発議第11号	548
閉会中の継続審査申出について	550
閉会中の継続調査申出について	550
議員派遣の件	550
閉 会	551

平成25年第3回曾於市議會定例会

会 期 日 程

平成25年第3回曾於市議会定例会会期日程

会期35日間

月	日	曜	会 議	摘 要
9	6	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○市長の所信表明 ○議案等の上程・提案理由の説明
	7	土	休 日	
	8	日	休 日	
	9	月	休 会	
	10	火	本 会 議	○一般質問
	11	水	本 会 議	○一般質問
	12	木	本 会 議	○一般質問 ○選挙管理委員・補充員の選挙
	13	金	本 会 議	○議案審議・表決・委員会付託 ○追加議案等の上程・提案理由の説明
	14	土	休 日	
	15	日	休 日	
	16	月	休 日	敬老の日
	17	火	休 会	常任委員会
	18	水	休 会	
	19	木	休 会	
	20	金	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
	2 1	土	休 日	
	2 2	日	休 日	
	2 3	月	休 日	秋分の日
	2 4	火	休 会	
	2 5	水	休 会	
	2 6	木	本 会 議	○議案審議・表決 ○総括質疑（決算）・委員会付託
	2 7	金	休 会	常任委員会
	2 8	土	休 日	
	2 9	日	休 日	
	3 0	月	休 会	常任委員会
1 0	1	火	休 会	常任委員会
	2	水	休 会	常任委員会
	3	木	休 会	
	4	金	休 会	
	5	土	休 日	
	6	日	休 日	
	7	月	休 会	
	8	火	休 会	
	9	水	休 会	
	1 0	木	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

平成25年第3回曾於市議會定例会

平成25年9月6日

(第1日目)

平成25年第3回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成25年9月6日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長諸般の報告
- 第4 市長の一般行政報告
- 第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
(建設経済常任委員長報告)
- 第6 議会運営等調査特別委員会の調査報告
(議会運営等調査特別委員長報告)
- 第7 市長の所信表明
- 第8 報告第10号 平成24年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第9 承認案第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
(和解の締結及び損害賠償の額の件について)

（以下2件一括議題）

- 第10 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第11 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

（以下15件一括提案）

- 第12 認定案第1号 平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定について
- 第13 議案第58号 曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第59号 曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第60号 曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第61号 曾於市子ども・子育て会議条例の制定について

- 第17 議案第62号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について
 第18 議案第63号 曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について
 第19 議案第64号 財部町高等学校生徒就学援助費補助金条例を廃止する条例の制定について
 第20 議案第65号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）
 第21 議案第66号 財産の無償譲渡について（旧南之郷中学校）
 第22 議案第67号 財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約の変更について
 第23 議案第68号 平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分について
 第24 議案第69号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）
 第25 議案第70号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）
 第26 議案第71号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 今 鶴 治 信 | 2番 九 日 克 典 | 3番 八 木 秋 博 |
| 4番 土 屋 健 一 | 5番 山 下 諭 | 6番 原 田 賢一郎 |
| 7番 山 田 義 盛 | 8番 大川内 富 男 | 10番 大川原 主 税 |
| 11番 吉 村 幸 治 | 12番 （ 欠 員 ） | 13番 渡 辺 利 治 |
| 14番 海 野 隆 平 | 15番 久 長 登良男 | 16番 （ 欠 員 ） |
| 17番 漆 間 純 明 | 18番 大 津 亮 二 | 19番 迫 杉 雄 |
| 20番 坂 口 幸 夫 | 21番 徳 峰 一 成 | 22番 谷 口 義 則 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 9番 西 川 熊 則

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

- 事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二
 参事補 宇 都 正 浩

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

- | | | | |
|--------------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 五位塚 剛 | 教 育 長 | 植 村 和 信 |
| 総 務 課 長 | 大 窪 章 義 | 教育委員会総務課長 | 永 山 洋 一 |
| 大隅支所長兼地域振興課長 | 小 濱 義 洋 | 学 校 教 育 課 長 | 森 山 勇 |
| 財部支所長兼地域振興課長 | 小 松 昌 寿 | 社 会 教 育 課 長 | 中 峯 健一郎 |
| 企 画 課 長 | 岩 元 祐 昭 | 経 済 課 長 | 富 岡 浩 一 |

財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
税 務 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
市 民 課 長	久 留 守	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
保 健 課 長	大休寺 拓 夫	水 道 課 長	福 岡 隆 一
福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次	会計管理者・会計課長	中 山 浩 二
農業委員会事務局長	切 通 宏	代 表 監 査 委 員	佐々木 良 昭
		監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘

開会 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより、平成25年第3回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（谷口義則）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において大川内富男議員及び大川原主税議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は、本日から10月10日までの35日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、会期は35日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告（建設経済常任委員長報告）

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

閉会中に建設経済常任委員会の所管事務調査をいたしましたので報告いたします。
調査しました事項。

農林業畜産振興に関する調査。「肉用牛改良研究所の取り組み等について」「畑かんセンターの取り組み等について」

土木行政に関する調査。「曾於市内県道の改良状況と今後の取り組み等について」「地域振興住宅について」

調査地は鹿児島県肉用牛改良研究所。曾於畑地かんがい農業推進センター。

大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在のところでございます。

市内現地としまして、大隅町月野八合原でございます。

調査期間、平成25年7月24日、1日間。

調査委員、山下諭、八木秋博、九日克典、原田賢一郎、西川熊則、大川原主税、迫杉雄、建経委員全員でございます。

調査内容。

肉用牛改良研究所の取り組み等について。

当研究所は鹿児島県畜産試験場敷地内にあつたものを平成5年に移設し、種雄牛造成に関する鹿児島県和牛の銘柄確立を目指すものであります。そのため、特色ある系統の種雄牛、産肉の能力の高い種雄牛、繁殖性に優れた種雄牛の造成維持を研究しています。現在、供用種雄牛24頭、待機種雄牛30頭、計54頭を飼養し、全て県内産のうち曾於市内産は9頭であります。

所長より研究所の役割・種雄牛造成法・適正交配等の説明がなされたあと、研究所内施設の全てを見学させていただきました。なお、伝染病予防のため入所時より肌着以外は全て当研究所より支給された防護服を着用の上、調査研修に当たりました。

次に、畑かんセンターの取り組み等について。

旧曾於郡内には曾於東部の3,013ha、国営平成18年、県営平成24年完成。曾於南部4,000ha、国営平成20年完成、県営平成26年完成予定。曾於北部の2,052ha、国営平成26年完成予定、県営平成33年完成予定の3地区で畑地かんがい事業を行われており、本市は曾於東部の一部と曾於北部の合計3,052haが区域内であります。この

ために大隅地域振興局農林水産部の組織内にセンターは置かれており、1、畑かん営農推進課、畜産振興を含んでおります。2、農業普及課、3、水利事業課の3課からなっております。所長より現在の事業概要、これ別表1でございます。とセンターで取り組んでいる主な事業の内容として畑かん営農の確立による地域農業の活性化、2、曾於農業を担う多様な担い手の育成・確保、3、安全安心で競争力のある産地づくり、4、基盤整備や農業災害防止等の推進等について説明を受けました。

この畑地かんがい事業、東部・南部・北部の3地区事業費は国・県あわせて2,290億円と莫大な金額であります。事業効果については長期でみなければなりません、即効性を期待する面も大きいので、水利用で畑作物の適地・適期作付け・的確管理の指導について当センターには大いに期待するものであります。

次に、曾於市内県道の改良状況と今後の取り組み等について。

県の組織再編に伴い大隅半島の県出先機関は鹿屋市に集約されて大隅地域振興局となり、本市からは遠距離となったため日常の交流はなくなり、そのために県道の整備状況の把握や要望の機会が議会としても疎遠になっております。曾於市には駐在所という形で旧県合同庁舎内に職員は配置されておりますが、県道の維持・補修のみを担当しているところです。

今回、大隅地域振興局より土木課・建築課長等が出席の上、曾於市内の県道の現況や、これ別表の2でございます、平成25年度を整備箇所の説明を受けました。平成25年度事業としては道路建設で塚脇財部線（上村）、光神山諏訪方線（湯之尻）、地域高規格道路（都城志布志道路の末吉道路）、道路維持で末吉財部線（市之坂橋、柳迫）、国道269号これは森田、県代行の河原飛佐線（岩川）を行うとのことでありました。

今後の計画については予算措置をしていないので名言できないが、国の防災・減災を含めた国道強靱化計画をチャンスと捉え、改良率向上に努めたいとの説明がありました。これらの説明のあと委員よりそれぞれの要望も行いました。

やはり担当者に地元の状況と熱意を知ってもらうため、常に強力な要望活動が議会としても必要と感じたところであります。

地域振興住宅について。

平成25年度建築予定の大隅町月野八合原5棟の予定地を調査いたしました。場所は八合原の一角で現市有地4,500m²に平成25年度に5棟、後年度に3棟と公園の併設が計画されております。最寄りの小学校は約2km先にある月野小であります。入所予定者5名の家族構成は総数で19人となっております。

これら事務調査におきましていろいろな資料をいただいておりますが、この資料等は事務局に保管してありますので御参照を願います。

蛇足でございますが、県道の道路の管理のところでは国道が2路線になっております。220号と265号、10号線もありますが、この10号線は国の直轄でございますので、県道の管理にはなっていないということでございました。

以上、報告をいたします。

○議長（谷口義則）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第6 議会運営等調査特別委員会の調査報告（議会運営等調査特別委員長報告）

○議長（谷口義則）

次に、日程第6、議会運営等調査特別委員会の調査報告であります。

特別委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（久長登良男）

議会運営等調査特別委員会のこれまでの報告をいたします。

本特別委員会は平成22年12月22日の本会議において議会の機能を十分発揮するために「言論の府」として議員の発言を保障し活発な議論を推進することと、二元代表制の一翼として行政機関等の緊張ある関係を保ちながら共通の目的である市民の負託に耐え得る議会を構築していくことを目的として、議長を除く全議員による議会運営等調査特別委員会を設置しました。

第1回特別委員会は平成23年1月26日に開かれ、特別委員会の調査項目として①基本条例、②会派制、③議会運営に関する申し合わせ事項、以上の3項目を中心に調査研究を進めていくことに決定しました。

なお、平成23年4月26日の第2回特別委員会では委員全員による調査方法は機動性に欠けるなどの意見から7名の委員による小委員会が設置されました。

第1回小委員会においては、まず基本条例を中心に調査研究を進めていくことに決定し、第2回小委員会では、先進地の北海道栗山町・福島県会津若松市・霧島市・薩摩川内市の基本条例の比較表を作成し、それらを参考に各市町の議会基本条例に記載されている文言等について研究を行ったところ、議会報告会・意見交換会・議員間で行う自由討議・政策討論会・文書質問・論点形成のための形成過程等を明らかにすること等に議論が集中し、引き続き協議することといたしました。特に第6回小委員会では、議会報告会・意見交換会の実施に向けてその必要性を確認し、現在各市で実施している議会報告会の実施要領及び内容等を参考にしながら協議した結果、曾於市議会として毎年3月定例会後、おおむね2カ月以内に市内3地区、末吉地区・大隅地区・財部地区で議会からの報告並びに市民からの意見交換を内容とする議会報告会の開催（案）を決定したところであります。

以上、7回の小委員会の調査結果を踏まえ、平成23年11月18日に第4回特別委員会を開き慎重に審査した結果、議会運営等調査特別委員会として次の最終方針を確認しました。

基本条例策定に向けてスケジュール（案）に従い継続して調査を検討すること。
議会報告会を要領（案）に基づいて実施すること。

各委員会は必要に応じて自由討論を行い、委員会の充実を図ること。12月定例会以降も特別委員会を設置し、継続して調査すること。

会派制・申し合わせ事項については次期特別委員会で引き続き調査すること。なお、申し合わせ事項による議長等の任期2年に伴い、12月定例会初日の特別委員長報告により議会運営等調査特別委員会の調査を一旦終了することとし、平成23年12月22日の12月定例会最終本会議において、引き続いて議会運営等調査特別委員会を設置しました。

会派制については、第6回特別委員会において小委員会で再審査することになり、平成25年1月15日に鹿屋市議会及び霧島市議会において、

- (1) 会派制のメリット・デメリットについて。
- (2) 会派と議会運営の関係について。

以上の項目について研修をしました。

また、議会運営委員会では類似団体として兵庫県宍粟市・養父市・朝来市の3市を研修しました。

以後、議会運営等調査特別委員会では平成24年5月25日に第1回目、翌年の平成25年5月23日の第2回目の議会報告会を開催し、これまで別紙のとおり19回の小委員会と9回の特別委員会を開催し、先進地の状況及び研修視察等を踏まえ小委員会等で十分に調査検討し、曾於市議会基本条例（案）を作成してパブリックコメントを募集し、その結果を参考に、平成25年8月27日の第19回小委員会で基本条例（案）を決定しました。なお、申し合わせ事項については同小委員会で確認決定しました。同日第9回議会運営等調査特別委員会を開催し、小委員長の報告のあと曾於市議会基本条例（案）について協議検討の上、討論・採決の結果、基本条例（案）について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、曾於市議会政務活動費の交付に関する条例（案）及び曾於市議会政務活動費の交付に関する規則（案）について質疑に入り、討論・採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、この2つの条例（案）については、9月定例会において議員発議に決定しました。

なお、会派制については平成25年12月1日から平成26年3月31日までに議会運営

委員会において会派の内規等を協議・整備して平成26年4月から会派の運用開始をしていくことに決定しました。

以上、議会運営等調査特別委員会の設置の目的が議員各位の御協力により達成されましたので、本報告により議会運営等調査特別委員会の調査を終了しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口義則）

これで議会運営等調査特別委員会の調査を終了いたします。

日程第7 市長の所信表明

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、市長の所信表明であります。

市長の所信表明を求めます。

○市長（五位塚剛）

所信表明をする前に、文言の挿入・訂正をお願いしたいと思います。

1ページの「政策の第1点目は、13億円かける」のあとに「パークゴルフ場」というのを挿入していただきたいと思います。「パークゴルフ場・フラワーパーク」という形で続けたいと思います。

次は、2ページの第5点目の中で「市独自で安い老人保健施設」と書いてありますけれど「福祉」のほうに訂正をお願いしたいと思います。

それでは、所信表明に入りたいと思います。

9月定例市議会におきまして、私の所信表明を行いたいと思います。

今回の市長選挙で多くの市民の支持を受け当選をいたしました五位塚剛です。改めて市民の皆様への御支援・御協力に深く感謝申し上げます。そして議員各位、市民の皆様への今後の御協力・御指導をよろしくお願い申し上げます。

今回の市長選挙においては、私は市政のあり方については市民の声を大切にすることを基本にすると訴えてきました。4万人の市民の暮らし・福祉を守り、農業の活性化と所得向上を推進し、地域の商工業の発展、そして子供からお年寄りまで安心して暮らせるまちづくりを目指したいと思います。

そのためには市民に掲げた政策を確実に実現することが責任だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

政策の第1点目は、13億円かけるパークゴルフ場・フラワーパーク建設事業は中止であります。この事業については、今までの議会でも問題点を明らかにしてきました。市民にとってこの事業は中止するべきであるとの結果が出ました。今後、この予算については3月末で減額補正を行いたいと思っております。今、土地買収

について市と契約がなされた登記が完了した物件については、土地代の支払を早急に行いたいと思います。今後は全体面積・全筆が明らかになりましたので議会にも公表し、この土地利用について公募による検討委員会30人で跡地利用について論議をしていただきたいと思います。

第2点目は、長寿祝金（敬老祝金）の給付についてです。この事業については3町合併前は全員支給でありましたが、合併から節目支給になったものです。多くのお年寄りの方から「お祝い金は節目の年にたくさんもらわなくても、毎年弁当を買えるぐらいいただいたほうがありがたい」という声もありました。お祝い金については、ことしの敬老会から長寿のお祝いをしたいと思います。配布については職員が直接お届けして、85歳以上については引き続き民生委員の御協力をお願いを求めたいと思います。

第3点目は、市長の4年ごとの退職金1,670万円は廃止の方向で、退職手当の事務を行う県市町村総合事務組合とも協議を進めてまいります。

第4点目は、若者の子育て支援についてです。今、均等割の家族で1人当たりの保育料が月1万8,000円です。曾於市の人口増対策と子育て支援強化のため、保育料・幼稚園について1万円以下にするため、市として補助を検討をしていきます。

そして、中学校卒業までの医療費の無料化については、さらに高校卒業生まで拡大し、支援していきます。

第5点目は、年金でも入居できる老人ホームの建設の検討を進めていきます。市独自で安い老人福祉施設ができるか検討に入りますが、グループホーム施設とも関係がありますので、今後対策を強め議会とも相談したいと考えます。

第6点目は、農業・畜産を守るための最大限の努力を進める決意です。普通作についてはどの作物も価格の低下で農家の所得が落ちております。私は大根・ゴボウ・サトイモ・ニンジン・レイシー・カボチャ・その他の多くの作物を含めて加工施設をつくり、デパート・スーパー・生協などと契約し、農家の所得を増やす事業を展開していきたいと思います。そのため、工業団地に加工施設の企業誘致かあるいは農家・市民参加型の第3セクター方式を含めて加工所施設等を進めていく決意です。そして、TPP参加については市長として断固反対の立場で意見を述べていきます。また、3つの道の駅のさらなる発展を目指し、改善すべき点は見直し、新たな取り組みとして道の駅に買い物に行けない市民の方々へも新鮮な野菜や肉などの宅配ができる取り組みも提案したいと思います。

第7点目は、商工業支援のための努力であります。必要な道路・農道の整備は確実に進めていきます。そして、地域新興住宅の推進、宅地分譲住宅、誰でも入れる市営住宅建設も地元企業を優先にしながら積極的に進めていきます。また、末吉の

メセナ温泉については利用客も多く経常的にも安定しており、曾於市内に宿泊できるビジネス型の宿泊所の建設も市民の要望もお聞きしながら進めていきたいと思いをします。

そして、私は一人ひとりの職員を大事にしながら、私と同じ気持ちで市民の要望・暮らしを守るため、全力を上げて市政運営に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

これで、私の9月議会、そして五位塚市政スタートに当たっての所信表明の挨拶といたします。

○議長（谷口義則）

これで、市長の所信表明を終わります。

日程第8 報告第10号 平成24年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、報告第10号平成24年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第8、報告第10号平成24年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するもので、流動資産の部が8億224万4,000円、流動負債の部が140万9,000円で、剰余額は8億83万5,000円となり、資金不足比率は生じていないところであります。

よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

まず、質問に入る前に、今、市長が交代されましたけれども、私もこれまでの野党的立場から与党に変わりましたが、しかし市民の代表として市民の行政に対する要望はふえることはあっても減ることはありませんので、今後もしっかりとその立場からどんどん質問を率直に申し上げてまいりますので、特に市長並びに担当課長は失礼ながら勉強をされて、緊張感を持ってお答えしていただきたいと思いをします。

まあ、就任されたばかりの市長でありますので無理な答弁はされないで、専門の担当課長にその点は任せながらしっかりと答弁をしていただきたいと思いをします。

まず、質問の第1点でありますけれども、これまでも前市長のもとでも繰り返し質問している中の一つであります。ただいまの市長答弁にありましたように、今回の報告は法律の第22条第1項に基づき報告されております。

私が問題視したいのはその中身であります。

曾於市の場合も24年度資金不足比率はなかったということで、2ページであります。横線が引いてあります。現在、曾於市の24年度におけるこの資金不足の状況についてはマイナス100%からマイナス300%ということで、この規定されております資金健全化基準が20%でありますけれども、大きく越えておまして、いわば完全な資金不足については問題ない状況であります。質問の第1点であります。

この20%という数値は法律上はこれは政令ですか。何に基づいて一応規定された基準値であるのでしょうか。これが質問の第1点であります。

第2点目は、私が問題とするのは毎年、24年度を含めてそうではありますが、実際の政府が定めたこの20%という基準は、曾於市のみならず全国の市町村の24年度の実態がきても、恐らくうんとかけ離れた、いわば良好であるといったそうした数字に結果としてなっているのじゃないか。私がいいたいのは、この20%という決められた基準値が余りにも各市町村の曾於市を含めての実情からかけ離れた数字じゃないかという点でございます。もっといえば、意味のない20%という数字ではないかと思えます。翻って例えば、一例として財政指標数値というのがあります。おおむね財政指標というのは昔も現在も曾於市を含めて、いわばひとつとして使えるそうした数値で指標であります。ところが、ことこの20%というのは余りにも実態とかけ離れているんじゃないかと。その点市長、どなたでもいいですので、どのように24年度を分析的に20%をみておられるか。これが第2点目であります。

第3点目は、私と同じように余りにも意味のない数字でありましたら、やはり国に対して意味のないことを時間をかけて毎年このようにやっているわけですから、そうやったら20%の数値を実情にあわせた形で変えるべきではないか、変更すべきではないかということ国に申し入れるべきじゃないかと思うんですよ。これはもっとも言いたい点であります。もう無駄なことでもあります、議会としても。

あわせてこの以上3点についての市長並びに担当課長の正確な答弁をいただきたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

私の9月議会で初めての答弁になりましたが、基本的には本市の水道事業に関する資金不足はないという状況であります。

また、20%のこの問題は政令かということでございますけれども、担当課長にお答えさせていただきたいと思えます。20%が意味がないではないかということも含め

てお答えさせます。

この問題については過去から徳峰議員からも意見がいろいろありましたが、国に対して申し入れもすべきではないかということでございます。そのことが市民にとって必要であるか。また議論することに対して問題が省略化できるのであれば、そのことを含めて政府に対しても国に対しても意見として述べられる機会があったら申し上げたいと思います。

あとは担当課長から答弁させます。

○水道課長（福岡隆一）

お答え申し上げます。

20%は何に基づいてされているかということですが、まず2番目のほうから。全国を含めて実態とかけ離れているのではないかというふうな御指摘でありますけれども、実際公営企業を運営する中では予算というか現金を持っていないとできないわけでありまして、そういった意味ではマイナスになると次年度の予算も組めないということになりますので、若干といいますか、かけ離れているとは思いません。ただ、この報告につきましては、公営企業法もしくはさっき申しましたこの法令の中で財政健全化に関する法律の中で報告することとありますので、あるなしにかかわらず報告するのが義務であるというふうに思っているところです。

あと、1番目の質問につきましては、ちょっと。まあ20%については国のほうで決められたことではありますが、また後でちょっと調べて報告したいと思いません。

○21番（徳峰一成議員）

今後、なかなか難しい点もありましようけれど、法的根拠っていうのは必ず調べた上で各課長の方々出席していただければと思うんですよ。ほとんどが曾於市の場合もやはり国・県等に基づいての提案っていうのがほとんどでありますので、じゃあその根拠っていうのは何かと。基本の基本でありますので、やはり今後勉強していただきたいと思えます。

課長に2回目、質問いたします。

いわば決算的な意味合いの報告提案でありますよね。ですから、我が曾於市の場合、24年度の水道事業がどうであったのか。資金不足は客観的にみてどうであったのか。その客観的な国が定めた指標が20%なんです。この20%というそもそもの数字が、曾於市を含めて、特に曾於市の場合に意味のある20%であるのか、それを分析的に分析されて、やはり議会に臨まれるのが市長並びに担当課長だと思うんですよ、特に課長です。

ですから、繰り返しますがこの20%っていうのは実際、24年度の我が曾於市の各

水道事業の数値から照らしてどれくらい差がありますか。数字ありますか。分析的に答弁報告してください。分析的にあえてもう20%は現状のままでいいっていうんだったら、その理由を答えていただきたいと思うんです。私は誰が見ても意味のない20%と断言してもいいから繰り返し今回も質問しているんです。分析的に分析された上で課長、答弁されてください。

○水道課長（福岡隆一）

公営企業におきましては、先ほど申しましたように、ある程度の資金がないと運営できないわけでありまして、この総費用に対してマイナスが出ますと当然運営はできないわけでありまして、

ですから20%については国が定めてありますけれども、実際としてはこういった場合に陥りますと、もう運営ができないと……

（何ごとか言う者あり）

○水道課長（福岡隆一）

はい。

監査員の意見書の23ページに資金不足比率の実績がついてありますけれども、曾於市水道事業におきましてはマイナスの168%ということでありまして、まあ曾於市水道におきましては1年8カ月収入がなくてもやっつけていける現状にあるということでもあります。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

一例は挙げられましたけれども、1年8カ月は、これ平均的な数字じゃないですよ、だから2年以上はあるでしょう。つまり、1年あるいは2年あるいはそれ以上全く収入がなくても100%運営ができるんです。その判断ものさしで昨年度の決算で資金不足については問題ないといった、そうした分析手法が経営分析として本当になじめるかなんです。例えば翻って一般会計をみた場合に、いろいろ指標がありますけれども、一般会計の場合は全然違うでしょう、財政的な各分析を見た場合は、1年、2年、3年単位のぶんじゃないです。数カ月単位で見てどうかっていう、そうした財政分析なんです、指標なんです。余りにも現実から見てかけ離れているんじゃないかっていう。

分析的に一番よく御存じの担当課長でありますので、ある面では決算的な提案でありますので分析的に答弁してください。

そしてやはり客観的に見て、市長が言われた市民から見てもやはり現状になじまない数字であったら、これを国にやはり数値は大事けれども、数値の見直しを要望するのが地方自治体なんです。そうした立場に立ってほしいんです。そうでない

と意味のないことを毎年繰り返すことになるんです。

その点で3回目の質問でありますので、分析的な立場での、繰り返しますが、答弁をしていただきたいと思います。

○水道課長（福岡隆一）

先ほども申しましたように、総費用に対してプラスが出ますとそれにつきまして、は再建計画を出して再建をしないといけないということではありますが、今のこの現状ではマイナスということで予算不足比率は発生していないということで報告をしているわけでありまして、その分析的なことがどういうことであるかというのは私のほうでもまだ検討しておりませんので、今後検討してまいります。

終わります。

○5番（山下 諭議員）

この報告第10号は水道事業の決算の結果に基づくものでございますので、この日程の10号によりまして水道事業の決算は私ども建経委員会に付託される予定になっております。ですから、24年度の決算が正しく行われているかどうかということは今から委員会で審査して認定する次第でございますけれども、その前に法律の定めだということで、私、議会運営委員会で申したんですけれども、この比率の報告がなされております。結果としては別に問題ないということでございますけれど、私はこの決算が済んだあと、決算と一緒に報告すべき問題じゃないかと。市のほうはされておりますけれども、それは、いい、悪いは決算が済まなければ数字は、結果がよかったと。この通りだということでできない意見を持っておりますから、それは申し上げておきますが、質疑したいことは、この議案の報告の第10号です。不足比率の報告ということで、どういう結果でこれが計算されて不足比率になったという資料が全然ついていないわけです。今、徳峰議員の質問があったように、監査委員の意見書にはついておりますけれども、こっちのほうにはついていないから、どういう計算でマイナスになったんだということがわかりませんので、やはり今度においては一般会計の分も今後出てくると思うんですけれども、これについてやっぱしそういう計算をした結果こういうことであったということについては添付すべきじゃないかと。監査委員の意見書にはついていません。監査委員の意見書はもう審査された結果で各項目、各簡易水道ごとにはついておりますが、やはりこれは添付すべきだと思いますので、一般会計のものも今期会期中に出てくるという話を聞いておりますので、それについてはどのように考えていらっしゃるか考え方を聞いてみたいと思います。

水道のほうではつけられなかった理由というのは何かあったんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、御指摘があるように監査委員の意見書の中には23ページに資金不足の実績状況が詳しく書かれております。あくまでもこれは監査委員からの提案でありまして、この水道課の資料がないということでしたので、水道課長から答弁させます。

○水道課長（福岡隆一）

添付していなかったことについては深くお詫び申し上げます。計算表を今後提出するようにいたしますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については以上で終わります。

日程第9 承認案第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（和解の締結及び損害賠償の件について）

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、承認案第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（和解の締結及び損害賠償の額の件について）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第9、承認案第4号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

市道北俣馬立線で発生した窃盗事件について、示談書のとおり和解が成立したので地方自治法第179条第1項に基づき承認を求めるものであります。

事件は平成25年4月9日午前2時30分ごろから同日午前3時30分ごろまでの間、示談書乙1及び乙2が財部町北俣8665番地先の側溝に設置されていた曾於市管理の鉄製ふた約10枚を窃盗したものです。この事件については損害賠償金額は17万円ですが、この損害賠償金については平成25年7月24日に乙1及び乙2からそれぞれ8万5,000円ずつが支払われております。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○13番（渡辺利治議員）

ただいまの示談の件でございますけれど、7月26日限りとあって、その前の24日

に支払があったと今、市長のほうから説明がありましたけれど、これについての形があらわれておりませんが、どのような方向で処理しておりますか。

それと2点目でございますが、約10枚で約17万円の支払金に対して実際加害者が払うのは確定の17万円とありますが、これが捜査の段階ならば約という文言を使ってもいいんじゃないかと思いますが、こういった示談が成立した中での約というのはいかがなものでしょうか。

そしてまた、約10枚を弁償しているわけですが、その設置状況と設置費についてはどうなっているのかを伺います。

○市長（五位塚剛）

詳しくは担当課長から答弁させます。

○建設課長（高岡亮蔵）

今回の示談の件でございますが、まず入金については7月24日にごさいました。これにつきましては示談の当初申し入れがありましたとき、6ページにごさいます2人の弁護士、これはこの事件の国選弁護人ということでございましたが、安田弁護士と河合弁護士の2名が代理ということになっております。そのうちの河合弁護士のほうより連絡がございまして、示談を結びたいということでそのお金も既に預かっているということでございまして、7月24日に、この河合総合法律事務所より振込みがあったところでございまして、これは雑入で受けております。

それから、17万円ということで金額としては確定いたしております。これにつきましては、実際の被害額はもっとまだ大きいわけでごさいます、実際は定価で申し上げますと70万6,000円程度でごさいます。そのうちもう既に20年ほど設置してから経過しているということで、その4割を私どもとしては警察のほうに被害額と。まあ警察のほうの時価で被害額を提出してくれということでございまして、その約4割、28万2,600円を損害額として警察のほうに被害届を出したところでございまして。

今回はそれに対しまして、そのまた約6割の17万円ということでの示談の締結ということに至ったわけでごさいます。

時期につきましては約20年程度と考えております。

設置状況につきましては、鉄製のふたでごさいます、グレーチングの網目状のふたでごさいます、コンクリートふたの間にとりどころ集水力を高めるために設置しているふたでごさいます。

○13番（渡辺利治議員）

たしかに支払われては、今、言われたとおりですが、でも雑入としては経済課分で上がっているんですが、詳細がちょっと書かれておりませんがこれはなぜで

すか。

それと、金額が今のおり年数によってのその当時のものであったから約4割か、そう言われたんですが、これもしっかりと書くべきであると思います。

それと、損害金額は約幾らということで本人も納得して17万円を出したんだけど、じゃあなぜ蓋板が約10枚となるんですか。ちゃんと測ればそれはちゃんと出るはずですよ。なぜ約で出すんですか、こう。

sonだけです。

○建設課長（高岡亮蔵）

約という表現がしてありますけれども、その当時私どもの被害届は当初9枚で出したんですけれども、あとで再度確認しまして10枚に訂正したところでございました。そういった関係からだとは思いますが「約」そういった表現がなされたのかなと思っております。確定の数は10枚でございます。

建設課の雑入で一応収入を受けておりますけれども、これがまた12月補正等でまた収入で計上したいと思えます。補正で計上いたします。

○13番（渡辺利治議員）

今、補正で上げるって言ったけれど、もう現に7月24日に入っているわけでしょう。今回議会があるわけだから、これちょっとおそすぎますよ。だから、今回こうして示談で上がるんだったら同時に計上すべきなんです。これが基本中の基本です。

あと、「約10枚」というのもこれは本当ならば削除しなければならないと思えますので、その点について一言だけお願いします。

○建設課長（高岡亮蔵）

ちょっと総務課等とも相談、また調査いたしまして、また後で御報告申し上げます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（山下 諭議員）

側溝蓋が盗難に遭ったということでございまして、私どもの建経委員会には農道から市道、側溝をかけてくれという要望がいつも出てきまして予算化をされております。

そこで2、3。これはもう報告でございまして質疑いたしますが、場所が財部の通称農面道路と言っていると思うんですけれども、自治会が板越のところだろうと思います。この窃盗の方の住所の方はどこの方なのか。これ、全然出てきていないですね。これですね。

それから、これに対する警察はどのような対応をしたのかということが2点目。

それから、この窃盗事件というのは今までなかったのか。今回が初めてなのかということ。こういう示談の報告は初めてのような気がするので、もう市の市道・農道を含めてなかったのかということでございます。

それから4点目に、そういうグレーチングが設置されているところはたくさんあるようでございまして、その管理はどのようにしているのかと。盗難防止の管理はどのようにしているのかということでございます。財部の白鹿峠のほうに上がってみました。ところがその白鹿峠の坂中にはたくさんこのようなグレーチングをしてありまして、盗難防止で処置されたと思いますけれどもカラーで「ソ」というのがずっとこう入ってございましたけれども、ああいうところはしておりますが、まだしていないところがたくさんあるようでございますが、いわゆる側溝蓋の、特にこのグレーチングの盗難防止の管理法というのはどのようにされているのかということをお伺いいたしておきます。

○市長（五位塚剛）

市内には市道及び農道等相当あります。この間、鉄くずの高騰によりましてこういう窃盗がこの間ありました。今回初めてこういう形で出てまいりましたけれど、盗難防止という対策については、今、指摘されたような形でスプレーをかけているところもありますが、なかなか目に見えないようなところについては結果的にこういうような形での盗難があったようでございます。今後はどのような形が一番いいかということも含めて、担当課とも検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

住所につきましては2名とも大隅町中之内の方ですけれども。その程度でよろしいでしょうか。

○5番（山下 諭議員）

はい。

○建設課長（高岡亮蔵）

それから、警察の対応はということでございます。実は今回のこういったグレーチングの盗難事件に関しましては平成23年の8月のころからあちこちで発生しまして、新聞等でもありましたように大隅半島を中心に広域的にこういった窃盗事件がずっと続いておりました。曾於市で被害が最初にありましたのが平成23年の8月、それから最後が平成25年の5月でございます。その間、被害を受けたところにつきましては警察に全て被害届を出しまして、警察のほうも鹿屋署のほうを中心ということでしたけれども、いろいろ捜査をされておったようでございます。

そういったことで、その結果、今回この2名の方は逮捕されましたけれども、そ

の逮捕された2名の方の確定した事件としましては全てで16件あるんですけれども、そのうちの8件をこの2名がしたということで警察のほうは確定しているようでございます。

盗難防止策でございますけれども、今回は人通りの少ない道を選んで、また夜間にこういった窃盗をおこなっているということで、対策として私どもも赤いペンキをグレーチング等に吹きかけまして、それがどこか持ち込まれればすぐそういった証拠にもなるがということで、そういったこともしたわけでございます。そのほかもグレーチングを何枚か横断等の場合は溶接してしまうとか、そういった固定の仕方等もいくつかの場所ではしたところでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

渡辺議員と山下議員がもう私の質問項目ほとんど質問されましたけれども、1点だけ関連して。山下議員の質問に関連しまして、この乙の1と乙の2ですね、いわばはっきりいって盗んだ方の名前が記載されていないんですね。弁護士を立てたとしても議会に正式に提案されるこうした報告義務事項において一番当事者の住所・名前が書いていないのはいかがなものかと基本的には思うんですよ、基本的には。

この点については全国もいくつも例があると思うんです。このこうした盗難に限らず。どこまでその当事者の身分を住所を含めて明らかにしていいのか。あるいはそれは基本的にはどこまで明らかにすべきかどうかというの是一方の当事者曾於市のいわば裁量に任されているのか。これはきちっとした、しっかりとしたひとつの事例があると思うんです。それに照らしての今回の明らかにされていない住所が報告だと思っんです。その点について答えていただきたいと思っんです。

私は基本的にはやはり盗んだってということがはっきりしている以上、出すべきだと思っんです。個人的にはそう思っっております。ここは議会ですから。その点を含めて報告してください。

○建設課長（高岡亮蔵）

今回の事件につきましては、この乙2名は逮捕されましたことは新聞等でも報道がございまして、そのあと拘置されている状況であると思っしております、その2名の代理人としてここに乙1、乙2の国選弁護士が、2名が代理として示談を結びたいということでございまして、今回その2名の住所については表記をしなかったところでございまして。

○21番（徳峰一成議員）

私の質問にかみ合っていない部分があります。

私が申し上げたのは、それはもう見たらすぐわかることなんです。私としてはそ

うした方の、当事者の身分ていいますか、名前もそうであるし、もちろん住所です。どこまで出したらいいのか、あるいは出さなければいけないのか、出さなくてもいいのかはどこまで地方自治体の、今回の場合は曾於市の自由裁量に任されているのか。あるいは任されていない部分が法律上というか、国の指導上もあるのか。そこを全然、私を含めてもそこがわからないと思うんですよ。

だから、そうした事例に従って答えていただきたいと思うんです。弁護人がいるからもうっていうことは一つの理由にはなりますけれども、しかし全面的には私はそれは説明にはならないと思うんです。一つの側面の説明であって。そうした意味で答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

今回初めてこういう形での示談書が出てまいりました。また、相手の方が弁護人を立てての状況でありましたので、今指摘があったことも含めて今後どうあるべきかということも検討はしたいと思います。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

きょうの段階で、課長、わからなかったらわからなくていいんです。わからなかったらわからなかったで了解いたしますので。わかっていたら答えてほしいと思うんです。

○建設課長（高岡亮蔵）

ちょっと私のほうもそこいらの把握はいたしておりませんので、また調べてみたいと思います。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（大津亮二議員）

同僚議員から質問もあったところですが、少し出なかったところだけをお聞きしたいと思います。

このような窃盗事件での示談書ということが出たのは市長が言われたように初めてでございますが、これまでこの窃盗事件というのはかなり多く市内で発生しているんじゃないかと思うんですが、先ほどあった件数はこの方々が窃盗された件数だと思うんですが、曾於市で発生したこの部類の件数をまず1点目教えてください。

それと2点目は、今回の示談書に至ったのは鹿屋警察署でのという話ですが、曾於市だけがこのような示談書だったのか、それともこの被告の方々は何箇所か示談書を成立させたのか。これが2点目。

それと、このような曾於市の備品関係が窃盗され、盗みに遭った場合、今回のこ

の示談の中でも時価評価額でということですので、示談にあってもかなりの損害を受けるということになります。その残額関係について、このような場合には保険関係は対応はできないのか。そこも教えていただきたいと思ひます。

○市長（五位塚剛）

先ほども申し上げましたが、ここ数年お茶畑の電線のケーブル、またJA等の空調機の室外機、また曾於市内の大隅の一部施設の室外機とかいろんところで窃盗があるようでございます。全体的な数というのは把握はしておりませんが、残念ながらこういう状況は現実起きているというのは事実でございます。警察ともまたいろいろ関係機関とも協力しあって、そういうことがないようにしていきたいと思ひますけれど、窃盗をする方々はどんな形でも窃盗をするような状況ですの
でなるべく被害がないようにしたいと思ひます。

あとについては担当課長から答弁させます。

○建設課長（高岡亮蔵）

今、私どもが把握しています市道のこういった今回のグレーチング等の窃盗に関しましては全体で16件ございまして、この今回の乙1、乙2、2名の犯行といひますか、それがそのうちの8件ということで約半分ということになります。

警察のほうからはまだほかにも犯人がいるんだということで、そちらのほうの捜査はまだ続いていると思ひますけれども、この弁護士から示談があったときに、他の示談等はどうなっているのかというようなことで尋ねたわけですけれども、弁護士としてはこの事件のことしか話せないということでございまして、そのほかの件についてはちょっと情報を持っていないところでございまして。

保険対応についてはちょっと詳しくまだ調査はしておりませんので、これからできるのがあるのか。まあ多分私はないとは思っているんですけども、また詳しく調べてみたいと思ひます。

○18番（大津亮二議員）

確認ですが、曾於市だけが示談書が成立したのかという、ただそれだけのことで
す。あと残り。曾於市だけで事件が発生したわけでないような気もするわけですけれども。鹿屋警察署で捕まったんですかね。その中で曾於市だけなのか、志布志市も鹿屋市も示談書が成立したのかという、そういうところをお聞きしたかったところ
です。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

曾於市との示談のみであとのことについてはちょっと情報を持っておりません。
他市町村のほうで示談がどうであったのかというのは、今わからないところでござ

います。

○水道課長（福岡隆一）

先ほど徳峰議員の1回目の質問の1番目の質問で20%は何に基づいて決められているかということで。その時、ちょっと資料を見つけ出せませんでしたので、ただいま報告いたします。

資金不足比率については経営健全化基準は現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して20%（営業収益、年の5%程度の合理化努力の4年分）ということで20%としているということを言われています。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、承認案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第4号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、承認案第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（和解の締結及び損害賠償の額の件について）は承認することに決しました。

た。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第11 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷口義則）

次に、日程第10、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第11、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの2件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第10、諮問第4号から日程第11、諮問第5号まで一括して説明いたします。

まず、日程第10、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

現委員である住吉勉氏の任期が平成25年12月31日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

次に、日程第11、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

現委員である伊尻可壽代氏の任期が平成25年12月31日をもって満了となるため、後任として南脇ちよ子氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

今後副市長を初めとして、今回の人権擁護委員、いわゆる広くいいまして人事案件が議会に提案等されることが多かろうと思うんですが、私はやはり議会や市民からみてしっかりとわかる形でこの提案の経過を含めて納得できる形でこのようにな

りましたという報告答弁ができる形を今回からつくることが非常に、私は大事ではないかと思えます。

そうした観点から、まず第1点の質問でありますけれども、今回のお二人を推薦されたこの間の経過、結果としていつ、それぞれ御本人の承諾があったのか。そしてこの間の、3点目、経過の中で直接市長がお願いをされたのか。あるいは人を介してされたのか。

もうついでに全部質問いたします。

4点目に、旧町ごとの現在の人権擁護委員の方々はそれぞれどなたであり、それぞれあわせて何名おられるのか。

以上、4点です。

○市長（五位塚剛）

人権擁護委員という方々の御仕事は市民にとっては大変大事な御仕事であります。そういうことで住吉勉さんについては、この間、現職の中で活動していただきましたので、任期が切れると同時に再度担当課のほうでお願いしたところ、同意をいただいたものでございます。

また伊尻可壽代氏については、健康上の理由で辞退の申し出があり、その後継者としていろいろな対象者がありましたけれども、最もふさわしい方ということで担当課のほうで南脇ちよ子氏を、お話がありました。直接私の指示ではありませんけれども、過去の経歴を含めて一番ふさわしいということで今回お願いをしたところでございます。

あとについては担当課からお答えさせます。

○市民課長（久留 守）

今の質問の中なんですけれども、いつ承諾したかという質問でございますけれども、8月7日に御二人とも承諾をしていただいたところでございます。8月7日でございます。

それから、曾於市の現在の人権擁護委員の人数という質問がございましたけれども、末吉地区でございます。3名でございます。男性が1人。

（何ごとか言う者あり）

○市民課長（久留 守）

末吉地区は中山壽子さん、大窪義孝さん、山之内チヨ子さんの3名でございます。大隅地区でございます。3名いらっしゃいます。幸田貞文さん、永山たみ子さん、持田初穂さんでございます。

財部地区でございます。山口紀志子さん、住吉勉さん、伊尻可壽代さん。

計9名の委員の方がいらっしゃいます。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、諮問2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

ここで意見調整のため、しばらく休憩いたします。議員の皆さんは議員控室にお集まり願います。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時26分

再開 午前11時31分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議題となっております諮問2件について、採決いたします。採決は1件ずつ行います。

お諮りいたします。まず、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申することに決しました。

お諮りいたします。次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦につい

ては、適任である旨、答申することに決しました。

-
- 日程第12 認定案第1号 平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第58号 曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第59号 曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第60号 曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第61号 曾於市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第17 議案第62号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について
- 日程第18 議案第63号 曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について
- 日程第19 議案第64号 財部町高等学校生徒就学援助費補助金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第20 議案第65号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）
- 日程第21 議案第66号 財産の無償譲渡について（旧南之郷中学校）
- 日程第22 議案第67号 財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約の変更について
- 日程第23 議案第68号 平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分について
- 日程第24 議案第69号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）
- 日程第25 議案第70号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）
- 日程第26 議案第71号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第12、認定案第1号、平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定についてから日程第26、議案第71号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）までの以上15件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第12、認定案第1号から日程第26、議案第71号まで一括して説明いたします。まず、日程第12、認定案第1号平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定について説明いたします。

水道事業は、住民の健康で豊かな生活を支えるため、本来の事業目的であります

市民への清浄で豊富な飲料水の供給に努めるとともに、衛生の向上と生活環境の整備充実を図るものであります。

平成24年度の供水戸数は1万4,284戸となっております。また、収益に影響がある有収水率は87%で、給水家庭における1カ月当たりの平均使用水量は19.9m³、使用料は消費税抜きで平均2,757円となりました。

工事等につきましては、本管の布設替え10件の建設改良工事を実施し、あわせて財部水道事業馬立水源地電気設備工事ほか12件の建設拡張工事を実施し、安定した水の供給確保を図っております。

それでは、決算の概要について説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入合計は、消費税抜きで5億3,919万6,521円で、主なものは水道使用料の4億7,263万5,558円で収入総額の87.7%となっております。支出合計は、4億4,733万8,414円で、当年度純利益は9,185万8,107円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入においては、企業債7,500万円となりました。支出においては、税抜きで総額2億5,449万5,509円となり、その内訳は建設改良費1億7,324万9,483円及び企業債元金償還金分8,124万6,026円となっております。

税を含めまして資本的収入が資本的支出に不足する額1億8,813万9,876円は、過年度分損益勘定留保資金1億6,449万5,509円、過年度分利益剰余金1,500万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額864万4,367円で補填しております。

詳細につきましては、決算書、決算説明書及び監査委員の決算審査意見書をごらんください。

次に、日程第13、議案第58号、曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、この改正のうち一部のものについて地方税法施行例の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、曾於市税条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては第47条の2及び第47条の5は公的年金からの特別徴収について年金所得者の納税の便宜や徴収事務の効率化の観点から見直しを行うものであります。

附則第7条の4から附則第19条の2まで及び附則第20条の4は金融所得課税の一体化を拡充することにより個人投資家の積極的な市場参加を促す環境を整備するための改正であります。

また、附則第19条の3から附則第20条まで附則第20条の3及び附則第20条の5は単に課税標準の計算の細目を定めるものであり、条例の性格を踏まえ削除するものであります。

改正後の各条項の施行期日及び経過措置についても附則に明記されております。

次に、日程第14、議案第59号、曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、この改正の一部のものについて地方税法施行例の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正するものであります。

内容については、災害による市民税の減免の基準となる合計所得金額に含まれる所得金額の規定を改めるものであります。附則は施行期日及び適用区分を規定するものであります。

次に、日程第15、議案第60号、曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、この改正の一部のものについて地方税法施行例の一部を改正する法令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、曾於市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、附則第3項から附則第7項まで及び附則第14項は金融所得課税の一体化の拡充により所得割の算定における特例について所要の整備を行うものであります。

また、附則第8項、附則第9項、附則第11項及び附則第15項は単に課税標準の計算の細目を定めるものであり、条例の性格を踏まえ削除するものであります。

施行期日及び適用区分については附則に明記されております。

次に、日程第16、議案第61号、曾於市子ども・子育て会議条例の制定について説明いたします。

平成24年8月に成立しました子供・子育て支援法第77条第3項の規定に基づき、同条第1項に定める子ども・子育て支援事業計画の策定、施策の推進等を合議する機関として設置する曾於市子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

また同時に附則におきまして、曾於市非常勤職員の報償及び費用弁償の支給に関する条例第2条第1項第1号の表に子ども・子育て会議委員日額5,350円を加える条例改正を行うものであります。

次に、日程第17、議案第62号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について説明いたします。

平成26年4月1日に開校する県立曾於高校の在学学生及び学校に対し、曾於市として総合的な支援策を実施することによって生徒の確保及び同校の充実・活性化に資するとともに、本市教育の振興を図ることを目的として本案を提案するものであります。

第3条第1項では支援対策事業の実施について、同条第2項で在学学生等に対する支援対策事業について、同条第3項で曾於高校に対する支援対策について規定しております。

第4条で支援対策事業の目的・対象基準及び支援の内容について別表により定めたところであります。具体的には在校生に対する支援対策として①中学校スクールバス活用事業、②制服等購入費補助事業、③遠距離通学費補助事業、④資格取得支援事業、⑤大学等進学祝金贈呈事業の5事業を、曾於高校に対しては①部活活動活性化支援事業、②全国大会等出場支援事業、③夢実現チャレンジ支援事業、④広報支援事業の4事業を実施します。

第5条では中学校スクールバス活用事業にかかわる利用申請について規定しています。なお、スクールバスの利用については無料とします。

第6条から第8条については支援対策事業にかかわる申請手続き、交付決定について規定しております。

第9条は教育委員会規則へ委任規定であります。

なお、この条例の施行期日は平成26年4月1日であります。

次に、日程第18、議案第63号、曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について説明いたします。

大隅地域における鹿児島県公立高校の再編により鹿児島県立末吉高等学校、岩川高等学校及び財部高等学校3校が平成28年3月31日をもって閉校しますが、曾於市として総合的に支援し、保護者の経済的負担の軽減並びに3高校の教育活動等の充実に資することを目的として本案を提案するものであります。

第2条第1項では支援対策事業の実施について、同条第1項で在学学生等に対する支援対策事業について、同条第3項で3高校に対する支援対策事業について規定しております。

第3条で支援対策事業の目的・対象基準及び支援の内容について別表により定めたところであります。具体的には在校生に対する支援対策として、資格取得支援事業の1事業を3校に対しては、①全国大会等出場支援事業、②教育活動支援事業の2事業を実施します。

第4条から第6条については支援対策事業にかかわる申請手続き、交付決定について規定しております。第7条は教育委員会規則へ委任規定であります。

この条例の施行期日は平成26年4月1日であります。

また、この条例は平成28年3月31日限りその効力を失うものであります。

次に、日程第19、議案第64号、財部町高等学校生徒就学援助費補助金条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

大隅地域における鹿児島県公立高校の再編に伴い、鹿児島県立財部高等学校が平成28年3月31日をもって閉校することに伴い、新入学生に対して実施してきた財部町高等学校生徒就学援助費交付事業が終了するため本案を提案するものであります。

この条例の施行期日は平成26年4月1日であります。

次に、日程第20、議案第65号、財産の取得について説明いたします。

曾於市消防団財部方面隊中央分団の水槽付消防ポンプ自動車の購入につきましては、8月21日に指名競争入札により執行しましたが、初動入札及び再度入札において予定価格に達しなかったため随意契約へ移行し、最低入札価格者から見積書を徴した結果、株式会社熊谷消防設備が予定価格の範囲内である2,972万5,500円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

入札参加業者名、水槽付消防ポンプ自動車の仕様につきましては参考資料を配布しておりますのでごらんください。

次に、日程第21、議案第66号、財産の無償譲渡について説明いたします。

旧南之郷中学校校舎を地域密着型サービス施設であります小規模特別養護老人ホーム29床及び認知症対応型グループホーム9床に大規模改修するにあたり財産の無償譲渡をするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により本案を提案するものであります。

譲渡財産は校舎の普通教室棟と特別教室棟の2棟及び両教室をつなぐ渡り廊下であります。無償譲渡をする相手方は曾於市末吉町南之郷の社会福祉法人南之郷理事長富永勇次氏で無償譲渡日は平成25年10月1日であります。

次に、日程第22、議案第67号、財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約の変更について説明いたします。

平成25年4月30日に可決された議案第42号に基づいて締結した財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約について、平成25年度公共工事設計労務単価の運用にかかわる特例措置により受注者から新労務単価に基づく契約変更の協議の請求を受け契約金額を増額する必要があるため、当初契約金額2億7,279万円を2億

7,823万6,000円に増額して変更契約を締結するものであります。

詳細につきましては、参考資料を配付しておりますのでごらんください。

次に、日程第23、議案第68号、平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分について説明いたします。

本定例会に提案しております認定案第1号、平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定に伴い、当年度未処分利益剰余金4,737万1,653円のうち、減債積立金へ800万円、建設改良積立金へ3,897万2,935円を積み立てて、残額の39万8,718円を翌年度繰越利益剰余金として処分するものです。

次に、日程第24、議案第69号、平成25年度曾於市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に6億4,653万7,000円を追加し、総額を229億7,827万2,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正でありまして、5ページの第2表のとおり、農業基盤整備促進事業負担金ほか2件を追加し、県営シラス対策事業負担金ほか5件を変更するものです。

それでは、予算の概要を配付してあります補正予算提案理由書により説明いたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正の歳入については、県補助金のかごしま園芸産地整備事業費補助金1億908万円、鶏肉・鶏卵生産効率化事業費補助金2億4,000万円、減免発生農業用施設災害普及費補助金4,470万円、財産売り払い収入の地域商品券売り払い収入9,700万円、前年度からの繰越金9,856万7,000円、市債の農業基盤整備促進事業負担金4,480万円、災害復旧費として現年発生農業用施設災害復旧費2,590万円の追加が主なものです。

歳出については、定住促進対策事業2,929万6,000円、かごしま園芸産地整備事業1億2,369万6,000円、鶏肉・鶏卵生産効率化事業2億4,000万円、地域商品券発行事業1億160万円、現年発生農地復旧費902万4,000円の追加が主なものです。

次に、日程第25、議案第70号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に27万5,000円を追加し、総額を61億6,986万4,000円とするものです。

それでは、概要について補正予算提案理由書により説明いたしますので、4ページをお開きください。

今回の補正は、高齢者医療納付金の確定によるもので、歳入については繰越金を27万5,000円を追加し、歳出については後期高齢者支援金等を7,000円、前期高齢者納付金等を26万8,000円追加しています。

次に、日程第26、議案第71号、平成25年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費の既決予定額に300万円を追加し、予定額を4億8,456万7,000円とするものです。

第3条は資本的支出の既決予定額に1,400万円を追加し、2億3,433万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正の収益的支出については、末吉簡易水道事業の漏水調査業務委託料80万円及び施設修繕費220万円を追加し、資本的支出について末吉上水道事業の上町地区水道管布設工事請負費1,400万円を追加しています。

以上で、日程第12、認定案第1号から日程第26、議案第71号まで一括して説明いたしました。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9月10日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時57分

平成25年第3回曾於市議會定例会

平成25年9月10日

(第2日目)

平成25年第3回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成25年9月10日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

- 通告第1 渡辺 利治 議員
- 通告第2 徳峰 一成 議員
- 通告第3 大津 亮二 議員
- 通告第4 迫 杉雄 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 今 鶴 治 信 | 2番 九 日 克 典 | 3番 八 木 秋 博 |
| 4番 土 屋 健 一 | 5番 山 下 諭 | 6番 原 田 賢一郎 |
| 7番 山 田 義 盛 | 8番 大川内 富 男 | 10番 大川原 主 税 |
| 11番 吉 村 幸 治 | 12番 （ 欠 員 ） | 13番 渡 辺 利 治 |
| 14番 海 野 隆 平 | 15番 久 長 登良男 | 16番 （ 欠 員 ） |
| 17番 漆 間 純 明 | 18番 大 津 亮 二 | 19番 迫 杉 雄 |
| 20番 坂 口 幸 夫 | 21番 徳 峰 一 成 | 22番 谷 口 義 則 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 9番 西 川 熊 則

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二
参事補 宇 都 正 浩

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市 長 五位塚 剛 教 育 長 植 村 和 信
総 務 課 長 大 窪 章 義 教育委員会総務課長 永 山 洋 一
大隅支所長兼地域振興課長 小 濱 義 洋 学 校 教 育 課 長 森 山 勇
財部支所長兼地域振興課長 小 松 昌 寿 社 会 教 育 課 長 中 峯 健一郎

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	経 済 課 長	富 岡 浩 一
財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
税 務 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
市 民 課 長	久 留 守	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
保 健 課 長	大休寺 拓 夫	水 道 課 長	福 岡 隆 一
福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次	会計管理者・会計課長	中 山 浩 二
		監査委員事務局長	高 橋 和 弘
		農業委員会事務局長	切 通 宏

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○13番（渡辺利治議員）

13番、渡辺利治議員です。通告書に基づき、市長へ質問いたします。

今回の選挙で、過半数を少し超えた得票により当選されました市長は、わずかに及ばなかった市民への厚い配慮を忘れることのないよう望むところでございます。

まず、市長の党籍について伺います。何人も信仰、党派等に束縛されないのが今日の世であります。別に共産党を否定するつもりはありませんが、今回の選挙に当たり、市長は18歳で共産党員となり、ずっと続けておったと思います。

今回、議員を辞職し、市長へ立候補したときに、無所属で市民へ、私は共産党じゃないんだよ、無所属なんだよと、運動員を初めマニフェストで訴えていたと思いますが、実際のところどうであったのか、説明を求めます。

次に、国歌、国旗、それと自衛隊に対する考えを市長としてどう考えておられるのか、答弁を求めます。

2番目の所信表明については、当然、市長としてその思いを描き、実現に向け、市民のトップとしての責任者として、構想を有権者へ訴えてきたと思いますが、私は、その11項目について通告いたしております。

まず、フラワーパーク建設に、13億円を前面に出して反対を訴えておりましたが、全てを知り尽くしておるのに、なぜ間違った計画を堂々とアピールしたのか、説明を釈明を求めます。

2番目の跡地利用問題については、市と売買契約された土地については、土地の支払いがあり、当然、市有地として残るわけですが、その活用方法についての見解を求めます。

③は、敬老の日が近づいて来ましたが、長寿命国となった今、たくさんの方々へ

お祝いのしるしとして、気持ちとして給付するものを節目でなく、75歳以上に全員支給を公約の一つに挙げておりましたが、3月の当初予算で議決された案件をどう受けとめているのか、その考えを伺います。

④は、これまで民生委員の方々へ配布をお願いしていたが、今回より職員までもが配布しなければならない受給者が増加してきたわけですが、ただでさえ残業をして、激務をこなしている職員に負担がふえたけれど、これでいいのか伺います。

⑤医療技術の発達、福祉施設の充実、保健指導等の普及効果で、ますます高齢者はふえておりますが、今後も予算の、これに対する見解を求めます。

6番目です。退職金については要らないと公約に掲げながら、いざ当選すると、県市町村総合事務組合と協議しないとわからないと述べておりますが、おかしくないですか。考えを述べてください。

⑦です。子育て支援についての財政の裏づけはどうなっているのか、しっかり示していただきたいところです。

⑧この子育て支援事業には、園児を持つ母親、そして、若い人々からは受けもよかったかもしれませんが、市民に訴えるときはしますと訴えておきながら、断言しておきながら、検討していくと、できないかもしれないような表現と受け取れるが、市民だましではないのか、市長の言いわけを述べてもらいます。

⑨です。曾於市は、中学校卒業時まで医療費の無料化をしておりますが、今回の公約で、高校卒業生まで延長していくようだが、義務教育でない今の状況で、高校卒業生と断言するのは、高校に行かない、行けない人たちへの差別文言ではないのか。また、それを予算計上を示していただきたいものです。

⑩市独自で、年金でも入所できる施設をつくりますと走り回り、有権者を喜ばしていたのに、今ではほかの公約同様に絵に描いた餅であり、一つも整合性がありません。これ、どう説明しますか。

最後に11番目、市の基幹産業である農業に対する考えが余りにもお粗末で、所信表明であるこれが、納得するものではありません。もう少し突っ込んで示すべきであります。どう考えているのか。まして大事な教育の点には一つも触れておりませんが、おかしく思いませんか。市長の答弁を求め、1回目の質問を壇上から終わります。

○市長（五位塚剛）

市長の五位塚です。もし傍聴者の方で入れない方は、向こうのほうでテレビのほうもありますので、利用していただければありがたいなと思います。

それでは、渡辺議員の質問に答えたいと思います。

市長の党籍について、市長選挙立候補時では無所属とのことであったが、実際は

どうであったのかということでございますが、3月26日、議員退職後のマスコミのインタビューでも、私は共産党員ですが、無所属での出馬を表明いたしました。また、7月15日、立候補の市への届け出も無所属で行いました。

2の市長の国歌、国旗、自衛隊に対する考え方はどうなのかということでございますが、日本という国は、法律で決められておりますので、基本的にはもう尊重するのが当たり前だと思っております。国旗も、同じく法律で決められておりますので尊重いたします。自衛隊も、同じく法律で決められておりますので尊重をいたします。

所信表明について、①フラワーパーク建設に13億円で反対とあったが、計画では全体計画で13億円であり、間違いである、どう釈明するのかという質問でございます。

パークゴルフ、グラウンドゴルフを含めたフラワーパーク建設事業、13億円の全体計画の白紙を私は訴えたものでございます。

次に、跡地利用についてどうするのかということでございますが、胡摩の跡地利活用についての検討委員会を設置し、また、委員の方々には現地にも出向いていただき、利活用に関する考えや意見等を伺いたいと思います。

3番目の長寿祝金給付については、当初予算を通すべきであるが、議決事項についての考え方を問うということでございます。

長寿祝金については、平成25年度当初予算において、節目支給により積算し、予算議決をいただいたものを、今回、年度途中において予算の範囲内で全員支給に変更するところであります。

議会との関係において、予算執行のあり方としては、本来の執行方法ではないかもしれませんが、今回の市長選挙の経緯や、私が市長に就任した時期等を勘案しまして、市長の裁量の範囲内と考え、決断したものであります。

職員の長寿祝金配布の負担に対する考えはということでございますが、今回の長寿祝金配布につきましては、75歳以上から84歳までの5,929人分を市職員332人で配布、85歳以上の2,989人分を民生委員106人の方々に配布することといたしております。現在、配布中であります。

職員については、1人当たり平均18件程度の配布となりますが、通常の業務が多い中での配布作業となりますので、相当程度の負担はかかると思いますが、職務の一環として、それぞれの課、局の中で、業務の連携を図っていただきながら、通常の業務も支障なく遂行できるよう調整をお願いしているところでございます。

⑤高齢化に伴い対象者がふえるが、今後の予算はどう対応するのかという質問でございます。

人口推計等によりますと、ここ数年の高齢者人口は増加し、その後は減少、しかしながら、団塊世代が75歳に達する時期から増加し、その後は急激に減少すると思われます。今後の予算については、全員支給を維持することを前提として、財政状況を見きわめながら対応してまいります。

6、退職金については、縣市町村総合事務組合と協議するとあるが、要らないと断言しており、おかしいのではないかという質問でございます。

退職金については、縣市町村総合事務組合と協議をしながら、退職金の不受給を前提とし、その方法の協議を進めてまいります。

7、子育て支援事業に対する財政の裏づけを詳しく示してほしいということでございます。

まず、保育料、幼稚園についてであります。保護者の負担を月額1万円以下とするためには、本年度の入所者数等で推計した場合、保育料で約9,240万円、幼稚園で約260万円、合計9,500万円の新たな負担が必要となる見込みです。今後については、財政状況等を勘案しながら、段階的实施を含めて積極的に検討してまいります。

また、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までの医療費の無料化については、直近の国保の医療費から市全体を推計したところ、年間約2,400万円の新たな負担が必要となる見込みです。これらの新たな負担については、一般財源で対応することになります。

8、公約では保育料、幼稚園の料金を1カ月1万円以内にするための助成を進めますとあるが、所信表明では検討していくと変わっているが、市民だましではないかということでございますが、子育てのしやすいまちづくりを進めていくには、保育料等の保護者負担金をできる限り低く抑えて、一人でも多くの子供を生み、育てていただくことが、市全体の活性化にもつながっていくと考えております。

最終的な目標としては、1カ月1万円以内をしたいと考えておりますが、財政状況等を勘案しながら、段階的实施を含めて積極的に検討してまいります。市民をだましているわけではありません。

9、高校卒業時までの医療費無料化は言葉の差別ではないのか、また、予算としてどれぐらい見ているのかという質問でございます。

所信表明の中で、高校卒業生までとお伝えしておりましたが、本来は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までとするべきであったと考えますので、訂正をさせていただきます。

予算といたしましては、平成25年度の予算が7,920万円ありますので、2,400万円をプラスいたしまして、1億320万円程度と見込んでおります。

10番、年金でも入所できる老人ホーム建設についての公約との整合性はどうかという質問でございます。

公約の年金で入居できる老人ホームを建設することにつきましては、法的な制約や補助金等の財源確保等も検討しなければいけませんので、少ない年金収入でも入れるような市単独の老人ホームが建設できないか、国・県に照会するとともに、全国の先進地事例等を調査しながら検討を進めているところであります。

同時に、本年度から実施しているグループホームの個人負担軽減についても、老人ホームとの均衡を保つために検討しなければならないと考えています。

11、市の基幹産業である農業に対する考えが余りにも期待を持ってない所信表明であり、もっと詳しく示すべきであるが、どうなのかということでございますが、所信表明では、紙面の関係で詳しく載せられませんでした。基本的には畑かん施設を利用して作物を栽培し、高品質・増収による農家の所得向上を図ります。

また、既存の市単独事業や、国、県の事業等を利用し、農家の負担軽減を図りながら、今後は農家が安心して出荷できるような加工・業務用野菜の取引を積極的に進め、農家所得の経営安定を目指します。

以上です。

○13番（渡辺利治議員）

市長、市長はボクシング知ってますか。ボクシング。

（何ごとか言う者あり）

○13番（渡辺利治議員）

そう、知ってますよね。チャンピオン戦になりますと、12ラウンド戦いますよね。今回、くしくも12人ですけど、1人はどっか味方がおったのかなと思うんですけど、今回は、課長がそこに座っておられて、セコンドはいませんよね。

○市長（五位塚剛）

はい、いません。

○13番（渡辺利治議員）

セコンドのいないチャンピオン戦、そういうのはないんですけど、いつぐらい人選の予定ですか。

○市長（五位塚剛）

渡辺議員のセコンドというのは、副市長ということだろうというふうに思いますが、副市長については、本議会において提案をしたいと思えます。

○13番（渡辺利治議員）

人選については、我々はどうか、とやかく言うことはできませんので、慎重にお願いします。

それでは、党籍は残したままで全てをやってこられたと理解してよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

はい、そのとおりでございます。

○13番（渡辺利治議員）

党籍は残したままで、現在も曾於市長としてリーダーシップをとるつもりでありましようが、それに変わりはありませんか。

○市長（五位塚剛）

はい、そのとおりです。

○13番（渡辺利治議員）

無所属であったと述べました。無所属の意味はおわかりでしょうか。

○市長（五位塚剛）

立候補するときに、政党で出馬する場合は、政党の公認ということをちゃんとその書類をもって届け出をするのが公認でございます。今回は、そのことをしておりません。無所属ということは、政党に属さないということでございます。

○13番（渡辺利治議員）

通常、無所属というのは、どこにも属さないから無所属なんです。それが、普通の解釈の捉え方なんです。ただ、立候補するときのあの用紙にはそのように書いてあっても、市民は絶対にそういうふうに思っておりません。私は無所属だよ、前回、共産党で出馬して涙のんだでしょう。だから、あ那时的悔しさがあったから、今回は無所属なんてという話も聞くんです。だからしっかりと、私は共産党議員の党籍であり、しかし、立候補の様式には、無所属で書いてもいいとあったからそうしたんですというぐらいちゃんと釈明すべきなんです。どうですか。

○市長（五位塚剛）

渡辺議員も良識ある議員の一人だと思っておりますが、今回の、私が市長選挙に立候補した経過というのは、フラワーパーク、この事業が市民の合意を得てない。どうしてもこれを中止するために、市民の会が結成されまして、市民の会から要請を受けました。市民の会からは、今回は共産党の公認ではなくて、無所属という形で立候補してほしいとの要請を受けましたので、共産党公認ではなくて、無所属で立候補をいたしました。

○13番（渡辺利治議員）

今から共産党員として、このリーダーシップをとるわけですけど、党本部とのかわりはどうなんですか。

○市長（五位塚剛）

共産党の中央委員会というのがありますが、共産党の中央の方々は、この曾於

市での共産党員の誕生を大変喜んでおられます。そして、市民のための市長として頑張ってもらいたいという要請も受けましたし、共産党の中央本部からあれをなさい、これをなさいという指示は全くありません。

○13番（渡辺利治議員）

あつてはたまったもんじゃありません。次に移ります。ほかの議員も、ちゃんとこれについてはまた質疑があると思います。

共産党議員団として、これまで一般会計、当初予算、そしてその年度に来る前年度の決算認定、これはどのような立場をとっておられたんですか。

○市長（五位塚剛）

これまでは野党的な立場で、共産党議員団はいろいろ問題提起をしながら、市民の立場に立って議会のチェックをしてまいりました。当然、その予算、決算について、市民の立場で問題があれば、当然ながら反対を表明をしながら問題提起をいたしましたので、今度は与党という立場でございますけど、それはまた政策提言を含めていろいろ提案していきますけど、与党との関係と、野党との関係は若干違うと思いますけど、今回の決算の提案は前市長が執行されたものについての提案ですので、基本的にはそれは尊重したいと思います。

○13番（渡辺利治議員）

確かに3月までは前市長の執行による、提案による、そして、議会で可決したものに對しての決算認定でございます。

ただし、五位塚市長は、それを百も承知で今回立候補し、当選し、それを当然、今回の会期内に上程しなければなりません。これはちゃんと決まっております。上程はするだろうと思っておりますので、それについて前の市長がしたからどうこうだということは、まずあり得ないと思います。前のときは反対だったんです。だから今回は、前のだったから、前のときの気持ちになって、この決算認定について、不認定でお願いするつもりはないんでしょうね。

○市長（五位塚剛）

そういう一議員としての立場と、首長としての立場というのは、これは違うと思います。基本的には、首長として提案する場合は、認定を前提として提案いたします。

○13番（渡辺利治議員）

それぐらい我々も十分、百も承知の上でありますので、決して長としての失態は出さないようにお願いします。

では、今、共産党の市長として携わっている役職があるんでしたら、掲げていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

共産党員としての役目ですか。

○13番（渡辺利治議員）

現市長として。

○市長（五位塚剛）

現市長として。

○13番（渡辺利治議員）

現市長として。そして、おまけに現市長は当然共産党員であるから。

○市長（五位塚剛）

現市長としての役職というのは、市長として当然充て職を含めていろいろあります。それは、前市長とまだ引き継ぎができないものについては、前市長が役職を持っております。

共産党員としての役職というのは、基本的にはありませんけど、共産党の大隅地区委員会の地区委員としてはありますけど、基本的には、今、任務をおろしていただくという方向で、なるべくそうしております。

○13番（渡辺利治議員）

民商とかいろいろありますよね。それを含めてですか。

○市長（五位塚剛）

後で、多分山下議員だと思いましたが。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

ですね、質問が来ておりますので、先に申しわけないですけど、お答えいたしますが、基本的には役員会開きまして、会長という役を解いていただきまして、会長代理をお願いして、一理事として、今、活動を始めてるところでございます。

○13番（渡辺利治議員）

通告書を見てから私も気づいたんですけど、私は、所信表明という形でくくって、後をあけております。ほかの議員の方は、そのものに対してあと含めておりますので、私の場合は中は多分見えなかったと思いますけど、今、続けておられる農業委員のことも、後の議員の方が質問するわけですけど、二、三——2点についてお願いします。お尋ねしますが、農業委員は、現在、続けておられますか。

○市長（五位塚剛）

私は、公職選挙法に基づきまして、日本共産党の公認で農業委員になりましたので、基本的には、私は辞職しておりませんので、今、続けております。

○13番（渡辺利治議員）

今回の任期中でやめるおつもりですか。

○市長（五位塚剛）

現在、市長として、また農業委員として活動しておりますが、後継者が、私の後継者ができる場合は、場合によってはもう交代することもあります。また来年の7月まで任期がありますので、農家の方々が、ぜひまだ引き続き頑張ってもらいたいという要請があるならば、またそのときは、また検討はしたいと思います。

○13番（渡辺利治議員）

立候補いたしましてから、多分、忙しい日々を送ったろうと思っておりますが、6月、7月、8月の出席状況を教えてください、農業委員会への。

○市長（五位塚剛）

基本的には、市長としての公務と重ならない場合は、農業委員会の活動にも出席しております。7月の総会にも出席をいたしまして、また、この前も、農政部会も出席いたしました。また、農家の相談事を含めて、いろいろ活動はしております。

○13番（渡辺利治議員）

市長として相当激務に、激しい日を送ってると思いますが、農業委員会のこの委員出席状況もただいま聞いたわけですけど、途中で抜けるようなことはまずないと思います。当然、1時間おって、あとは市長としての立場があるからできませんとか、そういうことはもう問題外ですから、市長は市長として、ちゃんと市のほうに、市としての仕事してもらわなければ困るわけなんです。

おまけに、農業委員会から当初予算に対する提言ですか。それも農業委員会のほうで、みんなで協議して、それを市長のほうへ持っていくわけですよ。そのときに、農業委員会の中に会長がおられて、委員の方々がおって、それをまとめて、じゃあ市長室へ持っていきましょう、持っていっていったときには、さっきまで委員の方々がいった、じゃあ、ここに市長がいる、これ、おかしくはございせんか。

○市長（五位塚剛）

農業委員の方々というのは、農家の声を直接聞きながら、またそれを、いろいろと活動してる独立した行政機関であります。農家の皆さんたちが、市長部局へいろいろと政策的な提言をするということは、生の声を聞くという意味では大事なことだと思っております。

それについて、市長として、新たな政策として実現できるかどうかというのは、また財政的な裏づけがないと、これは現実的になりませんので、そういう意味では、お互いにそのあたりのことについては、連携をとりながらしたいと思っておりますけど、何も矛盾はありません。

○13番（渡辺利治議員）

矛盾がないと言えばそうかもしれませんが、一般常識に考えてそれはしてください。またあとにつきましては、同僚議員のほうから質疑があると思います。

2 番目です。1 の 2、国歌、国旗、自衛隊、尊重すると申されましたが、憲法 9 条、これについてはどうお考えですか。

○市長（五位塚剛）

憲法 9 条は戦争の放棄でありますので、基本的には、憲法を守るというのは国民として大事なことでありますし、私自身も日本の平和を守る、そういう意味では全く渡辺議員と基本的には変わらないと思っております。

○13 番（渡辺利治議員）

基本的に自衛隊に対する考えは変わりませんとおっしゃいますが、私は、現自衛隊父兄会の会長であります。そうすると、いろんな関係で文書が回っていきます。署名活動は特になんですけど、北方領土返還につきましては、共産党議員団も、これは納得して署名していただきます。

今、話題の尖閣諸島につきましては、自衛隊が携わってるから絶対署名できませんということをちゃんと言ってるじゃないですか。おかしいんじゃないですか。

○市長（五位塚剛）

共産党の考え方は、住民の立場に立って、また、日本国民の立場に立って平和を守っていくという身でございますが、基本的には署名できるものと署名ができない部分も時にはあると思いますけど、基本的には日本の平和を守るためには一貫として変わっておりません。

○13 番（渡辺利治議員）

同じ国民である人が、自衛隊は戦場へ行きません。行きませんよ、命令がないと、わかりますか。だから、自分たちのかわいい子供、自分たちのかわいい同僚たちに、あの激しい戦地に行けと肩を押せますか。だから、9 条は生きるんです。当然、9 条は守らなければならないと言われましたから、これは、この点についてはまた議論することもあると思いますので、次、行きます。

まず、2 番目のフラワーパーク建設の件でございますが、本会議において訂正の申し込みがあって、訂正をいたしました。何のためにこれを訂正したんですか。

○市長（五位塚剛）

この間のパークゴルフ場、フラワーパーク事業というのは、総体で 32ha の花公園、パークゴルフ、グラウンドゴルフを、また、その他いろいろ建物等含めた総体事業でございます。パークというのを後で追加をいたしました。そのほうが、議員の方々誤解を招かないだろうと思って、一応誠意を尽くしたものでございます。

ただ、市民の感情としては、フラワーパーク 13 億円事業というのは、全体事業の

中でございますので、ほとんどの市民方々が理解されているというふうに理解しておりますので、そのようにしたわけでございます。

○13番（渡辺利治議員）

訂正があれば、我々は簡単です、聞くだけです。ただし、最初出されたものにつきましては、全て、また同僚議員が後から言いますけど、やはり13億円かかる、フラワーパーク、13億円、それを前面に出してます。一言もパークゴルフ、グラウンドゴルフ、書いてません。市民はわかってるって言われるけど、あのお金で何かしてくれるんでしょうねぐらいしか思うてないんです。そんな発言をしてるんですよ。なぜこのように、本当にしたの。そしてまた、なぜこうして撤回したんですか。議会受けをよくすると今申されたんですけど、そんなもんは茶番劇じゃないですか。しっかりと説明してください。

○市長（五位塚剛）

ただいま申し上げましたように、ほとんど私は、この市長選挙の中で、13億円かけますフラワーパーク建設事業等というのを話をいたしました。市民から詳しい質問があれば、それは当然説明いたします。また、池田市長としても、市報で2回、この事業について詳しく市報で出しております。また、皆さんたちも特別委員会を通じて、市民の中でいろいろと説明をされております。中身については、基本的には多くの方々が理解されているというふうに思っております。通称13億円かけるフラワーパーク事業というのは、通称でも私はよいと思っております。ただ、皆さんたちから誤解を招くといけないということでしたので、パークゴルフを追加したわけでございます。

○13番（渡辺利治議員）

議員が質問通告するときは、所信表明をもってするか、あるいは一般行政についてするか、そのような観点からするんです。我々がもらったときは書いてないんですよ、それが、ただし書きが、訂正したものは、私たちが受け取ったものにはパークゴルフが入ってなかったから、私は言うんです。何で、今さらそんなことするんですか。何で、そんな議会との協調をとるためにするんですか。何で、今さらそんならんですか。わかっているはずでしょうが。

○市長（五位塚剛）

渡辺議員も、私のパンフレット見るとよく理解されてると思うんですけど、13億円かけますフラワーパーク事業は中止をいたしますというのを市民に訴えました。13億円というこの事業は、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、フラワーパーク公園、また、管理棟含めた、いろんな建物を含めた総体事業でございます。13億円事業というのは、それももう含んでるということなんです。

以上です。

○13番（渡辺利治議員）

この事業につきましても、同僚がまた突っ込むと思いますので、では、②について伺います。

市長、地方自治法の218条、朗読してください。

○市長（五位塚剛）

今、地方自治法をここに持っておりませんが、時間を許していただけるならば、総務課長がちゃんとお答えいたしますけど。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（大窪章義）

地方自治法の218条、お答えをいたします。

朗読いたします。「普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。2項、普通地方公共団体の長は、必要に応じて一般会計年度のうち、一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。3項……」。

○13番（渡辺利治議員）

いいです。

○総務課長（大窪章義）

以上です。

○13番（渡辺利治議員）

では、自治法の96条を朗読してください。

○市長（五位塚剛）

ちょっとお待ちください。課長に朗読させます。

○総務課長（大窪章義）

自治法96条を朗読いたします。「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。1号、条例を設けまたは改廃すること。2号、予算を定めること。3号、決算を認定すること。4号、法律またはこれに基づく政令に……」。

○13番（渡辺利治議員）

よろしいです。

○総務課長（大窪章義）

以上です。

○13番（渡辺利治議員）

96条はわかりました。この②に提案しているもので、土地の利用についての市長の考えで、30人を集めてやるんですよね。そうですね。これが、9月のこの市報、市報にはもうしっかりと6ページに出されております。これにはちゃんと資格とか応募方法、任期とか会議が幾らあると、それに対してしっかりと謝礼もうたわれております。まだ議会には何も提案されておられません。これは、新たな予算提案でございます。そうですね。これは、なぜこうしたんですか。

○市長（五位塚剛）

このフラワーパーク事業については、中止をしたいというのが私の政策、マニフェストでございました。このことについて、市民の大方の方々が支持をしていただきまして、市長として当選をさせていただきました。当選後、初めての議員の方々にお会いいたしました全協の中で、私はこの事業は中止をして、しかし、跡地利活用について30人規模の検討委員会をつくりたいということをお願いいたしました。それで、一応全協の形で、議員の方々には御報告したというふうに思っております。

○13番（渡辺利治議員）

確かに全協で申されました。それは、執行部からの要望という形の受け入れでございます。別に答えは出しておりません。ですから、完全にこれは予算を伴う提案でしょう。予算を伴うんだったら、なぜ今回の上程前にできるんですか。事前着工ですよ、これ。

○市長（五位塚剛）

市報にこういう形で募集をかけるというのは、これは市報をつくる予算の中で進めるわけですから、新たな予算については出しておりません。

また、30人による検討委員会が決定をされた場合は、その日当については、今回の9月の補正で、皆さんたちの中に予算を計上しております。当然、皆さんたちがこの予算を認めてもらわなかったらこの検討委員会はできませんので、基本的には、先に市民に広報をしたということであって、事前執行したわけではありません。

○13番（渡辺利治議員）

新規事業でちゃんと入れてますよね。ここに、補正前がゼロですから、違ったな……。補正前はほかのもんがありますから。しかし、予算を伴うものに対しては、市長が言ってるそういう問題じゃないんです。必ずこれは議会にかけてしなけりゃならない。全協で言ったからわかってもらえた、そんなんは理屈じゃないですよ。完全なこれは、事前着工なんです。ほかにもこんな例がありますか。絶対、市としては、市単独でやっても事前着工は認めないんです。わかりますか、明らかにこれは事前着工なんです。あんたの言うそういう問題じゃないんです。

○市長（五位塚剛）

事前着工というのは、要するに補助金を既に、先に支払いをしたとか、そういうのであればそういうことでしょうけど、今回は、私の基本的な考えを進める上で広報をいたしましたので、予算執行という形にはならないというふうに思います。

○13番（渡辺利治議員）

それも言い逃れなんです。大体、もう市民はこれに応募して通ったら3,000円もらえるんだと思ってるんです。まだ通ってないんです。今なんですよ、まだ上程されてないんです。6日に出されただけ、審議も何もしてません。委員会付託もされておられません。何で、このようにするんですか。誰が見ても、これは支払ってないんだけど、完全に支払われるような提案じゃないんですか。ルール違反だ、これは。

○市長（五位塚剛）

この事業は、先ほども申しあげましたように、フラワーパーク全体事業の13億円は中止をしますということで、市民にお伝えいたしました。市民は、そのことを認めていただきました。当然ながら、後のスケジュールの関係で、やはり今回、9月の補正で予算をお願いして、同時に公募をかけていくというのが、基本的には一番うまくいく方法だと思いましたので、市長の権限でお願いいたしました。

○13番（渡辺利治議員）

市長の権限でと言われますけど、後に出てくる祝い金だって規則ですから、幾ら規則でも、広報に載すときは省略するか、あの3,000円を、出会手当を、ちゃんとこれに載ってるんだから、それを伏せるか、あるいはただし書きぐらい書くべきなんです。それが常識なんです。それすら欠けてるでしょう。釈明してください。

○市長（五位塚剛）

市がいろいろな会をお願いするときには、謝礼とか賃金とか予算を組みます。既定の予算を使うことも可能でありましたけど、企画のフラワーパークの関係の中で賃金が計上されております。それを使うことも可能でありましたが、議員の方々の関係でいった場合は、ちゃんと9月の補正で、ちゃんと正しい検討委員会の予算を計上したほうが、議員の方々に対して礼儀だろうということで、予算を提案いたしました。

当然ながら、予算の執行については議決を得なければできませんので、基本的には、今回の案内ですので、市民に対する検討委員会への案内ですので、予算の執行は基本的にはまだしておりません。

○13番（渡辺利治議員）

予算の執行はしてないのは当然わかります、まだ決まってないから。それを堂々と、私たちにわかるのは議案配付のときです。それを熟読しながらいろいろ勉強していくんです、精査していくんです。まかり間違っても、もう市民にどンドン出てま

す。何で、そうするんですか。本当に議会軽視です。あんたが逆の立場だったら、絶対もっと突っ込みますよ。過去の例を見てもわかります、でしょう。謝っていただきたいです、議会に対して。

○市長（五位塚剛）

議会軽視とは思っておりません。全協の中で、このことについて経過を含めて、こういう形で検討委員会をつくりたいと思っておりますということで説明をいたしました。

また、市民の方々に等しく、この事業の経過を含めて説明をし、また広報を、公募を募って、こういうことについて、跡地利用するということですので、これは大変市民にとっては開かれた市政が始まったのではないかというふうに思っておりますので、議会を軽視するような考えは全くございません。

○13番（渡辺利治議員）

市民に開かれた議会、開かれた市政を出すのは当然、これは。ただし、今回の場合は訂正なりしてください。一言訂正してください。でないと前、進めませんよ。

○市長（五位塚剛）

訂正する考えはございません。

○13番（渡辺利治議員）

訂正しなきゃ前進めませんが、間違ってるんだ、議会軽視で。

個人的なやり取りはできませんので、ちゃんとやります。大体議員が全協で知らされても、あくまでも言うだけであって、これ、金額出しましたか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、私の考えは30人ほどで、3,000円程度の出会手当ということを検討しておりました。その中で、担当課とも相談をして、今の25年度の予算の中に、フラワーパークの中で、そういう賃金がありましたので、そのことも活用しようとも思いましたが、やはり議会との関係で、ちゃんと検討委員会という正しい中での執行がいいだろうということで、予算の補正をお願いしているところでございます。

○13番（渡辺利治議員）

どう考えてもこれは正攻法じゃない、正当でもない。明らかにこれは逸脱している。今後は絶対そういうことのないように。それじゃあ、こればかり時間をかけるわけにはいきませんので。

市長は、あそこにつくること自体も反対しておったんだから、この委員会をつかってどうしようっていうんですか。この目的は、わかります。

○議長（谷口義則）

傍聴人に申し上げます。静粛にお願いします。続行してください。

○13番（渡辺利治議員）

議場の秩序維持というのがありますから。

これで、この30人による委員会ができたとしたときに、跡地利用についてのその答えが出ます。そのときには従いますか。当然、最初の時点は、あそこは何もだめだということを明確に言っていますけど、どうですか。

○市長（五位塚剛）

胡摩の地域の32haというのは、私は、何度も足を運びました。基本的には、フラワーパーク、パークゴルフ場、ゲートボール場を含めた施設をする、つくるということについては、取得ができなかった杉山を含めてありますので、虫食いの状態の取得になると思いますので、結果的にはこの事業をやるという意味では非常に難しいと思っております。また、山がほとんどで、県道から約2m下がったところでありまして、また非常な落差がありますので、これに対しても事業をすることになると非常に難しいなという、考えております。

あと、この検討委員会の中で、取得ができなかった土地を全筆明らかにして地図に落としたいと思えます。そして、現地にも行っていただいて、確認していただいて、その状況を見ていただいて、跡地利用について一番いい方法は何であるかということをお皆さんたちが大いに議論していただければ、そのことについては尊重したいと思えます。

○13番（渡辺利治議員）

では、さきの議会で陳情がありましたね。あれは、全会一致で採択されました。それについての考えはどうですか。

○市長（五位塚剛）

この質問に対しても、ほかの議員の方々が質問されておりますので、大変申しわけありませんけど、渡辺議員が質問しましたので、お答えしたいと思います。

グラウンドゴルフ場の建設については、陳情が出されまして、議会全体として全会一致で賛成でございます。私も賛成いたしました。そして、そのことについては尊重したいと思います。

ただ、グラウンドゴルフ協会の方々の意見として、このフラワーパークのこの建設の中の胡摩地域では絶対にいけないということではないようでございますので、今後、協会の方々、また愛好者の方々と一緒になって検討はしたいと思えます。

○13番（渡辺利治議員）

この陳情の件についても、十分委員会の意見を聞いて執行してください。

次に、長寿祝金についてありますが、これは、もう6日から職員の方々が、そしてまた9日から民生委員の方々が配布しておりますよね。確かに、今、配布中の方

もまだおれば、済んだ人もおもしろいけど、私といたしましては、これは条例で議決した予算ではあるけど、規則で市長の範囲内でやれるということはわかっておりますが、やはり今回は、当初予算で可決されたとおりに行っていただき、次年度からは市長のマニフェストどおり全員支給、そのほうが望ましかったんです。これに対する意見はどうですか。

○市長（五位塚剛）

この長寿祝金、敬老祝金については、合併後、市民の皆さんたちと一緒にになって議論をしてきた問題でございます。合併後に、約1万人を超える市民の皆さんたちが、節目支給ではなくて全員支給を望む声がありました。その声というのは、市民のお年寄りの方々を含めて切実な願いでありましたので、4年前の市長選挙、また、今回の市長選挙でも、年齢については若干のずれがありましたけど、75歳以上の方々に全て平等に3,000円を予算の枠内で支給したいというのが私の政策でありましたので、市民の皆さんたちがそれを理解していただきましたので、議会の皆さんたちには大変申しわけないんですけど、私の裁量で全員支給をいたしたところでございます。

○13番（渡辺利治議員）

ちまたで今聞きます。職員が配った分はもらった方がいるんです、同じ自治会でも、74歳までやから、75から84までだ、もらった方がいる。一方、3日おくれて民生委員が配る。その方は私たちは今年ねとなとなる、そんなこと言います。だから、支給するときは一緒にしてください。間違いのもとです。今、職員が一生懸命やっていますが、これは足並みそろえたほうがいいですよ。

次に入ります。④です。職員のこの長寿祝金の配布に対する負担は、組合と協議をされてやったと聞いておりますが、これはお願いですか、命令ですか。

○市長（五位塚剛）

この問題については、市長当選後、課長の皆さんたちに集まっていただきまして、お話をいたしました。また、全職員を対象として、8月6日に、仕事が終わった6時に、末吉の中央公民館に集まっていただきまして、私の基本的な考えを述べまして、市長と同じ気持ちで職員一人ひとりが頑張っていたいただきたいという願いもいたしました。今回の長寿祝金の配布については、職務の一環としてお願いしてあります。仕事だというふうに思っております。

○13番（渡辺利治議員）

仕事の一環として、これは命令という形であらわしてよろしいんですか。

○市長（五位塚剛）

そのとおりです。

○13番（渡辺利治議員）

これは、命令で動いてもらうのが正しいんです。これ、本当なんです。なぜかという、もし何かあった場合、配布の途中、もしいろんなことがあった場合は、これは責任問題が生じるからです。だから、こういうことは命令しなければならないんです。

私も、職員は信用しております。もちろん市長も、全職員に信頼をもってっておりますが、ここでまかり間違ってますよ、まかり間違っても、もし配布されてないよと、当然受領印はあるんだけど、はんこもらえないとか、もしそういうことが発生したときの責任はどうなさいますか。

○市長（五位塚剛）

長寿祝金の配布の仕方について、全ての課長に集まっていただきました。この事業を進めるためには、何が問題があるかということも率直に意見を出していただきました。今、渡辺議員が言われたように、もらってない、また場合によっては痴呆が入って行って、本人は受け取って印鑑を押しながら、しかし後でもらってないということが、そういうトラブルが起きないようにということで、最大限の努力をいたしまして、そういう方々については相続者また身内の方々にちゃんと証明するような日付と印鑑をもらいなさいということで指示して、今のところ何も問題がないところでございます。

○13番（渡辺利治議員）

配布時期は、9月6日もしくは9月9日やったんですけど、これ、いつまでと決めてますか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

職員につきましては、9月の6日から敬老の日の前日の15日までとしております。あと民生委員さんにつきましては、それぞれ各支所、各地区の定例会の日がちがいましたので、大隅と財部につきましては9月6日から敬老の日の前日までに、末吉地区につきましては9月9日の定例会から9月15日までということでしております。

以上です。

○13番（渡辺利治議員）

敬老の日前に届くのが当たり前です。職員が配布するのはわかります。民生委員の方々が配布するときに、今、民生委員の方々は、たしかことし改選ですか——ですね。来年度から、当然、これもまた人数はふえてくるし、民生委員の方がじゃないですよ、民生委員は決まっていますから、それが定足数、それにまだ決まってない

んだけど、当然、確保できると思いますか。

○市長（五位塚剛）

民生委員の方々には、大変な御協力をいただいております。民生委員になっていただける方々は、本当にボランティア精神で地域のために働いていただき、本当、感謝申し上げたいと思います。今回もお願いをいたしました。地域によっては、民生委員の後継者がなかなか決まらないというところもあるようであります。民生委員の確保については、市当局としても最大限の努力をしたいというふうに思っております。

○13番（渡辺利治議員）

民生委員の仕事は、この配布するだけじゃありませんから、なり手も少ない、そしてまた携わる仕事は多くなる、その一方ですから、ちゃんとその分は確保してください。

⑤ですけど、確かに受給者はふえます。ただし、数字に書いたようにはふえるわけではございませんが、ただ、ここ数年はふえるわけです。ことしは予算の範囲内です。これまでも、市のお金は余り使うんじゃないんだけど、その範囲内です。よと言っていましたから、だから、今後ふえた分についての予算のとり方についてはどうお考えですか。

○市長（五位塚剛）

長寿祝金の予算については、できましたらふやしたいという気持ちもありますが、財政上も非常に厳しい状況もありますので、よく給付された方々に、この間、財部の田平地区、七村地区、また柳迫公民館、3つの敬老会に出席させていただきましたが、ほとんどの方々が節目のときにたくさんもらうよりは、3,000円でも非常にありがたいということを言われました。気持ちが大事だよということも言われましたので、できましたら、3,000円でずっといけるならば、3,000円を進めていきたいなと思っております。

○13番（渡辺利治議員）

3,000円でもありがたいのはありがたいですね。ただ、ことしに限っては説明不足もあったし、否めない事実ですよ。だから、1万もらえる人が、何これ、3,000円かよと、期待外れやった、5,000円の方が2,000円のマイナスでしょう。そういう点もあったから、もっとそういうんだったら、事前に周知徹底をするべきだったんです。

⑤については終わります。

○議長（谷口義則）

ここで、渡辺議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、渡辺議員の一般質問を続行いたします。

○13番（渡辺利治議員）

それでは、⑥について質問いたします。退職金問題です。

公約で、市民に対してすぐに実行できるようなことをうたっておきながら、実際当選いたしましたら大分トーンが下がりましたよね。トーンダウンですよ。協議する、検討する、あげくの果ては議会と相談したいと、この弱腰を表明しておりますが、これはどのような説明するつもりですか。

○市長（五位塚剛）

市長の4年ごとの退職金1,670万円は、きっぱりと廃止をしたいと思います。それは、市民に掲げた政策公約ですので、守りたいと思います。

ただ、これを実現するためには、県の退職金組合と協議をしなけりゃなりませんので、協議を進めていきますということでございますので、その指示をいたしました。

○13番（渡辺利治議員）

確かに単独で、1人の考えで要りませんと言ってもできるはずありませんよね。でも、市民は、あの人はもらわないんだと思っています。これが、この組合が、市長単独の加入ではないですよ。職員含めての組合ですよ。もしひとり、市長が退職金を受け取らないとなった場合のほかの方々へ対する今後の動きはどうか、教えてください。

○市長（五位塚剛）

法律、条例含めて、これは国民、人間がつくったものでございます。条例についても、基本的には首長が提案して、議会が認めれば条例は改正も可能でございます。そのことについて、市長の退職金制度を曾於市として市長の分だけ廃止するという条例ができるかどうかというのを含めて県とも相談していきたいと思いますので、これは、条例は変えられる可能性は十分あるというふうに思っています。

○13番（渡辺利治議員）

県の組合と相談をする、どのくらいまで相談されてるんですか。その相談状況を教えてください。

○市長（五位塚剛）

まだ市長に就任して、ちょうど1カ月が経過しておるところでございます。いろいろと公務も忙しい状況の中ですけど、一応総務課長にこの協議を進めてほしいということを指示いたしました。今後、県に出向き、いろいろ協議をするというふうに思っております。

○13番（渡辺利治議員）

まだ協議の段階であって一歩も進んでないわけですね。言うだけですね。前に全然進んでないわけですね。そういうのは、早いうちに結論づけないと尾を引くようなことになりますよ。急ぎますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には政策、マニフェストは大きな予算が伴うもの、すぐにできるもの、いろいろありますので、4年間かけてやればいいものでありますけど、この問題については早急に市民の皆さんたちが理解できるように、また、議員の皆さんたちも納得いくように努力はしたいと思えます。

○13番（渡辺利治議員）

任期は4年となっておりますけど、自治法を見ればいろんな方法あります。しっかりしてください。

⑦子育て支援事業に対する財政の裏づけは先ほどありましたが、全てこれは市の持ち出し分ですよ。これが、今の市の財政にとって負担増となることはないですか。

○市長（五位塚剛）

こういう事業に国が新たな助成措置があれば大変ありがたいと思っておりますけど、国は保育料の軽減について、大方予算をいっぱいいただいておりますので、これ以上の予算の補助は難しいと思っております。当然ながら、決まった保育料を市独自で軽減するわけですので、一般財源を使うこととなります。それは、一般財源を使うということには、財政上いろいろ制約があると思えますので、基本的には段階的に軽減ができるように努力はしたいと思えます。

○13番（渡辺利治議員）

無理がくるのは承知でこうして掲げるわけですから、最小限に抑えなければならぬわけですけど、これが、この事業は認可保育園、無認可であろうと、まして市内の保育園、幼稚園に預けられない、預けるにも市外に預けている人が、通園して人もいますよね。これ、全て平等で行いますか。

○市長（五位塚剛）

曾於市内の住民である方々の保育料、幼稚園を基本的には減額しながら支援をしていくということですので、平等にしたいと思えます。

○13番（渡辺利治議員）

今の答弁で、減額しながらって言われたけど、減額しながらって、段階的って受け取れるんです。一緒に、一遍にやりますか。

○市長（五位塚剛）

26年度からできるのか、まだ財政的な裏づけがはっきりしておりませんので、基本的には市独自の支援ということですので、その一部分だけをするというのではなくて、全体を見て支援をしたいと思います。

○13番（渡辺利治議員）

今の答弁で、26年度からできるかどうか分からない、全ての公約にそうなります。絵に描いたもちですよ、これは。しっかりとした、自信を持って市政に取り組んでもらわなければ、一番困るのは市民です。自覚していますか。

○市長（五位塚剛）

私の公約には、何年度から、26年度からするという事は、明記はしておりませんでした。しかし、気持ちは全く、26年度から全ての政策を実現というのは、気持ちは変わりません。ただ、財政的な裏づけがないと、100%できるという保証がありませんので、基本的には財政課を含めて、長期的な市の財政状況を見て、なるべく早く実現をしたいと思います。

○13番（渡辺利治議員）

ちょっと市長じゃなくて、財政課長に伺います。今の財政事情で大丈夫でしょうか。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

今の件につきましては、今、市長のほうも言われましたけども、この部分だけ取り上げるとちょっと結論は出ませんが、やはり当初予算あたりの全体が、ほかの各課から上がってきたそういったのもひっくるめまして、その中でないと、ちょっとどうこうというのは言えないというふうに考えております。

○13番（渡辺利治議員）

それが本当の答えなんです。一つの問題だけできない、だから、26年度の当初予算に対して今からするわけですけど、12月に入ったら、3月でまた出るわけですから、そういう段階を踏んでいかなければならないわけですから、あくまでも推定だけで言ってるんですから、ちゃんと的確にやってください。これも、実際市民だましに変わりはないんです。わかりますか。

次、入ります。⑨高校卒業時まで——じゃなかった、これは高校卒業生と書いてありますが、先ほど訂正されたんですけど、その前は高校卒業生までと明記してあ

りましたけど、私も高校卒業生ですよ。もちろん受けられないんだけど、そう解釈されるんです。こんな初歩的なミスは何です。最初からちゃんと提案すりゃいいんですよ、考えりゃわかるでしょう。高校卒業生じゃなくして、18歳に到達する日とか、それでいいんです。こんな間違いをしないでください。トップとして恥ずかしくないんですか。これも、予算計上で市の負担に対する考えを求めます。

○市長（五位塚剛）

私の政策、マニフェストにも、今、曾於市は中学校を卒業するまで医療費の無料化をしております。このことについて、市民からも要望がありました。高校生卒業までしていただければ、本当にありがたいんだがなということで、要望がありまして、一般的な市民の感覚として、小学校、中学校、高校を終わるまでというのが非常にわかりやすいと思います。

ただ、高校に行けなかった、中学校を卒業して社会に出た方、また、働いてられない方々に対する配慮が足りなかったなということで、このように変えていただきました。御指摘、ありがとうございます。

○13番（渡辺利治議員）

別に褒めてもらうつもりありません、あなたのミスだから、これは。

先ほど私は1回目の質問で、言葉の差別じゃないかと言ったんです。それに対する答弁はないですよ、なかったですよ。

（何ごとか言う者あり）

○13番（渡辺利治議員）

ちょっと待って、まだ続けてます。これはちゃんと謝罪すべきですよ。有職少年は、有職少年じゃなくして、18歳未満でありながら仕事をしている方は、もちろん収入があるから医療費は払う、もしくは保険関係で給付されるから助かるんだけど、18歳未満で、何ていうか、ニート、今はやりの、あの方たちに対する考え、どうですか。

○市長（五位塚剛）

できましたら、義務教育を卒業して、さらに高校、大学、専門学校等、行ける方はそうしていただきたいと思いますが、そういうふうにならなかった方がいらっしまったということで、高校卒業生までということで明記をいたしましたけど、それについては配慮が足りませんでした。申しわけないと思っております。

○13番（渡辺利治議員）

このことについて、もっと多分議論するでしょう。そんなときには、必ず18歳の学校を卒業したくてもできなかった方もおるでしょう、いろんな関係で。その人たちにも手厚い、同じ、平等にするようにしてくださいね、わかりましたか。

(笑声)

○13番(渡辺利治議員)

それが当たり前なんです。これでいいんです。

⑩に入ります。では、年金で入所できる老人ホーム建設について伺いますが、どれくらいのを施設として考えておったんですか。最初では老健を言ってたけど、今、福祉施設にかえてあるんだけど、どれくらいのを施設を考えてるんですか。

○市長(五位塚剛)

これについても、市内をいろいろ回りますと、特に国民年金で生活されております2カ月で五、六万、場合によっては8万円で生活されてる方々が、老人ホームに入りたいと思ってもとても入れないという声がありました。ですから、国民年金でも安心して入って、周りの方々と1日を楽しく過ごして、場合によっては野菜をつくったり、ゲートボールを楽しんだり、そして、最後にはその老人ホームで皆さんにみとってもらえるような施設があればありがたいというのがありましたので、具体的にはまだこれから検討いたしますけど、財部、末吉、大隅に安い老人ホームができればいいかなというのが、私の理想の計画でございました。

○13番(渡辺利治議員)

理想はいいですね。しかし、そういうものをつくることによって、もう財政負担は申しませんが、当然、市独自でつくらなきゃならんでしょう。そうした場合、今の介護保険法、これはなるべくは自宅に帰る、自宅で見るのが一番ということで進んでますよね。わかりますよね、それと逆行するんです。ですから、家庭で見たくても、安いから行ってもらう、ますます核家族です。全然違うんです。つくったことによって、そういうことまで考えられるんです。ただつくればいいってもんじゃないですよ、そこまで考えてますか。

○市長(五位塚剛)

今、私が申しましたように、多くのお年寄りの方々が、残念ながら独居老人になつてる状況でございます。夫婦で過ごしていた方々が、どちらかが亡くなり、自宅で残念ながら孤独死してる状況が相当あります。そういう意味で、誰もそばにいなかったということで、いつ亡くなったかわからないという現状が曾於市内にも相当発生しておりますので、そういう孤独死をなくすために、最後まで皆さんたちと一緒に楽しく過ごせるような、そういう施設をつくりたいというのが私の政策でございます。

○13番(渡辺利治議員)

この点については見守っていきたいと思っております、12月に上がってきたら。それでは、最後の⑩市の基幹産業である農業に対する件でございます。この点に

ついて、耕種部門について伺いますが、耕種部門で、それぞれ品種、品種ごと、作付の面積、収量、販売数量、販売金額、手取り額等についてちゃんと把握しておると思います。だから、こういうのが計画できるんです。中途半端な計画ではできません。数字が示せるからこそ、農家は手取りが少ない、安い、余った野菜をどうしようか、そういう数字が出るからこそこの発想は出るんです、生協とかいろんな。これをどのような考えですべてしているのか、そしてまた、この数量という点についても公表してください。

○市長（五位塚剛）

曾於市全体の農業を見た場合に、畜産を中心としながらカンショをつくる複合経営型、また、それプラス大根やらカボチャ、ゴボウとかレイシとか、いろいろ曾於市内にはあります。ただ、専門的にやっている農家というのは、全体的には非常に少ないと思っております。私は、しかし、この曾於市の全体の活性化を図るためには農業がよくなると、非常にこれは厳しいだろうと思っております。

各部門の面積と売り上げについては、今、手元に資料はありませんけど、現実には、農家の実態はいろいろ経費はかかり、手取りが非常に少なくなってるのは実態でございますので、条件的には東部畑かんを含めて水利用型の農業ができるようになっておりますので、作物の選定をし、そして、同時に販売ルートまで確保して、付加価値を高めて農家の所得をふやすというのが私の考え方でございますので、その実現のために頑張っていきたいという提案でございます。

○13番（渡辺利治議員）

デパート、スーパーあるいは生協、もろもろ取引先を考えておられるようですが、相手方が定時・定量出荷じゃないと困るんです。きょうはあったから、今週はあったから、天気が悪かったからとれなかったとか、そういうのはまず歓迎されません。ですから、定時・定量がしっかりできるような体制をつくっていかないと、これは絶対成り立たない事業なんですよ、わかりますね。その上での問題提起でしょう。じゃあ、これまで取引をしておった関係はどうなんですか。

○市長（五位塚剛）

前回、曾於郡のJAの野菜部会の総会がありました。1年間に約54億に近い売り上げを上げてるようでございます。これは、曾於郡全体でございますので、しかし、輝北町などはゴボウだけでも1億円を売り上げる状況になってきております。地形的には、向こうのほうより私たちのこの曾於市も、非常に土壌を含めて農業をするためには十分あると思っております。そういう意味では、今後、JAさんとか各種団体の方々にも一緒になって、この販売活動は進めていきたいというふうに思っております。

○13番（渡辺利治議員）

農業後継者も少ないでしょう。そして、今、65以上の方々も一生懸命取り組んでおります。75で現役ですよ。さらに10年後を考えたときに、今から、本当にできますか、答えてください。

○市長（五位塚剛）

今までも、農家の所得を上げるためのいろんな施策を市としても提起してまいりました。よい施策は、引き続き維持しながら、また、予算をふやすべきものについては予算をふやしていきたいと思っております。

それと、後継者の不足の問題については、確かに言われると思っております。それはなぜかという、農業だけで食っていけない今の環境があるからでございます。だから、手取りが少ない、要するにサラリーマンよりも所得が、実所得がふえるような農業を展開しないと、若い人たちが農業後継者として育たないという実態があると思っております。そういう意味で、私は付加価値を高めた農業をここで展開する必要があるのではないかと思っておりますので、今後も最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

○13番（渡辺利治議員）

私も、園芸振興会の会長という立場で言ってるんですけど、なかなか難しい問題なんです。そこあたりは十分農家のために、農家個人ではどうしてもできない問題なんです、これは。個人ルートでする人はいますけど、だから、そこを市長として農家のためにしっかりとやっていただきたいと思う。

じゃあ、畜産部分についてはどうですか。

○市長（五位塚剛）

畜産については、曾於市の大きな基幹産業でございます。今まで、2頭、3頭飼っていた高齢者の方々が、飼料の高騰、農機具等のいろいろ更新の問題等で、採算が合わないということでやめている実態が非常に多くなっております。今、多頭飼育の若い人たちがふえておりますので、一定の支えになっておりますけど、やはり曾於市は畜産のまちでございますので、よい品種の導入を目指しながら、また、農家の方々が本当に畜産を飼って所得がふえたなという、いろいろな施策を含めて展開を積極的にやっていきたいというふうに思っております。

○13番（渡辺利治議員）

畜産で生きてるこのまちですね。大規模農家に対してはいろいろな補助、助成、いろいろありますが、中核になった場合、ちょっと一歩おくれるかなという施策もございます。そういうところにもちゃんと目配り、気配りしますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には目配りをしたいと思います。また、渡辺議員のほうからも、こういう施策がどうかという御意見がありましたら、また問題提起をしていただければ、非常によい施策については取り入れてはいきたいというふうに考えております。

○13番（渡辺利治議員）

この次が12月ですから、おるかわからんですよ。

（笑声）

○13番（渡辺利治議員）

だから、あんたが今、市長がしっかりと答弁しなきゃならないんです。あとは先のことだからいいですけど、じゃあ、工芸作物についてをお答えください。

○市長（五位塚剛）

後継者については……。

○13番（渡辺利治議員）

工芸作物。

○市長（五位塚剛）

工芸作物……、工芸作物というのは何を意味するのかわかりませんが、基本的には曾於市内におけるユズとか、また大隅におけるシキミとか、また私も今から取り組んでいこうと思っている桑を含めて、いろいろな農作物があると思いますけど、今後、必要なものについては導入をし、推進をしていきたいと思っております。

○13番（渡辺利治議員）

では、畑作物に絞って質問します。

先ほど、工芸作物、どういうもんか言われたけど、あれ、たばこ、お茶含みますからね。桑のほうは、けさ新聞に載ってたんですか。

では、畑作物類ですが、市長はこれに、所得向上対策に対して、いろんなさつき計画を示されたですよ、ああしたい、こうしたいっていうのを。もともと市長は畑かん事業は、畑地かんがい事業は反対だったですよ。つくる人がボーリングをしたらいい、そこに対して助成すればいい。この最初からの反対の立場をとっておいた市長が、今言われた畑地かんがいを使って所得を上げたい、当たり前なんです。何で、こう違うんですか。

○市長（五位塚剛）

もともと畑かん事業というのは、農家の皆さんたちが積極的にやってほしいといった事業ではございません。国が進めてきた政策の一環でございます。私たちは、10年後、20年後に果たして水が来るかわからないような、あのような事業については基本的には反対をいたしました。そのかわりに、集団的に地域的にボーリングをして、場合によってはもう1カ月後に水を引いて行う農業のほうがすぐに役に立つ

し、また、実益もあるだろうということで意見を述べた状況でございます。

結果的には、今、北部畑かんが推進されておりますけど、農家の方々の声を聞くと、私が生きてる間に水は来ないんじゃないかという声が相当あります。だから、基本的には推進という意味では非常に大変でございます。

ただ、国も県も市も、市民の税金を使って予算を提案しておりますので、これを中止するわけにはまいりません。事業が進んだ以上は、本当に水を使った農業と、何を、作物を選定し、どういう形で販売をし、どういうふう加工して農家の所得をふやすかということが基本になると思いますので、基本的には今の事業は推進をしてみたいと思います。

○13番（渡辺利治議員）

議席にいるときと、そこに座ったとき、がらっと変わってますよね。変わらない市民におかしいんですよ。カラーを出してはいけませんよ。ですから、農業施策のためにも、全ての施策に対しても、どんどん前向きで市民のためにやってもらいたいんです。

畑地かんがいの件で、自分自身の所有の畑、持っておられますか。

○市長（五位塚剛）

持っております。

○13番（渡辺利治議員）

反別等はまだ問いませんが、畑かんの事業には同意しておられますか。

○市長（五位塚剛）

私の畑はたまたま大隅町のところにありまして、構造改善をしなければ利用できないところでありまして、構造改善を伴う事業でありまして、全体的になかなかまとまらないところでありました。

私は、飼料畑として、今、貸しておりますけど、飼料畑には水は必要ありませんので、基本的には、今、参加しておりません。

○13番（渡辺利治議員）

所有する畑の状況を今答えましたよね。構造改善していない。構造改善してなかったら、いずれ構造改善しようとしたときに、配管があったら、とてもじゃないけど相当な経費がかかりますから、そのようなことを申されたと思いますけど、飼料に対して水は要らないと断言しましたよね、何ですか、これ。ことしみたいにならばつだったら芽が出ませんよ。ハトが来るんじゃないよ、カラスが来るんじゃないよ、芽が出ないんですよ。それでもやはり畜産は推進します。飼料を食って生きるんですよ。これが外国産ばかりやったら、経費にとられて、とてもじゃないけどますます赤字です。だから、粗飼料をみんなつくるんです。水をまきゃいいんでし

よう、なぜ反対なんですか。納得しないんですか。飼料に対して水は要らないと、何で言いますか。

○市長（五位塚剛）

今、私の畑を農家に貸しておりますけど、現状としては、水は使わないで飼料が今ちゃんとできておまして、現状の中では、今、要らないところだと思っております。それはまた、作物によっては、また、場合によっては、飼料に対しても水は必要な時期が当然あると思いますけど、今の私の畑については水は使わなくても、飼料が、今、十分つくってる状況です。

○13番（渡辺利治議員）

市長は、そこに座って市長の立場で言うんです。個人の畑の問題じゃないんですよ。確かに私は、市長の畑はどういう形ですか、そのあげく水は要らないと言うんでしょう。市長の立場として、畜産を推進する中で、何で水は、飼料は要りませんと断言するんですか。実証圃もありますよ、データもあるんですよ、畜産に対する畑地かんがいの効果というのが。全然認知していませんね。こっちの認知じゃないですよ。しっかりと把握してませんね、訂正してください。

○市長（五位塚剛）

畑地、水を利用した農業は、飼料畑を含めて大いに活用ができると思っております。これは、基本的には推進をしていきたいと思っております。

○13番（渡辺利治議員）

畑地かんがいの効果というものは、いいですよ。どんどん進めてください。個人の考えじゃなくして、トップとしての考えだから。

工芸作物の中でお茶、お茶も曾於市、これ、推進してますよね。推進作物の一つですよ。この現状、スプリンクラーの効果とその課題を御存じですか。

○市長（五位塚剛）

東部畑かんにおいて、水を利用する大きな農家というのはお茶農家でございます。特にお茶農家に対しては、霜に対する防霜的な役割がありますが、一時的に大量の水を使いますので、残念ながらファームポンドが水不足を来たしております。そういう意味では、施設園芸型のスプリンクラーに対する支援を今始めたところでございますけど、農家の、お茶の農家の実態は、本当に水不足を来たしてるというのも実態ということは理解しております。

○13番（渡辺利治議員）

水が足りないから、でも、これ以上の節水方法はありません。だから、植えたくても植えられないんです。施策と反対するんです。やはり、お茶農家に対して、お茶農家だけじゃなくして、スプリンクラーに対する認識をもっと高めてください。

あのファームポンド、あれが足りないのは御存じですよ。私も、何回もあのことについては質問しております。そのことについての要望はどうされるんですか。市単独ではできませんよ、あれ。

○市長（五位塚剛）

東部畑かんについて、水利用型の農業が始まっておりますけど、今言われたように、お茶農家については、冬場、大量の水を使うということで、水不足を来たしているところがあります。

ただ、ファームポンドをつくるとなると、1基5億の費用がかかり、なかなか国も新たにファームポンドをつくるというのは、計画がなかなか難しいところがございますけど、農家の声もありますので、また要望はしたいと思います。

○13番（渡辺利治議員）

どこに要望に行かれるんですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、畑かんを管理されている組合もありますし、また県の事業所もあります。また、国もこの事業を推進しておりますので、そういう国に対しても要望は進めていきたいと思っております。

○13番（渡辺利治議員）

水を通すにはパイプが必要なんです。答えていいですけど、パイプが、今、切れてるんです。行っても、はいそうですか、聞いときます、伺っておきますという状況です。しっかりとこれに対する問題、課題をしっかりと肝に銘じて進めてください。

これからも、曾於市の農業、それらが、ほかのものも前向きに、しっかりとしたい政治をやってほしいなと思っております。当然、市民もそう思っておりますので、それに対して市長の間違った施策は絶対しないで、正しい方向でかじ取りをしていってください。お願いはしません、それが当たり前ですから。

以上で質問を終わります。

（拍手）

○13番（渡辺利治議員）

拍手は要らん。

（笑声）

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

—————・—————
休憩 午前11時53分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党を代表して、大きくは6項目にわたり質問いたします。

質問に入る前に、さきの市長選挙で新しく市長が交代し、そして五位塚市政が誕生いたしました。今後は、市長も同じ考えだと思いますが、私もこれを支えてきた1人として、いかに今後市長選挙でのしこりをなくすか、そして、広く市民の融和を図っていくか、これは議員も同じでございます。そうした懐の深いといいますか、大きな立場で、私個人的にも今後、本日から対応してまいりたいと考えております。率直に申し上げまして、先ほどの同僚議員の渡辺議員の質問にも、私自身、二、三は参考になる点がございました。そうした謙虚な気持ちで今後対応をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、フラワーパーク関連事業中止のための今後の対応について。

その1、市長の所信表明では、13億円かけたパークゴルフ場、フラワーパーク事業は胡摩地区には建設しないとなっております。これは、大事な点であります。フラワーパーク関連の3事業の中で、中止となるのはパークゴルフ場とフラワーパーク、つまり花公園の2つの事業であるのか、改めて確認をいたします。

その2、2年前、グラウンドゴルフ協会から提出された陳情について、議会は全会一致で採択した経過があります。陳情の内容は、胡摩地区に建設してくださいといった内容でありましたが、私の所属する議会の文厚委員会の審議の中で、陳情者は、建設場所は最終的には胡摩地区でなくても、それ以外の場所でもよいといった表明がなされ、文厚委員会では私も含めて全員一致、さらに本会議でも、当時、五位塚議員も含めて全会一致でこの陳情書を採択した経過があります。市長は、今後、この陳情書はどのように尊重され、そして対応されますか。

3、全体対象面積の中で、用地取得の面積について報告してください。このような質問をするのは、買収後の跡地利用について支障が出るような、率直に言って、中途半端な用地取得に終わってはいけないといった、私個人の杞憂といいますか、心配があるからでございます。

次に、市長の退職金廃止の今後の対応について質問いたします。

その1、廃止のためには、強い決意と今後の対応が決定的に大事だと考えます。この問題は、私もこれまで一般質問で数回取り上げて、また調査も行ってまいりま

したが、今後、いろいろ曲折はあるにしても、私は、強い市長の決意があるならばやれるものと確信をいたしております。今後、廃止のための県市町村総合事務組合との協議の、わかっていたらスケジュールについてお聞かせください。

その2、廃止のために、今後もし課題があるとするならば、いかなる点が現状では考えられるか、以上、2点にわたる質問であります。

次に、保育園、幼稚園、等といった表現がいいかもしれませんが、幼稚園等の保育料は1カ月1万円以内とする公約実行について。

その1、さきの所信表明では、実施時期がはっきりいたしません。平成26年度から実施すべきではないかといった点について、確認かたがたの質問であります。

その2、1万円以内とした場合の対象者、特に予算措置、予算措置について、現在の、現行との予算措置の違いについてを含めて説明してください。大事なのは、予算裏づけが大事であるからでございます。

次に、高校3年生までといった所信表明でありましたから、そのように書きましたけども、先ほどの渡辺議員の指摘が当たっております。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人といったのが、担当課長の意見からしますと正確であるようでありますが、ここでは時間の関係上、高校3年生相当ということで御了承ください。高校3年生相当までの医療費を無料とする公約実行について、この点も、所信表明では実施時期がはっきりいたしません。平成26年度から実施すべきではないかといった点について、確認かたがたの質問であります。

その2、実施した場合の、同じく対象者や特に予算措置について、現行との違いを含めて説明してください。野党と違って当事者となった以上、何といたっても財源、予算措置が今までになく大事であるからでございます。

5番目の質問、市の各プロジェクトチームは、当然のことながら継承と発展との立場で質問いたします。

その1、現在、副市長をキャップにしたプロジェクトチームが幾つかあります。その中には、個人的にも再生可能エネルギー対策など、私が提案して設置されたチームもございます。

質問であります。これら一つ一つのチーム名、副キャップが決められているか、そのチームの目的、構成メンバーとその人数、取り組みの現状、さらに一番新しい日でいつ会議がされたか、個別に答弁してください。

けさ早々に、答弁が漏れないように具体的に課長にも資料を渡しておりますので、市長答弁を補う形で答弁してください。この問題は、市長が交代しても、あるいは副市長がいなくても、市民の立場から言うならば、全てのプロジェクトチームは途切れることなく運営をしていただきたいからでございます。

その2、それぞれのチームは、現在、全て副キャップが決められ、市長交代後もスムーズに継承・発展の対応がとられているか、その1と関連いたしますが、確認をいたします。

最後に、市職員、全ての外郭団体等の採用試験は、公平、民主、情報公開を原則にの立場から質問いたします。ここで、外郭団体等と申し上げたのは、厳密に言って外郭団体の範疇・範囲に入らない団体も含まれているからであります。

まず1番目に、市職員、2番目に臨時職員、3番目にメセナ末吉の中の道の駅、そして4番目に末吉交流センター、5番目にシルバー人材センター、6番目に曾於東部土地改良区、7番目に大隅曾於地区の消防組合、8番目に曾於北部衛生処理組合、そして最後に9番目、社会福祉協議会の以上9団体、市の臨時職員を含めて9団体等について質問をいたします。

それぞれの団体等のまず人的体制、具体的には団体の役員とその氏名が1番目。2番目に全体職員数と男女別の人数、2番目。3番目に、臨時職員とパート職員があるとしたら何名であるかについて報告してください。

そして4番目、次に、団体等の採用試験は前もって市民に知らされるべきであります、知らされているか。次に、しっかりとした試験制度のもとに試験がなされているか、以上の点についても報告してください。

さらに、一番新しいので、それぞれの団体、いつ試験がなされたか、日付がわかっていたら教えてください。

次に、これらの試験は、受験者やその家族はもちろんのこと、市民から見て、公平、民主、情報公開を原則にすべきだと考えます。市長から現状で考えてみて、全ての団体等から見て、そうした基本原則に立った試験制度となってるのでしょうか。現状での市長の率直な受けとめ方なり所見を求めるものであります。

最後に、この9つの団体等の採用試験の結果については、まず、全ての受験者に受験者本人の点数が知らされていますか。特に2番目、合格者の最低の合格点数、つまり受験者から見て自分の位置が、特に合格しなかった方の場合にどれだけの点数の開きがあるか、そうした最低の合格点数を含めて、受験者や御家族の皆さんが納得いく形で全ての方々に通知されてきたか、この点も個別に報告してください。

これは、前もって繰り返しますが、担当課長に答弁漏れがないように、市長の答弁があって、補う形で1回目に全て答弁していただくように文書で項目もお示ししてありますので、その立場からの御答弁をお願いして、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

徳峰議員にお答えしたいと思います。

一応、質問項目が出ておりましたので、それに沿ってお答えしたいと思います、きょうけさほど、また文書が来ておりましたけど、それはまた課長のほうで補足もしたいと思います。

フラワーパークの関係でございますが、1番、市長の所信表明では、13億円かけたフラワーパーク事業は胡摩地区には建設しないとなっている。大事な点であり、フラワーパーク関連3事業の中で中止となるのはどの事業であるのか、改めて確認したいという質問でございます。

私は、今回の市長選挙におきまして、パークゴルフ、フラワーパーク事業などを含めた胡摩地域における13億円事業は、基本的に3事業とも白紙と考えております。

2番目、グラウンドゴルフ協会から提出された陳情について、議会は全会一致採択された経過がある。この陳情書についてどのように尊重され、対応されるのかという質問でございます。

平成24年9月25日の陳情については、全会一致で採択しております。私も、市民の健康づくりの推進のためには必要性を感じております。

ただ、場所については胡摩地域という限定ではないとのことでしたので、今後、グラウンドゴルフ協会の皆様、またグラウンドゴルフ愛好者の皆様や、あらゆる角度から前向きに検討したいと思います。

3、全体対象面積の中で用地取得の面積、筆数を含めてについての質問でございます。

全体対象面積、約31.5ha、契約済みの面積、約29.5haの約93%でございます。全体対象筆数154筆、契約済み筆数143筆の約93%となっております。

なお、契約済みの中には、相続等の書類待ちも含んでいるところでございます。

次に、市長の退職金廃止の今後の対応についてという項目でございますが、①廃止のためには市長の強い決意と今後の対応が決定的に大事だと考える。廃止のための県市町村総合事務組合との今後の協議のスケジュールについて聞きたいという質問です。

県市町村総合事務組合と事務レベルでの協議をするよう指示しております。今後は、受給しないための条例改正とか、何らかの方法を提示できるものと考えております。

②の廃止のために、今後、課題があるとするならば、いかなる点が考えられるのかということでございますが、現在、その方法を検討中でありますので、課題があるならばこれからと考えております。

次に、保育料は1万円以内とする公約実行についてという質問でございます。

①平成26年から実施したいといった点について確認をしたいという質問ござい

ます。

財政状況を勘案しながら、段階的实施を含めて積極的に検討をしてみたいと考えます。

2番目、対象者や予算措置について、現行との違いを含めてお聞きしたいというところでございますが、保育園に入所される対象者については、9月1日現在では964名入所しております。来年度以降の入所者数については、現時点で把握することはできませんが、保育所は共働き等で保育に欠ける子供が入所できる施設でありますので、今年度と同程度の入所者があるものと考えておりますが、保育料が下がった場合には、入所希望者が増加する可能性があると思われま

す。予算措置の平成25年度の状況は、歳入について過年度分を財源として含めずに申し上げますが、保護者の負担金である保育所運営費負担金を1億6,902万3,000円、保育所運営費国庫負担金を3億4,228万7,000円、保育所運営費県負担金を1億7,114万3,000円計上し、歳出について保育所運営費を9億3,952万円計上いたしておりますので、一般財源は2億5,706万7,000円であります。

保育料を1万円以内とした場合、入所者が今年度と同じ人数で、入所児童の属する世帯の階層区分が今年度と全く同じで、さらに1人目、2人目、3人目の区分が今年度と同じ、全く同じと仮定した場合の積算となりますが、保護者の負担金である保育所運営費負担金を約9,240万円減の7,660万円、保育所運営費国庫負担金と県負担金については、国の徴収基準額によって計算した保護者負担金を歳出額から控除して算出されることから、同額となります。

歳出について、保育所運営費を9億3,952万円の同額としますと、一般財源は3億4,949万円であります。

結果として、保護者負担金を減額した分については、全て一般財源で対応することになります。

4、高校3年生までの医療費を無料にするとの公約について、平成26年度から実施したいといった点について確認をしたいということでございます。

財政状況等を勘案しながら、積極的に検討をしてみたいと思います。

2は、対象者や予算措置について、現行との違いを含めて聞きたいということでございます。

現在の対象者は、中学校修了時まででありますので3,772人、予算については、歳入は乳幼児医療費助成事業費県補助金を1,260万円、市債を4,960万円、歳出は事務費を含めて8,475万1,000円でありますので、一般財源は2,255万1,000円であります。

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者までに対象年齢を引き上

げた場合であります。対象者数は860人増加の4,630人となり、予算については、歳入は乳幼児医療費助成事業費県補助金の1,260万円、市債の4,960万円については平成25年度と同額と見込み、歳出は事務費を含めて2,500万円増額の1億975万1,000円と見込んでおりますので、一般財源は4,755万1,000円となる見込みであります。

5の市の各プロジェクトチームは継承と発展をという中で、①副市長キャップにしたプロジェクトチームについて、その目的、構成メンバー、取り組みの現状、直近の会議はいつ開かれたか、それぞれ報告されたいということでございますが、初めに曾於市財政計画策定プロジェクト会議について説明をいたします。

この会議の目的は、本市の健全な財政運営を堅持するために、財政計画の策定です。構成員は、両副市長、総務課長、税務課長、大隅支所長、財部支所長、市民課長、福祉事務所長、保健課長、農業委員会事務局長、経済課長、建設課長、水道課長、教育委員会総務課長、企画課長、財政課長の計16名で、取り組みの現状は、会議を年1回開催し、財政計画の見直し等を行っております。直近の会議は、平成24年9月26日に開催しております。

次に、情報化推進プロジェクト……。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

平成24年9月26日に開催しています。

次に、情報化推進プロジェクト会議について説明いたします。この会議の目的は、曾於市の情報通信環境整備及び調査研究等にかかわる事務の処理です。

構成員は、総務課長補佐、保健課長補佐、企画課係長、総務課係長、財政課主任3名、経済課主任、税務課主任、水道課主任、教育委員会係長、財部地域振興課長補佐・係長、財部建設水道係長、財部産業振興課主任、大隅地域振興課参事補2名の計17名で、取り組みの現状は、第2次情報化計画の策定について協議を行っております。直近の会議は、平成25年5月17日に開催しております。

次に、曾於市行政評価検討プロジェクト会議について説明をいたします。

この会議の目的は、事務事業を客観的に評価し、的確に選択することにより、効率的かつ効果的な行政サービスの提供です。

構成員は、総務課長、市民課長、経済課長、建設課長、大隅支所長、財部支所長、財政課長、保健課長、畜産課長、耕地課長、教育委員会総務課長、社会教育課長、企画課長の計13名で、取り組みの現状は、補助金等の見直し等を行っております。直近の会議は、平成20年11月21日に開催しております。

次に、曾於市ブランド確立推進検討委員会について説明いたします。この会議の

目的は、本市のブランド確立推進の検討です。

構成員は、副市長、経済課長、畜産課長、大隅支所産業振興課長、財部産業振興課長、曾於畑地かんがい農業推進センター技術主査、JAそお農産担当参事、森林組合参事、商工会事務局長、食彩センター工場長、津曲食品取締役の計12名で、取り組みの現状は、ブランドの認証審査等を行っております。直近の会議は、平成25年3月12日に開催しております。

②それぞれのチームは、全て副キャップが決められ、市長交代後もスムーズに継承・発展の対応がとられているかという質問でございます。

それぞれのプロジェクトには副キャップが決まっており、会議等が停滞することのないようにしなければならないと思っておりますので、継承はスムーズに行い、発展させていきます。

質問の6ですが、市職員、全ての外郭団体等の採用試験は、公平、民主、情報公開を原則にという中で、①市職員、臨時職員、メセナ末吉（道の駅、メセナ住吉交流センター）、シルバー人材センター、曾於東部土地改良区、大隅曾於地区消防組合、曾於北部衛生処理組合、社会福祉協議会について、それぞれの団体の人的体制、役員、職員数、男女別、臨時、パート職員数について報告されたいということでございます。答弁をいたします。

曾於市、平成25年9月1日現在の職員数については、一般職員が349名で、うち男性267名、女性82名となっており、臨時職員が154名です。

株式会社メセナ末吉道の駅は、役員は8名です。職員は4名で、男性であります。そして、パートが34名とのことです。

道の駅たからべは、職員は2名で男性であります。そして、パートが12名とのことです。

メセナ住吉交流センターは、職員は1名で男性であります。そして、パートが12名とのことです。

道の駅おおすみ弥五郎伝説の里は、役員は5名です。職員は9名で、男性が3名、女性は6名です。臨時職員は1名です。そして、パートが2名とのことです。

曾於東部土地改良区、役員・理事は18名、監事が3名です。職員は、事務局長1名、職員が3名で男性であります。臨時職員は2名とのことです。

シルバー人材センターは、理事15名、監事2名です。職員6名で、男性4名、女性2名です。臨時職員は9名とのことです。

市社会福祉協議会は、理事が10名、監事が2名です。職員は41名で、男性11名、女性30名です。臨時職員は85名で、登録訪問看護員22名とのことです。

大隅曾於地区消防組合、消防職員が118名、管理職6名、曾於市職員出向者1名

を含むで、全て男性で、臨時職員が1名です。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

消防職員が118名で、管理職が6名、曾於市職員出向者1名を含むものでございます。

なお、定数外について、男性1名が消防学校派遣教官として出向しており、給与については県費で支給をいたしております。

曾於北部衛生処理組合、役員は管理者1名、監査2名、職員数5名、臨時職員1名で、全て男性です。

最後に追加をいたしますが、そのあとの補足については、後で総務課長に答弁を、報告させます。

6のところ、市職員、全ての外郭団体等の採用試験は、公平、民主、情報公開を原則にという中で、②が、それぞれの団体等の採用試験のあり方について詳しく報告されたい。また、試験に当たっては、事前に市民に広く広報されているかという質問でございます。

曾於市は、本市の採用試験については、1次試験で教養試験と作文試験を実施し、専門職はそれらに加え専門試験を実施しております。2次試験は、1次試験合格者に対し個別面接試験を行い、その結果をもとに最終合格者を決定しております。

広報については、採用試験案内を作成し、公告して周知するとともに、ホームページと市報、有線放送等で案内を行っております。

株式会社メセナ末吉、道の駅末吉、道の駅たからべ、メセナ住吉交流センターについては、正社員の採用は5年間行っていませんとのこと。人員に不足を生じたときはパート募集をしますが、ハローワークを通じて行い、市の有線放送で広く市民に呼びかけております。道の駅おおすみ弥五郎伝説の里については、ハローワークに求人を行い、有線放送等を活用し広報を行い、役員、店長の6人で面接を行っているとのこと。

東部土地改良区、改良区の理事長、副理事長による書類選考及び面接選考を実施しており、公募はしていないとのこと。

シルバー人材センター、1次試験で教養試験を行い、実施し、2次試験時に面接を実施しています。広報は、ハローワーク、有線放送等を利用しているとのこと。

市社会福祉協議会、作文試験及び面接試験を実施し、筆記試験の問題作成、採点は、外部専門職や大学教授に依頼をしております。面接試験は、会長、副会長、職務代理者が個人面接を実施しており、臨時職員等は専門職がほとんどで、必要資格

を示して募集し、担当課長、事務所管理者等が個人の面接のみを実施しております。広報は、職員募集要綱を各事務所に掲示するとともに、有線放送等、ホームページ、情報誌、ハローワークを利用しているとのことです。

大隅曾於地区消防組合、消防組合採用試験については、1次試験で教養試験、作文試験、消防適任検査、体力検査を実施しています。2次試験については、面接試験を実施しています。広報については、採用試験案内を作成し、公告して周知するとともに、構成市町の広報紙の活用及び有線放送等、さらに構成市町のホームページの掲載、平成25年度からは大隅曾於地区消防組合のホームページを開設し、案内を行っております。

曾於北部衛生処理組合、職員採用は平成14年に4名、平成18年に1名の採用試験を公募により実施したところです。それ以降はありません。

なお、構成市の公平を保つため、均等に採用された経緯があります。

3、受験者やその家族はもちろんのこと、市民から見て、公平、民主、情報公開を原則にすべきだと考える。所見を聞きたいということでございます。

市の職員の採用試験の公平性については、全国統一試験を活用し、教養試験と専門試験の問題及び作文試験の課題は、鹿児島県市町村行政推進協議会において封印された状態のものが届き、受験者の目前で封印確認を行っております。これまで、試験問題や作文の課題が外部に漏えいすることなく実施されております。

また、情報公開については、情報公開条例に沿って、個人が特定できるものを除き公開しております。

なお、各団体についても、公正、公平、情報公開が望ましいと考えます。

4、それぞれの団体等の採用試験の結果については、全ての受験者に受験者本人の点数、合格ライン、点数との位置等を含め、受験者が納得いく内容で通知されてきたか、報告されたいという質問でございます。

試験結果については、文書で合否を全受験者に通知しております。

なお、点数及び順位については、希望者に対して本人に結果を公開しております。

株式会社メセナ末吉、道の駅末吉、道の駅たからべ、メセナ住吉交流センターについては、メセナ住吉に関しては、過去5年間採用試験は未実施です。パートの採用の場合は、採用結果については合否のみを全受験者に行っております。道の駅おすみ弥五郎伝説の里の採用結果については、合否のみを全受験者に封書にて通知を行っているとのことです。

東部土地改良区、合否の通知のみを行っているとのことです。

シルバー人材センターは、試験結果は本人に通知し、情報開示を実施しているとのことです。

市社会福祉協議会、職員採用決定者については、受験番号を本所、支所に掲示し、ホームページで公開し、全ての受験者に合否通知を出しております。受験者本人の求めがあれば、点数、採用順位等について開示しているとのことです。

大隅曾於地区消防組合、試験結果については曾於市と同様であります。

曾於北部衛生処理組合は、採用職員については、採用職員による現在の職員は、旧大隅町、旧末吉町、旧松山町、旧輝北町からそれぞれ1名ずつの計4名ですが、採用試験の結果については受験者全員へ、合否結果について通知しております。

以上で1回目の答弁を終わりたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

最後の御質問の中の採用試験の状況の中で、少し漏れておりますので、御報告を申し上げます。

市の職員の直近の試験日、平成24年9月16日でございます。

市の臨時職員につきましての試験でございますが、面接のみでございます。直近の試験日は、その都度ですので随時行っております。9月に入ってから1件ございました。合否のみ連絡して、公開制度はございます。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（大窪章義）

公募は、先ほどの市長の答弁の中に、ハローワークで公募をするということで、ハローワークでございます。

それから、メセナ末吉の直近の試験日でございますが、ここもいろいろやめられたりしたときに随時行うということで、日にちは伺っていなかったところです。

それから、道の駅おおすみの試験でございますが、ここは面接で行うと、そして、随時の試験となるということです。やめられた方があれば、試験をするという形だそうです。

それから、シルバー人材センターの直近の試験でございますが、平成25年8月19日でございます。

大隅曾於地区消防組合につきましては、曾於市と同じ日に、昨年、試験が行われております。去年の9月16日です。

それから、先ほど市長が申したように、広報紙とか有線放送を使って広く公募しております。

それから、曾於東部の土地改良区の直近の試験でございますが、ここの団体につきましては、合併前に臨時職員で組織を組みまして、その後、平成18年度で全員、全員かどうかちょっと確認できておりませんが、採用をされております。

それから、曾於北部衛生処理組合につきましては、先ほど申しました市と同じよ

うな試験をしますので、平成14年に4人、平成18年に1人ということで、先ほど市長が申したとおりです。

社会福祉協議会の直近の試験日が、平成25年7月14日でございます。

以上、先ほどの市長の中で漏れましたものを答弁いたしました。よろしくお願いいたします。

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（岩元祐昭）

先ほどの市長の答弁の中で、キャップ、副キャップが漏れてましたので、よろしいでしょうか。

財政計画プロジェクトが中山副市長、末廣副市長でございます。それと、情報化推進が、総務課長補佐と保健課長補佐でございます。それと、行政評価プロジェクトにつきましては、先ほど市長が申しましたように20年、最近が、直近が20年ですので、その当時は部長制がございました。総務部長がキャップで、市民福祉部長ということで、ここにお示したのは現在の直しているところでございます。

それと、曾於市ブランド確立推進検討委員会について、財部産業新課長と市長が申したと思います。振興課長の誤りですので、申しわけございません、訂正しておわび申し上げます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（岩元祐昭）

プロジェクトチームでしているのは、今現在4つで、先ほど議員がおっしゃったように、再生可能エネルギー検討委員会とか、そういうようなもろもろです。やはり事業について、大枠、事業を進めるときに、こういったプロジェクトというのになるかと私は思っているところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。

先日申し上げましたが、私もこれまで長年の野党的な立場から一転して与党に変わりました。野党的なぼけもあるかもしれませんが、一つ一つ言葉を選んでその点は質問いたしますが、特に市長は統治する立場でありますので、言葉を選んで、議事録に残りますので、答弁をして、お互い努力していきたいと考えております。

まず、質問の第1点、フラワーパークについてでございます。いわゆるこのフラワーパークの3事業についてでございます。これは、これからも本日を初めとして、一般質問でも6名の方々が質問いたしますので、私はたたき台として、たたき台に

なることを目的として、七、八項目に絞って質問を申し上げます。

まず第1点は、先ほどの1回目の答弁で、市長はフラワーパーク関連3事業については、3つの事業も廃止したいといった答弁でございました。ということは、まず質問の第1点、26年度以降の予算化は3つともしないということで、確認していいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回の市長選挙におきまして、私はパークゴルフ場を含めたフラワーパーク公園事業、全ての13億円をかけるこの事業は、胡摩地域は中止をしますというふうに政策を訴えましたので、そのことを市民から認めてもらいましたので、基本的には全ての事業を中止でございます。

26年度に事業を持ってくるかという質問でございましたが、それについては、今後、グラウンドゴルフについて具体的に提案できる状況があるならば、それは別な問題として考えたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

これからほかの方々も質問すると思いますので、確認いたします。26年度以降しないということでありましたので、じゃあ、今後しないということでありましたので、26年度以降、基本的には予算化しない。グラウンドゴルフについては後ほど質問いたしますけども、基本的な、現状では予算化しないということで、確認、再度してよろしいですね、現状で。

○市長（五位塚剛）

そのように理解していただければありがたいです。

○21番（徳峰一成議員）

そのためには、現状でまずどれが大事か、手がけるかでございます。例えば、事業計画の見直し、過疎振興計画の見直し、総合振興計画の見直しが、本年度で可能な限り見直しができる点は当然のことながら、これは行政でありますからすべきでございますが、一応問題提起として、答弁はよろしいです。

質問の第2点目、検討委員会でも、3事業ともしないということでもありますので、検討委員会で検討していただくときに、前提条件としてこの3つの事業は、一応、市長の考え方としてはつくられない考え方であるかということ、その立場ならば、当然、事前に検討委員会では前提条件として表明すべきですよ。その点の確認をいたします。

○市長（五位塚剛）

この事業については、もう基本的に中止をしますというふうに言いましたので、当然ながら検討委員会の予算が可決された場合は、最初の説明会の中で、私の基本

的なそういう状況だけはお伝えしたいとも思います。

○21番（徳峰一成議員）

関連して、この3事業だけじゃなくって、検討委員会で、これはやはり除外してほしいというのは何かないですか。すぐ浮かぶのが畜産関係です。あそこにまた養豚団地、養鶏場が入ってきたのじゃあ、何たることかという当然議論も出されるでしょうから、ほかに幾つか考えられると思うんですが、現状で考えられるのはほかに何と何がありますか、検討委員会の検討から除外してほしいという事業について。

○市長（五位塚剛）

まだ検討委員会を開いておりませんが、検討委員会の中で、どうしても跡地利用という形で、何を除いてほしいということについて、まだ詳しくは検討しておりません。

○21番（徳峰一成議員）

率直に申し上げて、市長を支える立場から言って、私は、現状でおそくとも検討すべきです。何かというと、後ほどまたほかの議員の方々、特に13日には補正予算そのものの審議があるんです。だから、これから検討するじゃあ恐らくほかの議員の方々、納得しないと思うんです。十分、少なくとも検討した上で、やっぱ予算措置も、やっぱ所信表明も、これは個人意見ですけど、すべきだったと思うんです、基本的な点でありますから。きょうは答弁よろしいです、支える立場から。だけど、これから後の議員には答えなければ、恐らく議員は納得されんでしょう。だから、これは早急にやっぱ考えて、基本点は、細かい点はともかくとして、していただきたいと思っております。

次に、検討委員会で、もしグラウンドゴルフ場をつくるべきという意見も、だから、もう一応ないわけですよ。ですから、先ほど答弁にありましたように、じゃあ、グラウンドゴルフは陳情書、全会一致を尊重して、末吉町内のほかの場所につくりたいということでございます。この点、再度確認いたします。

○市長（五位塚剛）

曾於市内のグラウンドゴルフを愛好されてる方々が、基本的には財部、末吉、大隅の3つの地域にありますが、特に末吉町の愛好者の方々が栄楽公園を中心にして利用されておりますけど、できたらもっとたくさんの人たちが利用できるような施設が欲しいというのが要望でありますので、それについてはグラウンドゴルフの愛好者の方々、協会の方々の意見を尊重して、どこがいいかというのは、まずそこから始めたいと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

いずれにいたしましても、方向性としては、繰り返しますが、末吉町内の別な場

所につくりたいということで、恐らくこれは用地取得の問題、造成を含めて、建設を含めて億円単位、億円単位のお金がかかろうかと思いますが、しかし、やはり議会全会一致で採択されてる以上、あるいはもう1年半前に議会で採択されている以上、これは誠意をもって、私は、優先課題として対応すべきじゃないかと思います。

優先課題として対応したとしても、やはり過疎計画、総合振興計画等を含め時間がかかると思うんです。1年、2年では、とてもできないと。急いでも3年あるいは4年かかるんじゃないでしょうか。そういった意味で、再度、この件は尊重する形で対応をしていかなければ、結果としてずるずるになって、市民から疑問が出かねないという点を、個人的には心配いたしております。その点で優先をしていただきたいと考えております。答弁、よろしいです。

次に、この検討委員会です。検討委員会は、これからほかの議員の方々も、いろんな立場から議論が出ようかと思っております。特に用地取得について、1回目の渡辺議員の答弁の中で、まだ買収地については虫食い状態が残ってるという答弁がちょっと気になりました。虫食い状態で、私はあつてはならないと思うんです。虫食い状態のまま、そのまま、言葉は悪いですが、検討委員会に、言葉は悪いですけども、丸投げする形で検討委員会で検討するとしても、検討委員会はもう検討する余地がないと思うんです。選択肢が、もうあそこはあのまま放置しなさいというもう答弁を、答申を出さざるを得ないと思うんです。ですから、少なくともこの虫食い状態は、周辺はともかくとして、状態にはならないよう、検討委員会が十分検討される、議論がいろんな角度から出るように、この中央部分を含めて、やはり基本的には買収をすべきじゃないかと私は思っております。その点ではどういった考え方でしょうか。

○市長（五位塚剛）

徳峰議員も、この間の一般質問での私の質問は聞いていらっしゃると思うんですけど、この山林については、相続がなおらない筆数があるということも質問しました。相続がなおらないものは、行政はできません。当然、相続がなおらないものについては、市は買収はできません。また、本人の意思で売りにたくないという意思があるのに、これも買えません。それは尊重するのが当然でありますので、本来ならば、前市長が選挙で勝ったならば、この事業の買収に入ったほうがよかったんですけど、私は、残念ながら結果的にこういうことになるでしょうということを何度も質問をし、提案してまいりました。結果的に売却ができないところについては、現状はもうそのままになるだろうと思います。

○21番（徳峰一成議員）

これは、私に限らず全ての議員の方々全体が全体の面積の中で、どの部分が未買収地、

今、答弁があったように、なかなか買収が難しい地域であるか、誰一人として、私を含めてわからないんです。市長はもちろん当事者であります、わかっておりますけれども、ですから、恐らく今後、議論がかみ合わない部分が出てくるんじゃないというのが、私は、はっきり言って心配してんです。ですから、全員協議会での丁寧な説明を含めて、私は、これは議員との認識の共有が必要じゃないかということ、今、答弁をお聞きして感じました。これは、市長の選択の問題でありますけれども。

いずれにいたしましても、検討委員会です。検討委員会の意味する役割、特に目的、目的がそういった状態であったら、繰り返しますが、結果としてもう選択肢がないでしょう。もうあそこは、もうそうした未買収地、あるいはもう山あり、工場を誘致するにしても、今どき工場はそういったところを用地を取得して、特に造成、排水問題もあります。取りつけ道路の問題もあります。そういったことが全く白紙のまま入ってくる企業はまずない、もう断言してもいいんじゃないでしょうか。

一方、例えば太陽光パネルの発電については、問い合わせもあるように聞いておりますが、しかし、今の状態だったら手を引くでしょう。何もかも全てしなさいというんだったら、今どき入る企業ございません。まずないでしょう。

ですから、そういった意味で、検討委員会の検討する選択肢、材料がないまま検討するということがいいのかどうか、私は、市長を支える立場から見て、恐らくほかの議員の方々、特に13日は議論があると思うんです。その点でも、本日は答弁よろしいですけれども、よく考えた上で、今後の私以降の議員の質問、13日を含めて質問に十分に答えられる形で研究を、特に担当課長とも検討しながら進めていきたいと思っております。ひとつの問題提起として、検討委員会そのものは、私も大事であると思っておりますが、しかし、この部分、議員の皆さんから納得できる形でなければ、補正予算が決まらないという、そうした問題点もありますので、その点でお互いにこの点は考えていきたい点でございます。

次の質問に入ります。退職金問題について、これは今後のスケジュール等も含めて、一応行っていきたいということでございますが、繰り返しますが、市長の強い決意があるならばやれるものと、これは確信いたしております。

また、個人的にも、お互い考えていきたいんですが、今の行政を取り巻く中で、最も時代おくれというのは、私はこの4年ごとの多額の退職金じゃないかと。これは、断じてもいいと。全国的に高い支持率を誇っている市町村長も、あるいは市民から、住民から評価されてるところでも、これだけは、言葉悪いですが、しがみついていると、みずからの退職金については。これは、とんでもないことであります。その点で、ぜひ曾於市長においては、これは先陣を切って断行していただける。必

ず全国を励ますし、必ず市民から高い評価を得るものと私は確信いたしております。これは、もう全面的に支えますので、細かいことは言いません。ぜひこまめに対応して、これは断固としてやっていただきたいと思っております。もう答弁はよろしいです。

次に、保育料は1万円以内とする公約実行について、この点で、財源的にも26年度からについては段階的ということがございましたけども、もう一回お聞きいたします。特に、何といたっても財政問題ですよ、財政措置。野党時代はどんどん要求できますけど、今度はもう執行する側だから、やっぱりお金がないといかんですから。だから、頭を切りかえて、同じ気持ちで何とかやっていただきたい立場で質問いたしますけれども、特に一般財源、一般財源は現行と、もし26年度から実施すると、全面的に実施するとして、新たにどれだけ増額となるのか、もう一回、この財源の持ち出しについて説明してください。

○市長（五位塚剛）

先ほどの退職金の問題は、答弁は要らないということでございましたけど、強い意志のもとに廃止する方向で頑張りたいと思います。

保育料の問題については、これは、今の市民の方々に、若い人たちで、市民税が均等割でも第1子が1万8,000円で第2子は半分ということで、非常に子供を保育園に出したいと思っても、これ以上厳しい状況があるというのは、私もよくわかっておりますので、基本的には、志布志市は約1億円の支援をしながらやっておりますけど、曾於市としてはそれに近い数字が、やはり8,600万ぐらいだったですか。

○21番（徳峰一成議員）

詳しい数字、現在幾らで、今後、幾らって明確に。

○市長（五位塚剛）

先ほどの答えで。

○21番（徳峰一成議員）

課長に答弁させたほうがいい。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁したと思うんですけど、ほぼ計算した数字を担当課長から答弁させたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、今年度と全く同じ人が、階層の方が入所をして、1人目、2人目、3人目も同じというような前提で申し上げますと、今回、全て1万円以上のところを全て1万円に直しますと、新たに9,240万円が一般財源

となるところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

これまで幾らですか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

これまでも、先ほど市長が申しあげましたこれまでの一般財源は、過年度分を除きますと2億5,706万7,000円ですが、これに9,240万円足しまして、3億4,949万円になると見込んでおります。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

これは、幼稚園、保育園で、無認可は入ってないですか。あるいは無認可を含めて対象としたり、あるいはする考えですか。その数字の訂正があったら、訂正を含めて答弁してください。

○市長（五位塚剛）

先ほどの数字は、認可されてる現状の保育園また幼稚園という数字で述べました。無認可の保育園についてはこれに入っておりませんので、先ほどの状況でございます。

○21番（徳峰一成議員）

先ほどの渡辺議員の質問に、無認可も加えたいというたしか答弁だったものと思いますが、正確な答弁を再度お聞きいたします。やっぱ金額がまた違ってくるものだから。

○市長（五位塚剛）

無認可の人数については、まだ数と計算が出ておりませんが、担当課長のほうでわかっていたら、社会教育課のほうで人数はわかっておりますか。

○21番（徳峰一成議員）

だから、無認可も加えたいのか、もう無認可は除外したいのかの確認です、市長としての。

○市長（五位塚剛）

市長としての考えは、子供たちを平等に支えたいという立場から、無認可保育園も含めて支援はしたいというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

その財源、わからなかったらわからんでいいんです。

○社会教育課長（中峯健一郎）

幼児学園の園児の平成25年度の児童数ですが、合計450名です。

○21番（徳峰一成議員）

このように、はっきり言いまして、26年だけの全面的実施は難しいでしょう。とても私も、議員であっても、財政的に難しいですね、これは。新たに認可保育園、幼稚園だけでも、9,000万円が必要でしょう、9,000万円。それに、無認可っていうのは私の頭になかったんです、率直に申し上げて、これがいいとか悪いとかじゃなくて。先ほど答弁の中で、無認可も加えたいとなりましたけど、四百数十名でしょう。含めて考えたら、無認可の場合は大体安いところが多いんだけど、1億円を超える財源を毎年一般財源から持ってくるというのは、率直に言って、これは当局の問題だけど、なかなか厳しいという個人的な受けとめ方であります。

しかし、やらなければいけない。ですから、市長答弁にありましたように、これはもう十分検討して、どうしてもやれなかったら、これはいたし方ないと思うんです、これは。どなたが市長でもやれんわけだから。これを一步ずつやることは私は大事じゃないかと思うんです、この点は、段階的に。ですから、そのあたりを含めて、段階的という答弁がありましたけど、再度、個人的には、これはもう財政を考える限り難しい面もあろうかと思えますけども、再度、市長の基本的な見解を聞かせてください。26年度、それ以降との絡みの中です。

○市長（五位塚剛）

幼児学園については、1カ月の入園費というのは1万円以下でございますので、基本的にはさほど問題ないと思います。無認可保育についても、認可保育園と違って、それほど金額は高くありませんので、一定の支援は必要だと思っております。

ただ、今言われるように、約1億円近い支援を単独でしなけりゃならないということは、財政的に非常に厳しい部分もあります。そういう意味で、保育料というのは段階的に決まっておりますので、その段階の中で、各段階幾らずつを補助するかということを進めながら、将来的な目標としては1万円に近いところにやっていきたいというのが基本的な考えでございます。

○21番（徳峰一成議員）

この件は、ほかの議員の方、いろいろ意見が出てますけど、意見があるでしょうから、やはり十分議会の議員の意見も聞きながら、これから煮詰めていただきたいと思います。基本的にはまずやると、それも将来的じゃなくて近い将来、これは全面的にやるという逆算方式での、そうしためどを示さなければ、これは議会、なかなか大変だと思うんです。ですから、全面的にできなくっても、これは少なくとも何年度までに全部、全面的にやっていくというのをやっぱり今後示すべきじゃないかと思うんです。私の場合は、一応、これで打ち切ります。

次に……。

○議長（谷口義則）

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時14分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○社会教育課長（中峯健一郎）

先ほどの答弁で、平成25年度の幼児学園の園児数を450と述べたんですけども、保育料の計算のために延べ人数と思ひまして、勘違いしておりました。実質は5園あるわけですが、107名前後であります。

以上、訂正します。

○21番（徳峰一成議員）

やはり厳密さを、お金が必要です。無認可といっても幼児学園だけじゃないんですよね。現在どうですか。以前は、民間の運営の無認可もありました。それは把握していますか。市長答弁だと、当然民間の、もしあるとしたら、無認可も対象とすべきといった答弁だったと思うんです。それは、把握していますか。

○市長（五位塚剛）

以前は、末吉町内にも無認可保育園というのがありました。残念ながらもう、2つありましたけど、今、廃園になっております。私の知る限りでは、曾於市内に無認可というのはないと思ひますけど、担当課のほうでちょっと説明させます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

曾於市内に無認可の保育園は、現在2カ所ございます。これは、事業所内の無認可保育園でございます。

（何ごとか言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

一つが高原病院さん、一つが昭南病院さんというところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

それ、全部で何名ですか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

2カ所で、現在、5名が通園をされてます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

これには、やはり厳密なやはり把握と答弁が必要かと思えます。

次に、高校3年生までの、いわゆる高校3年生相当と表現させていただきます。高校3年生相当までの医療費の無料化については、これは先ほどの、もし実施した、来年から実施した場合に、一般財源の新たな持ち出しが約、約といいますか、2,500万円相当になるようでございますが、この確認をどなたでもよろしいです、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

市長選挙の前に私が掲げた公約が、高校卒業ということで、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのそういう高校生を対象とした場合には、1学年500万で、3カ年で1,500万というのが概算が出ておりましたが、いろいろと詳しく調査いたしましたところ、約2,400万円という概算が出てきたところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

細かいこと言っただけですが、市長ですから「約」という表現はやっぱり好ましくないと、思われるんです。やっぱり2,400万円相当という表現が、議事録に残る以上、私は大事じゃないかと思えます。言葉の使い方の問題でありますけども、研究をしていきたい点でございます。

2,400万円相当であったら、市長、これはもう26年だからやらなければいけないし、やれると思うんですが、答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

公約の一つでありまして、26年度から予算として出したいと思えます。議員の方々の御協力をお願いしたいと思えます。

○21番（徳峰一成議員）

先ほどの質問でありますけど、保育料の1万円以内については、現在の計算では、新たに一般財源の持ち出しが9,000万、新たな追加分、大事な点であります、もう一回の確認させてください。新たな追加分、実施したとした場合、試算、試みの案では何千万になります。

○市長（五位塚剛）

先ほどから数字も何度も言っておりますが、現在の保育の方々、また幼稚園の方々を前提としたときに、先ほど言った数字になると思えます。金額が……。

○21番（徳峰一成議員）

9,240万。

○市長（五位塚剛）

9,240万です。

○21番（徳峰一成議員）

新たに9,240万、これは今後恐らく議会でも議論があると思いますので、可能な限り私は、やはり可能な限り26年度からやるべきじゃないか。例えば、一般財源じゃなくても合併特例債、あるいは過疎債の中のソフト事業等が使えないものかどうかを含めて、もっと研究余地があると思うんです。そのあたりを含めて、今後の議員の方々の答弁に答え得るような、もっと研究をして答弁にさせていただきたいと思っております。可能な限り、やはり全面的にやる方向で努力はすべきだと思っているからであります。

次に、市の各プロジェクトチームの継承と発展、私は、繰り返しますが十幾つはあると思っていたんです。企画課サイドでなくっても、これまでも池田市長のもとでこの問題、再三、私、本会議で取り上げて、十幾つ紹介された経過があるんです。末廣副市長のもとで、あるいは中山副市長のもとで、キャップとして、たくさんあったと思うんです、この捉え方は別にいたしまして。

ここではよろしいですけども、基本的にはこれまで同僚議員含めていろいろ議論されて、提案されて、あるいは市独自にいろいろ検討した結果、必要とされて、これまで生まれてきて、そして、効果を出しているわけでありますので、これは基本的には全面的に副市長がいなくっても、もともと副キャップを含めてつくるべき性格であろうかと思っておりますので、十分このあたりは、各課でも連携をとりながら、市の市政遂行に支障が出ないように、これは継承・発展の立場から取り組んでいただきたいと思っております。細かい点はよろしいですから、基本的な市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

プロジェクトという名のもとで企画が、つかんでる数が、先ほど述べた4つの数であります。それ以外に、今まで各事業において、各課長を含めて数人で推進されたプロジェクト風的なものはほかにもあったというふうに聞いております。今後は、そのことについては、よく調査をして明らかにしたいと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

くどいようですが、なぜそのことを言うかといいますと、私はこれまでもひとり暮らし対策等を含めていろいろ提言して、そして、これも副市長、末廣さんがキャップでありました。あるいは再生可能エネルギーについても提言して、ことしの2月から発足して、ともかく調査が必要ということで、新たな予算措置も、どの課ですか、されてやってるわけです。これが、市長選挙で中断はしてないかということが、はっきり言って心配なんです。ですから、我が曾於市にとって、再生可能エネルギーでいいますと、今、どんどん太陽光が出てきております。これを否定するわけじゃないんですけども、ほかに、例えば水とか、あるいはバイオとか、風力とか、いろんな形のエネルギー対策があり、今、全国地方自治体はしのぎを削って研

究しながら、また設置に努力をいたしております。我が曾於市にとって何が一番、あるいは何と何が大事であるかというのを引き続き調査を続けて、我が曾於市に合った形の再生可能エネルギーをしっかりと位置づけのもとに、計画性を持って、必要ならば予算措置も行いながら、私は進めるべきじゃないか、これは、まさに今だと思うんです、まさに今だ。はっきり言いまして、太陽光設置についても野放しの状態なんです。何ら、ルール一つないでしょう、条例はもちろんのこと、規則、要綱を含めて、これでいいのかが私は問われていると思うんです。ですから、この問題を含めて、これが目的意識を持って、市長のほうで担当課あるいは課長に指示をしていただきたいと思います。答弁はよろしいです。

最後に、市職員あるいは団体等、先ほども休憩時間の中で、外郭団体に入っていない団体があるって御指摘、私にありましたけど、もちろん承知の上であります。外郭団体等です。外郭団体でないのもあるからでございます。

いずれにいたしましても、市が何らかの形で負担金、補助を含めてかかわりのある9団体であります。これについては、私はやはり、市長自身、強い決意をもって、市民の立場から改善・改革を行ったとしても、2年、3年、4年以上かかると思うんです、これは。どんな力を持った市長でも、これは一気にはできないと。ですから、まず現状はどうなのか、市民の目から見て、受験者や家族からの、特に合格しなかった受験者の立場から見て現状はどうなのか、これをしっかりと市長を初めとしてつかむ必要があると、把握する必要がある。そうしたら、問題点が、1つ、2つ、3つ、4つと、ずらり明らかにされると思うんです。

そうした場合、個別的に各団体を見た場合に、やはり時間がかかります。特に外郭団体に入っていない範疇・範囲の団体についてはです。ですから、そうした現状把握がどれだけされてるか、本日は第1回目の質問として、るる項目を挙げたんです。ですから、これは計画的に行っていただきたい。私も、間隔はあけて、今後、この問題はどなたが市長であろうとも、提起、1年に1回ぐらいの割で取り上げてまいります。

その点で、まず、本日の2回目の質問であります。質問に、2回目に入る前に、率直に申し上げて、私の質問は、試験や採用のあり方に問題があるならば、今後、市民や受験者に納得いくよう改善をしていただきたい立場からの質問でございます。過去は問いません、過去は。現在の職員の方々は、現在の職員の方々には、表現がいいかどうかわかりませんが、傷はつけない、そうしたことを前提にして、私は、今回も今後も取り上げてまいります。これは、誤解のないように、今後の問題として取り上げてまいります。

その点で、まず第1点、先ほどるる説明がありましたけども、9団体等の中で、

試験の前に広く市民に広報がされないまま採用試験が何らかの形で行われている団体があるとしたら、その団体名を明らかにしてください。広く市民が知らないまま、いつの間にか試験が行われていた、そういったのがあったらお聞かせ願いたいと思っております、あるかないかを含めて。

○市長（五位塚剛）

そういう団体があるかないか、ちょっと私もわかりませんが、市が関与するいろいろな事業所は、基本的にはハローワークを通じての公募です。特に市が出資するところ、いろいろありますけど、基本的には徳峰議員が言われるように、公平な形で募集するのが基本だろうと思っております。

ただ、市がどこまで関与できるかということが、なかなか難しい点については、その各種団体のほうで公募されておりますけど、詳しいことについては総務課長から答弁させたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

広報をされずに採用が決まっていくという団体があるかということでしょうか。この中では、ちょっと確認ができなかったのが、東部土地改良が合併前のことでございましたので、ここの採用形態が少し不透明ではございますが、それ以外につきましては、全てホームページ、ハローワーク、有線等を使いまして、現在、公募をしているのが現状のようです。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

9団体は、何らかの形で市民の税金、税金が使われているんです。それに絞って、私、9団体挙げたんです。市民の税金が使われてる。ですから、そうした団体が、仮に市民に広く広報されないまま、何らかの試験や、あるいは採用を行われてたら、私はとんでもないことだと思うんです。市民の目から見てです。ですから、過去は問わないと、もし今後あるとしたら、もうこれは絶対してはならない、させてはならない。もうそういった団体だったら、補助金はもうゼロにすべきだと思うんです。市民から見て、そもそもの問題だから、この件は、市長の基本的な見解を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

市が補助する各種団体の職員、パートについて、職員の不足が生じた場合には、広く市民に公募をして、公平な形での採用を指導してまいりたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

これは、基本の基本だからですね。

第2点目、これまで試験制度が、中身はともかくとして、試験が、制度がそれなりに行われたいまま採用されてる団体があるとしたら、お聞かせください。試験が、制度がそれなり、中身の内容以前の問題として、試験が行われたいまま採用されたこと、団体がありますか。ないと思うんですけども、一応答弁してください。

○市長（五位塚剛）

面接試験とか、一定の技術を持った資格者を含めた試験とかいろいろあると思うんですけど、もしそういうところがあったかわかりませんので、担当課長から、できたら総務課長から答弁させたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

採用の方法論だと思いますが、面接試験を試験とするならば、全てのところで筆記試験と、筆記試験を行ってるところと、ほかのところは、筆記がないところも面接までは全て行って、採用に至っているようでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

私は、例えば市職員の場合も、中身、内容についても田崎町長時代から何回も取り上げて、大分改善されましたけども、率直に言って、昨年も取り上げましたけども、まだ不十分な点が、これは池田市長も認められた点でございます。ですから、ほかの団体等含んで、中身はまだ、恐らく知れば知るほど改善すべき点があるかと思いますが、これは今後、お互い時間をかけて論議をし合っていきたいと思えます。少なくとも試験はやるべきであると、市民に知らせて試験はやるべきである。ないということで、答弁を受けておきたいと思えます。

関連いたしまして、先ほどの答弁の中で、例えば、特に気づいたのが消防組合であります。職員が118名プラス6人、約120名を超えますね。この中で、女性職員が一人もいないということでびっくりいたしました。今どきと申しますか、直接的な関連はないけど、自衛隊でも警察官でも、今、女性の方々はおられるし、はっきり言いまして、消防でも女性を含めて専門学校があるんです、救命士の。あるいは、ほかの市町村、女性を含めておられるでしょう。ところが、曾於市の場合は全員男性であると。細かいことはともかくとして、これはおかしいんじゃないですか、どう考えてもです。多額のお金を市も出しております。まず、市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の消防組合には、女性の職員がいません。女性均等法の中で、当然ながらそういう採用を求める状況は、今までなかったようであります。もし仮にあったとした場合は、女性採用をされているところの消防組合には、基本的にはこういうところがありますよということはいたいということでございました。

ただ、女性の方を採用した場合には、女性1人であっても、全ての勤務体制からいろいろなことを、施設を含めて全体を変えなきゃならないという条件があるようでございますので、今後そういうことがあるようでしたら、検討はしたいと思いません。

○21番（徳峰一成議員）

基本的には、今、ドクターヘリ一つしょっちゅう報道されますが、女性も参加しております。救急医療を含めてです。特に120名ぐらいいる職員の中で女性が一人もいない、今どきといたしますか、一般論としてこれはもう本当おかしいと思うんです。学校もある、専門学校も、曾於市の方々がこれをどれだけ受けてるか、恐らく受けてると思うんです。ほかの市町村を見ても全く、特にこの市の段階ではゼロということはありません。学校があるくらいだからです。これは、調べたらすぐわかることであります。

だから、私が申し上げたいのは、基本的な市長の立場として、やっぱりこの団体を含めて、男女平等といたしますか、均等といたしますか、そうした物差しを見て判断して、やはりおかしかったら改善を求めていく。多額の、毎年、市がお金出しておりますので、特に消防組合に対しては、多額のお金を、場合によっては億円単位。ですから、そうした市民の目を見て判断をして、おかしいと思ったら改善していただきたいと思うんです。即答はよろしいです。市民の目を見ておかしいと思ったら改善をしていく方向で努力をしていただきたい、この1点での質問でございます。

○市長（五位塚剛）

大きな鹿児島市とか福岡、ああいう人口の多いところについては女性の消防職員も配置されてるようでございます。ただ、現状として、曾於の今の状況の中で、この間、女性の申し込みがなかったということでしたので、今後、そういう方々が申し込みがあるような状況になるときは、これは消防議会の中で提案をしていきたいと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

くどいようではありますが、申し込みがあるかどうかに関係なく、繰り返しますが、市民の立場でやはり判断するというのが、私、新しい市長として大事じゃないかと思うんです。市民の立場から見て現状がどうなのか、そして、もし市民の立場から見て変えろとしたら、改善を求めていく、そうした観点・視点を、一貫して貫いていただきたいんです。ですから、そのためには現状も見る、ほかの市町村もしっかりと調査研究する、そして市民の立場から見て、やはりおかしいと思ったら改善求めていくって、こうしたやはり基本的な点での、くどいようではありますが、考え方と答弁をしていただきたいんです。もう細かいことは今後に譲りますけども、

基本的な自分のポジションといいますか、立場としての答弁であります。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしました。が、長期的な消防職員についても採用がありますので、その中で現実に曾於市の採用の中で、女性の方がどうしても、曾於地区の消防組合の中で、具体的にそういう女性の方が出てきた場合は、先ほども言いましたように、入浴の問題、トイレの問題、施設の問題含めて総合的な判断が必要で、それなりの予算も出てきておりますので、そのときに消防議会と前向きに検討したいと思いません。

○21番（徳峰一成議員）

実際、私のところにも問い合わせ、相談があるんです。あるんです、あるから取り上げてるんです。これは、どう考えてもおかしいと思うんです。受かるかどうかは、本人の能力といいますか、問題であります。もう本人の問題です。しかし、受けるチャンスを与えるかどうか、市が補助金出してる団体の場合です。それが、やはり市民の立場から見ての仕事だと思うんです。受かるかどうかは、本人の努力と実力です。それはもう全然、私はもう関知外です。一人でもそういったこと、ほかの団体含めておられたら、やっぱ受けるチャンスを与えると、これは全ての団体、そうした市民の、くどいようですけど、立場、目線でもって考えていっていただきたいと思っております。

次に、関連いたしまして、やはりこれも市職員の問題、繰り返し以前から取り上げてるんですが、中身はともかくとして、今後取り上げます。採用試験がそれなりに行われたと、合格者はともかくとして、合格されなかった方々、されなかった方々は、先ほどの答弁では通知のみ行ってるところがあるということでございます。これでは、恐らく多くの不合格者たち、納得、合点がいかないというか、じくじたる気持ちだと思うんです、御家族を含めてです。なぜ、あの人は合格になって、自分は不合格になったのか、気持ちとしては、自分はその人よりも力があると思ってたんだけど、それが正しいかどうかは別にして、不合格になったという方々も、恐らく少なからず過去にあったと思うんです。やっぱそれじゃいけないと思うんです。市民の立場、受験者や家族の目から見てです。

ですから中身は、試験制度の中身は、くどいようですが、ともかくといたしまして、少なくともその受験者の合否の通知については、今後、点数を、あなたは何点でした、そして合格ラインは最低何点でしたってことを含めて通知をする試験システムに変えるべきじゃないでしょうか。これは9団体全て、これは即刻、9団体全て、これで全部が解決するわけじゃないんだけど、少なくともです。そうでないと、この市の試験の場合は、なぜ不合格だったのかという問い合わせもあるようでござ

いますが、各団体になかなか言えない、言いにくいと思うんです。なぜ自分は不合格となったのかです。それで、はい、終わりじゃいけないと思うんです。だから丁寧な、やはりそうした通知が必要じゃないかと思います。くどいようでありますけれども、受験者の点数、特に最低合格者の点数、その位置がわかる形での通知であります。これは9団体全て、これは次回からする方向で、市長として努力はすべきだと思うんです。見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の採用試験については、基本的には、もし採用不可になった方々について、本人の申し出があった場合には、本人の得た点数が何人中何番であるかということについては、基本的には報告を開示しております。

今、全ての合格しなかった方々について、結果を全部出しなさいということでしたけど、改善すべきことがあるならば、検討はしたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

どなたでもいいですけど、9団体、そのようなシステムがとられてるのが一つでもありますか。試験を行ったと、特に合格しなかった方に対して、点数と最低合格点数を添えて、丁寧な形で通知している団体が一つでもあったら、あるいは2つあったら紹介をしてください。あるいは、市はつかんでおりませんか。どなたでもいい、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

今言われるような形で通知をしているところはありません。

○21番（徳峰一成議員）

だから、率直に申して、これは全く五位塚市長の責任じゃないんです。これまでの市政の、やはり長年の積み重ねの中での現状ですから、はっきり言って、五位塚市長はこれからでありますから、私は追及する気はさらさらございません。これからであります。だから、過去は問いませんと言ったのはそこなんです、入ってる方を含めてです。だから、客観的に言いまして、このように合格、不合格になった方々を含めて最低点教えてないという、これは誰がどう考えても、市民の目から見ても、全ての団体、今後はそうした通知はすべきでないかと思うんです。これは、半年か1年、9カ月後に質問いたしますので、それまで十分調べていてください。

必ずいろんな改善点が、私は目につくと思うんです。さらに、もう試験制度の中身を変えると、中身を変えたら、これは大仕事です。しかし、市がやはり少くない補助金等、負担金を払っている以上、やっぱ近い将来全面的に中身を含めて変えていただきたい、そういった目的意識性を持った取り組みをしていただきたいと思います。これをやり切るならば、恐らく全国の市町村の中では、私はトッ

プになると思います。トップになる、トップになったら、恐らく市民の方々から大変な評価を受けることになります。これは、大変な評価を与える。これは、もう率直に言って、フラワーパーク関連どころじゃないです、これは一過性の問題じゃないから。やはり組織がある以上、団体がある以上、これは永続的に続きますから、この試験制度を、受験者を含めて、市民から見て、本当に納得いく形でガラス張りにしていく、これは素晴らしいことじゃないですか。これ、時間かけて、一気ににはできないから、まずやれる点からやっていく。まず、そのためには現状をしっかりとつかむ。本日の答弁では、まだ現状のつかみ方が大変弱い。これは、まだなっただけでございませうから、市長も、これから時間をかけて、各課長に明確な指示を出して、そしてやっていきたいと思ひます。

私も、9カ月後あたりに、議会で当選したら質問いたしますので、その点で考えていただきたいと思ひます。

私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時50分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、大津亮二議員の発言を許可いたします。

○18番（大津亮二議員）

18番、大津亮二でございます。質問する前に、少し声がこんな調子でお聞き苦しい点があるかもしれませんが、御理解いただきたいと思ひます。

9月議会にあたり大きくは3項目について質問してまいりますので、的確な答弁をお願いいたします。

最初の質問は、市長の政治姿勢と施政方針と書いてありますが、所信表明でございますので御理解いただきたいと思ひます。さきの7月の市長選挙において当選をされてから、この間大変忙しい日々を送られてきていることと御察し申し上げます。市民の生活安定と福祉の向上のため、また曾於市の未来のために誤りのないかじ取りを期待するところであります。

そこで、最初の質問の①は、さきの市長選挙は大変厳しい選挙戦で、大変御苦勞であったと思ひます。その選挙戦の総括をしていただき、所見を述べていただき

いと思います。

②は、市長就任後約1カ月が過ぎ、感じられたところがあったと思いますが、曾於市のまちづくりへの思いは議員時代と市長就任後では変化があるのか答弁をください。

③は、今回の立候補にあたっては無所属での立候補でありましたが、立候補以前に共産党から推薦を受けていたことが報道されました。このことを、支持者や市民に公にしなかったのはなぜなのか答弁ください。

④は、所信表明についてでございます。

事前に配付されました所信表明の内容を見て唖然としたのは私だけでしょうか。それは、何かというと所信表明に曾於市のまちづくりのビジョンが見受けられなかったことでございます。そこで、今後の曾於市のまちづくりのビジョンを述べてください。

また、⑤は、所信表明の中で市民に伝えたいポイントは何であったのか、政策以外では何であるのか、市長としての見解を述べてください。

⑥は、選挙公約や所信表明にある事業について伺います。

事業を提案するにあたっては、かなりの調査、研究をして多くの方と議論をされてこられたことだろうと思います。そこで、それぞれの事業の政策過程の議論経過、具体的な計画、そして財政的な裏づけを述べてください。

フラワーパーク建設中止、敬老祝金、年金で入居できる老人ホーム、保育料幼稚園代1万円、高校生までの医療費無料化、農産加工施設構想、宿泊所建設、それぞれ見解を求めたいと思います。

次に、大きな2項目めのパークゴルフ、フラワーパーク事業等についてであります。

この事業は、そもそも8年前の曾於市まちづくり計画の中に、合併記念公園計画があり、それを2年前に池田前市長が色づけをされ提案されたものであります。議会でも特別委員会を設置し、長時間日数をかけ調査や議論をして一定の方向づけが示され、最終的に議会で議決し事業が始まったところでございます。あなたは、その議論の経過や議会で決定されたことを、選挙戦でフラワーパークは中止をするとの公約で選挙をされました。パークゴルフやグラウンドゴルフの話はほぼされてこなかったのではないかと感じております。

しかし、今回の今回の所信表明演説で、突然パークゴルフも口頭で追加をされました。私は、フラワー部門だけを反対と言ってこられたと認識しておりました。よって、一般質問締め切りが9月3日であり、私の一般質問はこのような質問通告となったところでございます。御理解いただきたいと思っております。また、口頭での変更

は納得いかないところがございます。

そこで、通告に従って確認になるかもしれませんが質問してまいります。

①選挙公約では13億円のフラワーパークは中止とあります。全て白紙撤回なのか見解を求めます。

②は、選挙公約ではパークゴルフ、グラウンドゴルフ場等は触れていないので、フラワー部門だけを中止にして、パークゴルフ、グラウンドゴルフ場等は建設したほうがよいのではないかと考えていると思いますが、見解を求めます。

③は、跡地活用については、市民からなる30人で議論してもらおうとしていますが、その市民委員会に市長として何らかの方向性を示すのか、基本的考え方を述べてください。

④土地はパークゴルフ、フラワーパーク等を建設されるために取得契約をされておりますが、契約に対して事業中止は契約違反とされないのか見解を求めます。

⑤事業中止の場合、これまでに取得した土地は起債の対象となるのか見解を求めます。

次に、3項目めの長寿祝金制度についてであります。

この長寿祝金制度、もともとは敬老祝金でありました。旧町時代でもまた曾於市が誕生してからもいろいろ議論があった制度であります。そのような議論の経過を経て、曾於市では75歳以上の5歳おきの節目の方と86歳以上の全員支給の制度となり、25年度の当初予算でも節目支給と86歳以上の全員支給で議決されております。最近では、議会でも委員会でもほぼ議論はされてこなかった点であろうかと思うところです。そのような状況下にあったこの制度について質問をしてまいります。

①の質問は、今年度から75歳以上に全員支給されているようですが、今年度からの75歳以上への支給は議会では議論もされておらず、また当初予算では節目で議決されており議会軽視ではないか見解を求めます。

②は、今回の制度にするにあたり、どのような検討、議論、研究をされてきたか述べていただきたい。

③は、全員協議会では報告はありましたが、これまでの制度の対象者数と今回の制度での対象者数を改めて報告してください。

④は、年齢別人口動態を5歳刻みで報告してください。

⑤は、人口動態の推移を見ると今後75歳以上の高齢者がふえてくるようですが、そのことについての感想と、今後何らかの対策を講じる必要が出てくるのではないか見解を述べてください。

⑥は、近隣市の状況はどうか報告してください。

以上で、壇上からの総括質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、大津議員に対する質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

①市長選挙を振り返り総括を述べよということでございます。

今回の市長選挙は、13億円かけるパークゴルフ場、フラワーパーク事業を含めた、そのことが大きな争点でございました。

私は、市民生活が厳しい中、もっとやるべき事業があるのではないかと、この中止を訴えてまいりました。

また、長寿祝金の全員支給の件、市長の退職金廃止、子育て支援の保育料、幼稚園代の軽減の補助、お年寄りの年金でも入れる老人ホーム建設、農家支援のための加工場建設、そしてTPP参加反対を中心に訴えました。そのことが、多くの市民の評価・支持を受けたと思っております。

2、曾於市のまちづくりへの思いは議員時代と市長就任後では変化があるのかという質問でございます。

基本的には、議員時代のときも町政発展のため、また市政発展のための政策提案型の議員として活動してまいりました。そして、議員時代も市長になってもふるさと思ふ気持ち、曾於市発展の気持ちは変わりません。ただ、市長になると、さらに市全体をよくしたいという気持ちは強くなっております。

市長の政治姿勢と施政方針の中で3番目に、立候補にあたり共産党から推薦を受けたことを公にしなかったのはなぜかという質問でございますが、私が立候補するときの状況は、市民の中からフラワーパーク建設事業を中止をしていただきたい、そのために市民の会から要請を受けたものでございます。

3月の24日にフラワーパーク建設反対市民の会の中には、共産党の方も入って運動を進めてまいりました。共産党の中央委員会、県委員会に共産党からの推薦状も依頼をしておりませんし、また推薦状も届いておりません。ですから、私は自分のパンフレットやビラについても、また立候補の届けのときにも共産党推薦とは書きませんでした。

4番目、施政方針に曾於市のまちづくりのビジョンがないと思われるが、今後の曾於市のビジョンを述べよということでございます。限られた施政方針の文書でございましたので、基本的にはあのような表現をいたしました。大きくは26年度予算編成にあたり、具体的な方針も示したいと思っております。

ただ、選挙の中でも強調してきたことは、10年後、20年後大きく人口が減ってくる状況にあります。曾於市の広大な田、畑を守る市民をどれだけ今後つくるかが大きな役目があると考えます。人口増対策や子育て支援を中心におきながら、農業の基盤づくりと商工業の発展支援を強力に推し進めていきたいと思っております。

⑤施政方針で市民に伝えたいポイントを述べよということでございます。

13億円かけるパークゴルフ、フラワーパーク場を含めた事業の中止が第1でございます。第2は、長寿祝金はお年寄りの皆さんの願いでもありますので、節目支給から75歳全員支給にすることでございます。第3は、市長の4年ごとの退職金1,670万円を廃止することです。第4は、若者の子育て支援を進めることでございます。第5は、年金でも入居できる老人ホーム建設の検討を進めていくことでございます。第6は、農業畜産を守る最大限の努力を進めていきたいと思っております。

6番目に、選挙公約や施政方針にある事業の政策過程の議論過程、具体的な計画、財政的な裏づけを述べよということでございます。

まず、フラワーパーク建設事業全体については、3月補正で減額を考えておりません。

土地取得については契約が登記済みについては支払いを完済したいと思っております。

敬老祝金、長寿祝金について25年度の予算の範囲以内で約9,000人の対象者に3,000円のお祝い金を給付したいと思っております。

年金でも入れる老人ホームについては、市独自でされているところもあります。グループホームでの施設建設も可能であり、財政状況も含めて今後どのような進め方がよいか、議会の皆さんとも相談したいと考えております。

保育料の軽減については、志布志市が独自の支援を行っております。本市では、保護者が負担する額を1万円以下にする支援をした場合、約1億円の支援が必要になる予定であります。これについては、さらに軽減額の調整も含めて検討していきたいと思っております。

高校生卒業相当までの医療費無料化は、1学年500万円で3学年で1,500万円になるだろうと考えていましたが、少し変動して2,400万円になる見込みでございます。

農産物加工施設建設は、今の農家の状況をみると早急に検討に入るべきものであると考えます。県が鹿屋方面に事業計画を発表されましたが、私は企業誘致ができないか、あるいは第三セクター方式で農家の方々による市民参加型ができないか、さらに検討を進めていきたいと考えます。

メセナ温泉センターにおける宿泊施設は、帰省客の願いでもあります。市内においてあらゆる行事、大会があった場合、またお盆、年末の宿泊はほとんど都城のビジネスホテルを利用されている実情です。メセナ温泉の経営状況をみると、かなり改善されており、宿泊施設ができることで曾於市への交流人口増が期待されます。計画についても、市民の声をお聞きしながら、また議会の皆さんのお声を聞きながら進めていきたいと考えます。

2番のパークゴルフ、フラワーパーク等事業については、①選挙公約では13億円

のフラワーパークは中止であるが、全て白紙撤回かということでございます。パークゴルフ、グラウンドゴルフを含めた全体事業13億円は白紙でございます。

2番目、フラワー部門だけを中止にしてパークゴルフ、グラウンドゴルフ場等は建設したほうがよいのではないかとということでございます。この間いろいろお話ししましたが、今回の胡摩地区においてはパークゴルフ、グラウンドゴルフ等の全てを含めて白紙と考えております。

3番目、跡地活用は市民からなる30人で議論してもらおうとしているが、市長として何らかの方向性は示すのかという基本的な考え方を述べよということでございます。

跡地利活用については、検討委員会において議論をしていただくつもりですので、検討委員会に対して私からの利活用に関する方向性を示す考えはありません。

4、土地はパークゴルフ、フラワーパーク等を建設するための取得契約をさせているが、契約に違反しないかという質問でございます。

市長選挙において、フラワーパーク等の事業中止を訴え、また当選後において契約済みの用地については全て取得するよう支持しておりますので、地権者の御理解はいただけるものと思っております。契約を破棄することになれば違反になるだろうと考えます。

事業の中止の場合、土地取得は起債の対象となるのかという質問でございますが、起債の対象とはならないところでございます。

長寿祝金についての質問でございます。

①今年度から75歳以上に全員支給するようだが、当初予算で議決されており、議会軽視ではないかという質問でございます。

この問題は、お年寄りの方々から特に要望の強かったものです。今回の市長選挙においても期待の声がたくさん寄せられました。平成25年度の予算の範囲以内で、約9,000人の方々に75歳以上全員に3,000円の給付をお願いしたところでございます。議員の皆様には全員協議会においてお願いと説明を申し上げました。御理解をよろしくお願いしたいと思います。

②今回の制度にするにあたり、どのような検討、議論研究されてきたのかという質問でございます。

市内の高齢者の全員の方に等しく長寿を喜んでいただき、家族とともに祝っていくための全員支給について、以前より訴えてきたところでございます。市長就任が決定したときから私自身で考え、初登庁後の全課長との顔合わせによる会議の席上において、また今年度の長寿祝金から全員支給する旨を表明し、その後の庁議、職員全員への訓示の折にも表明したところであります。

その後、担当課と全員支給を前提とした上で、支給金額、配布方法について協議を重ねてきたところであります。

③これまでの制度の対象者数と今回の制度の対象者数を報告されたいということでございます。

本年、9月1日の基準日で集計しました人数について報告します。昨年度までの節目支給に当てはめた対象者数は4,167人であり、今回の制度で計算いたしますと8,918人となります。

④年齢別人口動態を5歳刻みで報告されたいということでございます。

本年9月1日現在で、75歳から79歳は3,134人、80歳から84歳は2,795人、85歳から89歳は1,868人、90歳から94歳は803人、95歳から99歳は269人、100歳から104歳は47人、105歳から107歳は2人、合計で8,918人です。

人口動態の推移を見ると、今後75歳以上の高齢者がふえてくるが、その感想と今後何らかの対策を講じる必要が出てくるのではないかと、見解を述べよということでございます。

高齢者の人口の推移については、さきの質問でもお答えしたとおりですが、その感想としましては将来を見据えて高齢者対策、少子化対策とともに、若者の定住促進対策を積極的に実施していかなければならないと強く感じております。

長寿祝金に対する今後の対策につきましては、対象者数が大幅に増加することはないと考えておりますので、新たな対策については現在のところ考えておりません。

近隣市の状況を報告されたいということでございます。

近隣4市の平成25年度の状況を報告いたします。

志布志市であります。77歳に3,000円、80歳に3,000円、85歳に5,000円、88歳に1万円、90歳に1万円、95歳に2万円、99歳に3万円、100歳以上は5万円の交付額であり、予算額は1,297万1,000円です。

鹿屋市は、80歳に1万円、88歳に2万円、99歳に3万円、101歳以上に5万円、100歳到達時に10万円の交付額であり、予算額は2,756万円です。

霧島市は、88歳に1万円、95歳に3万円、100歳以上に10万円の交付額であり、予算額は2,300万円です。

都城市は、80歳に1万円、90歳に2万円、100歳以上に5万円、最高齢者に10万円の交付額であり、予算額は3,984万円です。

以上で、1回目の答弁を終わりたいと思います。

○18番（大津亮二議員）

まず、1番目の市長の政治姿勢と所信表明についてということで、施政方針についてということでございます。

市長選挙を振り返って総括をしていただきましたけども、選挙戦では候補者が本当に思うことをしっかりと正しく市民に訴えていくと、それも正しく伝えていかないといけないところですけども、そのためにはやはり市長自身の政治信念というか、政治基本というのがなければ市民になかなか伝わらないんじゃないかなと思います。そして、またいろんな政策を今回は具体的に述べられたと思いますけども、その背景にある五位塚市長の政治基本、政治理念というのを述べられたら、まず述べていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市政のあり方といたしましては、私は住民の気持ちを大事にする、住民の目線で市政を進めていくというのが非常に大事だろうと思っております。平等に予算を執行し、そして同時に市民の暮らし、福祉、また農業を含めて市政のさらなる発展のために有効に予算を活用したいというのが、私の基本的な考えでございます。

○18番（大津亮二議員）

有効に、本当にもう限られた予算の中で市民のためになる仕事をやっていくということで、基本的なことは私ども同じような考え方でございます。そこで、いろいろと考えるところですが、選挙戦にあたってその気持ちというのが今回当選されましたけども、当選されて基本的な考え方というのが何か変わった点はなかったか、自分で総括をまずしていただきたいという通告でありますので述べていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市長として当選をさせていただきました。私の役目は市民の皆様方に、わかりやすい政策をお伝えいたしました。特に、この13億円かけますパークゴルフ、フラワーパーク、この事業については市民の多くの方々からやはり中止をしていただきたいという声を相当聞きまして、やはりそのことについては市民の声を大事にしたいなと思っております。

同時に、市長として当選してこの間、市民の声をお聞きしますとぜひとも市長の政策を実現するために、一生懸命になって頑張っていたきたいという声を相当聞いておりますので、市民の皆さんたちの協力を得ながら、また議員各位の御協力を得ながら、市政運営を図りたいというふうに思っております。

○18番（大津亮二議員）

基本的な政治理念というよりも、具体的な政策というのが市民に伝わったという形で捉えてよろしいですかね。そして、その政策というのが正しく市民に伝えられたかというところをちょっとお聞きしたいんですが。

ここに今、いろいろ先ほど言われたようなことが書いてあるところですけども、

私も持っておりますが、これが正しく市民に理解ができたのか、できて、それとも表面だけ、文書だけで理解されて「よかこっちゃが」ということで伝わったのかですね。そこら辺は、実際にどうだったのか、市長としてどう捉えておられるかをお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

基本的には、選挙における政策PRというのはいろんな手法があると思っております。私は、限られた範囲で市民の皆さんたちに自分の思いを、政策を述べました。同時に、パークゴルフ場、フラワーパーク、この事業については前市長が広報を通じて大きく特集を組みました。13億円の事業については、基本的には市民の方々は多く理解されていると思っております。また、前市長の所信表明や、また25年度の当初予算の編成についても詳しく書かれております。また、議員の方々はこの3町の市民の方々に議会報告会ということで、いろいろと御報告も述べておられますので、市民の方々はこの事業については、基本的にはよく理解されていると思っております。私の政策は、よく理解されたように思っております。

○18番（大津亮二議員）

この選挙の広報では、子供たちに借金をふやす13億円のフラワーパークの中止、13億円のフラワーパーク建設は中止という、ここに後で議論いたしますけども、グラウンドゴルフ、パークゴルフは全然書いていない。そしてまた、あたかも13億円というのが全て借金だという形でしか写らないですね。本当にこれが正しい選挙広報だったのかなと私は思うわけです。

やはり具体的な広報というのをしっかりと、正しい広報のやり方というのをやはり選挙ではやるべきではなかったのかなと思っておりますが、相手候補のことじゃなくて、自分自身の選挙のやり方を見て、どう評価するかをちょっとお聞きしたいんですが。

○市長（五位塚剛）

13億円が全て借金かということではないわけですが、7割が交付税措置がされるということでの一般的な考え方でございますけど、交付税措置というのは国からの支援でございます。今、国は1,000兆円を超える借金を持っておりまして、その借金は私たち国民、市民の借金でございますので、基本的には私たち市民の、国の借金だというふうに思っておりますので、また池田市長も花公園のフラワー公園だけの維持管理費は1,000万円以上の赤字になるということも表明されました。そういう意味で、これが結果的にはいろんな意味での子供たちや将来の人たちに負の財産となるという意味でそういうふうに思っております。

○18番（大津亮二議員）

説明不足はなかったということによろしいんですかね。捉え方によっていろいろ

とあるかと思うんですが、少し説明不足の文章でもあったんじゃないかなと、私は捉えているんですが、それは見方によってそれぞれだろうと思いますので、次に移りたいと思います。

2番目、市長就任後と以前とでは変化があったかという質問でございますが、曾於市全体を思う気持ちというのは非常にもう大切だということがさらに強くなったということでございますが、本当に当然のことだろうと思います。一部門だけを捉えてするのではなくて、やはり全体的に自分が少し否とするところもやはり進めないといけない点も当然出てきているんじゃないかなと思いますが、この1カ月間非常に多忙な日々でございました。この1カ月間の市長職として率直に職務をされてきて、自分のこれまでの議員時代と市長になられてからのそれぞれのまちづくりへの評価というか、自分自身の考え方の変わり方を述べていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回の市長選挙の結果というのは、全国で9人目になるんだろうと思いますけど、首長として、共産党員の首長が誕生したということで、全国的な話題を呼んでいるようでございます。また、そういう意味ではマスコミの方々がきょうも来られておりましたが、基本的には私は開かれた市政を前に進めるために、また住民本位の市政を進めるために今後は進めていきたいと思います。

そういう意味では、私は一議員としての立場と市長としての立場というのは、非常に変わってきております。当然ながら畑かんの事業についても、一議員のときは計画があまりにもいろいろありまして反対をいたしました。しかし、現状が今進行している中ではこれはとめてはなりません。私は進める以上は農家の方々が、本当に手取りをふやすための施策を責任持ってやる役目があるだろうというふうに思っています。

また、いろいろの問題についても、責任ある行動が求められるとっておりますので、努力してまいりたいと思います。

○18番（大津亮二議員）

私は、議員たるものはやはり市長になったつもりで議会活動をするべきだと、市長は共産党議員として共産党の所属の発言をされてきた。しかし、市長となったつもりでやはりやっていかないとこういうことにいろんな矛盾が出てきたりとかするんじゃないかなと思うんですよ。やはり、もともとのスタートの時点での考え方が私とはちょっと違うなと思います。私は、立候補するときに、お前も市長になったつもりでとにかくいろんな政策を勉強しなさい。何でそれが悪いのか、これがいいのかということをお勉強しながら、政策提言するときにもしないということを常々言われて立候補したつもりでございます。

市長とは少し見解も違いますけれども、そのようなことで市長としてはこの間各種外郭団体のいろんな事業等の要請もあって、また校区のいろんな事業にも参加をされております。私も見ておりますけれども、この1カ月間の様子と議員になるときに、議員時代の五位塚議員の自分の議員活動の評価、行政のいろんな事業、また地域のいろんなイベント事業、自分の活動としてどれだけの評価をされているかというところをちょっと聞きたいんですが、いろんな案内があったときに行かれてきたかですね、そういうところを自分で評価してください。

○市長（五位塚剛）

この1カ月間、たくさんの行事等がありました。大津議員の地元の高岡のいちよの木コンサートにも参加させていただきましたが、新たに感じるものがいっぱいあります。敬老会のほうにも参加させていただきました、お年寄りの率直な御意見も聞きましたし、市民の皆さんたちのいろんな考えをたくさん聞きましたので、市長として市民の声を聞く機会を与えられて大変ありがたいなと思っております。今後も、市民の声を大事にして進めていきたいと思っております。

○18番（大津亮二議員）

議員時代の自分の評価です。それを聞きたいんです。もうちょっとやっちょきやよかったなと思うのか、もうちょっと議員の活動が地域の目をもうちょっと見てなかったなと思っているのか、そこを聞きたいところですが。

○市長（五位塚剛）

私も長年の議員をしておりました。私は、旧末吉町時代も批判をする議員ではなくて町政のため、また市政のために、ためになる政策提言を中心にして進めてきたつもりでございます。実現できなかったこともありますけど、多くの提案がこの間実践されております。また、いろいろ地元の会合等にも参加しましたが、参加できなかったところもたくさんあると思っております。議員時代には不足した部分もありますけど、精いっぱいやってきたという気持ちはあると思っております。

○18番（大津亮二議員）

それでは、ちょっと視点を変えて質問させていただきたいと思っております。

市長就任後、本当にもう忙しい日々を送られて、早速いろんな政策に絡まれて、市長としてそれぞれの課に自分の思っていることを早々に声をかけられて変えられる点は変えられているようでございますが、就任後トップダウンで行政の各種制度の中で、市長の一声で変えさせた事業というのがあるのか、あればお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

末吉の中央公民館におきまして、全職員350名のうち、約300名以上の方々が集ま

っていただきました。その中でいろいろな思いを語りましたが、基本的には一職員が市長と同じ気持ちで頑張してほしいというお願いをいたしました。同時に、パソコンのほうばかり見るのではなくて、市民のほうを向いていただきたいというお願いもいたしました。

また、仕事についても周りの職員の仕事も対応がすぐできるように、課の全体の仕事も覚えていただきたいというお願いもいたしました。そういう中で、まずお願いしたのは市民課の入り口に総合案内所というのを設けまして、市民の方々が自分の行き場所を迷ったときに声をかけて各課に案内をするということをいたしました。毎日30件近い相談者といますか、住民からの声かけがあるようでございます。そういうことを含めて、少しずつできることを進めていきたいと思っております。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

私が見受けるところに、今言われた市民課の案内所の関係、悪いという話でいうところではございません。制度自体が悪いとはいいません。やり方をちょっと問いたいなと思っているところでございます。

市民課の案内所、長寿祝金の制度、パークゴルフの関係の30人委員会の募集ですね、このほかもろもろ聞くところもたくさんありますけれども、これまで平成25年度の当初予算をそれぞれ議会、そしてまたそれぞれの委員会で審査をして、25年度はこういう形で、方針でいくんだよという方向で理解を示しながら議決をされた予算、また市民にも告知されている文書が、冊子ですかね、そういうものありながら取り組んできているところでございますが、市長になれば何でも影響力を及ぼしてもいいのかなという、そういう印象を私は持ったところでございます。あわせて公約であれば何でも通していいのかよと、議会は要らんとかという話ですよ。

こういう方向でやりたいから、今回の所信表明でもですけども、検討していきたいと。26年度の予算から考えていきたいとか、そういう予算が絡むものについては、そういう方向ですべきじゃないかと思うんですが、公約であればそしてまた市長であれば何でも影響力を及ぼしてよいのか、市長の考え方をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

私も長いこと議員をしておりましたから、議会ルールというのは知っているつもりでございます。また、市長との立場、議員との立場というのも理解していると思っております。当然、予算を伴うものについては提案をし、議会の皆さんたちの承認を経て、議決後に執行するのは基本であります。

あとは、今回の市民課の総合案内所のことについては、長いこと眠っていた倉庫から引き出してきて、掃除をして少しでも市民のためにお金のかからない方法で

できればいいなということで始めました。基本的には、予算を伴うものについては議会の皆さんたちをお願いをして執行をしていきたいと思います。基本的にはそういう方向でございます。

○18番（大津亮二議員）

基本的にはそのような形で進めていただければよかったですけど、既定予算の中で動かしたり、また今回のこの市民課の予算も9月議会の補正で出ていると、30人委員会もそういう形で出ているわけですので、やはり事前執行という、同僚議員も言われますけども事前執行、実際事前執行になるんじゃないかなど。対議会と当局との関係でいけばですね。その思いはわかるんですよ。思いはわかりますけども、そう捉えられておかしくないんじゃないですかね、どうですかね。

○市長（五位塚剛）

総合案内所の人件費については、既定の予算の枠内でありまして、それはまだ予算を執行しているわけではございません。給料を払っているわけではございませんけど、また不足する分については今回お願いをいたしましたけど、基本的には大きな予算を伴うものについては、議会の皆さんたちにちゃんと承諾を得て、議決を得て執行したいというふうに基本的にはそういうふうに思っております。

○18番（大津亮二議員）

市民課の窓口にはもう、しかし研修中という方で臨時の方ですかね、ちょっとわかりませんが、配置がされておられるわけですので、既定予算で動かすわけですので、事前執行になるんじゃないですかね、どうですかね。

○市長（五位塚剛）

曾於市の予算の中で人件費があるわけですね。各課で臨時職員の予算というのも場合によっては必要になってくると思います。今回の場合は、企画のほうで臨時職員の予算を持っておりました。しかし、今回はまだ予算の執行はしておりませんが、全体的に足りない分を補正をお願いということで提案しておりますけど、まだ予算の執行という形ではお金を払ったということでは今はないところでございます。

○18番（大津亮二議員）

しかし、職務をされているじゃないですか。されているわけですので。私が言いたいのは、市民課の職員が、市民課で雇われている職員があそこに配置されているんだったら何も問題はありませぬ。今言われたのは企画課の職員、臨時職員の予算を回したというわけでしょう。これは流用ですよ。それも議会軽視、完全な議会軽視だと思いますよ。どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

本来なら、市民課の職員の方を持っていきたいというふうに思っておりました。

しかし、市民課の人たちも窓口対応の仕事も非常に多くなりまして、現状的には厳しい状況でございます。ですから、臨時の職員で対応して、また休憩時間、いろいろなところは市民課の職員がみんなでカバーして今やっているところでございます。そういう状況でございます。

○18番（大津亮二議員）

手法に対して問題があると言っているんですので、市長としては謝罪するべきではないですか。

○市長（五位塚剛）

先ほども言いましたように、市の職員の中で臨時職員を採用する場合はちゃんと総務の中で予算があると言いました。ただ、今回の場合は企画のほうでたまたま臨時でおられた方をこちらのほうに、もう業務的に終わったということで回していただいたということで、総務の中に臨時職員というのは予算を持っております。これは、この間幾らでもあったというふうに思っております。

○18番（大津亮二議員）

法的には、議会との関係では慣行でいいと思うんですよ。しかし、こういう問題については、五位塚議員の場合は特に強く批判をされてきた問題じゃないですかね。やはり対議会に事前にやっぱり予算的には通ってから出すのが基本中の基本とされているところじゃないですかね。どうですかね、もう1回見解をください。

○市長（五位塚剛）

多分、このことも全協でこういうことをしたいという一言お願いをしたと思っております。ですから、事前に予算がないところを持ってきているわけではございません。総務の中での予算を配置しながら、不足する部分をこの9月の予算の中で提案しております。謝罪する考えはございません。

○18番（大津亮二議員）

全協というのは予算説明をするところではないわけですよ。方向性は話はききます。議会では、理解しましたとも言いません。考え方を聞くだけでございます。そういうところは、今後もまた慎重に対応していただきたいなと思っております。謝罪する気持ちはないということでございますので、またそれなりの対応をせざるを得ないなと私どもは考えております。

それでは、農業委員もされておりますが、市長の政治姿勢というところでございますのでお聞きします。農業委員も兼職されて、後ほどの同僚議員の質問があるかと思いますが、やはり農地のあらゆる調査や意見を求められるときには、大変市長としての肩書きを持ちながら、農業委員の調査に入られたりとかすると、非常に影響力が大きいんじゃないかなと思うんです。

やはり、例えば平等にいろんな問題が起きたときに、調停なんかするときには2人の農業委員が行かれて、いろいろと意見を求めながら、それぞれの意見を合わせながら農業委員会としての決断をされていくんだらうと思いますが、市長としての肩書きを持ちながら、そういういろいろの調査に行かれると、いろんな判断にぶれが出てくるじゃないかなと思いますが、どう考えられますか。

○市長（五位塚剛）

農業委員として活動する場合は、基本的には法的に3条、4条、5条の審査がどうであるかというのは市長として調査するわけではありません。一農業委員としてちゃんと法的に基づいて調査をいたしますし、それは当たり前のことだと思っております。

市長だから、市長の権限でこちらはだめ、こちらはよいということはないと思っております。

○18番（大津亮二議員）

あなたが変わるということではなくて、別な委員の方とかまた事務局とかいろいろと影響力が、やっぱり表には出さなくても影響力が働くんじゃないかなと私は思うわけでございます。やはり公務も市長としては多忙であります。行かれたり、行けなかったりする場合もあるかと思うんですよね。先ほどの同僚議員の質問の回答では、後継者が見つければ譲っていきたいという話で、見つからなければまた継続したいという話もされておったようですが、やはりもうこの場で農業委員はやめて、ほかの農業委員の皆さんに後のことはお任せしますということをお願いするのが一番いいんじゃないですか。

○市長（五位塚剛）

貴重な御意見をいただきましたけど、農業委員として来年の7月までの任期もあります。その時点で判断をしたいと思っております。

○18番（大津亮二議員）

ほかの農業委員の方々もたくさんいらっしゃいますので、ほかの農業委員の方々を信頼できないんですかね。見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

農業委員の方々は今、非常に頑張っておられます。活発な御意見が出ております。非常に大事にしたいと思っております。ほかの農業委員を尊重しないとか、そういう問題のレベルの話ではありません。一農業委員として市民が選んでいただいた現状の役職ですので、7月までは全うしたいと思っております。そのときにまた判断をしたいと思っております。

○18番（大津亮二議員）

法的には、この農業委員と市長というのが兼務をされても違法ではないということをお聞きしているところですが、市民としてはそうは見ないわけですね。やはり、自然と市長というのは政務全般、365日、24時間、非常に市民の命、暮らし、福祉向上のために働かないといけない。農業委員は、農業分野だけの政務でございます。その重さを考えると農業委員というのは、もうほかの方々にお任せして、市政に全うするという考え方が普通じゃないですかね。それじゃなければ、もう市長やめられますか。

○市長（五位塚剛）

今回の市長選挙で、大変厳しい中で市長に当選させていただきました。市長をやめるということはできません。市民が私を選んでいただいたわけですから、私の掲げた政策を実現をし、同時に農業委員としてもできる限りの精いっぱいの仕事をしたいと思っております。公務で重なった場合は、基本的には参加できませんけど、一農業委員としては日夜いろんな相談ごとも含めて活動できますし、また調査もできますし、それはちょっと私の体力的激務でもありますけど、農家市民のためになるんだったら、堂々と7月までやりたいと思っております。

○18番（大津亮二議員）

非常に体力に自信があられるということですので、どうこうは言いませんけれども、やはり公務に支障がないように、市長としての公務に支障がないようにしていただきたいと思いますが、できれば早くやめていただくのが筋かなと思います。

それでは、議会との関係についてをちょっとお聞かせいただきたいと思います。議会と市長、当局との関係でございます。選挙公約であれば、議会の決定は覆すことができるのかということをお聞かせいただきたいと思います。議会には、手順というのがあって、パークゴルフも当然そうですが、長寿祝金もそうですが、いろんな政策を訴えてこられて、議会にはかけなくて鶴の一声で選挙公約は通ったものと思われて進められてきているような気がいたしますが、どのようなものですかね、議会軽視じゃないですかね。

○市長（五位塚剛）

議員の方々というのは、市民の代表だと思っております。市民の声を議会にいろいろと一般質問とか、本会議での質問、またおのこの活動についても市民が望むものを基本とするべきだと思っております。

今回のフラワーパーク事業については、残念ながら市民の皆さんたちにいろいろお聞きしますと、議会は認めただけど私たち市民の声は理解されていないんじゃないかという声を相当聞きました。ですから、議会は24年度の予算については一旦特別委員会をつくり、予算凍結という形になりましたけど、結果的には特別委員会の決

定で予算が解除され執行されました。それは、当然ながらの方法だと思っております。

ただ、今回のパークゴルフ、フラワーパーク事業は、単年度で終わる事業ではありません。そして今、始まったばかりでございます。市民の皆さんたちの声の中には、この事業を進めたら将来子供や孫たちに大きな負担をかける負の財産を心配される声がありましたので、私はこの市長選挙で市民の声を大事にして中止をしたいということを申し上げました。そのことを、市民の皆さんたちが堂々と選んでいただきましたので、そのとおりに事業の中止を進めていきたいと思っております。議会の皆さんたちの、基本的な考えは尊重いたしたいと思っております。

○18番（大津亮二議員）

議会の考えは基本的には尊重すると、議会の決定は最終決定じゃないんですかね。どうぞ。

○市長（五位塚剛）

予算や、また議案の提案は市長部局から、市長から提案されます。提案されたものがよいか悪いかを、最終的には議会の皆さんたちが市民の立場に立ってよいと思ったら賛成するし、市民のために悪いと思ったら反対をされます。それは議決権です。ただ、その議決権がこの間の状況において、市民の声が残念ながらその声となっていなかったということで、今回の市長選挙でそのことを大きく争点として戦いました。

池田前市長は、多くの市民が賛成であるということをおっしゃいましたが、この選挙の結果は残念ながらそういうふうになっていないという状況を見る限り、私は堂々とこの予算については、中止を進めていきたいと思っております。

○18番（大津亮二議員）

具体的な事業はまたあれですが、やはり議会と当局との関係、日本はやっぱり二元代表制というのをとっているわけですね。議会制民主主義であって、当局には今言われたように提案権があるわけです。予算はですね。条例関係は、議会にもあります。そして、議会には議決権、決定をしていくわけでございます。そのようなことのルールというのを、やはり基本的には守っていただきたいなと思っております。やはりそうでないと、民主主義の崩壊になってくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ今後も議会ルールは基本的には守るということの確認だけお願いします。

○市長（五位塚剛）

議会ルールは守っていききたいと思っております。

○18番（大津亮二議員）

次に、③番目、立候補にあたりまして共産党からの推薦を公にしなかったのはな

ぜかと、正しく選挙人に伝える責任があったのではないかということでございますが、無所属で立候補されたということで、確かに今回の選挙戦は無所属で立候補され当選されたわけでございます。4年前は党公認でされて落選という形でございます。

しかしながら、報道を見ますと党推薦を受けていらっしやいました。そのことを五位塚候補は知らなかったと報道で報じられたわけでございますが、本当に告示があるまで党から推薦を受けられたことを知らなかったのか。やはり、冒頭言いましたように正しく選挙戦で市民に自分の立場等々を知らしめたのかということになりますけども、本当に告示があるまで知らなかったのか見解を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

3月の24日に末吉の文化センターにおきまして、フラワーパーク建設反対の市民の会がありました。その中で、市民の会から今回の市長選挙に私に立候補してほしいという要請がありました。そのときに、無所属で出てほしいという要請を受けました。基本的にその会で了承をいただきまして、市民の会に多くの人たちが集まっていたいただきまして、共産党の方々、共産党支持者、そういう方々も一緒に入って市民の会に入って、私を支えていただきました。

また、26日の最終本会議で議員辞職をいたしました。その後のマスコミのインタビューにおきましても、今回は無所属でございます。そのかわり共産黨員でありますということを報告いたしました。それで、その後、私は共産党の中央のほうにも無所属で出るという了解もいただきまして、また共産党に関係する上層団体に対して、共産党の推薦をお願いしたいということも一言も言っておりませんし、県委員会、中央委員会も含めて推薦状は届いておりません。また、立候補の届けについても無所属であるし、共産党の推薦というのは書いておりません。

今、大阪の堺市で市長選挙が戦われておりますが、共産党は勝手に推薦をしております。こういうふうに、自主的に草の根的に推薦するということは今、たくさんあるわけですので、共産党の方々が一生懸命市民の会に入っていて、推薦をしていただいというのとは事実でございます。

○18番（大津亮二議員）

党は推薦を伝えたと言っているようでございますが、あなたは知らなかったと報道でもあります。本当に知らなかったのかなと私は思いますが、この記事を見ますと3月末に今言われたように辞職される際に、大隅地区委員会に市長選挙に党公認で無所属で立候補すると連絡をされたと。党側は、口頭で推薦を伝えたとある。書いてあります。これは、間違った報道なんですかね。

それとまた、慣例で推薦などの文書を発行しないということも書いてあるようで

ございますが、先ほど渡辺議員の質問やったですかね、地区委員会の理事も、理事ですかね、役員も降りられたということでございますが、長く共産党員でいらっしやいますので、この慣例ということも全てわかっていらっしやったはずでございます。党員はやめられない、やめることはなかなか厳しいだろうと思いますが、立候補される場合は党から推薦があるということも認識されていたんではないですかね。

○市長（五位塚剛）

今回の選挙は、何度も説明申し上げますが、フラワーパーク建設反対市民の会が母体でございます。その中に、多くの市民の方々が入っていただきまして、私を推薦していただきました。ですから、共産党の方々もその中に入って活動していただきました。推薦というのは、これは法的にやはり根拠があるわけです。だから、立候補の届け出を選管にする場合に、共産党の推薦を受けていれば推薦という形で申請しなければなりません。そのことはしておりませんし、先ほども何度もいうように、私からも依頼しておりませんし、また推薦状もきていないし、私の選挙事務所には公民館を含めて1枚も私を推薦しますという推薦状はありませんでした。それが事実でございます。

○18番（大津亮二議員）

だから言いましたように口頭での、慣例で口頭での推薦にとどまるという形になっていることを五位塚市長は知っていらっしやったんじゃないですか。そのような流れになるということ、それをわざと市民の皆さんからは無所属で立候補すれば推薦するよという依頼が強かったから、わざと当選する目的で公表されなかったんじゃないですか。

○市長（五位塚剛）

大津議員、初めての私の施政方針を含めて、初めての議会ですけど、曾於市全体をどのようにして発展をさせるかという意味での一般質問を受けるんだったら大いに議論をしたいと思っておりますけど、私は基本的には推薦を受けておりませんと言っておりますし、口頭でも私も受けておりませんし、私がそういうことはありませんと言っているんですから、それを信じていただいてもっと観点の大きな立場で質問していただければありがたいなと思っております。

○18番（大津亮二議員）

市長選挙を振り返りということも触れてありますので、このような質問をさせていただいているところでございます。疑問に思ったことは正すのが議会でありますので、やはり政治姿勢を正しながら、曾於市の新しいかじ取り役を任せる人になるわけですので、しっかり答えていただきたいと思うわけです。疑問を持ちながら、やはり曾於市を任せるわけにはいかないわけですよ。それは、理解いただきたい

など思うわけです。そのようなことで私は何回も質問をするわけです。

基本的には、わざと当選する目的で公表しなかったということではないということだけ、改めて答弁をください。

○市長（五位塚剛）

有権者の方々というのは、政策ビラやらまた街頭からの訴え、いろんな方々のお話によって、一票一票を投ずるわけでございます。私は、マスコミでも共産党員であります、今回は共産党の公認でもありませんし、共産党の推薦も受けておりませんということは言っております。その中で、市民の方々に応対して政策を中心に頑張りました。その政策が、市民の皆さん方が理解していただいて、私を市長に推し上げていただいたという結果を尊重したいというふうに思っております。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

言葉を信じたいと思いますが、やはり当選目的に虚偽内容を公表すると公選法にも触れると、抵触する恐れがあるという形でも書いてあるようでございます。やはり、推薦を受けたことを選挙民に伝えなかった。また、党員であることも市民には伝えられてこなかったわけでございます。無所属で立候補されて、本当にもう共産党はやめられて、本当の純粋な無所属の、党員に所属しても無所属でも構わないわけです。それはもうみんな私どももそうです。私も政党に所属しながら無所属でございます。そのことを否定するわけじゃなくて、そのようなことをあたかも隠したような形で選挙戦を戦われたんじゃないかなと思って問うところでございます。

本当なら首長選挙でございますので、そのようなものを市民に正確に伝える責任というのはやっぱりあるわけですね。後援会の皆さん、市民の会の皆さんがどこまで知っていらっしゃったのかなと、非常に疑問に思うところでございます。そのようなことがなかったということですので、信頼したいと思いますが、それがうそであれば基本的にはもう道義的責任、法的に推薦を受けて選管への届け出のところには公認とか、そういうものは書き出すようになっているようですけども、推薦を受けたところは実際は書くようにはなっていないんじゃないかなと思いますが、そこはどうかはちょっとわかりませんが、公認とか、支持とか、そういうものは届けないといけないわけです。推薦はなかったような気がいたします。

そのような意味で、道義的責任というのは感じないといけないわけです。そこはどう思われますかね。党員だったということを伝えられなかった道義的責任。

○市長（五位塚剛）

大津議員とも長い議員時代を過ごしてまいりました。多くの町民、市民のみなさんたちが、私が共産党員であるということは十分理解していると思っております。

また、今度の選挙においてもそのことについては、マスコミを通じてちゃんと発表もいたしました。その時々折にふれてマスコミも新聞報道をされております。私は、今回は無所属での立候補でありまして、そのことにちゃんと届け出も含めてマスコミへの取材もそのようにしておりますので、共産党員であるということを発表しない、それは私の個人の思想の問題でありますので、基本的にはそのことについて干渉されるような思いはないと思っております。

○18番（大津亮二議員）

やはり自分の思想、思いというのはちゃんと市民に伝えながら、こういう方向で市政をやっていききたいと。あなたは、選挙ポスターには変えようということも書いていらっしゃるわけですよね。何を変えられるのかなと私は思いながら、この一般質問を楽しみにして今から聞きますが、やはりその共産党員であること、共産党として日本共産党さんがどこに向かっているのか、そういうものもあなたはちゃんと市民に伝える責任があるんじゃないですか。党員でしょう。

だから、そういう日本共産党に自信を持っていらっしゃるから党員はやめられない、しかしながら市民の会から要請を受けたので、しぶしぶ無所属で出られた。それが実態じゃないですか。どうぞ。

○市長（五位塚剛）

今回の選挙は、市民にとっても非常に関心のある選挙でございました。結果的に私が立候補しなかったら池田市長の無投票になっていたと思うしております。そういうような中で、池田市政が進めてきたいものについては引き続き継続し進めてまいりたいと思います。ただ、13億円かけますパークゴルフ場、フラワーパーク、この事業については、多くの市民の皆さんたちが納得、理解をしておりません。そういう意味で今回の市長選挙が、市民の気持ちに沿って中止をさせるという最後のチャンスでございましたので、そのほかのもろもろの政策を含めて、市民の方々に正々堂々と政策を訴えてそれを理解していただきました。

共産党員でありますけど、共産党というのは弱いもののために本当に救済をしながら、また不正を正し、そして住民の立場に立って、本来の民主的な運営をしていくというのが共産党の考えでございます。ですから、私のこの間の生き方については多くの町民、市民の方々が理解されておりますし、共産党員であることを隠したというつもりは全くありません。

○18番（大津亮二議員）

本当に、あなたの信頼する日本共産党の綱領を私もちよっと見させていただきました。やはり勉強しないと批判もできませんが、立派なことも書いていらっしゃいます。しかしながら、最終的には社会主義、共産主義を最終的には目指すというこ

とも書いてございます。そして、段階的に現実主義を貫くんだと。現実主義の中ではいろんないいことがたくさん書いていらっしゃいます。市民のために、本当に暮らしをよくするためにいろんな政策を訴えていらっしゃるわけです。しかしながら、最終的には社会主義、共産主義を目指す、それに間違いないですかね。

○市長（五位塚剛）

私たち日本共産党は、最終的にはそういう搾取のない、みんな平等な社会を目指したいというのは目標でございます。しかし、このように資本主義が発達した中での活動を進めていくためには、基本的には民主的運営というのが基本であります。そういう社会に移行するときも国民の合意のもとで変えていくわけですので、民主的な運営というのが私たちの基本的な考えだと思っております。

○18番（大津亮二議員）

このように、私もインターネットで調べましたので、そのことはもう触れません。それでは、先ほど言いました、変えようということで訴えてこられました。公約的なことについてはわかります。何をこうやって曾於市を変えていこうと訴えられてきたのか、本当にパークゴルフを、先ほどから言われて、フラワーパークだけ言われておりますけど、これだけが政策で市民に訴えられてきたのか、それともほかに曾於市を、どういうビジョンを持って変えようと選挙で訴えてこられたのか、見解を求めたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで、大津議員の一般質問を一時中止して10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 4時05分
再開 午後 4時14分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、大津議員の一般質問を続行いたします。

○市長（五位塚剛）

大津議員の質問は、何を变えようとしているのかという質問でございました。2つの例を出したいと思います。

1つは長寿祝金、敬老祝金については、合併前は3町とも全員支給がされておりました。そのため、合併になった後、18年か19年ごろだったと思っておりますけど、市民の中から敬老祝金については全員支給を引き続きやっていただきたいという陳情を議会に、1万人を超える陳情をいたしました。結果的には、そのように市民の声は届かない状況でございました。それは、議会、市長を含めてそういう状況でありま

して、市民の声を聞いていただきたいという1つのことと、また今度のパークゴルフ、フラワーパークについても、市民の皆さんたちからアンケートを求める陳情もされましたが、その声も届かない状況になりました。

要するに、市民の声を聞かないような市政に対して、池田市政に対して変えていただきたいというのが市民の声でありましたので、私も基本的には市政を変えるという立場で訴えたところでございます。

○18番（大津亮二議員）

時間の関係でちょっとはしりたいと思いますが、それでは所信表明の中で市民に伝えたいポイントということでございますが、ここで二、三お聞きしたいと思います。最後の7点目に商工業支援で、十把一絡げにもろもろ道路関係、もろもろ書いてございますが、必要な道路は整備すると、たくさん質問したいところですが、必要な道路関係についての見解を求めたいと思います。必要な道路とはどういう道路なのかなと思います。市長の考えられる必要な道路をお答えください。

○市長（五位塚剛）

道路については、基本的には3町に市道が相当あります。大分整備されておりますけど、しかし計画からいったらまだまだ不十分でございます。特に、大隅町の道路が途中まで整備されて、またその先は今までの状況になって、また途中から広く整備されているところが相当あるようでございます。

私は、市民の立場から見たときに、どうしても緊急性を要するところについては、場合によっては全体の中でも優先道路を設けて早くすべきじゃないかという考えも持っております。これは、新しい道路をつくるというより、今ある道路の整備を優先したいなと思っております。

農道については、全体的にまだまだ未整備が多くなっております。高松の水田の地域を見ても、砂利道というのがいっぱいあります。農村部の農道まださらにひどい状況でございますので、市民の生活を守る上では必要なところを、ちゃんと総合計画の中でいっぱいありますので、優先度を決めて進めていきたいと思っております。

○18番（大津亮二議員）

それでは、必要ではない道路というのはどういう道路でしょうか。

○市長（五位塚剛）

必要でない道路といいますか、市道も農道も相当ありますが、全体の農道、市道を含めて整備するとなると、とてもではないですけど財政的に破綻をいたします。今ある道路は最低限利用できるようには整備は、整備といいますか、草刈り等も含めて行いますけど、市民として利用できる範囲の道路は基本的には整備できると

ころは整備したいと思えますけど、予算上の問題がありますので、そういう状況ということでございます。

○18番（大津亮二議員）

やはり表現の仕方だろうと思うんですが、やはり緊急性の高いところからという表現が正しいんじゃないかなと思うんです。必要でない道路となると、市長がいろいろと政策を掲げていらっしゃる。一般財源が必要なものがいっぱいありますね。ということになると、道路整備とかそういうものがどんどんカットされてくるんじゃないかなという懸念があるわけです。そのような意味で考えると、費用対効果は上がらなくても、どうしても必要な道路というのはあるわけです。必要でない道路というのは一切ないはずですよ。やはり、そこらあたりを間違えないようなかじ取りをしていただきたいなと思えます。答弁は要らないです。

次に、高校生までの医療費無料化関係について、これは渡辺議員からもあったわけですが、私がここで問いたいのは無職、有職少年、18歳以下、高校生は、市長の考えでしようけれども、18歳以下は全員無料化にするということを言われました。有職少年ですね、ちゃんとして働いていらっしゃる方も、そしてまたいろいろと保険に入っている方もいらっしゃるんじゃないかと思えますが、このような方との整合性はどうされるつもりでしょうか。

○市長（五位塚剛）

小学校、中学校、そして高校生を卒業するというそういう基本的なわかりやすい表現でいたしましたけど、中学校を卒業して高校に行っていない、働いている方々もおられます。そういう方々は、ちゃんと保険に入っていないから保険で、社会保険でちゃんと医療費は出ると思えますで、それはそれで対応していただきたいと思えます。ただ、中学校を卒業して職についていない無職の方々を、それは平等と一緒に支援をしたいと思えます。

○18番（大津亮二議員）

非常に、この有職少年、無職少年、取り扱い非常に複雑になってくるんじゃないかなと思えます。ここら辺は、慎重にこれが通るのか通らないのか、できるのかできないのかわかりませんが、整合性のある取り組みをしていただきたいと思えます。

もう1点、ビジネス型の宿泊所の建設ということが書いてございますが、行政がつくるほうが強いのか、それともこれまでも池田市長の時代にも民間にもいろいろと打診をされてきた案件でございます。そしてまた、同僚議員からも宿泊施設が少ないから、メセナ温泉の宿泊を少し広げたらどうかという一般質問等もあったわけでございますが、この今、市長の考えていらっしゃる具体的な取り組みについて

所見を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この問題はいろいろと議論も出ておりました。やはり、いろいろ曾於市内で行事等があったときに、市外から来られた方々が宿泊できる施設が非常に少ないという状況があります。それで、また都会からの帰省客の方々が宿泊しようと思っても、結果的には都城のビジネス等をお願いしなきゃならないという実情もあります。

私は、今のメセナ温泉の実情を見る限り、非常に利用者もふえておりますし、経営的にもいい状況になっておりますので、やはり今後の運営状況を見るならば、宿泊施設を併設をして、場合によっては市の負担が少ない公募型といいますか、市民の皆さん方にも声をかけていただいて出資をしていただく、そういう形での取り組みができないかということも含めて、さらに検討を詰めてみたいというふうに思っております。

○18番（大津亮二議員）

いろいろここでは、この項目ではいろいろとまだあるわけですが、同僚議員の質問、そしてまた今後選挙がありますが、当選の暁はまた質問してまいりたいと思います。

次の、2のパークゴルフ、フラワーパーク事業等について、時間がございませんがはしょって質問してまいりたいと思います。

全て白紙、中止ということでございますが、なぜ五位塚市長は以前、五位塚議員の時代からこのパークゴルフ、フラワーパーク等々の事業について、なぜ反対だったのか、なぜこの事業は中止したほうがいいのかと考えておられたのか、その大きな説明を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

議員時代にこの問題もいろいろと池田市長に質問いたしました。私は、胡摩のこのすぐ近くに田んぼを持っておりまして、正直なところ夏場を含めてハエやら便所蜂といいまして、この虫がいっぱいおりまして、とても弁当を広げられるような状況のところではないというのは確信を持っております。

また、あの胡摩地区というのは、農業振興地域でありましてにおいの問題、いろんな問題がありまして、また現状を見るならば人を呼べるような環境の場ではない、そういうふうに思っておりましたので、基本的にはそういう反対をしました。

ただ、パークゴルフについては愛好者もおられます。私も何人か知っております。このパークゴルフの人たちとも協議をして、新しくつくったほうがいいのか、場合によっては山田とか高崎とか、そういう地域を使うところに市として支援ができないものか、そういうことなんかも全く議論しておりませんので、率直な御意見を聞

いてみたなと思っております。

グラウンドゴルフについては、先ほどから答弁しているように皆さんたちと協議をして、前向きに建設をする方向で努力したいという考えでございます。

○18番（大津亮二議員）

基本的には、パークゴルフ、グラウンドゴルフ、理解を示していると、そう捉えてよろしいですかね。再確認。

○市長（五位塚剛）

お年寄りの方々が今、ゲートボールをされておるところもまだ相当あるんですね。場合によっては、指宿までパークゴルフ場に行っている方々もおられます。宿泊を含めて。グラウンドゴルフを自分の自治会でされているところもたくさんあります。そういう人たちのお話を聞くと、通常は自分のところで練習をしたい、しかし大会があったときにみんな集まる場所がないから計画してほしいという声もあります。そういうふうに、総合的な考えをもとにしてお年寄りの方々が健康づくりの一環として頑張っている姿を見る限り、何らかの支援はしたいというのは基本的な考えでございます。

○18番（大津亮二議員）

やはり今回のパークゴルフ、フラワーパーク等事業について提案があったのは、やはり曾於市の、鹿児島県の中の大隅半島の浮揚をさせる、また大隅半島の中でも曾於市としての観光の位置づけ、また健康づくり、そしてまた畜産産業を含めて産業の浮揚につながる施設になるということでの事業計画でございました。

言われたような健康づくり1本では、それぞれ地域の中にグラウンドゴルフ場とかそういうものはあるわけでございます。その計画と、今回この計画とは全然思いが違ったんじゃないかなと思うわけです。やはり曾於市として、まちづくりの中で占める面というのが、やはり今後必要になってくると思うんですよね。どういう方向に曾於市が走っていくのか。やはり、日本の中の曾於市、畜産のまちであるということは内外的にも自他認めるところでありますけども、その中でもまだいいものにしていくという、色づけというのが必要になってくると思うんですよね。そういう攻めの気持ちというのは必要じゃないですか。

○市長（五位塚剛）

まだ市長になって1カ月もたっておりませんが、曾於市を売り出す施策、また曾於市全体を活性化させる施策、また市民の暮らしを守りながら市民が元気になるような施策というのは、今後十分検討させていただきたいなと思っております。

○18番（大津亮二議員）

そしたら、そもそも論に移りたいと思います。今回、公約で中止するということ

でありますので、そしたら9月議会でこの減額補正をすればよかつたんじゃないかなと思うんです。まずもって減額補正を議会に出して、議論して、そしてこの30人委員会の議案も出る。新たに検討を一からやり直すというのが議会、対議会との関係ではスムーズなやり方になってくるんじゃないかなと思うわけです。これを3月議会で減額補正と。

市長の公約の気持ちはわかるけども、議会は何もオーケーの返事はしていないわけですよ。そうですね、当初予算は通っているわけだから。あくまで選挙で市長は通られたというだけのことであります。非常に重い、確かに公約であります。市民の票でもあるわけです。しかし、今回減額をして新たに直すというのが筋じゃなかったかということ、やはり対議会との関係を言っているところです。見解はありますか。

○市長（五位塚剛）

この事業は、ただいままだ進行中でございます。契約途中のものもありますし、測量と設計が委託費で契約されまして、これが測量がほとんど終わった状況でございますので、全体の測量ですね。ですから、後の設計についても業者からの減額といえますか、清算をしたいということもありますし、まだ9月議会に出せるような状況ではありませんでしたので、最終的には3月議会のほうが一番いい方法じゃないかなと思って考えているところでございます。

○18番（大津亮二議員）

それでは、30人委員会についてお聞きしたいと思います。これはもう完全な議会軽視になるわけですが、予算計上はされていて、公募はもう広報紙でされているということでございます。募集締め切りがもう9月20日、もう既に10人前後募集、公募が来ていると。しかしながら、議会では9月26日が議決予定でございます。このような手順というのは非常に矛盾しておりますので直していただきたいなと思います。

それと、土地取得について事業中止の場合、起債の対象にならないという答弁でございました。これを、早い段階で方向づけをすれば何らかの、市長は事業継続中だと言われましたが、何らかの方向づけをすれば、何らかの事業に乗せれば起債の対象になっていくのか、その期限というのはどういう形になるのかを、市長がわからなければ担当課に説明を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

30人委員会については、市報で公募をお願いいたしました。当然ながら、会については議会の補正の議決を得た後に会合はお願いしたいと思っております。皆さんの御協力をお願いしたいと思います。また、あとの補正については土地の取得

を含めて早く方向を変えればいいんじゃないかということでございましたけど、基本的には胡摩地域は中止という計画でございますので、基本的には変わらないところでございます。

○18番（大津亮二議員）

それでは、この事業費13億円について、13億円があたかもそのほかのソフト事業、例えば長寿祝金とか、今市長が出されました公約等々の事業に振り向けれるような誤解を市民に与えているんじゃないかなと思います。これはどこまで合併特例債ですかね、この起債事業を活用できるのか、市長としてどのような考え方を持っていらっしゃるか答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

合併特例債を使う場合は、事業の内容を議会の議決を得て申請するわけでございますから、この事業が中止になったからこのお金を敬老祝金、長寿祝金に回すようなことは基本的にはないわけでございます。長寿祝金についてはもう、一般財源の中から予算の変更といいますか、使い方を変えたただけでありまして、またあとの事業については新たな事業が出てきたときは、新たな事業をちゃんと過疎計画、総合計画に乗っけてやるのが手順だろうと思っております。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

しかしながら、市民は先ほど言いましたように正しく市民に選挙公約を伝えられたかと冒頭に質問いたしましたけども、これはやっぱり誤解を招いて、この13億円がほかの事業に回されるんじゃないかという気持ちで、市民はおられたんじゃないかなと思っております。やはり、だから正確に伝えなさいという質問をしたところでございました。

時間の関係で、最後の長寿祝金制度に移りたいと思います。

この制度についても、3月議会で可決をされて、市長の鶴の一声でもう8月の当選後、冒頭には市民の前で公表をされたところでございます。

もちろん議会軽視でございますので、非常に我々としても納得はしないところでございますが、この間、こういう制度をつくるにあたって我々議会も五位塚市長もおわかりのとおり、いろんな議論をしながら、今回の制度がいいんだという手順を踏んできたところでございますが、市長として今回の制度にするにあたり、議論をどの程度されてきたのかということを申し上げましたが、市民の声だけを尊重されておられるような気がいたします。

やはり行政の今後の人口動態、先ほど報告がございましたけども、人口自体は減るわけですね。単純な質問をいたしますけど、人口は減ります。そして、75歳以

上は当然一時ふえて少し減って、またさらに団塊の世代でふえていきます。それは、答弁のとおりでございます。私も、この数字を持っていますので団塊の世代のときには人口はさらに減っています。要は、4分の1の方々が、人口の4分の1の方々がこの長寿祝金を支給されるということになるわけです。

当然、お祝いですから支給されることはいいわけですが、いろんな制度がある中で近隣市の報告もしていただきました。私が調べた近隣市の、4年前に調べた、18市町を4年前に調べさせていただきました。そのときの状況からすると少し変わっているかもしれませんが、これは曾於市がそのころは70歳で支給しているときでございました。そのときにいろいろ調べました。そのときに、70歳で支給しているのは曾於市だけでございました。77歳にも節目でやられているところは、曾於市と志布志だけでございました。80歳から節目の方、市は11市、87歳からこれも節目、全員支給じゃありません。1市ありました。88歳から、これも節目です。3市でございます。90歳からというのも1市ございます。よって、私が調べた18市、4年前に調べた18市では全員支給をしているところはどこもなかった。

よって、我々議会の中ではいろいろ議論して、同僚議員ともいろんな検討をしながら、70歳で支給しているところを見直すと。合併前にも70歳を75歳にしようというときに、なかなか上げられませんでした。そういうときに、我々は研究をして今回、この議員発議なんかもあって、それも否決されたりして折衷案みたいな形で今回75歳からの節目、そして86歳からの全員支給となったわけでございます。

よって、今回市長がこの75歳以上の全員支給にされた、やはり根拠ですね、根拠というのを知りたいんです。いろんな手法があって、私はいいと思います。いろいろ今言ったとおりでありますので、ただ思いつきで、みんなに喜ばれたいから、選挙受けしたいから75歳から全員支給、もう喜ばれて、これをもう1回もとに戻すのはなかなか無理なんです。やはり思いつきで政策を考えてほしくない、私は思っているわけです。その政策過程の議論、調査、どれだけやられたかを教えてください。

○市長（五位塚剛）

先ほども申し上げましたが、市民の方々から1万人を超える方々が敬老祝金については、長寿祝金については全員支給をしていただきたいという陳情が出されました。それは、非常に重い市民の声だと思います。

また、私たちはこのことについては毎回取り上げてきました。同時に、4年前も市長選挙でも私は、そのときの池田市長との対決点としてはこの敬老祝金、長寿祝金の全員支給が大きな柱でございました。わずか1カ月間の選挙でしたが、それでも8,800人の方々が私を支持していただいたという1つの市民のあらわれは、市民

の全員支給の願いだと思っております。

私は、長寿祝金をお年寄りの方々に市として差し上げるという、この方法については場合によっては鹿児島県一、日本一すばらしい長寿お祝い制度にしていきたいなと思っております。思いつきでやったのではなくて、気持ちの問題だと思っております。私はこの間、3つの公民館の敬老会に参加いたしましたが、もうほとんどの方が喜んでおられます。節目にたくさんもらうよりも3,000円でも本当にありがたいというのが、もう100%に近いお年寄りの声でした。そういう意味では、市民が喜んでいただいているこの制度は、本当に新たな曾於市の財産だと思っておりますので、引き続き続けていきたいなと思っております。

○18番（大津亮二議員）

私が言いたいのは、当然支給されれば若い老人の方々は今までなかったわけですので、ちょっとでもあったほうがいいわけでございます。今回の制度は、長寿祝金制度じゃなくて、敬老祝金だと思います。もとの敬老祝金に変わったんじゃないかなと思います。敬老者をお祝いする。長寿者をお祝いする制度ではないんじゃないかなと思います。

今回の制度、本当に85歳以上の方々は涙を流されたわけでございます。分けてもらう金額を示しますと、75歳の方は5,000円でした。今回、75歳から79歳になるまで3,000円ずつもらえるわけですので1万5,000円もらうことになります。この方々は、若い老人の方々は非常によかったわけです。また、80歳から84歳の方も、この方は今までは節目支給がありましたので5,000円プラス——ごめんなさい、1万円の節目でありますね。1万円もらったのが、今回は1万5,000円になります。しかしながら、85歳以上の方々からは逆転して85歳から89歳の方は2万2,000円もらうはずが、今回の制度に変わったことによって、5年間で1万5,000円もらうという形に変わるわけでございます。

今回の制度は、本当の長寿者の方々には優しくはなかった。若い敬老者の方々には優しい制度であった。それと、曾於市の将来を考えると、曾於市のさっき言いました人口4万人と約1万人の方々の高齢者の方々とのバランスを考えたときに、本当にこれでよかったのか、一つは疑問が残るんじゃないかなと思います。市長の言われるような思いもわかります。本当にお祝いしていただきたいと。別な方法もなかったわけじゃないんじゃないかな思っているところでございます。

そのような中で、私の意見、一方通行になりますけども、やはり非常に問題の残った政策ではなかったのかなと思います。いろんな方法がある中でぼんと出されたから疑問を促すわけでございます。議会に、議論の余地をさせないで今回交付されたと、非常に疑問であります。市長のこの見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

今回の7月の市長選挙で、前池田市長との政策論争の中で、私は13億円かけるパークゴルフ、フラワーパーク事業は中止をします。そして、大きな第2の目標として長寿祝金、敬老祝金は75歳以上全員支給をいたしますということを掲げました。それに対して、多くの市民の皆さんたちが賛同をいただきました。ですから、私はその気持ちを大事にして予算の枠内で支給いたしました。多くの人たちが、85歳以上のお年寄りの方々もみんな平等にさせていただいたほうが、本当よかったと言われております。

なぜかという、もらった人ともらわなかった人が今まで、昨年までは自分ももらったということと言えないような雰囲気でした。こういうお祝いの仕方は、やはり間違いがあったというふうに思っております。今回からは、等しく平等にお祝いをできるようになったということは、多くのお年寄りの方々が喜んでいただいたというふうに確信を持っております。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

本当に若い敬老者の方も喜んでいただくのは結構なんです。手法の問題、やり方の問題、議会との関係、そういうところをただしているところでございます。私も全員支給に越したことはないと思います。しかしながら、支給方法に、過程が問題だったと私は思っているところです。全ての公約において、いろいろ色を出されるというのが市長のかわられたわけですので、非常に大事なところでそれを否定するわけではありませんけども、やはりいろいろ手順を積んでこれまでもやってきた政策は、鶴の一声ではなくて、やはり議会の手順を踏んで取り組んでいただきたいと思っております。

ぜひしっかりとした間違いのないかじ取りをされることを強く意見を申し上げます。私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（谷口義則）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 4時47分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、通告第4、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○19番（迫杉雄議員）

本日の本会議の開会に遅参してきましたけど、一般質問の議長の許可を得ましたので、ただいまから4人目の質問をいたします。

私は、今定例会の一般質問におきましては2項目、6点の要旨に分けて市長並びに教育委員長に質問をいたします。

まず、通告の1であります、本市の道路行政についてであります。

①に市道におきます一級市道、二級市道、その他の市道についての定義はどうあるか答弁を求めるものです。また、市道における交差点については、どのように受けとめているのか伺います。と申しますと、優先順位等が明確でないという箇所が市内どこどこあると思います。市内においての運転者にわかりにくい交差点箇所については、どのように把握されているのか求めるものです。

次に、②であります、市長の所信表明に必要な道路、農道の整備は確実に進めていくと表明されましたので、今後の取り組みについて見解を伺います。

次、③で昭和62年に志布志線が廃止されてから、線路跡がマインドロードとして今日まで市民に利用されてきました。通学路、ジョギング、ウォーキングコース、サイクリングコースとして利用されております。また、管理については7地区公民館等が清掃に協力して対応されております。それにあわせて、西部公民館では憩いのゾーンを整備し、すばらしいものがあります。また、市の市木であります桜の木もだんだん大きくなり、春先には年々市民の目を和ませております。市長は、マインドロードについてどのような見解を持っているのか、まず伺います。

次に、本市の全国に対する認知度、知名度です。知名度アップについてありますが、やはり全国に知名度を上げる必要があります。あらゆる分野で活性化し、そして市民に誇りと元気を取り戻すことが必要だと思っております。市長は、今日までの経過を踏まえて、今後の対応についてのどのような所見を持っているか伺うところです。

次に、本市を全国に売り出し、知名度アップするには全国規模の事業並びにイベント等を開催し、発信することであると思います。今後、平成27年度の国民文化祭についての4つの事業に対する取り組み、また平成32年度開催されます鹿児島県での第75回国民体育大会の、本市も何かの種目を誘致すべきと思っておりますが、現在のところ平成32年度、2020年度の鹿児島県国体についての誘致種目等が発表になっておりません。どのような状況で、前市長の取り組みと継続していないのか伺うものです。

それにあわせて、7年後国民体育大会ですので、青少年の選手育成について

本市としての取り組みはどうか、昨年的一般質問でも質問しておりますが、その後どのような経過になっておるか、教育委員長に伺います。

次に、③であります。平成23年1月1日、曾於市の山中貞則顕彰記念事業基金条例が施行され、オープンに向けて取り組んでおりますが、観光はもとより郷土の誇りとして、全国に曾於市を発信できる一つの施策になると考えておりますが、進捗状況はどうか。また、早い時期のオープンを目指すために市長はどのような見解を持っているか伺います。

以上で、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

迫議員に対してお答えしたいと思います。

道路行政についての①でございます。一級市道、二級市道、その他市道についての市道についての定義はどうか。優先順位等の必要な交差点、運転者にわかりにくい箇所は把握されているかとの御質問でございます。

市道の一級、二級等の選定は、まず昭和44年に都道府県建設省所管施設整備計画の一環として実施され、その後、昭和46年と昭和55年に見直しを実施され、今日に至っております。

定義につきましては、一級市道は地方生活圏及び大都市圏域の基本的道路網を形成するのに必要な道路とされ、都市計画決定された幹線街路、50戸以上の主要集落と主要集落とを連結する道路、主要集落と主要な交通施設、流通施設、公益的施設、生産施設とを連絡する道路等の要件を満たすものとされております。

二級市道につきましては、一級市道を補完し、基礎道路網の形成に必要な道路とされ、都市計画決定された補助幹線街路、25戸以上の集落相互を連結する道路、集落と主要な交通施設、流通施設、公益的施設もしくは、主要な生産の場を結ぶ道路等の要件を満たすものとされております。

これらの幹線市道以外がその他市道ということになりますが、日常生活においておおむね足もと道路として利用されるものとされております。優先順位等の必要な交差点、運転者にわかりにくい箇所の把握については、圃場整備区域内の交差点や区画整理区域内の交差点を主として、市内に約50カ所ほどあると考えます。区画線による交差点マークの表示や路側線等の表示により、その解消に努めてまいります。

②必要な道路、農道の整備は確実に進めていくとの所信表明での見解を伺いたいということでございます。

市道や農道につきましては、社会資本整備総合交付金事業や農村振興総合整備事業、中山間総合整備事業等の補助事業を積極的に取り入れながら、市の総合振興計画や過疎計画等に基づき必要な整備を継続してまいります。公共事業として、地域

の振興に大きな役割を持っておりまして、工事等については地元企業を優先しながら進めてまいります。

3、マインドロードについてどのような見解を持っているか。志布志線廃止後の27年が経過しているが、今後の対応はどうかということでございます。お答えしたいと思います。

マインドロードにつきましては、平成3年に起工し、平成5年に完成しましたが、市民の健康づくりの場として、また通学路としての利用がなされてきたと考えております。維持管理につきましても、平成5年にふれあい・マインドロードを守る会が設立され、7つの公民館に御協力をいただきながら、年2回の草刈り等の作業を現在まで継続していただいております。今後につきましては、現段階では現状が維持できればと考えております。

本市の認知度アップについてという質問の中で、①全国に曾於市をアピールするための対応についての今日までの経過、並びに今後の対応はどうか所見を伺いたいという質問でございます。

本市も、合併後8年が経過いたしました。いまだに曾於市を知らない、曾於市の文字を読むことができない方々が多くおられます。このような中、県内外でも開催される観光PRや特産品販売などを通じて、これまでも認知度アップに取り組んでおります。まず、市特産品のPR事業としては各地区で開催されるイベントや販売促進活動を展開してきました。城山観光ホテルでのブランド認証品お披露目会、市民祭でのグルメ街道事業や大阪での鹿児島ファン感謝デー、東京ミッドタウンでの販売などを通じて特産品PRを実施しております。

また、観光面関係では大隅広域観光開発推進会議、環霧島会議観光専門部会、日南・大隅地区観光連盟協議会などで連携しながら、観光PR活動を行っております。今後も、ユズ製品等を中心とした特産品販売や新規商品の開発などを通じて、市のイメージ発信と既存の観光関係団体や市の観光特産開発センターと連携しながら、入り込み客の増に向けて、曾於市の認知度アップにつなげたいと思います。

②平成27年度の国民文化祭、平成32年度の第75回国民体育大会に対して、曾於市の取り組みはどうなっているのか、曾於市のアピールを目指し、市長の見解と青少年の選手育成についての取り組みはどのような見解を持っているか、教育委員長の所見も伺いたいということですが、まず私からお答えしたいと思います。

平成27年度の第30回国民文化祭鹿児島2015及び平成32年度の第75回国民体育大会鹿児島大会は、市民の文化意識を高め、文化向上を図ったりスポーツに対する関心を高め、競技力の向上を図ったりするよい機会であります。

また、イベントや大会を誘致することで曾於市を全国にアピールし、加えて経済

効果も期待できると考えております。そこで国民文化祭では、8月28日に国民文化祭曾於市実行委員会を立ち上げて、曾於市内において「弥五郎どん祭り」巨人オブジェフェスティバル、「全国・鬼サミット」私たちのまち自慢、鬼自慢、そおグルメ街道うま「そお」コンテストが、地方からの発信「吹奏楽とミュージカルの融合」の4事業の開催を決定したところでございます。

国民体育大会につきましては、後ほど教育長より答弁していただきたいと思いません。

3のところです。山中貞則顕彰館事業により、観光はもとより郷土の誇りとして全国に曾於市を発信できるが、進捗状況はどうか早い時期のオープンを目指すため、基金の状況はどうか市長の所見を伺いたいという質問でございます。

山中顕彰館事業は、現在実施設計が完了し、これを受けて顕彰館の改修工事等に着手する予定です。顕彰館のオープンは事業の進捗状況によりますが、来年の2月または4月初めになるのではと思っております。また、基金の状況は8月末現在で、2億3,577万7,827円です。当初の目的に早く近づくよう今後も努めてまいります。

以上です。

○教育長（植村和信）

お尋ね2番目の、本市の認知度アップについての中の②平成32年度に行われる第75回国民体育大会に対しての青少年の選手育成についての取り組みはどのような見解を持っているのかということでございますが、平成32年度開催予定の第75回国民体育大会、鹿児島大会については、県国体準備委員会から開催意向調査がありました。開催会場としての条件等を鑑みて、正式競技では卓球、柔道、空手道のどれかの会場として、公開競技においてはグラウンドゴルフ場の会場として、またデモンストレーション競技では四半的の会場として誘致申請をいたしたところでございます。

なお、お尋ねの青少年の選手育成につきましては、県の競技力向上推進総合計画を踏まえて、まずは学校体育における体力向上を中心に据えながら、あわせて市体育協会やスポーツ推進委員、スポーツ少年団等との連携を一層強化し、競技団体の組織強化や競技力の向上を図ります。さらに、若手選手の発掘育成にも努めてまいります。

特に、我が曾於市はカヌー、柔道、剣道、空手道の武道種目について曾於市内でも伝統のある種目であり、有望な選手が育つ素地が十分にあります。そういうことで、曾於市をアピールする種目として強化を図ってまいり、選手育成に努めてまいろうと考えております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

それでは、2回目以降の質問に入りますが、1番目①に上げました一級市道、二級市道、その他の市道についての定義と、なかなか私たち市民、また議員としても定義的なものは理解していないところですが、市長が答弁されました、読み上げられました内容について、今後の市長の勉強努力をする考えで質問に入ります。

まず、優先順位という角度からもうちょっと議論を進めなきゃいけないというのは、やはり市道の交差点においては、二級市道であろうと、一級市道であろうとどちらが優先かと。これは、何か決定することが難しいというところで、時と場合によってはもう事故の要因だというふうに思っていますし、私の知るところでは多発しておるし、また末吉の交番等で話しを聞きますと、曾於警察署のほうが把握していると。もう曖昧な道路状況ですね。警察がそういう状況でいいのかと思っておりますけど、事故届けがあったのかないのか、その交番ではわからないという状況です。

そういう意味ですので、今度は行政側としてその優先順位的なものを今市長が答弁されたように、50カ所なり、何十カ所なり、やはり確認して、もう一步踏み込めば過去の事例は出ていないのか、調べる必要があるんだと思いますが、市長が今の立場で私が今質問している内容に何か見解や、答弁できるものがあればまずお尋ねしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

迫議員が今、質問されたように市内にどちらが優先道路なのか、非常に疑問な点がある交差点が非常に多いというふうに私も感じております。ですから、私はやはり現場を役所としても再度確認をし、市としては道路の交差点に停止ラインを入れるという事業やら、また警察公安局にとまれの標識をつけてもらうという、こういうことをお願いしなきゃならないと思っております。

言われるように、どちらが優先かわからない中での痛ましい交通事故が発生してはいけないと思っておりますので、努力はしたいと思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

今、答弁されたことに基づいて、やはり努力はするべきだし、市長の立場から担当課に指示するべきだと。できますなら、市長みずから市内を回るときは、十分現場等を調査してもらおうと。そういうことで、やはりこの事故というのは本当、大から小というわけではありませんけど、大変なものにつながると。その中に、やはり中学生の自転車等の通学路もあるやろと思っておりますので、近日早い時期にその市長からの指令を出してもらって、そして現状の把握ですが、やはり停止線とか止まれとか、これがもう完全に消えております。見るたびに消えております。停止線

があったなというのは残っていますけど、もう運転者については読み取れない、目に入らないという箇所がもう最近の話じゃなくて、今日まで野ざらしにしてあったというところまでつけかえて、市長の今の答弁を必ずや進めてもらって、俗に言いますこのまちにはありませんが、他のどこか、千葉県の松戸市あたりにはすぐやる課というのが大好評だということも聞いておりますし、また調べておりますが、そういう類いのものをぜひ五位塚市長にはやってもらいたいと思っております。

次に、五位塚市長の答弁をもらったと思って次に入りますが、やはりこの交通安全の事故を抑えるためには、やはりそれなりのものが必要なんですね。今市長の見解だけじゃなくて、やはりそういう箇所をわかっているんですので、今言いますように早急にできるのか。

1つは、私も担当課ともいろいろ協議しているんですが、止まれができないし、また止まれの文字が書けないし、当然もう交通安全協会に対する三角の止まれです。あの標識が立てられないという認識を持っています。できますなら、やはりこの交通安全協会等を通じてその分を要求をしたいと思いますが、市の段階でできる分とやはり警察を通じてできる分と、区分けについてはどこか、再度同じ質問をしたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

曾於市内には、市道の横を横断する新しい道路ができたりしております。そうすると、以前の市道よりも新しい道路のほうが大きく拡張されて、一方その大きなほうが優先道路かというふうに市民の方々は錯覚をする場合もあります。そういう意味で、優先道路はどちらなのかということが規定されていないところもかなりあるようでございます。そういう意味では、今言われたように止まれの表示がないところも相当ありますので、残念ながら公安委員会にお願いしても予算がなかなかつかないということでございますので、今後陳情も含めて予算をつけていただきたいということと、そして建設課にも基本的には再度調査をして対応をさせたいというふうに思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

①についての定義等々を考えて、やはり今後道路行政としてぜひ市長の手腕を発揮してもらいたいと思えます。

次に、②ということで、市長の所信表明で述べられておる必要な道路、農道の整備は確実に進めると。先ほどの同僚議員も、どういう意味に受けとればいいのかということで答弁されておりましたが、似たような質問です。

この中で、市長の先ほどの答弁を踏まえて、現在、当然市道についてはいろいろもう市のほうの施策でやっていくと思えますが、一方の農道についてはやはりこの

住民に地域性の直結、つながる生活道路です。その中で、先ほど答弁の本数を言われましたが、それについての認識では旧町の大隅、財部、末吉についてどこか認識しているところがあるか、まずそれを伺いたと思います。

○市長（五位塚剛）

市道と農道というふうに道路に書いているわけではありませんので、一般市民から見た場合はどれが市道なのか、農道なのかわからないところが非常に多いと思っております。例えば、旧農政局の前の道路は一般市民が相当利用されておりますから、一般的には市道かなと思うとそれは農道でございます。また、高松から含めた財部の産業道路というのは、末吉のほうは市道で管理しながら財部のほうは農道扱いとなっているという、そういうような市民にとってわからないと思うものが相当ありますので、市道、農道については基本的には緊急性の高いものから整備を進めていきたいというふうに思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

今の答弁でもう皆さん、同僚議員も今もおっしゃるところは農道、市道の区別は十分わかります。当然、農道を今話しているわけですが、地域に密着した、もう当然農作業等の農道ですね。これについて、先ほど同僚議員の質問で答えておられましたが、農村総合整備事業等やら中山間等でやるんだと。これはこれとして、私が質問するのはどうしてもこの農作業、生活等に大変必要だという農道等の整備、それは予算的にはピンからキリまであります。これについての取り組みを、ぜひしてもらって、所信表明で言われた市道、農道の整備を進めるところの議論に進みたいんですが、今に段階で、私が質問する農道の整備等を地元から陳情、もしくは要望で出ているのは把握されているかというのを聞きたいし、それも大隅にもあります。財部にもあります。末吉にもありますというのを把握されていれば答弁を求めるところです。

○市長（五位塚剛）

農道について、各財部、大隅、末吉の地域の農道について早急に改良していただきたいという要望が具体的にはわかりませんが、市としては緊急性の高いところから総合計画を含めて改良工事の予算は計画しているところでございます。詳しいことについては、耕地課長から答弁をさせたいと思います。

○耕地課長（吉田誠得）

ただいまこういった補助事業を抜きにしまして陳情が出ておりますのが、末吉が5路線、大隅が3路線、そして財部が1路線、合計9路線でございます。今、議員のおっしゃるように、私どももいわゆる幹線農道ですね、集落と圃場、こういったものを結ぶ幹線道路、これにつきましては補助事業を充てたいと。でないと、どう

しましても延長等も300mを超えるそういった長い路線になると思います。現在、国のほうでも農業基盤整備促進事業なるものを、15カ月予算の中で提唱しておりまして、こういった事業を活用して今おっしゃったような道路の改良には努めていきたいと。

あと、いわゆる耕作農道、耕作道、こういったものにつきましては今、原材料支給とか、あるいは市単独の道路改良補助事業、こういったものを活用させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

本数的に住民の要望がいつ出されたかはわかりませんが、市内に9本ほどあるという答弁ですが、やはり緊急度のとか、一方を言えばやっぱり経済的に必要性、そして市民の地域集落の住民の必要性、またその道路を整備することによって、やはり地域の活性化に進むと、このあたりを加味した場合にどこで緊急性を、それはそこから先にやろうとか、ちょっと待ってくれという言葉になるのか、そこらあたりが今日までずっと続いてきているわけですね。ですから、地域住民がどうしても願う、地域住民としては緊急度が高いわけですので陳情でも出すんですが、それがここでなかなか緊急度の意味合いで採択されずに整備につながらないという箇所等はどのように捉えたらいいか。たった9本くらいあれば、私が市長の間に責任持って取りかかりますという立場であれば、そういう答弁を求めたいんですが、どうですか。

○市長（五位塚剛）

農道の整備については、基本的には総合振興計画の中でどこのところをやるというのが年次的に路線を計画されております。当然その路線というのは要望の強い、緊急度の高いところを事業計画に入れておるとしております。現在、9カ所が要望があるということでございますが、基本的には予算が大きく伴うもの、場合によっては一部改良で済むものいろいろありますので、それは皆さんの要望に沿うように財政課とも打ち合わせして進めていきたいと思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

答弁で意気込みを受けとめる気持ちで、大隅にしろ、財部にしろ私自身が余り認識がないわけですが、末吉にして5本、例を見れば市長がわかるよというような場所を一つ二つ例を挙げたいと思っておりますけど、市長のお膝元の市道小倉中線から養鶏場のほうに行く農道があるんですね。ずっと谷におりる。これについては、以前から地域住民が耕作用道路でもうちょっと整備できんものかと出ちよって、やはり今現在の養鶏場等が自分たちが使うからというような意味合いで、今日までだったら

持ってきて、整備がおざなりになっておるとのこと等で、やっと住民が立ち上がっている事例ですね、要望書ですね。

それから、あと一つは生活的地域の発展性を考えれば、みんなが見てわかるのは新高尾中央線につなぐ道路がもう以前から陳情が出ておるようです。私は、その陳情をちらっと見せてもらった経緯があって、それで足も運ぶんですが、そこらあたりが新高尾といえども御存じのとおり人口増やら住宅増はもう一目瞭然です。また、一方から見れば、緊急時の場合に消防車とか救急車がぼうぼう走ることとか、そこらあたりが一番懸念されるなという箇所等もありますし、また私が把握していないところでもそういうのはあると思います。

ぜひ、いろいろな公務の中で耕地課との打ち合わせで対応できないものか、早速時間をつくって現場等の農道を見て回るわという考えになっておれば、もうよろしいわけですけど、やはり一旦上げた農道、市道等の整備につながるように、すぐやる課の気持ちでもう1回答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

農道の整備、市道の整備ですが、市道におきましても側溝のふたがないところとか、車が離合ができない市道というのも相当あります。市民のそういう要望に基づいて解決していきたいという気持ちは持っておりますが、本当に予算が大きくかかるものを含めて今後精査して、また場合によっては現地も出向き担当課と協議して、また皆さんたちに予算が示されるようであったら、努力をしたいというふうに思います。

○19番（迫 杉雄議員）

予算が出れば一步後退の議論になります。こういう言い方は悪いんですが、予算がないからって市民が、本当苦慮する事例を、どことは言いませんけどよく聞くわけです。そのときにどうかというと、予算はことしはありませんというんだったら来年つくれと、再来年につくれと、これは行政側の立場です。もうことしは予算がないといえども、また来年にのせろと、次の年でものせろと。そういうふうに、さっきから言っている、すぐやる課を進めてもらいたいと思います。現地を見るなり、基本、9地区ぐらひは現地を見てもらいたいと思います。

次に、③で上げておるんですが、マインドロードのここがちょっと気になってなかなか話が進まないんですが、先ほど1回目の質問で高松の西部公民館の前には水車が回っていて、「さこんたろ」というのがあって、朝早くても公民館長がやはり管理しておるわけですね。そうすると、その横はやはりウォーキングやら、強いて言えばジョギングですね。やっぱりマインドロードを使って、そこを通るときに何か癒しやら和みが出てくるわけです。その公民館長と話もするんですが、一生懸命や

っているのはここまでだと、次はやはりこの地区の、さっき言った7地区の中の西部の割り当てで年に2回清掃するわけですね。

先ほど、答弁の中で平成5年に落成やったですかね、マインドロード完成は平成3年って言われたですかね。それにあわせて、樹木が大きくなっている。これを見た場合に、ほかの6地区は俗に言うビーバーなり、草刈りで管理ができるし、年2回が続くんだけど、木が大きくなっておってどうもその箇所は住民にしてくれと、年に春でも夏でも、秋でもしてくれというのはちょっとこくなような状況だし、それに引きかえて地元の要望はもう草と竹が道路になびかない、もしくは草がマインドロードにかからないためには擁壁みたいな壁を打ってもらえないかと。これはなんかやっぱり地元の要望的な話だと思いますが、今後7地区の予算とは別に考えてもらえないかという、私は代弁ですので、それと引きかえて市長がどの程度あのあたりを認識しているか、再度聞きたいと思います。

○市長（五位塚剛）

マインドロードについては、多くの市民の方々が早朝ジョギングをされているところを見ております。また、岩北方面の桜並木が台風によって崩壊をしていたときもありました。そういう意味では、市民にとっては大事な健康を守るための施設でありますので、施設等管理については年2回地元の方々の協力をいただいておりますけど、どうしても地元で管理ができないようなものが発生した場合は、市としても対応しなきゃならないという状況がくると思っております。基本的には現状維持でしょうけど、対応策があるか建設課長から答弁をさせたいと思います。

○建設課長（高岡亮蔵）

マインドロードにつきましては、平成5年に完成してその後7公民館で管理をいただいております。その後、桜の植栽とまた広葉樹の植栽等がございまして、今御指摘の西部の研修センターから269方面に行きますと、その広葉樹の柵とかくろがねなんかかなり大きくなっております。これにつきましては、もう地元で管理するのは無理でございますので、建設課のほうで対応を考えたいと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

対応を、市長もここで議論をするわけですので、ぜひ対応をしてもらいたいと思います。つけ加える話になりますが、やはりあの施設は末吉の市境から、大隅の岩川の先まで続いている一番大きな施設なんですよね。そこらあたりが今日まではまだいろんな形で四季をおいて、春夏秋において整備されたりしておりますし、先ほど市長が答弁されたように、健康には本当いい施設ですので、これ以上悪くならないように、もしくはこれをもとにやはり利用者について、やはり市のほうも、行政のほうも対応してもらいたいと思います。

あと、マインドロードの延長、マインドロードとは言わないと思うんですが、湯之尻の交差点の下も旧志布志線が通過して陸橋になっていますね。あそこに、今後あの陸橋から光神山諏訪方線、右側は末吉財部500号線ですね、左のほうは湯之尻福留、市道ですね、福留線ですね。そして、大手橋のところまで市のほうは管理すると。そうすると、あの交差点が今、県のほうが最終の工事に入るというふうに私は認識しておりますが、交差点がよくなるとあの陸橋の両サイドの一方通行と、こちらの市役所の方面を光神山諏訪方線から下ってきて、こちらのほうを見れば左側から入って右側から出ると。そして、行きどまりがいろいろな事情があって、現在も柵がさしてあるわけですね。

マインドロードとして、あの2車線の道路に出れないと。ここらあたりが以前の状況であそこはとめてありますが、近年湯之尻団地等も住民が多いことや、またその交差点の改良に伴っていろんな事案が出てくるんじゃないかと思うところです。今までの状況で、このまま進めてもらうよりももうちょっと検討してあそこのマインドロードの2車線のほうに出るところを、再度検討する必要があるんじゃないかと思いますが、市長に私の質問が通じているのであれば、まず答えてもらいたいと思います。

○市長（五位塚剛）

湯之尻の陸橋の下の道路については理解をしております。一方通行でしかできません。以前にも市民からそういう相談を受けまして、担当課と相談したことがありますが、地元の皆さんたちの合意が得られないということでございます。一方通行を解除したときにあそこを、マインドロードに通行を、車が通れるようにしたときにはいろいろと車があそこを通ってきて、交通の支障になるということで残念ながら地元の関係者の方々が同意ができなかったという歴史があるようでございます。現状において、また全体において見直しということがあるならば検討したいと思いますが、大変難しい状況じゃないかなというふうに考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

今の答弁で、そういう状況が、ここ一、二年の話じゃないわけですよ。以前と。以前ということは、俗に言いますこれ市が建設した湯之尻団地の入居者と、そしてあのマインドロードのほうに出ることによって、交差点での交通が少しは解消されると私は思う。現地を見て思えるんですが。

地元の反響というのは、あそこの以前の住民というのは何戸数か、指折り数えても何戸数かです。入って道路のほうに出れば、それこそ一方通行ですので、進入はもうできませんわけですから湯之尻団地へ、そして抜けてマインドロード、旧駅跡のほうに出るコースがあれば交通の流れがどうもよくなる利点もあると思いますし、

再三言いますようにあそこの交差点の前が整備が整った後の状況を見るとどんなものか。

今質問をしていますけど、市長が以前そういう事案があったというのであれば、再検討をする必要があると私は思いますが、地元の意向がまだ残っているものか、市長に道路行政について意気込みがあればですね。これはもう市の問題だと思います。そこの再三言いますように、曾於警察署に行くような問題でもなさそうですので見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

湯之尻団地のほうの一方通行を来たときに、ちょうどマインドロードに出るところに柵がしてあります。ちょうどトンネルの状況ですので、車が出たときに高松から進行した車との交差の仕方が非常に見通しがきかないという状況もありますので、それが可能なのかということも含めて担当課で検討はしたいと思います。ただ、住民の皆さんたちがあそこを解放してもいいよと、あそこの道路を全部一方通行を含めて通れるような形でしていいよという合意がうまくいくかというのは、今後検討はしたいと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

検討をして、以前と今後、現在はやはり住民の意思も変わっているというふうにはとっておりますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで、迫議員の一般質問を一時中止して10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 5時35分
再開 午後 5時43分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○19番（迫 杉雄議員）

次に、2番目に通告しておりました本市の認知度アップですね、再三議論をするんですが、なかなか思うように進まないという感があります。その中で、やはり認識的に常識的に考えるわけですが、やはり今日において曾於市、曾於の食でそお健康健康ですね。また自然でそお快と、この言葉は定着まだしていないのかな思っております。そういう意味から、やはり曾於市になじむもしくは曾於市に語呂合わせができるものであればどんどん進めるべきじゃないかなと思っておりますし、先ほど市長の1回目の答弁で、この項目の答弁については、やはりこの大隅半島の今日ま

での状況を答弁されたなど、私は聞きました。

その後、やはり一步前進的な取り組みが必要だと思うし、市長の答弁の中をもうちょっと一步進めば、曾於市の印象を問うとなると鹿屋市への通過点というイメージですね。それから、さっきから議論されています宿泊施設がないと、もうこれはピカーにイメージじゃないかなと思っています。今、市長の答弁は近隣の市町と共同で情報を発信したほうがいいと、これは今先ほどの答弁だと思います。その中で、何かこじつけて観光的にも経済的にアピールをするのであれば、やはり1に黒毛和牛、もしくは黒豚というところが先じゃないかと思っています。

2011年度の福岡のほうの、西日本新聞が曾於市も調査しております。その中でも、それから知名度はぐっと上がってきているんですよ。そういうふうに捉えていますが、そのときがやっぱり黒毛和牛、もしくは黒豚は40%と、その下にユズは20%、それ以下はもうずっと10%台の代物になりますね。認知度としてはですね。そこらあたりを再度点検するなり、曾於市の知名度アップに取り組んでもらいたいと思いますが、あと今述べた中で、1点だけ確認的に宿泊施設、この件についてメセナ交流センター、あのあたりはてきめんじゃないかなと、前市長にも再三やって答弁は努力しますと、検討しますと、これも私一人じゃなくてほかの議員も過去質問をしているわけですよ。それが今日になって、何かネック的なものがあるのかなと。市長の答弁はいいほうの答弁でしたので、できますなら早い時期に総合振興計画と合わせながら取り組むべきじゃないかと思っています。そうすることが今後、1回目の質問でしゃべりましたがいろんな市外の宿泊を伴うような市外からの交流が進むのではないかと思います。宿泊施設について再度の答弁を、そこがそういうふうに聞こえたので、ぜひということで答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の認知度をアップする施策としては、やはり曾於市を知っていただくということ。曾於市のホームページを見ますと、今まで残念ながら新しい情報が出されておられません。そのために、ホームページの対策のために予算が計上されておりましたので、それが今後さらに生かされるだろうと思っています。同時に、鹿児島、宮崎を経由してこの曾於市に入った観光客が、残念ながらこの曾於市に宿泊をして交流人口をふやすという状況になっていないのも事実でございます。

ですから、私はどうしても曾於市に宿泊をしていただいて、さらにおいしい曾於市の黒豚、和牛を含めて食べていただいて、ほかのものまでPRしていただければありがたいなと思っています。そのためには、今言われるようなビジネス風の宿泊施設はもう、これは大事だと思っています。来年度に予算計上が、基本的にはできるように努力をしたいと思っています。そのときは、議会の皆さんたちの大きな支

援がなければできませんので、ちゃんと明確にできるように準備は検討したいと思うけど、さらにできるか財政的なことも含めて検討はしたいと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

当然、曾於市の現状についての宿泊とか、観光とか、市外からの交流についての認識は同じだと思いますので、早急に来年度の26年度から計画に上げるなり努力をしてもらいたいと思います。それでは、2番目の②のほうですが、1回目の答弁で平成27年度国民文化祭、これについて実行委員会、総会がありました、ここだけでも2年後と言われても来年といたらもうすぐなんですよ。27年度、この件で一つ私自身、先般の総会の中で議論しかけたのがもうちょっと半端だったと思います。

当然市長に投げかけたものですので、この場で確認として27年度の市民祭の件ですね。そして、国民文化祭との日時の兼ね合いですね。市民祭を2週間前倒しにして平成27年10月30日から1日ですね、ここに持ってくるのがどうも総会の席じゃ確認がとれなかったと私は思っていますし、この場でどうしていいのかという9月中に市町村主催の事業計画書を提出しなければいけないのじゃないかと思う。それには、もう日時ははっきりさせないかんのじゃないかという、それだけが気がかりで確認を実行委員長立場から答弁を求めるところです。答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

先般、国民文化祭を開くにあたって協議会がありました。私も出席させていただきましたが、市民祭との兼ね合いで時期を前倒しできないかという御意見がありました。市民祭の決定については、市民祭を開く実行委員会がありますし、まだその中でこのことについての議論がされていないようでございます。総合的な判断が必要だと思っております。このことについて教育長としての考えがあったらお答えをさせます。済みません、企画のほうで答弁させます。

○企画課長（岩元祐昭）

第30回国民文化祭鹿兒島ということで、私どもが担当いたしております。先ほどの、先般の実行委員会につきまして、いろいろの御説明申し上げました。市長の答弁にありますとおり市民祭の実行委員会もでございます。それと、会期が平成27年の10月31日から11月の15日間ということになっております。迫議員のおっしゃるとおり市民祭とぶつけて集客、そういった認知度アップにもつながるとは思っていますので、早急にちょっと答えを出させていただきたいと思います。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

早急にということですので、私が早急にを超えて計画書提出が今月いっぱいだっ

たような認識を持っておりますので、早急に答えは出せるのではないかと思います。と申しますと、市民祭の実行委員長、会長は市長があたるんだらうと思います。また、この第30回の曾於市実行委員会の委員長も市長です。と申しますと、やはり2年後のことですので、来年のことであれば、またことしであれば決定はちょっと難しいと。けども、来年、再来年のことですので、議論の余地はないんじゃないかなと思います。やっぱり計画どおり主催事業の中に市民祭を引き込むと、この論法ではないかなと私は思っておりますので、ここではっきり出してもらわなければ、4事業のうち全部だけですね、計画書にはどの日時を書けばいいのか苦慮すると思いますが、市民祭の実行委員長という立場から答弁ができるんじゃないかと思っております。

まだ、議論すると来年の市民祭実行委員会で議論せんないかんとか、再来年の市民祭実行委員会で議論せんないかんとかというような話にもなろうかと思っておりますが、計画が出た以上は市長立場の上の前倒し、前倒しという言葉はどうかと思っておりますが、27年度においては10月30日、1日に市民祭を持ってくる。それは市長の権限的な立場的な問題と思っておりますがどうですか。

○市長（五位塚剛）

第30回国民文化祭を、4つの事業を曾於市で開くということはそれだけでも相当な市外からの人たちが来られると思っております。また、市民祭もそれ相当の人たちが来られると思っております。会場の問題を含めて、また宿泊施設の問題を含めて、一番どのほうがどちらもうまくいくかということを経済に協議しなければ開催日は決定ができませんので、今後詰めた議論をして早目に日にちが決定できるように進めていきたいと思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

それは、今後早目にとという言葉なんですが、市長の思惑と私の質問とちょっと外れ、かみ合わないというように受けます。当然、市民祭は今日までずっと合併後してきたわけですね。そして、俗に通告しております本市の知名度アップについて全国規模、強いて言いますと平成27年の30回の国民文化祭においていよいよ4つの事業で受け入れると。これはかなりの知名度アップにつながると私は思います。

後で、質問しますが、あわせまして平成32年の75回の国民体育大会もやっぱりその類いだと思って前回は質問しましたし、今回も似たような通告をしておるところです。やはり市内、市外、県外、県内、この類いであれば、知名度アップというのは本当知れとると思っております。知れてる言葉は横において、せめて南九州では鹿児島県曾於市はわかると思っておりますが、もうちょっと上のほうにいて福岡あたり、もしくはもう関東・関西に行けば知名度アップするのは大変だと、全国の1,700何ぼ

の市町村にでも発信するんであれば大変なことだと思いますが、やはりこういう全国規模を利用して知名度アップにつなげたらという議論です。そこらあたりを市長のほうで思惑があればいいんですが、私は質問する議論の立場ですので、今後大いに検討してもらいたいと。

その横に、質問の趣旨を変えますけど、いよいよ32年の第75回国民体育大会ですね。先般8月の22日新聞発表だったですかね、37種目中の17種目が、もう県のほうが決定しているということです。先ほど教育長が答弁されました卓球、柔道、空手、この部門を申請してそのままおざなりになっているのかな、私は何を申請されたのかはわからなくて今質問をしているんですが、答弁の中に3つ出ていましたが、前回の決定日に出ていないし、そのときの見ればまだ3種目はどこがやるか決定していないようです。

それはさておいて、どういう手応えですか、まずそれを答弁をもらいたいと思います。3つの種目を申請しましたが、今の状況で手応えはあるかと、先日9月の8日の2020年の東京誘致と同じような状況ですか。

○教育長（植村和信）

何としてでも国体を、曾於市も会場を持ってきてかかわりたいという、その意欲で種目も3種目会場地として申請をいたしているところでございます。また、デモンストレーションでも、公開協議でもいいから、とにかくその正式種目に漏れてしまったとしたら、ほかの種目をということで出してあるところでございます。その中で、卓球、柔道、それから空手道が正式種目でございます。

ただ、地理的な条件、県のほうの会場の選定の条件としましては、地域バランス、それから競技施設の現況、それから宿泊受け入れの状況、こういう3視点からチェックをしていくわけございまして、いずれもちょっとほかの町に比べるとややきびしいという状況があります。それでも何とかやりたいんですというこういう意向は、県のほうに伝わっているというふうに受けとめているところでございます。

○19番（迫 杉雄議員）

議論が遅きに失したという立場なんですけど、県のほうは年内に残りを決定するというような状況、あと今回まで3つの協議を申請しておるわけですね。それをちいと角度を変えてこういう条件でということで、本市においてのもう一つの種目は申請できないものか、私は県とのやりとりがわかりませんので、教育長がつかんでいる状況で、もう一つ別な種目を申請・追加できないか、ちょっと答弁を求めたいと思います。

○教育長（植村和信）

申請のほうはもう3種目いたしておりますので、申請のほうは新たに追加という

のはなかなか厳しいと思いますが、準備の委員会が設置されたときから、曾於市としましては何かくださいということ、もう何回も何回も県庁に行った折とか、あるいはこっちのほうから電話で関係者にお願いするとかいうのを繰り返しておりますので、どれか二次選定がまだあと何種目ですかね、37のうちの18種目決まっているわけですので、まだ半分くらい残っておりますので、その中からどれかもらえるんじゃないかということで、引き続き強いお願いをしているところでございますので、何とか頑張ってまいります。

○19番（迫 杉雄議員）

何とか頑張ってもらうというのはわかるんですよ。それも1つの立場です。このどうみても条件的に関係者がおれば、それは横においてあと1種目を3つの中に入れて、その中から県に決定してもらうという方法はないかという私は今、質問をしたところで、この3つは曲がらない、曲げないわけですかね。追加の競技をどこかで年末まで、年内いっぱい挿入をする考えができるのであれば今からまた議論をしたいと思います。

○教育長（植村和信）

ほかの市町もやはり希望がございまして、それぞれに思惑を持って申請をしております。ですから、それで検討しているところに新たに加わっていてもかえって条件がよくないんじゃないかと。県のほうがそれぞれ一次で申し入れたそれを中心に検討いたしておりますので、その中でまた曾於市にぜひ回したいという種目も出てくるのではと。そういうときには、積極的もらっていくということでお願いをしておりますので、まずは申し込んだ3種目をどうしても強く押さざるを得ないところでございます。

○19番（迫 杉雄議員）

強く押さざるを得ないということですが、そしたら角度を変えて、本市においては弓道もあるわけですよ。弓道については、よく見れば中学校の部活とか、また立派な近的、遠的、この類いが何で申請されなかったのかちょっと、どこかに3種目じゃなくて4種目入っておれば、その中で県も見るとは思うけど、そこらあたりは再度検討、その時間もないという立場ですが、検討してもらいたいと思うんです。

俗に言いますと、地域性は当然考えられています。現段階では、鹿屋がボートを取っているわけですね。志布志がサッカーを取っているわけでしょう。あと恐らく南大隅は自転車かなと思って、あとはもう今度は垂水、曾於市、大崎とか、肝付とか、そうなってくると何が取れるかとやっぱり弓道の類いを見ますと、やはり現段階ではまだ決定していません。その弓道ができる場所は、鹿屋市も何かいい会場があるみたいですね。鹿児島アリーナでしょう。あと1カ所どこか東市来でしょう

かね、東市来は立派なのがあると。逆に曾於市もあるわけですので、どんなものかなど。恐らくこっちの大隅半島に弓道を引っ張れるのであれば、肝心な隣の都城市はもう国際的弓の町です。そして、我々はその中の都城盆地もしくは環霧島市の中の曾於市ですので、何かの形で宮崎県はもう全然別なんです。国体はですね。相通じるものがあるんじゃないかなといういろんな話やら議論をしておるところですが、教育長が頭からもう、これ3つでだめで公開種目がどうのこうのってあれば、再度検討してもらえないか答弁を求めます。

○教育長（植村和信）

もちろん、弓道等も種目的には大分遠的場をつくってもらってから熱も入ってきていい成績も収めるようになっております。ですけど、弓道のほうは遠的場と近的とやはり会場がすぐ近くで整わないといけないし、また競技団体のほうの人口的にもやはり運営をしていくのにもう少し勉強しなきゃいけないんじゃないかなということ、過去インターハイとかいろいろありましたので、そういうところで少し経験のあるような種目等を中心に選んだところでございます。

私たちの何としてでも曾於市はかかわりたいんだという、この意向を信じて待つてもらいたいと思っているところです。

○19番（迫 杉雄議員）

ぜひ、教育長の双肩にかかっていると、万が一2020年が来なければオリンピックも楽しいやろうけど、国体は曾於市ばかり沈むんじゃないかと、国民はオリンピックオリンピックで、我々曾於市は国体でも熱意を上げたいと申しますので、再度議論なり検討はするべきだと。また、いつかの機会に答弁をいただきたいと思いません。

次に、やっぱりこの知名度アップについて③に上げておりましたが山中貞則顕彰館記念事業ですね、これについて先ほどの答弁の中で現在基金高等やら進捗状況が出ましたが、市長の答弁ではオープン時期も年明け2月、命日等考えていらっしゃるのかもしれないし、4月ということですが、現在の基金の金額は、たしか以前財政課長から報告あった金額にさしてふえておりません。たしか2億3,000万円相当を聞いた覚えがあります。今の答弁もそうだったと思いますけど、その後全然入らずに一言、沖縄方面からは入ってきているのかきていないのかどうなのか、状況を尋ねたいと思います。

○市長（五位塚剛）

担当課長から答弁させたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

先ほどの金額は、今現在が2億3,577万円でございます。22年度からお金が入ってきておりますが、22年度が2,081万円、23年度が1億3,492万8,194円、24年度が7,042万5,924円、24年度決算までで2億2,616万4,118円でございますけども、先ほども現在が2億3,577万7,827円ございましたので、少しは25年度に入りまして入ってきてはおります。しかしながら、先ほどございましたが5億円が目標ということでしたので、まだ半分にはきていないということでございます。

それと、沖縄のほうということを言われましたが、向こうのほうでも前から動きがあるということですが、向こうのほうから入ってきてはいないところでございます。

以上でございます。

○19番（迫 杉雄議員）

基金寄附的には沖縄から入ってきていないということですが、今後のこの事業を曾於市のあらゆる分野から観光はもとより、やはり曾於市の知名度アップ等につなげるための見解として市長がどのような見解を持っているのか、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

もともとこの事業は、市に対しては市の予算は使わないということでの提案でありました。基本的には、この山中貞則顕彰館を事業進める母体を中心になって基金を集めるということございましたので、当初の目標からすると少しおくらしているような状況ですけど、今後沖縄の方々を含めて大きな支援があるのか、企画課長からでも答弁させたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

現在、この基金の募集等については顕彰会のほうが一生懸命努力されております。先ほど議員のほうから言われました沖縄の方面とかそういった方面にもいろいろと募集のお願いとか行っておりますので、今のところこうですけれども時期が来ますとやはり沖縄のほうも山中先生のいろいろ功績を感じておられますので、基金としてはまたこれ以上にふえるかと思っております。

また、迫議員がおっしゃいますように山中先生の顕彰館をやはり地域の皆さんと有効に地域の振興につなげていきたいと思っております。何とぞ御理解いただきたいと思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

山中貞則顕彰会と企画課のほうの推進のほうはどの程度のつながりになっているのか、今後の顕彰会との協力同時進行ですね。それは何か特別な状況見解があるの

か、課長に答弁を求めたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

基金のこういった集め方というのには、私なんかは直接は携わっておりません。最初、山中貞則顕彰館の購入時点から私ども企画課が携わっておる関係上、やはりこれを完成して皆さんに公開するまでを私どもの担当ということで、管理運営についても多分企画課になるかと思っていますけれども、顕彰会とは足並みをそろえずと今、行動とかそういうのはしていませんけれども、いろんな打ち合わせとかいろいろ要望も聞いたりとか顕彰会の中身についてもいろいろ打ち合わせはさせていただいているところでございます。こういった関係ということで御理解いただきたいと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

内容的には課長答弁で状況はわかるんですが、やはり今後の来年2月なり4月なり進めるといって月のたつのは早いもので、現段階での基金が2億3,500万円相当であれば、それにプラスの時点でオープンにこぎつけるとなると、ここに一つイメージがあるんですが、これは課長はわかりますかね。これに沿っての進捗状況はどうかのですか。中身を開けばいろんなゾーンがレイアウトされておるわけですね。これについてちょっと説明なり答弁を求めたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

現在、顕彰館の改修工事の設計ができたということで、先ほど市長がお伝えしたところですが、あとこの設計に基づきまして中の展示とか、それと先生の収蔵品関係、こういった展示関係の展示棚といいたいでしょうか、そういったところできているものと思っております。迫議員が今お持ちなのは、それはあくまでもイメージ図ということで理解していただければ幸いです。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

イメージ図なり内容的に期待するゾーン分けができておりますので、とにかくこれに基づいては設計の段階で進めるといえることですね。いいわけでしょう。

○企画課長（岩元祐昭）

それが、先ほどイメージ図が基本になると理解していただいても結構です。

○19番（迫 杉雄議員）

基金の集まり具合というところになると、ややもするとオープンが延び延びになるとそういう角度やら、やはり今後平成27年度以降やら、やっぱり県外者等が本市

に入られるいろんな手だてがあれば、早目にオープンしておればコースの一つに捉えることができるし、やはり市が、もう市のものでありますのでやはり有効に活用してもらったほうがいいと思っております。

あと、先ほど財政課長も答弁されましたけど、ここにある資料の中にこれはことしの資料じゃないです。去年だと思えますけど、24年9月5日以降の1億7,700万円の寄附が集まった時点のだろうと思えますが、この中には沖縄県でも寄附集めの最中ですよという文言が出ております。こういうところであれば、先ほど答弁から沖縄のほうからまだ入っていないという答弁でしたが、どういうふうに受け取ればいいでしょうかね。

○財政課長（池之上幸夫）

今ちょっと聞き取れなかったんですが、沖縄のほうでも活動をされていらっしゃるとは聞いております。もちろん積極的にやられているというのは聞いているんですが、その分がまとまって入ってくるものというふうに予想はしているんですが、それがまとまって入ってきていないというのが先ほど答えたようなことでございます。やっていないということではないと思えます。

先ほど1億7,000万円って言われましたですかね。

○19番（迫 杉雄議員）

24年の9月現在のことでですかね。

○財政課長（池之上幸夫）

24年は1億——多分それはトータルではないでしょうか。24年度末で2億2,000万円になっておりますので。その前じゃないかなと思います。その年によって非常に集まり具合がいいときと悪いときがあるんですが、23年度が特に1億3,000万円台にありまして、ほかはそれほど伸びていないですけども、多分先ほどの金額でいえば、2億2,000万円の前の段階ではないかなというふうに思っているところです。

時々、顕彰会の方々がいろんな会社を回られまして一生懸命やっていただいているんですが、ふっと例えば最近であれば水産団体の方々とか、そういったのがまとまってくる場合がございます。常時ということではないですが、それぞれの期間を持って多分顕彰会の方々も回っていらっしゃるというふうに思います。

○19番（迫 杉雄議員）

企画、財政両課長が現状やいろいろ答弁されておりますが、市長、もう市長の答弁は2月20日を目指してオープンということですが、その前の努力について市長の立場です、どれほどの意気込みやら、よく言えば沖縄を再三調べているけど、沖縄まで足を運んでトップセールスもできないものか、そういう考えがあるのかないか答弁を求めたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

顕彰館の事業については、市の予算を経由して今進んでおります。当初の目標からするとまだまだでございますけど、今担当課長から答弁されておりましたように、沖縄のほうでも基金について大きな運動がされているということでございます。施設の大型規模の建物をつくり変えるとそういうことではなくて、内部の中の記念品を保管するいろんな展示物の回収等が今後されると思いますけど、あとについてはこの施設を運営するための基金になるだろうと思っております。2月の早目にオープンができるように、市としても努力はしたいと思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

今回の通告が、やはり本市の認知度アップ、横にやっぱり観光的な振興ということで議論をして質問をしておるわけです。それに伴って、沖縄まで出向く考えはあるのか、そこらあたりをですね、やっぱり先ほどの同僚議員のあれもですね、一市長の立場という言葉も市長から出しておるわけですので、ぜひこの顕彰館事業が本市のために発展性があると見込めば、鉢巻きを締めてもらいたいと思うところです。最後になりますが、その意気込みを聞かせてもらいたいと思っております。

それと、聞くところによりますと、沖縄では詳しくはわかりませんが、その会が再度設立されるというような話も聞いておるところですので、そこらあたりをもうちょっと情報的につかまなければ我が曾於市の井の中ばかりでは、全国に知名度発信にならないという考えです。市長に意気込みがあるのであれば答弁を求めて終わりにしたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

市長になりましていろいろといろんな会合を出しておりますけど、この顕彰館についても沖縄の状況がどうなっているのか全く私はまだ理解をしておりません。同時に、向こうの基金の募金の状況がどうなっているかもわかりませんので、担当課を通じて連絡を取り合っているのがあれば、そういうことも含めて検討はしたいと思っております。

○議長（谷口義則）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日11日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 6時23分

平成25年第3回曾於市議會定例会

平成25年9月11日

(第3日目)

平成25年第3回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成25年9月11日（水曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 久長登良男 議員
通告第6 山下 諭 議員
通告第7 土屋 健一 議員
通告第8 大川原主税 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	10番 大川原 主 税
11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）	13番 渡 辺 利 治
14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男	16番 （ 欠 員 ）
17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二	19番 迫 杉 雄
20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成	22番 谷 口 義 則

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

9番 西 川 熊 則

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二
参事補 宇 都 正 浩

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	植 村 和 信
総 務 課 長	大 窪 章 義	教育委員会総務課長	永 山 洋 一
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
財部支所長兼地域振興課長	小 松 昌 寿	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	經 濟 課 長	富 岡 浩 一
財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
税 務 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
市 民 課 長	久 留 守	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
保 健 課 長	大休寺 拓 夫	水 道 課 長	福 岡 隆 一
福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次	会計管理者・会計課長	中 山 浩 二
農業委員会事務局長	切 通 宏	代 表 監 査 委 員	佐々木 良 昭
		監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○15番（久長登良男議員）

先日、通告をいたしておりました一般質問として、市長の姿勢についてと、北部畑かん事業についてお尋ねします。

曾於市誕生から8年目の第2代市長に就任されました市長の所信表明の中で、「市民の暮らし、福祉を守り、農業の活性化と所得向上を推進し、地域の商工業の発展、そして子供からお年寄りまで安心して暮らせるまちづくりを目指したいと思っています。そのためには、市民に掲げた政策を確実に実現することが責任だと思っています」と述べられました。

そこで、市長の政治姿勢についてお伺いします。13億円かけるフラワーパーク建設事業の中止を表明された。それはそれとして、今、土地買収について市と契約がなされ、登記が完了した物件については、土地代の支払いを早急に行いたいと考えます、と表明された。フラワーパーク事業にかかわる13億円と、それとの関連で購入を進められてきた土地代等の関係はどのように理解しているのか。また、土地利用について公募による検討委員会設置の考え方について伺います。

次に、市と契約がなされて登記が完了している面積及び支払っている金額は幾らになっているのか、伺います。

2番目の長寿祝い金支給方法等の変更について、従来の支給方法の問題点をどのように認識されていたのかなどの新たな考え方を伺います。

3番目の市長の4年ごとの退職金1,670万円は廃止の方向での考えであるが、考え方を伺います。

2項目めは、北部畑かん開始に向けた農業振興方策をどのように捉えられているのか、お伺いします。

以上で、壇上からの質問とします。

○市長（五位塚剛）

それでは、久長議員にお答えをしたいと思います。

市長の政治姿勢についてという中での①でございます。事業費13億円のフラワーパーク建設は中止のことであるが、土地代の支払いはどうなっているのか。イ. 市と契約が済んだ建設予定地の中で、登記が完了した面積と、支払った金額は幾らかということでございます。お答えしたいと思います。

登記が完了した面積は、約18.7ha、支払い額は約6,600万円です。

次に、市長の政治姿勢についての中の①事業費13億円のフラワーパーク建設は中止のことであるが、土地代の支払いはどうなっている、の中の、ロ. 土地利用についての検討委員会30人による審議視点を伺いたいということでございますが、検討委員会のことについては、昨日もお話いたしました検討委員会の委員の方々には、現地にも出向いていただくなどして、跡地の利活用に関する審議をしていただくものでございます。

次に、長寿祝金の支給方法等の変更等を急に実施した考えを伺いたいということでございます。

この問題は、お年寄りの方々から特に要望の強かったものでございます。今回の市長選挙においても期待の声がたくさん寄せられました。

平成25年度の予算の範囲内で、約9,000人の方々に75歳以上全員に3,000円の給付を決めたところでございます。

議員の皆様には、全員協議会においてお願いと説明を申し上げましたが、御理解をよろしくお願いをいたします。

市長の4年ごとの退職金1,670万円は廃止の方向とのことであるが、市長の退職金のあり方に対する考えを伺いたいということでございます。お答えしたいと思います。

退職手当については、一般職員については、勤続報償説や生活保障説等がございますが、一般職員とは性格が異なり、時代にそぐわないものと理解しております。

次に、北部畑かん事業についてでございます。

北部畑かん開始に向けた農業振興方策をどのように捉えられているかということでございますが、お答えしたいと思います。

北部畑かん開始に向けた農業振興方策についてであります。営農の振興方策と具体的な推進策といたしましては、現在、曾於市畑かん営農推進本部と曾於地域営農推進本部におきまして、北部の営農ビジョンを策定中であります。

振興方策の大きな柱の1番目に、曾於市の農業を支える人づくり・地域づくり、2番目に、付加価値の高い多様な産地づくり、3番目に、畑かん施設の活用と推進

体制の整備を掲げ、畑かんによる農業振興を目指します。

現在、原案ができ上がりまして、認定農業者や各種農業団体等と営農ビジョンについての意見交換会を行い、来年の2月までに決定する予定であります。

ここまででございます。第1回目の答弁を終わりたいと思います。

○15番（久長登良男議員）

市長が、今回、選挙に立候補されるときのマニフェストというか、公約というか、チラシ等をたくさん出されました。その中で7項目あるわけですが、これはマニフェストか公約か、どういうふうに理解すればいいわけですかね。ちょっとお伺いします。

○市長（五位塚剛）

市長選挙に当たりまして、自分の政策をまとめて選挙を戦うわけでございます。市民と約束をして、こういうことをやりますというのが公約でもありますし、一般的には、見方としましては、公約、政策がマニフェストという形で皆さん、理解されてると思っております。

○15番（久長登良男議員）

今、市長のほうから答弁がありましたように、私も辞典を調べてみました。公約というのは、公衆に対して約束をすること。それと、法律上の契約というのが載せてあったようです。マニフェストは、宣言ということと、特に共産党宣言というのがありました。そういうことで、これはどっちを意味させてるのかなということで質問をしたわけですが、理解されているというふうに認識をします。

その中で、私なんか五位塚市長がずっと選挙を回られる中で、私たちに聞こえてくる中では、非常によか人やなというのが一番最初に、よか人やなということで、私たちにそういうふうに聞こえてきました。その中でとおられたんだろうというふうに私も思うわけですが、3年B組金八先生というテレビがありました、これをごらんになったことがありますか。

○市長（五位塚剛）

大変子供たちにも人気がある番組でありました。また、ためになる番組でありまして、私も何回か見た経過がございます。

○15番（久長登良男議員）

見られたということでございますのでお伺いしますが、あのドラマの中で、ドラマというかテレビ放映の中で、あの金八先生の熱烈な教え、あるいは心からの偽りのない教育姿勢というのを、実感として私もたまに、たまにというか、見たことがあります。そういうことで、それと引き合いにして、今回はそういう五位塚市長が誕生したというふうに思われていると思います。

そういうことで、政治姿勢を今からお伺いしますが、マニフェストに書いてあるのは、建設中に中止しますとか、全部そういうしますということがほとんど書いてあります。その中で、まず13億円のフラワーパーク建設は中止ということでありますが、私なんかは、議会ではずっと13億円がフラワーパークということではなくて、また、13億円は総体予算の中の建設事業、いろいろなもろもろの事業が含まれた予算であろうというふうに思っておったわけですが、このことについての所見をお伺いします。この公約をされた所見ですね。

○市長（五位塚剛）

昨日の質問に対してもお答えいたしました。13億円事業というのは、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、また、フラワーパーク花公園を含めた管理と土地買収費、造成を含めた総体的な事業でございます。私は、この総体的な13億円の事業は、胡摩地域については、市民の多くの方々が不安を持って、また、将来的に子供たちに負の財産、借金をふやすということで、この事業は中止をしますということで政策に掲げたところでございます。

○15番（久長登良男議員）

所信表明の中に、この13億円、今、私が言ったように、かけるフラワーパーク建設は中止ということでありました。ほいでまた、きのうの一般質問の中でも高校生の医療費の問題、こういう所信表明あるいは市長から議会のほうに渡った場合には、そう簡単に私は訂正するものではないというふうに思っておりますが、この所信表明の中にパークゴルフ場を追加されたり、ほいで、訂正されたり、そういうことを簡単にされるわけでございますが、そういうことが許されるものかどうか。私なんか議員になった1期は、もう市長部局から議会に来ると、それは申し入れを議長にして、それから訂正をするのが妥当だというふうに、いろいろ先輩の方々からいろんな講習会でも聞いておったわけですが、そのことについての考えはどうか。

○市長（五位塚剛）

市長が予算条例を含めて提案する権利があります。そういう提案されたときに、数字の誤り、また文言の誤り、そういう議決事項であるならば、当然ながらとして議会に訂正のお願いを先にしてやるべきことでございます。

今回の場合は、私の所信表明演説の中の13億円フラワーパーク建設事業という、総体の中にパークゴルフというのが入ってないということのことだろうと思うんですけど、それは、池田市長が出された事業の中でも、今までも細かいことは書いておりません。パークゴルフ、フラワーパーク公園事業等ということでやっております。このことについても、多くの市民の方々に市報や、あらゆる機会を通じて出してあります。だから、総体事業としての13億円事業ということですので、議員の

方々に誤解を与えていかないということで、パークゴルフというのを訂正させて、追加させたところでございます。

○15番（久長登良男議員）

所信表明を私なんかは見て一般質問の通告をするわけですね。そういうことで、この追加をされておれば、また、今度は質問の趣旨が違ってくるといふふうに思うわけです。そういうことについての、今述べられましたが、そう簡単にさせていただくと、今度は視点というのがどっちに向くのかわからんわけですよ。

というのも、この13億円のフラワーパーク建設は中止というのは、私なんかは13億円の中のフラワーパークだけが中止かなって。きのうまではそういうふうに思っておりました。というのは、土地は買う、土地の後の利用はフラワーパークだけが問題だから、御存じのとおりグラウンドゴルフは全会一致でどこということじゃなくて、末吉につくるということで議員全員が賛成しとるわけですので、その中の見解というのが伝わらなかったんじゃないかなといふふうに、私にも伝わらんし、市民には一段とその内容というのはわかりにくかったんじゃないかなといふふうに思うところであります。

フラワーパークは、面積的には幾らということで、幾らの金額といふふうに理解されていますか。総体の13億円の予算の中の面積と金額を教えてください。

○市長（五位塚剛）

フラワーパークの13億円という形で市民の皆さんたちにお伝えしてきました。パークゴルフ場の整備というのは、当初6ha、6コースでございます、54ホール。フラワーパーク整備事業については、約7ha、グラウンドゴルフについては約2haの8コースということで、そのほかに管理棟やら駐車場等をつくる計画でございます。そういう状況でございます。

○15番（久長登良男議員）

今、言われたようなことを選挙期間中に誰にか説明されたことがありますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、細かい数字は別として、13億円のパークゴルフ、フラワーパーク公園事業というのは、こういうことですよといふことは御説明をいたしました。また、中には、細かいことも知りたいといふこともありましたけど、それについては、私たちもこの間、ビラを含めて、また、市の広報でも出されておりますし、そういうことですよといふことは説明いたしました。ただ、この間の経過としては、池田市長の計画も若干の変動があったといふふうに思っております。

○15番（久長登良男議員）

私なんかは、このフラワーパーク、パークゴルフ場と整備事業の中に、2年間ず

っと審議をし、つくるつくらは別ですが、過程というのがあったわけですね。というのは、それを市民に知らしめる、広報では知らしめておりますが、それは、見る人は全員は見てないと思うわけです。そういうのをやっぱり話を正確に伝えるためには、選挙の期間は非常にみんなが関心があって、それを知り得る機会もあるし、いろいろマニフェストという形で出されたわけですが、この13億円のフラワーパーク建設事業の中止というのは、私としては13億円の中のフラワーパーク2haか3ha、その2億円ぐらいを中止にされるもんだろうかと、土地を買うというからになれば、土地を買うというこの予算が来ておりましたので。そしてまた、グラウンドゴルフはそこにつくるのかなというふうに思っておったわけですが、きのうの一般質問では、もうあそこの土地は全然そういう形で作らないということでもありますので、きのう初めて理解をしたわけですが、そういう紛らわしいことについての、これは配慮が足らなかったとか何とか、そういうことは考えていらっしゃらないんですか。今このマニフェストについての、出した内容等についての見解をいま一度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

私は、市民の皆様方にいろいろお話する機会がございました。この間の議会の流れで、池田前市長が出された13億円かけるパークゴルフ・フラワーパーク事業については、特別委員会もつくられまして、一旦胡摩地域は振ってきたという結果が出されました。しかし、その後、本会議で結果は変わってしまいまして、この事業が、予算の凍結が解除になって土地の買収が始まってまいりました。ここまで来ますと、この事業が、市民の多くの方々が疑問点を感じている中で、合意が市民の中にされてない中での事業開始でございましたので、このことについて皆さんたちにお話をいたしました。前提は13億円の31.5haの胡摩地域における事業の中止でありますということをはっきりと市民にお伝えいたしました。

○15番（久長登良男議員）

そういう総体的なことを、ここにも書けばわかりやすかったんじゃないかなというふうに思うところであります。そういうことで、この13億円が全部フラワーパークというふうに、みんなそういう錯覚というか、そういうふうに理解されたんじゃないかなということを私は思うところです。というのは、私に13億円もかけて花公園をつくれば、鹿屋のばら公園と同じようなことやなということを言われた人がたくさんいらっしゃいました。そういうことで、この公約を実行しますという、一番最初に書いてあるこの書き方がまずかったんじゃないかなというふうに思うところですが、そのことについての見解、それをつくるつくらは別として、この文言についての見解を再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

全体の13億円の事業というのは、基本的には前市長が市の広報でも2回、詳しく説明しております。また、議員の方々の皆さんたちの議会説明会でも、それなりの質問もあり、また、説明会を開かれたとっております。基本的には花公園が全体の7haというのが、もともと市長が市民に明らかにされたことでございます。途中で見直しをされると言われましたけど、結果的には、予算を含めて最終的な金額、面積は確定しておりません。ですから、市民にとっては池田前市長が明らかにしたことが計画だというふうに思っております。

○15番（久長登良男議員）

幾らしても、もうあと平行線のようなものですから、これを認めないと、これを追加とか、そういうことは間違っておったということじゃされないようですので、次に参りますが。あそこの32haですか、その土地の全部はもう買わないということですか。再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

きのうもお話をいたしました。もともこの計画が出たときに池田市長にも、前市長にも質問いたしました。相続がなおらない物件、また共有名義の物件、また本人がどうしても売りにたくないという物件、そういうことがあるわけですから、基本的には行政が相続までタッチすることはできません。また、売らないという方について、強制的に土地買収ということもしたくありません。ですから、全部残り物を買うという考えはございません。

○15番（久長登良男議員）

努力もされんわけですね。もう本人が行って、いや、もう売らないですよということになると、もうそこは行かない。登記が直らないということに、むこうは複数の人だ、もうじいさんの名義だからということで、もう手はつけない、そういう考えですか。市長が直接行ってお願いという、そういう考えもないということですか。再度見解をたします。

○市長（五位塚剛）

先ほども言いましたように、相続権というのは相続される方々の子供、その息子さんたち、また孫さんたちまで権利が発生するわけでございます。そのことについて、行政が相続の手だてをすることもできませんし、また、売りにたくないという方に対して、私が再度お願いすることはありません。

○15番（久長登良男議員）

そしたら、お尋ねしますが、7月の31日から就任ですが、ここ1カ月たっております。その中で、市長は契約をされるときに、本人のところに行かれたことがあります。

ますか。契約というか、交渉の段階で職員と出向いたことがありますか。

○市長（五位塚剛）

ありません。

○15番（久長登良男議員）

交渉のときに、土地を買えば市のほうで買うと普通の市民税とか、そういうのは免除ですね。あと、健康保険税の問題が出てきますが、その指導というのは、この支払いをするときにはどう考えていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

土地を売ったときは、当然ことし売却した場合は来年度の確定申告のときに一時取得ということで課税対象になると思っております。ただ、行政が土地買収を公の事業である場合は、一定のルールがありまして、金額によっては減免の規定があると思います。ただ、国保税については、残念ながら非課税になっておりますので、国保税が一時取得のプラスになるというふうに思っております。

○15番（久長登良男議員）

その対応というのは、もうどうしようもないということですか。売った人に対しては。

○市長（五位塚剛）

基本的には、このことについては買収するときに一定の説明をしてるというふうに思っております。国保税なんかについては、次年度に課税対象になるということも説明されてると思っております。

○15番（久長登良男議員）

売買のときに詳しくそういう税法的なことも説明してるということですね。そういうふうに御理解すりゃいいわけですね。というのは、私んところにやかましゅう言ってきた人がいたから、それで尋ねるんですよ。それはもう間違いないですね。誰ということと言われんかったですけど、そういうことを、きょう、質問すれば、その人もわかってらっしゃるんじゃないかな、わかられるんじゃないかなということで質問をするところですから、そういうことで御理解をしていただきたいと思いません。

次にお伺いしますが、土地の後、検討委員会を、30人で審議会をつくるということですが、これは全部32haがまとまらんと、途中途中に民有地があるといろんなものを計画してもちょっと、何というか、そういう不合理というか、びしゃっといかない点があると思っておりますが、そこらあたりの認識というものはどのように考えていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

久長議員も、私が前議員のときにそのことを質問いたしました。前市長に、あなたが胡摩の地域を買収をするとなったら相続ができないところ、また、売らないという人が出てきたときには、その民地には全く手をつけることはできないんですよ。その状態を頭に置いて事業開始した場合には、必ず後で問題が起きるんですよ。だから、土地の買収については、基本的にはそのことも考えないと大変なことになるんですよということを言いました。だから今、言われたようなことが実際起きるだろうと思います。ただ、今後の検討委員会は、やはりどこが買収できたか、どこが買収できなかったということを全て明らかにして議員の方々にも示したいと思います。その現状を現地に出向いていただいて、それで検討をしていただきたいと思います。

○15番（久長登良男議員）

市長は、この30人の委員の選定というか、50人来た場合にはその選考委員会という、30人を選ぶ委員会というのはどこで選考委員会はされるわけですか。

○市長（五位塚剛）

選考については、30人ということをお願いいたしました。その中にどういう気持ちでこの検討委員会に臨むのかということで自分のPRをするところがあります。その内容を検討しながら、30人に満たない場合はその人たちが優先だろうと思います。それを超えた場合は内容を見て、担当課等含めて検討はしたいと思います。

○15番（久長登良男議員）

市長と担当課と2人でするわけですか。

○市長（五位塚剛）

私と2人でするということじゃなくて、やはりほかにも財政を含めた、また総務課を含めた、それは選考については、ちゃんと公平な形でしたいなと思っております。

○15番（久長登良男議員）

この30名を選ぶ選考委員会というのを庁舎内で立ち上げられるのかどうか、そこを聞いたかったわけですね。いつも議員時代はそういうことを言われちゃったから、ほんなら私も尋ねてみたところです。そういうのがびしゃっとできてるのかなと思って。課長会でいろんなそういう携わるところがあれば、その人たちを10人ぐらい、内部のことですから、そういう形でされるのかなと思ったもんだからそういう形で尋ねたところですが、再度そういう案があれば、何人ぐらいでどういうふうに考えているということがあれば、再度お聞かせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

残念ながら今、私を支える副市長がおりませんので、副市長を除くほかの担当課

の中でこの事業に今まで携わっていた課とか、また必要な課長を含めて数名で、10人程度、やはり公平な形でしたいと思います。そのためには、これを進めていくためには、今回の補正の予算を議会の皆さんたちに認めていただいて、執行させていただければありがたいと思っております。

○15番（久長登良男議員）

30人が決まった場合に、市長の構想というか、何かを示さんと、ただ、30人にあそこありますよ、土地がありますよ、どのようにされますかという、そういう提案をされていくわけですかね。

○市長（五位塚剛）

パークゴルフ場、フラワーパーク、この事業というのは、今回の市長選挙での大きな争点でございました。市民の多くの方々がこの推移を見守っております。同時に、物すごい関心があるようでございます。ですから、跡地利用については、メガソーラーを含めたいろんな声があるようでございます。

それは、今後、現状と今までの経過を含めて検討委員の方々に現状を知らして、市民のためにこの跡地利用がどのようにしたほうが一番効果的であるかということを一に議論していただいて、そのことを参考にしたいと思います。

○15番（久長登良男議員）

この事業については、今まで23年度から303万1,000円、24年度が2億5,812万5,000円計上されて、24年度の事業で土地を今、取得されているというふうにするわけですが、その中で、これは27年度までの事業ということで計画を立てられ、13億5,000万の事業の中で合併特例債を当て込んでの計画、そして、取得したり、そういうものも特例債が適用されるというふうに私なんか思っておったわけですが、7割、70%。今回、このような変更をした場合に、この土地代の金額、そういうもろもろのお金というものはどのように特例債が適用、変更がした場合に適用されるのかどうか。ここはどうなっていますか。

○市長（五位塚剛）

この事業は、合併特例債を使って、7割国からの起債を借りての事業でございます。基本的には、起債というのは国に対しての借金でございますが、交付税措置がされるということでございますが、今回、こういう事業を中止した場合には、記載の対象にはなりません。当然ながら土地取得については一般財源の対応になると思っておりますけど、今後また、新たな支援がないか、それはまた担当課を含めて検討はしていきたいと思っております。

○15番（久長登良男議員）

事業をされる場合には、国のいろんな事業を取り入れながらしていかないと、全

部一般財源、一般財源であると、それは大変なことになるんじゃないかなというふうに思うわけです。それこそ後の子々孫々まで曾於市では借金を背負わないかという形になると大変だなというふうに思うわけですが、そこらあたりを十分考えながら事業にも取り組んでいかなければいけないというふうに思うわけですが、その後の、そういう30人でした場合の見通しというのも頭の中に入れてしなければ、ただ、30人にそういう形で考えてください、それから事業を進めていきますよということじゃなくて、市長の頭の中ではある程度計画があるんじゃないかというふうに思うわけですね。というのは、今メガソーラーを言われましたが、メガソーラーをつくるとしても木を伐採したり、いろいろ経費がまだ相当たくさん必要であるというふうに思うわけですが、そういうものも対象に、そういう総合振興計画あるいは過疎計画、そういうものに乗せた場合に補助対象になるのかならないのかは、そこらあたりは検討されているわけですかね。あとの事業というか、ある程度はされて変更しないといけないのではないかなというふうに思うところですが。

○市長（五位塚剛）

現段階においては、この事業を基本的には中止をしたい。あとの、市が地権者と契約をした分については、ちゃんと法的に守っていかなくやなりませんので、ちゃんと支払いをしたいと思います。ただ、私もまだ現状が、どこが買収されて、どこが残ってるかというのは、現地を含めてしておりません。ですから、検討委員会というのは、その現状も見えていただいて、そして皆さんたちが、いろんな優れた発想を持っていらっしゃる方がいらっしゃいます。そういう人の御意見をお聞きしながら大いに議論していただいて、投資したお金が市民に負担にならないように、回収できるものは回収できるような御意見も出るだろうと思います。そういうことを含めて検討をしたいということでございます。

○15番（久長登良男議員）

そしたら、次の長寿祝金についてお伺いしますが、長寿というのの理解というか、長寿の定義たるものをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

長寿というのは、読んでそのとおりでございます。長生きをしていただきたい、長く生きたなということだと思います。長く生きて、やはり基本的には皆さん、家族含めてよかったなというのが長寿を意味することではないかなと思っております。

○15番（久長登良男議員）

これも辞典を引いてみました。今、市長がおっしゃったとおり、長寿というのは長生き、寿命の長いことということでもあります。

ということで、長寿祝金のこの変更される前、合併する前を70歳からと言われま

したが、そのときの平均寿命が、昭和40年、43年、大隅、財部、末吉、その時期に70歳以上全員支給を長寿祝金、敬老祝金という名称は変わっても、そういう形で支給がされておったようですが、そのときの平均年齢は、平均寿命というか、幾らというふうに推測されますか。知っていらっしゃれば答えていただければいいわけですが。

○市長（五位塚剛）

そのときのことを今、間違っではいけませんので、もし福祉課長がわかっていたら答えさせますけど、基本的には、昔よりは今は平均寿命が長くなっておりますんで若干の差はあるというふうに思っております。

○15番（久長登良男議員）

昭和44年、43年、東京オリンピックがまた2020年に始まりますが、その以降、昭和39年に東京オリンピック、45年が大阪万博博覧会、そのときの平均寿命というのは69歳、男性が。女性が74歳、全国です。曾於市はまだ低かった、財部はまだ低かったというふうに私は記憶をしておりますが、その中で今の平均寿命というのは女性が86歳、男性が79歳、非常に、もう10歳以上の寿命が長生きという形になっておりますね。このことを考えたときに、この長寿祝金というのはどのように理解されますか。

○市長（五位塚剛）

今言われたように、オリンピック、当時のときは男性で69歳、女性で74歳ということを言われました。今は大分、長寿の平均年齢も上がってきていると思います。しかし、一般的には後期高齢者ということで75歳からが、法的ないろんな保険制度も変わっております。長寿を何歳がいいかということじゃなくて、少しでも長く生きられるということが非常にその人にとっても、家族にとってもいいことですので、基本的には長寿というのはそういうことではないかなと思っております。

○15番（久長登良男議員）

長寿というのは、先ほど市長も答えられたように長生き、寿命の長いことですから、平均寿命よりも長生きをせんと長寿にはならないのではないかなというふうに思うところですが、その見解というのも違うようですが、昔の祝い制度というのは、日本はよくできておって、私にもいろいろそういう市長のほうで、9月1日の市の広報紙が出ました。その中に市長の所信表明がずっと載せてあったようですが、それを見て、早速私に手紙が来たところでございます。この手紙の中に、日本人は60歳のときの還暦、70歳の古希、77歳の喜寿、88歳の米寿、90歳の卒寿、それから99歳の白寿という形で、節目節目で祝いをするのが長寿祝いという形であるんだという形のようにございます。そういう形で、昔は還暦はみんなほとんどするわけです。

が、それまではみんな、今の時代では生きますので同窓会とかそういう形でされます。88歳の米寿というのも、各家庭で子供さん、孫さん、ひ孫さんと呼んで、その中で祝いをするというのがならわしのようでございますが、4年前、前市長が8,000万、敬老祝金、長寿祝金を計上し、提案されました。これは3,000万の中から8,000万というのはあんまり高いということで、文厚常任委員会の中でいろいろ審議をし、そしてまた、陳情も来て、そこでまた傍聴者も、提案者も呼んで審査をした経緯があります。そういうことを踏まえて提案され、また、傍聴に来られた人も平均寿命のことやら、あるいはいろんなそういう今までの流れとか、そういうものを説明し、審議をし、前回の2年間、払っていますね。その前が、一番最初がちょっと変則的な支払い方法という形になっておりますが、その支払い方法というのが、今、2年間が定着し、その内容というのをみんなが、市民が知っていただろうかというのが疑問なんですよ。

というのは、一番最初の、今、先ほど私が申しあげました、そういうような節目支給というのが合併当時の節目支給でありました。今は3年前から75歳、一番最初は70歳も支給しておりますから、今2年間が75歳、80歳、85歳、86歳から全員支給ということで、この根拠というのは、先ほど私が申しあげました平均寿命あるいは近隣市町村、そういうものを勘案しながら文厚でいろいろ議論があったわけですが、この方法がいいんじゃないかということで、全員ではなかったですが、議員の中でそういうのいいというような話の中で出てきたわけですが、それを今まで定着していけば一番いい制度ではなかったかなというふうに思うところですが、このPRというか、市民に今までの長寿祝金の制度が周知徹底されておったというふうに理解されますか。されてなかったというふうにされますか。どういうふうに思っていますか、今までのやつを。

○市長（五位塚剛）

今、言われた経過については対象になった方については、今回お祝い金をもらえるんだというような、そういう方がいらっしやったと思います。ただ、全体的には今のようやり方が、市民全体が理解しているとは思っておりません。

○15番（久長登良男議員）

前のが理解されてないということですか。今回ののが理解されているというふうに捉えればいいわけですか。前のが理解されてない、今回は理解されているということですか。

（「前のが、前のが理解」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

手を挙げて言ってください。挙手をして発言をお願いします。

○市長（五位塚剛）

前市長が提案されたことが、全体的にはよく当初の方にも理解されてないと思っ
てます。それはなぜかといいますと、昔は敬老会を開くと公民館単位でたくさん集
まっていたので平等しくお祝いされておりました。節目支給になったために、
残念ながら自分が対象になるのか、対象にならないのか、自分がもらえるのか、そ
れもわからない。もらっても周りの方々にお祝い金をもらったと言えない。また、
もらってない方についても、本当にもらってないのかどうか。そういう市民の中
でこういうお祝い金を語れないような状況がありましたので、前の状況は市民にはよ
く理解されてないというふうに思っております。

○15番（久長登良男議員）

私には、このマニフェストの中で、五位塚市長を入れましたということで私に言
われました。だけど、この敬老祝金だけは、全員支給はしないようにしてくださ
いねということも言われたから、私は今回、一般質問をするわけですが、この中
でそういう賛否いろいろあると思います。その中で五位塚市長は、すぐせずに、来
年の新年度からでも議会にこういう形で提案されてすべきではなかったかなとい
うふうに思うところです。まだ、期日がありますからアンケートをよく言われてお
ったですが、3月までのアンケートをとるといって、そういう発想もなかったです
かね、今回は。どうですか。

○市長（五位塚剛）

敬老祝金については、合併前が3町とも70歳以上でございました。その合併後
に、市民の多くの方々が敬老祝金については、今までどおりの全員支給してほ
しいという、1万人を超える市民が署名を提出いたしました。残念ながら、その
ことは願いはかないませんでしたけど、その後もアンケートを求める会が5,000
名を超える陳情をいたしましたけど、これもかなわない状況でございました。

今回、私は市民の多くの方々の敬老祝金に対する声をお聞きしまして、やは
り市民の長年の願いであります、みんな等しく平等にするということで、金
額は今の予算の枠内の3,000円でしかありませんでしたけど、それでも大変あ
りがたいという声を相当お聞きいたしました。

また、担当職員といいますか、市の職員の方々に回っていただきました。1
人当たり18人を回っていただきましたけど、担当課の人たちにたくさん聞いて
みましたら、多くの方々が大変うれしいということ等を等しく言われたとい
うことでございますので、基本的にはそういう方向で、私の決断でいたしま
した。

○15番（久長登良男議員）

決断をされたということのようですが、一旦はせつかく議会で4年前、3年前、

検討して、じっくりして今の制度に変わって2年間あたり、今の75歳からこういう制度に変わって、その前の段階でのアンケートをとれとか、いろいろ言われたわけですから、今の75歳の5,000円、80歳の1万円、85歳の1万円、86歳から5,000円、90歳が1万円、91歳から上も5,000円、それから100歳が10万円という、この制度をみんな知っていないんじゃないかなというふうに思ったところです。そういうことで、もうちょっと周知徹底する猶予もあってもよかったのではないかなというふうに思うところです。もう配るということでされておりますから、どうしようもありません。もうちょっと議会に相談をしながら、ただ、全協で報告をしたから、もう済んだということじゃなくて、一番最初のこういう大きな変更というか、そういうものは当初予算でするべきではなかったのかなというふうに思うところですが、その見解をどう思っているらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

条例を変えたり、また、予算の増額をしたりすると、これは当然ながら議会の皆さんたちの議決と承認を得なければなりません。今回の場合は規則で定めておりましたので、規則の改正をいたしまして、そして議員の皆さんたちには当選後、初めての全協の中で自分の思いをお伝えいたしまして、できましたら予算の枠内で3,000円ずつの支給をさせていただきたいというお願いをいたしまして、本来ならばそういう形での当初予算で検討もいたしたんですけど、やはり市民の多くの皆さんたちがそのことを願っておりましたので、今回の敬老会に合わせて支給を私の裁量で進めたところでございます。

○15番（久長登良男議員）

配布が大分ふえて職員が回らなければいけないということになったわけですが、その中で、きのうのやりとりの中で、公務で配布をしてもらってる。それは当然のことですが、忙しい中に昼間、配布できない、印鑑もらわにゃいかん、何回も行かんにゃいかん。民生委員の方々も私んところに、私の、後ろのおばんところに来たんですが、おいやれんということで、もう何回もして、3軒ぐらい回ってもおいやれんですよということで来られましたが、きのう朝早くでしたので、ちょっとだけ話をして私はこっちのほうに来たところでしたが、そういう何回も年寄りんところは足を運ばにゃいかんというのも出てくると思います。郵便配達じゃないけども、配るばかりじゃないわけですから、印鑑をもらわにゃいかん。そうした場合に、公務扱いとなりますと昼間仕事をし、もうどうしても時間を割けない、夕方、回る、あるいは土曜、日曜日に回る、この対応というのはどのように考えていらっしゃるわけですか。

○市長（五位塚剛）

きのうもお話いたしました。この事業を開始するに当たり、全ての課長を集めてのお話をいたしました。同時に、全職員を対象としたお話もいたしました。それで、この長寿祝金を職員が配布するに当たっていろいろな問題が発生する可能性があるということで、特別にその会合も開きました。ですから、基本的には公務としての任務でやっていただきたいという指示をいたしました。同時に、何回も行っても会えないということがあるといけませんので、基本的には事前に電話連絡をとっていただいて、なるべく相手がいらっしゃるときに、また、その家族を含めて十分な連絡体制をとって、また、時間外については公用車を使いなさい、どうしても公用車が使えない場合は、自家用車を使って、その申請をいなさい、そういうことで担当、全職員には問題がないようにということをお願いをいたしました。

○15番（久長登良男議員）

職員に対しては公務ということで、時間外手当あるいは実費費用、そういうものを支給するというふうに御理解すればいいわけですね。

それと、民生委員の方々は、これは何かありますか。

○市長（五位塚剛）

民生委員の方々は、これまでも85歳以上の方々に対して長寿祝金の配布をお願いいたしました。基本的には全ての方々にお願いをいたしまして、問題はないところでございます。今までどおりでございます。

給付については、担当課長から答弁させたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えいたします。

民生委員の皆様方の報償と申しますか、これにつきましては、予算の中で報償費で1件当たり200円というところで組んでおりますので、民生委員さんが40件配られれば、掛ける200円の8,000円、支払いをすることになっております。

以上でございます。

○15番（久長登良男議員）

今こういう、職員と民生委員の方々が御苦勞願って配布しているわけですが、この中で、いろんな施設に入ったり、子供さんのところに行って会えない方がいらっしゃると思います。そういう方々に行くとなると手当というか、介護施設に入っていられれば、市長がマニフェストにも出しているように、今、1万8,000円ですが、それを2万円にするとか、そういうのも考えていくべきだなというふうに思うわけですね。お金を敬老祝金の一時的に年に3,000円くれるよりも、そういう施設のほうに回したほうが喜ばれるんじゃないかな。この敬老祝金というのも、総体的に私は考える必要があったんじゃないかというふうに思って質問をするわけで、

私に手紙が来た人も、そのように書いていらっしやいます。もう、そういうみんなに配るよりも、ある程度節目というか、そういう平均寿命以上の方に触れて、あとの若い人たちが元気なうちにはいいわけだから、あとそういう施設に入ったり、そういう人たちの手助けに回したほうが少しでも恩恵を受けるんじゃないかということで、そういうのも考えるべきではないかなというふうに思って質問するわけですので、これはこれとして、また、年金で入られる施設を考えていらっしやるようですから、それと一体となって考えていただければいいと思っております。

○議長（谷口義則）

ここで久長議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開き、久長議員の一般質問を続行いたします。

○15番（久長登良男議員）

次に、市長の4年ごとの退職金1,670万円の廃止についてをお伺いしますが、市長は、市長になられて給料をもらわれたと思いますが、給料明細を見て長期、短期の控除は引かれておったと思いますが、認識されていますか、引かれていることを。

○市長（五位塚剛）

認識しております。

○15番（久長登良男議員）

短期は何の分という形で思っておりますか。長期は何に引かれているというふうに思っておりますか。

○市長（五位塚剛）

市長になりますと保険制度が共済のほうに変わります。そのほうが短期だと思っております。長期の場合は、市長の退職金の、年金という形での取り扱いになるようでございます。

○15番（久長登良男議員）

退職金の積み立ては引かれてないわけですかね。

○市長（五位塚剛）

引かれておりません。

○15番（久長登良男議員）

引かれていなければ、制度上どうかわかりませんが、この制度は退職組合のほう

に職員あるいは市のほうでかけているのかわかりませんが、そういう積み立ての分に三役あるいは市長以下、市のほうでかけないということができるかできないか、そこを、もう1カ月たっていますから、廃止ということですから、かけると当然権利というか、もらう権利が発生するわけですが、そこはどうなっているのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

きのうもお話いたしましたように、市長に就任してちょうど1カ月が過ぎたところでございます。政策、マニフェストは、市長の退職金1,670万円は廃止という私の決意でございますので、まず、県の退職金組合と話し合いをしなければ前に進めませんので、退職金をもらえない不受給という形での話し合いを今、始めたところでございます。

○15番（久長登良男議員）

五位塚市長は、事業もされ、いろいろお金持ちです。そういうことで退職金は要らなくてもいいですが、将来、若い市長が、40代、50代の市長が当選された場合に、曾於市のそういう退職金制度をなくしておく、若い人たちが、これは曾於市のために一生懸命かじ取り役に出てみようかという人が手を挙げるかなという気もするわけですね。

そういうことで、今回は、私がこういう退職金の問題に、金額の問題に余り言いたくないんですが、人のそういう所得に対してのどうこうということは。けど、せつかくここに上げていらっしゃるんで質問し、五位塚市長だけの問題じゃなくて、将来曾於市を背負っていく、そういうトップの方々の芽をつぶすようなことではいけないなということだと思うところであります。

というのは、市長は非常に激務をこなされてると思います。24時間、夜も何かがあれば庁舎に来なければいけないし、消防議会の管理者でもあります、曾於地区の。そういう激務もあります。土曜、日曜日もう敬老会が3カ所行かれたという形になりますが、ほとんどそういうことに公務を費やしていらっしゃいます。その中で手当はないわけですね。年俸ですから幾らということ。時間外もありません。そういうものを含めた場合に、若い、そういう将来的に、五位塚市長の時代ではそれでいいかもしれませんが、そういう将来を見通したときに、これが果たして妥当かなというふうに思うときに、今回は質問をするわけですが、そういうことを考えられたことがありますか。

○市長（五位塚剛）

私は、市長になるまでは小さな会社を経営しておりました。その代表でございました。零細企業ですのでなかなか厳しくてお金は余りもらっておりません。また同

時に、市長になりまして、会社の役員を、社長をおりまして、会社からの給与というのはありません。同時に、市長は83万5,000円の報酬があるわけですが、前市長が20%のカットをいたしましたので、7月31日に就任いたしました。1日就任いたしまして、1カ月分の共済費が引かれて、2カ月の共済含めて、手取りが44万ぐらいでございました。現実というのは非常に厳しいなというのは感じておりますけど、これは時限的なものでございますので、4月以降については本来の形に変えるだろうというふうに思っております。

市長の退職金制度というのは、世の中の流れとして廃止か縮小の方向でございます。全国には首長として退職金は廃止されてるところがかなりあるようでございます。ですから、私は市長になるということは退職金が目的でなるわけじゃないと思っております。志のある方が目指すものと思っておりますので、私の期間中は退職金は廃止をいたしたいと思っております。

○15番（久長登良男議員）

わかりやすく申し上げますと、曾於市の中で、国の役人であって、曾於市に帰ってきて途中で市長に出ろうとか、あるいは県の職員であって、課長ぐらいで40ぐらいの人が曾於市のために頑張ってみようという人がもしおったとしたならば、これはもう退職金制度がなければ、もう後の生活というか、勤めておけば60歳まで安定しとるわけですから、もう退職金もあるし、そういう人のための救いというのも出てきたんじゃないかなというふうに思うところです。

というのは、もう退職金の要らない市長だけが今から先は手を挙げてくるんじゃないかなというふうに思ったり、これがいい悪いは別として、そういうのがあったもんだから、五位塚市長がどのように考えていらっしゃるのかなというふうに思って質問をしているわけですが、そういう若い人たちのためにも減額ぐらいはそれ相当にもいいかもしれませんが、廃止ということになると、ある程度やっぱそういう受け皿というか、次のステップをとという段階では、そういうのも大事ではないかなというふうに思うところであります。それに対して再度見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

市内の中小業者を含めて、生活実態は大変厳しい状況でございます。企業に勤められている方々は30年から40年努めて退職金をいただく。それも、何千万というんじゃないなくて、ほんの100万、200万という方々が非常に多い状況でございます。また、退職金というのは、市長の場合は4年ごと1,670万円をもらわなきゃならないという今の制度を見る限り、多くの市民の方々には疑問を感じるだろうと思っております。世の中の流れとして退職金の廃止というのは、また縮小というのは、そういう方向で市民生活を見た場合には当然な私は考え方と思っておりますので、基本的に

は私の任期中は廃止という方向で進めていきたいと思えます。

○15番（久長登良男議員）

もし、廃止ができなかった場合はどのように考えていらっしゃいますか、4年後のことですが。制度上ですよ。制度上できないということが発生した場合。

○市長（五位塚剛）

きのうもお話しましたように、法律を含めて条例は私たち国民がつくってるものでございます。曾於市の条例も、そういう私たち当局並びに議員の皆さんたちが必要とあるならば改正もできると思っております。ですから、まず、県の退職金組合と相談して条例の改正ができると思っておりますので、受け取らないということは多分ないだろうというふうに思っております。

○15番（久長登良男議員）

私が財部町議員になったときのことをちょっとだけ申し上げますが、そのときの町長は、財部町で一番トップですから給料が高いのが当然だろうなど、私は思っておったんですが、財部町で14番目の所得でしたね。それも退職金が1期ごとに変わったというのは、町長、首長を、島、離島なんかは8期も6期もされる方がいるということで、高度成長時代でしたからどんどん報酬も、報酬等審議会で検討して毎年12月には上がる時代でした。そういうことで退職金は、昔はやめた時点で5期なら5期、6期、8期ということで、最後でもらうということに決まっておったようです。そういうことをすると、一番最初に就任したときに20年前であれば30万しかもらわなかったのが、今度はやめるときに8期ばかりしやると、今度は倍ばかりになるわけですね、60万ぐらい。そうすると、60万に対して退職金が来るから、その年数ということで億になるから、1期4年ごとに退職金を支払わなければ、退職組合の積立金が一緒にもらうとなくなるというおそれから4年ごとに改正になったというふうに、私はそういうふうに記憶してるんですが、また、町民にもそういう形で、こういう制度ですよということでは正しく市民に知らしめんと、そうせんと、この1,670万が今、曾於市からそっくりそのまま4年間のやめたときに退職金が支払われているというような形に思っている方もたくさんいるんじゃないかなというふうに思っております。そういう形で積み立てをして、その中から受け取っているんだよというのも、こういう機会ですから一般質問をする中で、みんなに少しでも理解が深まっていけばいいなというふうに思って私が質問したところから、もうこれは答弁は要りませんが、これに対して、何かあればもういいわけですが、もう、これはもう私のそういう過程の、今まで流れを説明したところから、質疑になりませんのでしません。

時間も大分来ましたので、2番目の北部畑かんについての開始に向けての質問を

しますが、これに対して、今まで畑かんは当初予算の中で、国営畑かんがあるから私は賛成できませんよということで反対討論を何回か聞いた記憶があります。私のほうがそういう間違いであれば間違いということではいわれていいわけですが、そういう反対の理由はそうであったんじゃないかなというふうに思うところですが、今度市長になられて、それがどのように変わって、議員の立場と市長の立場という形にありますから、提案する立場ですから変わらないかんわけですが、その、今、市長になられて、そういう思いというか、認識というものをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市長になりまして、もともと議員の時代と違うことがたくさんあります。それは、今、言われた畑かんの問題もそうでございます。私は、当時畑かんの提案がありましたときに、多くの農家の方々が平均でも70歳の状況でありまして、10年後、15年後、下手したら20年後に水が来るような、こういう大型事業は現実的にはそぐわないのではないかとこのことを言いました。ですから、ミニ畑かんに地域で、二、三人でも水が使える方々に100万でも200万円でも支援して、すぐ1カ月後に水を使う制度のほうが農家にとっても一番ありがたいことではないかということをして、国が、いわば押しつけ的な大型畑かんについては反対をしてきました。

ただ、東部畑かんは完成をいたしまして、もう水利用が始まっております。残念ながら利用者も非常に厳しい状況であり、市の一般財源を投資しなければ運営ができない状況でございます。ここまで来ますと、市としても支援はしなけりゃならないし、また、北部畑かんについても、今後の問題でございますが、現状を見るならば対象地域のお年寄りの方々は非常に参加率が低いという状況だと思っております。ですから、基本的には、参加された農家の方々が安心して農作物をつくって加工をし、販売をし、そして農家の本当の手取りをふやすための施策を国、県、市が一体となってやり切ることが基本だと思っております。そうでないと農家の方々は参加が低いと思っておりますので、市として今、推進しておりますので、支援を、お金を出しておりますので、基本的には推進する方向で進めたいと思います。

○15番（久長登良男議員）

9月8日は何の日か知っていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

一般的には特別に9月8日が何の日ということはないでしょうけど、今、鹿児島県で桑の振興組合ができて、鹿児島の中で桑の方々が9月8日をもじって桑の日というのを決めまして、桑の振興の会を開いたところでございます。

○15番（久長登良男議員）

さすがに市長は自分で桑の木を植えてらっしゃるだけあって、桑の日を知っていらっしゃいました。というのは、桑の面積を大分ふやしていらっしゃるようですが、ここに畑かんを引かれる考えですか。引いていらっしゃいますか。同意されていますか。

○市長（五位塚剛）

私の桑畑は喉ヶ山にあるわけですけど、まだ、その畑は今、買ったばかりで畑かんの同意というのは来ておりません。基本的には、もともと計画が今後将来、曾於市のために桑を植えて、それを加工し、少しでも農家の所得になればいいなという思いで、今、始めたところでございますけど、やはり自分でまずやってみて、本当に手取りが残るといことが実証できたら皆さんたちにも勧めたいと思っておりますけど、畑かんについては、まだ相談がないところでございます。

○15番（久長登良男議員）

せっかく桑の日ということで9月8日に県のほうで、農業新聞をけさ見たならそういうのが載っておりましたので、市長が桑を植えて一生懸命取り組んでいらっしゃるということの中で、今、質問をしてるわけですので。ことしは灰も降るし、非常に干ばつの年でありました。そういうことで灰が降ると養蚕がなくなった一つは、けごじょの繭はちょうど、繭をつくる时候にもう病気ちゅうか、死ぬもんだから、財部あたりでも一斉に桜島降灰の中でやめていかれた、また、そういう時期的にもやめる時期が来ておったのかなという、思うわけですが、そういう畑かんが来ると、桑の葉を洗うのにも大変便利じゃないかなというのと、あるいは、ことしは里芋がひでりの年で、がし芋という形で、煮ても煮ても食えないのががし芋です。そういうのが多いということで非常に苦慮されているようでございます。畑かんが来ない圃場は、年な人は誰にか貸さなければいけないわけですね。借り手がいないというようなことも発生してくるんじゃないかというふうに思いますので、市長は、先ほど申されましたように、自分で、みずからそういうものを取り入れながら推進の先頭に立って畑かんを進めていく考えなのかどうか、再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

畑かんについては、先ほども示しましたように、北部畑かんをどういうふうに作物選定をして、どういう形で推進していくかということは今、検討されております。その中に、市長としての役割もありますので、作物の選定、また水利用のあり方、総合的に判断をして、農家に負担がかからない。同時に、作物をつくったときに本当に実収入というか、所得がふえる形での推進はしたいと思っております。

○15番（久長登良男議員）

畑かんの水利用というのは、日本人が米をつくっているように、水が来れば同じ

圃場でも幾らでも毎年同じ作物ができます。そういうふうに思っております、私は。畑も畑かんを引いて、冬場に水をずっとためておいて、農薬で土壌線虫をしなくてもいいんじゃないかなというふうに思っております。そういうのは、私もいろいろそういうところを見聞きして、水の効果というか、そういうもののありがたさというのも見ている、研修しているというふうに思っておりますから、ぜひそういうものを先頭に立って、曾於市の園芸振興あるいは畑作のものについて畑かんを利用しながら推進していただきたいというふうに思うところであります。その決意を再度聞いて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（五位塚剛）

先ほども言いましたように、農家にとって何の作物がふさわしいのか。また、販売までのルートを含めて、農家の方々が水を使った農業が本当に安心してできるように、責任を持って推進を進めていきたいと思っております。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時30分
再開 午前11時31分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、山下諭議員の発言を許可いたします。

○5番（山下 諭議員）

一般質問に入る前に、市長、私は今日ここに東京オリンピックのバッジをつけてきました。これは、6月に関係者のある方から私、いただいたんですけれども、6月の議会で1回つけてきました。過去に本市から宮原という選手、この方が出ていらっしゃいます。それから、野口さんだったですかね、という方も選手でございましたけれども、モスクワの開催地でございましたけれども、ソビエトがアフガニスタンに侵攻したということで日本はボイコットをしました。そういうことで、あと7年後の2020年は東京でオリンピックが開催されますので、ぜひ曾於市からも選手が1名あるいは多数出るように、育成と強化をお願いしたいと思います。教育長のほうにも、ぜひそういう選手を育ててくださいますようお願いしまして、一般質問に入ります。

7月に執行されました第3回の曾於市長選挙において、当曾於市では異色の共産党員市長が誕生されました。選挙のときは無所属ということで運動をされたわけで

すけれども、共産党員であることは現在も変わっていないということを申されております。五位塚さんの人格は、市議会時代しか私はおつき合いがございませんのでわかりませんが、誰もが認めている人格者であるというふうに考えております。

そこで、きょうは五位塚市長という、市長は初議会でございまして、また、これから4年間、市政を担当されるわけですので、公約に掲げられた7項目の実施を、その財源及び共産党員として市議会時代に主張されてきたことの市政への取り組みについての方法を質問いたします。

今まで質問された議員の質問と重複することは多々ございますけれども、1回目の質問でございますので、通告したことは全部質問しますので、的確な答弁をお願いいたします。

まず、第1番目に市長の職務執行姿勢についてでございます。

市長は無所属で立候補されて当選されましたが、本年の7月15日の共産党機関紙赤旗には、日本共産党推薦というふうに報じられております。今までの答弁で推薦を依頼したことも、推薦を受けたこともございませんということでございました。これは、赤旗新聞の誤報ということで受けとってよろしいでしょうか。

それから、2番目に、市長は現在、日本共産党員として農業委員会委員に籍を置かれておられます。農業委員会は、特に農振地域の見直しと、市から諮問する場合がございます。諮問する立場と審議する立場と両方を演じられるわけですが、これに矛盾は感じていらっしゃらないでしょうか。

それから、3番目に、市長の経歴書ですね、現曾於市民商工会会長とございます。この民主商工会というのはいろいろな活動があると思えますけど、私が聞いているところでは、主に活動としましては、税に関係することを活動されてるということで聞いておりますけども、今回、市長としてなりました立場上、税の課税権ちゅうんですか、最終決定は市長の名でされます。申告と決定、民商に加入していない方々に対しては不公平になるんじゃないかということを感じますので、そのようなことはないのか答弁をお願いいたします。

4番目に、市長は、市議会議員時代に国保税とか、その他の税、これ法律改正に伴うものですが、その他の税は。この増税に反対されてきました。今後もこの方針でいくのかということでございます。増税ということは、もう今後は曾於市の場合はされないのかということでございます。

また、同じく市議会時代に入札業者の選考方法、それから随意契約の必要性、入札結果の落札率が非常に高いという疑義を常に強調されておりました。当然入札制度の改革をなされるだろうと思えますけれども、どのように進められるのかお伺いをいたします。

2番目に、所信表明、選挙公約がほとんどの所信表明にということになってるようでございますけれども、この実行方法と財源の計画はどうなっているかということをお伺いをいたします。

公約は、1番目に、13億円のフラワーパークは中止と書いてございます。今までいろいろ議論がございましたけど、あの公約を見ますと、フラワーパークに13億円かかるから、これは中止しますよと。しかし、それ以外のパークゴルフ、グラウンドゴルフについては建設しますよと。これは、この建設場所についての検討委員会じゃなかったかと私、思ってるんですけども、全部3事業とも中止されるということですが、これ公約に対する違反じゃないかと思えますけども、市長自身の考え方をお願いをいたします。

それから、長寿祝金の内容ですね。当初予算議決内容と全く反対の方法で、市長権限で執行できると。この権限はどこにあるのか。これをお伺いをいたします。私も、この長寿祝金については全員支給に今まで賛成をしてきました。賛成をしてきましたから、このことについては大変うれしく思っておりますけれども、ただ、当初決まりました予算書と全く逆の方法で執行されると。これ市長権限というふうに理解されているようでございますけど、その根拠はどこにあるのか。これをお伺いいたします。

また、これは恐らく庁議に諮られたらと思うんですけども、そのときに総務課長、これ議会との関係で、議会はこういうのは議決ですよということを御承知だったと思いますから、その関係ですね、議会との関係でどのような説明をしていたのか。

また、予算編成をされてる財政課長は、予算執行とはこういうことですよと、市長、それは余りにも無謀ではございませんかというような助言等はできなかったのか、この予算執行との関係で。

そしてまた、福祉事務所長は、担当課長でございますが、本年度、節目に該当される方々が非常に期待されておったんじゃないかなろうかというふうに考えます。これについてどのように市長に助言をされたか、これをお伺いをいたします。

また、代表監査委員の方々は、監査をするときに法令に基づいて予算が執行されているか。あるいは、議会の予算の議決どおりに執行されているか。あるいは、予算がこうこう出ているからというような観点から監査をされると思いますが、今回の市長の予算の執行の仕方について見解をお伺いをいたします。

3番目に、市長退職金の廃止でございます。

廃止ということでございますが、いろいろと調査されたと思うんですけども、市長退職金のない市ですね、町ではございません。ない市は全国で何市あるのか。

そのまた理由はどうなったのかということでございます。

それから、退職金廃止の順序というのがあると思います。今までも説明をされましたけど、この順序、ずっと手続を説明していただきたいと思います。

ハといたしまして、曾於市が加入いたしております鹿児島県市町村総合事務組合のうち、退職手当の負担率、通称掛け金と言っておりますけど、この退職手当の負担率、退職手当の計算法、これ特別職、職員別に示していただきたいというふうに考えております。

それから、ニでございますが、本年の4月1日現在の曾於市退職手当組合に対する債務額、いわゆる退職手当組合に納めなければならない金額、債権額、かけた金額に対してもオーバーしてるか足りないかわかりませんが、埋まる額っていうのがございます。その額は幾らになってるのかということでございます。

ホとしまして、さっきも久長議員からもありましたけど、退職金の廃止ですね、減額ではないわけでありますから、廃止は若い人の市長への立候補者がいなくなるおそれがあるんじゃないかと。生活基盤の確立している人しか、あるいは市長から県議とか国会議員とか、そういう目指す人ぐらいしか立候補する人がいないんじゃないかと。4年間しか身分が保証されておりません。そしてまた、金額も恐らく曾於市内での順位からいきますと、総額をいきますとベストテンに入らんのではないかなと。学校の先生とか、いろんな事業がございますので。そういうことを考えて、こういうおそれはないのかということを質問いたします。

④といたしまして、保育料とか幼稚園費を1万円以下にする。結局1万円を超える部分については、市のほうで助成するというふうになってるようでございます。この総額と財源は何に求めるのかと。また、医療費を高校卒業という表現になっただけですけど、あえて私は18歳と言いました。高校卒業でありますね。高等専門学校というのがございますけども、この中は該当しなくなるんですが、これを無料化にする場合の対象人員ですね。その額、財源、この医療費というのは国保だけじゃなくて社会保険の方、あるいは医師会が入ってる方、いろいろあるわけですが、この方。この対象者が国保だけじゃないわけですから、その保険制度別に対象人員を教えてください。わかっておれば、24年度、もう決算済みしておりますから、18歳までの方々のこの医療費は、中学校卒業までが今までなんですけど、幾らになってるのか、その辺もお願いをいたします。

5番目に、年金で入居できる老人ホームをつくりたいということでございます。これは市営なのか、民営なのか。老人ホームというのはいろいろな基準があると思うんですが、この基準どおりのホームをつくるのであれば、相当なやはり覚悟が要るんじゃないかと思えます。また、現在、入居してる方もいらっしやると思うんで

すけども、ほかのほうの、どうしても入居が必要であって、ほかのホームに入っていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですけど、この方々との均衡はどうなるのか。そしてまた、入居待ちという方ですね。今、曾於市内で何人いるのかということでございます。

6番目に、所信表明あるいは市長の選挙公約に、教育のことが一言も書いてございません。これ、教育が一番大事なことだと、曾於市振興の基礎をなすものだというふうに考えておりますけども、もし具体的な教育振興とか、学力向上を考えていらっしゃるのであれば、公約に書いてないちゅうことでございますから、私はもう軽く見られてるんじゃないかなと思うんですが、その辺の考え方をお願いをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、山下議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後は、おおむね1時間開会いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、山下議員の一般質問を続行いたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、山下議員の質問に入りますが、議員の答弁に入りますが、その前に、昨日の渡辺議員の一般質問の中で、所有している畑はどこかという問いに対して、大隅町の川床の畑だけを紹介いたしましたが、先ほどの久長議員の中で、畷ヶ山にもあるということで発表いたしました。6月まで私が借地していたものを7月に新たに取得したものもあります。そのほかにユズ畑もあるところでございます。訂正をして追加したいと思います。

それでは、山下議員の質問に対してお答えをしたいと思います。

市長の職務執行姿勢についてということで、①市長は無所属で立候補され、当選されたが、本年7月15日の共産党機関紙赤旗には日本共産党推薦と報じられている、新聞の誤報かということでございます。

渡辺議員に対してもお答えいたしました。市長選出馬に当たり、マスコミの方々にも無所属での出馬であることをお伝えいたしました。また、7月15日、選挙管理委員会への届け出も無所属でありました。

フラワーパーク建設反対市民の会へ共産党の方々にも一緒に入ってください、この中で支持を広げていただきました。市民の会での、自主的に応援シートを推薦と報じられたのだと思います。

次に、②市長は、日本共産党の農業委員として籍を置いておられる。農業委員会は農振地域の見直し等、市から諮問する場合もある。矛盾は感じられないのかという質問でございます。お答えしたいと思います。

農業委員との関係では、矛盾は感じられませんが、農業委員会は法律に基づいて市長部局とは異なり、独立した行政委員会です。

全国には、首長をしながら農業委員をされてる方もおられました。農振地域の見直しは、行政から農業委員会に意見を求めるものであり、矛盾はないところでございます。

③市長の経歴書には、現曾於市と書いてありますが、市は除いていただきたいと思えます。民商の場合は曾於郡を全体としております。現曾於民主商工会会長とある。いろいろ活動があると思えますが、主な活動の税に関係することは市長としては決定する立場になる。申告と決定、民商に加入していない人とは不公平にならないかという質問でございますが、立候補をするときは、現職の曾於民主商工会の会長でありました。当選後、理事会で会長としての職を解いていただき、会長代行を立てたところでございます。そして、私は一理事として会への参加を進めているところでございます。

また、税に関することは、法律と条例に基づいて施行されており、市民が曾於民主商工会に入っているかないかで不公平になることはありません。

④市長は、市議会議員時代に、国保税やその他の税（法律改正に伴うもの）の増税に反対されてきた。今後もその方針でいくのかということでございます。お答えしたいと思います。

私は、議員時代は、国保税の値上げ、市民税の値上げなどに反対してきました。その理由は、国が本来負担すべき国庫補助を削減し、被保険者に負担をさせているからでございます。

また、市民税などの値上げも、市民の生活状況を深く検討することなく、国からの条例改正などで一方的にあったから反対したものでございます。

消費税の値上げが来年から予定されておりますが、基本的には市民の暮らしに大きく影響がありますから反対の立場でございます。

次に、⑤同じく市議会議員時代に、入札業者の選考方法、随意契約の必要性、入札結果の落札率の高いことに疑義を常に強調されていた。入札制度改革をどのように進めるのかという質問でございます。

本市においては、これまでの入札の透明性・競争性の向上等を図るため、条件付一般競争入札の導入や指名競争入札における指名業者の事後公表など入札制度の見直しを実施してきました。

このほか、建設工事の一部の案件についても、予定価格の事後公表も試験的に行っており、また、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、電子入札の導入や入札及び契約に関する情報についても、インターネットを活用して公表しております。

さらに、本年度からは、建設業者の資金繰りの円滑化を通じて適正な施工が確保されるよう中間前払金制度も導入したところであります。

今後の入札制度については、これまでどおり地域経済の活性化、地元企業の育成の観点から、市内業者の受注機会を確保し、また、入札及び契約の適正化を図るため、情報の公表を適切に行い、透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保に努め、必要があればより一層の適正化の推進を図るため、入札制度の見直しを行っていきたいと考えております。

次に、フラワーパークの関係でございますが、フラワーパーク以外のパークゴルフ・グラウンドゴルフ場建設について、検討委員会ではなく、市長自身の考え方はということでございます。お答えします。

パークゴルフ・グラウンドゴルフ場建設については、13億円かける胡摩地域については白紙です。パークゴルフ・グラウンドゴルフ・ゲートボールなど、お年寄りの方々が地域で楽しみ、健康づくりは賛成でございます。公民館単位、自治会単位でされるグラウンドゴルフについては、土地の賃借料の支援、草刈りなどの支援ができないかを考えたいと思っております。市全体のグラウンドゴルフ場建設については、利用者や協会とも十分協議を進めてまいりたいと思います。

②長寿祝金の内容を、当初予算議決内容と全く反対の方法で市長権限で執行できる根拠を伺いたい。また、これに対する総務課長（議会との関係で）、財政課長（予算執行との関係で）、福祉事務所長（本年度節目該当者の関係で）、市長にどのように助言したのか。このような予算執行についての監査委員の意見はという質問でございます。お答えしたいと思います。

市長権限で執行できる根拠についてであります。条例には予算の範囲内で支給することを定めており、条例施行規則において支給の額を定めておりますので、法的には問題ないと考えております。

地方自治法第3章、条例及び規則の中で、第15条普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができるとなっております。

また、総務課長、財政課長、福祉事務所長からの助言につきましては、議会の皆様方の説明等についても協議をしたところでございます。

監査委員の意見については、後ほど代表監査委員より答弁していただきたいと思います。

次に、③でございますが、市長退職金廃止について、イ、市長退職金制度のない市は全国で何市か。また、そのない理由はということでございます。お答えしたいと思います。

統計ではなく、インターネットで調べたところ、現在の実施団体なのか確認できませんでしたが、実施されている自治体はあると認識しています。また、確認できた主な理由は、選挙公約、一部財政難によってされてないところもありますが、一応報告したいと思います。

今、実施されているか、また、いつからかというのは、詳しい実態ではわからない部分がありますが、参考にさせていただきたいと思います。

仙台市、浜松市、名古屋市、北九州市、堺市、和泉市、富山県小矢部市、富山県の滑川市、東村山市、藤井寺市、泉佐野市など、今わかる範囲でお答えいたしました。

3番、市長退職金廃止の中で、ロですけど、退職金廃止の順序と必要な手だてを示していただきたいと思いますということでございますが、区市町村総合事務組合と事務レベルでの協議を指示してあり、どのような方法で受給しないようにできるか結論を出していきたいと考えております。

次に、ハが、曾於市が加入している区市町村総合事務組合のうち、退職手当の負担率（掛金）、退職手当の計算方法を、特別職、職員別について教えてくださいとこのことでございます。数字のところはゆっくりと報告したいと思います。

退職金手当の負担率は、特別職は1,000分の280となっております。負担金については、給料の年間総額に1,000分の280を乗じて得た額で、年額にすると、市長は280万5,600円、副市長221万7,600円、教育長205万9,680円となっております。

また、一般職の負担率は1,000分の390となっており、平成25年度の負担金は、1人当たり年平均154万4,169円となっております。

退職手当の計算方法は、特別職の職員の退職手当に関する条例に基づき、市長については、給料月額に勤務期間1年につき100分の500を乗じた額、副市長は、給料月額に勤続期間1年につき100分の280を乗じて得た額、教育長は、給料月額に勤続期間1年につき100分の250を乗じて得た額となっております。

また、一般職については、退職日給料月額に勤続期間に応じた割合を乗じて得た額に、調整額を加えた額となっております。

ニで、本年4月1日現在の曾於市の退職手当関係の同組合に対する債務額、債権額はという質問でございますが、債務と債権の意味が分かりませんが、合併前の未精算分が6億9,032万6,837円でありまして、合併後、負担しました積立分が3億1,707万231円であり、差し引き3億7,325万6,606円の負担金不足を生じております。

ホ、市長退職金の廃止（減額ではない）は、若い人の市長立候補者がいなくなるおそれがある。生活基盤の確立している人、あるいは政党関係の人しか立候補しなくなるのではないかとということでございますが、大変申しわけありませんでしたが、先ほど久長議員の答弁にもいたしました。基本的には、私の任期中の退職金の受け取りはしないことを考えておりますが、退職金のみで公職の就任を判断するべきではなく、志がある人間はたくさんいると考えております。

④でございますが、保育料、幼稚園費を1万円以下にした場合の必要総額（1万円を超える分）と、財源は何に求めるのか。また、医療費を高校卒業（18歳）まで無料化する場合の対象人員、その額、財源、これらについて保険制度別に示してくださいという質問でございます。お答えしたいと思います。

1万円以下にした場合の必要経費についてでございますが、保育料については、保護者負担金を1万円以下にした場合に新たに必要となる財源は、約9,240万円と見込み、全て一般財源となります。

幼稚園については、保育料に対して幼稚園就園奨励費補助金として、国の基準に基づいて所得階層や世帯構成員等の区分などに補助限度額を設け、交付するものです。

本年度、8月末で園児188人分、2,628万3,600円の補助金を決定しており、年間の保育料から補助金を差し引いた自己負担額が月額1万円、年間ベースで12万円を超える園児を対象とした場合、現段階では74人分、265万9,200円の一般財源が必要となります。

また、医療費についてでございますが、高校生相当年齢の3年間の対象人員を860名、必要額を2,400万円、財源は全て一般財源と考えております。

保険制度分としましては、国保239名で660万円、社保621名で1,740万円と見込んでおります。

⑤年金で入居できる老人ホーム、市営か民営か、また、現在入居している人との均衡はということで、希望者は何人いるのかという質問でございます。

市営か民営かのことですが、基本的には公設民営（指定管理）を考えております。少ない年金で現在入居されている方との均衡を保つためには、別途グループホームの助成に準じた助成が現在入居されている方よりも必要ではないかと考えております。

特別養護老人ホームの入居待ちの人は、ことし5月現在で、実人員227人で、おむね入所基準に該当する介護3以上の人は120人となっています。

⑥所信表明では、教育には一言もない。公約にもありません。一番大事なことと思いますが、具体的な教育振興、学力向上への考え方を伺いますということでございます。

確かに、所信表明では、教育的な学力向上には触れてないところでございます。現状は、小学校、中学校においては、義務教育の中で学校現場の先生方を中心に、学力向上を目指しております。また、本市においては、夢実現チャレンジ事業や、その他多くの事業があり、引き続き支援を進めていきたいと考えております。

○代表監査委員（佐々木良昭）

それでは、お答えを申し上げます。

山下論議員は、2番目の所信表明の中の②のところで、後半のくだりですけれども、このような予算執行について監査委員の見解は、ということであったわけでございます。

長寿祝金につきましては、曾於市長寿祝金支給条例で、本市に居住する高齢者に対し敬老の意を表するため、予算の範囲内において支給すると規定され、そして、その条例の施行に関し、必要な事項は規則で定められているところでございます。本年度の長寿祝金の予算執行につきましては、規則を改正し、執行されるのでございますが、問題はないものというふうに思います。今回は、当初予算で説明された支給対象者、支給金額を変更し、支給する運びになっておりますので、不利益を受ける高齢者、また、議会等には十分説明をされ、理解を得る必要があるものと理解しております。

以上でございます。

○5番（山下 諭議員）

市長、今から4年間、市政を担当されるわけでございますので、それなりの私どもの議会の意見というのを尊重しなけりゃならないと。もう勝手に執行部の解釈では、この議会と対立するだけでございます。

具体的な質問に入る前に、所信表明と施政方針はどう違うのか。市長の所信表明では、紙に制限があったとかというような説明をされて答えられましたけど、この所信表明と施政方針の違いについて、考えていることについて、どう違うかということについてお答えいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

所信表明については、今回、五位塚剛市長として市民の前に初めて表明いたしました。それを議会の皆様方に、短い文章ではありましたが、私の基本的な考え方を

所信表明としてお知らせいたしました。

また、施政方針演説については、新年度の新たな事業計画に基づいて、総合的な考え方をもとにして、私のトータルの政策を含めて考え方を示すものが基本的には施政方針の考え方だと思っておりますけど、大体ダブるもんが多いんじゃないかなというふうに思っております。

○5番（山下 諭議員）

所信表明の内容を見ますと、公約をされた内容が出てきております。所信表明となりますと、4年間の市長の、曾於市をどのように持っていくのだという基本的な考え方を述べられて、それに向かって実施するのが公約の各項目じゃないかと思えます。限られた文章の中だったから、十分な表明ができなかったというのは、これ所信表明ですから何ページあってもいいわけですよ。我々が理解するように。そのような回答を今までの議員の方には何回かされたようでございますけども、今回の所信表明を見まして、何か今までと違っておるなど。市長が4年間やる表明というのが、例えば、さっき端的に申しましたように、教育については触れていらっしやらないと。それから、財政についても触れていらっしやらないと。行革についても触れていらっしやらないと、こういうことでございますから、やはりもうちょっと我々を、議会を、市民を、4年間はこのような方法でやっていくんですよというような方法での表明が欲しかったというふうに思いますが、その辺の考え方、どうでしょう。私の質問、考えることが間違ってるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

山下議員の質問が間違ってるということはないと思っております。ただ、私の場合は、今度の市長選挙において掲げた政策を、まずこの4年間で確実に実行するということが市民に対しての所信表明であると思っております。農業問題を含めて、将来の人口増対策、また、教育分野、財政的な問題を含めて、広く、本来なら納得いくような形での所信表明演説の文言ができりゃよかったんでしょうけど、残念ながらそういうふうにならなかったことは訂正をしたいと思えます。

○5番（山下 諭議員）

この所信表明を出される前に庁議にかけられて、課長との表現の仕方についての意見も聞かれておると思うんですけど、その辺について、今後は、これは職員がいなければできないわけですから、職員の考え方と違ったことが時にはあるかもわかりませんが、それを説得し、あるいは職員が言うことを聞いていかなければできないわけでございますから、ぜひその辺は慎重にやっていただきたいというふうに考えております。

もう1点、五位塚市長が、議員時代と市長になってからの答弁時代、議員時代は

質問ですけども、今回は答弁という立場ですが、この質的な違いについてどのように理解されているでしょうか。

○市長（五位塚剛）

つい3月までは一議員として、市民の代表として、私も市長から出された予算、議案に対して質問してまいりました。同時に、私は曾於市発展のための政策提言も一般質問等含めて提案してまいりました。その提案は実現できたものもあるし、実現できなかったこともあります。それは、市政運営に大きなプラスになったというふうに私は自負をしております。ただ、市長になりました。今回は、皆さんたちのいろんな一般質問等や要望等を受けて、市民のためになるものであるならば、市長としては取り入れて、市民の発展のために生かしていきたいというふうに思っております。そういう意味では、立場は質問する方と答弁する側の違いはあるんじゃないかなと思っております。

○5番（山下 諭議員）

私も2年間、経済建設委員長という職を仰せつかって、いろいろと審議した内容を議会に報告いたしております。その中で、五位塚市長は共産党議員ということで、厳しい審議の内容を質疑されてきました。我々が預かり知らないところのものまで質疑されてきました。これは議員ということで、これは許されておるとは思いますが、しかし、議員時代の発言は、それは実行できなくても責任ちゅうのは追及されないんですね。要望やいろんなことをするわけですから。ところが、市長となりますと、言われたことは必ず実行しなきゃならないと。わからない点は検討しますとかというような言葉で濁されますけど、できるできない、はっきり答えられたことは、これは責任持ってしなきゃならないと、こういう立場になるわけですね。言葉の責任というのは相当違います。この辺についての認識はどのように持っていらっしゃるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市長としての言葉の意味ですけど、大変重いと思っております。

○5番（山下 諭議員）

今回が初議会でございますので、今後4年間、何回かこういう機会があるかと思いますが、十分かみしめて答弁をいただきたいと。できないことをできるような方法での答弁というのは、これはもってのほかでございますから、その辺を明確に答弁していただくようお願いいたします。

それでは、具体的な質疑に入ります。市長の職務執行姿勢、こういうことで質問いたしますけど、4年間、市長としての立場で執行されるわけでございますから、その姿勢を明確にしておっていただきたいということでございます。

①の無所属ということでの立候補でございますけれども、これももう何回も、今までも議員のあれ、されましたけど、これ新聞の誤報としか思えないんですけども、そういうような認識でよろしいわけですね。

○市長（五位塚剛）

この間の経過については、何度も御報告いたしました。議員を辞職した後のマスコミのインタビューでも、共産党員であります、無所属での出馬ですということ。また、立候補の届け出もそうっております。そのことについての報道は、7月の15日付の南日本新聞にも、五位塚剛は無所属ということになっております。推薦は書かれておりません。ただ、池田孝氏の場合は、無所属ですけど自民党・公明党の推薦という形となっております。基本的には共産党の推薦というのではないと思っております。

○5番（山下 諭議員）

本人は推薦はなかったということ。これも新聞等にも載っておりますから理解しますけれども、今の市長の答弁を聞いてみますと、共産党の機関紙の赤旗の、これは誤報だという認識でしか私はないわけですが、やはり政党の一番組織がぴしゃつとしてる共産党がこのようなことをするちゅうことはないと思うんですけども、今の答弁等を聞いてみますと、もう誤報でしか映らないですから、もう誤報として私は受けないというふうに考えます。

それから、2番目の農業委員との兼職でございますけれども、矛盾しないということでもございました。農振の見直し等は、諮問する立場と審議する立場という2通りになるわけですけど、これはもう行政が違うから当然だということです。こういうことはあり得ないと思うんですね。見直しなんか持ってくる時には市長の決裁を受けて、どことどこは農振地域入れますよ、どこを外しますよという市長の決裁を受けて、農業委員会に諮問して、農業委員会の意見も求められて、それを公告して、県のほうで審査して確定するわけでございますけど、同じ人が諮問して、それを審議すると。これ矛盾するですよ。だから、私はやはりもうこの際、市長としての職は激務であるから、農業委員会としては、あと任期中ということでありましたけど、これはもう辞職としてはっきり区別をして、市長部局と農業委員会部局は独立しているわけですから、両方とも兼ねているっていうのはもうちょっと無理だと思います。もう辞職する気はないということでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この問題については、お答えしたとおりでございます。私は、公職選挙法に基づきまして農業委員としてなりました。農業委員会というのは市長部局とは異なりまして、独立した行政機関であります。市長部局から農振の見直しを含めたり、また

また、いろいろなことで答申を求められることがあります。それは、一農業委員として考えて行動しておりますし、市長としての行動ではありません。基本的には、来年の7月までが任期でございますので続けていきたいと思っております。私の激務を心配されての御配慮だと思っておりますけど、ありがたく承っております。

○5番（山下 諭議員）

私は、もうそういうことはもう不可能だと。同じ人の頭で、一方は農業委員、一方は市長と。もうこれどう考えてもできないですね。けさ、オフトークを聞いておりましたら、農地パトロールちゅうのをやっておりますね。これに参加できますか。

○市長（五位塚剛）

参加する予定で準備をしております。

○5番（山下 諭議員）

農業委員会の事務局長にお伺いをいたします。農業委員としての年間の活動日数は、これ24年度の決算が出ておりますから、その中からでもよろしいですよ。何日間、平均出会をされておりますか。

そしてまた、今回、今行われてる農地パトロールちゅうのは、何日間を予定されておりますか。

○農業委員会事務局長（切通 宏）

お答えいたします。

本市の農業委員の方は、旧町ごとに各地区に全て委員の方を配属、所属させていただいております。その方々につきましては、おおむね年間30日程度の活動をしていただいております。そのほかに、運営委員会というのもございますが、この方々も重複して所属されております。その委員の方につきましては、おおむね33回、農政部会につきましては、合計の38回の活動をしていただいております。

また、農地パトロールにつきましては、おおむね6日間を基準として調査をしていただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

○5番（山下 諭議員）

相当な日数が、真面目に出席すれば要することになっております。たしか農業委員の報酬は月額だったと思うんですけども、月額であれば1日も出席しないときには、これ支給はならないと思うんですが、やはり委員としての活動はそれなりにしてもらわなきゃいかんわけですが、この密度から考えますと、市長としての激務は大変だと思います。それこそ勤務時間はないわけですけど、ですから、昼も夜もいつでも出ていかなきゃいけないということでございます。

そういう意味において副市長2人制ちゅうことを言われたかなと思うんですけど、

これ私も副市長2人制はもう絶対反対です。人間が、じゃなくて、2人制そのものの考え方が、これはもうまだ、あと、なぜ2人が必要でないかという理由を言うことが、表明することができると思いますけど、もうこれについては、ぜひこういう意見を持つてる議員もおるんだということは理解しとって、副市長の人選をしていただきたいというふうに考えております。

それでは、民主商工会会長の問題でございますけども、これももう辞職をされまして、理事ということでございます。理事も商工会役員でございますから、やはりいろんな協議をされると思うんですが、不公平にならないような取り扱いということをぜひお願いをいたしておきます。

それから、4番目について見解をお伺いしておきます。

国が本来やるべきことをしないから増税については反対するんだという答弁のようでございます。しかし、現実には、国保税なんかは増税として提案されなければ、国保財政は負担するときもあるわけです。繰り入れ、繰り入れで行きや、ことし1,000万繰り入れ、来年は2,000万というふうにだるま式に大きくなっていきますが、その辺は市長としても考え方があると思うんですけども、これ、例えば地方税の改正等で増税になって、その増税をしなかったとなりますと、これは基準財政収入額は減ってきますから、国のがそれだけ基準財政額はあったと、標準税率があったというふうにかけてくるわけですから、交付税の減額になってきます。そのようなために、国の法律は守るちゅう立場で、これは対応しなきゃいけないと思うんですが、逆にそういうことであれば、国のほうが本来見るべき財政的な要因については、国で見なさいということ要望していかなきゃいかんと思うんですけど、そのような考え方はあるでしょうか。

○市長（五位塚剛）

国保会計につきましては、本市を初め鹿児島県の市町村、また、全国的な市町村の中で大変な状況に今、陥っております。今、各市長会でも国保税の国の負担割合をもとに戻してほしいという要請活動があるようでございます。一市長として基本的な立場になって、国にもはっきりと負担をふやしてほしいという陳情は積極的に進めてまいりたいと思います。

○5番（山下 諭議員）

ぜひそういうような活動をお願いします。

続いて、5番目の入札制度でございます。業者の選考方法と落札率の関係を常に、五位塚市長は市議時代に指摘をされておりました。特に冷房関係については、五位塚市長の会社が入らないのはなぜかというようなことまで質問をされておりました。そういう意味におきまして、改革の調整はちゅうことを質問したわけですけども、

いろんなこと申されましたけど、今やってることを申しましたけど、今後そういう、市長は公平だな、透明性があるんだなというふうに考えられる改革の方法ちゅうの、どのようにして実施されていきますか。

○市長（五位塚剛）

公共事業に関する入札制度というのは、本市の公共事業を入札されたい業者は前年度に申し込みをするわけでございます。一定期間の中で税金を払ってないとか、いろいろな中で、基本的には問題がない、資格がある、いろいろあるところについては、入札の資格があれば、当然ながら市としても入札を受けてもいいですよという許可するわけでございます。

入札においては、条件つき入札とあります。それは、地元の企業を優先をするために、この事業については曾於市内の業者を中心にしたほうがいいというので条件付をいたします。

また、曾於市内に対応する業者が少ない場合には、一般競争入札で鹿児島あたりを含めた入札の指名を広げますが、基本は曾於市に、あくまでも入札の指名願を受けて許可がなっているところが基本であります。

同時に、小さな金額の130万円以下については随意契約ができるようになっております。場合によっては、見積もりをとって曾於市内の業者でそれ相当の業者があれば、積算等合えば、ぜひ契約も可能であります。なるべく曾於市が出す公共事業については、市内業者を優先とするような形で、全ての業者には完全とは言いませんが、少しでも仕事が回れるような配慮は、努力はしたいと思っております。

○5番（山下 諭議員）

今の答弁を聞いておりますと、これまで市がやってきたことですよね。市長が市議時代に疑問に感じておられましたこと、特に入札の公平性、透明性ちゅうのは、今後はどうしていくのかと。今までに疑問を呈していらしたわけですから、今、市長が言われたことは私も理解してる入札の方法です。特に地元については、地元業者でできる入札については地元の方を優先していきなさいというようなことでやってきたわけですから、それじゃなくて市長が今まで疑問に感じておられました入札の公平性が保たれているのか、あるいは透明性が保たれていると、随意契約、これ必要なのかということやずっと指摘されてきておられましたから、それに対する対応はどのような改革を考えていらっしゃるかということやでございます。意見をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

入札に当たっては、談合を防止するために電子入札制度を導入されております。そういう電子入札ができない業者については、封筒での、郵便での入札も可能であ

ります。この入札に関しては、どの業者が入札に入ってるかわからないようにするのが電子入札でございます。その方法が最も談合防止になると思っております。

問題になったのは、市に入札の指名願を出しておきながら、市として入札の指名に入らない、指名に入らないと土俵に乗らないわけでございます。そういう方々が今までもありましたので、入札資格があるのに許容範囲の中の入札に、やはり自分でもこの事業には入札をしたいということをちゃんと認められるような、そういう形はどういう入札がありますよというのは事前にホームページでも公表いたしますので、それは企業努力によってどういう仕事があるかというのを随時努力いただいて、この入札には私の業者もぜひ入りたいということを、評点もありますけど、それに基づいてしてもらえればありがたいと思っております。

○5番（山下 諭議員）

指名願を出して、入札の、それぞれの工事でいろんな条件がございます。それに該当する指名業者は全員指名するというふうにお答えをいただいたと思うんですけども、そのように理解してよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

同じような物件が5本出たときには、5本に全ての方を指名するのではなくて、やはり大隅の場合は大隅の業者をそこに入れる、財部の場合は財部の業者をそこに入れる、末吉の場合は、そこに末吉の方を入れる。それで、同じ人がダブらないような形で配慮しながら、公平な形での競争入札ができるようにするのが基本じゃないかなと思っております。

○5番（山下 諭議員）

指名願を出しまして、工事の施工能力を持っている、いろんな条件に該当すれば、地域は分けてでも、ぜひ該当された方には指名するというお答えでございます。それが、随意契約をいろいろ批判されてきたんですけども、随意契約、高額のもあります。もう仕方がないのもあると私は理解してるんですけど、随意契約についてはどのような改革を考えていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

今、山下議員が言われたように、随意契約でも130万円以上の契約があるようでございます。例えば電算システムで熊本RKKと随意契約をしております。それは、ソフトの面でどうしてもほかの会社ではそれができないということもありまして、そういう状況があります。

また、130万円以下については随意契約ができるという状況でありますから、市内の業者の育成、また技術の向上を高めるためには、そういう小さな仕事しかできない業者も実績をつくって、次の大きな工事にも参加できるような、そういう経験

を積みさせるというのも大きな市としての役目でもあると思いますので、随意契約については、そういう形でも必要な場合は進めていきたいと思います。

○5番（山下 諭議員）

今まで随意契約はもう否定されてるような質疑を市議時代にはされておりましたが、今、執行部の立場に立ちますと、やはり随意契約というのも制度上あるわけですが、これは方法として実施しなきゃならないことがあるという理解をされているようでございますから了解いたします。

いろいろとまたあると思うんですけど、ぜひ入札制度については常に見直して、常に市の持ち出しが公平ちゅうんですか、市の経費が少なく済むような方法で実施されることをお願いをいたしておきます。

続きまして、所信表明についての件でございます。いや、公約の件でございます。

フラワーパークの件でございます。これは、2009年、21年の9月議会で私は質問をいたしております。これは池田市政の2期目のところに、フラワーパークゴルフ、フラワー公園の整備構想ちゅうの出てきましたので、このときに質問をいたしております。

新規建設であれば交通の面とか、近隣観光の有無、宿泊場所等の条件が整わなければ市外からはお客さんは見込めないと。財部の森の南西側に、この条件にぴったりの台地があると。私、財部出身でございますから、これ悠久の南西側に市有地があるんです。ここをこのようなことをしたんですけど、当時の市長の考え方は、場所や建設年度は未定であると。市の花のツツジだけは考えておると、合併記念公園として計画するというような答えをいただいております。そういうことで、だんだん進んできて、現在のような状況になってるんですけども、これ、どう見てもわからないわけですけども、市長の公約は13億円のフラワーパーク建設は中止ということでございます。これ13億円の中にパークゴルフとかグラウンドゴルフも入ってるから、全て3事業とも中止するんですよという趣旨のようでございますけれども、市民の方は、これはもうそのような見方をしてないわけです。私は、これも選挙用のために、ほかのフラワーパークは13億円かかるんですよと、大変大きな事業ですよというようなこと、パークゴルフとグラウンドゴルフをのかさされてる。池田前市長の広報の中で出てきたからいいじゃないかと。それも言い逃れだと思うんです。ちゃんとこうして書いてあるわけですから、やはり13億円のフラワーパーク建設は中止と、これ旗もいっぱい立っておりました。市民の方がそのような意向を表明しましたから、中止については、これは仕方がないと思うんですけど、至る過程がちょっと納得できないんですけども、この13億円のフラワーパーク建設は中止というのは、これでもうパークゴルフ場もグラウンドゴルフ場も、市民の方は中止しま

すという賛同をされたというふうに受けていらっしゃるわけでしょうか。

○市長（五位塚剛）

このことについては、今までも何人かの方々にお答えいたしました。議員の方々も市民の代表でありますので、多くのことを聞かれて活動されてきたと思っております。24年度の予算が通った後に特別委員会ができて、胡摩地域についての調査もいたしました。いろいろな問題があるということで、最終的には特別委員会では胡摩地域は不適という結論を出しました。しかし、その後の本会議において、最終的には予算執行が解除になったわけでございます。そういう、議員の中でも非常に複雑な思いで審議されたという状況は、市民の多くの方々がこのことについての疑問も感じておられたんじゃないかなと思っております。最終的には、この事業が25年度の予算も可決され、推進していく事業の中で、やはり市民の代表として私は、この事業はやはり中止すべきであるというふうに思いました。総体的にはもろもろの事業がありますが、フラワーパーク13億円事業ということで、基本的には市報含めて、私も市民にはこの内容は伝えたと思っております。その中止のことが市民の支持を得られたと思っております。

○5番（山下 諭議員）

何回質問しても、この中身については平行線だと思うんですけども、それじゃ市長の公約にございます6番目を見てください。これでございます。この6番目には、農畜産を守るため加工施設建設とT P P参加は断固反対しますと。加工建設とT P P参加、これ両方とも絶対反対と書いてあるんですよ。これも、もうこのとおりっていうのはそういうことですけども、もう間違いじゃないわけですね、市長の気持ちなんですね。加工施設建設、T P P参加、絶対反対と。反対と言われましてけれども、この所信表明の中には加工施設をつくりますとなっています。これ、公約違反じゃないですか。

○市長（五位塚剛）

私の6番目の公約は、農畜産を守るため加工施設建設と、ここは一旦とまっております。T P P参加は断固反対で頑張りますと。要するに、農業を守るためには、今後、私がいろいろ政策の中でも加工場建設は必要だということを訴えました。しかし、農業を守るためにはT P Pが日本が参加したら壊滅的な状況になって、曾於市だけでも163億円の影響は来る。鹿児島県全体で4,400億円になっていることは、これは大変なことだという意味で書いたわけでございます。

（「それ、わかります」と言う者あり）

○5番（山下 諭議員）

1番のフラワーパークと同じように、もうこれは市長、おかしいですよ。加工施

設建設とT P P参加は絶対反対、断固反対と、これ両方かけてる、どうですか。例えば、農畜産を守るため加工施設を建設し、T P P参加は断固反対します、だったら意味は通るけども、両方とも反対しますということですがね。これ公約の間違いじゃないですか。私なんかはそう、おたくが13億円については、もうこれで間違いなんだということ言われるから、そしたら、これもそのとおり守りなさいと言いたいわけですよ。いや、13億円についてはちょっと表現がおかしいでしたということ言われれば、これはそのように読めるんですけど、絶対間違いじゃないと。しかし、今も市民の方はこれ持ってるから、今の状況ではわかるけど、これが10年後、20年後になっての、市長のこれが公約ということを出したら、あら、共産党の市長が加工施設建設は反対だったかなと。もうこういうことなんですわ。どうですか、これは。

○市長（五位塚剛）

何回も説明いたしますが、農業、畜産を守るために加工場建設、要するに建設ということなんです。しかし、T P P、農業を守るためにT P Pは反対ですよ、参加は反対ですよということを言ってますね。だから、そのほかにも、加工場は作りませんというのは一言も言っておりません。

（「ここに書いてある」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

加工場建設を推進しますということで所信表明もいたしましたし、全体的に私のこのビラを見て、加工場建設は反対ですねという方は一人もおりませんでした。

○5番（山下 諭議員）

念のために教育長、学校の教育を担当されている方でございます。この文章の読み方は、今、市長の言われるとおりの解釈でよろしいですか。私は、加工建設とT P P参加、両方とも絶対反対というふうに受け取るんですけども、市長はそうじゃないんだと。この13億円、フラワー建設、このことと同じですね。学校ではこれを、加工施設建設には賛成するんですよ、そのように解釈できるというふうに、教育的立場からお教えください。

○教育長（植村和信）

突然の御指名でびっくりしておりますが、ちょっと手元に資料がないんですけども、「と」の下に点は、入ってなくて、「と」で結んであるわけですかね。

○5番（山下 諭議員）

結んでる、続けてるんですよ。

○教育長（植村和信）

続けてあれば、やはり誤解を受けやすい、非常に難しい面があるんじゃないかな

と。一般的に教育の中では、「と」というのは両方とも同じというふうに横並びで捉えております。

以上です。

○5番（山下 諭議員）

これはもう、幾ら市長が強弁されても、内容はわかりますよ。そういう加工建設をつくってTPPに反対する、わかりますけど、こういう、表現がそうなってるから、おたくが13億円のフラワーパーク以外にも全部やるんですよと言われるから。じゃ、これはどうですかと、と聞いたわけです。今、教育長が言われましたように、一般的にはそういう両方とも反対だという。訂正する、訂正っちゃおかしいですね、もう公約。これ今後、十分私なんかは、外行くときは、もうこういう公約ですよということ言わざるを得ない立場です。

それでは、続けてこれに、フラワーについてお伺いしますけども、30人委員会について定員をオーバーした場合は、何ちゅうんですか、面接的なデモンストレーションをやって選任するというような答弁をさっきされましたよ。もう30人という基礎、なぜ30人になったかと。そこ定員をオーバーした場合にそのようなことをされて、面接をされると。私はくじ引きぐらいしたほうが平等に誰でも入ってこれるんです。面接をされれば、市長の意向に沿うた人しか入れんわけですよ。やはりこの30人ということの一点とし、もうさっきの質問との関連でございますから、山を売ったときの譲渡所得もございまして、この譲渡所得に対しては該当しますよというようなことでもございましたけども、申請をされる場合は、あそこに、いわゆる強制収用も適応できるような公園をつくれますよということで申請をされて承認を得ていらっしゃると思います。だから、証明書をつけている。ところが、その後、何ですか、太陽光を利用した発電なんかしたら、これ必要じゃないから、市でつくらなくてもいいものでございますから、これ今後において譲渡所得の免税が適応になりますか。これは税務課長でもよろしいですけど、実際についての回答をお願いします。

○企画課長（岩元祐昭）

パークゴルフ場、フラワーパーク等の用地交渉等を担当しました企画課のほうで申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、私ども用地買収につきましては、鹿児島税務署と相談しまして土地収用法の適用を受けております。議員のおっしゃるとおりで、租税特別措置法の14条ということで、それに該当するのが10ha以上の開墾というような形で、それは20%、普通ですけれども、その課税免除ということで、今後、検討委員会がされて、この跡地活用についての答えが出れば、また、これも協議しなければ

ばならない一つの課題だと考えております。

以上です。

○5番（山下 諭議員）

今、企画課長から答弁がありましたように、土地収用法は適用されるようなものでなければ、租税特別措置法の免税ちゅうのはないわけですね。だから、今回は市の公園だったから、そういう協議の中で妥当だということでございましたけど、後の跡地利用で太陽光とか、いわゆる市に必要でないような、市がしなきゃならない以外の施設をつくった場合は、この適用はもう認められないということになりますので、もうその辺は十分留意していただきたいと。

それから、30人委員会に丸投げというようなことのようにですけども、市長の基本的な考えって全然持たない。丸投げで向こうから出てきた回答をそのままされると。市長は、基本的にはこういうものを考えてください、こういうものを考えてくださいということを投げて、その中で構想の中にいろんなものがありますよということを出てくればいいわけですよ。それが無いということはどうでしょうか。その辺をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたけど、今回の跡地利活用については、正直なところ、どんな御意見を持っておられる方があるか全然わかりません。いろんな意見があるようでございます。ですから、まず、そこに参加されてる方々の率直な御意見をお聞きいたしまして、3回ほど会を開きたいと思っておりますので、現地を見たり、また、その内容の提案の理由、それと、今後の市の財政の負担やら、また、将来的なことを含めて検討しなきゃならないと思うんですけど、それは参考にしながら、皆さんたちと協議をしたいというのが基本でございます。

○5番（山下 諭議員）

租税特別措置法が適用されるのは、基本的にはそういうことでございますから、十分留意していただきたいと思っております。

○議長（谷口義則）

ここで、山下議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時05分
再開 午後 2時14分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、山下議員の一般質問を続行いたします。

○5番（山下 諭議員）

このフラワー公園の件について最後になると思うんですけど、企画課長にお尋ねいたします。

課長は、4年前からこの推進を一生懸命してこられました。また、説得もされてきました。私も、当初は賛成でなかったんですけど、いろいろなことで賛成です。これも政治的妥協だろうと思って賛成に回りましたけど、課長、今の心境を聞かせてください。なぜ、推進してきて、今度は反対のことを、撤退をするわけですよね。それ、どのように心境、思っているのか。その辺を、もう絶対市長の命令には、これ従わなきゃならないというのが当然ですけど、大変これは複雑じゃないかと思って、心労が重なってるんじゃないかと思って、気持ちを聞かせてください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

私も4年ほど前からこの事業にかかわりまして、担当者、企画課、それと課長会の協力を得まして用地交渉等、いろいろやってきました。また、議会の関係等につきましては、約1年間、特別委員会ということでいろいろと議論、協議をしていただきまして、議会の凍結というのもありましたけれども、昨年11月ぐらいに凍結が解除になりまして、12月から用地交渉に動いたわけです。集落についてもいろいろと説明をする中で、皆さん協力をしていただきまして、地区が高齢化も多いということで、地区民の方々はこの事業について喜んでいただけたと私も思っております。

また、用地交渉につきまして、状況ですけれども、この事業について反対というのは、私の耳には交渉自体で聞こえてこなかったところがございます。今回、こういう白紙ということですが、私の心境としては推察いただきたいと思います。

それと、今後ですけれども、市長の命を受けまして、いろいろなまだ、これを中止するにしても少ない課題だけではございませんので、この解決に向けて、また企画課全体で取り組んでいきたいと思っておりますので、市長の命に従っていきたいと思っております。

以上です。

○5番（山下 諭議員）

本当、課長、攻めるよりか撤退のほうが難しいですよ。今からのほうが気苦労されると思いますけれども、市長の意向というのがありますので、大変でしょうけれども、いい方向に進んでもらいたいと思います。

長寿祝金についてでございます。私の言ったことと、ちょっと回答が反対なんで

すけれども、私は予算を、これを変えたらいかんちゅうことじゃないんです。予算の、なぜ勝手にかえができるのかということをお願いしたわけでございます。私どもは今、市長がされておることよりか全く反対の議決をしてる、反対っちゃおかしいですね、私どもが議決をしたことよりか反対のことをされてるからおかしいと思ってるんです。私は賛成の立場ですけれども、予算の執行のほうについておかしいと思ってるんです。

そういうことで、総務課長がどういう助言を、私ども議会との関係をされたのか、財政課長は予算の執行の関係においてどういう助言をされて、そしてまた、福祉事務所長は、ことし、節目でもらうちゅう方々がたくさんいましたわけですから、その方々に対してどのような説明をされたのかということを経理に言われたのかとを聞きたかったわけです。

監査委員の方にも、このような予算の執行の仕方が議会の議決を尊重した予算の執行方法なのかということなんです。問題ないということでございますけど、問題なかったら、なぜ問題ないのかと。節の中身を変えたということは、もう議会の議決と全く反対のことに変えたということについて、ほかの方法はなかったのか。今までありましたように、ちょっと時期をずらせて補正をするなり、あるいは来年からでもよかったわけですから、そのような方法はなかったのか。監査委員としては妥当だということですよ。もう妥当だということでありや、私はもう監査委員は信用できないんですよ。もうちょっと私の中身はそういう節の中身でございましたから、再度お答え願いたいと思います。課長、3課長ともひとつ内容を御例示していただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

長寿祝金、敬老祝金については、今、山下議員は予算の変更をしたということでの質問でございますが、老人福祉費の中の3,249万5,000円については、予算は一つもいじっておりません。予算の枠内の中で執行をいたしております。同時に、規則で支給方法については書かれておりますけど、先ほども言いましたように、規則については市長の権限でつくることもできるし、また、変えることはできるわけです。条例とか予算の変更は、議会の議決が要りますので、当然ながらそれはできませんけど、これは市長の裁量の中で規則の変更をしたところでございます。

○総務課長（大窪章義）

市長への助言でございますが、この計画を話されたとき、全体で協議いたしました。市長命令ということで、こういう議会との関連というのは思っておったところですけど、市長命令でしたので、特に強い助言はしなかったところでございます。以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

この執行につきましては、当初予算の段階と、今回の支給の方法とは違うわけですが、それにつきましては、それぞれ議員の皆さん方への理解は必要だろうということ、その旨は申し上げたところでございます。それが全員協議会の説明になられたのではないかなというふうに思っているところです。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

本年、節目の該当者となるべき方々に対する説明ということでございますけれども、最初、市長からこういう意向が示されたときに、今年度5,000円あるいは1万円受け取られる方が4,000名以上いらっしゃるということは市長に申し上げました。そういうところを認識した中で市長の決断があったというふうに思っております。

市民への説明につきましては、膝を交えて説明することはできなかったわけですが、8月30日付の自治会長行き文書におきまして、各班長、班数、文書を入れまして、こういうふうに変更いたしますという文書はお流ししたところでございます。

以上でございます。

○代表監査委員（佐々木良昭）

再度のお尋ねでございますが、先ほどと何ら話す内容は違いませんけれども、先ほど申し上げましたが、十分にこういった内容の変更でございますので、やはりそういった受給対象者あるいは議会の皆様に十分理解を得てからの執行であればよかったんだなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○5番（山下 諭議員）

3課長の答弁は、これももう市長の命令ということで、従わざるを得なかったというふうに考えております。監査委員のほうは、これ独立しておりますから、このような節をまるっきり変えるわけです。Aちゅう橋をつくるに限っていたのを、Bという橋をつくっても問題ないというようなことのようにございますけど、そのようなことは、これは当初予算に、今、福祉事務所長が言われたように、明細書を説明して、本当にことししますよちゅうことで議決を経ておるわけでございますから、これは十分、今のちょっと代表監査委員の意見については、私は賛成しかねます。

ところで、施行規則の日がちが4月1日から3月31日までとあったのが、4月2日から4月1日までと改正されておりますけど、この理由と、ことしの4月1日までの方はどうなったんですか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

日にちにつきましては、当初4月2日から4月1日までの同級生といいますか、その方々に対しまして支給をするということでしておりました。今回、規則の改正をするに当たりまして、当初はやはり実際今まで同級生の方に支給することにしておりましたので、その日付が今まで間違っていたのではないかとということで、全員協議会のときにはそのように4月2日から4月1日までに変更するというところで出しましたが、中身を十分検討させていただきましたら、法律によりまして、年齢に関する法律というのは明治35年ですかね、出ておりますが、その誕生日の前日をもって年齢が来たと解するということがございます。ですので、その部分につきましては、実際の規則につきましては、改正をいたしておりません。以前のままの4月1日から3月31日までということでしてあります。

以上でございます。

○5番（山下 諭議員）

今、福祉事務所長が説明しましたように、明治35年にできました年齢計算に関する法律というので、年齢は出生の日から数えるようになってるんですね。きょうの夜の11時59分に産まれても、もう1日と数えるんですね。そういうことで、これはおかしいなと思ったんです。これが間違いだったちゅうこととございますが、これはこれで了承、了承ちゅうか、そのように訂正なさるということとございます。

次、退職金廃止の件についてお伺いいたします。

退職金の廃止ができない場合、どうしても協議してもできない場合はどのような方法をとられるわけでしょうか。

○市長（五位塚剛）

退職金を廃止するというのが私の公約でありましたので、廃止できるように全力を挙げていきたいと思っております。全国にはたくさん自治体で退職金を受け取らないということで条例も変えておられるようございますので、そういうところを参考にしながら、また県の退職金組合とも相談して、受給しない方法というのを一生懸命検討して、廃止できるように努力をしたいと思います。

○5番（山下 諭議員）

退職手当組合には曾於市という団体で入っていましたですね。市長の分だけ脱退するちゅうことはちょっと無理じゃないかと私は考えております。

そこで、実質できる方法としては、市長は年間受け取られている期末手当等を受け取らないと。これはもう条例ですからそのような方法で、実質1,650万ですか、受け取らないというような方法もありますから、市長の一代限りということでござ

いますけど、副市長等については、これは該当させないということですね。ここだけは確認をいたしておきます。

○市長（五位塚剛）

どういう形で受け取らない方法はできるかというのは、まだ曾於市でも初めてのことで、ただ、全国的にはいろいろ経験があるし、また、よく協議して努力したいと思います。

それと、副市長については、基本的にはそのままだということでも理解してもよろしいです。

○5番（山下 諭議員）

私は、退職手当は残すべきだと思っていますけれども、これは市長の一代限りということですから、これはそのとおりに理解をいたしておきます。

それから、保育園、幼稚園の件でございますけど、これは本当ありがたいことだと思います、財政が許せばですね。

ところで、これに関連しまして、保育園は別ですけども、幼稚園の園舎改築については、何ら補助金ちゅうのは国、県、市、あげてないんですよ。これについて、私、相談を受けたんですけど、いろいろ検討した結果、何ちゅうかな、学童保育ちゅうんかな、できるんじゃないかということでもございましたけど、幼稚園ですね、いわゆる学校法人に対する助成ちゅうのは今ないんですよ。ないんですけども、これは考えていらっしゃらないんですか。

○市長（五位塚剛）

学校法人といいますか、幼稚園等に対する改造とか、いろんなものについては、国県の補助があるようでございます。

（「ないんです」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

いや、今度もそういう形が、ありますよね。

（「保育園ですか」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

保育園。

（「幼稚園ですよ」と言う者あり）

（「教育委員会に聞いたら、ないちゅうことです」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

幼稚園のこと。幼稚園は。

（「文部省ですね」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

保育園が……。

(「保育園はあるけど、幼稚園はないということです」と言う者あり)

○市長(五位塚剛)

保育園があるということで、今、言われたように幼稚園はないということでございます。

○5番(山下 諭議員)

ないから、何か関係性はないかということなんです。

○市長(五位塚剛)

幼稚園についても、実際、例えば高之峯保育園ですね。高之峯、ごめんなさい。

(「曾於市には3つあるんです」と言う者あり)

○市長(五位塚剛)

幼稚園については、まだ具体的に市としてどうするかっていうのは決めておりませんが、できたら曾於市全体の子供たちの育成ですので、できるかどうかという、また今後検討はしたいと思います。

○5番(山下 諭議員)

幼稚園は非常に経営が苦しいそうですね、保育園に比べて。すぐ保育園のほうになおっていくっていうんですね。満杯であっても保育園になおっていく。だから、経営難しいちゅうことで、ぜひ検討をしていただきたいというふうに考えております。

最後になりますけど、市長の今までの説明の中で、予算が今の補正に出てきておりますけれども、これはお金を支払ってないからいいですよちゅうような説明で、本当はおかしいんですね。予算が議決をされたから、物事は始めるちゅうのが原則なんです。そこで、いわゆる窓口対応の予算が46万2,000円出ております。跡地利用検討委員会が37万出ております。それから、長寿祝金も、これどこかで変更されておるんですね。こういうことについて、もう今後あつてなりませんから、議会が議決をしたから予算を執行するということが、支払いじゃないですよ、手をつけるのが、契約するのが、予算が執行、議決されなきゃできないわけですから、そういう考えを、もう一番今まで指摘されてきたことですから、やかましく言ってこられたことですから、そういうことがないようにお願いしたいんですけど、今後の対応についてどう考えていらっしゃいますか。

○市長(五位塚剛)

今回の市民課の総合案内所にいたしましても、市民に優しい市政づくりという形での提案でございます。とりあえず総務の中での人件費を予算の枠内で回しまして、足りない分を一応補正でお願いをしたということでございます。今後、大きな事業

を伴うものについては、必ず皆さんたちの議決を得て進めていきたいと思ひます。

○5番(山下 諭議員)

予算の執行について非常に私、疑問に思っておりますけれども、今後十分留意していただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わりますけれども、市長が掲げた公約あるいは市議時代に主張がされたことへの履行は、現在の制度上、また財源上、大変難しい点があるかと思ひますけれども、言われたことは実行されるようお願いをいたしておきます。

それと、これ私もそういう考え方できてるんですけども、次のことを申し上げまして終わります。これは、市長はよく御存じと思ひますけど、ルソーが書いた社会契約論ちゅうのがございます。私が持つてるのは昭和35年ですから相当古いです。いわゆる主権者たる市民としての市民の行動ができるとき、主権を発揮できるときは、いわゆる権力者、市長を選ぶとき、あの1票に書く時間だけが主権者であつて、あとは権力者の奴隷となる。市長が言うとおりにしか市民はならないんだというこの様子でございます。これ、私も自分でそういう意識を、持つて仕事をしてきたんですけど、市民のため市民のためって言われるけども、それは投票するときだけしか、市民はあれできないさ。あとは、市民が市長に頭を下げて頼まなきゃできんちゅうことですよ。そういうことですので、十分、私もですけども、これも失礼ですけども、申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長(谷口義則)

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時34分
————— . ——— . —————

○議長(谷口義則)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、土屋健一議員の発言を許可いたします。

○4番(土屋健一議員)

議席4番、土屋でございます。一般質問をいたします。

まず、このたびの市長選挙におきまして、新しい市長が誕生いたしました。五位塚市長に、就任のお喜びを申し上げるものであります。就任されてから1カ月余り、その職務の多忙さ、責任の重さ、難しさを痛感されていることと存じます。首長職はかなり激務であります。365日、気が抜けません。どうぞ御自愛の上、市政発展と市民福祉の向上に御尽力あらんことを願うところであります。

なお、本席から初代曾於市長であられた前池田孝市長へ、長年の御労苦と数々の実績に対して敬意を表し、御尽力への感謝の念をささげるものでございます。

さて、質問であります。まず、所信表明について数点お尋ねいたします。

就任間もないこの時期に、より詳細に、より現実的に表明されたし、といっても、そもそも無理なことでございます。今般の所信表明は、選挙公約を中心に全体的によくできていると評価するものでありますが、質しておきたい事項もありますのでお答えいただきたいと思ひます。

農産物加工所の理念とそのイメージを述べていただきたい。

次に、商工業支援の項は、公共事業にウエートが置かれていますが、商店街振興策等ソフト面での配慮はないのか。

次に、林業振興に対する考えはないのか。

農業振興、例えば担い手対策、農地集積、畑かん、営農等々、考えがあれば述べていただきたい。

総合振興計画の見直し、つまり変更や中止は発生してくるのか、答弁をしてください。

次に、公共工事の入札制度についてお尋ねいたします。

鹿児島県下で、我が曾於市だけが指名業者の評定点を公表しておりません。評定点を公表し、企業努力、企業力向上を推しはかることはできないか。

また、入札制度を県の方式、国の方式を参考に改め、入札の透明性と公平性を高めてはどうか、質すものであります。

次に、子供たちの学力向上についてであります。市長は曾於市の児童生徒の学力をどのように認識されているか答弁してください。

トップダウンの熱意が現場を動かします。市長の指導力を発揮できないか問うものであります。

次に、中学校の統合は種々問題を克服し、地域の協力のもとし遂げられました。さきに一般質問で、平成25年度から小学校の統合についても検討を始めると聞いておりました。避けて通りたい問題ではあります。県下の状況を見る限り、いつまでも今のままというわけにはいかない問題です。市長の見解を伺っておきたいと思ひます。答弁してください。

以上、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、土屋議員に対してお答えしたいと思ひます。

①農産物加工所の理念とイメージを述べられたいということでございます。お答えしたいと思ひます。

農産物の価格の低迷と生産資材の高騰は、農家経営を大きく圧迫しております。

このような現状を踏まえ、農家所得の向上に向けた対策の1つとして、市内産のさまざまな野菜を利用し、安定した価格で販売できる加工施設が必要ではないかと考えております。

施設の運営につきましては、企業の誘致や農家・市民の出資を含めた第三セクター方式などを検討してまいりたいと考えております。

2番目、商工業支援の項は、公共事業にウエートが置かれているが、商店街振興策等ソフト面での配慮はないかということでございます。

ソフト事業につきましては、これまでも商品券発行事業や店舗等の設備資金及び経営改善のための運転資金に対する利子補給事業、市内で新たに事業を行う事業者や後継者を対象に、商工業新規就業者支援対策事業による補助金の支給など、市単独の支援事業を行っております。

今後も従来の事業の充実を図るとともに、商店街空き地の借り上げ等による駐車場の確保なども検討しながら、商店街の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

林業振興に対する考えがあれば述べられたいということでございます。

林業につきましては、材価の低迷と伐期を迎えた市内の山林が多いことから、最近、皆伐する面積が増加しております。

このような現状を踏まえ、切ったら植えるという考えのもと、再造林推進のための助成を行うとともに、間伐に対しても従来どおり支援を行い、持続可能な林業の振興に努めてまいります。

また、今後、曾於市内産の木材の需要拡大を促進するため、住宅の建設に際し、市内産材の利用に対しての助成制度の創設を検討してまいりたいと考えております。

農業振興に対する考えがあれば述べられたいということでございます。お答えしたいと思います。

政府・与党の「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」では、基本政策として「農地集積を進め、今後10年間で担い手利用面積が全農地面積の8割となる効率的営農体制をつくり、中山間地域等の実態を踏まえ、再生利用可能な耕作放棄地のフル活用も図るとともに、農地の大区画化、汎用化、畑地かんがい等を加速化し、農業の生産性の向上、高付加価値化を図る」としております。

市としましては、国の動向を注視し、国の事業を活用するとともに、既存の市単独事業を充実させながら農業振興を図ってまいりたいと思います。

畑かんについては、北部畑かんが国営事業98%の進捗率で平成26年度完了予定です。

県営事業は、現在8%の進捗率ですが、事業費の前倒し等により平成33年度に完了する計画です。畑かん効果の早期発現を目指し、今後も国や県に対して事業の促進を要望してまいります。

⑤総合振興計画の見直しをとということでございますが、現在の総合振興計画は、合併後、平成18年度から平成27年度までの基本構想等を策定しております。

計画の変更等については、毎年度見直し等を行っておりますので、私の提案する事業等については支障はないと考えております。平成27年度までは現行どおりと考えております。

入札制度の問題ですが、指名業者の評定点を公表し、企業努力、企業力向上を指導できないかということでございます。

市内に営業所を有する建設業者に対する評定点については、算出した評定点及びその算出基礎をその審査した建設業者自身のみへ通知し、非公表としております。

評定点の算出については、建設工事の種類ごとに建設業法の規定に基づく経営事項審査の総合評定値に本市の評価項目により算出または評価加点した合計評定値を加えるものとしており、評価項目については、本市における工事の完成高、工事成績及びその他の事項として、市内の事務所に常駐する技術職員数、市内の事務所に常駐する技術職員以外の職員数、市内における清掃・施設愛護活動・福祉的状況、防災協定の締結状況、ISO9001の認証取得、ISO14001の認証取得、本店の所在地、曾於市消防団員の雇用状況、保護観察対象者の雇用支援の登録状況の評価事項としているところであります。

また、建設業者の意欲を高め、技術力等の向上を促進する観点から、受注工事ごとの成績評定結果を受注者本人へ通知しているところであります。

入札の②でございますが、県の方式に準じて改め、透明性と公平性を高めてはどうかということでございます。

入札及び契約の適正化については、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進、談合、その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保に努めているところであります。

評定点については、透明性の確保の観点から公表すべきものでありますが、本市においては、これまで評定点を公表した場合、建設業者に対する信用及び社会的評価の影響に配慮し、また、限られた市内業者数の中で入札案件ごとの入札参加資格者が入札前に確認できるため、公正な競争の促進及び談合、その他の不正行為の排除の徹底の観点から非公表としてきたところでありますが、国の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づいた透明性の確保における評定点等の公表についての要請を踏まえ、また、県下自治体の公表状況等を調査

した結果、本市においても、公表に向けての要領の改正等の手続を進めていきたいと考えております。

また、指名競争入札に参加する建設業者等を指名する場合は、等級区分を行ったものについては、発注の標準となる建設工事等の標準金額に対応する等級に属する者のうちから指名するものとしておりますが、標準金額の区分に属する有資格業者が少ない場合や、特殊技術、災害等緊急を必要とするなど特別の理由がある場合または地域の特殊性、その他、市長が必要と認めたときは、技術力及び機動力等を勘案し、区分を変更して有資格業者のうちから指名する場合もあるところであります。

学力向上についてということで、①曾於市の学力の現状をどう認識されているかという質問でございますが、お答えしたいと思います。

学力は、社会を生き抜いていくために必要とされる力で、テストなどで数値化できる「見える学力」と、学習意欲や感性、読書力、語彙力、コミュニケーション能力などの数値化しにくい「見えない学力」とから成り立っております。

曾於市では、子供たちに夢を持たせ、夢に向かって着実に歩みを進める「夢実現チャレンジ教育」を進めていますが、これは学習意欲を大切にしながら学力を身につけようとするものであります。

「見える学力」として数値化されたテストの結果は、県が行っている「基礎・基本定着度調査」などから、県平均か県平均を下回っていますが、教科・学年によっては、全国平均を上回っている状況も見られます。

今後とも社会を生き抜いていくために必要とされる学力を向上させるために、電子黒板の活用など、曾於市らしい施策に取り組んでまいります。

2の市長の指導力を発揮できないかということでございますが、小学校・中学校の子供たちの学力を伸ばすことは、最も大切なことだと思います。そして、スポーツを含めて個性を引き出し、伸ばしていく教育も重要だと思います。

まだ市長になって時が浅いので、教育委員会、学校ともよく相談し、学力向上には力を入れていきたいと思っております。

③小学校の統合について見解を述べられたいということでございます。

小学校の統合については、現段階では考えておりません。

しかしながら、少子化の急激な進行によって、市内小学校の小規模化、複式学級の増加は深刻な状態にあります。

平成17年度には学級数126、児童数2,332人であったものが、平成31年度には学級数が24学級、19%の減で102学級に、児童数が715人、30.7%の減で1,617人になる見込みとなっており、この間、適正規模の小学校が1校消滅する状況であります。

このようなことから、多人数における学習機会を確保するため、集合学習、合同

学習、交流学习等の充実を図ることはもちろんですが、今後、小学校における「適正規模での学び」を実現するための調査、研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○4番（土屋健一議員）

本日は、9・11という日であります。平成13年でございますけれども、同時多発テロが発生いたしました。

さて、国際的にも深刻な日ではありますけれども、実は昨年、24年の9月11日の私は自分の日誌をひもといてみました。昨年のきょうのこの時間に、実は私と五位塚市議が市長に対して質問をしているようでございます。今まで五位塚市議も相当な積極的な質問をされてきたなど、場合には机をたたきながら必死に訴えられたなど、そのように反省を振り返ってみるところでございました。そして、今回市長に就任されまして、また、いろいろまた自分のかねて持っておられる夢を市政に反映をさせたいという気持ちがこの所信表明の中に生かされております。

ところで、その中で、先ほど壇上で申し上げましたとおり、大変よくできていると、そのように思っているんですが、大きく分けて7点に分けられているようです。これは、選挙公約を中心に作成されているなど思っておりますが、第1点目はフラワーパークの件、これは明確に中止を述べられました。2番目が長寿祝金、これも明確に全員にということ述べておられます。退職金は協議をしていくということ。4点目の子育て支援、これは検討を始めると。5番目の老人ホーム、これも検討を進めていくということでございます。1つ飛んで、7番目の商工業支援、これも明確に、道路や振興住宅、分譲、市営住宅、これは積極的に進めていくということ述べておられますが、そこでビジネス型の宿泊所が出てまいりました。

もとに戻りまして、実は6番目に加工施設、これだけは決意という表現で実は所信表明の中に出ているわけです。ほかのところは明確に中止であるとか、全員支給であるとか、あるいは協議をすると、検討をするというやわらかい表情も出ておりますけれども、この加工施設は実は決意ということで述べられておるんです。大変な決意をされたなあと、私が少しだけ年長者であるとすれば、もう少しやわらかく勉強を始めさせてくれという程度にとどめておかれればよかったんだがなど、そういうふうに思っているところでございます。

決意のほどはよくわかります。農業と畜産を守る、そして誘致企業化もしくは第三セクターで加工施設をつくりたいと。これは農家を助けるためなんだと、そういう私もその精神は高く評価をしたいと思うんですが、実は今日、世の中が市場経済で動いている中で、加工所をつくったときに幾らほどの投資があつて、幾らの農家を助けられて、幾ら雇用が発生して、疑問に思うわけでありまして。

そこで、事前に課長にお願いをしておりましたので、そっちから一つ聞きたいと思うんですが、経済課長、ユズの生産加工に関して、費用対効果、現在の収支状況、わかれば投資額、そういったところをお尋ねしたい。

そして畜産課長、有機センター、これの収支について述べてほしい。それから、大きな投資を過去幾らぐらいしておるのか、そこあたりをまず聞いてから次の質問に入りたいと思います。

○経済課長（富岡浩一）

それでは、ユズの概要について御報告申し上げます。

ユズにつきましては、ことしの4月の時点で面積が約93haでございます。会員数が435名となっております。

それで、24年度の収穫量につきましては、裏年ということもございまして713トン、それから生産額で8,921万3,000円となっているところでございます。この生産額が農家へお支払いした額と考えておいて結構かと思えます。

それから、現在までの投資ということでございますけれども、旧末吉町時代が2億7,400万円ほどございました。また、合併後に搾汁施設や冷凍施設を建設をいたしております。これを合わせますとトータルで4億3,722万7,000円、旧末吉町、曾於市が負担をした投資額となっているところでございます。

収支関係でございますけれども、施設が3つございます。まず搾汁施設、それから24年度につくりました冷凍施設、それから加工をいたしております食彩センターという3つの施設がございますけれども、そのうち、まず搾汁センターにつきましては、これは収入は発生しないところでございます。指定管理ということで、食彩センターのほうで運営をしております。

支出のほうは、保険料等でございます、これが2万5,000円弱となっているところでございます。

それから、冷凍庫を24年度につくりまして、本年度から稼働となっておりますけれども、これはまだ決算はございませんので、予算ベースということになりますけれども、利用料収入ということで160万円の収入を見込んでおりまして、支出のほうは、電気料負担金というようなことで708万円という支出を予定をいたしているところでございます。

それと、加工を担っております食彩センターのほうでございましてけれども、食彩センターにつきましては、24年度決算で売り上げのほうが総額の2億5,163万7,000円となりまして、最終的には純利益が952万2,000円となっているところでございます。費用対効果ということでございますけれども、効果につきましては、当然、投資額のほうが非常に大きいというのがございますけれども、まず農家の収入という

ことで、先ほど申し上げました8,900万円程度、こういったものが農家の全体の収入ということで入ってくるという効果と、あとは農地の有効利用あるいは高齢者の生きがい対策というようなことで、目に見えない部分の効果もあると考えているところでございます。

以上です。

○畜産課長（木佐貫育穂）

曾於市有機センターの収支状況ですけれども、平成24年度で説明させていただきます。

施設の改修費関係を除いて、製品の売り払い収入が3,129万7,066円で、支出が5,480万2,557円であります。収支の差額2,350万5,491円の赤字というふうになっております。

24年度からは業務運営を大隅衛生企業さんのほうにお願いしております、10人の雇用が生まれております。

それと、投資額関係ですけれども、有機センターは平成17年7月に創業しており、用地費、建築工事費等の事業費が当時16億2,855万円でありました。今日まで大きな改修工事として、原料貯蔵等のプラント改修工事ほか8件行っております、総額で2億9,724万円の投資を行っているところであります。

○4番（土屋健一議員）

畜産課長、関係農家戸数が、例えば原料を持ち込む畜産農家の数、そこがわかっておれば教えてください。

○畜産課長（木佐貫育穂）

原料の搬入農家ですけれども、肉用牛関係が契約して90件、実績で24年度の持ち込みが70件、鶏ふんが契約農家が20件、実績で18件の持ち込みがあります。

○4番（土屋健一議員）

市長、大変夢は実はわかるんですけれども、現実には今、ユズ生産も難しいものがございます。有機センターに至っては、もっと投資だけが多くて、無駄とは言いませんが、大変お荷物になっている状況は否めないと、そのように思っているんですが、こういったことと加工所のイメージをちょっと承ったんですが、リンクさせてお話しただければ助かります。

○市長（五位塚剛）

実は私もユズ会員の一人でございます。ユズを振興をしたいという気持ちは以前から持っております。

ただ、現状として、ユズ農家が新植は中止でございます。ユズの農家もふやすことも今行っておりません。今のユズの幼木が成長期になったときに、実際の生産高

がかなりの量になってくるという状況の中で、実際、ユズの販売の方法というのが、ユズの果汁だけではとてもじゃないけど厳しい状況だと思います。

そういう意味では、例えば、高知県の馬路村が、ユズでJAを中心として全体の売り上げが35億を超えるような状況になっております。それはユズを独自の加工品を編み出して、全国インターネット方式でいろいろやっております。

今後は曾於市としても、そういう独自の製品加工所をつくって、やはり売り上げをふやすための対策というのを、ユズの食彩センターなんか等を含めて、今後の対応というのが必要になってくるんじゃないかなと思っております。

それと、堆肥センターの問題でございますが、やはり曾於市の畜産農家を守るためには大変な事業であります。旧末吉町から始まったものでございますが、大変良質な堆肥ができております。評判があります。

ただ、堆肥が出る時期というのは春先と秋先の2回でございます。その間は残念ながら堆肥は動きません。そうすると、堆肥が一年中納入されて、出すための手だてをどうするかというのが今後の課題だろうと思っております。場合によっては、1次加工した堆肥を大隅、財部、末吉によってストックをして、農家の方々が安く原料を取得していただいて、独自の堆肥をつくってもらうという方法も今後は検討しなきゃならないのではないかなというふうに私自身は思っております。

以上です。

○4番（土屋健一議員）

質問の趣旨は、ユズと有機センターと喜んでばかりいられないんですよ。それと同じことが加工所で出てきやしないかということを心配しておるんです。心配ないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曾於市にいろんな農作物があります。その農作物が、残念ながら、時の相場によって販売されておりますけど、非常に所得率が低いというのが現実です。

しかし、この農作物と広大な土地を生かすためには、やはり加工場をつくっていくことがどうしても大事だと私は思っております。

そういう中で、全国の中で曾於市に来て、曾於市の農作物を加工化して所得をふやしてもらうような体制ができるならば、企業誘致としてそれは可能だと思っております。それが現実的にならなかった場合は、市も支援をして、農家も出資して、同時に広く国民にいろんな形でPRを行って、株式、出資をいただいて、それで第三セクターでもうかる加工所というのをつくれば行けるんじゃないかなという、そういう考えも持っております。

○4番（土屋健一議員）

第一義的には企業を探すということでございますので、これは大賛成でございます。

ただ、日本は市場経済ですから、利益になるところがないと企業というのは進出をしてまいりません。

私は、消費動向というのは、かなり今不確実な時代に入っていると思います。それから、TPPには我がまちは反対をしておりますも、これは国際的な取り決めですから、どう動くかわかりません。反対をしているからTPPは進まないんだということじゃないんですよ。我が地域が反対しても、進むものは進むんです。

ですから、そういった国際的な影響というものも考えながら、この地域を考えていかなければならない。そういったことで、まず民間がもうかるようであれば、必ず民間が出てきます。そうでなければ第三セクターということですが、第三セクターもなかなか厳しい。

ですから、市長、提案がございます。まず、民間を誘致することに全力を挙げてくれませんか、どうですか。

○市長（五位塚剛）

私も曾於市のトップセールスマンとして、企業誘致には全力を挙げたいと思っております。同時に、職員の中で曾於市の農作物を売り歩くような意欲ある職員が出たら、企業誘致に対しても努力をさせていきたいと思っております。

○4番（土屋健一議員）

第三セクターは、実は慎重にかなり調査をして取り組まなければ、市民の中にやっぱり五位塚市長も箱物イメージかという一蹴されるような場面に出くわすと思うんです。私は反対しないんですよ。非常に理想的な発想だと思うんですが、その第三セクターで果たして何戸の農家が救われるのか、小規模な農家だけなのか、大規模農家まで影響するのか、そして、その加工センターで扱う産物を生産する農地が全体の何%の農地にその影響があるのか、ここを考えると、現在の自由市場主義の中では、曾於市の加工センターがあっても、そこに流れてくる農産物というのは、パーセントにすればごくわずかじゃないかなと、そういう気がいたします。

ですから、調査研究は微に入り細にわたり進めていただきたい。まず企業誘致を働きかけて。第三セクターで行うときは、慌てる必要もないわけですから、2年がかり、3年がかりでこれを御提案をいただきたいと思っております。

そして、大事なことですが、財部からここまで来るまでに信号を幾つか渡ってきませんが、信号は青から黄色に変わります。そして赤に変わります。五位塚市長は、黄信号で必ずとまっていたらと私は思っています。前市長は黄信号でもとまらなかったし、赤信号がとうとうついてしまったという状況に私はなったと思うん

ですが。もし黄色信号になったとき、ふと立ちどまって熟慮されるような度量というのはお持ち合わせいただきたい、そのことをお話ししておきますが、市長、感想があったらお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

市長として職につきまして、曾於市全体の今後の発展をどうするかという意味で所信表明を書きました。そのために今後の曾於市の農業をどうするかという意味では、加工所建設は大きな役目があるだろうとっております。その建設については、ただいま提案ありました企業誘致が基本だろうとっております。どうしてもそれが実現しない場合には、第三セクター方式というものも検討してまいりますけど、黄色になったときには必ずとまって状況を見たいと思います。

○4番（土屋健一議員）

次の質問の公共事業についてお尋ねをいたします。

ソフト面では従来どおり進めていくと。消極的なところは一つも出てまいりませんが、空き地を借り上げて、これを商店街に供しようということが発せられました。とてもすばらしいことだと思います。

もう一つ気になっているのが、商工会加入でないと、いわゆる助成金とか補助金とか金利補填とか、あれができない話が過去ありましたね、議会でも議論になりましたが。そこにはどういう見解をお持ちでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間、市が支援する事業で、商工会員でなければ支援をしないというのがありました。私は商工会員でなくても、基本的には市民であるならば等しく支援できるものは支援をしたいと思います。

○4番（土屋健一議員）

今回の所信表明で気を使われたのは、公共事業は絶対緩めませんよというような表現は私は強いと思うんです。これで各企業は安心もされていると、そのように思っています。例えば、表現が、必要な道路、農道の整備は確実に進めてまいりますと、振興住宅も宅地分譲もやりますと、市営住宅建設も進めていきますと、これを地元企業を優先にしながら積極的に進めていくんだということが書かれておりますので、業界としては大歓迎だろうと、そのように思っておりますし、また市長としては親心というのがございますので、納税者である地元企業が繁栄していくことは、また市長の喜びでもあると、そのように考えているところでありますので、これについては積極的に企業育成もしていただきたいと思います。

そこで、次に、メセナ温泉については経営も安定していると。ビジネス型の宿泊所の建設も市民の要望を聞きながら進めていきたいということも述べられておりま

す。一瞬、おっと胸のときめく、喜びの反応も私はいたしました。

そこで、実は海岸沿いでない、例えば、志布志、そうでない大崎町、大崎町は町なか内にあります。それから、小林、えびの、そこらあたりをかねて気がけて見ているものですから、地元の役所OBに、ビジネスホテルの、あるいは公設の宿泊施設、これもえびのも小林市も経験がありますので、一体どうなんだろうということで電話調査をしてみました。というのは、民間はもうほとんど撤退したと、えびの、小林のビジネスホテルは、もう1件もありませんと、もしくは経営が変わったんですけれども、その後は草ぼうぼうになっていますと、こういう事態。第三セクター方式、これが実はお荷物だという報告をえびのも小林もしてくれました。特に観光業が衰退をしているそうです。我がまちは観光地でなかったものですから、観光開発、観光事業を積極的に今言っていますけれども、実はもう逆に昔の観光地はもう衰退をしているんだということをアドバイスしてくれました。

そこで、実は曾於市でビジネスホテルの構想もあるのよなあと言ったら、いや、もうそれはやめとったほうがいいと、もう大変な投資だよと、見た目はいいかもしれない、オープンしてテープカットしても。しかし、1年目、2年目から大赤字だと、それが現在の実態だろうと、そういったことを言ってくれました。

ですから、所信は理解できます。意欲も伝わります。しかしながら、慎重にしてほしいと、そのようなことを一般質問の席上で質しておきたいと思います。市長、感想がありましたら。

○市長（五位塚剛）

この問題は、議員の中からもこの間、一般質問でも提案があっております。また、市民の中からもいろいろと要望があります。よそから帰ってこられた方々が、宿泊の問題、そして同時に行事等があったときの宿泊問題を含めて、残念ながら曾於市にはそういうところがないということで、多くの方々が都城のビジネスホテルを利用しているのが現実です。

やはり今、土屋議員が指摘したように、観光地が非常にすたってきているのも事実でございます。しかし、そうかといって、全国的にビジネスホテルが衰退しているかと言うと、そうではないんですね。スーパーホテルを含めて、5,000円前後のビジネスホテルがいろんなところで活躍をして、インターネットでどんどん利用されているのが実態でございます。

そういう意味で、曾於市のこの末吉のメセナの温泉を生かした、また、本市に交流人口をふやすためにもどうしても必要だなというふうに思っております。

ただ、今後の計画については、慎重に議員の方々、また市民の声も聞きながらは進めていきたいと思っております。

○4番（土屋健一議員）

私も都城のビジネスホテルに泊まる人たちと交流がありまして、夕食を一緒にしたりとか、迎えに行つてあげたりとか、いろいろ御縁があるわけですが、彼らが果たしてメセナ温泉のところにビジネスホテルが5,000円とプラスアルファの安いところできたときに、泊まってくれるかなと疑問を持ちます。いや、どうしても仮にできたとすれば、彼らが使いやすいような、求めるようなホテルでないと、1回泊まっても、2回目はないだろうと、そのように思います。

市民は、あればいいということを言います。自分の身内が1年に1回使えば大変便利だと。たった1年に1回ですよ、その要望も。例えば、法事があったときに、親戚一同二、三十人が来る。そのときに曾於市のビジネスホテルに泊まればいいと、これは何年に1回ですよ。365日のうち満杯になる日が果たして何日あるんだろうか、想定をすると、かなり厳しいです。都城にも全国チェーンの新しい、とても泊まりやすい、そういったホテルがいっぱいできておりますが、これでも1年間に満杯になる稼働率というのは、100になるのはないんです。やっぱり50か60がせいぜいなんですね。ですから、そこあたりの市場調査もして、こういったプランも進めていただければと、そのように思います。

繰り返しますが、内陸部の小林とえびの、これはゼロです。あの京町温泉街、あのあたりでも実はビジネス型は建っていかないんですね。そういったことも背景に、先ほどの話ではありませんが、青信号、黄信号、赤信号があります。黄信号では一旦立ちどまって、相当時間をかけていただきたい、そのようにお願いをしております。

お尋ねですが、市長、市民の声を聞くと、これ大切なことで、我々も聞きます。市民の声を聞くという、政治家としては当たり前の話なんです、これは政治家の都合じゃありませんか。自分にとっていい情報は聞くけれども、反対の意見は聞いていないと、どうなんですか。

○市長（五位塚剛）

市民の声を聞くというのは基本だと思っております。率直に、非常に難しい御意見、言いたくない御意見を言える方がたくさんおられたほうがまたありがたいと思っております。

要するに、率直に意見を言えるような環境、風土というのが、やはり今度は求められる時期に来たのじゃないかなと思っております。基本的には、市民のいろんな意見を聞きたいと思ひますし、批判的な意見も聞いていきたいと思ひしております。

○4番（土屋健一議員）

一般質問でありますから、公式の場ですので確認をさせていただきますが、私は、

公共事業は維持補修の時代に入っていると思っています。橋もそうですし、既存の道路もそうですし、新しい道路を貫通させるよりか、市道はですよ、今の市道を整備してあげる、維持補修してあげたほうがいいというふうに、そのように思っているんですが、市長、公共事業、地元企業を生かすという立場で表明されておりますので、維持補修のほうに力を入れられるという発想は浮かんでこないかどうか、お尋ねしておきます。

○市長（五位塚剛）

私も基本的には土屋議員と同じような気持ちでございます。新たに、今道路がないところに、買収を含めて、特別なルートという考えはございません。今ある道路を車が離合ができるような、せめて4m道路ができるような、そういう形での改良工事というのは必要だろうと思っております。同時に側溝のふたがないとか、いろいろありますので、そういう維持費、またオーバーレイを含めて、アスファルトの古くなったところなんかの改修というのは非常に大事になってくると思っておりますので、そういう方向というのは大事だと思っております。

○議長（谷口義則）

ここで土屋議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 3時26分
再開 午後 3時35分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、土屋議員の一般質問を続行いたします。

○4番（土屋健一議員）

林業に入る前に、このビジネス型ホテルのことでもう一つ加えて林業に入りたいと思います。

御承知のとおり、人口減少社会に入りました。40年後、今、小学校5年生が10歳ですから、その5年生が50歳になったころ、日本の人口は今の6割ということが出されております。そして現時点で日本の人口の約50%が3大都市圏——東京、大阪、名古屋に集まっているんだそうです。40年後、果たしてこの地域がどういう状況にあるかということ推測すれば、この地域での人口集中が始まるでしょう。鹿児島、霧島、鹿屋、都城、宮崎、日向、そういうことを考えると、我が曾於市はもう危機的な、もっとひどい人口減少社会というのが訪れるというふうに我々は予測をしておかなければならないと、そういったことも含めて、新市長にはいろんな提案も市民にとってあると思うんですが、そういった時代にゆくゆく入るんだということ、

そういったことを配慮いただいて、関連して林業と農業振興に入りたいと思います。

そういった人口がこの曾於市は少なくなる、そして山間部から住む人がいなくなる、そうなる、まずもって衰退していくのが恐らく林業だろうと思うんです。その衰退させていけないというのは、こりゃもう誰も思っているわけですから、林業に対する振興の位置づけが低いんじゃないかと、曾於市は。ほかのことに一生懸命はなりますけども、林業については少しだけトーンが低いんじゃないかというふうに思っているんです。

市長は農業委員も経験されておりますし、山間部の農家の方々のことも十分承知だろうと思いますので、そこにはやっぱり林業というのが必ず併設しております、農家の方々は一緒にやっていますから。そういったことも含めて、林業に対する感想があると思うんですよ、簡単にでもいいですから、ぜひお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

林業に関しては、こういった施策が曾於市の林業を守るという手だてがなかなか見つからない部分も感じております。

ただ、現状的には、曾於市内を見渡しますと、全伐型のいろいろな林業の方々が材木を伐採を始めております。残念ながら、その後の新植というのがなかなかうまくいっておりません。

ですから、私は、杉、ヒノキを含めて、本来ならば適期というのがあるんですけど、その適期のときになかなか材木の価格が低迷をしてできなかったということで、今、全伐型でチップ材のほうに流れているところも相当あるようでございます。

そういう意味では、やはり今後の曾於市の森林を守るという意味では、適正な状況の中で伐採をして、それは有効活用するというのが大事だろうと思います。同時に新植も含めて、間伐を含めて支援していくのは大事だと思っております。

それと、曾於市内の杉、ヒノキを使ったときに、一定の曾於市内の建設業の方々が建てた場合に、市民の方々に一定の支援ができればいいのかなということも含めて考えておりますので、総合的にこの事業は支援をしたいなというふうに思っております。

○4番（土屋健一議員）

実は一般質問は余りお願いごとをしないというのが建前です。

ただし、あえてお願いをいたします。というのは、一議員ではできないこと、市長はできます。なぜかと言うと、林業を環境で語ることでですよ。経済で林業を語ったら説得力はないです。環境問題で林業を語る。水問題で林業を語る。これはもう、こう言えばおわかりだと思っておりますが、大淀川の上流域に位置しています。この上流に位置する曾於市が、地域責任として水を育み、使った水をきれいに浄化して下

流域にお届けするという、流域における地域責任、そういったものを市長が公表してくれれば、物すごい注目度が集まってきます。つまり、林業を経済で語らないと。林業を環境で語ると、そういったところに国の支援等は、県の支援はどんどんついてまいります。

ですから、これは一つのテクニックでもあるんです。と同時に、現実には地域の林業が振興することが説得力があるわけですね。

ですから、経済だけで林業を語らずに、環境政策で林業を語る、そういう曾於市づくりもいただきたいと、そのように思っています。

気になります、渡辺議員の質問でシキミは大隅町が産地だと言われましたけども、一番最初に手をつけたのは財部町でございます。相当な面積も持っております。ひとつ評価をし直してください。

○市長（五位塚剛）

曾於市内で最初にシキミをされたのは財部町でございます。財部町にシキミの組織があったわけでございますけど、結果的になかなかうまくいかなかった部分も聞いております。

同時に、その後継として、大隅町でも今盛んに始まっております。先ほどのあれは、大隅町だけじゃなくて、特に財部がたくさんまだあるというふうに私も認識しております。

○4番（土屋健一議員）

林業振興イコール限界集落の救済なんです。高齢者救済なんです。私はユズで大体1億円ぐらいの所得を農家にもたらしていると言われますが、このシキミ、これの育成によっては1億円規模の所得は林業家にもたらすことができるのではないかと、そのように考えています。そこんところは、市長、今からお互いに勉強をして進めていっていただければよろしいかと思えます。

次に、農業振興に入りますけれども、土地改良、畑かんのことについて、多くの議員の皆さんも言われましたが、1つだけ市長が答弁を勘違いされていらっしゃるようでございますので、提言をしておきます。

土地改良事業です、畑かんは。これは、地元の申請業務なんです。国の押しつけじゃないんです。地元の申請を県・国が採択して事業が始まるわけです。ですから、申請業務なんです。ですから、そのことを念頭に置いて、熊本農政局とか国に行かれたときは、やはり申請する側の主張であるということで対応していただいたほうがよろしいかと思えます。

ところで、市長の農業振興についても、所得とか、いろんな事業を活用していきたいと、そういうことで積極的に答弁をされましたので、これは我々議会としても

支援をしていかなければならないだろうと思うんですが、これはもう持論のやり取りでまことに申しわけないんですが、何か決め手になる、農業はこうすれば絶対いいよという決めてになる、そういったものはかねてから持ち合わせていませんか、かねてから。曾於市の農地全部含めて、こうすればきっと農業はよくなるよという発想ですね。これがあられたら一つ、考えつかんかったら、もうそれでいいと思うんですよ。もし、かねて考えられていたら、お聞かせください。

○市長（五位塚剛）

大変な質問でございますけど、正直なところ、農業で曾於市内でもうかっている方というのがどれほどいるか、私もわかりません。

実際所得を上げられている方々は、人一倍の努力をされているんだろうと思います。寝る暇を惜しんで、朝早くから夜遅くまで効率的な農業と、また同時にやる気で頑張っているんだろうと思います。それと、人にはまねのできない独自の技術力やら、また販売ルートを含めて、おのずとして努力されている方が、最終的には所得を伸ばしているんだろうと思っております。

ただ、米については、曾於市内には大変おいしいお米がありますけど、残念ながら価格が非常に低迷しておりまして、皆さん困っております。

ですから、私は、おいしい曾於市の米を沖縄やらこの本土以外の離島に供給できるような体制ができれば本当にいいなと思っておりますので、それも今後、農家の所得をふやすという意味での考え方として理解してもらえばありがたいです。

○4番（土屋健一議員）

これは考え方のスケールも違うわけで、また実業家ですから、我々は議員ですから物の本を読んだり、あるいは現場を見たりして感ずるんですが。

100haぐらいの圃場整備があったとします。10年後にそこを何人で耕しているか、簡単に計算ができます。財部町にもそういう100町歩、200町歩の圃場整備跡地があります。現在は耕作者が20人か25人いらっしゃいますが、もう10年後、20年後には2人か3人の世界です。その100町歩にトラクターに乗れる人は1人か2人ですよ。そうするとどうなるかという、北海道方式ですよ。

私は今のうちに若い人たちに北海道に飛んでもらいたい。将来はこの規模の経営規模になるんだよという夢を抱かしていただきたい、そんなつもりがございませぬ。参考になる話かどうかわかりませんが、北海道農業を10年後、20年後には必ず持ち込まないと、今まで投資してきた、圃場整備をしてきた、今水を引いていますが、農道整備をした、この畑が、恐らく草ぼうぼうになると思うんです。その対策というのは、やっぱり北海道に倣うということを経済課長も農業委員会事務局も、ぜひ先進的な感覚を持ってもらいたいと思います。

申し上げておきます。北海道に倣うべき、あの大規模農家を育成すべきだと私はそのように思っています。もし感想があれば、市長どうぞ。

○市長（五位塚剛）

曾於市の農業を北海道型の農業にするというのは、なかなか現実的でないというふうに私は思っております。やはり曾於市の農業経営体というのは十分まだありますし、集約しなけりゃならないところは、当然ながら農業委員会の協力をいただきながらするべきだと思っております。

ただ、最終的に北海道型の農業に曾於市の農業がなるということについては、私はまだそういう状況ではないというふうに思っております。

○4番（土屋健一議員）

いや、そりゃもう感性の違いですから。ただ、うちの財部を見ても、トラクターに乗るのがその圃場整備区域内に40台、50台はいないんですよ、二、三人しか。その人たちが後を全部賄っていくんだなというのを背景に今申し上げているんですが、これはそれぞれ感性の違いですから、市長を20年されれば実感をされると思うんですが、今はされてないだろうと、そういうふうに受けとめています。

農業委員会の御経験がございますので、話はすぐ伝わると思いますが、特別区を曾於市に考えられないか、特区ですよ、特別区。小泉政権のときに、既存の法律によらない、特別区を設けることを提唱すると、許可するということでもあります。

日本農業は、戦後の農地改革で小作農主義に変わりました。大地主から小作人に農地が全部渡されました。その小作の方々が自分の農地を、自作農ですね、自分の農地で生計を立てて、日本の国家の礎になってきたわけです。その後、経営基盤強化法ということで、利用権設定とか、農業委員会が自由に貸し借りを進められる制度ができました。これで農地が集約できました。

しかし、今、規模拡大農家が規模を拡大しようと思っても、いろんな法律が足かせになっているんですよ。ですから、規模拡大ができない。トラクターは大きくなるけど、規模拡大が容易にできないというジレンマがあるわけです。

それで、農地の有効活用あるいは所有権移転等に、これは民法にまで影響がありますから、特別区をしいて大型農家になるだけ早く農地を渡していくという措置をとれば、私は曾於市の農業は日本一の農業になり得るだろうと、そのように思っていますが、感性の違いですから、市長、何か感じられることがあれば御答弁ください。

○市長（五位塚剛）

今、土屋議員が言われました農業後継者に農家のその規模に沿って集約化をしていくというのは大事なことだと思っております。そのために大型農機具が入れるよ

うな農道の整備とか、また圃場整備とか、それは必要だというふうに思っております。

現実に曾於市でどこか特別区を設けて今しなきゃならないという要望もまだありませんし、吹上町あたりでらっきょうをするために企業が特別区を設けて企業参入というのもありますし、いろんな形での今後検討材料にはさせていただきたいと思っております。

○4番（土屋健一議員）

農業に関する質問は終わりますが、次に行きたいと思うんですが。実は所信表明の中に共産党に籍を置かれているわけですから、社会主義的な発想が少しは農業に対して出てくるのではないかと私は期待をしたんです。なぜかと言いますと、もう自由資本主義社会の中では日本農業は守れない計算になっているんですよ、市場主義ですから。ですから、例えば、農業公社構想であるとか、あるいは集落営農であるとか、そういった発想がもうそろそろ各市町村に積極的に出てこなければ、恐らく曾於市だけじゃなくて、日本農業全部衰退していきますよ。おまけにT P Pの動向さえ気になるわけですから。

ですから、市長をお願いをしたいのは、より先進的な、より革新的な、そういった農業制度改革、そういったものを提唱していただきたい、そういうふうをお願いをして、次に参りますが。

総合振興計画の見直しなんですけれども、総合振興計画、一般質問に際して、私自身恥ずかしい話なんですけど、久しぶりに実は中を開いてみました。この見直し、変更あるいは中止、これが今後出てくるかなと思いつつも、さて、今回の敬老祝金と、それからフラワーパークはどうなっているんだということを見ましたら、これにまだ明確に載っているわけでありまして、今度の市長の提案とこの振興計画の取り扱い、あるいは審議会の開催、そういったものがあればお願いをいたします。

○市長（五位塚剛）

長寿祝金については、毎年支給するという事で予定額をずっと載せていると思っております。ですから、予算をふやすということは、基本的には今考えておりません。従来どおりの予定で長寿祝金、敬老祝金については進めていきたいというふうに思っております。

また、フラワーパーク事業については、今回説明いたしましたように、3月の末の最終補正で減額をしたいというふうに思っておりますので、当然この事業は総合計画事業から削除をするということをちゃんと提案したいなと思っております。

○4番（土屋健一議員）

長寿祝金の支給事業、福祉事務所の管轄である、担当課であります、事業内容

の変更をやっぱり総合企画審議会でなさるべきであったろうと思います。というのは、25年度は、ここに事業内容が75歳、80歳及び85歳以上の年齢の方々に支給と、文言の訂正をやはりされてよかったんじゃないかと。しかし、いとまがなかったですよ、今回は。これは黙認しなけりゃならんだろうと思いますが。

実は市長、総合振興計画にこれは載っておるのか載っていないのかと、こうやられているというのは、つい先日までだったんですよ、あの共産党の議員団のほうで。それで市長に対してひどく質問をされとったんですが、これはまちづくりと言え、それでまちづくりなんだろうなと思うんですけども、総合企画審議会、これはなるだけ早目に開催をされて、議員の皆さんに諮る前には必ずそのことをされるように申し入れをしておきたいと思います。

次に参りますが、入札制度の評定点の公表であります。これは公表に向けてそうするというごさいます。このメリットは、実は評定点というのは、企業としての評価なんです。社会的信用度なんですね。立派な企業ほどこの評定点を上げるために一生懸命取り組みます。工事内容も一生懸命されますし、ISOの規格も取得しようと、金かけて一生懸命やります。それからボランティアも、あるいは雇用も非常に神経をとがらせながらこの評定点アップのために企業は努力するんです。評定点が高いほど実は社会貢献度も高いということになるわけですから、これを公表したって何もおかしくないわけですよ。だけど、旧曾於市はこれをしてこなかった。鹿児島県下で曾於市だけしてこなかったと。今度思い切って踏み込まれたわけですので、これは今後いろいろ注視していきたい、むしろ拍手を送りながら見ておきたいと、そのように思っております。

一つだけ入札の関係で、市長は冷暖房についてはエキスパートでございますが、従来の五位塚社長の感覚で予定価格を設定されるものかどうか、お尋ねしておきます。

○市長（五位塚剛）

冷暖房の空調工事というのは私の本業でありまして、基本的には担当課長よりも詳しいと思っております。

ただ、全体の工事内容が詳しく設計図に基づいて、機械の本体、材料費、人件費、諸経費等がはじき出せる計算の余裕があれば、一番、今の現状に近い数字が出るだろうと思っております。予算については、当然ながら担当課がある程度専門の方に見積もりをいただいて、それから一定の査定をして、下げた状態で予算をつくるようごさいます。それから予算が通ったときに、実際の入札に当たりどれぐらいにするかというところで今までは副市長が一定の査定をしながら進めていたようごさいます。これについて、私が空調工事だけに関して、詳しくそのことについて特別

査定をするということをごさいます。今までのやり方を尊重しながら、同時に空調だけじゃなくて、全ての仕事が現実合っているかという状況を見ながら進めていきたいと思ひます。

○4番（土屋健一議員）

さすが市長だと思ひます。やはり公共事業には公共事業単価というのがありますので、それを逸脱することは恐らくできないだろうと思ひます。

業界から公に対して不満が生まれぬように、不信感を官のほうに抱かぬように、公明正大に透明性を持って今後入札制度が執行されるように、これは御期待を申し上げます。

そして、私が毎回お願いしている学力の問題でありますけれども、現状認識は御答弁をいただきました。トップダウン方式はどうかということも聞きました。小学校の統合についてもいただきました。

ただ、残念だと思ひるのは、教育委員会がつくった原稿を丸読みされたんじゃないですか、今は。どうぞ。

○市長（五位塚剛）

学力向上の曾於市の①のところについては、教育委員会がつくりました。②については、私がつくりました。基本的には、私も学力向上は大切だと思っておりますので、義務教育の中では学校の先生方、また父兄を含めて取り組んでいって、場合によっては子供の能力を伸ばすいろんなやり方があると思ひますけど、そういうことに力を入れるというのが大事だろうと思っております。

○4番（土屋健一議員）

トップダウンという方式、市長が一番熱意を持って取り組むのはこれだというのがあれば、職員、そして現場というのは、その市長の声のもとに結集をし、最大限の努力をするのが実は職員であります。教育行政は別だよと、それじゃないと思ひんです。やはり時の市長が至上命令を出すと、教育委員会に対して、そういう熱意があれば、自然と曾於市の子供たちは目が輝いてくるんじゃないかと思ひんですよ。全国学力テストが平均に行かない、そのかわりに生きる力を育てています、元気で、これは言いわけですよ。学力数値はうそをつきませんから、県の平均に照らして曾於市がどうかというのは、数字はうそをつきませんから。ですから、新市長はぜひ大号令を教育委員会にかけていただきたいと思ひんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

教育委員会の役目は、また市長部局としては独立した機関でありまして、教育委員の方々のいろんな考えも尊重したいと思ひます。

ただ、曾於市の市長として、曾於市の学校の学力を高めていくというのは、私の

仕事でもあるだろうとっております。同時に、曾於市内にすばらしいスポーツ選手を育てるというのも大きな役目だろうとっております。きのうづけの南日本新聞の中で、鹿屋中央高校の木下貴輪君が2020年にオリンピックを目指すというのが出ておりました。彼は、財部に籍を置いた人間でございます。おばあちゃんが財部に在住しております。そういう意味では、大きく期待を持てる人でもあるし、同じような子供が曾於市内にはたくさんいらっしゃると思います。そういう子供たちに夢を持たせるような事業というのも大事だと思っておりますので、総合的に力を入れていきたいなと思っております。

○4番（土屋健一議員）

教育予算のことで申し上げておきます。

私は過去の一般質問で教育長に対して、秋田県に教育委員の皆さんで行きなさいと、全国一の学力を数年間誇る秋田県に行って肌で感じてほしいと、教育のあり方をとということで教育委員会に注文をつけたことがあります。次の当初予算にそれが組まれておりませんでした。学校現場は予算要求をされたそうですけれども、緊縮財政という名のもとでしょうか、学力向上に熱意がなかったというんでしょうか、当初予算の査定でそれが削られたということを経験いたしました。なるほどなあ、そうだったのかと。学力向上のために勉強に行く予算を、市長、よもや切ることはないでしょうね、どうぞ。数万円です。

○市長（五位塚剛）

職員の皆さんたちが研修をするというのは非常に大事だと思っております。具体的に業務上、また職員の資質を高めるため、教育委員会の中でもそういう形で研修をしたいという具体的な要望があれば、市長としては認めていく方向で考えます。

○4番（土屋健一議員）

学力向上は、子育て環境の一つであります。幼稚園、保育園の育成も必要です。あるいは医療費の高校生まで無料化も、これは必要です。それと同じか、あるいはそれ以上に大事なものは、曾於市に行くと子供たちの成績がよくなるのよって周りから言われるような曾於市を、五位塚市長、ぜひつくってほしい。曾於市に行くと、子供たちの目の輝きが違ふと。小規模校も多いけれども、頭がいいよって。福山町から引っ越してきた。もう福山町より曾於市の学校はとていいよと。曾於市に住んだましょって言われるぐらいの曾於市づくり、実は学力が鍵を握っているのかもしれない。そして保育園、幼稚園、医療費、こういったものもあると思います。それと、お母さん方に働く場所を提供していく、いろんな総合的に。その中でもやっぱり自分の子供が学力がいいというのは楽しみです。

ですから、そのことは、もう市長は答弁いただかなくても感じておられるという

ことを期待いたしまして、小学校統合に入りますけれども、率直に申し上げて、小学校の統合の必要性、県下の状況、この場で感じられるところを述べていただきたい、そう思います。

○市長（五位塚剛）

小さな農村部の小学校が複式学級でしかも成り立たないところがあります。非常にこの問題は大事なことでございますけど、場合によっては、たくさんの生徒がいるところで学びたい、スポーツをしたい、この願いもあります。そういう意味では、非常に大事なことでありますけど、小学校までなくしたら地域の活性化がなくなるという声も非常に強いところも現実でございます。

ですから、小さな学校がちょっとした学校と一緒に授業をできる方式やら、またスポーツ等も一緒にできるような環境づくりを含めて、最大限の努力をしながら、またこの対策委員会が今後開かれるようでございますので、その中で将来性を含めて、大いに議論はしたいと思っております。

○4番（土屋健一議員）

避けて通りたい、なるだけ話題にしてほしくない、自分の任期中はというのも政治家にはあるんですが、やはり遠い将来も眺めておかなければいけません。地域のエゴだけで小規模を残すというのも、実は子供たちにとっては不幸かも知れません。中学校が統合したことによって1億数千万円の人件費が、県の支出が削減されたようでございます。県の要請は今後強くなりそうな気がいたします。そのときには、地域のエゴよりか子供たちの幸せというものを念頭に、ぜひ統合問題を解決していただきたいということをお願いをして、今回の一般質問を終了させていただきます。

○議長（谷口義則）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 4時10分
再開 午後 4時11分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、大川原主税議員の発言を許可いたします。

○10番（大川原主税議員）

議長の許可を得ましたので、次の3項目について一般質問をいたします。

1、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業についてであります。

市長は、事業の中止を明言されておりますが、①土地買収と設計委託の契約状況について答弁を求めます。

②全体事業を含む年度ごとの執行済額について問うものであります。

③交流の場、観光の場、健康増進の場にすることが大きな目的のこの事業を中止することにより、これにかわる活性化策について答弁を求めます。

次に、2、長寿祝金についてであります。

長い間、社会のために尽くしてこられた高齢者を敬い、長寿を祝福して敬老の意を表するため、長寿祝金を支給するものであります。3月定例議会は節目の支給を議決した経緯がありますが、今回、市長の権限と裁量によって全員支給に変更になりました。まさに議会軽視と言わざるを得ない。市長の所見を求めます。また、選挙を意識してばらまきでなかったのかと、このことについてあわせて所見を求めたいと思います。

次に、3、農業委員との兼職について所見を求めます。

以上で終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、大川原議員に対して答弁を行いたいと思います。

①パークゴルフ・フラワーパーク整備事業について、その1でございますが、土地買収と設計委託の契約状況を問うということでございます。

用地取得については、契約済みの筆数が143筆、契約済み面積が約29.5haです。

次に、設計委託について、契約を平成25年5月9日に契約額5,880万円で締結し、現在測量が終了したところです。

実施設計については、業者に設計作業の一時中止をお願いしているところでございます。

②、全体事業費を含む年度ごとの執行済額を問うということでございます。

平成23年度事業費（予算額）326万1,000円に対して、支出済額213万1,638円です。平成24年度事業費（予算額）2億2,012万5,000円に対して、支出済額74万3,660万円、平成24年度繰越事業費（繰越明許費）2億1,936万円に対して、支出済額は8月末現在で1億161万1,762円であります。平成25年度事業費（予算額）3億1,096万1,000円に対し、支出済額20万4,440円であります。

③、交流の場、観光の場、健康増進の場が目的のこの事業を中止することにより、これに代わる活性化を問うということでございます。

合併して9年目に入り、市民の交流は、文化事業、スポーツ事業等を通じ、着実に広がっているものと思います。

観光においても、県外から観光に来られる方が、新聞等でも報道されているよう

にふえております。

また、健康増進においても、各施設を活用し、健康維持・増進に日々取り組まれている市民の方々を多く見かけております。

フラワーパーク等の事業による曾於市の活性化ではなく、地域づくり団体・NPO法人等々の方々と一体となった活動を、今後検討してまいります。

2、長寿祝金について、長寿祝金の規則改正を問うということでございます。

市長寿祝金支給条例施行規則については、8月16日に決裁をいたしまして、8月23日に公布を行っております。

改正の内容は、第2条において対象者を「75歳、80歳及び85歳以上」から「75歳以上」に改め、祝金の額を一律3,000円に改めるとともに、「敬老の日に支給する」としていたものを「原則として、敬老の日までに支給する」と改めたものであります。

3、農業委員との兼職についてということで、市長と農業委員の兼職について所見を問うということですが、もう何人もの方に答弁いたしましたが、農業委員会は、法律に基づき市長部局とは異なり、独立した行政機関です。公職選挙法で認められており、兼職は問題ありません。

行動としては、私自身が大変ですが、農家の生の声を直接聞くことができ、市政発展のためになると確信しておりますので、進めていきたいと思っております。

終わります。

○10番（大川原主税議員）

ただいま土地買収と設計委託の契約状況についてから答弁をいただいたところでございますが、平成25年5月9日に5,880万円で設計委託をされたということですが、現在、測量が実質的に中止というような形やら、この事業を中止することに伴うことのそこいらの金額というのは、どういうふうになるのか、もし企画課長、わかっていたらお答えいただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

設計測量については、プロポーザルの経過に基づいて、鹿児島島の業者をお願いをいたしました。市長選挙がありまして、私が当選をいたしましたので、その業者の方が来られました。この事業は中止ということであるということをお聞きいたしましたということで、今済んでいる事業は、全体の測量だけが済んでおります。これから本設計に入るところでございましたけど、業者の方々からも、できましたら市長の決意がかたいということで精算払いをしていただければありがたいということをおっしゃったので、大変ありがたいなと思って、今設計については中止をしていただいているところでございます。金額については、まだお互いの詰めをしていない

ところでございます。

○10番（大川原主税議員）

今回中止ということで、契約が完全に履行できないわけですが、これに伴うペナルティー等については何も発生していないということで理解していいですか。

○市長（五位塚剛）

ペナルティーは発生はしておりません。

○10番（大川原主税議員）

各年度ごとの執行済額について、ただいま説明があったわけですが、実際、昨年も凍結をいたしまして、25年度にずれ込んだ土地買収の関係もありましたけれども、この中で実際、最終的には3月の補正で減額をしたいということでございますけれども、大体の数字というのはいかほどになるのか、お示しをいただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

まだ概算は出しておりませんが、当然、地権者と市が契約を結んで支払いをしなきゃならない金額というのが出てまいります。その金額と設計の方に委託をいたしました測量費、諸経費等が実質の経費でございますので、それを差し引いた総体のやつが3月のところで減額になるのではないかと考えております。

○10番（大川原主税議員）

全体事業、この、フラワーパークではありません、パークゴルフ・フラワーパーク等の事業なんです、この中で当初合併特例債の起債事業ということで進んでまいったわけでありまして、当然事業中止に伴うそこあたりの金額等については、一般会計の対応ということになるかと思うんですけれども、大体のそこあたりの金額もわからないですか、ちょっとはじいてください。

○市長（五位塚剛）

多分担当課が具体的にはわかっていると思っておりますので、担当課長からお答えさせたいと思っております。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

23年度の事業、24年度、それと繰り越し、25年度の事業ということです。このまま行きますと、概算ですよ、申しわけございません。用地関係に約1億3,000万ほどかかる、このまま順調に行けば1億3,000万ほどかかると思っております。これに設計委託が前払いと精算をしていただきますと、これに2,300万ほど、1億5,000万、最高かかっても2億5,000万ほどと、今ざっと計算したときはそういう数字が出ますけれども、若干これずれがあると思っておりますので、そのときは御了承いただき

たいと思います。

以上です。

○10番（大川原主税議員）

大体概算で、まだ定かではないけれども、2億5,000万前後ということでの課長の答弁でございました。

（何ごとか言う者あり）

○10番（大川原主税議員）

1億5,000万ですか、済みません。もといです、1億5,000万ということで答弁を。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

申しわけございません。用地費が1億2,000万ほどかかりますので、設計委託がこれに二千数百万ということで、1億5,000万、あともろもろの、この先ほど言いました小さい数字が入ってきますので、1億5,000万前後ということで御理解いただきたいと思います。申しわけございませんでした。

○10番（大川原主税議員）

1億5,000万前後ということで答弁をいただきました。本来であれば事業が円滑に進んでいるという仮定であるならば、当然このことも合併特例債のそういった起債事業の中にきちんとつけられたはずなんですけれども、逆に五位塚市長がこちらの立場であれば、そこあたりの損失についてどうなんだという、きつく問われるというふうに思うんですけれども、なかなか中止というふうに市長が明言をされると、それ以上のことが言えないんですけれども、もうこれ以外に処理の仕方というのはないんですか、一般会計以外。

○市長（五位塚剛）

そのために跡地利用を市民の方々に検討をしていただいて、場合によっては有効活用することによって曾於市にまたお金を返してもらうという方法、また市民の皆さんたちがいろんな形で利用したら、また別な形が出るのか、全く予想はつきませんが、とりあえず、まず白紙に戻して検討していただきたいということでございます。

○10番（大川原主税議員）

今、市長が跡地の有効活用、これも昨日からずっと答弁をいただいているわけですが、まだ現在、確かに用地的には143筆、29.5haということで、約93%というふうな説明があったかと思えますけれども、昨日から。

ただ、用地取得の状況によっては、土地の全体の大事なところの中央部分とか何が抜けていけば、はっきり言って、その全体の土地の有効活用というのが本当に

図られるのかなというのをちょっと疑問に思ったりもするんですけども、そこあたりも含めて、跡地の託されるという30人の委員会に、そのことも託されるわけですかね。

○市長（五位塚剛）

多分きょうの議会の後に、皆さん方にも実際の売買ができているところ、また交渉中であって、まだ確定されていないところ、契約ができるという予想されるどころ、全くもう相続はなおらないところ、売らないというところを色分けしたのをお配りしたいと思います。そのものをまた検討委員会の皆さんたちにもお配りをして、現地に出向いていただいて、現地の状況が仮に伐採をして何ができるかということを手の中でイメージいただいて、そうでないと前には進まないと思っておりますので、そういう段取りで進めたいと思います。

○10番（大川原主税議員）

確かに事業が途中で中座したわけですので、なかなか土地取得あるいはこういった事業費の起債化ということも非常に難しい状況の中で、今後、一番いい方法といえますか、ベターな方法を見つけながら、そして今さっき言われた市にとって有効な活用をどういった形で見出していくかという、その方法を今から探っていかなければならないのかなというふうに思っているわけですが、この事業の目的の交流の関係あるいは観光の増大あるいは市民の健康維持増進というふうなこと等についても、先ほど答弁をいただいているわけですが、市長としては、それなりに今大分交流も、そしてまた観光的にも市外からよく見えているというふうなことの答弁があったわけですが、今後も活性化へ向けてということでありましたが、今回のフラワーパークの整備事業、選挙前、選挙期間中、13億円のフラワーパークということで、私自身も大変違和感を感じた、その表現の仕方だったんですけども、企画課長にちょっと確認をさせていただきたいんですが、花公園、フラワーパーク自体のその事業費というのは、どういった数字であったのか、ちょっと市長が御存じであれば教えていただきたいです。

○市長（五位塚剛）

全体事業は13億円を超える事業でありました。途中でまた見直し等もされましたけど、全体の金額はほとんど変わっていないと思っております。パークゴルフ場については3億880万円、フラワーパークについては2億1,000万、グランドゴルフについては6,600万、多目的広場については9,200万、駐車場、管理棟については1億2,700万、その他の共通する費用として4億8,000万、全体では13億6,800万というのが皆さんたちに示された最終的な予算額というふうに思っております。

○10番（大川原主税議員）

全体事業という形での表現であれば、それも受け取り方としては非常に理解がしやすい、そういうふうな含みを持った見方をするんですけども、花公園について13億円、先ほど市長の答弁の中で大体2億1,000万という。フラワーパーク2億1,000万だったら、市民の受け取り方も全然私は違ったというふうに思っているんですが、そこいらはどうですか。明らかに市民の目をごまかすというか、そういう表現が正しいのではないかと思うんですが、どうですか。

○市長（五位塚剛）

この問題について、議員時代に池田市長といろいろとやり取りいたしました。池田市長の考えがくるくる実際変わってまいりました。もともとグランドゴルフというのは、この事業に入っておりませんでした。途中から入ってまいりましたし、それで世界のツツジを中心とした花公園を持つてくるということも言われておりましたけど、このことについても変わってきました。

そして、最終的な段階においては、花公園だけで毎年1,000万円の赤字を出すということも本会議で説明されて、その責任は問われない、責任は問わないということも表現されました。私たちは、このパークゴルフ場を含めた全体のこの事業が、附帯設備を含めて13億円の事業だということでもわかっておりましたので、その中心的事業が花公園ということを理解して、市民にはお訴えいたしました。

○10番（大川原主税議員）

市長の選挙のほうが非常に取り組みが上手だったというような受けとめ方をせざるを得ないんですけども、確かに多くの市民の方々に誤解を与えるものであったと私自身は思っております。

そういった状況の中で、先般の、昨日でしたが、所信表明の訂正を初め、敬老会での市長の挨拶の中でもパークゴルフを先に持ってきて、フラワーパークだけでない、パークゴルフ、そしてフラワーパークというような表現になっていることを聞くと、市長自体も何かしらちょっと気になることがあるんじゃないかと思うんですが、所見を承ります。

○市長（五位塚剛）

13億円のフラワーパーク建設事業というのは、何回も言っておりますように、全てを全体とした事業であります。特に池田市長が大きく言いたかったのが花公園であります。それが大きなシンボルでありまして、その計画自体が非常に不安定なところになりましたので、特に胡摩地域においては、パークゴルフ場を含めて、グランドゴルフを含めて、不適當なとこだというふうに確信を持っております。

そういう意味で、たとえあそこにパークゴルフ場をつくったときでも、将来大きな問題を残すんじゃないかというのは、私自身非常にそれは思っておりますので、

そのことを含めて市民に訴えいたしまして、市民の皆さんたちが胡摩地域におけるこの13億円事業は中止をしてほしいということで私を支持いただいたというふうに思っておりますので、それを尊重したいと思います。

○10番（大川原主税議員）

並行線になるようでございますが、次に活性化策の先ほどの答弁を受けて、私は健康増進あるいは健康づくり、交流人口の増大ということやら、観光の場として大きな期待を持っておりました。御案内のとおり、大隅半島の浮揚策が県知事あたりからも示されつつある中で、佐多岬の観光開発なり、あるいは先般中止にはなりましたが、肝付町のロケット発射場の関係の話題など、桜島に橋あるいはトンネルでつないだらどうなるんだろうというふうな形のそういった期待感など、今後の交流人口の増大につなげる話題が数知れずあると思うんですけれども、市長はここいらの情報というものについてどういうふうに捉えられておられるか、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

肝付町のロケット発射基地の問題については、大変地元の人たちを含めて、期待をされております。多くの方々がロケットの噴射を楽しみにしておられたようでございますけど、それはまた今後の地域活性化になるだろうと思っております。

錦江湾に橋をかける問題については、基本的には私たちはそういう方向ではなくて、もうちょっと別な方法が、今ある形のほうがいいと思っております。

しかし、この大隅半島に交流人口をふやすという意味では、これは市長としても努力をしなければならぬと思っておりますけど、結果的にこの13億円かけるこの事業が胡摩にできたからといって、たくさんの交流人口がふえるということには思っておりません。池田市長の当初の計画からすると、結果的に相当な後退をしているというのも事実でありますので、そういうふうには思わないところでございます。

○10番（大川原主税議員）

県のほうでもそういう取り組みといたしますか、また鹿屋の農産物の加工の拠点施設をつくろうとか、話題的にはいっぱいあるわけですが、県あたりとの連携といたしますか、周りとの連携についての、先ほどの答弁の中にも若干出てまいりましたけれども、そこいらについてはどうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

伊藤知事ともお会いいたしまして、一応御挨拶もいたしました。串良の小山田に県の試験場がありますけど、ここに加工場施設を大隅半島に1つということで予算が今計上しつつあります。残念ながら、この曾於市のほうではなかったために、また、こちらとしても独自に検討しなきゃなりませんけど、今後この曾於市において

も、いろいろな形で地域活性化のための支援策は、県とも協力し、またお願いをしたいなどは思っております。

○10番（大川原主税議員）

ぜひ協調しながら進めていただきたいというふうに思います。

健康づくりという、健康増進という視点から言いますと、実は昨年8月に南日本新聞の報道でありましたけれども、国民の医療費の総額、概算で37兆8,000億円という形で、国の税収に近づきつつあると申しますか、表現の中では9年連続医療費がふえて、ここ二、三年は毎年約1兆円ずつふえているという状況が載っておりました。

曾於市においても、医療費の伸びというのは、減るということではなくて、伸び率は年によって若干違いますけれども、やっぱりふえていきつつあるということで、いかに市民の健康づくり、増進を図っていくかということが、そして最終的には医療費の抑制に向けて、市長が先頭に立って努力をしていただかなければいけないというふうに思うんですけれども、市長のここに対する見解を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市民の健康づくりの場を確保するというのは、市長の役目だというふうに思っております。ですから、今利用する方々がいろんなところで練習をされたり、大会をされております。また、依然としてゲートボールを楽しんでおられる方もたくさんおられます。また、パークゴルフを楽しんでいる方々が、高崎や山田にも行っているらしいので、そういう方々の声を聞きながら、まずは地元の人たちが今楽しんでいるその施設を少しでも利用がしやすいように要望がありますので、まずそこからやって、大会を開くところがなければ、そのことも含めて総合的に健康づくりの場は提供はしたいというふうに思っております。

○10番（大川原主税議員）

ことしの4月からそお生きいき健康センターも稼働しておりますが、その中での利用状況等について把握されておりましたら答弁をいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

実際の利用状況というのは、私はつかんでおりませんが、担当課長から説明をさせます。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答えします。

健康センターの利用状況でございますが、一番健康づくりに寄与しているところがトレーニング室のところでございます。その利用者数が今、月1,800名、1日に直しますと90から100名の利用がございます。

あと各部屋につきましては、健康相談とか、いろいろやっておりますので、若干の差がありますけども、一番健康に寄与しているのはトレーニング室ということで、そういう状況でございます。

○10番（大川原主税議員）

トレーニング室の紹介がありましたけれども、1日90名から100名ということで、これからも多くの市民の方々の利用につなげていただきたいなというふうに思います。

先般、保健課長のほうからいただいた話の中で、市内にも人工透析をされる方々が約170人ほどいらっしゃるということで、お一人500万ほどといたしまして約8億5,000万ぐらいだと聞いたところでありますが、私なんか一つの予備軍の一人として気になるところでございますけれども、このことについて市長の所見を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今、市内においても人工透析を受ける方がふえております。これが曾於市の医療費の中でも大きな負担もしておりますけど、結果的にそうなった人たちの健康を守るというのは、市の役目でもあります。

同時に、人工透析にならないように今、保健課のほうでも対策を強化しております。対策の強化については、担当課長から答弁させたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

申し上げます。

今、保健課のほうでやっておりますのが、特定健診の受診率を上げるのは当然のことなんですけど、今一番、一番といいますか、昨年からやっているのが脳卒中対策プロジェクトチーム、これを今やっております。とにかく重症化はさせないということと、今ありました人工透析につきましては、慢性腎臓病にならないようにやるということで、そういう方々の重症化対象者は出ておりますので、そういう方々を集中的に保健師がそれぞれ個別支援をやっていくということで、そういう重症化になっている方を一人でも減らすと。人工透析に仮になるとしても、すぐにはならないようにするというので、そこが医療費抑制につながると思います。

この方式は、以前呉市でやっておった方式でありまして、厚労省のほうでもこの方式を全国に広めようと今しておりますので、曾於市のほうも、先般呉市まで行ってきまして、研修してきたところであります。

○10番（大川原主税議員）

個別の対策やら具体的にとられているようでございまして、大変心強い限りでございます。

そういったことで、市民の健康増進を、あるいはいい増進を図りながら、重大な疾病に至らない状態でキープできるように、今後もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

健康と長寿ということ言えば、長野県のほうがよく話題になるんですけども、男女とも長寿県であり、それでいて医療費が低いということではありますが、その面で日本一を目指す考えはないか、市長の見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

健康づくりについては、どこの自治体も苦慮されているみたいでございます。私は、基本的には病気にならないように予防医療を高める、それと特定健診を必ず受けていただくという、それに対して今、保健課のほうでも新たな予算を組んで対策を強化しているところでございます。特に長野県というのは、予防医療を先進的にやっているところでございますので、曾於市も保健婦も相当ふえておりますので、そういう意味で市民の健康を守るために、病気にならない対策を、いろんな支援をいただきながら強化したいと思いますけど、日本一というのは、なかなか現実にはうまくいかないというふうに思っております。

○10番（大川原主税議員）

できればそういう高い希望を持っていただいて、市民にハッパをかけるといいますか、そういう意気込みを市民隅々までひとつ浸透させていただければというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほども出たんですが、跡地の利活用について、市民の声を聞いて今後検討委員会を設置して考えていくということでございますけれども、我々がよく耳にしますときに、大隅半島の垂水市の千本イチョウという森があります。御夫婦で30年以上かけて整備されておられるようですけれども、ことしの春先については、秋のイチョウばかりじゃなくて、春先の桜も整備をしようということで、また御夫婦で向かい側に桜の植栽も始まったような話が新聞に載っておりましたけれども、こういった市民の手づくりといいますか、この努力に対する市長の評価なり、市長が市民に期待するそこいらというのは何かあるんじゃないかと思うんですけど、またこのことでいろんなヒントもあるんじゃないかと思うんですが、市長の見解を求めたいと思ひます。

○市長（五位塚剛）

垂水のイチョウについては、民間の方が御夫婦で長いこと植えて、いわばボランティア的な一つの観光地になっているようでございます。私も見に行きました。大変すばらしい生き方だなと思っております。また、それに対して垂水でも支援ができることはないかということで今始まっておりますけど、今回の跡地利用の中で

そういう方の御意見等も、また場合によってはあるだろうと思っております。

そういうことなんかも含めて、大きな財政的な負担はかけなくて、将来的に市民のためになるような、そういうのが提案されれば、そのことも含めて検討はしたいと思えます。

○10番（大川原主税議員）

ぜひ先進事例の一つだというふうに思いますので、また近いですし、より身近に調査等ができればいいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、今、曾於市も観光開発、特産開発センターを中心に観光の関係で非常に受け入れをされて、企画されておまして、先般、事務所を訪ねたら、観光ツアーの一覧表ということで、24年度の実績でしょう、計40回で1,634名の方々においでをいただいたという資料をいただきました。

その中で私どもの自治会といいますか、地域のほうでは、ゴッタンのができておまして、約20人前後いらっしゃるわけですが、うちの自治会からも6名の婦人の方々が参加をして、センターから要請がありますと、岩川あたり、どこそこ、あちこち行って、ゴッタンで歓迎するといいますか、もてなすといいますか、そういうことでやっているんですけども、市長はこの開発センターについての評価というのは、どのような感触といいますか、感想をお持ちですか。

○市長（五位塚剛）

特産開発センターがすえよしの道の駅の一角にできまして、今言われたような事業を含めて、相当頑張っております。曾於市をアピールするために全国に発信をされております。それで、よく聞くのが、福岡あたりからこの宮崎のほうに来ていただいて、ちょうどお昼の昼食のときにバイキングを食べていただいて、それでまたいろんな曾於市内の施設を一緒に回っていただいて、また3つの道の駅で買い物をしていただいて、喜んで帰ってもらっているというのを聞いております。大変ありがたいなと思っております。

今後、だから観光バスをふやすということになったら、残念ながらすえよしの道の駅で食事ができないという状況になっておりますので、そのあたりが非常にネックになっております。

今後、改善ができるのであれば改善しながら、またこの開発センターのいろんな取り組みには、市としてもさらなる協力はしたいなと思っております。

○10番（大川原主税議員）

人数的に1,634名という表示がしてありますけれども、こういった方々がまさにリピーターとして、またお友達と一緒に訪れてもらえるとなりますと、数が倍にも3倍にもなるかというふうに思いますので、市としてもそれなりの支援をぜひお

願いたいというふうに思います。

それから、これもさつま町の例を、3月の29日の南日本新聞の記者の目ということで掲載がしてあったんですが、さつま町鶴田の岩ツヅジの山ということで、この山も個人の方が39年前に栽培を始めたということで、畑に種をまいて10年ほど育てて、ある程度大きくなったら山に移植するんですが、もう山は5,000本の木で埋まっているということで、ことしは約6,000人が訪れたということで、駐車場を整備したり、いろんなそういうもてなしのあれをやったという話題が載っておりました。

そして、また同じさつま町ですけれども、温泉では毎年冬至とその翌日、豪華なユズ湯が提供されて、2日間で使われるユズは約8,000個、管理人の方が1カ月以上かけて準備をされるそうですけれども。

いずれにしても、訪れる人に喜んでほしいと個人が始めた、そうした一人ひとりの努力が地域に人を呼び込み、町を活性化をさせていると。さつま町で何人もそんな人たちに出会ったということでありますが、周りが協力しない、行政の援助がない、そんな言いわけのかわりに黙々と行動し、思いを貫く人たち、こんな人たちがいるこの町の未来はきっと明るいとということで、記者の方が書いていらっしゃるんですけども、まさにそういう民間レベルでの地域の方々のひたむきな努力の中で、そういう交流人口あるいは観光に訪れる方々がふえているのを実感をしているわけでありますが、このことについても市長の感想があればお聞かせをいただきたいと、思います。

○議長（谷口義則）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

○市長（五位塚剛）

さつま町の個人のツツジの取り組み、大変素晴らしいとっております。全国的にはいろんな人たちが頑張っておるとしております。三股町ではシャクナゲの森を個人でやりながらかなりの売り上げをするようなところもなっておりますけど、やはり民間の方が長い努力の中でそういう地域活性化をするというのは、大変素晴らしいし、ただ並大抵のことじゃないとっております。

そういう方々の支援は今ではできませんけど、曾於市でもそういう形で頑張っている方があれば、本当にありがたいなとっております。

○10番（大川原主税議員）

ぜひそういう方向で目を配っていただいて、もし行政が支えることによって飛躍的に成長、大きくなるのであれば、その手を差し伸べていただきたいなというふうに思います。

○議長（谷口義則）

ここで、大川原議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 5時04分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、大川原議員の一般質問を続行いたします。

○10番（大川原主税議員）

次に、長寿祝金の関係でございますけれども、8月12日に全協がございまして、その中で曾於市長長寿祝金支給条例施行規則新旧対照表をいただいているんですが、この承認案第何号というふうな表示がしてあるんですが、臨時議会あるいは何か開く意図があったのか、そこあたりを確認したいと思います。

○市長（五位塚剛）

臨時議会を開くとか、そういう考えはありませんでした。

○10番（大川原主税議員）

それから、この規則は、平成25年何月何日から施行するというふうに書いてありますが、先ほどいただいた8月23日でもいいんですか。8月23日施行ということでもいいですね。

この関係につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、私どもは節目ということで議決をさせていただいております。昨日から市長の答弁を聞いておりますと、市長の裁量、権限の中で規則を変えたということでもありますけれども、やはり議会に対しての対応ということになるかと思うんですけれども、そこにはやはり信頼関係を構築をしていくということはとても大事なような気がしてならないんですけれども、市長が権限と裁量と言われることを行けば並行線になったり、ややもしますと、今後の執行部対議会の関係というのが非常にとげとげしくなってしまうんじゃないかということを憂慮するんですけども、市長はそこあたりについての姿勢といえますか、考え方を述べていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回の場合、どうしても私自身の思いと市民の皆さんたちが支援をいただいた状況から、長寿祝金、敬老祝金については全員に支給したいというのが思いでございました。そのことによって、結果的にたくさんの市民の方々が給付をいただき、大変喜ばれております。あとは議会の皆さんたちには8月12日に全協で説明といたしますか、お願いいたしましたが、その後8月16日にこの規則の改正のための起案をいたしまして、8月23日付で一応公布したところでございます。

議会の皆さんたちと対立するというふうな気持ちはさらさらありませんし、皆さんたちと御意見をお聞きしながら、基本的には今後進めていきたいとは思っております。

○10番（大川原主税議員）

それと、この30人委員会の立ち上げといいますか、取り組みでありますけれども、これについても早速もう市報で募集をかけられて、内容が市民のもとに走ってるといってございませぬけれども、これについても、当然議会としては容認できないような重大な事案だというふうに思うんですけれども、これについての市長の見解を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

何回も答弁するようでございますが、13億円かける胡摩地域におけるこの事業については、私は、中止ということで市民の皆さんたちに自分の政策、公約として訴えましたので、基本的には、市民の皆さんたちがそれを支持し、いただきましたので、それをするためには、今度の議会においてもろもろの準備をするという意味で、30人委員会を提案をしたところでございます。

○10番（大川原主税議員）

市長のこの急ぎたいといいますか、その気持ちは理解できんでもないわけですが、やはり議会としては、そこあたりの手続、手順について、当然お互いの領域といいますか、議会は議会のそこいらがきちっとありますので、当然そこについては、かつて議員という立場も十分経験されていますので、そこいらにはやっぱり思いやりといいますか、思いやりあふれる曾於市のあれは前段でしたけれども、そういう気持ちを持ってぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、農業委員と市長との兼職の関係ですけれども、市長にもお願いをしたいのは、当然市政のかじ取り一本に全身全霊を投入していただいて、そのことのほうが曾於市のために私はなるというふうに思っておりますし、結果的に、二兎追うものは一兎も得ずというふうな形の話もありますので、できれば速やかにその手続をとっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、先ほど答弁したように、農業委員の活動というのは、大体定例の総会、そして私の場合は農政部会に入っておりますので、農政部会の活動、またその他、農地の貸し借りの活動、また世話役活動を含めて相当ありますので、基本的には総会等を含めて1回も出席をしなかった場合は、農業委員の報酬は1円もいただけません。そういう制度となっております。

ですから、時間の許す限り、会合等、行事等々重ならない限りは、引き続き7月

まではしたいと思いますけど、どうしても体力的な限界とか、いろいろ活動に支障があるようでしたら、そのときには判断したいと思いますけど、7月が改選ですので、今のままで続けたいというふうに思っております。

○10番（大川原主税議員）

市民の声の中に退職金廃止とこの兼職というのは何か関係があるのかというのを聞かれるんですが、どういうふうに答えたらいいですか。

○市長（五位塚剛）

退職金を廃止と農業委員を続けることは、全く別な問題でありまして、誤解をされているのかもしれませんが、農業委員の報酬というのはわずかでございますので、心配ないと思います。

○10番（大川原主税議員）

まともにいけば、本当に心配ないんですけれども、こういう人の口から口に伝播する内容というのは、やっぱり大きくなって、かからんねこっじゃらいよとかち、そういうふうな表現になってしまって、なかなかそのもとのボランティアみたいな形でやっているという、そういったのも市民が酌み取ってくればいいんでしょうけど、そうならないときもありますので、そこいらについては絶対に誤解を招かないような形で、私自身は一本のほうがとてもすばらしいと思うんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

市長としての活動だけがすばらしいのか、農業委員と兼務してするのがすばらしいのかというのは、判断の分かれるところでしょうけど、現実的には、今の状況でもやれるという状況がありますので、市民に迷惑をかけるような状況が出てきましたら、そのときに判断はしたいと思います。

○10番（大川原主税議員）

随分、含みのある発言をいただいているわけですが、やっぱり市民目線なり、あるいは農業委員の今の同僚の皆様方に対する期待、あるいはそこいらの信頼関係からして、やはりそこあたりについてはきちっと襟を正して一本化していただくのがいいことなのかなちゅうことを申し上げておきたいというふうに思います。

ちょっと先に戻って、この長寿祝金の関係で、今現在ふるさと納税制度等もあって、もう私はその敬老祝金、長寿祝金は要らないよというふうな形でやんわりと否定される、別に使っていいよちゅう、そういう受け取りを拒否されるような話ちゅうのは、実際ないものですか。

○市長（五位塚剛）

それでは、私はそういうのは聞いておりませんが、もし福祉事務所長が知って

いたら答弁させたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

けさの段階までの話でございますけど、受け取り拒否が1件ございます。そしてもう1件は、一旦受け取りはするけれども、その分につきまして寄附をしますという方が1件ございます。

以上です。

○10番（大川原主税議員）

今のこの時代ですので、中にはそういう方々もいらっしゃるのかなというふうに思っていましたけれども、お二方ほど、内容的には寄附の方もいれば、あと一方についてはちょっと内容がわかりませんが、理解をしたいというふうに思います。

もう最後になりますけども、市長に最後のお願いですが、とにかく議会との関係について、いま一度信頼関係をさらに密にさせていただくようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日12日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 5時15分

平成25年第3回曾於市議會定例会

平成25年9月12日

(第4日目)

平成25年第3回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成25年9月12日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第9 今鶴 治信 議員

通告第10 吉村 幸治 議員

通告第11 大川内富男 議員

通告第12 坂口 幸夫 議員

第2 選挙管理委員の選挙

第3 選挙管理委員補充員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 今鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	10番 大川原 主 税
11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）	13番 渡 辺 利 治
14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男	16番 （ 欠 員 ）
17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二	19番 迫 杉 雄
20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成	22番 谷 口 義 則

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

9番 西 川 熊 則

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二

参事補 宇 都 正 浩

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

ここで、市長より、特に発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

昨日の山下議員の一般質問の中で、私が選挙期間中にお配りいたしました法定ビラの中で質問がございました。その中の6で「農畜産を守るため加工施設建設とTPP参加は断固反対で頑張ります」という文言の中で、加工施設もTPPも同じく反対している意味のことではないかという御質問を受けました。

発行責任者の熊谷道博氏とも相談いたしました結果、印刷の刷りかえというのはいかないわけでございますけど、基本的な考え方として、「農畜産を守るため、加工施設建設を進めます。TPP参加は断固反対で頑張ります」ということで、基本的には、「と」の後に点を入れるわけですが、そういう意味で訂正ということをお願いしたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第9、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○1番（今鶴治信議員）

議長の許可を得ましたので、1番、今鶴です。

私は、大きく次の3点について市長に見解を求めます。

まず第1に、交流人口増対策について。

パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、フラワーパーク整備事業は、交流人口増や観光客増の目的等も期待された事業だったが、市長が白紙に戻すと言われた今、観光客交流人口をふやす施策はどう考えておられるか、お伺いいたします。

2番目に、福祉・子育て支援について。

①人口増対策として、保育料の値下げがもたらす効果はどれくらいであるか。

②年金で入居できる老人ホーム建設は可能であるか、質問いたします。

大きく3番目として、農業振興について。

東部畑かん地域におけるお茶の晩霜対策としてのスプリンクラー用の水が限界に

来て、これ以上の面積拡大が難しくなってきたおるが、新たなファームポンド建設は考えているか、お伺いたします。

以上、1回目の質問を壇上から終わります。

○市長（五位塚剛）

今鶴議員に対して、お答えしたいと思います。

まず、交流人口対策についてでございますが、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業は、交流人口増や観光客増の目的等も期待された事業であったが、観光客交流人口をふやす施策はという質問でございます。

お答えしたいと思います。

曾於市には、県下三大祭りの一つである弥五郎どん祭りや奇習鬼追い、流鏝馬、投谷八幡宮、溝ノ口洞穴など、県指定の無形民俗文化財や天然記念物があります。また、全国遊歩百選に認定された悠久の森、大川原峡、花房峡などの美しい自然、市内にあります3つの道の駅での特産品の発信など、本市の観光素材は素晴らしいものがあると考えております。

これまでも教育委員会での自主文化事業やスポーツ大会などを初め弥五郎どん祭り、そお市民祭、末吉の豊祭での流鏝馬奉納、悠久の森ウォーキング大会など文化・スポーツなど幅広い分野でイベントを開催し、毎年市内外からの多くの方にお越しいただいております。

九州新幹線が全線開通してからは、広域連携での観光への取り組みも盛んになってきており、曾於市でも大隅広域観光開発推進会議や環霧島会議の観光専門部会など6つの協議会や会議に加盟して、観光客を呼び込むためのPR活動や特産品販売などを県内外で行っております。

また、道の駅すえよしの敷地内にあります観光特産開発センターでも観光PRや特産品販売にも取り組み、曾於市にお越しいただく観光客がふえてきております。今後も地元農畜産物を生かした食との結びつきも考慮しながら、観光客や交流人口の増加に取り組んでいきたいと考えております。

2で、福祉・子育て支援の問題でございますが、①人口増対策として、保育料の値下げがもたらす効果はどれぐらいかということでございますが、保育料値下げの効果について、金額あるいは数値的にお示しすることは難しいですが、現代は子育てに多額のお金が必要となる社会でありますので、市民の皆さんが安心して子供を育てられる体制を整えることが重要であると考えております。値下げによって若者が定着し、地域の活性化が図られたときの効果は非常に大きなものがあると考えております。

②では、年金でも入居できる老人ホーム建設は可能かという御質問でございます。

介護保険制度上の特別養護老人ホームでは、利用者負担額が介護報酬の1割と規定されていますので、利用料料金を下げることはできません。介護保険制度以外の施設で少ない年金収入内で入所できる老人福祉施設が建設できないか、県や国に照会するとともに、全国の先進地事例等を調査しようと考えております。

3、農業振興でございますが、東部畑かん地域における晩霜対策としてのスプリンクラー用の水が限界に来ているが、新たなファームポンドの建設は考えているかという質問でございます。

中岳ダムにおけるお茶の計画面積は、240haです。この面積は事業着手時点の作付け調査や同意状況をもとに決定されております。こうして積み上げられた営農計画をもとに、水利用計画が樹立され、ファームポンドの規模も確定し、設計に反映されております。現時点のお茶面積は209haと限界に近づいています。御指摘の新たなファームポンドの建設には、水利権の見直しと建設費の確保が求められます。水利権の見直しには相当な期間と労力を要することから、即座には対応ができない状態です。また、建設費もファームポンドだけでも5億円が必要になると試算されています。このような現状から、農家の皆さんに協力をいただき、防霜管理組合で間断散水をお願いしてる状況です。

国・県とも協議を重ねておりますが、該当する事業がない等の理由から、新たなファームポンド建設の計画までは至っていないのが現状であります。

以上です。

○1番（今鶴治信議員）

以前、五位塚市長が市議会時代、私も同じ総務常任委員会に所属しておりまして、定住促進、交流人口増対策等の事務調査として先進地研修に行きました。その中でいろんな定住策がございますけど、住宅助成、また人口増がなかなか難しい全国的な問題でございますが、そういう中で交流人口増を図ることが経済効果として人口増と同じ効果があるということも学んでまいりました。その中で、今、市長選をパークゴルフ、フラワーパークの是非を問うて、市民がノーという答えが出た今、このことに関しましては、答えが出てるところでございますが、しかしながら、今までこの件につきまして、同僚の議員が質問されてきましたけど、特別委員会が設置されたとき、最初、総務常任委員会にフラワーパークに関するアンケート調査の陳情、そして、また、パークゴルフ場、フラワーパーク建設推進をする陳情2つが上がってまいりました。その中で、総務常任委員会では、なかなか判断が難しいということで、議長を除く全議員による特別委員会が設置されたわけでございます。その中で、長い期間を通じて議員がみずから調査をし、におい、ハエの問題もあるということで、胡摩地区の工法として、プロポーザルで上がってまいりましたが、そ

の件につきましても、相当ほかの事例も研修に行ったところでございます。その中で、最終的に特別委員会で、市民のアンケートによるフラワーパークは、議会制民主主義は、市議会議員は市民の代表であるということで、そのことについては、賛成少数で否決されました。そして特別委員会でも再三市長が答えられるように、胡摩地区とほかのもう1つ高之峯地区の案があったところでございますが、私は、あのとき、意見として、予算凍結解除の是非を問うべきであったのに、胡摩地区が適地であるかという、まだ審議途中での採決で、胡摩地区は、ほかを考えたほうが良いという意見で、わずかの差で否決されました。

その中で、市長がフラワーパークは、徳峰議員の3月定例議会の質問の答えの中にもありますけど、二、三haの規模に縮小して、3,000m²のフラワーパーク規模に、料金は今のところ、取れるかどうかは今後調査するというところでございました。その中で市長は常にパークゴルフ場を進めてきたと思っております。この件に関しては、同僚議員からの中で、市長の答弁でも、フラワーパークは一体化する13億円の整備事業として言われてきましたけど、そういうこともあり、特別委員会では賛成をされて、予算凍結解除はなされたと思っております。この件についての市長の考えをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私も3月前までは議員でありましたので、また、総務委員会に所属をして、そして特別委員としても議論を重ねてきたところでございます。市民からのいろいろな声に基づいて、議会も特別委員会をつくって、一定の判断を出すという状況になりました。結果的には、胡摩地域は10対9で不適であるという特別委員会の結果が出されました。ということは、あのときの段階では、多くの議員の方々も胡摩地域につくるということは疑問点を持っておられたというのは事実でございます。その後、本会議で予算の凍結解除がされました。それは一人ひとりの議員の方々も市民の代表であるわけでございますけど、結果的には、多くの市民の方々も、胡摩地域を含めたこの13億円をかけるパークゴルフ、フラワーパーク建設事業については疑問を感じる。大方の方々が今後の子供や孫たちに大きな借金をふやすのではないかという心配を持っていたということが今回の市長選挙にあらわれた結果だというふうに思っております。

○1番（今鶴治信議員）

きのうまでの答弁の中で、五位塚市長はフラワーパーク事業イコール全体事業であると常に答弁されてまいりましたが、前の6月定例議会で、市長が、前池田市長が徳峰議員に、私は4年前の選挙からパークゴルフ場、フラワーパークと言ってきたということで、そのパンフレットも提示され、そのとき徳峰議員も確かにと認め

られたとっております。やはり、今回も市民の中で五位塚市長が当選されたということで、フラワーパークは支持されなかったという答えが出ている今、私が問うのは、30人委員会で、これまでの答弁の中で、残りのパークゴルフ場、グラウンドゴルフ場整備事業も除いた跡地利用を考えて、そのことについて検討していただくという、何か制約を受けた30人委員会であるのではないかと理解しておりますので、これは確かにそうでありますか。市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

池田市長が示した13億円事業というのは、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ、フラワーパーク、花公園、駐車場を含めた一帯の提案でございます。それは胡摩地域を限定した事業の提案でありました。私は、あの地域は農業が中心とするところであり、周りにいろいろな施設がありますので、仮に口蹄疫、鳥インフルエンザ、いろいろなものが発生したときは、観光客の出入りを中止しなけりゃならないという大きな問題点を抱えております。現状としては、あの地域は、時期によってはハエやいろんな虫が発生し、観光客を呼べるような状況ではないというふうに私は確信しておりますので、この事業は一旦白紙に戻す、中止するということが基本であります。

○1番（今鶴治信議員）

今までの答弁で、確かにずっと一貫として申されてますので、私が申し上げたいのは、せっかく30人委員会たるものを立ち上げるのであれば、やはり、跡地利用には、フラワーパークはともかく、パークゴルフ場、グラウンドゴルフはどうであるかという、つくってほしいという意見もあるかもしれないので、それに制約をかけるのは少しおかしいのではないかと思います。これについてはいかがでございますか。

○市長（五位塚剛）

グラウンドゴルフの方々から陳情書が出されました。最終的には、その内容を見る限り、やはり大会を開いたりとか、いろいろたくさんで利用するときに、特に末吉の方々がグラウンドゴルフをする場所が少ないというのが実態でございます。当然、一番肝心なのは、グラウンドゴルフをされる協会やその方々の本当の生の声を聞き出して、そして、どういうところにつくるべきか、それを検討した上で今後進めていくのが基本だと思っております。

パークゴルフについては、実際本市において、どれぐらいの方が利用、会員がいるのか、組織を含めて実態がないところでございますので、そういう方々とも、また今後協議をして、何らかの形ができるのであれば検討しますが、この胡摩地域について、グラウンドゴルフ、パークゴルフ場をつくるということは白紙でござい

ます。

○1番（今鶴治信議員）

この件につきましては、同僚議員からも何回も質問があり、市長の答えは一貫して白紙ということであると理解しました。しかしながら、これまで、30人委員会でどういう意見が出るかかもしれませんが、わずか30人で、今まで企画課長の説明によりますと、契約済み、これを全部、これまでの設計委託料を含めると1億5,000万円の一般財源が使われております。大きな、13億円をかけた合併特例債を利用する大きな事業でございました。五位塚市長が当選された実績はありますが、やはり、池田市長の掲げるフラワーパーク、パークゴルフの支持の人も相当数あったと思われます。その中で五位塚市長が当選されたのでございますから、その結果についてどうこう言うあれではございませんが、やはり皆様が——五位塚市長が当選されたのでございますので、それについて、どうこうではございませんが、これまで皆様が共産党議員団が言われてきましたアンケートによる調査はしなくてよいのでございましょうか。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

私たちは、私がまだ議員の時代に、市民の皆さんたちと一緒に、この事業について市民の声を聞くというアンケートの陳情書を出しました。残念ながら議会の皆さんたちが認めていただきませんでした。これが結果でございます。また、この間の流れとして、池田市長から出された予算に対して議会が認めてきました。賛成多数でございますけど、その中で、今回24年度の予算を繰り越しして、土地買収がなされて、本格的な事業が開始される状況までなってきたわけですけど、今回の市長選挙で、市民の声をあらわすのは市長選挙しかありませんでした。このことについて、市民の皆さんたちにフラワーパーク全体事業の13億円は、私は中止すべきだということをお訴えいたしました。そのことを多くの市民の方々が理解をいただき、そして私を支持いただきましたので、市民のお声を大事にしながら事業は中止をしております。

○1番（今鶴治信議員）

この件につきましては後で同僚の大川内議員からもあると思いますので。次に、先ほどの答弁の中で、三大祭りの弥五郎どん祭り、流鏝馬、投谷八幡宮の行事と、また、曾於市の悠久の森、大川原峡、花房憩いの森という自然の恵みもあるという答弁をされましたが、そこで、私の地元である花房憩いの森についてお伺い申し上げます。

これまで事あるごとに共産党議員団は、花房憩いの森は維持管理費が高すぎる、赤字であるという、何かの事業について言われてきました。この中で、今、森林組

合に指定管理されておりますが、ジョギング大会や夏のキャンプ場、そしてまた今回、シロアリ等などの被害があるということでリニューアルされて、立派な施設になっております。この中で20周年記念式典が行われましたが、そのとき五位塚市長は議員でございましたが、出席されましたか。

○市長（五位塚剛）

私も参加をさせていただきました。同時に、この間、花房峡憩いの森についても、いろいろと私はこの事業との関係で比較をしてまいりました。現実としては、収入があっても、1,300万から1,500万円の市民の税金を使わなければ赤字の穴埋めをできないというのが実態でございますので、事実に基づいてお伝えいたしました。

○1番（今鶴治信議員）

出席されたなら、そのとき植物学会学芸員の先生が、この憩いの森は非常にシダ類の希少な場所であるという、内村先生でございましたけど、話をさせていただきました。今まで、曾於民報に憩いの森のそういう点を挙げられたことはあるのでしょうか。

また、20周年記念事業として、そのとき、桜の植樹を地元高岡、櫛小学校の児童、そして、もう統合されましたが、そのときの閉校前の南之郷中学校の生徒、そして各保護者、関係者による桜の植樹がなされました。あそこは杉林でございましたが、杉をきれいに伐採して、10年、20年後に桜の花が満開になったとき、たくさんの方がこの憩いの森に来てくれることを期待して皆が植えたと思っております。この思いに対して、これまで、私を含め大津議員は地元の議員でございますが、確か、亡くなりました田崎町長時代に憩いの森は建設されたと思っております。あたかも、これまで非国民みたいな感じで、本当に南之郷の人たちの自信と誇りがすっかりなくなったと思っております。しかしながら、今回20周年を迎え、新たに、また、リニューアル、再スタートということで、ぜひ、曾於民報にもけなすだけでなく、ぜひ、憩いの森に行ってください。また、悠久の森、大川原峡に行ってください、こういうプラス思考の記事も載せていただきたいと思います。いかにお考えでございますか。

○市長（五位塚剛）

議員時代は、曾於民報の発行者の1人として、いろいろな問題点を市民に明らかにしてまいりました。私も一議員として桜を植えました。そういう将来の花房峡憩いの森を1人でも多くの方々に見てもらうという意味では、それは大事なことでございますが、大体、今までのこの事業に対する計画が余りにもずさんであったんだろうと私は思っております。今、シロアリの駆除のことを言われましたが、シロアリが来て建物が大変腐ってきてる状況でございますので、対策の予算も計上したと

ころでございますけど、リニューアルをしたわけでありませぬ。また今後、建物がもう20年を経過しましたので、バンガローを含めて、また大きな修繕費がしなきゃならないということも予想されておりますので、やはり、こういう施設については、長期的に収入と支出の関係をよく検討した上で事業というのは進めないと、結果的に市民の税金が穴埋めになるということが実態だというふうに私は思っております。

○1番（今鶴治信議員）

私は、憩いの森の管理者に話を聞いたところ、ほかの大川原峡、悠久の森もそうでございますが、今、先ほど、観光特産開発センターの観光誘致事業も今効果があらわれてるという話でございましたが、インターネット等を通じ、県外のお客が特に下の川のほうを見学に来られるということで、私は地元でありますけど、もう少し、あれが市内の中心部にあり、逆にもっとそういうシダ類の方向、また都城の友人からよく聞くことでございますけど、曾於市には憩いの森という本当に、皮肉ではないでしょうけど、ゆっくり憩える場所があつて、すばらしいですねという意見を聞きます。公園というのは、向江公園を含めにここ公園、いろいろございますが、市民が憩えればお金がかかってもいいので。どこも公園はお金は取らないのではないですか。お聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的には、区画整理地域内にあります、ここ公園とか、栄楽公園とか、一般的な公園としては、入場料は取らないというふうに思います。

○1番（今鶴治信議員）

場所的に、曾於市の、日南市境にございますから、なかなか人が来にくい場所にありますけど、今、上のほうから木も伐採され、すごく夜も夜景が見えて、すばらしいところになっております。この件につきましては今後の市長の対応を見ていきたいと思いますが、もし、赤字が続くなら閉鎖されるお考えでございませぬか。

○市長（五位塚剛）

今、森林組合に管理委託を指定管理でお願いしてあります。森林組合のほうでもなるべく経営的な赤字を解消するために相当な努力をされております。そのためには、いろんなイベントをしながら、あそこを利用してもらうということでしたいと思うんですけど、ただ、あそこで収入を得るといったら限られてるわけですね。夏場のキャンプのときのバンガローとか、一定の収入しかないわけでございます。子供たちもゴーカートについては、一定の月はありますけど、非常に利用も少なくなつてるのが実態でありますので、あのところで、お金を取つての利用をふやすというのは、非常に困難な状況にあるのではないかとというのは、この間の流れを見てもそういうふうを感じるところでございます。

○1番（今鶴治信議員）

先日、4市5町にある大隅半島の市議会議員、町議会議員の研修会がございました。議長を中心にして取り組んで第2回目でしたが、その中で、振興局長からでも、伊藤知事も常に申されていることですが、鹿児島は観光と農業を売り出していくということで、新幹線が鹿児島までつながりまして、薩摩半島は大いに潤っておりますが、大隅半島がなかなかその恩恵を受けてないということで、きのうの同僚の大川原議員からもございましたが、大隅半島全体に、佐多岬、内之浦、そして、いつも市長が議員時代にも申されましたが、かのやばら園は枯れて赤字だという話でしたが、私は、昨年またバラがきれいに再生した、かのやばら園に行ってまいりました。そして、曾於市の方々は、反対の方々はそう思っていられないかもしれませんが、鹿屋市の皆さんはかのやばら園に誇りを持っておられ、見事に再生されております。そして、この間、鹿屋はバラ園、枯れても話題になりましたが、また、きれいに咲いても、また鹿屋のバラということで、すごく宣伝効果があったと思っております。ただ、赤字で批判するばかりじゃなく、前向きに経済効果等も考えて、既存の施設だけではなく、やはり今度の市長のパークゴルフ場、フラワーパークは市民が受け入れていただけませんでした。私は、これは説明不足も、私たちの説明不足もあったのではないかと反省してるところでございます。その中で鹿児島市のいおワールド水族館も、あれは鹿児島の指定管理であります。あれも以前1億円の運営費がかかっても、それは赤字だそうです。しかしながら、続けておられます。平川動物園にしてもしかりです。やはり、市のトップになられた今、ただ、フラワーパークの1,000万円の維持管理費にもございますが、場所的なことも問題があると言われましたので、その件に関してはイタチごっこでございますが、維持管理費以上の経済効果があれば、それは市長として、いろんなことに取り組むべきではないのでしょうか。いかがお考えですか。

○市長（五位塚剛）

仮に、胡摩地区に、この事業を決定し事業が始まった場合には、最低でも1,350万円の赤字になるようでございます。10年たったら約1億5,000万近い市民の税金が使われるという状況でございます。今、土地買収で仮に起債がなかった場合には、一般財源が総合的に1億5,000万近いというのが使われるということで答弁いたしました。これ以上市民の税金を市民の納得しない、そういう事業には使うわけにはまいりません。ただ、必要な市民のための公園とか、また、教育的な施設、文化施設というのは、市民の暮らしを守るために大事な事業でありますので、それは進めてまいりますが、市民の理解が得られない事業については中止でございます。

○1番（今鶴治信議員）

1,300万ほどの赤字だと言われましたが、このほとんどは花の苗代を除き、管理費等は市民のお年寄りを雇用するという、市長の、前市長の案でございましたので、憩いの森にしてもしかりでございます。指定管理の維持管理費は、ほとんど、あそこの整備の人件費でございます。それは曾於市民にお金が落ちるわけですので、そしたら、また、そのお金で市内の買い物に行ったりする。お年寄りが週に2回ほど、わずかなお金でございますが、そのお金で年金以外の所得が、元気なお年寄りが、高齢者ですね、収入があったら、それを使う。そういう発想はなかったのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この事業は私が提案したわけじゃありません。前市長が提案されたわけですけど、4年前の市長選挙でも、残念ながら市民の中に、フラワーパーク、グラウンドゴルフを含めたこの事業をやりますということは公約にありませんでした。ですから、池田市長が再選された後に具体化されたものでありますので、市民も合意しておりませんし、また、そのシルバーの方を使うからいいのではないかという御発言でございますが、シルバーの人を使っても一般財源を最低でも1,350万円出さないと全体の事業が成り立たないということが現実にあるわけですので、場合によっては、花がうまくいかなかったといたら、場合によっては、2,000万、3,000万というお金が発生する可能性がありますから、それはとても市民の代表として、市民の首長として、私はすることはできないという考えでございます。

○1番（今鶴治信議員）

この件につきましては、以上といたします。

次に、福祉・子育て支援についてお伺いいたします。

子育て支援としての保育料値下げが一番目的であるという話に承りましたが、私の文厚委員会で、今、2年ほど前、一旦、曾於市はほかの近隣の市町村に比べ少し料金が高いということで見直しをしたところでございます。その中で、霧島市に、均等割世代で、市民税の均等割世帯でございますが、現在1万8,000円、志布志市が合併前の一番料金の低かった松山町を参考にして値下げ金を決めたということで、1万1,700円、都城市は同じく1万8,000円です。霧島市が1万6,000円でございます。この中で五位塚市長は1万円以内の保育料に値下げするというところでございましたが、逆に所得のたくさんある方々は、国では最高限度額が10万円でございますが、曾於市では、ここを下げ、一番所得のある人でも3万5,000円にしているところでございます。都城はちなみに4万9,500円、志布志市は4万7,500円で、最高所得の方は高くなっております。これまでの答弁で段階的に下げていくという話でございましたが、この所得別の料金設定は考えておられるのか、お伺い申し上げます。

○市長（五位塚剛）

私は、将来の曾於市の人口の動態を見たときに、合併のときに4万5,000人の人口が、現在4万人を割る状況になってまいりました。10年後、20年後になると、大変な減少でございます。ですから、今、しなければならないことは、曾於市における人口をどのようにしてふやすということが大きな役目であると思います。それは行政しかできないというふうに思っております。そのために曾於市内において子育てがしやすい環境をつくるための手だての一つとして、均等割の対象者の方で第1子が1万8,000円の保育料をせめて1万円ぐらいに下げられたら、もう1人、2人というふうにご子供をふやしていただけるんじゃないかという、そういう大きな観点からの、この施策であります。ですから、今回の提案は、具体的にするためにはかなり詰めなきやなりませんけど、財政的に保育料関係でも9,240万というお金がかかりますので、段階的に検討をまず今始めたいなという考え方です。

○1番（今鶴治信議員）

先ほどの答弁で人口増に対するのは数字を把握してないということではございましたが、ちょっと、そういう資料がなくて、答えるのも難しいかもしれませんが、近くの志布志市がちなみに近隣では一番保育料が安いのでございますが、それで人口動態として、志布志市に若い世代がふえているという情報は聞いておられますか。

○市長（五位塚剛）

志布志市の議員の方にお話をしてみましたら、やはり、保育料を1万円近くにしたために、非常に若いお父さん、お母さんたちが喜んでおられるということをお聞きしております。人口が値下げをする前と以前がどうだったかというのについては、ちょっと詳しくはわかっておりません。

○1番（今鶴治信議員）

私も若い人たちの子育て支援について財政が可能なら値下げすることに反対するものではございませんが、やはり、財政的なことを、財政計画等も熟慮されて、この件については取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、年金でも入居できる老人ホームはということで老人福祉施設を考えていらっしゃるということでございましたが、全国的に市営、同僚の議員が質問されたとき、市がつくって、指定管理で運営していく方法がいいのではないかという話でしたが、調査中ということでございましたが、全国に何カ所か、こういう施設が実際あるのをごさいますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

鹿児島県内においても、日置市だったと思うんですけど、市の施設もあります。全国的にはいろいろなケースがあると思います。ほか、もし、担当課がわかってい

たら、お答えさせたい、いきたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

公立の老人ホームということになるかと思いますが、鹿児島県内には5カ所ございます。これは特別養護老人ホーム、前は措置時代でございましたので、市町村立でやってた。それが介護保険に移行いたしましたので、それぞれ指定管理で運営をしているというのが実態ということですので、今後、特別養護老人ホームを公立でつくるということはちょっと考えられないと、介護保険法にちょっと逆行するという考え方です。全国で申し上げますと、特別養護老人ホームについては市町村立322ほどありますので、いわゆる措置時代の流れで、今、やってると。養護老人ホームについては、322、同じぐらいなんですけど、これ曾於市も清寿園というのを持ってますので、そういうのがございます。そういうことからいきますと、そういう介護保険で縛りがありますので、特老は若干無理ではないのかなと考えております。

○1番（今鶴治信議員）

年金でも入居できるち公約でございましたが、低年金という国民年金のどのぐらいの料金を考えて、厚生年金の方もいらっしゃるんですけど、どのぐらいの年金額の人を対象とされているんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

まだ、確定はしておりませんが、今、70歳を超える、特に80歳を中心とする方々は、国民年金で2カ月で、少ない人はやっぱり4万からちょっとふえて7万ぐらいというのが今の実態だと思います。2カ月でそれぐらいですから、7万の場合には1カ月3万5,000円で衣食住を含めて生活しなきゃならないという人たちが非常に多いわけでございます。そういう方々が、こういう老人施設に介護施設を含めたところに入ろうと思っても、現実は大変厳しい状況でございますので、できましたら、年間40万から50万ぐらいの、そういう人たちが安心して自分の老後を施設で住めるような、そういう人たちを対象にしたいなと思っております。

○1番（今鶴治信議員）

これからのことでしょうか、もし、できたとして、何人規模の方を考えてられるのか。また、既存の特別養護老人ホームが、民間業者でございますけど、この辺との兼ね合いはどう考えていらっしゃるのか。民業圧迫になるんじゃないでしょうか。そういう安いのを公営にやるとですね。そこをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

現在はグループホーム等も含めて希望者はたくさんあるわけですけど、ただ、金額的に介護つきとなると大変なお金がかかります。10万円でも入れないという方々

もいらっしゃいます。それに対して、市としても独自の今支援を始めておりますけど、統計的には、当分は施設に入れたい方々があると思っております。ただ、将来的には全体の人口が減ってまいりますので、お互いに民間の競争が発生する可能性もあります。そういう意味では十分民間の施設の方々とも協力しながら、また、その人たちの生活権もありますので、十分配慮して進めてまいりたいと思います。

○1番（今鶴治信議員）

保育料、かれこれ、こういう老人福祉施設、財源が確かではない計画が公約にほとんどであると思えます。特にきのう敬老祝金についてもしかりでございます。予算の増がなかったということで、今までも支給されていたことでございますが、こういう中で、国のほうで社会保障改革による介護保険法の改正がなされようとしております。介護の必要度の低い要支援1、2の人を段階的に市町村事業に移す計画であると新聞等で報道されましたが、曾於市への影響はどうお考えか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

国の考え方というのは、施設も病院もなるべく出て行ってもらうというのが国の考えでございます。自宅介護、自宅でなるべく療養しなさいというのがありまして、残念ながら病院についても、3カ月から4カ月たったら出て行っていただきたいというのが病院の今の国の指導でございます。しかし、その市民から見た場合には大変なことでございます。国の施策がそういう方向でありますけど、しかし、私は、なるべく市民の生活を守る役目がありますので、市としてできることは何かあるかという意味では一所懸命努力してまいりますけど、国の方針の状況で今後そういうふうになるだろうというふうに思っております。

○1番（今鶴治信議員）

市としては、ほんと自主財源の少ない地方交付税、国庫支出金、県の支出金に財源をほとんど委ねている。ほとんどの地方都市は、地方の市はそうでございますが、9月定例議会の後に決算委員会も開かれますが、23年度、24年度の中で、自主財源比率はどうであるか、わかっておられたらお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市の財政は大変厳しいものがあります。この前の市長選挙のときは、前市長は、曾於市の財政は豊かだということを盛んに言われておりましたが、実際中身をよく点検してみますと、現実はそのでないのが実態でございます。自主財源比率は20%に落ちてるということもあり、大変厳しいことだというふうに思っております。自主財源比率を伸ばすための努力というのは、今後もしなきゃならないというふうに思っております。

○1番（今鶴治信議員）

ことし新年度予算で認知症対応型共同生活介護事業所に、いわゆるグループホームに、家賃等助成事業として、国庫、県支出金の助成で、低年金、総合所得が80万円以下の人たちに対して、市で1,512万円の予算計上をされております。これは市の一般財源持ち出しが非常に少ない事業で、こういう事業を市に取り入れていただくのなら大いに賛成でございますが、わずか20%の自主財源である我が曾於市でできる市民へのサービスは、いろいろやりたいのは山々で、私も反対するものではないと思いますが、これまで共産党議員団の皆さんは、総合振興計画、過疎計画、一番最初に財政計画がしっかりした事業でないと取り組むべきではないと主張されてこられました。この件に関してはいかがでございますか。

○市長（五位塚剛）

今鶴議員が言われたとおりだと思っております。やはり事業を展開するためには、曾於市の財政状況がどうなっていくかという見通しを持って、また同時に事業の中身について精査して、国の起債ができるもの、また、補助金をもらえるもの、そういう意味で、なるべく自主財源の持ち出しが少ないようにするというのは基本でございます。それと総合計画、過疎計画に必ず盛り込んで、議会の皆さんたちに理解していただいて、議決をしながら進めていくのが基本だというように思っております。

○1番（今鶴治信議員）

平成23年度の決算は出ておりますので、曾於市の基金残高が81億1,400万、地方債残高が254億8,600万、約ですね。平成24年度の決算審査はまだでございますが、この数字がわかれば、財政課長でもよろしいのでお答えください。

○財政課長（池之上幸夫）

24年度の基金残高でございますけれども、87億1,903万2,000円でございます。

市債残高、地方債の残高でございますが、262億7,853万9,000円でございます。24年度末です。

○1番（今鶴治信議員）

平成23年度におきまして、財政指数もいろいろございますが、将来負担比率13.8%は、23年度において県下で一番トップの負担比率で優秀な財政数字だったと思います。これについて、五位塚市長はどう思われますか。

○市長（五位塚剛）

曾於市に合併をしたときの地方債、借金よりも、今現在において借金がふえております。しかし、今言われるような将来負担率を見たときは県下でトップということでございますけど、実際の中身を見る限り、財政状況は大変厳しいと思っております。

ます。その多くの理由は職員の百数十名減にいたしましたので、そういう意味では、その数字が出たんじゃないかと思えますけど、全体的には厳しい状況であるというのは、変わりはないというふうに思います。

○1番（今鶴治信議員）

通告にはございませんでしたが、子供医療費を中学生まで、今、無料化にされております。これを公約で、高校まで引き上げる。高校生18歳以下ですね。高校生卒業に準ずるということで、この件に関しましても、今、市が取り組んだところで、この中学生までの医療費を市が見るということでの決算がまだでございますが、検証と分析はどう判断されて高校までの無償化という極端な、極端ではないかもしれんけど、公約されたか。

また、県内で中学生以下までの医療費無料化に取り組んでいる市町村は幾つあるか、お答えいただきたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

大きな目的は曾於市における少子化対策でございます。そして同時に曾於市に人口をふやす対策でございます。曾於市は所得制限なしの住宅から保育料の軽減、幼稚園代の軽減、そして今ある中学校の卒業までの医療費の無料化を、高校生卒業18歳を超えた、次の3月31日までに達する多くの対象者を医療費は無料にしますよということは、私は曾於市をPRするためにも大事なことではないかと思っております。これを発表する前に当局と検討いたしましたら、一学年大体500万円の予算があれば可能かなということでしたけど、正式に実際の具体化を始めてみたら、全体で2,400万円の財源が必要になると思えます。それは高校生になると、大きな病気は余りいたしません。スポーツ等によるけが等が中心になりますけど、それでも曾於市における子供たちをいろんな意味で支えていく。また、若いお母さん、お父さんたちの家計を支えるためにも大きな施策の一環だというふうに思っておりますので、ぜひ、実現をしたいというふうに思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

県内の19市の中でしか調べておりませんので、19市のうち中学生まで無料というのは8市ございます。

以上でございます。

○1番（今鶴治信議員）

高校まで無料化され、高校までち、今、略称でいきますが、高校生卒業前までというところは、市がありますか。

○市長（五位塚剛）

いろいろ議論はされてるみたいですけど、なかなか、まだ鹿児島県内ではないようでございますので、曾於市がそういう形で出発すると、かなりの県下の中でも同じようになっていくのではないかというふうに期待はしたいと思います。

○1番（今鶴治信議員）

志布志市は保育料の安いのもですが、中学生医療無料化は我が曾於市より1年前から取り組んでおられたとっております。ちなみに、ほかの市のことを言うのもなんですが、志布志市の場合は基金残高が47億3,700万でございます。約です。平成23年度ベースです。やはり、いいことは取り組んでも、取り組むのはたやすいかもしれませんが、1回取り組んだら、ずっと続けなくちゃいけないと思うんです。そして、実際厳しい財政にあるといいながら、24年度で87億1,903万円ある基金残高、いろんな事業を見て、五位塚市長はこの基金を当てにいろんな事業をやっていられるんじゃないでしょうか。これは、前池田市長が、行財政改革、機構改革をされ、市の財政、将来の合併特例債事業ももう期限が来つつある。また、平成28年度以降ですかね、交付税の特例措置も減ってくるということで、これから、今までも修理費がたくさんかかってきましたが、文化センター、クリーンセンター、体育館、そして均衡ある発展ということで、それぞれの旧町にもそういう施設がございます。これの昨日の同僚の土屋議員の中にもありましたが、これからは、この維持管理は相当、市の財政を圧迫していくのではないかと考えています。

そこで、先ほどの社会保障改革に係る介護1、2の市町村への事業移転。これがもし、市の運営に任されて、介護保険から切り離された場合は、これまでの福祉を守っていくのが大変で、新たに、この市民のためになるといって料金を下げるだけでは、将来的、市の財政を相当圧迫していくのではないかと。この件については、どうお考えですか。

○市長（五位塚剛）

市の財政が今後厳しくなっていくというのは、地方交付税の減少があります。基本的には基金の積み立てというのは、目的的に積み立てをしておりますので、それは、目的に合ったものしか使えないものはあります。財政調整基金は、基本的には市の執行の中で必要となるのは使えますので、当然使うときもあると思います。それは事業の中身を見て、国からの起債、場合によっては補助金等もいろいろと検討して、市の財政を圧迫しないように進めていくのは基本でございます。ただ、私の掲げた政策も民間型の企業誘致、また、第三セクター方式で出資を募ってのやり方を含めて、なるべく市の財政に圧迫をかけない形での最善の努力はしたいというふうに考えております。

○1番（今鶴治信議員）

市長は、これまで、これからもでしょうが、T P P交渉参加は絶対反対、また、消費税値上げも絶対反対という立場でございますが、この件に関してはお変わりございませんか。

○市長（五位塚剛）

これについては、議会の皆さんたちも全会一致でT P P参加は反対だという決議を行っております。それは当然ながら、曾於市は農業の基本的な市でございます。農業を脅かすのがT P P参加でございます。関税を撤廃する事業でございますので、関税を撤廃したら外国からの農作物がどんどん入ってきますので、それに立ち打ちできる今の農家の曾於市の実態ではありませんので、農家を守るために基本的には反対でございます。また、国に対して、私が意見を言える機会があったら、国に対しても、政府に対しても、はっきりとその表現はしたいと思います。消費税についても、今、市民の生活は大変な状況でございます。もともと消費税というのは、どんな大金持の方もわずかな年金で暮らす方々も等しく買い物するたびに課税される制度でございます。そういう意味では、弱者にとっては、大変酷税でございます。そういう意味では、消費税の値上げは反対でございます。

○1番（今鶴治信議員）

これまでの質問の中で、市長は、国も1,000兆の赤字国債を抱えている中、なかなか国のそういうことに頼るのもいかなものかという話があったと思いますが、消費税も国の財政が厳しく、前政権の民主党はそれこそ、ばらまきで子ども手当、高速無料化、ガソリン値下げを訴えて政権をとりましたが、野田前総理に至りましたは、消費税値上げに、自民党、公明党の協力を得て上げざるを得なく、今、現在、社会保障制度改革のために使うという目的税として、そういうふうになんて世の中はなってきたんじゃないかと思っております。その中で、国民健康保険もその一環として、鹿児島県で一本化している後期高齢医療と一緒に市町村から都道府県へ移管される方向が見出されておりますが、今まで保険料の値上げはこれ以上無理だということで基金取り崩し、一般財源から2億8,000万円が特別会計の国民健康保険に繰り入れられております。もし、これが広域化の県に一本化となった場合、今まで市が、一般財源が繰り入れた分、市民が負担されるようになったら値上げの方向に行くと思われませんが、やはり消費税も国民から見れば、払いたくないけど、世論調査で60何%が賛成という世論調査もございます。そういう中で、今後、きのう、税金は値上げはしたくないという話でございましたが、この件に関しては、市長はどうお考えでありますか。

○市長（五位塚剛）

市長になりまして、一番頭の痛いことは、国保会計が非常に逼迫してる財政状況

だということでございます。要するに、今の国保会計の体系がもともと国が責任を持つべき補助金を削ってきました。そのために被保険者、最終的には、市がそれを補填しなきゃならないということで、全国の自治体で国に対して、もとに戻すようという要望がされております。私もそれは引き続き取り組んでいきたいと思っております。ただ、現状として、それが改正しない限り、市の基金からの繰り入れ、一般会計からの繰り入れをしないと国保会計が収支が合わないという状況であります。最大限の努力はいたしますが、将来的には、また、そういう値上げの検討はしなきゃならないという時期が来るというふうには思っておりますけど、まだ、具体的には、そのことについては検討はしてないところでございます。

○議長（谷口義則）

ここで、今鶴議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時22分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、今鶴議員の一般質問を続行いたします。

○1番（今鶴治信議員）

確認でございますが、先ほどの保育料の件で、均等割世帯に対しては1万円以下とする希望であるということでしたが、段階的ということで、所得の多い人に対しても、この1万円以下にされるお考えであるか、伺います。

○市長（五位塚剛）

例えば、御夫婦で働いたときに、たくさんの所得がある方がいらっしゃるわけでございます。そういう方々も子供を保育園等に預ける場合には、所得に応じて決まっておりますけど、基本的には、先ほども言ったように、そういう所得のたくさんある方も1万円前後にするということではなくて、やはり、段階的に、その階層のところを少し下げたあげて、していくような方向を今検討を始めるところです。全部、全て1万円以下にするということは、財政的ないろんな負担があるだろうということで、今、考えてるところでございます。

○1番（今鶴治信議員）

それを聞いて、少しは安心をいたしました。

続きまして、3番目の農業振興についてお伺いいたします。

農業振興ということで、畑かんのことについてだけ書きましたが、この件につきましては初日の渡辺議員からの質問でも答えがございました。最初の計画では、お

茶がそれほどふえる見込みではなかったということで、予定どおりであるということですが、ことしは特に灰も多く、曾於市に限ったことではございませんが、特に、三番茶の時期に二番茶から料金も値段も安い上にダブルパンチで相当苦労されておりました。その中で、やはり、灰の降灰対策として水をまくと灰が少しは落ちやすいということで、やはり、この水利用につきましても、特にお茶に対しては防霜対策、降灰対策で、確かに効果があらわれているところでございます。国のほうと水利権の問題もございますので、今後ともこの件に関しましては、市長みずから、国・県にお願いをしてもらいたいと思っております。

TPP問題について、先ほど市長の見解を述べていただきましたが、議員控え室に自民党の森山裕先生の、これは重要5品目に対する関税撤廃絶対反対という決議を曾於市議会に出したことに對して、確かに承ったという返事である内容だと思っております。そういう感じで、市長のトップとして、TPPは絶対反対だという気持ちもわからないのではないですが、実際、安倍総理とオバマ大統領、そしてTPP交渉にあらゆる国がテーブルについた今、絶対反対というんじゃなく、守るべきは守り、それは政治的、現実な政治じゃないかと思いますが、この点に関してはどうお考えでございますか。

○市長（五位塚剛）

議員の方々もTPP参加については、基本的には絶対反対という決議をしていただきました。そのときにも私も入っておりました。多くの曾於市民の農家の方々も大方が反対だろうというふうに入っております。そういう意味では、今の国のTPP交渉については中身が明らかにされない中で進んでおります。決まったときは、もうおしまいでございます。決まったときはおしまいでございます。そのときに撤退ができるかという、これは非常に私は厳しいと思っておりますので、本来なら、このテーブルに参加することも私は望んでおりません。そういう意味では、TPP参加というのは、基本的には反対という強い立場でございます。

○1番（今鶴治信議員）

市長として、ぶれない政治は大事だと思いますが、現実的に守るべきは守る。せめて、鹿児島県にサトウキビから、でん粉用かんしょ、肉用牛等に関する5品目だけではないんですけど、乳製品、これだけは死守するということで、議会でも絶対反対の決議を出したけど、実際、政権をとっておられる自民党、公明党の議院内閣制の中の安倍総理が国のトップとして交渉に入っておられることで、これを阻止することは、参議院選でももう答えが出ておりますし、共産党は絶対反対という政策を掲げて戦ってこられましたけど、自民党はもう賛成ではございませんけど、交渉のテーブルから、あったらおりるという決議案を自民党議員団でも、国会議員でも出

しておるわけでございます。その中で、民主党、維新の会もTPP交渉には前向きな党でございます。現実的には守るべきは守る、5品目、こういうふうに関税路線で行くべきではないかと思うんですけど、その点について、もう一度伺いたします。

○市長（五位塚剛）

国会論戦みたいな形となっておりますけど、基本的には、私も申し上げましたように、TPP参加になった場合には関税撤廃が基本でございます。農業だけでなく、保険業界、建設業界、いろんな問題に波及することであり、日本の経済が崩壊しかねないという、この中身でございます。私は農業の、曾於市の農業を守るためにも、鹿児島県の農業を守るためにも、大変な影響があると思いますので、守るべきものは守ると言っておりますけど、私は農家にとっては非常に不安な要素があると思っておりますので、基本的には反対でございます。

○1番（今鶴治信議員）

市長の姿勢を再度伺ったところでございます。私の通告はほとんど出ましたけど、昨日、最初の渡辺議員との答弁で、また、市長からの訂正もございましたが、畑かん区域に市長が桑を植えられているということと、また、貸地があるという話でございましたが、市長は以前、私が農業委員に同じ同僚であるとき、五位塚空調設備の社長をされながら認定農家の申請をされました。私はあ那时候、末吉町、合併前でしたので、末吉町の認定農家連絡協議会の会長という立場もございまして、五位塚さんに空調設備の経営をやめて取り組むべき、取り組むんだったら認定農家として認められるけど、そうでなかったら、農業で食べている人たちに対して失礼ではないかと申し上げたことがございましたが、今も認定農家ではいらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

認定農家になるためには、農業の計画を立てて、また、農機具の所有、また、農作業の従事の状態、そういうことを勘案して、経済課の中でも審査されて認められた制度でございます。また、5年後に切りかえて、引き続き状況はどうなのか、規模拡大はされているかというのを状態を見て、再度決定をされますけど、私もいろいろと経営をしながら規模拡大をしてきましたので認められてるのが実態でございます。

○1番（今鶴治信議員）

そこで、伺いたしますが、以前はかんしょをふやしたいということで取り組んでおりましたが、その中でなかなかかんしょは難しいという話も聞きました。現在のわかってる範囲でいいですけど、経営状況は、桑が幾らとか、もし、わかってたら水田、言っていただければと思っております。

○市長（五位塚剛）

今、桑を9反歩植えております。ユズを2反歩でございます。あと、水田を借地でございますが2反部でございます。あと、私が持っている所有の畑を今畜産農家のほうに5反歩貸しております。これが現状です。

○1番（今鶴治信議員）

認定農家であられるという、また、あと、昨日の議会が始まる前の訂正の中で、今度、購入された、どれだけの土地を購入されたかどうかわかりません。購入面積と経営基盤強化を使って購入されましたか。いかがでございますか。

○市長（五位塚剛）

6月まで岨ヶ山の借りてた畑、約5反6畝だと思っておりますけど、それを基盤強化法で2人の農業委員の推進で取得をしております。

○1番（今鶴治信議員）

最初の1日目の中で、五位塚議員に、この50aの大隅町にある飼料畑で貸しておられるということでしたが、私が理解してる中では、認定農家、また、こういう経営基盤強化法で土地の面積拡大のためや農地の集積のためにある税金、売った方の税金が800万までの免除という認定農家に有利な制度でございます。この貸し付けの50aは農業委員会を通して、契約のもとに貸し出されている土地でございますか。

○市長（五位塚剛）

それは農家の方がどうしても緊急に貸してほしいということで、今貸しておりますけど、その方がお母さんがちょっと高齢でありますので、場合によっては返すかもしれませんということですので、農業委員会の契約は通っておりません。

○1番（今鶴治信議員）

便宜上そうされたのかもしれませんが、きのうから再三、私はもう、以前同じ農業委員におった立場で、市長が一所懸命農業委員のほうにも思いを抱かれて、続けて、公務多忙の中、続けられされることに対して、どうこう言うつもりはございませんが、やはり、市長たるもの、また、農業委員を長くされた中で、誤解を招く、ヤミ小作に近いような、この50aを貸してて契約を結ばない。また、もし、契約を結んでいたとしたら、この56aの経営基盤強化法では規模拡大を目指した制度で買われたはずですので、これが農業委員会総会で認められるかどうかは難しい問題であるかと思いますが、この件については、どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

そのほかにも、実際荒地になっておりますけど、水田も持っております。基本的には、農業委員会の審議というのは法律に基づいて審議されて認められてるわけで

すから、何も支障はないというふうに思っております。

○1番（今鶴治信議員）

しかしながら、議会の中で、50 a 飼料作に貸し付けてあって、便宜上はよくて、北部畑かんの同意もせず、畑かん区域には難しいという答弁でございました。普通、市長の言葉として、これは契約を交わして貸してあるものと判断するのがそういう答弁であったら思われますが、ヤミ小作といえ、ヤミ小作でございます。

以前、掘り返すようでございますが、私が憶小学校の教育会の水田を市にお願い、私じゃないけど、私の地元がですね、お願いしたとき、五位塚議員もその総会に出て、私は議事録も見せていただきました。その中で、ある小学校の水田が地元の人のを借りてやっているという。これはですね、別に、審議的にはヤミであっても認めますが、やはり市長になられた今、そういうところも合法的に教育田として、貸し借りをすれば認められるはずなので、そういうのを進めるのが農業委員の役目ではないかと思っております。憶教育会は県のほうにも公益法人として登録してあって、公益法人としてみなしで認められてて、合法的に土地も所有しておりました。その件について説明不足もあったんでしょうが、そういう意見を述べられたと思っております。今後ですね、やはり、このほかにも、その後、市長はちゃんとおわびに行き善処されたと聞いておりますが、ある人の土地を市長が借りるということで、借りておられて、それを又貸しにして、ちょっと地主さんがクレームがあったという話がありましたが、この件を含め今質問したことについて、どうお考えでございますか。

○市長（五位塚剛）

全然、通告外のことを質問されますけど、基本的には、私が今借りたところは農地ではありません。雑種地で、私のいろんな機械等の保管場所でございます。たまたま、そこに森林業をされる方が木を持ち出すために、ちょっと貸していただけなんですかということでしたから、それはいいですよということをいたしました。それで、きれいにまた片づけていただきまして、ちゃんと地主さんとも了解を得ております。

また、先ほどの私の持っている借地、私の農地を貸しているということのことでございますが、83歳の高齢の方ですけど、引き続きその農地をですね、あと何年も借りられるという意思があったら、農業委員会を通じて貸し借りをしたいと思います。

○1番（今鶴治信議員）

農業委員会、農業委員長が来られていて、農業委員会事務局長にお伺いいたしますが、もし、この五十五、六 a の土地を規模拡大目的で買われる案があったとき、

この50 a をほかの人に貸し付けてられていた場合は、総会は、このようにスムーズに通ったか、どうかをお伺いいたします。

(「そんなことは切りがない」と言う者あり)

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（今鶴治信議員）

私も東部畑かんにおけるファームポンドについて通告は出しておりましたが、昨日来、新たに市長が話が変わられるものですから、この件について、新たな、新たな事柄でございましたので、新市長になられたところで、きのうから、私は農業委員をやめるとか、そういうことではございませんけど、農業委員もされておられて、先輩として、やってこられたので、その姿勢についてお伺いしているところでございます。農業経営基盤強化法におきまして、こういうのがあったら、通ったものだろうか、どうだろうか、私が農業委員時代において感じたことをお聞きしたことで、市長からは答えにくいでしょうから、農業委員事務局長の見解を求められたら求めたいと思ったところでございますが、通告外で答えられないということではございましたら、これで、この件につきましては、終わりたいと思います。

私がいろいろ述べてまいりましたが、今、市長になられて、これまで共産党議員団として、いろんなことに意見を言われてきた五位塚市長でございましたが、今回の一般質問の中で、大分考えが変わられてきて、その考えの、畑かんのこともございますが、一貫して反対されてきたけど、市長となった今は推進をしていくという、そういう考えで、また、財政計画、総合振興計画、過疎計画にのっとった事業でないと進めていかないという、これまでの主張もやっていくということではございますので、今後、新しく曾於市のかじ取り役となられた市長でございますので、今後の活躍も私どもも期待しておりますので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前 1 時 4 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10、吉村幸治議員の発言を許可いたします。

○11番（吉村幸治議員）

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問に入りたいと思います。

その前に、我が校区むらづくりの同士であった田畑君が、9月8日公民館周辺の環境整備後、体調を崩し、明るく朝亡くなりました。むらづくりがどこまでしているか、わからない状態であります。そういうことで、一般質問の前に哀悼の誠を捧げて、入ります。

通告書に沿って入りますが、1番目に子供医療費の医療機関での窓口支払いをゼロにできないか。①で、医療機関窓口での支払いはどうなっているのか。②で、無料化助成金を医療機関へ直接支払う方法はできないのか。

次に、太陽光発電設置に対する市独自の助成をとということで、①であります、近隣の取り組みはどうであったか。近隣ということで幅広くなりますが、できたら、志布志市、大崎町ぐらいでいいです。②で、本市も再生エネルギー対策として、家庭用設置に対して、早急に補助を考えるべきではないか。

3番目に、合併浄化槽設置助成の増額をとということで、①であります、合併浄化槽については、5人槽、7人槽、10人槽、それぞれ、まだ上に上がっていきませんが、なかなか算出が難しいですので、①の5人槽に対する1基当たりの補助、負担金のことですが、も含めて、個人設置型と市町村設置型はどのようになっているのか。②で、後年度以降の市の負担はそれぞれどのようになるかということで、市町村設置型は起債を借り入れをやっていきますので、概算を含めて答弁を求めます。③で、増額補助で、単独槽等を切りかえて、住みよい生活環境を目指すべきではないか。

次に、4番目であります、この項については6月でも一般質問をかけたところでもあります。前市長のもとの答弁でありましたので、新しく五位塚市長になられましたので、あえて、続けて項目に入れました。コミュニティFM放送局整備計画説明会がなぜ今なのか。①で、説明会の目的は何か。②で、市民からの意見や要望はどうであったか。済んだ校区ということで、基本的には本日が最終、財部校区になってます。財部は4校区ありますので、済んだ校区ということで、済んだ校区の意見要望等を答弁お願いします。③で、地域内放送機器（自治会や公民館）の事業費

に対する市の考え方はどうなったか。また、いつ整備するのかということで、以上4項目について、壇上からの質問しますが、2、3、4については、委員会で今まで十分審議してきた案件でありますので、明快な答弁を求めたいと思います。

壇上からの一般質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、吉村議員にお答えをしたいと思います。

最初は子供の医療費の問題でございますが、①医療機関窓口での支払いはどうなっているかということでございますが、お答えしたいと思います。

子供医療費の医療機関での窓口支払いについては、現在、個人負担分を全額窓口で支払い、後ほど、市より、個人口座へ保険適用分を振り込む「償還払い方式」となっております。

②のところ、無料化助成金を医療機関へ直接支払う方法はできないかという質問でございます。九州、沖縄8県のうち医療費の個人負担分について窓口での支払いを行わずに後ほど市町村から医療機関へ支払う「現物給付方式」を採用している県が6県、窓口で支払い、後ほど市町村より個人口座へ保険適用分を振り込む「償還払い方式」を採用している県が鹿児島県と沖縄県の2県となっております。窓口支払いをゼロとする現物給付方式について、昨年市長会より県知事宛てに要望書を提出しているところですが、現在、まだ計画されていないとのことであり、今後現物給付方式の実現に向けて、他市町村と足並みをそろえて要望してまいります。

次に、太陽光発電設置に対する市独自の補助を、①近隣の取り組みはどうか、お答えしたいと思います。

近隣自治体の実施状況は、鹿屋市、志布志市、垂水市、大崎町、霧島市等が実施しております。

次に、本市も再生エネルギー対策として、家庭用設置に対して、早急に補助を考えるべきではないかということでございます。

太陽光発電は、再生可能エネルギーの中の太陽光発電は、市民生活に最も身近なものと思っております。また、県内の19自治体は何らかの形で支援している現状も把握しております。再生可能エネルギーの活用は、地球温暖化・CO₂問題等に寄与するものと考えておりますので、本市においても今後検討していきます。

次に、3、合併浄化槽設置補助の増額をということで、①5人槽に対する1基当たりの補助は、個人設置型と市町村設置型はどのようになっているかという問いでございます。お答えしたいと思います。

個人設置型5人槽に対する補助金は33万2,000円です。曾於市では、さらに浄化

槽設置補助対象額から補助額33万2,000円と個人負担定額12万4,000円を控除して、額がプラスの場合、その超えた額が10万円までは実費を補助し、10万円を超えた場合は10万円を限度に別枠で補助しております。

市町村設置型については、申請者に対する補助金はないところです。

②後年度以降の市の負担はそれぞれどうなるかということでございますが、個人設置型の後年度の負担につきましては、事業が単年度で完了し、個人に引き渡すことで、管理は個人になることから負担はないところです。市町村設置型につきましては、設置後、市が維持管理することになっていきますので、市の事業として継続されていくこととなります。また、国庫補助、県補助金、個人負担を除いた市負担増は起債で賄うため、借り入れた起債の種類により、12年から28年後まで起債償還が必要となります。

③増額補助で単独槽を切りかえて、住みよい生活環境を目指すべきではないかというご質問でございます。

現在、くみ取り単独浄化槽に限らず、上乘せの補助10万円を限度に補助をしているところですが、近隣市町においては上乘せ補助を行っていない市町もあることから、現状の補助制度を活用して、事業推進を図っていくこととしているところでございます。

次に、4、コミュニティFM放送局整備計画説明会がなぜ今なのかということでございますが、説明会の目的は何かということでございます。財部地区オフトークサービスの停止に伴う代替施設の説明会を実施し、地区住民の方々の代替施設の説明と理解をいただくためのものでございます。

次に、市民からの意見や要望はどうであったかということでございますが、済んだ校区も含めてということです。

財部の南校区及び北校区、中谷校区の説明を実施しました。地区民の方にはFM放送を御理解いただいたものと思います。要望として、地域内放送を整備してほしいとの要望があったところです。

なお、南校区については参加者が少なく、再度説明会を実施する予定でございます。

③地域内放送機器（自治会や公民館）の事業に対する市の考え方はどうなったか、また、いつ整備するかという質問でございますが、地域内放送は、地域の情報伝達手段として利用されていることは承知しております。今回、計画しておりますFM放送は、自治会内の放送ができないというマイナス面もあるところです。現在、自治会内放送を活用されている自治会については、何らかの支援を考えていきたいと思っており、関係部署と支援策等について検討を重ねていく所存ですので、御理解

をいただきたいと思います。

以上です。

○11番（吉村幸治議員）

一通りの第1回目の答弁がありました。通告にないと言われれば、あれなんです。私は1回目の答弁は質問席に座った段階で配付すべきじゃないかなと、議長を通じて議運の中で図ってもらってお願いしましたが、今、簡単に市長がざっと答弁されましたけど、なかなか要点筆記も難しいものであります。ここに私なりにやっと入手して、これはあくまでも私のじゃないですから。理由としては、1回目の中に手書き等も入って、なかなか配付の今のところ、すぐできないということであったということで、事務局、当局から聞いたんですが、昨日あった議員の答弁書を見ますと、手書きは一切入っていません。きょう、また、私の一般質問が終われば、すぐ、議会だよりの原稿ということで、これが配付される、私のが配付されるわけですが、ぜひ、やりとりがうまくいって、短時間で要領よくいくためには、答弁書を早急に配付するようにできないかということだけ、質疑外と言われれば、それだけですが。まず、私がなぜ最初に言うかといいますと、今、書きましたけど、なかなか市長が答弁したことを、かみ合わないところも出てくるかと思しますので、かみ合うために必要じゃないかなということで、私は6月もしましたので、6月も持ってます。6月も手書き一切なかったです。やっぱし、こういうのが必要だなということで、今ずっと、4年前議運長もさせてもらいましたので、議運長の時代から、ずっとやってきました。財部のときは、そういうふうには配付がありましたので、町長とよくかみ合ってますね。執行部側はいつも前もってやれば、一般質問の材料になって、なかなか難しいということもあろうかと思いますが、答弁席にここに座ったときに、配ってもらえれば、そのとき見るわけですので、それ以外のことは活用しませんので、ぜひですね、そういう気持ちがあるか、市長の答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

今回、議長から、第1回目の答弁書をいただきたいという要望があったということのお話がありました。今回はもう既に答弁書をつくっておきまして、その中には細かい数字等も入れております。2回目以降のことについても書いてるところがありましたので、次回からは1回目の答弁の部分だけを書いたものをお配りしたいというふうに思います。

○11番（吉村幸治議員）

よくわかりましたが、それじゃあ、私の答弁書の中には、きょう何時ごろか終わると思うんですが、終わった時点で、すぐ配付はないということですね。そのまま

配るのであれば、それを配ればいいわけです。そこを言いたいわけですよ。このきのうの質問の答弁、一般質問が終わったそのときも配るわけですので、いじる余裕がないと思いますので、私たちは議会側と執行部側と良いやりとりをして、議員は、この項目について、市民の意見を聞きながら、自分の考えを聞きながら、提案することですので、ぜひ、12月からということですので、大いに期待します。もう、それ以上のことは言いません。

それじゃ、1の①ですが、医療機関窓口での支払いはどうなっているかということについて、個人負担を全額窓口で支払って、後から清算払いということでありました。よくわかりました。これはもう、それ以上のことはないわけですので、それはよくわかったんですが、②で、無料化助成金を医療機関へ直接支払う方法はできないかという要否です。九州8県の中で鹿児島県と沖縄県がされてないということで、県を通じて要望活動を今後積極的にやっていくということですが、実は、個人的ですが、7月の初めに夏休みに入った段階で私の孫が都城に入院しました。隣は曾於市の方でした。病室がですね。宮崎県ですので、宮崎は退院するときは4,000幾らで、お金はあつとかち聞いたら、4,000どひこあっち言った。ああ、そひこか、と言ったんですが、隣の人は鹿児島県の曾於市の財部の方です。8万幾らやったと。銭ぬどげんすっどかいて一所懸命苦慮されていたということで、曾於市は無料やったどっち、私は言いましたが、勉強不足でした。正直言って。私は窓口支払いが無料だということを思っていましたので、今度、市長が高校までやるということですので、財政の裏づけがあれば、高校が3年間で860名ち言いやったですかね。2,400万ということで、少子化対策ではすばらしいことだなと、私は評価しております。でも、こういう窓口も支払いをゼロにすることで、こら、曾於市は銭な払わんでん、子供には力入れてるんだ。そこが一番大事じゃないかなっていうことをすごく思ったから、この項を担当課に聞いて、現状はこうなってますって言いましたので、市長は知っているのかなということ、あえて、この質問をこのように書いたところではありますが、いつごろをめどに積極的に県に働きかけていく考えですか。

○市長（五位塚剛）

私も議員時代に共産党の議員団の交渉がありまして、このことについては、ずっと要求してまいりました。県のほうにもいろんなところから、この要望があるようでございます。ですから、ほかの市町村も全く鹿児島県ということで償還払い方式になっておりますので、やはり現物給付方式の窓口負担がないようにということで、市長として、首長として、積極的に申し入れをしていきたいと思っております。

○11番（吉村幸治議員）

②については、市長は首長ですので、党派を超えて、ぜひ、いいことですので、

早急に、できたら1年以内ということで頑張っしてほしいと思います。

やっぱし、このことが曾於市に子供を持つ若い親を呼び込む施策じゃないかなと私は思ってます。孫が入院しなけりゃ、私の勉強不足でしたので、こういうことは言わなかったんですが、思うところがありましたので、担当課長に聞いて、この項目を入れましたので、これ以上のことは言いません。一番眠い時間だということでもありますので、余り長々したって誰も聞いてくれませんので、そういうことで、大いにこの項も期待しときます。

それじゃ、2の太陽光発電設置に対する市の独自の助成をとということで、さっき、近隣の市町村の取り組みはということで、私も私なりに調べてみました。志布志市と大崎町あるということ知ってましたので、あと、壇上で、志布志、大崎ぐらいでいいですよと言ったんですが、鹿屋、垂水、霧島もあるよということで言われました。

私も現在、電気、原発なしではこのままどうなのかなち疑問もあるんですが、せっかく再生可能エネルギーということで太陽光がありますので、また、委員会の中でも、冒頭言いましたとおり、五位塚市長がことしの3月までは議員でしたので、24年の12月では委員会で意見書を付しております。早急に検討すべきだということで、25年度は調査費が組まれています。私の言った狙いとは違ったなと思ってますが、再生可能のどういうことができるかちゅうことで、調査費が組まれて、予算が組まれて、今、やっていると思うんですが、私が言いたいのは、せっかく曾於市は太陽が恵まれてますので、近隣の市町のように、キロワット幾らということは、私は通告してませんので、補助を考えるべきではないかということ言ってますので、大体1kW2万円ばっかだと思ってます。5キロが現状でやってるんじゃないかなと思ってますが。

そういうことで、②ですが、「本市についても検討をします」。検討は、ただ、検討するばかりじゃ、24年の12月に言ったわけですので、25年度の予算にも組まれなかった。26年度の予算に組まれんな、検討は、検討するばかりですね。26年度の予算をもう担当課は組んでいかないかん時期に入るわけですね。市長はそういうことで考え、前向きに予算を要求ぐらい、やんみれって指示しますか。

○市長（五位塚剛）

この問題については、私も総務委員会で審議をいたしまして、意見書を、意見というか、申し上げたわけですが、大変大事なことだと思っております。若い人たちが曾於市内に住宅を建てる場合、ほとんどの方々がオール電化で太陽光設置型の住宅を建てられております。そういう方々を支援するためにも必要なことだと思っております。今、実施している自治体を見ますと、大体1kW2万円から3万

円。上限を6万、9万、10万というふうに決めてるところもありますけど、これはぜひ導入をして支援を強めたいというふうに思っております。

○11番（吉村幸治議員）

支援を強めたいということですので、担当課に指示、今しますか。するなら今ですよ。どうですか。

○市長（五位塚剛）

この問題について質問がありましたので、担当課とはちゃんと打ち合わせしております。財政的には、それほど大きな予算は必要ないと思っておりますので、指示をしたいというふうに思います。

○11番（吉村幸治議員）

それじゃ、指示するということですので、今、担当課長は今ありましたので、十分胸に置いて、予算要求なり、計画を組んでほしいと思います。大いに期待します。

それじゃ、③です。合併浄化槽の設置助成についてということで、私は所管ですので、所管が言っているのかなっち、私もずっと一般質問は所管は避けてきたんですが、あんまりまた、一般質問もしてきませんでしたので、ここに資料も持ってます。個人設置型については、5人槽33万2,000円、一定額を超える場合は10万円を限度ラインということで持ってますので、あと、市町村設置型についても5人槽の1基当たりの市町村が設置するわけで、負担金が12万4,000円って持ってます。これはもう持ってる中で、あえて質問したのは、8月30日、大隅地域市町村議会議員協議会研修会がありました。その中で、大隅地域の生活排水対策についてということで研修を受けたわけですが、単独槽があるから問題ないよなという認識もあったとは私も反省するんですが、曾於市は個人型と市町村型と、今、設置率は何%になってると思いますか、ここに資料を持っていますが、もう時間がなくなって。ほんならこっちで言います。51.1%ということで、これを引き上げるためには、これも25年の3月、市長が副委員長のとときに委員会で意見をこれは正式に付しております。県の補助を狙ってという考え方もあったんですが、そういうことで付してますので、私がなぜ、ここを取り上げたかといいますと、我が家には下水道と町村設置型と末吉大隅の個人設置型、下水道区域外の個人設置型があります。このへんも含めて、今年度を含めて負担が下水道とやっぱり市町村型は大変だろうなということで、副委員長の立場と委員長の立場、今じゃ、もう市長、私よりかあれですが、ということで、ずっと、話し合ってきましたが、さっき、2番目については、1番目はそういうことでありましたので、設置型補助だけありません。補助はないですね。負担金ですので。それは十分わかって、表現が悪かったち言や、表現が、通告が表

現が悪かったんですが、比較した場合に、個人設置型に市町村設置型並みに市が見てるかということはどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

末吉と大隅が個人設置型の合併浄化槽推進でございます。これをまだ浄化槽がないところ、また、単独浄化槽の持ってる方々、それに対して、環境整備のため、水質の良好な状況をつくるために合併浄化槽推進をしてるわけでございます。そのために、推進がしやすいように、これは合併と同時に10万円の支援を始めました。ですから、これによって、大分また個人設置型の方々も大変ありがたい状況になっていると思います。基本的には、PR活動を含めて、もっと積極的にやっていって、その10万円の上乗せで御協力いただければありがたいなと思っております。

○11番（吉村幸治議員）

それじゃ、③にもう、3の③に入ってますが、現状のまんまで行くということですかね。現状のままですね。それじゃ、委員会で市町村設置型、私は財部ですので、今後、市の財政負担が多くなっていくよなって話もしてましたけど、それはもうなくするということですね、考え方。もう、これで行くんだということ。私は、財部は市町村設置型で手厚くやってくれてるから、末吉、大隅のためにもうちっと頑張らんかということなんですが、もう、それはもうせんということですね。どうですか。

○市長（五位塚剛）

現段階の状況では、一応協議をしたんですけど、10万円の上乗せをしておりますので、それを推進していきたいということでございます。現状のままです。

○11番（吉村幸治議員）

何か、ちょっとあれですけど、現状のままって言えば、今、下水道、市町村設置型がないところも、同じように市が合併浄化槽に対して手だてを立ててるということじゃないですかね。そういう認識なんですかね。

○市長（五位塚剛）

5人槽の場合は33万2,000円の、それに対して、あと10万円の上乗せをして、最高額ですね、して、合併浄化槽を推進をしたいというのが、調整を、合併時の公共下水道事業、財部の市町村型の事業とのその割合を見て、合併浄化槽を推進するために10万円の上乗せがされました。そのことで、ほぼ均衡な状況になっていると思っておりますので、基本的には、10万円の上乗せで合併浄化槽としての推進をしたいという考えでございます。

○11番（吉村幸治議員）

それじゃ、ことしの3月、委員会の意見書を出したんですが、このことについて

は、県の補助の増額をという意見も中に入っていましたけど、このことについては県に要望されますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、国・県というのは、合併浄化槽の補助については一律でございます。ですから、私も県がもっと市町村に支援をしていただければ、本当にありがたいなと思っておりますけど、何せ県は非常に財政難に陥っている状況みたいですから、機会があれば、支援に対する、この合併浄化槽の支援もふやしていただきたいということは、要望はしたいと思います。

○11番（吉村幸治議員）

それじゃ、もう、この3については平行線のようなので、私は私なりに、任期は11月いっぱいです。もう一般質問をすることは、我が今期限りじゃないので、そういうことで、ぜひ、前向きに、県なり、市も、今言ったとおり、下水道市町村設置型から見てどうなのか分析して、末吉、大隅の個人設置型に、市長は業者にもということで、私は、委員会の審議の中では要点筆記を常にやっています。ここに市長が質疑した内容も持っています。あえて、これは言いませんけど、業者にということでありましたので、書いてます。何を市長は言ってきたかなって、きのう、私、字が下手ですのであれですが、これ、ずっと読んでみました。1年ぐらいいい。それも含めて、これは、市長は委員会の中じゃ、委員として、また、一緒に副委員長としてやってきましたので、このことについては、1番目については所管外でしたので、2、3、4についてはやったろうなと思っていたんですが、立場が変わりゃ、やっぱ違いますね。そういうことでいいんですかね。もう。期待しながら、もう答弁もないだろうと思いますので、立場が変わりゃ、変わるということですね。もうちょっと中身を分析しながら、市長の裁量でね。都城からずっと、確かに個人設置型10万の範囲内多いです。それは認めます。認めるんですけど、市町村設置と比べたら、まだ少ないんじゃないかなって、自分なりに思っていますんで、市長とはずっと詰めてきたつもりですので、顔が変わったなと思っています。

それじゃ、この項についても終わります。もう何もありませんね。答弁は。

それじゃ、4番目です。

説明会の目的は何かということで、私、通告しましたが、きのうが中谷校区公民館の説明会でした。中谷校区のですね。十分理解しました。説明会ですね。早くすりゃよかった。私たちは5月に財部は財部1カ所で議会報告会しました。地域内放送どげえすつとこっち、やかましゅう言われました。私は総務委員会で1人行きましたので。総務委員長は、今、使ちよつとき、責任持って整備でくつとかってそこまで言われましたが、きょうは本校区、財部校区ですので、この前、言った人た

ちに呼びかけてますので、言うんだらうと思いますが、そういうことで、この地域内放送の考え方については、非常に大きな自治会、それから、これを使ってる校区というのは、すごく関心があります。

②で、どういう意見があったかということでありましたが、私もきのう同席しましたので、時間的にも、よか時間やったなっち、7時から40分ぐらいで、きやっしたが、こりゃ、良かつがくっち喜んで帰りました。これは、あれが2時間もどひこもあれば、また、いろんな意見出して、執行部側とやいやいやったら、これは大変やって思ってますが、いい雰囲気の中で、それはいいことだから、光も来ちよって、光が来て、6月にも言いましたが、光が来て、もう実際使えなくなってる家庭もあるということで、早う、オフトークをこのコミュニティFMに切りかえてくりち、そのかわり、地域内放送は整備してくれということで、課長は、私も同席しましたので、校区民として、全額、課長、整備してくれなと言いましたら、答えられませんかと言えましたが、市長はどんぐらいの支援を思ってるんですか。支援策としてね。1機当たり、無線をつけてもどんぐらいということは、委員会ですと練ってきましたので、意見もこれもつけてます。意見も。当初予算の意見も。6月は市長はもういませんでしたので、6月も意見を付しています。また、調査にも行きました。調査の中でも、ぜひ、コミュニティ事業でということ。宝くじは全部は採択してくれませんで、意見を付して整備をとということであったんですが、これも早く結論を出さんなですね。私の校区は150戸ぐらい。校区内放送ができんなら、それを、6自治会使ってない自治会もあるんですが、やっぱ自治会放送を利用して、今後せんないかんというのは、全部やっぱ整備せんないかん。全部整備せん、校区の放送が入らんわけですので、私が冒頭壇上で不幸があったということを行いました、あれもきのう説明会した、あの周辺の環境整備、運動場なり、周りの環境整備、約1町歩を年に2回、ビーバーと鎌持って、女性部を含めて頑張ってます。2時間夕方5時までやったつもりですが、休憩しながら、そのまま体調崩して、明くる朝、急死でした。もう、これはどこずいさせていいか、つくづく悩んでる状態です。熱中症ぐらいになったんだらうな。元気で、ばりばりの農家でしたので、午前中も作業してました。我が家の作業をしてですね。奥さんの話を聞くと、30分で今までにないような汗をかいた。でも、校区のむらづくりだということで、最後まで頑張って、今、戻ってきちよったとかってことで、着がえんで、そのまま横たわってですね、寝ちよったということであります。体をふいて、着がえさせて、明くる朝、悪くなって、6時にですね。まだ、50代の後半です。むらづくりの1番の副会長ですので親分です。会長は公民館長がしてくれてますけど、1番の親分の中で、こういうのも全部、この校区内放送をオフトークを使って放送を流してるわ

けです。今、一例を言いました。中谷の一例ですね。宇都、川内も全部そう、南自治会も全部そういう形で放送を流してますので、きのう、私のところ、また北校区についても、コミュニティFMについては非常にいいことだということで、出たということで、課長から聞いていますので、この地域内放送を支援、支援ちゃあ、支援。それは1万かかつとを、1,000円しかできんかったら、それも支援ですね。これをきのうも出ましたけど、総合振興計画、基本的には年2回予算が組んであります。私も、総合企画審議会の会長もさせてもらってますが、年に1回あるところです。変更をして、来年、26年であれば、2月で間に合うですが、やっぱし、今まで市長は、振興計画があつて、過疎計画、財政計画、ずっと言ってきたわけですので、予算のない事業はそこまでずっとやってきましたので、それが逆ですよ。私たちも言いたいわけですね。やっぱ、こういうのを書いて過疎計画に乗せれば、過疎の後年度の充当率、元利償還、私が言わんでんわかってますので、事業費の70%、30%が市の持ち出しです。30%以上の負担があつといかんですよ。30%ぐらいは市が見るべきじゃないかなち考え方を、私は持ってます。この計画には、まだ、2億5,000万ばっかしか乗ってません。これはコミュニティFMと、後年度、27年度にもありますので、こうやってのってるのかなって分析してるわけですけど、この地域内放送なんかも、これに乗せて、ちゃんと財政計画と絡めて、起債を借り入れて、後年度から、手当があるようにやれば、100%も可能だと思うんです。そこはどうですか、市長。

○市長（五位塚剛）

コミュニティFM放送局事業について、この25年度の予算の中で出てまいりました。そのときは、私は一議員でありましたので、総務委員会を含めて本会議でも、財部の地域の方々に、どれだけ、この事業の計画が知らされているのか、また、市の計画がどのように進むのか。そのことで、余りにも突発的な提案ではないかということで、かなり強い意見を申し上げました。今は、今度は市長という立場になりまして、前市長が進めた事業をどういうふうに進めていくかということが、今、問われております。ですから、私が就任をした状況の中で、担当課として、財部の方々について、FM放送の内容を含めて財部のオフトークがNTTと契約が切れるということをごだけ知らしめているのかということをお聞きしましたら、まだ説明会を開いてないということでございましたので、早急に説明会を開きなさいということをご指示したところでございます。ですから、当然ながら、今後の地域放送をどうするかというのは、財部だけじゃなくて、末吉、大隅の有線放送まで絡んでくる問題でございます。将来的にどの方向がいいかということも再点検をしながら、この事業は進めていかなきゃならないと思いますけど、基本的には、まず財部から、

こういう形で進めるということですので。ただ、地域内放送についての対応が確定しておりません。しかし、これは、もし、FM放送するとなれば、必ずそれは支援しなきゃならないと思っておりますので、財政的なことはまだ確定はしておりませんが、支援はしたいとは思っています。

○11番（吉村幸治議員）

3月の当初予算で、委員会でまとめ上げたのが、財部を先行して進めていくということで、財部議員、土屋議員と2人でしたけど、委員の皆さん方に訴えて、財部はオフトークが26年度末、きのうの説明資料のあの中では、故障になった場合はわからんけど、30年まで引っ張りゃ、引っ張れない。でも、故障になった時点で切るってことでありましたので、そういうふうな不安の中じゃいかんで、早急に中谷校区の場合、もう26年じゃ、26年に整備してくれちいう意見でありました。あと、財部以外の委員の方は、財部がやってみれば、それはモデルをつくってくれば、末吉、大隅もち、私は、早うわかいしはしてくれという意見が来るんですよということで、有線より、この無線を使ったコミュニティFMがいいということでやってまいりましたので、6月で私は池田市長に一般質問をかけています。その答弁も読みましたか、読まれんかわかりませんが、私は、試算、計画の中に、27年度、併用、運用とか、書いてありましたので、その事業を使って、ねかったものとして、使ったものとして、26年度に地域内放送一緒に整備すれば、そのお金ができるんじゃないかと。30年まで、もし、やろうちいえば、4年間来ます。4年間その事業を来れば、オフトークを今、1年で約1,600万だったと思います。ここに持ってきてますが、私は、いろいろ悩み事もありまして、何も書いてきませんでしたので、頭の中で整理しながら、いつも望んでおりますが、1,600万円も4年やれば8,000万とは言いませんけど、6,000万ちょっといきます。その銭を使ったつもりでおれば、地域内放送なんかは負担なしでできるわけですよ。30年まで引っ張った場合ですね。NTTとつめみたら、30年まではよかったのに、部品がなくなりゃ、それで終わりちゅうことやって、そげな不安なことは大変ということで、私の校区も光を変更して引っ張ってもらいました。五位塚市長がよく知っていらっしゃる中谷校区の自動車会社の方も非常に喜んでいきます。光を引っ張ったばかりで、非常によかったということで喜んでいきます。私は支持党派を超えてやっていますので、ぜひ、市長の決断で、ゼロにないひこばっかいやんみらんかち、今、できませんか。

○市長（五位塚剛）

財部に光ケーブルが導入がされました。この光ケーブルが導入されるとオフトークが使えません。残念ながら、そういう総合的な事業について地域住民に詳しく説明をしてこなかった行政の責任、怠慢もあると思っております。しかし、光ケーブ

ルが入ったために、企業含めて若い人たちが大変喜んでいところもたくさんあります。そうなったときに、また、オフトークの関係も出てまいりまして、大変苦慮してるところでのこの現状でありまして、FM放送をやっていこうという市当局の基本的な計画の中で説明会が今開かれまして、大方の方々が賛成の方向であるならば、そういう方向で進めていきたいと思ひます。同時に、今まで使っている地域内放送がどういう形でできるかといったら、市単独での支援をしなきゃならないということもありますけど、なるべく市も財政的な負担が少なくなるように起債等を設けながら、地元の皆さんたちが安心してできるように対処はしたいと思ひます。

○11番（吉村幸治議員）

私は光を否定するものじゃありませんから、光はすばらしいものでした。オフトークが使えなくなるということは知らなかった点もあるんですが、もう来たもんですので、すばらしいことですので、それをもとに戻せとは言いませんので、それはもうぜひ事業費が2億円かかりませんでしたけど、2億円組んで、財部を、全地域じゃないですけど、まだ、北校区が行ってません。必要じゃないのかな、あそこはと思ひています。企業も入ってますので。企業誘致もやりましたので、必要じゃないのかなと思ひるところもあるんですが、あともって補正等も出てきますので、そこで、また質疑もやりますが。ということで、今あるものを今言ったとおり、早く私たちは5月に議会説明会をして、財部校区で総務委員会から私1人で行きましたので、とことん追及ちゅうより質疑を受けて、答えがなったこっで、これはもう市長部局が一所懸命頑張ったつでち、議会からも強く要請、委員会からも今言ったとおり、今市長含めて財部先行でやちゅうことで約束、意見も付して、議会だよりも載せってきたちゅうことで理解をもらって帰ってきましたので、きょうは財部校区です。7時から。で、7時までに済ませんなですね、私が遅くまでしてると、あと2人いますので、それも考えを持っていますので、ぜひ、今言ったとおり、地域内放送が完全に市の責任で完備できるように、もう1回市長の決断を今してください。

○市長（五位塚剛）

各自治会や公民館単位で市政発展のためにいろんな協力をいただいております。その1つの手段として、地域内放送で連絡を取り合いながらやっていたという状況でございますので、結果的にオフトークが廃止になれば、それをカバーするべきものがあると思ひますので、地域住民に迷惑をかけないように、地域内放送についての対策は必ずやりたいと思ひます。

○11番（吉村幸治議員）

それじゃ、新市長に大いに期待して終わります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時53分
再開 午後 2時03分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11、大川内富男議員の発言を許可いたします。

○8番（大川内富男議員）

8番、大川内富男でございます。

本日は、所信表明の中から、同僚議員と重複はしておりますが、3項目について質問をいたします。

五位塚市長の誕生は、先般の市長選挙において、パークゴルフ、フラワーパーク建設中止を大きな争点として立候補し、当選されました。

その大きな理由として、この施設は管理費がかかり、将来、子供に大きな借金を残すということでありました。

私は、ことし元旦の伊藤県知事の年頭の挨拶の中で、現在、鹿児島まで新幹線が開通しており、鹿児島、また薩摩半島は観光客の増加等、大きな恩恵を受けているが、反面大隅半島にはその効果があらわれていない。そこで、ことしより、大隅半島を農業と観光において浮揚を図るという記事がありました。現在、国・県、南大隅町において、佐多岬の再開発が進められているところであります。

そのような中、我が曾於市におきましても、パークゴルフ、フラワーパーク等整備事業が平成27年度完成に向けて事業が進められておりました。まさに、県の方針と曾於市の事業は合致しており、いよいよ観光の町曾於市ができると大きな希望を持っていたところであります。この施設が完成した後、農産物を初め特産である食肉や加工品の直売コーナーや、また、飲食コーナー設置等、地元の人々の雇用の場として、地元の人々にもたらす経済効果は管理費の赤字よりはるかに大きなものだ、今でも確信をしているものであります。

そこで1番目に、パークゴルフ、フラワーパーク等整備事業の中止について質問をいたします。

「13億円のフラワーパーク建設は中止します」とありますが、13億円はパークゴルフ、フラワーパーク、グラウンドゴルフ場の全体計画であります。正式な事業名とも異なり、なぜ、13億円のフラワーパークと言われたのか、説明を求めます。

②将来借金が残るとありますが、管理費を年間どのぐらいと見込んでの反対なのか、お伺いいたします。前にも述べましたが、大きな経済効果が見込めると思いますが、試算したことはないのか、お伺いいたします。

4番目、さきの議会において、グラウンドゴルフ場建設の陳情には、市長も含めて全会一致で採択されたが、反対への変化はどうしてなのか、お伺いいたします。

5番目、予定跡地利活用委員会の人選はどのようにされるのか、お伺いいたします。

6番目、市民の中には、パークゴルフ、フラワーパーク等整備事業の事業費を保育料の減、また、老健施設の建設に使用できると思っている人もいるが、本当にできるのか、お伺いいたします。

次に、年金で入居できる老人ホームの建設について質問をいたします。

①年金で入居できる老人ホームを建設しますと聞けば、入居待ちの人たちに限らず、膝をたたいて喜んだに違いありません。しかし、所信表明では、相当トーンダウンをしております。その理由は何か、お伺いいたします。

②年金には、国民年金、厚生年金、また、共済年金等いろいろありますが、年金で入居できる金額は幾らを想定しているのか、お伺いいたします。

③老人ホームに入居待ちの人数はどのくらいおられるのか、お伺いいたします。

④番目、老人ホームはどのぐらいの建設を予定なのか、お伺いいたします。

⑤この建設により、財政的負担はどのぐらいを見込んでいるのか、お伺いいたします。

⑥市独自で安い老人ホームの建設で既存の民間施設との関係はどうなるのか、お伺いをいたします。

次に、大きな3番目の市長の退職金の廃止について質問をいたします。

この問題は何回も一般質問で出てまいりました。市長は議員時代に、市長が決断すれば、すぐ廃止できると言われていたが、本当に廃止できたのか、お伺いいたします。

②副市長、教育長も任命されると思いますが、両者にも退職金廃止を求めるのか、お伺いして、第1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、大川内議員に対して、お答えしたいと思います。

パークゴルフ場、フラワーパーク関係の問題でございますが、①13億円のフラワーパーク建設は中止と言われているが、その説明をとということでございます。

パークゴルフ場、フラワーパーク建設の中止を訴えて、市長選挙に臨んだところでございます。何回も述べますように、胡摩地区へのパークゴルフ場、フラワー

パーク、グラウンドゴルフを含めた整備については、白紙と考えております。

2番目、将来借金が残るとあるが、管理費を年間どのぐらいと見込んでの反対かということをございます。

お答えします。管理費等の数値は、パークゴルフ場の管理費を約2,200万円、プレイ料を1,900万円、フラワーパークの管理費は約1,900万円、入園料を約900万円、グラウンドゴルフの管理費を約130万円、プレイ料を120万円とそれぞれ見込んでおります。全体で、管理費約4,230万円、その中でプレイ料が入ってくる収入が約2,920万円、その差額が約1,310万円と見込んでおります。

この事業による経済効果を試算したことはないのかということをございます。経済効果については、確かに地権者への用地費、建設事業者等への事業費等が挙げられると思います。そのほか建設資材納入業者、機材リース会社への波及効果もあるものと思いますが、試算はいたしておりません。

次に、④さきの議会において、グラウンドゴルフ場建設の陳情には市長を含めて全会一致で採択されたが、反対への変化はということをございます。

グラウンドゴルフ場の陳情については、確かに賛成の意思表示をいたしました。しかし、胡摩地域ということでの場所の限定はありませんでした。グラウンドゴルフについては、今後愛好者の代表やグラウンドゴルフ協会の方々等交えて協議していきたいと考えております。

予定跡地利活用委員会の人選はということですが、9月号の市報で公募をし、また、インターネット、ホームページでも公募をお願いしているところであります。

次に、市民の中には、パークゴルフ場、フラワーパーク等整備事業の費用を保育料の減、また、老健施設に使用できると思っている人がいるが、できるのかということをございます。

市民の皆さんの中には、パークゴルフ、フラワーパークの13億円事業を中止して、市民の暮らし向きの予算へ回したほうがよいと考えられている方も多いと思います。パークゴルフ・フラワーパーク事業の財政内訳で、一般財源2億1,000万円は市民のための予算ですので、その一部は大きな意味で活用できると思います。

次、大きな2ですが、年金で入居できる老人ホーム建設についてという中で、①所信表明は公約よりトーンダウンしてるが、その理由はということをございます。

老人ホームなどの老人福祉施設につきましては、老人福祉法や介護保険法などの法的な制約や県及び市の介護保険事業計画などの各種事業計画との整合性もありますので、国・県との相談や先進事例の調査が必要なため、今後検討していくことであります。公約がトーンダウンしてるわけではありません。

②年金で入れる金額は幾らを想定しているのかということをございますが、具体

的な金額は算定しておりませんが、今後、年金生活者の実態などを調査しながら検討してまいります。今まで、大体40万から50万の方々を対象になればありがたいのかなという考えは持っております。

次に、老人ホームに入居待ちの人数はということですが、特別養護老人ホームの入所待機者数は、平成25年5月現在で実人数227人です。うち、おおよそ入所対象となる介護3以上の待機者数は120人となっております。

④老人ホームをどれぐらいの建設の予定かということですが、老人ホームの建設予定数につきましては、平成27年度から29年度までの第6期老人福祉計画及び介護保険事業計画に明記する必要がありますので、計画策定委員会にて示される今後の介護認定者数や待機者数の推移を見ながら、どれぐらい必要か検討してまいります。

⑤財政的負担はどれぐらい見込んでいるかということですが、今現在、具体的な建設費用は算出しておりませんので、財政的負担の見込み額については、算出しておりません。今後、検討してまいります。

⑥市独自で安い老人ホームの建設で、既存の民間施設との関係はということですが、市内に有料老人ホームは、4施設92床がありますので、民間との競合が生じないように、例えば、入所者を市民税非課税世帯で年金収入40万円以下の方に限定するなど、民間の既存施設には、経済的に入所困難な方に限定すべきではないかと考えております。

3、市長の退職金廃止についてということですが、市長が決断すればすぐ廃止できると言われていたが廃止できるのかということですが、県市町村総合事務組合と事務レベルでの協議を指示しております。受給しない方法があると聞いておりますので、その内容や方法を検討してまいります。

副市長、教育長の退職金も廃止を求めるのかということですが、基本的には、市長の退職金のみと考えております。

以上です。

○8番（大川内富男議員）

手短かに質問をいたしますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

まず1番目の13億円のフラワーパーク建設とありますが、これは、同僚議員も聞きましたが、なぜ事業名でなくて、フラワーパーク13億円とされたのか重ねて質問いたします。

○市長（五位塚剛）

何度もお答えいたしました。前池田市長からの市報での説明でも、13億円の中身については詳しく書かれております。名称は、パークゴルフ場・フラワーパーク

等建設事業ということになっておりますけど、グランドゴルフ、また管理棟、駐車場そして附帯設備を含めたら13億を超える全体事業ということで、その中で一番市民の関心の高いのが、やはり花公園フラワーパークということで、フラワーパーク13億円事業ということで、この間説明をしてまいりました。

○8番（大川内富男議員）

選挙公約にも、フラワーパーク13億円の中止をというのを大きくうたわれておりましたが、一般市民から見ると、事業名に本当に詳しい方だったらいいのですが、フラワーパークのみが13億円かかるのじゃないかと、そういうふうな錯覚、実際の事業名をわからない方もたくさんいらっしゃったんじゃないかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○市長（五位塚剛）

私のほうに御質問があったときは、詳しくお伝えいたしました。この間、池田市長としても、この事業を推進をするために、正月での挨拶とか、また広報においても説明、そして池田市長自身も市民の方々に13億円の事業の中身を説明されたいと思うっております。

また、議会の皆さんたちは、議会報告会においても、詳しくその中身の説明をされております。そういう意味で私も精一杯の努力はいたしました。

○8番（大川内富男議員）

確かに、市報で2回だったと思うのですが、広報はされております。それから議会説明会においては、多いところ二、三十名、ことしにおいては、大隅にまいりましたが10名もいらっしゃらない。これでは、本当に市民の方々に知らせたとは、とてもじゃない言えないと思いますが、そこで所信表明の訂正といいますか、途中からパークゴルフを挿入されましたが、これはどんなところから挿入された気持ちですか。

○市長（五位塚剛）

これも説明申し上げましたが、一般的に私は全てのことにフラワーパーク13億円事業ということで、ずっと訴え申してまいりました。ただ、皆さんたちからも言われまして、またパークゴルフ場及びフラワーパーク等というのが、今まで使用されておりましたので、一応パークゴルフというのを挿入させていただきました。

○8番（大川内富男議員）

我々は、私もそうですが、所信表明を見て質問される方が多分ほとんどだったと思いますが、その質問者の中に私と同じような13億円フラワーパークにはかかるのではないかと、そういう質問が同僚議員から何人もありました。その関係で、これはやっぱり入れとかなきゃいけない、そう思われて挿入されたのじゃないですか。

○市長（五位塚剛）

何度も言いますように、13億円事業というのは、詳しく市報でも説明はされておりますし、また議員の方々もよく理解されていると思っております。基本的には、フラワーパーク13億円といっても、これは全ての全体事業だということに私はそう思っております。

○8番（大川内富男議員）

確かに市長は、そういうふうには宣伝もされましたし、そういうふうには理解されてると思います。しかし、私も含めて、これはフラワーパークだから花公園だけは中止されるけども、パークゴルフとグランドゴルフ、これはされるんだということで、私なんかは地元の人には、そういう説明をしてまいりました。誰が考えても、フラワーパークだけが中止だと、これは半分以上の方が思っていると思います。その点については、全部理解されていると本当に思いますか。

○市長（五位塚剛）

全部理解されているとは思っておりませんが、基本的には私のビラは一応、全戸配付をいたしました。それと、このほかのビラも、できる限りお届けいたしました。街頭からもいろいろと私のお話をいたしまして、基本的に私に対して、この13億円のフラワーパークということで、細かくパークゴルフ場、グランドゴルフ場がいくらかとか、そういうことでおかしいのではないかというのは、残念ながら電話1本もありませんでした。

○8番（大川内富男議員）

選挙戦の前のことになりますが、市長は、このパークゴルフ場・フラワーパークで、この正式名でビラとか何とか出されたことはありますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、先ほども言いましたように、13億円かけるフラワーパーク建設事業という形でやりまして、その詳しい内容等については、この間、曾於民報等でも詳しく中身を含めて出しておりましたので、そういうことはあると思います。

○8番（大川内富男議員）

曾於民報の中に、フラワーパークは反対というのはいっぱいありました。しかし、中身については、ほとんど私もきょう持ってまいりましたが、去年の4月1日からの曾於民報であります。この中で折ってあるこれだけが、フラワーパーク反対の記事が書いてあります。そして、この中にはほとんどそういうフラワーパークだけで、ほかのことはほとんど書いていないような気がいたします。ビラにしてもです。フラワーパークは中止して、市民生活を進めますとか、そういう中で全体的にこの中にあるのには、正式な名称は1回もありません。フラワーパーク反対のものだけを

折ってまいりましたが、これだけになっております。そんな状態で、こういうのを配られると、市民の方々がこれを読まれる人は、特にそうなのですが、本当に錯覚された。錯覚だとおっしゃればそうなんです、その方々がほとんどだと思うのです。本当に、これを見ると、字面を見ると、13億円を、一般の方が見ると、また全体にはお金がかかって、13億円は花公園だけが反対だと、中止するんだと、そういう方もいらっしゃると思います。13億円が全体計画で花公園が二、三億だということをおっしゃっている方もいらっしゃると思いますが、全体計画がもっと大きくて、花公園が13億かかる。それはつくっちゃいけない。そういうような方もいらっしゃると思いますが、そういうことは感じませんか。

○市長（五位塚剛）

何度も言いますが、13億円かけます胡摩地域におけるパークゴルフ場、グランドゴルフ、フラワーパーク、花公園含めたこの事業は中止をしますということで、私は訴えてまいりまして、中身を含めて、どこだけを残して欲しいとか、そういう方は私のところには一つも電話はこなかったところでございます。また、問い合わせもなかったところでございます。

○8番（大川内富男議員）

この問答は、いつまでたってもなかなか進みませんので、これはこれで終わりますが、しかし、そういう一般市民の方々は、そういう錯覚をされた方も、私も含めているということだけは、心に残していただきたいと思います。

次に、②の将来、借金が残るとありますけれども、管理費は先ほど言われましたが約2,200万です。そのような中で、ほかにもいろいろな市で行っている事業においては、管理費がかかるものはいっぱいあると思うのですが、そういうものについては何も感じませんか。

○市長（五位塚剛）

曾於市内には、体育館とか公民館とか文化センターとか、いろいろ公共的な施設がたくさんあります。これは、どうしても市民生活を守る上で必要な施設でございますし、利益を生むという意味では、なかなか難しいところもあります。そういうところも市の大きな財政を扱っております。また、先ほども出ました末吉の南之郷の花房峡憩いの森というのも、1つの公園としての施設があります。結果的に、毎年1,300万の赤字のために、一般財源が補填されているというのがありますし、そういう意味では、あとの管理費が非常にかかってくるというのが現状ですので、そういうことは含めてわかっております。

○8番（大川内富男議員）

私は、市民の中には、例えば運動をするのが好きな人、花公園に行って花を見る

のが好きな人、それから図書館に行って本を読むのが好きな人、それからいろんな映画を見たり、絵を見たり、そういうことが好きな人で、いろんな方がいらっしゃると思うのです。その中で、社会教育課でやっています自主文化事業、これは本当に助かっています。なぜかと言いますと、管理費はもちろんかかって、委託料もかかるのですが、収入は入場料とかで抑えていますので、非常に赤字は出しております。それでも非常に喜んでおられる。こういう市民へのサービスも必要だと思っております。ちなみに、先ほど資料をいただきましたが、24年度の自主文化事業では、委託料で2,069万5,420円、収入額としては676万7,500円、実に1,390万ぐらいの赤字といいますか、支出増であります。こういうこともありますし、図書館に行きますと、図書館費で管理委託させているのは、3,330万ぐらいですかね。これに対しては、図書館で1冊借りた場合、100円くれとか50円くれと、これもありません。これも全部出ていくわけです。それに本を買うということで、大体1,000万かかっております。そういうこと管理費というのを、年間4,000万以上かかっております。その中で、今言われた2,300万ですかね。それぐらいの管理料は、私はそんなに負担の大きなものではないと思っておりますが、再度答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

大川内議員が述べられましたように、図書館の役割また文化センターにおける自主活動の役割、また公園等なんかの運動する施設、これは、本当に市民にとっては大事な施設でございます。当然ながら、利益を生むという意味では非常に厳しいものもありますけど、自主文化事業については、なるべく収入をふやすということで、社会教育課でも努力していただいているし、それは当然のことだと思っております。同時に、いろんな施設に対しては、市としても支援するのは当たり前であります。ただ、この胡摩地域におけるパークゴルフ場含めたフラワーパーク公園事業については、将来必ず財政的に維持管理費は今の1,310万が、場合によっては2,000万、3,000万になってくるおそれがあるというふうに思っております。1度行った、1回は行ってみたいという気持ちがあって行きましたけど、なかなか2度、3度行くことにならないというのが、今までのいろんなところの施設の状況でありますので、そういう意味で私は、この事業は中止ということで決めたところでございます。

○8番（大川内富男議員）

市長は、パークゴルフをされたことはありますか。

○市長（五位塚剛）

山田にもありますし、高崎にもあります。霧島のホテルにもありました。一応、私も参考にさせていただきました。大変楽しいスポーツだというふうに思っております。

○8番（大川内富男議員）

市長も行かれ、非常に楽しいと言われたのはびっくりいたしましたですが、福山町で2コースあります。先ほども言いましたが、私は市長が行かれた霧島ハイツ、それから高崎、山田、三股、それから伊佐の菱刈ですね。それから小林のほう、それから青島、そういうところへ行ってまいりました。非常に、青島なんかは特に新しくできていて、非常にきれいなところです。

ところで、福山の年間の入場者数を調べてまいりました。あそこは、2コースでするので、私なんかもたまに行くのですが、例会が月1回あります。その中で福山は2コースしかありませんので、あまりおもしろくないということで、年間に2回ぐらいしか行かないのですが、あそこは大体1万7,000人だそうです。今現在、2コースづくりかたで。足りないということで2コース建設中であります。

それから山田は、土曜日に調べてまいりました。山田は平均して6万3,000人から6万5,000人、6コースあります。そしてまた、今2コース建設中であります。ここは、平均で6万3,000人から6万5,000人、過去10年間で6万5,000人を超えたのが2回ある。そういうふうに言われております。曾於市では、中止になりましたけれども、ここですると同規模であれば、新しいのができれば新しいほうに流れてまいります。そうすると、同規模の人数は来るんじゃないかと、そう私は思っております。そうしたときに、500円掛けるとですね。入場料が500円と設定されておりましたので、そうすると、6万5,000人の500円で3,250万、これが収入として、利用料として入ってくるわけです。そうすると、管理費の1,300幾らというのが、ペイできるんじゃないかと、そういうふうに思っております。管理費は、そんなに全く図書館費みたいに、向こうに流れる一方じゃなくて、これは宣伝して客をふやすと管理費としては縮小できる。少なくしてペイできるんじゃないかと、そのように思っておりましたが、そういう考えはありませんか。

○市長（五位塚剛）

山田のパークゴルフ場というのは、もともとの施設が畑かんの捨土の場所ということで、もともとの取得費、整備費というお金がかかっておりません。同時に当時の山田の町長さんが、山田の温泉をうまく利用して、温泉を楽しみながら、またパークを楽しんでいただいで、よく考えた施設でございます。それでも、当時300円でプレー代をしておりましたけど、採算が合わずに500円に値上げをいたしました。ただ、新燃岳の爆発によって大きな降灰がありまして、かなりの人数が減りまして、大変厳しい状況があったみたいでございます。今のような状況になっても、実際の山田のパークゴルフにしても、経営をするためには、ほとんど厳しいというのが実態というのを聞いております。ですから、その状態を胡摩に持ってきたから

とって、可能というわけにはならないと思っています。曾於市においては、曾於市なりのいろんな問題点があると思いますので、この胡摩地域についてパークゴルフ場をつくるということについては考えておりません。

○8番（大川内富男議員）

市長が公約では、パークゴルフ場・フラワーパーク事業は廃止と、これは私どもも真摯に受け止めております。その中で、いろんな質問の中で白紙に戻しますとよく言われるのですが、白紙と廃止はどう違うのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

白紙と廃止ということですけど、一応、胡摩地域におけるパークゴルフ場・フラワーパーク、この事業については、胡摩地域については中止をいたしますということですから、もうないわけです。基本的には白紙と同じ状態だと思います。基本的には、そういう考えでございます。

○8番（大川内富男議員）

市長が、私がここで聞いたのはなぜかといいますと、答弁の中で白紙と廃止と使い分けをされているから、なんか違うのかと思ひまして、お聞きしたところであります。

それでは次に3番目なのですが、この経済効果は確かにおっしゃったみたいに、例えば造成するとしますと、造成のあれとか、木材の運搬とかいろんな経済効果は土建関係といいますか、そういうのはすぐわかりますが、そうではなくて、私がお聞きしたいのは、施設ができます。そうしますと、もちろん農家の農産物の販売とか、道の駅みたいなものになるわけです。そうしますと、そこで例えば農産物を売るとか、食肉を売るとか、それからそこには食堂といいますか、レストランみたいなものもできるはずだったので、そういうところで曾於市の黒牛、黒豚の焼き肉を食べさせるとか、そういうことが非常にできると思うのです。そうして今度は買って帰っていただく。そうすると、そういうところの経済効果というのは、私ははるかにあるんじゃないかと思っております。先ほども申しましたとおり、赤字になるよりは、その農家の施設だけじゃないです。施設の周りに経済効果があると、そういうふうに考えております。先に市長が、前に議員のときに確か口蹄疫だったと思うのですが、終息したときに提案されましたですね。焼き肉大会やったらどうかと、そういうことを池田市長はちゃんと受けられて、栄楽公園でたしか600人だったか、800人だったか、そういう焼き肉大会が行われました。それから、消費量が伸びたかわかりませんが、そういうふうにして、食の発信地にすれば、本当にこの農家も助かる。畜産業者も助かる。食べるだけでなく買っていただく。そうすると、その効果というのは、はるかに私は管理費より高い効果が得られるの

じゃないかと今でも思っておりますが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

口蹄疫が発生した後の、牛肉、黒豚を含めた農家の売り上げが非常に落ち込んだ時期がありました。そういう意味で、時期を見て、例えば大隅町の弥五郎伝説の敷地内で、桜の花が咲いた下で焼き肉、バーベキュー大会をしたらどうかという提案をいたしました。池田市長は、その当時すぐにはされなかったと思うのですが、JAの婦人部の方々が、それを受けて、その年にされました。その後、池田市長の提案でなりました。大変いいことだと思っております。今後は、そういうことも含めて、新たな取り組みというのは、必要ではないかと思っております。そういうことでございます。

○8番（大川内富男議員）

私が言ったのは、結局その施設ができれば、そこでそういう物品販売もできるんじゃないかということだったのですが、施設自体がそれこそ白紙になりましたので、そういうことはできませんが、そういうふうな努力はしていただきたいと思っております。

次に4番目、先の議会において、グランドゴルフ……、これはもうよろしいです。場所を変えては建設の、変えてなら検討に入るということだったので、これはよろしいです。

次、⑤番目の利活用の問題ですが、この人選は、この広報に書いてありますが、再度説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

1つは、この事業を今回の市長選挙で私が中止をしたいという公約を掲げました。市民の方々が、それを理解していただきましたので、基本的に中止するのが私の役目だと思っております。そうなった後に、市が契約をした土地については、やはり法律に基づいて、登記がなされたところについては、お金の支払いをするのも基本だと思っております。そうなった場合に、市としては、山林を中心とした面積を取得するわけですので、そのまま放っておくわけにはまいりませんので、場合によっては、そのまま現状の杉山で残すのか、そういうのを含めて30人ほどの市民の方々に入っていただいて、大いに跡地利用について検討していただいて、市民の大方の方々が理解できる条件なら、そういう方向で検討していくことでございます。だから、基本的には3回、会議を開いていただくという予定でございます。

○8番（大川内富男議員）

その内容は、市長の言われているとおりでと思うのですが、結局私がお聞きしたいのは人選の方法なのです。30人来なければ、全員その中に入るのか、30人超した

ときはどうなるのか。それから、ここには書類選考となっておりますが、書類選考はどこでされるのか、何課が担当で、まずそれをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

一応、担当課と相談いたしまして、この30人の検討委員会に募集する人の何で募集をしたいのか、そういう気持ちをわからなければなりませんので、その理由を書きいただくということと、基本的には曾於市内であるということを含めてしました。その30人の選定については、私個人一人で決めるということではなくて、この間いろいろ意見が出ましたので、できましたら、まだ副市長は決まっておりませんが、課長の方々の全課長が入れば全課長でもいいし、そういう形で多くの課長の御意見というものを一緒に聞きながら進めたいと思います。

○8番（大川内富男議員）

今、担当課は申されなかったのですが、担当課はどこですか。

○市長（五位塚剛）

この事業は、最初から企画が担当してきましたので、企画のほうで取りまとめをしていきたいと思います。

○8番（大川内富男議員）

この先ほどありました書類選考、確かに応募の中には、いろんな方がいらっしゃると思いますが、書類選考には市長も入られるのですか。私は入らないほうがいいと思うのですがいかがですか。

○市長（五位塚剛）

私が入るか、入らないかはまだ決めておりませんが、今後検討したいと思えます。

○8番（大川内富男議員）

これは、わかりました。いい方法が見つければいいと思うのですが、何せ全体で32町歩ぐらいです。非常に広大な土地ですので、なかなかその跡地利用を話し合ってみると言われても、規模が大きすぎてなかなか見当つかないと思うのです。いい方法が決まればいいと思っております。

次に、6番目なのですが、市民の中にはフラワーパーク13億円は、先ほどから出ていますが、本当に一般の方々は、それを13億円だったのだから、それこそ子供の保育園のお金を安くするとか、老人ホームをつくるとか、そっちのほうに回せるんじゃないかと思っている方がいっぱいいらっしゃいます。たしかに、高齢者の方は特に、先ほどいしましたが、次に出てきますけれど、老人ホームみたいなのができれば、膝を叩いて喜ばれる。そういうふうに使えと思っている方がいらっしゃるのです。実際に。そういう方々には、どういうふうに説明されますか。

○市長（五位塚剛）

財源内訳を見ますと、2億1,000万の一般財源が入っていますから、当然中止すれば、その費用が浮くわけでございますので、大きな目を見た場合、客観的には別の事業に回せるわけですので、全てそれが回るということではなくて、やはり一部は回るだろうと思っております。そういう状況だと思います。

○8番（大川内富男議員）

2億1,000万ですか。一般財源が入っているのに、今度土地を買うのに今までかかったのが1億5,000万ぐらい。これは一般財源ですよ。そうしますと、残りはそんなにないです。5,000万ぐらいしか。それはよろしいです。その中で、我々議会の中では、今市長とやりとりしている中で、そうだなと思うのです。しかし、一般市民には何かで広報していかないと、これは思っている方がたくさんいらっしゃいます。そういう中に、どういうふうな広報といいますか、知らしめていくかということをお聞きしているところであります。

○市長（五位塚剛）

市長に就任いたしまして、いろいろな行事等に参加させていただきました。いろんな政策を掲げまして、まず市民の皆さんたちには、私の掲げた政策を実行するのが市民に対する責任だということを報告いたしました。その公約を1つずつ1つずつ、この4年間で実現したいと思っておりますけど、具体的に内容が固まれば、いろんな機会、市民の皆様たちには報告したいと思っておりますけど、まず基本的な財政計画とか、過疎計画、総合計画にやっぱり入れ込んで、今後、議会の皆さんたちが承認をいただければ、確定後は、市民には説明をしていきたいと思っております。

○8番（大川内富男議員）

できるだけ市民の方々、そういう方がいらっしゃいますので知らしめていただきたいと思っております。

次に2番目の年金で入居できる老人ホームの建設についてお伺いいたします。ここに書いてある選挙公約を見ますと、年金で入居できる老人ホームを建設しますと断定的にちゃんと書いてあります。

次に、所信表明を見てもみますと、これは非常にトーンダウンしております。これいきますと、年金でも入居できる老人ホームを建設の検討を進めていきます。市独自で安い老人福祉施設ができるか検討に入りますが、グループホーム関係施設とも関係がありますので、今後対策を強め、議会とも相談したいと考えております。このときと、実際なられて、この所信表明とだいぶトーンダウンされた自覚されておりますか。

○市長（五位塚剛）

トーンダウンはしていないと思っております。

○8番（大川内富男議員）

これを見た人は、私も一番最初申しましたように、確かに安くで入れるんだったらいいということで、膝を叩いて喜んだ方もいらっしゃると思います。これを見ますと、なかなか難しいんだということが書いてあります。所信表明では。私は、それはトーンダウンだと思っております。

しかし、これはいろんな法律があるにしろ、先ほどおっしゃったみたいに福祉法や介護保険法がある。いろんなことがあると思いますが、年金で入れる金額は、大体、四、五十万を想定してらっしゃる。うちの母も国民年金なのですが、月に2万、1回で4万ちょっとしかもらえませんが、月に2万幾らしかもらっていません。その関係でいきますと、四、五十万というと、うちの母の倍ぐらいをもらっている方、これで見れば本当にありがたいと思っております。そうしますと、6番まで続けてやりますが、これぐらいで入れると非常にありがたいと思います。もちろん。この中でいきますと、四、五十万で入れる施設をつくるよりは、私の考えは、逆に民間につくっていただいて、その金額的支援、今度もグループホームの食事代1万8,000円、70万幾らですかね、80万幾らですかね。80万幾らの方の、月1万8,000円の補助があります。そういうふうに、低い方の民間に施設は任せて、市のほうでこの金額的補助をしたらどうかと、そのように考えてはおりますが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

曾於市内にグループホームを含めた施設がいろいろあります。介護を必要とする施設、また有料ホームでも内容によっていろいろあります。財政というか、家庭の状況によって、民間のところに入れる方は、今は私は恵まれているのではないかと思っております。そういうふうに、自分の年金でも入れない。また、家族の支援がなかなかできない。そういう人たちを救済をしたいなと思っております。基本的には、40万、50万前後ぐらいの人たちが、今一番大変じゃないかなと思っておりますので、そういう人たちをどうしたら支援できるかなということで、できたら市が独自でするほうがいいのか。場合によっては市が建設をして民間に指定管理をしてやったほうがいいのか。あとはグループホーム的なものをつくってやったほうがいいのかと、そういうことを含めて検討をしたいということでございます。

○8番（大川内富男議員）

先ほど言いました民間につくっていただいて経済的補助、こっちのほうはいかがですか。

○市長（五位塚剛）

民間に対する建設補助というのは……。

○8番（大川内富男議員）

建設補助じゃなくて、民間に建設していただいて、その運営費、先ほど言いました食事代とか、そういうふうな感じでの補助金、年金の少ない方、お金の自分の持っているのが少ない方に、そういうふうに施設は民間でつくっていただいて、そこに一人頭、さっき言ったみたいに御飯代が1万8,000円とか、そういう補助をあげていって、そういうふうなのをすると、金額的に建設費もかからないし、そういう補助のほうがいいんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

それは、現在も今やっておりますし、それを含めて今後、民間の方々も含めて、そういう計画があるかというのは、27年度に市としても計画を立てますので、その中に一定の指定がありますので、その状況を見て判断はしたいと思います。

○8番（大川内富男議員）

その点はしっかりと組んでいただきたいと思います。

次に、3番目の老人ホームに入居待ちの方は227人と先ほど聞きましたので、これもよろしいです。

老人ホームをどれぐらい建設かといいますと、この所信表明から、とても今答えられる状況ではないと思いますので、これも結構であります。

次に、6番目の市独自で安い老人ホームをつくった場合、例えばグループホームは、今聞きますと、金額というのは大体10万から12万ぐらいじゃないですかね。それぐらいになると思うのですが、四、五万で入れるとなると、いろんな条件もあると思いますが、年間50万ぐらいで入れるとなると、そういう民間から条件もあるでしょうけども、そっちのほうに流れてくるんじゃないかと思うのです。そうすると、民間施設を圧迫するのではないですか。せっかくだとつくっていただいて、ようやく話を聞きますと、グループホームなんていうのは、満床にならなければ、なかなか採算がとれないという話を聞いたことがあります。そういうふうなところから、だんだん抜けて、民間を非常に圧迫するんじゃないかと思いますが、そこはいかがですか。

○市長（五位塚剛）

やはり、曾於市内における民間の方々の経営を圧迫してはいけませんので、ただ、現状としては、入りたくても入れないという状況もあります。ただ、グループホームだと、先ほども大川内議員が言われましたように、やはり10万円、ほかにいろいろ目に見えない経費がかかると、10万を超えるという状況ですので、市としても一定の差額を補助していますが、それでもなかなか厳しいと思っております。ですけど、民間の方々と競合しないようには努力したいと思っております。

○8番（大川内富男議員）

この項目は、非常にいいことですので民間の方を圧迫しないように、その中でぜひ進めていただきたいと思います。

次に、3番目の市長退職金廃止についてお伺いたします。市長は、前にもよく議員のときに、市長が決断すればすぐできるんだと、よくおっしゃっていますが、これは間違いでありましたか。

○市長（五位塚剛）

世の中には、何度も言いますように、できるものとできないものがありますけど、しかし、市長の退職金ですから、私のことをございます。私のことを私が決められないということはないと思います。それは、法律に基づいて条例を改正して、また相手の県退職金組合と相談をして、どうしたら廃止ができるかということは今、相談を始めたところですので、一応、廃止したいというふうに思います。

○8番（大川内富男議員）

それは、ぜひ頑張ってくださいと思うのですが、それは後で議論するとしまして、私が申し上げたのは、前は決断すればすぐできるのだと五位塚市長が、よく詰められました。それが、市長になられて決断はされております。もちろん、廃止と書いてあります。決断はされておりますが、思うように廃止できましたか。

○市長（五位塚剛）

今決断したから、今廃止ができるというのは、そういうのではないわけです。その廃止に向かって1つの手順というのがあるわけですから、手順に沿ってちゃんと公約どおりに確実にすればいいというふうに思います。

○8番（大川内富男議員）

もちろん、私もそれはよくわかっております。手順を踏んでいくのは、今から質問いたします。私がお聞きしたいのは、前からよく言われた市長が決断すればすぐできるんだと言われましたよね。それは、そのとおりできたかということをお聞きしている。今から手順を踏んでやるんじゃないかと、市長、「1,670万は市長が決断すれば、すぐできるんだ」と言われましたよね。それはできなかったということで、難しかったということよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

今までの市長は、廃止をするという決断をしなかったんですよ。だから、できなかつたんですよ。答えは簡単なのです。私は、廃止をしたいという決断をしました。だから、廃止できるように、今手順を踏んで指示をしたところをございます。

○8番（大川内富男議員）

それでは、その手順のことでちょっとお聞きしたいのですが、鹿児島縣市町村総

合事務組合です。こういうところで、例えば今から相談の指示をされたということなのですが、今の条項を見ますと、市長だけ抜けられるという条例は、もちろんないわけですね。

○市長（五位塚剛）

詳しいことは、まだわかっておりませんが、いつも言いますように、法律というのは人間がつくり、条例も人間がつくっております。この県の退職金組合の組織も県の中で話し合いをされてつくった条例であります。加入をしている人の組合の意見もあると思いますので、そういう、抜けられないかということも含めて、条例改正をお願いして、私が退職金を受け取らない方法も県としてはあるということですので、できると思っております。

○8番（大川内富男議員）

一応、検討に入られるわけですが、現在加入されているところの組合とか自治体がいっぱいあります。その中で、そういうことを相談されるということは、この事務組合に対して、一石を投げられた感じですね。そうなりますと、確かに五位塚市長は退職金は要らないと、その中でその方法はないかということは今指示されたということですね。そうしますと、その組合自体で本当に一石投げられて、そうするとその事務組合の入っている市町村の団体、市長とか、それからいろんな組合の組合長とか、そういう方々が動揺されるようなことは考えられたことはないですか。

○市長（五位塚剛）

ほかの市長さんとも、いろいろ初めてですけどお会いいたしました。そのことで動揺とかそういうのは聞いておりません。

○8番（大川内富男議員）

いずれにいたしましても、この公約に対しては、退職金は廃止しますとなっておりますが、これは、何回かお聞きしましたが、自分の代で終わるのだと、五位塚市長が市長である限り、その代で終わるのだということなのですが、この一部抜けられる。例えば、次に五位塚市長が何期されるか、何年されるかわかりませんが、次に市長になられる方、前の人が取らなかったじゃないかと、そういうふうな感じを市民は受けることもあると思います。五位塚市長は退職金は、これが通ったとして、次は退職金がなかったと、いずれにしても未来もずっと市長をやられるわけじゃないと思いますので、いつかは辞められる。そのときに、後の人が非常に取りにくい。退職金をいただきにくい。そういうことは考えたことはないですか。

○市長（五位塚剛）

私も今なったばかりでございますので、何年続けられるか。それもまたわかりません。ただ私の考えとして、世の中の流れとして、4年ごとの市長の退職金制度と

というのは、縮小するか廃止する方向で始まっております。前の方にも例を出しました。全国には相当広がっておりますので、そういう方向に今からはなっていくものではないかなと思っております。

○8番（大川内富男議員）

これは、鹿児島県市町村総合事務組合と交渉されると思うのですが、これがどうしてもできない場合、脱退まで考えていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

まだそこまで話し合いをしておりませんので、私、市長としての退職金を受け取らないという方法を、そのときはまた別な形で検討したいと思います。

○8番（大川内富男議員）

私の考えなのですが、市長が聞いてくださるかどうかわかりませんが、もう私は退職金はいただきませんじゃなくて、退職金はもらうんですよ。規定どおり。そうすると事務組合との交渉もしなくていいし、もらうんです。もらって、市長はいずれやめられます。やめられたときに、それを曾於市に寄附されたらどうですか。そうすると、政治家じゃないから寄附できると思います。そうすると、高額寄附者で多分そのときの市長から賞状がもらえると思うんです。それを寄附するんです。もらって。そうするともう面倒くさいことはないじゃないですか。もらわないと一緒なんです。そうしたら、市民もあの市長はよかったと、確かに実際もらったけども、その金額そっくり市に寄附されたら、これは名誉市民になるような可能性がありますので、その考えはいかがですか。

○市長（五位塚剛）

私の公約として、退職金は要りませんということでいたしましたので、受け取らなかつたら市民の税金に還元されるわけですので、評価としては、市長は退職金を受け取らなかつたということで、評価はそれなりにあると思います。この制度は4年ごとにいただくという制度でございますので、4年後にもらって寄附をしたら、4年後は私は市長に立候補する可能性を失うことになりますので、そのことはできないと思っております。

○8番（大川内富男議員）

もちろん何年続くか、2期目は立候補できないとおっしゃったんですが、これは法務局かなんかに供託なんかはできないのですか。担当課は誰かいませんか。1回もらったやつを、法務局かなんかに供託しておけば、次の4年間されたときも、2倍分また曾於市に寄附する。やめたときに寄附すると、そういう考えはいかがですか。

○市長（五位塚剛）

アイデア的にはユニークな考えですけど、4年ごと五位塚剛という人間に退職金が曾於市長として支払われるわけですので、そういうことはできないと思います。

○8番（大川内富男議員）

平行線をたどっておりますが、退職金というのは振り込まれるかどうか知りませんが、それを自分で持っていて、それは要らないと。曾於市に入って、もらわないのも曾於市に入ってくる。終わってから寄附しても曾於市に入ってくるわけです。そして、この1,670万が4年できたときには、答えがなかったのですが、法務局かなんかに供託はできないのですか。

○市長（五位塚剛）

理論的にできるはずがないと思います。もし、できるということがありましたら、また次回でも報告したいと思います。

○8番（大川内富男議員）

いよいよ最後の副市長、教育長、今教育長がいらっしゃいますが、副市長がまだ任命されておられません。いずれにしても、副市長も任命されると思いますが、副市長2人にも退職金を求めるか、これは求めないと言われたのですが。日本人のいいところか、悪いところかわかりませんが、日本人のいいところは、殿様が落ちぶれれば、城代家老も追い腹を切るのです。だから、市長がもらわないとなると、副市長ももらいにくい、この件はどう考えますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、今回の市長選挙で市民の皆さんたちに、私は市長の退職金1,670万円は廃止をしますという約束をいたしましたので、まずそこから実現を進めていきたいと思います。副市長、教育長も含めて廃止しますということは一言も言っておりませんので、まず自らそういう方向で進めたいと思います。

○8番（大川内富男議員）

一言もそれは求めていない、今まで言ったことがないというのは、市長になられてからですか。議員のときも、そう思っていましたか。

○市長（五位塚剛）

考え方とすれば、職員の方と特別職の扱いは違うと思っております。職員の方々は30年から40年近く、市民のために働いた一つの生活給の積み重ねですので、当然これは法律に基づいての退職金だと思っております。特別職は、4年ごとに市長が任命をしているわけですので、全国的には特別職の退職金も減額をしているところもあります。その考え方は、市長と変わらないわけですけど、まだそのことについて、どうしようというのは決めておりません。

○8番（大川内富男議員）

私が言いたいのは、先ほど言いましたが、殿様が落城したときは、城代家老それから部下の者は追い腹を切ってついていくわけですね。昔ですが。これが日本人の今まで続いているDNAだと思うのです。だから、市長がもらわないとなったときに、副市長、それから特別職、非常にもらいづらいとは思いませんか。心情的に。

○市長（五位塚剛）

まだその状況になっておりませんが、副市長も減額をしたいとか、廃止をしたいとか、全く予想はしておりませんが、そういうことが仮にあったときは、またそのときに私は判断はしたいと思います。

○8番（大川内富男議員）

先ほどもお聞きしましたが、今は副市長には退職金の辞退は求めない。これは議員の当時からそう思っていましたか。

○市長（五位塚剛）

議員の時代は、副市長を含めた特別職の退職金制度はおかしいと思っております。議員の時代はです。ただ、私は今、市長になった段階では、そのことは今求めているというところがございます。

○8番（大川内富男議員）

確かに議員のときと、首長になったときとは、いろんなことが逆転していることがいっぱいあると思います。実を申しますと、これは去年の12月30日の議会だよりでなっております。覚えてらっしゃいますか。副市長の件が書いてあります。3役です。これを見ますと、市長など3役の4年ごとの支給の退職金は廃止を、3役です。副市長も入っております。このことで約5,000万円の減額になります。それは、今度は市長になられたときは、市長自身は退職金は要らないけれども、この3役の副市長に対しては、気持ちが変わったということですね。

○市長（五位塚剛）

先ほども申し上げましたように、特別職の退職金制度というのは、基本的には今の社会状況においては、なじめないなというように思っております。ですから、減額とか廃止というのは、今そういう方向で進んでおります。ただ、今回の市長選挙において、私が掲げた政策は私自身、市長の退職金廃止ということで、市民に訴えて、それを理解していただきましたので、まずそこから私の立場でやるところでございます。だから、副市長を初め、教育長の退職金を今廃止するということはないと思います。

○8番（大川内富男議員）

議員の時代と、市長になられた時代とは、だいぶ変わったなと印象を持っております。これは、変わらざるを得ないところはあるでしょう。今までの質問者の中で

も、例えば、畑かんにしろ、何しろ、一人の個人のときと、現在の首長という、4万人を見る。その中でトップであるということは、変わらなきゃおかしいと思うのですが、本当にそういう中でいろんなことをしまして、とにかく公約をされたことを全て実行されるように、これは全て私は必ず実行します。この7項目です。それから所信表明は、私は全てトーンダウンしていると思います。そういうことのないように、全てこれをしっかりと推進していただくようにして、私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時21分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第12、坂口幸夫議員の発言を許可いたします。

○20番（坂口幸夫議員）

さきに通告いたしておきました案件につきまして、質問いたします。

まず第1点目であります。新市長としての責務についてであります。市長は、初登庁以来、各種の行事、会合等に多数出席され、多忙の中、責任感と緊張感を持たれ、それぞれの場に臨まれておられることと思うこととあります。一議員と違い、市長になられた立場での責務についての考え方を示していただきたいと思っております。

また今後、任期の中で、どのような思いを持って、市政を運営されていかれるのか、基本的な考え方をお示してください。

2点目であります。国旗、国歌についての基本的な考え方についてであります。この事項については、渡辺議員が10日に質問され、市長の答弁も聞いたところでありますが、改めて国旗、国歌についての市長の考えと、またその考えと今後の市、行事等への影響はないものか伺います。

次に3点目であります。市長選挙公約についてであります。この公約についても多くの議員の方々が質問されました。重複する部分が多々ありますが、市長の考えを再度示していただきたいと思っております。

まず、新規公約の予算と財源内訳、それと、新規公約の実施計画をそれぞれ詳細に示していただきたいと思っております。また、新規公約実現のために、既に実施、

継続されている事業等の見直しがなされるのではないかと、市民の不安の声もあるようではありますが、市長の考えをお聞かせください。

次に4点目であります。曾於高校への支援策と振興策について質問いたします。

いよいよ、来年4月から新生、曾於高校がスタートいたします。また、市内3高校も平成28年3月をもって、閉校が決定されました。市内3高校の輝かしい伝統と歴史も幕を下ろすことになりました。私は、喜び半分、寂しさ半分の気持ちであります。市長は、市内最高学府となる曾於高校について、今日までの経過を踏まえ、どのような思いを持たれているのかお伺いいたします。

次に、県教委は夢と希望を持たれ、ことしの2月に曾於高校の新設を発表されました。しかしながら、県教委が7月に発表された県内の公立高校の進路希望者調査が発表されました。その数字を見て、私は愕然としたところであります。夢と希望いっぱい気持ちから、暗雲立ち込めた感をもったところであります。市長は、この数字をどのように受け止めておられるのか、お伺いいたします。

最後であります。市長として曾於高校への支援策と振興策についてお尋ねいたします。

今回の定例会に、議案第62号、議案第63号で曾於高校と市内3高校について、支援策と振興策を提案されておりますが、これで十分なのか。また市長としての独自の考えを持たれておられるのか、市長の考えをお聞かせください。

以上で、演壇からの1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

12人の方々が一般質問をされまして、最後の坂口議員の一般質問に対して、お答えしたいと思います。

まず最初、新市長としての責務についてということで、①初登庁以来、各種の行事、会合等に出席されていると思うが、どのように感じておられるのかという質問でございます。まだ当選したばかりであります。たくさん行事、会合に出席いたしました。市長として責任の重大さを改めて感じております。それと同時に、市民から公約の実現のために、頑張ってくださいという激励も受けているところでございます。ですから、期待の大きさを感じております。

次に、新市長としての責務の中の2ですが、今後どのような思いで市政を運営されるのかという質問でございますが、基本は市民の気持ちを大事にしながら進めてまいります。そして、政策の実行は、職員と全力を挙げて進めていきます。同時に議会の声も大切にしていきたいと思います。

次に、国家、国旗の問題ですが、国歌、国旗について市長の考えはということでございます。渡辺議員の質問に答弁いたしましたように、法律で定まっております

ので、全て尊重したいと思います。

市長の考えと今後の行事等への影響はないものかということでございますが、基本的には、今後の行事も、そういうことも含めて全く影響はありません。

新規公約の予算と財源内訳を示せということでございますが、新規公約の予算については、まだ確定しておりません。保育料、幼稚園代などの支援については、この間、示しましたようであります。保育料で9,240万円、幼稚園で260万円、合計9,500万円相当だと考えます。農産物加工場とビジネス型宿泊施設など、まだまだ深い対策会議を行っておりませんので、財源内訳のないところでございます。

新規公約の実施計画をそれぞれ示せということでございますが、新規公約の実施計画についても、担当課、財政課を含めて、深い対策会議を行っておりません。しかし、26年度から1つずつでも政策実現に向けて、努力をいたします。

市長選挙公約についての中ですが、新規公約の実現のため、既に実施、継続されている事業の見直し等があるのかということでございますが、基本的には市民のためのよい事業は継続をしております。特に、見直すというのはありません。ただ、パークゴルフ・フラワーパーク事業については、中止の方向で見直しをいたします。

曾於高校への支援策と振興策についてということで、①曾於高校についての思いはということでございますが、平成26年4月1日に開校する県立曾於高等学校は、市内唯一の高校となります。また、県内唯一、文理科、普通科、畜産食農科、機械電子科、商業科を持つ県立高校でもあります。岩川高校、末吉高校、財部高校の学科、伝統に加え、新たに文理科を新設し、各学科とも特色ある教育内容で、質の高い授業と各々のニーズに応じた指導を目指していきます。曾於高校が市内の子供たちの「夢かなう学舎」として充実し、本市教育の振興に寄与することを期待するものでございます。

②7月に示された曾於高校への進路希望者調査を、どのように受け止められたかという質問でございます。

7月に発表されました来春の中学校卒業者に係る進路希望状況調査の結果が出ましたが、曾於高校では普通科が1.73倍と募集定員を大きく上回り、大学進学や就職等を目指す生徒の地域における受け皿として期待されているようですが、その他の4学科は募集定員を下回ったところであります。文理科については、初めての学科であり、カリキュラム等詳しい内容が理解されておらず、実績あるほかの進学校へ流れたことが予想されます。

また、畜産食農科、機械電子科、商業科の3学科については、近年の職業系離れが一つの原因と考えられます。

このようなことから、キャッチフレーズの「笑顔輝き夢かなう曾於高校」として、

曾於高校のよさを市内外の中学校に、なお一層アピールすることが求められます。もう1つの共通する原因として、交通アクセスや通学用途の問題があると考えられますので、曾於高校が生徒募集を容易にするために、市としての支援が必要と考えます。

③市長として、曾於高校への支援策と振興策についての考えはということでございますが、支援の内容は、議案第62号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の制定についてで提案、説明をいたしますが、主な支援策としては、曾於高校に対する支援と、曾於高校生に対する支援に区別されます。県立高校であります、県の予算で支出されず、保護者の負担となるような費用等について、その負担を軽減し、また中学校スクールバスの活用による通学のための交通アクセスの充実を図るものであります。

これらの支援策によって、生徒の確保を有利に進め、曾於高校の充実、活性化に資するとともに、結果的には本市教育の振興につながるものであります。曾於高校は、木でたとえるなら、3高校の遺伝子を引き継ぐ若木であります。この1本の若木が、やがて枝や葉っぱを広げ、大きく成長し、花や実となる卒業生をつけられるようにするため、植樹の今、根を定着させる水と肥料となる支援が必要であると考えております。あとは、教育長のほうで答弁はいたします。

○20番（坂口幸夫議員）

今、市長から答弁をいただきまして、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

①の初登庁以来、各種の行事等につきましては、責任の重大さを感じられ、そしてまた期待も大変なものがあるというふうに答弁されました。私も市長にはなっておりませんが、議長を4年間、平成17年から4年間させていただきました。本当に、議長職は、激務だと思っておりました。市長どうでしょうか。市長職は、激務ですか。

○市長（五位塚剛）

7月31日から市長としての職務につきました。約1カ月間が経過いたしました、大変激務であるなというのは、率直に思っております。

○20番（坂口幸夫議員）

本当に激務ですよ。そういう中で、私も1年間流れるので、時間が。大変な苦労がありました。そういう中で、私は議会の代表であるという責任感の中で3つのことを、私は自分なりの努力目標を持っておりました。

議会代表としての責任を持って発言する。責任を持って行動する。責任を持って行動する。責任を持って服装を、身だしなみをやっていくということを思っており

ました。その4年間は、大変な重圧でした。そういう中で、市長もやはりそういう考えだと思いますが、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市長としては、私は4万人の市民の暮らしを守る上で、大変重要な役目を持っております。また、私の周りには職員約350名の方々がついておりますので、私と同じ気持ちで職務についていただきたいという願いをしておりますので、安心して市長としての仕事をしてまいります。

○20番（坂口幸夫議員）

初めての行事、会合等に出れば、なかなかその場に当たっていないものですから、いろいろとトラブル、アクシデントがあると思っております。私も実際、そのようなことがありました。そういう中で、市長、8月3日の末吉町で慰霊祭があったと思いますが、出席されましたよね。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

はい、出席をいたしました。

○20番（坂口幸夫議員）

本当に、そのときに慰霊祭がございまして、遺族の方々からちょこっとした電話が私にあって、市長も初めてだったから、わからなかったかもしれませんが、慰霊祭というのは、亡くなられた方を本当に心から哀悼の誠をささげる厳正な場所ですよね。そういう場に、市長はまずわからなかったと思うのですが、簡単なシューズですか、ズックですか、そういう感じで来られて、非常に今までのこの経験の中の慰霊祭の中で、遺族の方々が大変なこの「今度の新市長はこういう感じのかな」という寂しさを持たれたと思っておりますけど、やはりその場をなれていらっしやらなかったから、そういうことになったのかと思っておりますけど、実際のところを教えていただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

慰霊祭については、市長として初めてでした。また、担当課の職員がついてくるのかなと思いましたが、そういうこともありませんでした。そういうことで、あの後すぐに市中パレードが準備されておりましたので、基本的にはスーツとネクタイはしましたけど、下はスニーカーでございました。そういう状況でございます。

○20番（坂口幸夫議員）

結局、市長、議長、それぞれ市民の皆様方は頭のとっぺんから爪先まで見ていますよ。市長はまだなつて間もないということで、不慣れだったと思っております。しかし、そういう目で見ていらっしやいますので、神聖な場所においては、本当にチェックして臨んでいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今後は、十分気をつけてまいりたいと思います。

○20番（坂口幸夫議員）

今後は十分注意していただきたいと思います。

2番目の今後、どのような思いで市政運営されるか、基本は市民の気持ちを大事にしなが、職員とともに発展のために頑張るとおっしゃいました。私は市民の目線も大事だと思ひますけど、職員の目線も大事だと思ひますけど、私はそれ以上に大事なものがあると思ひております。市長は、もうこれで十分だと思ひますか。

○市長（五位塚剛）

市政を運営するためには、どの目線が大事かということは、いろいろあると思ひますけど、私は住民の立場に立って、住民の気持ちを大事にして、基本的には長いスタンスを持ちながらやりますけど、住民本位の市政を目指したいという目線で頑張りたいと思ひます。

○20番（坂口幸夫議員）

住民目線も大事な部分だと思ひます。私は、それ以上に一番大事なのは市長の確固たるリーダーシップだと思うのです。市民の目線、職員の皆さんの目線も大事なんだけど、つまり一番大事なことは、市長の強力なリーダーシップが必要だと思ひます。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私も強いリーダーシップが必要だというふうにお思ひております。

○20番（坂口幸夫議員）

ぜひ市民の目線を大事にしなが、五位塚市長のリーダーシップで、ちゃんとしたかじ取りをやっていただきたいと思ひております。

○市長（五位塚剛）

今言われましたように、強い市長としてのリーダーシップを進めてまいりたいと思ひます。そのためには、何と言っても、坂口議員を初め、議員の協力がなくてきませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○20番（坂口幸夫議員）

私は、元議長ですので、力は持っておりません。そういう中で、是は是、非の中で、またお互い曾於市の発展のために頑張っただきたいと思ひております。

それから、2番目の国旗、国歌についての基本的な考え方というのは、渡辺議員さんと一緒に、基本的には尊重するということでした。一番心配していたのは、市長とそれぞれ思想が若干違ひますので、日の丸国旗掲揚、それとか国歌の斉唱、非常に市民の方々が今までの市長と、市主催の行事、市教委の主催の行事、果たして

どうなのかなというのがあったのです。いけば、卒業式、入学式、それから出初式、いろんなのがあります。そういう中で市長は影響はないとおっしゃいましたが、再度確認をしていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私も日本人ですので、日本という国は大好きでございます。国旗も含めて、法律で認められておりますし、国歌もこの間ちゃんとそれなりに対応しております。基本的には、法律に基づいて対応したいと思います。

○20番（坂口幸夫議員）

ぜひ混乱のないような行事等を、正確にやっていただきたいと思います。

3番目の市長選挙公約についてということで、①、②、それぞれもっと前向きな答弁というものを、私は期待しておりましたが、私が今回こういうことを言ったのは、市長の「私は必ず実行します」これを見て、これは、選管が曾於市が張っている本当の公約のあれなんです。市長は、公約というものを、どういうふうに理解していらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

公約というのは、選挙のときに有権者に自分の考えを、こういうことをやりますということの訴えであります。ですから、法定ビラで限られた内容でしかお伝えできませんでしたが、私はこの7項目について、私が市長としての任務の間に必ず実行いたしますという公約というふうに受けとめております。

○20番（坂口幸夫議員）

私は、公約というのは、今市長が言われた実行するもの、検討じゃないんですよ。公約というのは必ず実行することなんです。ですから、この1、2、3、4、5、6、7、選管が証明した公約、その中で私は、市長がこれを掲載する前に、ある程度の勉強、というのは、御無礼な話なんですけど、調査研究しながら、これだったら、できるんじゃないかというのを載せられたと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

概算ではありますけど、それなりの自分の頭の中ではイメージは持っております。

○20番（坂口幸夫議員）

市長、やはり4年間のうちで、これだけやるというのは、今から検討では、なかなか難しい問題だと思うのです。ある程度、概算で勉強、研究して、ある程度思っ
てらっしゃると思うのです。そうでないと、4年間で48カ月なんだけど、市長あと46カ月しかないのですよ。もう2カ月は済んでるのですよ。私がこの質問をしたけど、財源内訳、公約等の今からちょっと検討してみたいということだったけど、私

はこれを見て、五位塚市長のこの公約が市民の皆さん方が、池田市長の公約と比べて、こっちのほうを選んだんですよ。だから、私はある程度のことを聞かないと、私も帰って、五位塚市長をこの5番目のことは、今から考えをしますよと、それはうどん屋の釜と一緒にですよ。やはり、市長がこれはいつぐらいに示します。4年間の中の、わずか4年間ですよ。これぐらいは、いつ公約どおり発表しますとか、それをぜひ言っていただきたいのです。できないのですか。

○市長（五位塚剛）

今、市長に就任しまして1カ月ちょっとでございます。かなり激務でここまで走ってまいりました。先ほども、いろいろ議論されますが、財政的な裏づけ状況です。市の今の財政状況はどのように進んでいくのか、それと市の総合計画にのせなきゃならない、市の過疎計画にのせなきゃならない、そのことを含めて、実際に加工場の建設、いろいろ含めてどれぐらいの規模にするかということ、やはり担当課と間違いないようにしないとイケませんので、もう少し時間をいただきたいと思いません。

○20番（坂口幸夫議員）

市民は期待していますよ。いつまで待てばいいんですか。教えてください。

○市長（五位塚剛）

大変ありがたい激励みたいなことをいただきました。今後早くこの問題について、自分の計画、どれから先に優先をするかということ、詰めないといけませんので、できたら副市長を認めていただいた後に、一緒になって担当課と議論をして、具体的に皆さんたちにお示しできるように努力したいと思いません。

○20番（坂口幸夫議員）

公約ですよ。私は必ず実行します。実行しますじゃだめなんです。実行しなければならぬんですよ。46カ月しかないですよ。ぜひ、わかったときは示していただきたいと思いません。そうでないと、私も市民の人たちに言えないです。いとまっちょっくれ、それじゃ済まんですよ。

それと、市長の5番目、保育料、幼稚園、高校無料化、ほとんど一般財源ですよ。この一般財源が、やはり慎重にやってもらわなければ、大変なことになると思うのです。1年だけじゃないでしょ。ずっとやって行って、今度はほかの中でも一般財源を使わなければならない、この公約もあると思うのですよ。あとはどうされるんですか。一般財源がなくなって、財調基金を取り崩していくのですか。やはり、一般財源だけど、慎重な構えをもって、市長が言ってらっしゃる財政運営を見ながら、勘案しながらやっていくとおっしゃいますよね。ぜひ、一般財源を大事にしながら、充当していただきたいと思いません。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

自主財源が20%ちょっとという厳しい曾於市の状況ですので、やはり自主財源をふやすという一つの大きな努力も必要だと思っております。また、一般財源でも限られた事業が相当控えておりますので、これも慎重にしなければならないと思っております。場合によっては、財調を取り崩して、事業をしなければならないときも来るだろうと思っております。そのことを含めてやりますけど、なるべくほかの事業に影響がないように努力をしながら、この掲げた政策を早くいつできるかということ、できるように頑張りたいと思います。

○20番（坂口幸夫議員）

市長、これだけのことを掲げていらっしゃる。できないものがあつたときは、早く言わなければならないと思います。決断を早く出して、みんなに広めなければならないと思います。ぜひ、今言われた財調基金、7月31日現在で36億5,000万ぐらいかな。それぐらい基金としてありますけど、大事にしながら見直すところは見直して、市の一般財源に悪影響が出ないような感じでやっていただきたいと思います。早目の知らせをお願いします。

それと、市長はこの公約において、今までの継続事業、影響はないということをおっしゃいました。フラワーパークは除いてですよ。本当に影響はないのですか。見直しとか、そういうのはしなくていいのですか。25年度の当初予算のままでいきますか。事業ですよ。

○市長（五位塚剛）

フラワーパーク事業については、私は中止の方向で提案してまいりますけど、ほかの25年度の予算については、議会の議決を得ておりますので、それは、基本的には進めてまいります。

○20番（坂口幸夫議員）

市長がいつも議員時代に、促進されていた定住促進住宅、それも影響なく、当初予算どおり場所もそのままいかれるということですか。確認のために。

○市長（五位塚剛）

定住促進については、希望者を募り、確実に住宅ができれば住んでもらうという確約書もあって、土地の取得また事業費も予算化がされておりますので、議決を得ておりますので、そのとおりに進めていきたいと思っております。

○20番（坂口幸夫議員）

市長が変わられて、今回これだけの公約を掲げられて、相当なお金がかかるということを皆さん思っただけで、その平成25年度のいろんな事業で影響がでてるんじゃないかなという声があるんですよ。今、この場で正式に市長が答えられ

ましたので、当初の計画でいくということで間違いないですね。

○市長（五位塚剛）

25年度の予算を可決した状況は、ちゃんと守っていきます。

○20番（坂口幸夫議員）

ぜひ、そういう方向でやっていただきたいと思います。

4番目の曾於高校への支援策と振興策についてということで、曾於高校についての思いはということで、市長からも答弁をいただきました。

市長、高校はどこを出られていますか。

○市長（五位塚剛）

私は、宮崎県立都城工業高等学校の機械科卒業でございます。

○20番（坂口幸夫議員）

非常に申し訳ないんですけど、財部高校、末吉高校、岩川高校、都城工業、どこに愛着を持ってらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

どこに愛着をと言われると非常に難しいことですが、たまたま私、都城工業高等学校の同窓会の副会長もしておりますので、自分の出た母校は非常に愛着があると思っています。同時に、曾於市長としての役目もありますし、曾於市内の高校というのも、それなりに思いはあります。

○20番（坂口幸夫議員）

同窓会の副会長をされているということで、愛着は大変なものだと思っております。今回、3高校がなくなって曾於高校ができる。また立場が変わって、曾於高校よりも愛着を持ってもらって、首長としていろんな支援、振興策をもっていかなきゃならないと思うんだけど、曾於高校への愛着はどうですか。

○市長（五位塚剛）

曾於市に3つあった高校が廃止になって、最終的には末吉に曾於高校という新しいネーミングで誕生いたしました。県内唯一、こういう全ての普通科から、畜産食農科、機械電子科、商業科を持つ、そして文理科は進学を目指すという意味での一つは大事な科なんですけど、この全ての科にたくさんの募集があればよかったんですけど、結果的には、普通科を除くほかが定員割れという状況ですので、基本的な今後も、この曾於高校は多くの市民に愛される高校としてなるように、努力したいと思います。

○20番（坂口幸夫議員）

新生の曾於高校への本当の発展というのは、市長の熱い思いが一番だと思っています。今、7月の状況を見れば、目玉である文理が16名です。あと畜産食農科が25名、

機械電子が34名、商業科が30名ですよ。普通科が69名ということで、大変喜んでいらっしゃいましたけど、大変なことですよ。文理が16で、これが目玉なんですよ。目玉が16人しかいないということは、先は見えちょい、っていう感じなんですよ。そういう中で、市長は都城工業の同窓会の副会長であっても、今度の曾於高校も振興のためには一肌脱がないかんとおもいますよね。そういう中で、私は今、都城、財部、越境の都城を超えて行かれる。今度は、都城から来られる。私は、岩川高校の同窓会長であって、県教委がこの3校の合同、閉校して1校にするとか、いろんなことを申しあげましたが、県の教育委員会は聞かなかったです。いくらいい高校をつくろうと思っても、昔からの絶対そこは侵されない。そこに市長、メスを入れていただけないと、市内の最高学府はできないですよ。どう思いますか。

○市長（五位塚剛）

曾於市内の優秀な子供たちが伝統的に宮崎県の西高、泉ヶ丘のほうに進学を目指すために、相当数流れております。これは、長い今までの歴史の中での状況であります。新しい曾於高校ができるということで、文理科を設立しましたが、この本来の中身がまだ残念ながら、よく理解されていなかったということも、大きな要因ではないかと思っております。結果的に普通高校のほうに、その部分で流れておりますけど、しかし、普通高校に入れない人たちが、結果的には曾於市外のほかの学校に流れるという状況が心配されます。そういう意味では、このことは深刻な問題だと思っております。

○20番（坂口幸夫議員）

25年の高校入試です。末吉中、財部中から、公立ですよ、都城です。日南とかそうじゃなくて、何名入学されていると思いますか。教育は自由ですよ。その数をどれぐらい捉えていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

その数字は、一応教育委員会のほうで調べさせておりますので、教育長。

○20番（坂口幸夫議員）

いや、市長の考えです。予想です。教育委員会は、もうプロですから、市長がどれぐらいかなと思っているかですよ。

○市長（五位塚剛）

ちょっと待ってください。資料を一応いただいているんです。

○20番（坂口幸夫議員）

いや、感覚でいいんです。市長の感覚はどのような感覚かということ、私は聞きたいのです。

○市長（五位塚剛）

感覚で言いなさいということですけど、かなりの、ひょっとしたら、都城の公立高校に四、五十人は流れているのかなという感じはします。

○20番（坂口幸夫議員）

25年の3月、56人です。公立高校で。これは自由なんです。自由なんだけど、今後の曾於高校の発展を考えると、どうしても今、この何号だったかな。条例62号で助成策をやっているけど、なかなかお金、そういったのは無理ですよ。私も岩川高校の同窓会で3年間400万、資格取得、カバンとかやりましたけど、ある程度の実績はできるけど、それ以上のものはできんですよ。大きなメスが必要ですよ。何だと思いませんか。

○市長（五位塚剛）

非常に難しい質問で、この地元の高校に中学校から生徒を曾於高校に入れるというためには、やはり曾於高校がいいんだよという熱いメッセージが必要だと思っております。それと同時に、市民の父兄の方々が曾於高校でも求める公立の大学でも入れるんだということが、つくり上げる必要があると思います。そのためには、曾於高校の学校の先生には、大変頑張っていかなければならない。その熱意が必要だというふうに思っております。

○20番（坂口幸夫議員）

学校を選ぶのは自由です。教育の自由です。それは、私は今もこの、ことしは3月で56名というのは、財部中学校が85名の生徒、卒業生、その半分以上が、極端に言えば行っているわけですよ。そこは、教育の自由があるんだけど、前から都城、末吉、財部は1つのグループとして教育も、みんなそう思っていたんだけど、それは人数が多かったころの時代であって、ある程度は、これだけの少子高齢化になってきた場合は、1つしか高校がなくなるわけですから、あとは市長の力量で県の教育委員会に行って、ある程度、越境についてもはじかれされても、一步踏み込んで現状を話してみてくださいよ。例えば、鹿児島市内に学校に行くときは、推薦枠があります。甲南高校には3名とか、4名とかですよ。何かやっぱりきっかけでやっていただきたいと思います。それぐらいのバイタリティあるでしょ、市長。

○市長（五位塚剛）

教育の自由というのがありますけど、やはり曾於市の子どもたちが、できる限り曾於市内の高校に入っていたきたいというのは、私も気持ちは同じでございます。ただ、子供たちの夢としては、自分のクラブ、スポーツを生かすというためには、場合によっては、曾於高校以外のところにも行きたいという子供もいらっしゃると思います。

また、自分の身内の中で、お姉ちゃん、お兄ちゃんが、西高を出たということで、

そういう歴史的なものもあると思いますけど、基本的には私も県の教育委員会に曾於高校にたくさん残れるように、お願いはしたいと思います。

○20番（坂口幸夫議員）

今回の条例62号は、はっきり言って池田市長が多分、基本的な考えのもとで、それが引き続いて上程されたと思っているのです。だから、それはそれでいいけど、市長が新しい感覚の中で私はこう見たけど、市長は全然、教育の支援を書いちゃらんわけですよ。やっぱり寂しいですね。ぜひ、バイタリティを持って、曾於高校がいい学校になるように、これもこの公約に追加してください。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

大変力強い激励を受けました。この広報がもう1回できるんだったら、教育の分野も追加をして、市政の大きな発展のために、教育分野でも大きな力を発揮したいと思います。

○20番（坂口幸夫議員）

ここで市長、はっきりと曾於高校も支援しますとはっきり言ってくださいよ。自分で頑張りますということ。

○市長（五位塚剛）

曾於高校への支援は強力に進めてまいりたいと思います。

○20番（坂口幸夫議員）

終わります。

日程第2 選挙管理委員の選挙

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、選挙管理委員の選挙を議題といたします。

地方自治法第181条第2項及び第182条第1項の規定により、選挙管理委員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員には、狩長泰博さん、富岡廣男さん、澤律雄さん、井上建夫さん、以上、4人の方を指名します。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名しました4人の方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました狩長泰博さん、富岡廣男さん、澤律雄さん、井上建夫さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第3 選挙管理委員補充員の選挙

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、選挙管理委員補充員の選挙を議題といたします。

地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員補充員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員補充員には、第1順位、吉留信男さん、第2順位児玉次雄さん、第3順位山下通弘さん、第4順位牧之瀬正三さん、以上、4人の方を指名します。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名しました4人の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました第1順位、吉留信男さん、第2順位児玉次雄さん、第3順位山下通弘さん、第4順位牧之瀬正三さん、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、明日13日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時09分

平成25年第3回曾於市議會定例会

平成25年9月13日

(第5日目)

平成25年第3回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成25年9月13日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

第1 議案第65号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

第2 議案第67号 財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約の変更について

（以下2件一括議題）

第3 議案第58号 曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第59号 曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（以下6件一括議題）

第5 議案第60号 曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第61号 曾於市子ども・子育て会議条例の制定について

第7 議案第62号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について

第8 議案第63号 曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について

第9 議案第64号 財部町高等学校生徒就学援助費補助金条例を廃止する条例の制定について

第10 議案第66号 財産の無償譲渡について（旧南之郷中学校）

第11 議案第69号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）

（以下2件一括議題）

第12 議案第70号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）

第13 議案第71号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）

第14 陳情第8号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

（以下4件一括議題）

第15 報告第11号 継続費精算報告書について

第16 報告第12号 平成24年度曾於市健全化判断比率の報告について

- 第17 報告第13号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第18 報告第14号 平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について

(以下7件一括提案)

- 第19 認定案第2号 平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定案第3号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定案第4号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定案第5号 平成24年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定案第6号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定案第7号 平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 議案第72号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について(第3号)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 論	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	10番 大川原 主 税
11番 吉 村 幸 治	12番 (欠 員)	13番 渡 辺 利 治
14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男	16番 (欠 員)
17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二	19番 迫 杉 雄
20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成	22番 谷 口 義 則

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

9番 西 川 熊 則

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二
 参事補 宇 都 正 浩

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市 長 五位塚 剛 教 育 長 植 村 和 信
 総 務 課 長 大 窪 章 義 教育委員会総務課長 永 山 洋 一

大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
財部支所長兼地域振興課長	小 松 昌 寿	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	経 済 課 長	富 岡 浩 一
財 政 課 長	池之上 幸 夫	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
税 務 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
市 民 課 長	久 留 守	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
保 健 課 長	大休寺 拓 夫	水 道 課 長	福 岡 隆 一
福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	中 山 浩 二
農業委員会事務局長	切 通 宏	代 表 監 査 委 員	佐々木 良 昭
		監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第65号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

○議長（谷口義則）

日程第1、議案第65号、財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

議長が簡潔にということですので、簡潔に質問いたします。

まず議案の65号であります。まず質問の第1点は、この提案された65号議案の予算額は幾らであったのか、そして2点目、予定価格はあるとして、予定価格との捉え方、考え方についてお聞かせください。

2点目、入札の結果表がありますけども、これは6業者の参加した本社所在地について報告してください。

3点目、県内の近隣の市町村では、この種の財産は、おおむねどの業者から県内等では購入しているのか、可能な限り、わかっている限り報告してください。

以上、お願いします。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

議案第65号についてのお尋ねでございます。まず最初に、予算額について、それと予定価格の捉え方、考え方についてということでございますが、平成25年度当初予算の計上につきましては、業者から見積もり価格3,450万円でありましたが、同型車を平成24年度に入札した結果、落札価格が2,171万4,000円でありました。しかし、この価格はほかの入札価格と比較して非常に低い価格でありまして、この価格を除いた平均入札価格が約3,000万でありましたので、予算額を3,000万円としたところでございます。

予定価格につきましては、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準であり、契約の締結に応ずる限度額になるものでありますので、あらかじめ仕様書、設計書等の内容、取引の実例価格、需給状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短

等を考慮して、適正に定めるものであり、また競争の公平性を確保しようとするものであります。

本件の予定価格の設定に当たっては、公表されている他市町村の水槽付消防ポンプ自動車の入札執行結果を確認したところ、全て本市の当該車両購入に要する予算額3,000万円を超える落札価格でありましたので、この取引の実例価格等を勘案し、予算額の範囲内で予定価格を設定したものでございます。

それから⑬の入札結果にある6業者の本社所在地についてのお尋ねでございますが、本件の指名競争入札における指名業者の本店所在地については、指名業者の6社のうち、金田消防防災株式会社は曾於市であり、ほかの5社、有限会社イズミ商事、株式会社鹿児島消防防災、鹿児島森田ポンプ株式会社、株式会社熊谷消防設備、株式会社ヨシキにつきましては鹿児島市であるところでございます。

それから⑭の県内近隣の自治体では、この種の財産はおおむねどの業者から購入しているか、可能な限り報告されたいということでございます。物品購入等の入札結果については、ほとんどの市町村において公表されておりませんので、消防車の取引実績について、本件の指名業者である6社から本市に提出されている入札参加資格審査申請書類等で発注車を確認した結果、有限会社イズミ商事は、曾於市、鹿屋市、薩摩川内市、大崎町、湧水町であります。株式会社鹿児島消防防災につきましては、曾於市、鹿児島市、さつま町、瀬戸内町のほか、和泊町においても本年度は落札されております。鹿児島森田ポンプ株式会社は、曾於市、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、大崎町であります。金田消防防災株式会社は、曾於市、志布志市であります。株式会社熊谷消防設備は、日置市、南九州市のほか今回、本市において落札されております。株式会社ヨシキは鹿屋市、指宿市、いちき串木野市、奄美市、知名町であります。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

まず質問の第1点は、今回の予定価格について報告してください。これまでの予定価格は、最近では、池田市政のもとでも、私の質問に答えて答弁されておりますので、これが1点。それから第2点目は、先ほどの課長の説明の中で、この2,171万4,000円で落札したケースもあるけども、いろいろ検討の結果、3,000万の予算で、またそれに準じて予定価格を決めたって説明でありましたけども、ちょっと説明が不十分じゃないかと思えます。

なぜかと言いますと、例えば建物等を改築、建設する場合は、余りにも予算より予定価格に対して落札額が低いと、本当に十分なる内容の結果として建物が改築できるのかという不安材料がありますけども、これは、この消防ポンプ車ですよ。こ

これは一般的に見て、あるいは民間の場合だったら安ければ安いほど、まあアフターサービスの件はあるにしても、いいんじゃないかと一般的には日常的には受け取って、解釈すると思うんですね。今回のこのケースの場合は、なぜ予算を3,000まで引き上げて、そして結果として取得金額を2,972万5,500円としたのかですね。1回目の課長答弁では、十分な説明には私、なっていないんじゃないかと気がいたしますので、もっとこの説得力を持ったこの件での私の疑問点についての答弁を説明をしてください。これが第2点目であります。

第3点目は、いずれにいたしましても、新しく市長が交代した中で、市民から見て談合問題を初めとして、一切そうした疑問や疑念も市民から見て払拭するというか、なくしていく、そうした努力が常に必要じゃないかと思っております。全て簡単に解決できる問題じゃないですけども、少なくとも市当局は、あるいは担当課長は、そうした一つひとつの問題について、目的、意識性をもって今後対応して努力すべきじゃないかと思っております。

例えば、この今回のケースにいたしましても、一般例として、大分以前になりますが、二十数年前に薬に関する談合問題がありました。それは大体今言われたように、県内のこれを請け負う業者が数社、あるいは10社ほどに絞られた場合は談合を行って、そしてお互い調整し合っていくと、そういったケースが見られて、一般質問で取り上げて改善をしていただいた経過があります。

今回のケースの場合、そうしたことを私、言っているのじゃないのですけども、やはりそうした観点、視点からの、そのことを考慮した上での私は入札への取り組み努力が、市としては今後ますます重要じゃないかと思っております。私の今申し上げた点について、そうした目的意識性を持った今回の入札等行って、その点はちょっと言葉が厳しいですけども、談合は一切ないと言って差し支えないのかどうか、その点でもお答え願いたいと考えております。

2回目の質問は、以上3項目でございます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

まず予定価格ということでございますが、予定価格は消費税を含めまして、2,999万9,550円でございます。予算は先ほど申し上げましたように、3,000万ということでもあります。

それから、去年の比較とで申し上げましたけれども、去年につきましては、末吉のものを購入したわけですが、このときは2,171万4,000円ございました。非常に安かったと記憶しておりますけれども、本年度、今度のこの消防自動車を買うときに、当初予算で予算で要求で上がってきましたのは、先ほど申し上げましたけど、

3,450万円であったわけです。ただそれは要求書でございまして、これも見積書をとって上げていただきたらと思うんですが、あと査定等がありまして、これを3,000万まで落としております。

この3,000万円まで落としたというのは、先ほど申しました去年の結果等が随分安かったということがございまして、このようにしたところですが、結果的に入札しましたら、1回目も落ちませんで2回目も落ちなかったということでございます。したがって、次に随意ということで見積もりをとりまして随意ということで、ここに落ち着いたところでございます。

それと談合のことを申されましたが、市民から見ると疑念を持たれないようにということでございましたけれども、これはもちろん当然のことだということですが、私ども入札のほうからしますと、それはなかったというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

市長を初めとして各課の課長に、今後こうした入札を初めとした物品購入や、あるいは請負等の契約に当たりましては、入札に当たりましては、一つひとつ、一気には行かなくても、時間と、そして一定の年月をかけて解決すべき点は、あるいは改善すべき点は改善をしていただきたいと思います。そのためには、やはり一定の目的意識姿勢をこの問題に対して持つことが大事ではないかと率直に言って感じておりますので、その立場からの今後努力を期待し、また見ていきたいと思えます。もう答弁はよろしいです。

○議長（谷口義則）

次に、大津亮二議員の発言を許可します。

○18番（大津亮二議員）

議案第65号、徳峰議員のほうから基本的な趣旨は同じような感じになりますが、通告いたしておりますので質問、質疑をいたします。

1番目に、この車両の最近の同型車の入札結果を、1点は紹介がございましたが、何件かあれば教えていただきたいと思います。

2点目に、入札が再入札、そしてまた最終的には随意契約となったみたいですが、この大きな理由を述べていただきたいと思います。

とりあえず2点です。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

最近の同型機種の入札ということで、先ほど申しました24年度につきましては、

末吉の中央分団、2トン積載です。2,171万4,000円、その前が平成17年度購入の財部中央分団でございます、1.5トンの積載で1,858万5,000円。ちょっと古くなりますが、その前、平成8年度購入の大隅・麓分団、2トン積載で1,894万2,000円。タンク車等につきましては以上のようなこととなっております。

○財政課長（池之上幸夫）

入札が再入札となった大きな理由はということでのお尋ねでございますが、本件
の水槽付消防ポンプ自動車につきましては、他市町村等の入札においても再度入札、
あるいは再度入札後、随意契約に移行して落札決定している案件もあるところす
けれども、落札金額については、全て本市の当該車両購入に要する予算額3,000万
円を超える落札価格でありましたので、車両購入における使用及び取引の実例価格
等から見れば、非常に厳しい状況下での入札であったためと思われるところでござ
います。

○18番（大津亮二議員）

入札結果が、曾於市の結果が報告されましたが、先ほど徳峰議員の質疑の中での
報告では、過去のやつを平均して予定価格を立てられたということ述べられたよ
うですけど、曾於市のこの入札結果でいくと、かなり低いわけですが、平均ではち
よっとないかなというような気がするところですが、県内の平均で見られたのか、
その確認。

それと予定価格が実際このような結果になってくると、実際正しかったのかとい
うところに突き当たると思うんですが、どこまで調査されて、過去の曾於市の場合
が低過ぎたのか、それとも業者から言わせると、これでも落として問題ないのか、
低過ぎると弊害が出てくるんじゃないかと思いますが、弊害としてはどのような弊
害が考えられるか。

もう1点、徳峰議員は回答を求められませんでした。今後の改善策、考えられ
た点があれば教えてください。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

平均ということでお尋ねでございますが、先ほど説明しましたように、去年が非
常に低かったということでございます。ですから、この平均と申し上げましたのは、
この価格を除いた平均入札価格が3,000万円であったので3,000万円にしたとい
うことでございます。これは予算査定の段階で、当初要求額は3,450万円ございま
したけれども、前年度のこともありましたので、ここらあたりを3,000万ぐらいで
大丈夫ではないだろうかということ査定の段階で落としたところでございます。

弊害についてということでございますが、弊害につきましては、最終的には予算

と実際のこの予算はもらいまして実際の落札ができない場合は非常に困ります。そういう面では予算もちろん前年度、あるいは前年度までのいろんな経緯等も調べますけれども、やっぱりある程度の余裕もないと、いざ一般競争入札にしたときに、ぎりぎりのところで行くところといったケースもあるということでございます。今回は幸いにしまして、2回でも落ちませんでしたけども、先ほど申し上げましたような随意に移行して行ったところでございます。

それと改善策につきましては、もちろん先ほど申し上げましたことも含むわけですが、予算はある程度余裕を持ったものでないといけないというのもあるかと思えます。それと去年はある程度非常に少なかったと、額が低かったというのがありますが、去年だけのことでなくて、ある程度さかのぼって、あるいは県内等の状況等ももっと把握すべきであったというふうにも考えているところでございます。

また、先ほど条件の中で、いろいろいろんな要素がございます。例えば時期的なものですね。特殊自動車でございますので、こういったもの等が残りにはできるものかどうか、そういったところ等もありますので、やっぱり時期のこともございます。いろんなことを考えて、やっぱり組むべきだなということを考えているところでございます。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第65号、財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第67号 財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約の変更に
ついて

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、議案第67号、財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

2点、まず質問をいたします。

1点は、この議案が、請負関係を含めて途中でこのように変更になったというのは、ちょっと最近記憶にないと思うんですが、ほかにもしあったら一、二例、これら変更の途中での議案提案があるんだったら具体例を示していただきたいと思っております。ちょっと記憶にないからであります。

第2点目は、関連いたしまして、この提案された議案のこの間の経過ですね、その内容について、どういった理由、事情で今回変更になったのか。これを議案等を読ませていただきまして、ある程度はわかるんですけども、ただこの近隣に確かにならないような感じがいたしますので、またこの種の特に請負関係においてはですね。ですから、国の政府の対応にももちろん関係ありますけども、経過を含めて詳しくこの点は報告してください。

以上、2点です。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

お答えいたします。

最初の途中で変更があった具体例については、今の現段階では……。

（「ほかの課を含めてですよ」と言う者あり）

○教育委員会総務課長（永山洋一）

それについては、私のほうで把握しておりませんので、また担当のほうでお答え

いただきたいと思います。

2番目の提案された議案の経過とその内容についてお答えいたします。

参考資料のほうで配付してありますけど、2ページのほうに示しておりますが、国土交通省土地建設産業局長から各都道府県知事に対し、平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置についての通知がありました。また、参考資料の3ページにありますように、鹿児島県においても特例措置を講じる旨、市町村長宛てに通知があったところであります。所管は建設課ではございます。

この特例措置は、平成25年3月29日に、国土交通省土地建設産業局長が国土交通省直轄工事関係で技能労務者への適切な賃金水準の確保についてを、文書で各都道府県知事及び建設業団体等の長宛て要請したところによるものでございます。

要請の趣旨につきましては、技能労務者に係る賃金の低下や保険未加入が原因となって、近年、若年有職者の減少が続いております。よって、①労働需要のひっ迫傾向が一時的なものでなく構造的なものになっている、②今適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持、更新に支障がある、③デフレ脱却のためにも労働者をふやす必要があるとのこととあります。これを受けて本市でも対応するものでございます。

平成25年4月以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算している工事を対象とするものでありまして、これについては参考資料の4ページの特例措置の適用図に示されているような図式でございます。具体的な内容につきましては、参考資料5ページに示したとおりであります。県により示された積算方法により、財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事の契約額を544万6,000円増額いたしまして、2億7,823万6,000円に変更するものであります。関連で、同電気設備工事を64万2,000円、機械設備工事を43万2,000円増額するものであります。

当該議案につきましては、8月9日に建設課職員と一緒に市長に判断を仰いだところでありまして、13日には再度建設課長がこの工事関係全般で、この工事以外の全般でも市長と協議をした結果、確実に下請業者及び労働者に配分されたか確認する必要があるとの指示を受けたところでございます。

以上でございます。

○市長（五位塚剛）

今の質問の中で、要するに契約を変更をした例があるのかということでございますが、このような技能労務者への賃金の変更というのはないと思っております。ただ、この間の決算状況の中で、私もたびたび指摘してまいりましたが、契約をした後で、実際の工事をする中で予定しなかったものが発生したために追加の工事をお願いして契約を変更した例は多々あるというふうに思っております。

そのほかについては、総務課長から答弁させたいと思います。建設課長がわかってたら建設課長から答弁させます。

○建設課長（高岡亮蔵）

変更契約につきましては、工事につきましては、多々、今市長からございましたように、あるわけですが、議案提出された大きなこういった案件について、また変更契約のまたこういった提案をするというのは、今までなかったとっております。

○21番（徳峰一成議員）

教育委員会の総務課長の御説明では、それをそのまま素直に受け取る限りにおいては、これは働く方々、労働者にとっては、広く言って市民にとってはいい内容の提案でありますよね。素直に、もうそのままですね、疑問なく受け取ったら。そうしたことを前提に2回目の質問に入ります。

まず、先ほどの課長の説明を素直に受け取るならば、この変更前と変更後の差額は、基本的には全て、いわば今回の場合はこの屋内運動場、武道館で働く方々、従業員の方々の賃金と保険を含めて全額いわば追加支給されるというふうを受けとめて良いのか、これが質問の第1点であります。

第2点目は、保険の問題が出されました。この保険の問題は私もかつて2回ほど一般質問でも取り上げた、もう大分以前になりますけども経過がございます。言うまでもないと言いますか、御承知のように国で定められた、そうした法律に基づく保険制度が公共事業の請負の場合はあるんだけど、実際はなかなかそれが事業主の判断で、そのまま従業員、労働者に保険適用がなされていない、いわば言葉は厳しいですけども、中間搾取的なことを行ってきた例が率直に言って少なからず曾於市でもあるんじゃないでしょうか。

今、保険という問題が出ましたので、担当課長、曾於市の場合は実態はどうであるのか、現在。わかっている範囲内でつかんでいただきたいと思います。と申し上げますのは、国からこうしたことで労働者等の賃金を含めて保険が非常に弱い、悪いということで、年度途中でこうした措置がとられたのであります。これはいい点でございます。であるならば、それを踏まえて、我が曾於市の場合は、実際現状はどうであるのか、もし改善すべき点があったら、この際、やはり一緒にといいいますか、連動して改善をすべきじゃないかと思うんですよ。そのためには、前提として現状はどうであるのか、正確に実態を可能な限り私はつかむ必要があると思うんです。繰り返しますが、その点で保険適用がどれほどある面では厳格に守られて現在来ているのか、わかる範囲内で答えていただきたいと思います。その実態をつかんでいなかったら、今後やはりこれは絶対つかむべきであると思うんですよね。本来、労働者のほうに回さなければならぬ保険制度が、それが不十分であるのだったら

ですね。そのことを含めて答弁をしてください。これが2番目でございます。

3番目は、今回のこの政府の年度途中でのこうした措置、曾於市の場合は今回はこの議案、財部中学校のこの請負工事だけで提案されていますけども、ほかのもろもろの曾於市の金額の少ない業種に、今同じく適用しなければならないのが具体的にあるのかどうか、これが3点目の質問でございます。

第4点目は、今後こうした請負金額の少ない業種を含めて、全て今回の新しい措置が適用されるのかどうかですね。基本的には一般論として適用しなければいけないと思うんですよ。労働者、市民にとって、これはいい内容でありますので、素直に受け取るならば。その点で金額の大小に関係なく、今後は全ての市内の業種にこれが適用しなければいけないし、実際そうであるのかどうか、確認を含めての4項目の質問であります。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、建設業の皆様の社会保険の加入実態がどうかということでございます。建設業におきましては、なかなか元請、下請、孫請、そういった構造があるのも現実でございます。元請につきましては、ある程度社会保険等入っているものと、これは確実に調べて調査しているわけではございませんけれども、そういうような感じを受けておりますが、なかなかその下部の小さな企業の皆様までの実態はつかんでいないところでございます。

それから、ほかにも適用するものがあるかということでございます。今回のこの措置が特例が適用されるものが、ほかに土木工事におきまして、今、橋梁の修繕工事を行っておりますけれども、それぞれ大隅、末吉、財部の梅ヶ渡橋、中津橋、田代橋、3件の工事がございました。この関係と、末吉の市道の森田北線の改良工事1件、土木のほうで、この4件がほかに対象となったところでございます。

この特例につきましては、4月旧単価で古い24年度の単価で、なおかつ4月1日以降に発注をした工事ということでございまして、この財部中に係るものこの土木の4件しかないわけですし、後につきましては全て25年度の新しい公共単価で積算しておりますので、そういった対応をしているところでございます。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

全て今回の場合、従業員に全額支払うのかというようなことがございましたけど、これにつきましては、この単価のアップの確認につきましては、請負代金の変更協議の段階において、誓約書をいただいております。やはりこの変更部分が賃金として支払われたかどうかの確認をできる書類の提出を求めていることになっております。

あと保険の関係ですが、今の財部中の下請に入っている業者が13社ほどあるようでございますが、全て健康保険、厚生年金、雇用保険等には一応加入しているところ

ろでございます。

以上でございます。

(「金額の大小に関係なく全て適用されるのか」と言う者あり)

○建設課長(高岡亮蔵)

今回の特例措置は、今回1回だけの適用でございまして、あとの工事については25年度の単価を全部使っていきますので、旧単価で設計をして4月1日以降の発注したものだけがこの特例の対象ということになります。

○21番(徳峰一成議員)

25年度以降、新しい単価といっても、現在の水準を落とすということは、課長、絶対あり得ないと思うんですよね。今回アップして、また来年度から単価が下がるのでは本当一過性で意味がないと思うんですよね。その点は政府の問題でありますけども、お互い見ていきたいと思います。それでは基本的に全く納得ができないからであります。

市長に1点だけ、今後の点で要請方々の質問であります。ただいまの課長の答弁等にありますように、実際、曾於市の公共事業を請け負って、そこで働く方々の保険や賃金を含めて、正確に単価に基づいて支払われているかどうか、やはりこの把握が弱いと思うんですよね。これは五位塚市長の責任は全くございませんですね。これまでの膿というか、たまってきた問題でありますので、この点は市長が交代されましたので、一気には行かなくても、一定の、先ほど申しました目的意識性をもって、この点はまず実態の正確な把握、これが何事も今回の場合を含めて大事じゃないかと思います。そうした実態がどうなっているかを踏まえて、改善すべき点やあるいは課題が正確に見えてくると思うんですよね。そういった点で、市長は課長に、そういった点での適切な指導をお願いしたいと思うんです。一言答弁をしてください。

○市長(五位塚剛)

市長に就任をいたしまして、いろいろな方々から不安の声がありました。建設業の方々が、公共事業が減るのではないかということでもございましたので、曾於市の入札の指名願を出して許可を受けておられる建設業初めいろいろ土建業の方々に、9月の3日の日に文化センターに集まっていただきました。その中で私は、公共事業については、曾於市内における事業については、市が発注するものにおいては、なるべく市内の業者に発注できるように、そういう方向でやりますということをお願いしました。

同時に、大きな工事についても、なるべく企業努力でベンチャーを含めた努力もしていただきたいというお願いもしました。そして、企業については年間雇用型を

していただきたい、要するに1年間を通して、曾於市の従業員の方々を雇用していただきたい。曾於市としてもいろんな形で支援をしていきたいということも言いました。

同時に、市としても、今現場管理を含めて、いろいろ大変、業者の方々、苦勞されておりますので、見直しできるところについては大いに見直しをして、建設業初め設計業者が少しでも手取りが残るように努力をするということも申しまして、今後賃金が少しでもその従業員に入るような形で努力していただきたいということも申しあげましたので、基本的にはそういう方向に行くだろうというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

次に、大津亮二議員の発言を許可します。

○18番（大津亮二議員）

通告に従いまして、通告は1点ですが、この提案理由の中に受注者からの新労務単価に基づく契約変更の協議の請求を受け、受注者から請求を受け、ということが提案理由に書いてありますが、参考資料の中には、受注者からの申請書等が、契約書はついてますけど、受注者から何らかの依頼というのがあったのかですね。国交省からは、それぞれ建設団体の長宛てに通知がしてあると。3ページには、本特例措置に基づいた対応が可能であるという、非常に微妙な言い回しの土木部長の文面でございます。

要は、受注者から申請がなければ、この国交省の通知は実際守らなくていいのか、そのようなこともちょっとこの文面からいけば疑われるところですが、あわせて受注者からの何らかの依頼があったのか、必ず守らないといけないのか、基本的にはいいことだと思うんですよ。労務単価に反映されるので非常にいいことでありますが、この2点をとりあえずお聞きしたいと思います。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

受注者から何らかの依頼があったのかということですが、8月5日付で渡辺組、竹之下電工、森園水道設備の3社から、平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による請負代金金額の変更請負について請求がありました。8月16日には、その関係で3社に対しまして意向確認を実施した結果、変更を希望するとの確認がなされたところであります。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

必ずしなくてはならないのかということですが、これは、この通知によりまして、こういった対応ができることを業者の皆さんに説明をするということで、

業者の皆さんが「いや、もういいよ」ということであれば、特にそれを問われるものではないということで、今回は請求が出てまいりましたので対応しております。

○18番（大津亮二議員）

提案理由のとおり、申請主義であるんだらうなと受けたところでございまして、その申請書がなかったから、このような質問をしたんですが。教育委員会総務課長の、徳峰議員の回答では、この労務単価が確実に反映されるように単価改善、反映されたことを示す申請を求めるということでございますので、これが確かな労務単価に反映されるように、当局としては努力していただきたいなと思います。意見です。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、山下諭議員の発言を許可いたします。

○5番（山下 諭議員）

通告いたしております、ちょっと重複する点もあると思います。この労務単価の変更は、昨年12月に民主党政権から自民政権にかわりまして、いわゆる長いデフレ化の脱却ということの中で、通称「アベノミクス」という名前で行われています。この一環だろうというふうに考えております。資料にございましたとおり、3社では652万円の単価の増でございます。

それで、現在の予算そのもの、契約前の単価そのものは、予算を設計するときには予算単価があがって、その予算単価から実際の設計をするときの設計単価、そしてまた落札をされるときの向こうの方の単価があるんだと。また実際の支払いの単価となると、ちょっと減ってきているというふうに今まではそうだと思います。設計単価そのもの、落札された単価そのものが労務者には直接的には全額は支払われていないというふうに思いますが、今回のこの単価を上げたということですね、さっきも申されましたけれども、確実に652万、それをそっくり労務者に行くことは私は考えていないんですけれども、そのような指導をされたと、確約をされたということでございますけど、あとの確認というのはされないんじゃないかと思うんですけど、その辺の考え方を確実に労務単価がアップした部分がですね、この金額100%じゃないけども、労務者の手元のほうに届いているかというのをですね、業者ばかりでなくて、実際働いている方からもやはり聞き取りぐらいはすべきじゃないかと思いますが、それについての考え方をお願いいたします。

それから、ほかの25年度の4月1日以降の発注については、建設課長は、この工事限りというようなことを言われたようですが、私は全部の工事にこれは適応されるというふうに考えておりますが、まだ発注が遅れた分については影響ないんで

すが。早急に25年度事業として発注された分は、この新しい考え方の単価じゃなくて、旧単価というんですが、25年度当初の単価で設計されておりますから。それで落札されてると思うんですけども。その公共工事単価というのが、あとから25年の4月1日以降発注されたのは、この考え方で単価がなっているかということをお伺いをいたします。

それと、うちの事業については、繰越事業は何件かあったと思うんですけども、この取り扱いはどうなるのか、そういうことでございます。

24年度で契約してるから、これは適用ならないんじゃないかなとは思いますが、しかし、実際の仕事としては、25年度にやっておるわけですから、幾らかの恩恵というんですか、そういうのがあってしかるべきだと思うんですが、この辺の考え方はどうなんでしょうか。

○建設課長（高岡亮蔵）

確認を確実に行っていただきたいということでございます。私どもとしましては、まず誓約書をいただいております、その中で、まず今回の特例措置の趣旨を理解し、下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応いたしますということで誓約書をいただいております。

そのほかにその確認として変更下請契約書の提出、それから下請通知書の再提出、また元請業者へのヒアリング等行いまして、下請業者の賃金が上昇したことを確認、それとそれに係る書類等の提出を求めることといたしております。

労働者の聞き取りもということでございますので、対応を考えてみたいと思います。

それから全ての工事に影響するのではないかとということでございます。25年の4月1日からは、全国で15%単価が平均で上がっているわけですが、その単価を用いて、もう既に執行いたしておりますので、全てその上がった労務単価での対応をしているということになります。繰越事業が今回この特例の措置になるところでございまして、24年度のうちに設計をしておりまして、それを繰り越して、4月になってから古い単価で契約をした、その分については労務単価をアップの特例ということで変更契約を下さいということの措置でございまして、そういったケースというのは、今回も全てこの繰越事業でございまして。また繰越事業の中でも、3月に入札をした分については対象にならないと、4月1日以降に契約をしたものということでございます。

○5番（山下 諭議員）

全国的には5.何%ということでございましたけども、本市の場合のこの契約の変

更で行きますと、2.13%ですね、この資料に出ておりますけれども、2.13ですね、増加率はですね、なっておりますけれども、こっちの本体の渡辺組のほうは2%、それから電気関係の竹之下のほうは2.45、水道のほうは5.83のアップ率、変更率というんですか、総体で2.13ですけれども、この特に水道等が大きいわけですから、その大きい理由というのが何かあるんですかね。大体単価は、それは一つひとつの単価は水道の特殊事業については大きいでしょうけれども、アップするときには同じぐらいのアップ率になるんじゃないかと思うんですけれども、特にこの大きいという理由は何があるのかをお伺いをいたしておきます。大変これ、嬉しいことでございます。補助金もそれだけふえてくるわけでございます。嬉しいことでございますけど、この大きい理由ですね。ただこの率をかけて、落札率なんかでこうなったのか、その辺をお伺いをいたしておきます。

昨年の、今年の3月31日までに契約した分については、全て繰越事業にあっても、昔の——昔というか、まあ24年度単価が、これですということですから、実際は仕事をする方々は25年の4月以降でございますから、それだけそれは単価が低いということでございますけども、この辺の救済というのはできなかったものか、同じ賃金で同じように4月以降はやるべきだと思うんですけれども、3月までに契約したやつをいろんな事情で事業を繰り越しでやって、4月以降に仕事をする方々については、労務賃が安いというような、同じ労働でやってもというふうな結果を国は、自治体は認めているということですから、この辺ちょっと矛盾を感じるんですけど、これについての考え方を伺いたします。

○建設課長（高岡亮蔵）

労務単価のアップにつきましては、全国平均で15%ということです。これ全国10の地区に分かれておりますので、それぞれその地区ごとの状況が反映されますので違うんですが、鹿児島県のをちょっと計算してみましたら、約12.3%でございました。

それで、この今出ています工事のアップ率2.何%というのは、その当初の請負額に対しての増額でございます、その工事の中には資材とか労務費とかいろいろ分かれていますので、労務費の上昇をその工事の中に盛り込んだ結果がそういった2.数%の工事費の増につながったということでございます。水道のほうが多く上がったというのは、労務費の占める率が工事の内容で高かった、大きかったんじゃないかというふうに考えます。

それから、繰り越しで低い単価でということでございます。こういった繰り越しの事業の中でも、今回の件につきましては、もう県の審査等を前年度の1月から3月等にかけて、設計審査等を受けておりまして、その金額で4月に入りましてか

ら発注したところでございます。

またこの公共単価というのは、あくまでも何と申しますか、予定価格を決定するための積算に用いるものでございまして、決して実際の労務費等を縛るものではないというようなことで、予定価格をつくるための一つの基準としての、この労務単価を使うということで、このような措置になっているところでございます。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

○15番（久長登良男議員）

今ずっと説明を聞いておりますと、この参考資料と提案されている金額ですね、この参考資料の1ページでありますと、この契約は渡辺組等の契約書が載せてありますね。そして、この金額の参考資料の5ページ、これは1番目が渡辺組大隅支店のやつが契約の金額で値上げをしたのが544万6,000円、そして下のほうも株式会社竹之下電工、有限会社森園水道も同じように申請があったということですから、3業者も申請をしておりますので、この1番だけのやつが提案されているんじゃないかなというふうに思うわけですね。それとあとのこの2件のやつは、この金額は支払いはされないのかどうか、そこをちょっとお伺いします。

○建設課長（高岡亮蔵）

今回の、ここに3件ございますけれども、そのうち渡辺組さんの受注されました財部中学校区内運動場及び武道館建築工事が議会の承認を得るべき金額でございますので、議案の中ではそれが出てきているところでございます。

ほかの2件につきましては関連して議案には出てまいりませんが、これ変更して支払うこととなります。

○15番（久長登良男議員）

下のほうもやっぱりお金は追加で払うということですね。議案には出さずに、もうこの金額だからやっぱり議案に出さんないかんのかなと。金額が下回るからもう議決は要らないということですね。そういうふうに理解すればいいわけですね。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（山田義盛議員）

私もそれ疑問を持ったんですが、久長議員と。了解しました。ちょっと簡単なことなんで通告なしですが、質問させていただきたいと思います。

先ほど、建設課長のほうから山下議員の質問であった後、私、ちょっと聞いてあったと思いますが、労務単価は、これ元請が労務単価が、その労務単価の上昇によって元請の契約となっているんですけど、先ほどちょっと質問ありましたように、

この下請に、例えば一次、二次ありますよね。そこにどう反映されたかというのは、先ほどちょっと聞いた話では下請通知等々で確認できるということですから、それは間違いないんですか。

○建設課長（高岡亮蔵）

はい。労務単価が、このアップ分変更で見えるわけですがけれども、それがどういう形でその下請とかそういうところに行くかというのは会社のいろいろな考え方もございますので、やり方としてはいろいろ出てくるかとも思いますけれども、その中で先ほど申しましたように、今下請通知書の変更契約書ですね、そういったもの以外にも、またその元請に聞き取りをいたしますし、またそれを上がったのを確認できる書類を提出をしていただくということでございますので、例えば賃金台帳とかそういったもので確認できれば一番いいのではないかと考えております。

○7番（山田義盛議員）

私が言いたいのは、行政側で元請との契約の労務単価の見直しでこれだけアップしていくわけですね。下請について、先ほど確認できるということだったんだけど、僕は行政屋としてそこまで介入できるかというのは、ちょっと疑問を持ってるんですわ。要するに、一次下請については労務単価見直しで契約の変更を行うということですけど、どうやって下請等に、一次、二次——二次まであるのかな。ちょっとわかりませんがね、反映できるかと言ったら、行政側で確認できるかということをお願いなんですけど、ちょっと曖昧な答弁だったんで再度聞いておきます。

○建設課長（高岡亮蔵）

どこまで提出を求められるかというのは制限があると思いますけれども、できるだけ確認できるような方向でお願いをしていきたいと考えております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第67号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第67号、財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

————— . ——— . —————
日程第3 議案第58号 曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第59号 曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議案第58号、曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4、議案第59号、曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

議案の58号の質問の第1点は、条例改正の主な内容と特徴、また本市への影響についてでございます。今回のこの改正を含めて、特に税関係は非常に読むほうにとってもわかりづらいと言いますか、理解しがたい内容の文章でございます。これを

何とかできないのかって昔から思っているんですが、これは質問をさておきまして、ただいまの質問に答えてください。

それから2番目の質問は、施行日が平成28年1月1日と、まだ期間が相当あるのに今回の提案、この点は、59号についても施行日が平成29年1月1日とまだ3年半あるのに今回の提案ということで長いんですけども、この点についてもあわせて答えてください。

以上です。

○税務課長（吉川俊一）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず議案58号でございますけれども、第1点目の条例の主な内容と特徴、それから本市への影響についてはどうかということでございますけれども、まず主な内容と特徴についてでございますけれども、第47条の2及び第47条の5の改正につきましては、公的年金からの市民税の特別徴収についての改正でございます。

年金からの特別徴収の対象であります納税義務者が市外へ転出した場合は、現在の制度では特別徴収を中止をいたしまして普通徴収に切りかえまして、納付書や口座の振りかえによって納付していただくこととなります。これをば改正後は市外に転出した場合も特別徴収が継続されるということでございます。すなわち引き続き年金から住民税が引かれると、市民税が引かれるということでございます。

また年金からの特別徴収は、4月、6月、8月は仮徴収と申しております。それから10月、12月、2月は本徴収ということになっておりますけれども、仮徴収の税額が、これまでは前年度の本徴収額より計算された金額とされておりました。これを改正によりまして、前年度の年税額の2分の1に相当する額に改正するというところでございます。

次の内容でございますけれども、附則の7条の4から附則の19条の2まで及び附則の20条の4の改正についてでございますけれども、これまでは株式の譲渡所得を債権の利子等の利息との損益通算ができないといったような損益通算範囲が限られておりましたけれども、今回の税条例の改正で、特定公社債の利子まで損益通算の拡大がなされるということでございます。

これによりまして、個人投資家の積極的な市場参加を促して、そういう環境が整備されるということでございます。今回のこの税条例の改正に伴いまして、市民税の課税の特例の規定を改めるものでございます。

続きまして、この改正に伴います本市への影響でございますけれども、住民税の特別徴収の改正につきましては、税額については全く影響はないわけでございますけれども、特別徴収が継続されることを見まして、未納が防止されるんじゃないかな

うかというふうに考えております。

また、仮特別徴収の算定方法が見直されることによりまして、市税額が大きく変動した場合でも毎期の年金からの特別徴収額が平準化するものでございます。

それから、市民税の課税の特例の改正に伴う影響でございますけれども、これにつきましては、損益通算の該当者がいるかどうかというのは申告の内容次第ということになるかと思っております。

次に、施行日の平成28年1月1日についてでございますけれども、確かにおっしゃいますとおり、まだ期間がございますけれども、これにつきましては、地方税法の施行令の一部を改正する政令及び地方税法の施行規則の一部を改正する省令の施行期日と同日とするものでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

今お聞きいたしますと、公的年金の特別徴収において、市内から市外に転出した場合に、一旦これまでは普通徴収といたしますか、それから特別徴収に本人を含めて切りかえなければならないという紛らわしいやり方を今後はなくなったって。お聞きする限り、こういった簡単なことが今までなぜ行われなかったかという、市民サイドから見てですね。これが行政なのかなという感じがしたんですが。

それはそれとして、再度大きくは課長、4項目ですかね、今御説明は3項目ですかね。4ですかね、3ですかね。3項目について具体的に、例えば24年度決算で考えた場合に、それぞれ何件が本市の場合は今回のこの改正によって影響を受けるのか、おおむねそれは把握しておられると思っておりますので、お答え願いたいと考えております。金額はともかく、それぞれ何件ほど、24年度ベースで考えた場合は影響が出るのか、この1点であります。

○税務課長（吉川俊一）

それでは、年金特徴の改正に伴います影響でございますけれども、平成25年度、これは24年度の申告分でございますけれども、公的年金の受給者が本市の場合1万5,806名いらっしゃいます。その中で年金所得が係っていらっしゃる方、この方が4,503名いらっしゃいます。その中で住民税が課税されているのが2,453名でございます。この方々が先ほど申しました対象になるわけでございますけれども、その中で特別徴収者が全て特別徴収者でございませぬ。あの中には、金額は少なくても普通徴収で徴収されている方がございますけれども、その中で特別徴収者が1,528名いらっしゃいます。この1,528名というのが、一月でも特別徴収がされた方も含まれておりますけれども、その方々が対象になってきます。それから……

（「年間で何件、24年度の場合はおられるかと私はお聞きしたかった」と言う者あり）

○税務課長（吉川俊一）

今から申し上げます。この中で1月1日以降転出をされたのが7名いらっしゃいます。この方を普通徴収に今までは切りかえておったんですけども、またことしは普通徴収に切りかえておりますけども、今後は特別徴収は継続するというようになります。この7名というのは、現時点での人数でございます。

（何ごとか言う者あり）

○税務課長（吉川俊一）

先ほど申しました仮徴収の方法の変更についてでございますけども、これは特別徴収した全てがこれは該当するわけでございます。

（「それは何名ですか」と言う者あり）

○税務課長（吉川俊一）

特別徴収者が1,528名でございますけれども、これは先ほど申しましたとおり、一月でも特別徴収されたものを含んでおりますので、この中で特別徴収が一月で終わった方、本徴収までに行かない方もございますので、その中までは分析しておりませんが、特別徴収者1,528名の中の該当者がいらっしゃるということでございます。

（何ごとか言う者あり）

○税務課長（吉川俊一）

申しわけございませんでした。今回のこの改正につきましては、この2点が主な改正点でございました。

○議長（谷口義則）

次に、大津亮二議員の発言を許可します。

○18番（大津亮二議員）

議案58号、59号、関連ですので質疑をしたいと思っております。地方税法の施行令と施行規則等をインターネットでちょっと取り寄せたところですが、施行期日についてだけお伺いしたいと思います。

この施行令等でいけば、施行期日が原則として平成28年1月1日という形で記載されているところですが、本市の条例改正では平成29年1月1日、ずっとなつていようございますが、60号も関連するようございますが、この根拠、どちらか先ほどの質疑の中では施行令等にあわせられたということでございますが、実際どうなのか。もし違うのであれば、この1年おくれることによって何か弊害が出てくるのか質疑をしたいと思っております。

○税務課長（吉川俊一）

ただいまの質問にお答えいたします。

施行期日の関係でございますけれども、地方税法の施行令の一部を改正する政令及び地方税法の施行規則の一部を改正する省令につきましては、おっしゃるとおり原則として28年1月1日から施行するというようなことになっておりますけれども、法律につきましては、この政省令につきましては、改正規定ごとに施行期日が規定してございます。

それで今回の条例改正に係る部分につきましては、全て施行令が平成29年1月1日となっておりますので、今回条例につきましては施行日を平成29年1月1日としておるところでございます。

以上で終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第60号 曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第61号 曾於市子ども・子育て会議条例の制定について

日程第7 議案第62号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について

日程第8 議案第63号 曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について

日程第9 議案第64号 財部町高等学校生徒就学援助費補助金条例を廃止する条例の制定について

日程第10 議案第66号 財産の無償譲渡について（旧南之郷中学校）

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、議案第60号、曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議案第66号、財産の無償譲渡について（旧南之郷中学校）までの以上6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

一括議題ということで先ほど大津議員も話あったように、この60号は先ほどと一括のほうがよかった感じがするんですがね。それはそれとして。

まず議案60号でございます。質問の第1点であります。条例改正の内容とその特徴、本市への影響がありましたらお答えください。あわせて、先ほど同じ質問、同じ答弁になるかと思うんですが、施行日が平成29年1月1日、期間が長いですが、お答え願いたいと考えております。

以上、2点です。

次に、議案の61号でございます。議案の61号については、これ率直に申し上げます。私は文厚委員会に付託になると思っておりますので基本的な点だけですね。まず第1点、条例の目的など明確でございません。内容の説明をしてください。あるいは予算措置はどのようになるのか、この以上3点でございます。

何事もそうでありますけど、議案も含めて一般論として問題を、今回の場合は議案として議会に提案、提起する以上は、何を目的とした提案であるのか、目的がはっきりしなければ、恐らく取り組まれたとして、非常に不十分な中途半端な、あるいは当初のこの目標に対して、結果として決算で振り返れば、不十分なものにならないのじゃないかと、これは曾於市の数ある条例やこうした設置された機関を見た場合に、かなり目的がはっきりしていると一般論的、あるいは不十分である場合はその取り組み方に大きな差異があると思われて私は仕方ございません。その点での最初の提案でありますので、目的はしっかりとするというのが、これは非常に私は大事じゃないかと。いわばスポーツ競技で言いますと、スタートをしっかりと位置づけるというのが大事だと思うんですね。その点で、くどいようでありませうけれども答えてください。

第2点目は、この条例を提案するに至った経過と理由について説明ください。説明を見る限りにおいては、国が定めたのに基づいて、いわば今回条例を制定するようでございますが、この種の条例制定にあるように、国がしましたと。これはこれとして、これを受けとめている我が曾於市の場合どうするかですね。2回目以降の質問になりますけども、我が曾於市に合った形の条例を非常に深い議論を重ねた上で提案するというのが非常に大事じゃないかと思うんですね。国が示した、じゃあ一応見本あるって。それを若干手直しして提案する、そうしたことではないと思うんですけど、この点で2回目の質問に答えてください。

3番目、まとめて質問いたしますけども、当局では、これを条例を提案するに当たって、どれほど時間をかけて内部でしっかりと議論を重ねて、そして本日の提案となったのかですね。どれだけ議論を重ねたのか、この点でございます。

以上、3点であります。

次に、議案の62号について質問をいたします。

議案の62号については、同僚議員の一般質問等との関連がありますけども、63号並びですね。これはもう結論的に申し上げまして、いい内容でございます。これは十分議論を重ねたこともはっきり、もう一見してわかりますよ。先ほどの議案と違ってですね。その点で基本的な点について、細かくは文厚委員会で質問いたします。これは非常に大事でいい内容であります。その点で、経過を含めて説明してください。

同じく議案の63号ですね、これも非常にいい内容であります。昨日の坂口議員の一般質問に関連いたしますけどね。議論をかなり重ねての提案であるということはずぐわかります。あとは予算措置等の問題、あるいは具体的な施策の問題でございますけれども、これはもう文厚委員会で質問いたします。合わせてこの提案と経過に至った理由、どれだけ議論を重ねてきたかを含めて、62号、63号についてはお答え願いたいと考えております。

議長、66号までですか。

○議長（谷口義則）

そうです。

○21番（徳峰一成議員）

66号だとまた成果が全然違うものですからね。じゃあ、66号について質問をいたします。

私たち共産党議員団は、もう結論的に申し上げまして、3月だったと思うんですが、この助成措置、補助について賛成いたしております。大きな立場から言いまして、特に過疎地域、いわゆる農村地域にこの種の福祉施設等を設置することは大きなことじゃないかって、一般の民間を含めて個人的には、私、10年ぐらい前から、池田町長の時代から提案を繰り返し申し上げてまいりました。そうした意味でいろいろありますけれども、あるいは課題はですね。こうした公的、公共的団体等に設置することは大きな立場、あるいは将来的に見てこれは率直に私はいいいことだと思っております。

しかし、ここは議会審議の場、チェックする場でありますので、今後のことも含めて、数点質問を申し上げます。

質問の第1点は、前回と繰り返しになりますけども、資料がございませんので含めて質問いたします。

まず第1点、これだけの規模の財産の無償譲渡は初めてであるかの質問であります。

第2点目は、契約の相手が、この間含めてでございます、この間、今後オープン

までに必要な改築費等を含む経費は総額で幾らかかる、そうした考え方であるのかですね。そして、もちろん国県市の補助、相当額の補助がありますけども——を含めて、あるいは持ち出しっていいですか、御本人の持ち出しを含めての資金対応についてお答え願いたいと思っています。

質問の3点目、これも繰り返しの質問で申しわけないのですが、財産の価値、評価額についてお答え願いたいと考えております。あわせて無償譲渡後の1年間の固定資産税額も、建物等のですね——は、どれだけになるのか、それは減免、免税ではなくて全額徴収となるのかの質問でございます。

質問の第4点目は、市にとって契約の失敗は絶対に許されない、これは大事な問題であります。なぜかと言いますと、これだけの金額の大きな助成を補助を行っている、そして大変なこの財産の無償譲渡でありますので、失敗は絶対にこれは許されてはなりません。また、契約を含めて、その点では細心の注意を市民の立場から見た場合に、契約を行うべきじゃないかと思っております。その点で、一つは、一つは全てじゃないですけども、契約の内容等が非常に重要となります。見本等については、あらかじめ市のほうで議員にも配付されておりますけれども、特に市としてはこの契約を最終的に議会の議決を経て締結するに当たって、契約にはどの点とどの点に私の指摘した疑問点を含めて考慮されて契約を結ぶ考えであるのか、考え方、方針を示していただきたいと思っております。

以上です。

○税務課長（吉川俊一）

それでは、議案第60号につきまして回答いたします。答弁させていただきます。

まず、条例改正の内容と特徴という——申しわけございません。それでは、申しわけございません、主な改正内容といたしましては、地方税法の政令及び省令の改正によりまして、先ほど議案第58号でも申し上げましたけれども、特定公社債の利子まで損益通算範囲が拡大されました。これによりまして、保険税の所得割及び減額の特例の規定を改めるものでございます。

これにつきまして、本市の影響はということでございますけども、国保世帯の中にこの損益通算に該当する方がどれほどいらっしゃるかということは、そのときの確定申告の申告次第ということになるかと思っております。

（「24年度ベースで」と言う者あり）

○税務課長（吉川俊一）

しばらくお待ちください。この確定申告につきましては申告の内訳につきまして、税務課のほうには税務署から届いておりませんので、その損益通算ができるかどうかというような判定はできないところでございます。

続きまして、次にその施行日が平成29年1月1日とありますが、まだ期間があるかどうかということでございますけども、これも先ほど回答いたしましたとおり、地方税法の施行令及び施行規則の改正の施行期日と同日とするということでございます。

以上で終わります。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

議案第61号、子ども・子育て会議条例につきましてお答えをいたします。

まず、条例の目的など明確でない、内容の説明をという、予算措置はということでございます。子ども・子育て会議条例の目的、内容などにつきまして御説明申し上げますが、まず昨年8月、平成24年8月に子ども・子育て支援法というのが国会において制定をされました。その背景について、まず申し上げたいと思います。

国においては、未就学児——小学校に入る前までの子供たちを取り巻く環境において、多くの課題があるとしております。その主な課題を申し上げますが、親の働く状況によって質の高い幼児期の学校教育、あるいは保育を受けられない子供がいること、あるいは核家族化、高齢化、人間関係の希薄化などによりまして、家庭や地域での子育ての力が低下していること、都市部におきましては待機児童が存在すること、逆に少子化により近くに保育の場が消滅した地域があること、こういう課題があるといたしております。これらの解決策といたしまして、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ認定こども園の普及を進めることや、放課後児童クラブの増加を図ること、あるいは地域のニーズを踏まえた上で少人数の保育施設——19人以下でございますが、それらの設置を進めることなどが挙げられているところでございます。

こういう背景がございまして、子ども・子育て支援法の制定の目的を踏まえまして、今回第77条に各市町村の子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画の策定や変更、あるいは幼稚園、保育所、小規模保育所、保育施設などの利用定員を定める場合は、子供の保護者、その他の子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞かなければならないというふうにされております。

そういうことで、市町村は、市町村における合議制の機関の組織運営に関して条例で定めることとされておりますので、今回条例の制定をお願いしているところでございます。

予算措置でございますが、今回の補正予算におきまして、この会議の委員報酬10万7,000円、費用弁償4万7,000円、それと子ども・子育て支援ニーズ調査委託金172万7,000円を計上いたしているものでございます。

続きまして、今回この条例を提案するに至った経過と理由についてでございます

が、制定するに至った経過につきましては、先ほど説明したところでございます。今回、提案する理由につきましては、国は平成27年度において、これらの新しい事業を本格施行するというふうにしております。そういうスケジュールに基づきまして、市町村は平成25年度、今年度の早い段階で、子ども・子育て会議をそれぞれ設置をいたしまして、今年度内に会議を開催して、先ほど申し上げました調査を実施して、データの分析と報告書を作成しなさいということになっております。よって、本市におきましても、今回の9月議会で条例の制定をお願いいたしまして、10月以降に会議の開催とニーズ調査の実施、最終的には報告書の作成を完了したいと思っております。

なお、先ほどの質問の中に、曾於市に合った条例ではないのではないかな、全国一律ではないのではないかなという話がありました。子ども・子育て会議の設置につきましては、全国一律に設置を求められているものでございまして、それを条例で制定しなさいということになっております。

会議の設置につきましては、それぞれ一律でございますので、同じような文書になりますが、今後このそれぞれの実情を分析、データを分析していく過程に入りますと、それぞれのまた色を出した計画書を作成していくことになるかと思えます。今回の条例につきましては、その前段階の協議の場の条例制定でございますので、ほぼ同じような条例文になっているところでございます。

続きまして、どの程度時間をかけて議論をしたかということでございますが、この昨年8月の子ども・子育て支援法の制定を受けまして、それ以降、県で、昨年10月、ことしに入りまして、3月、7月、8月、計4回説明会が開催されたところでございます。それぞれの時期に判明している範囲内で各市町村のとるべき手続や方向性について説明を受けたところでございまして、そのたびに内部検討を行ってきたところでございます。

子ども・子育て会議条例の制定につきましては、全国の主要都市におきましては、本年3月、議会で制定をいたしております。県内の大きな市につきましては、本年6月議会で制定しておりますが、本市におきましては、国の動向がなかなか定まらないところもございまして、それやら国が主催する子ども・子育て会議というのが、ことし4月に開催されましたが、それらの状況等をできるだけ収集した後に提出したいと考えておりましたので、今回の9月議会での提案をなしたところでございます。

以上でございます。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

議案第62号と63号の質問についてお答えいたします。

まず⑨のこの2つの条例は当局でいつごろから議論されてきたか、そしてどのような検討と議論を重ねた上で今回の提案となったかということでございますが、新設校の開設が決まりましたから、昨年度から少しずつどのような支援が必要か準備を進めてきたところでございます。5月1日付で新設校準備室から市に対して、新設高校の通学バスの対応についてということで、①思いやりバスの時刻変更と、②同運賃の半額、③末吉中学校スクールバス、南之郷コースと光神コースでございますが、これに係る曾於高校生利用について要請がありました。これを受け、早速準備室と協議しましたところ、通学支援につきましては、市への要望のほか鹿児島交通、三州バスに路線バスのダイヤ変更を要望したとのことでありますが、曾於高校のため県独自でスクールバスの運行はしないとの説明でございました。

また新設校においては、同窓会や部活動の育成会などの組織が立ち上がっていないことから、部活動や教育活動などに資金面で齟齬を来すとの説明がありました。このようなことから、曾於高校に対し、どのような支援策が可能であるのか、5月中旬ごろから具体的作業に入ったところでございます。

検討に当たりましては、教育委員会総務課の総務係のほうで中心に検討、企画いたしました。まず生徒の確保と人材育成に対する支援、保護者の経済的負担の軽減、高校の教育活動への支援をコンセプトとして、主に①交通アクセスの確保の支援、財政的な支援の2点について、特に課内で協議を進めてまいりました。素案ができ上がったのが、ちょうど6月議会の招集のころでありました。池田前市長には、この段階で教育長と概要を説明いたしました。その後、経費等具体的内容について説明し、承諾を得るまでの時間はありませんでした。

高校支援策をどうしても急ぐ必要があるからということで、8月7日に五位塚新市長に、曾於高校及び3高校支援策について説明し、裁可を得たところでございます。

その後、2回ほど打ち合わせをさせていただきました。追加とか変更等はございましたが、それぞれ承認していただいたところでございます。

8月の定例教育委員会で関係条例案の議会提出と関係規則の制定について提案し、議決をいただいたところでございます。支援に係る事業費については、支援対策事業の実施が曾於高校開校の平成26年4月1日以降になるため、平成26年度予算で御審議いただくこととなります。しかしながら、各中学校では、本年10月以降、第2回目の三者面談、第2次希望調査等を経て、来る3月6日・7日に実施されます高校入試に臨むため、3月議会で支援策を打ち出したとしても結果としては間に合わない状況でございます。市内唯一の高校となりまして、市内中学校の進学先としての受け皿となる曾於高校の生徒募集を有意に進めるためにも、早いうちに支援策

を打ち出す必要があります。

市長との協議の結果、予算審議の前に曾於高校等に対し、支援策を先行して提示する必要があることから、今回、条例案として提案することになりました。なお、3高校に対する補助金については、事前の啓発、周知期間は必要ありませんが、曾於高校の支援策との整合性から、同じく条例による提案といたしました。

次に、⑩の議論と討論の中でどのような点が特に大事という結論になったか、一方、今後の課題が見えてきたのではないか、具体的にどのような点かということですが、第1に、曾於高校に進学する市内中学校出身者の確保支援でございます。現在、中学校スクールバスを運行している地域には路線バスの運行はなく、曾於高校への交通アクセスが十分でない状況にあります。このため曾於高校への通学手段を確保するためには、どうしても中学校スクールバスを曾於高校生の利用に供する必要があると判断したところでございます。

第2には、生徒・保護者の負担を軽減し、人材育成を図れるかということですが、このために制服購入補助や資格取得補助等を創設したところでございます。

第3には、伝統的に岩川高校の職業科に通学している地域である志布志市、大崎町等の生徒を、いかに曾於高校まで足を延ばさせることができるかということですが、このために遠距離通学補助を実施して、保護者の経済的負担の軽減を図るところでございます。

今後の課題といたしましては、①部活動活性化支援事業等曾於高校に対する支援策をいつまで続けるのかということ、②曾於高校卒業生が将来的に地元で活躍してもらうために、または都会での曾於市の情報伝道師となってもらうために、この支援策をどのようにつなげていくのかということでございます。またPDCAサイクルに基づき、授業を検証し、授業効果を評価、点検する必要があると思っております。

⑨の今後の予算措置とその内容についてということですが、詳細については、これから調査検討する必要がある、平成26年度の当初予算でお願いすることになりますが、現段階での見込み、推計値で説明いたします。

平成26年度におきましては、制服等購入費補助事業、補助金が定員200人の60%が市内出身者と仮定いたしまして、3万円の120人分、360万円、遠距離通学の補助金が50人いると想定いたしまして250万2,000円、資格取得支援事業補助金が、全体の経費が260万と考えますと、その2分の1相当額ということで132万5,000円、部活動活性化支援事業補助金が一部5万円といたしまして、15部で75万円、全国大会等出場補助金が、これにつきましてはインターハイ等でございますが、一応、座置き30万ということで考えているところでございます。

あと夢チャレンジ支援事業補助金が、3万円の、大体講師謝金とかいろいろ考えているところがございますが、これが一応曾於高校のほうに5学科11コースございますので、3万円掛けるの11で33万円と考えております。あと広報活動支援事業補助金が20万円、大体合計で900万7,000円と見込んでいるところがございます。

これ以外に中学校スクールバスの路線延長に係る費用が見込まれるところがございますが、現在調査中でございます。条例が可決されましたら、改めて当初予算に計上して、3月議会に提出させていただくことになります。

なお、平成27年度以降、通学者の関係で毎年生徒が入ってくるわけですので、それを考えますと、それとまた平成29年度には初めて大学の進学が出てくるというようなことを考えますと、29年度で大体1,600万程度の費用になろうかと思っております。

以上でございます。

○財政課長（池之上幸夫）

議案第66号でございますが、これだけの規模の財産の無償譲渡は初めてかというお尋ねですが、初めてと考えておるところでございます。

○保健課長（大休寺拓夫）

通告の⑩のことに対してですが、契約の相手が今後オープンまでに必要な改築費を含む経費は総額で幾らか。

（何ごとか言う者あり）

○保健課長（大休寺拓夫）

はい。そのための資金対応にということでございます。社会福祉法人南之郷が、これまではそんなにかかっておりませんので……。

（「補助は」と言う者あり）

○保健課長（大休寺拓夫）

はい、補助はしておりません。今後はオープンまでに必要な経費は事業活動経費394万8,000円、あと工事費が2億7,006万円の総額2億7,400万8,000円でございます。これは予定でありますから、入札がまた行われますと入札残が出ますので落ちていくということでもあります。そのための資金対応でございますが、県補助金が1億4,600万円、市の補助金が2,100万円、残り、独立行政法人福祉医療機構からの借り入れになりますが、残り1億700万8,000円となる予定でございます。

次に、⑪でございますが、財産の価値、評価額について、また無償譲渡後の年間の固定資産税額についてということでございます。財産の取得価格から減価償却法で求めた評価額を申し上げます。これについては、参考資料をお配りしていると思うんですが、その3ページのほうの下のほうにあります。校舎の普通教室等が約

5,435万3,000円、校舎の特別教室等が3,624万3,000円、両教室等をつなぐ渡り廊下が99万5,000円、合わせまして合計の9,159万1,000円と見込んでおります。

2点目の無償譲渡後の年間の固定資産税につきましてということでございますが、社会福祉法人が特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホームの用に供する場合は非課税扱いとなっております。

(何ごとか言う者あり)

○保健課長（大休寺拓夫）

あともって税務課長のほうからお答えさせていただきます。

あと⑱の、市にとっての契約の失敗は許されない。契約案をとということでありましたが、別冊の先ほどお配りしました参考資料のところに、建物等譲与契約書案、それから土地使用貸借契約書案をつけてございますが、特にほかの契約書と違って気をつけたというところは、契約書案の1ページにあります。建物等のほうです。第5条に用途の指定をびしゃっとしております。この建物等を地域密着型サービス施設、小規模特老とグループホームの用に供しなければならないということで縛りをつけております。あと第6条で、締結の日から30年間としております。これについては、先ほど申し上げた独立行政法人の借入れ、これが20年に及びますので、それとちょっと整合性をとったということでもあります。

あと第9条に、所有権移転の関係で条件をつけております。この契約については、解除条件付譲与ということ、もしこの条件が履行されない場合は無効としますよということ、特につけたところがございます。あとについてはほとんど契約書と一緒にございます。

あと4ページのところに、土地使用貸借契約書、これは議案には載せていないんですけども、第2条のところではやはり用途を指定をしております。同じくしております。あと期間も合わせて30年ということでやっております。この契約案につきましては、全国でもやっておりますので、近いところでは志布志市が松山にある保育所を無償譲渡をしておりますので、その契約書のつくりとほぼ一緒でございます。

以上でございます。

○税務課長（吉川俊一）

今回の無償譲渡にかかわります固定資産税でございますけれども、普通教室棟、特別教室棟、渡り廊下、この3つの財産につきまして、金額にいたしまして237万4,900円ということで算出をしております。

(「法的根拠」と言う者あり)

○税務課長（吉川俊一）

これは非課税の法的根拠は地方税法の348条でございます。これに基づきまして非課税対象ということになります。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、徳峰議員の質疑を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時、再開いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の質疑を続行いたします。

○21番（徳峰一成議員）

質問が前後いたしますけれども、1点だけまず議案の62号と63号につきましては、文厚委員会で審議になりそうでありますので質問いたしますが、これまで教育長、課長ですね、これは池田前市政のころからの検討事項ということで、半分か3分の1か、池田市長の置き土産的な点は評価したいと思いますけれども。この間、ずっと議論をされる中で、やはりどんだんどんだんどれを支援すべきではないかというのを新たな議論が出てきていると思うんですよね。それを全部はもちろん支援はできないけれども、整理してやっていくのが、ただいま先ほど答弁がありましたほかにも出るのじゃないかと思います。しかし、それも最終的な議論も時間って待てないです、今回の条例の提案となったのではないかと思います。

ですから、私が1点申し上げたいのは、今後議論をすればするほど新たな施策の必要性が出てくると思うんですが、それらを補う形では、もう条例を基本的に変更するわけにはいかんです、規則なり要綱を定めてそれを補う必要があるのじゃないかと思っておりますが、もう既に規則、要綱ができていますのかですね。本来でしたら、これもセットで議会に提案すべきだし、できてなかったら補う形で今後は規則要綱に加えていくべきじゃないかと思います。基本的な考え方をお聞かせください。

残りは、もう文厚委員会でお聞きいたします。

福祉課長に1点だけお聞きいたします。先ほど厳しく申し上げ過ぎたかもしれませんが、最初の出発点でありますし、今後に教訓として生かしていただきたいという点からの率直な私の質問でございました。繰り返しますが、やはり条例を制定する場合は、まず目的をしっかりとさせる必要があろうかと思っております。比較して申しわ

けないんですが、例えば、今提案があります議案の62号ですね、第1条で目的がびしゃっとなっていてあります。あるいは同じく議案の63号も第1条でびしゃっともう目的がうたっていてあります。これが本来だと思うんですよ。なぜこの条例を制定ですか、改正じゃなくて。制定しなければならいかって、必ず目的があるから制定するわけでしょう。だから、これが率直申し上げて、比較して何ですけども、子ども・子育ての場合は、趣旨から始まって目的という項目はないんですよ。目的がしっかりすれば、あと所管はどこか、あるいは組織がどうなっているか、あるいはその構成メンバーを含めてずっと、おのずと順序よくといいますか、論理的に2条、3条以降は続くと思うんですよ。

この趣旨を見ましても、目的がはっきりしないんですよ。ただ会議を行っていることのみなんです。非常に曖昧模糊という点があるんじゃないかと率直に受けとめております。このあたりの議論はされなかったのかという点でございます。国から提示された点、これはこれとして真正面から受けとめて、繰り返しますが、我が曾於市に合った、条例としてどういった条例の内容をつくるべきか十分議論をすべきだと思います。これが質問の、繰り返しますが、第1点でございます。

第2点目は、これは確認方々の質問であります。今回の条例はこの会議を行うことのみを目的とした条例であるのか、これが質問の2点目でございます。これは目的と、先ほどの関連があるわけでございますが、会議のためのみの条例であったら、そのあたりがわかる形でやはり目的を、趣旨とも関連いたしますが、それなりにわかる形で書くべきじゃなかったかと思っております。これは確認方々の2番目の質問であります。

3番目は、もし会議が主であるけども、会議以外のこの条例の本文にある曾於市の子ども・子育てを目的とする会議であったら、私はとてもこの条例だけでは1年間を通してどれだけ曾於市の子ども・子育てにこの条例が、あるいはそれを伴う財政措置でもって達成するかが非常に疑問でございます。2番目の質問と関連いたしますが、この会議のみの条例であるのか、あるいは本来の子ども・子育てを目的とした、そうした会議を含めた条例で、提案であるのか、これが3項目めの質問でございます。

いずれにいたしましても、これをもういじることはできませんので、やはりその点、必要ならば要綱なり規則をセットで定めるべきじゃないかと思っております。私の指摘した点が一定のやはり妥当性を持つのであったら、条例に加えるわけにもいかなので、今後検討される中で規則なり要綱で補充すべきじゃないかと思っております。

以上の点についての答弁をお願いいたします。

次に、財産の問題でございます。先ほど担当課長から詳しく説明がありました。

これも文厚委員会で審議がなされますので、二、三点だけ、重要な点だけ確認方々質問をいたします。

このような規模の財産の無償譲渡は初めてであるということでした。私自身記憶にございません。第1点は、市長への質問でございます。もちろんこれは例外すべきでなく、市長もこの種の問題が今後発生した場合は、当然今回の事例に即して公平性を保つ形で対応すべきだと思いますが、当然のことだと思うんですが、これは確認方々の市長の見解を述べてください。これが質問のまず第1点であります。

第2点目は、先ほどの課長の答弁の中で、この最終的な財源の負担割合の中で借入れが1億700万円を超しております。これは大変な借入れでございます。やはり、県なり市の少なからず補助を伴う以上は、繰り返しますが、失敗は許されません。その点、この借入れについては、20年償還でございますけども、1カ月、元利を含めて元利均等であるのかを含めて、大体おおむね1カ月どれぐらいの返済額になるのかですね。率直に申し上げて、この入園者が100%常に満室といいますか——を維持しなければこれを償還することはやはり難しいのではないのでしょうか。そのあたりを含めて、この入居状況との絡みの中で返済が可能であるのかを含めて、これは私たちにわかりやすい形で説明をしてください。これが質問の第2点目でございます。

それから質問の第3点目は、固定資産税の建物については、税の348条で実際237万円からでありますけれども、これが完全な非課税でございます。いわゆるこの優遇措置の適用でございます。関連いたしまして、土地はどうであるのかですね。土地を借りることになります。この土地については、地上権問題を含めて非常に今後考えなければいけない点もありますけれども、それは今回は省きますけれども、土地に対しての土地代は月々、あるいは1年間にどれだけで契約を結ぶつもりであるのかが質問の3点目でございます。

それから質問の4点目でございますが、どういった点で契約については留意されたのか、るる説明がありました。いずれも納得できます。これは当然なことであろうかと思えます。仮に、過去の事例として、例えば深川中学校跡地についても企業が入りましたけども、やはり採算合わないということで、言葉は悪いですけども、放ったらかしの状況で撤去された点がございます。

確かに契約の中では、今回も一応撤退する場合も、やはりそうした財産等についても、しっかりと元に戻すといいですか、いう形で撤去するようになっておりますけれども、しかし、撤退撤去する場合は、経営が困難で——一般的には撤去するわけであって、そうした負担能力がないと思うんですね。ないと思うんですよ。な

かった場合はどうするかということも考えなけりゃいけない。それは契約条項でうたうことはできない内容ではないかと思いますが、少なくとも議事録に残る形ですね、市長の見解は残すべきじゃないでしょうか。どういった形でやはり元に戻すか、これは今回の事例に限らず、過去の全ての、本来だったら事案に、今後は生かすべきじゃないかと思うんですよね。そうでなければ市民は一般的に、広く一般の市民はやはり疑問を持つ。いいことはいいけども、しかし具体的にやはりどうかなという人も出てくるんじゃないでしょうか。そうした方々を含めて、皆さん全員が納得する形のしっかりした立派な内容の契約をつくって、本来賛成すべき内容でありますので、いい内容でありますので、最初の出発点、門出として、細かいことを言うようでありますけども、そうした条文にうたわれない点は、この場で市長の見解として議事録に残す形で私は表明すべきだと思っております。これが2回目の質問であります。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

議案第62号、63号の関係の規則の関係でございますが、これにつきましては、新旧対照表関連規則のほうに、曾於高校につきましては25ページから、3高校の支援に対しましては43ページから、一応規則のほうをお示ししているところでございます。

まだ交付までに時間がございますので、内容等再度照査いたしまして、内容に不足するようであれば、また補足が必要であれば、改正等は検討していきたいと思っております。

条例は、施行については26年の4月1日からでございますが、地方自治法のほうで議会で議決を受けてから3日以内に送致されまして、20日以内には交付しなくても自動的に施行となりますので、議決以降、大体23日以内ぐらいには交付……。

（「委員会審議までに出すんですか、それとも次の議会になるんですか」と言う者あり）

○教育委員会総務課長（永山洋一）

規則ですか。

（「規則なり交付なり」と言う者あり）

○教育委員会総務課長（永山洋一）

規則については新旧対照表のほうにお示ししております。

（「対照表ですか」と言う者あり）

○教育委員会総務課長（永山洋一）

はい。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。

全般的な印象といたしまして、目的がはっきりしていないのではないかと御質問であるかと思っております。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今回の会議の条例につきましては、子ども・子育て支援法というものに基づいて設置をするものでございます。ですので、所掌事務の第2条のところに、第77条の第1項の各号に掲げる事務を処理するものとする、ここらあたりを第77条第1項の各号を載せればわかりやすかったのかなというふうには思います。ただこの第77条は、また説明する機会があれば説明いたしますけれども、この各号の中に、さらに第31条の第2項に規定する事項を処理するとか、第43条第3号を処理するとか、そういうようなことが条例、条文をさかのぼって規定するところがありまして、なかなかわかりにくいところがある関係上、どこの市町村も第77条第1項を各号に掲げるということで、まず条例をつくっているというふうには思っております。

全体的に目的がわかりにくいというところでは反省はしているところでございます。この会議が何をやる会議か、会議をするだけのことかということでございますが、先ほど少し申し上げましたけれども、大きな目標といたしましては、一つの仕事といたしましては、各市町村の子育て支援事業計画、これは5年を1期といたしますが、平成26年度に策定すれば26年度から5年間の事業計画を策定するというのが大きな目標でございます。

さらに、その後に発生いたしますいろんな新しい施設等につきまして、定員等の調査を行ったり定員を定めるというのが大きな仕事となります。そこあたりの具体的なところについては、今国で検討中でございますので、まだはっきりわからないところもございますが、今回はこの会議の設置につきましては、25年4月1日からこの第77条は施行ということになっておりますので、今回この条文でお願いしたところでございます。

要綱なり規則をとということでございますが、現在のところは考えていないところでございます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

議案第66号の財産の無償譲渡についての質問でございますが、皆さんのお手元に、この66号に関する参考資料というのをお配りしていると思うんですけど、その中に土地については無償で貸し付けをいたしますということでお示しをいたしております。所在地が曾於市末吉町南之郷8300番地の1、地目が学校用地で、地積が2,685 m²ということで、基本的には甲と乙との関係では無償譲渡ということではしております。

それと建物について、財産の撤去及び返還のところ、13条で乙が何らかの理由によって撤去して返さなきゃならない場合は、基本的には現状回復を前提とした契約になっております。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

基本的には、乙の社会福祉法人南之郷の理事長、富永勇次氏というのは、当然ながら補助金を含めて、また銀行等の借入れを受ける場合については、それなりの保証人を立てながら進めております。当然ながらその人たちがまた支援をされているわけですので、その前提として、市としてもこの事業を認めているわけですので、そのことについては当然ながら社会福祉法人南之郷は全体としてこの事業をするために努力をされていると思います。また、先ほどの借りた場合の20年の問題が出ましたが、また一定のことも考えて、30年間の契約ということで、十分そのことについても借りたお金が返せるような配慮をしたところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

基本的にはこのような事業というのは余り出てこないわけですけど、また学校跡地について、同じような条件が出てきた場合は、基本的には同じだというふうに思っております。

○保健課長（大休寺拓夫）

2点目の借入れの件でございますが、1カ月どれぐらいかということで、あと返済能力はということだったと思うんですが。独立行政法人福祉医療機構ですかね、こちらのほうが大体1.2%程度の金利になるようです。まだ契約は整っておりませんので、変動するということでしたので、大体1.2%の1年間は利息だけということで、初年度が213万、これは年間になります。年間213万、あと2年目からは元金利息まであわせて一月で言いますと約65万6,000円、年間でいきますと784万という返済をしないとイケない。それに対しまして返済能力はということですが、収支計画が出ております。26年度の収支計画で、最終的に収支差額ですが、3,682万というこの数字ですので、こちらから返していくということ。これは満床ではありません。当然初年度は満床にはすぐなりませんので、満床になる時期は9月という形で計算をしてあります。徐々に入って行って満床が6カ月後と。ですから、これは満床にずっとなれば、年間まだ利息が出ると。ほかの法人を見てみましても相当な、よくテレビなんかで言う内部保留というところですが、結構出ております。ですから、6カ月で満床になれば対応していくということになります。

あと土地ということでしたが、土地は市長が申されたとおり、条例に基づいて広

域法人でありますので、無償ということです。

(「条例の法的根拠は」と言う者あり)

○保健課長(大休寺拓夫)

地方自治体の中で条例で定めれば可能ということが載ってますので、その条例というのが先ほど市長が申し上げた——濟いませぬ、曾於市の財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例第4条第1号の規定に基づき、公共的団体と位置づけをして無償ということで今回お願いしたものであります。

あとそれからちょっとつけ加えますが、負担能力とかいう話なんです、当然ないと思います。

あともう1点、また山下議員のほうからの御質問でもあるんですが、理事の中に社会福祉法人の方、都城で大きい会社、されている方いらっしゃいます。そういうところの全面の協力をするというのも言質を得ておりますので、そこも判断材料にさせていただきました。

あと一つ事例を出しますと、ちょっとこれ悪い例なんです、財部にありました小規模多機能施設、あちらが1年間で廃止ということがありまして、国県の補助金を返納したところ。その後、また同じ介護保険施設ということで入っていただきました。もし、あつてはならないことなんです、最悪の場合はそういう形になるのかなと、同じ介護保険施設、同じ用途ということで所有者が変わる、その場合は当然使途の協議が必要ですけども、これは最悪の場合ですので申し上げます。

○21番(徳峰一成議員)

福祉課長は、もう答弁よろしいですけども、私が指摘した点を含めて、今後に生かしていただきたいと思ひます。福祉課長、非常に力のある方でありますので、率直に申し上げてですね、ぜひ今後に生かしてください。バックアップいたしますので、個人的にも。否定的に捉えているわけでないからですね。

あとこの財産の問題でありますけども、これ全体について考えていただきたいと思ひます。例えば、私も一般質問を含めて、本会議でもこれまで厳しく指摘し、取り上げてまいりましたけども、公共的団体について有償、無償が非常にもう入り混じっているというか、ぴしゃっと整理されてないって。こうしたことを含めて、やっぱり整理しなければ、今回のこの提案、例えば多額の補助を行う、建物も法に従って、一応非課税、土地も条例に従ってゼロと。余りにもまだ整合性が、特に金額を含めて整ってないんですよ。この点は市長が号令をかけなければ、それも一気ににはできません、半年、1年、場合によっては3年、4年も契約の更新を待たなければならぬという項目も多いですので、かかると思ひます。しかし、市長の号令のもと、各担当課長全て財産問題についてはやはりその指示を受けまして、目

的姿勢をもって取り組み、恐らく5年、10年後には鹿児島県でも最もいい事例をどんどんつくっていくことになろうかと確信をいたしております。その点では、市長の姿勢と指示が非常に私は大事じゃないかと思えます。一気に二、三年でやりなさいってとんでもないことを言っているんじゃないんですよ。計画性をもってやったらいいって。その点で市長の決意と指示、方針、考え方を聞かせてください。これが第1点であります。

第2点目は、関連いたしまして、だから余りにも整合性がまだ見られない、率直に言って、中での今回の提案でありますので、その点、しかと私たち議会を含めて認めるにしても受けとめて、やはり市民全体に議会も、そして当局も奉仕するという大きな立場からこの問題もその一つとして見ていかなければならないと率直に考えております。これは答弁はよろしいです。

その点でこれも保健課長がもう正直に申し上げましたけど、過去の事例も含めてですね、そういった点もないと思うんだけども考えた上で、これは議事録に市長答弁も課長答弁も残りますので対応をしていただきたい、これは要望でございます。

1点だけ市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

今回の場合については、例えば、あの南之郷中学校の建物を使わないで新規で新築した場合との比較をしたときに、普通ならば新築したほうが自分の思うような事業ができると思っております。結果的にあの建物を改造しながらつくるという意味では、大変な心配をされているというのも実情です。

しかし、市としても廃校になった中学校の跡地をどのような形で再利用するかという意味では、このような形で今回は提案でありますけど、これも一つの方法だと思っております。ただ無償で貸し付けをするか、また建物を無償で譲渡するか、いろいろ議論が分かれたところがございますけど、今回の場合は特に社会福祉法人という法人格をとって、そして地域のために役立つ施設ということで、こういう判断をしたところがございます。

ただ過去の例において、財部南中学校、財部北中学校において、企業に対して無償で貸し付けをする、このことについては私も疑問が残るところでございます。今後は企業というのは利益を追求する団体でありますので、今後については深く検討しながら、場合によっては皆さんたちにまたお願いする時期が来るというふうにも考えております。市の財産について、無償貸し付け、無償譲渡というのが市民から見てははっきりとわかるような形で今後深い検討をしながら指示をしたいと思えます。

○議長（谷口義則）

次に、大津亮二議員の発言を許可します。

○18番（大津亮二議員）

まず議案第61号、徳峰議員の質問と重複するかもしれませんが、重複したところは簡単に報告をしていただければいいかと思います。

まず1番目、子ども・子育て支援法の第77条第3項の概要、概要についてほぼ説明があったんですが、また簡単に説明いただきたいと思います。また、その概要を受けて、なぜこの日本ではこのような規定が定められているのか、何か大きな背景があるからこのような規定というのを改めて定められたのではないかなと思いますので、述べていただきたいと思います。

2番目、委員の構成メンバー、条例の中に委員が設置するようになっておりますので、構成メンバーはどのような方々を予定されているか述べていただきたいと思います。そして、この支援法、この規定の中では、曾於市でも事業計画等を定めていかないといけないわけですが、曾於市で今回このようなものを定めるに当たって、何か大きな問題とか課題とかあるのか述べていただきたいと思います。

また、通告しておりませんが、市長として今回このような子育て支援法の支援を受けて、曾於市でのいろんな子ども・子育ての考え方について、この支援について何か所見があれば述べていただきたいと思います。

次に、議案62号、63号、関連がありますので一緒に質疑をしたいと思います。今回の提案は3高校、新設高校とも合議の上での提案か、先ほどの質疑の中で一部触れられておられますが、慎重に3高校、新設高校と協議をされた上で今回の提案となったのかお伺いします。

また、2番目に同窓会・PTAの意見はどのように求めたかお伺いします。

3番目に、4条または27ページにある別表の中のスクールバスの活用について、先ほど別な規則の中で、それぞれ7コースですかね、7コースに渡っては書いてございますが、条例の中では南之郷のことしか触れてなかったんで、このような質疑をしておりますが、具体的な計画を述べていただきたいと思います。

4番目の別表ですね、これも、別表の中に大学進学祝金贈呈事業の10万円と7万円という形でございますが、この10万と7万というのは余りにも差が開き過ぎ、大きいんじゃないか、この根拠を述べていただきたいと思います。

それと通告外ではございますが、徳峰議員からありました66条の関係、南之郷中学校の、建物は無償譲渡、土地については無償貸与ということでございますが、基本的には、この公益法人ということでの無償貸与ということでの提案でございますので、一定の考え方は、もうわかるわけでございますが、市長としてこれまでいろんな公共団体、施設の貸し付け等々についての考え方、一定のルールづくりをするべきじゃないかということで強く当局にも詰めてこられたわけでございますが、先

ほどの質疑の答弁の中でも一定の考え方はわかりましたけども、今回のこの無償譲渡貸し付けの中で当局とどのような方向性の議論をされてきたのか所見を述べていただきたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

議案の61の子ども・子育て会議条例の問題でございますが、これは基本的には国からの指導のもとに提案があるわけですが、やはり今社会状況というのが、学校に上がる前の子供たちに対するいろんな事件等も発生しております。そういうことも含めて、この曾於市内においても、いろいろな環境の状況が変わってきておりますので、そういう実態を把握しながら、市としてもどういう支援ができるかということを含めて、今後子供を守る、そういう状況を含めての会議をやはりやっていく必要があると思っております。学童保育が不足していないか、また保育園、幼稚園等の実態はどうなっているかということを含めて、市として責任を持っていつて会議を開いていきたいというように思っております。

また66号の財産の無償貸付譲渡のことを含めてでございますが、基本的には先ほど申し上げました。法律に基づいて社会福祉法人的なそういうものについては、無償譲渡も含めてできるという状況がありますので、地域における、市民にとっても役立つ、そういう施設等については、一定、市はそれなりに沿って支援したいと思っております。

ただ、企業が学校の跡地等を含めて参入したときに、果たして無償貸し付けでいいかという疑問も残ります。ですから、今後、曾於市内においても、ほかにも企業が学校跡地の建物を貸していただきたいという相談も来ておりますので、そのあたりも鑑みて、ちゃんと市民が納得できるような形でこの中身の整理をして、また議員の方々にもお示ししたいというふうに思っております。今回のものについては、大変でしょうけど、地域の発展のために頑張りたいということでございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

議案第61号について御説明申し上げます。

第77条3項の概要と、なぜこの国ではこの規定がということでございますが、子ども・子育て支援法の第77条第3項の概要について説明いたしますけれども、第77条そのものが市町村等における合議制の機関について定めてある条文でございます。そのあたり第3項は、この会議を設置する場合には条例に定めなさいということでございますが、この77条の第1項におきまして、何を処理するのかというのが掲げられております。先ほど申し上げましたとおり、子育て支援事業計画の策定、あるい

は変更もあります。それから特定教育保育施設の利用定員に関する事、あるいは先ほど申し上げました小規模保育施設等の利用定員の設定に関する事、その他いろんな実施状況を調査審議することというのがその内容でございます。

なぜこの国ではこの規定が定められたのかということでございますが、先ほどとちょっと重複するところもございますけれども、日本の子供を取り巻く環境というところで、急速な少子化の進行、結婚、出産、子育ての希望がかなわない現状、人間関係の希薄化等に伴う子育ての孤立感、負担感の増加、そして都市部では待機児童の問題、過疎部でもいろんな、近くに保育園がないとか、そういう現状にあるところでございます。全国各地で子育てに関しまして、簡単に一くくりではできないそれぞれの地域の実情があるというふうに言われております。その支援方法についても、もちろん単一化できない状況にあります。

ということでございますので、それぞれの全国各市町村におきまして、この会議を設置しまして、先ほど予算で申し上げましたが、ニーズ調査等を行いまして、子育て家庭の実情等をつぶさに把握いたしまして、そのことを子ども・子育て支援事業計画に乗せ込んでいくということを求められているものでございます。

次に、委員の構成メンバーでございます。委員を10人以内というふうに規定しておりますが、その予定のメンバーでございますが、まず施設運営側といたしまして、保育所代表を1名、幼稚園代表を1名、認可外保育所代表を1名、放課後児童クラブ代表を1名の4名と考えております。保護者側といたしまして、保育所の保護者代表を1名、幼稚園の保護者代表を1名、認可外保育所の保護者代表を1名、そして市のPTA代表を1名、合計4名と考えております。その他といたしまして、市の教育委員1名、主任児童委員代表1名と、現在のところこの10名ということを考えているところでございます。

曾於市で何か問題や課題があったかということでございますが、曾於市で問題があったから条例を制定するというものではございませんが、子育て支援事業計画の策定などを目的として条例の制定を行うものでございますが、今後、そのアンケート調査等によりまして、それらの問題・課題が明らかになると、明らかにするための条例制定ということで御承知置き願えればありがたいと思います。

以上でございます。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

議案第62号、63号の件についてお答えいたします。

まず、⑥の今回の提案は3高校、新設高校とも合議の上での提案か、ということでございますが、3高校とは大津議員の6月議会における高校支援策に対する一般質問がありましたので、7月2日に岩川高校に出向き、事務長同席の上、校長に対

して、市に対してどのような支援策を希望するのかと確認したところでございます。現在、1生徒につき年間3万円の教育活動費として学校徴収金を徴収しているということでございますが、毎年度1学年ずつ減っていく中で、やはり部活動の県大会出場経費や文化講演会等、3高校合同の開催をする場合のバス代とか、そういう部分に不足が生じるおそれがあるとのことでありました。具体的な要望というわけではありませんが、実情についてお話しいただきました。

また資格取得費として、年間70万円の保護者負担額があるという説明も受けました。岩川高校でこのような話をしている最中ではございましたが、末吉高校長からたまたま電話がありまして、また財部高校長も同席しているとのことでございました。今、曾於市の教育委員会が支援の関係で話しに来ているが、どのような支援が考えられるかということで岩川高校長が電話先で話したところでしたが、結果的には3高校とも同じような状況であるということでございました。

このため、その後、2校についても訪問するという予定ではございましたが、その電話の件では出向いておりません。

曾於高校に対しましては、5月1日に市への要望関係の確認に参りました。

また8月2日に支援が必要かどうかの確認に出向きました。その後、五位塚市長に裁可をいただいてから、2回目が8月9日に支援策について概略説明し、3回目は8月27日に9月議会で提案する予定である旨を説明したところでございます。

また、8月28日には教育長が新設高校準備委員会で概要等を説明したところでございました。

⑦の同窓会・PTAの意見は求めてたかということでございますが、同窓会・PTAにつきましては、正式には意見を求めているところでございます。ただPTA連絡協議会とかそういったところでの会合等で保護者の意見を聞く機会が、私もですが、教育長等からも話を聞きまして、何らかの支援策について必要性を感じたところでございます。

なお、議案発送の後でございますが、中学校のスクールバスを活用する関係がございましたので、まず3中学校に説明いたしまして、PTAの役員会等で説明したいんですが時間を割いてくれませんかということでお願いしましたところ、そういった時間がございましたので、そういった席を設けていただきましたので、中学校のスクールバスについての曾於高校への利用について説明をしたところでございました。中学校のスクールバスの活用につきましては、PTAの役員等につきましてはおおむね理解をいただいたと思っておりますのでございます。

⑧の4条または別表のスクールバスの活用について具体的な計画を述べよということでございますが、机上ではありますが、現在用いている情報等でシミュレーション

オンをいたしました。今後、曾於高校が要望している三州バスのダイヤ変更や、ふれあいバス等の連結の状況等によって異なってくることも予想されますことを御理解いただきたいと思います。現在、中学校スクールバスが運行している6路線と光神コースには、末吉、財部、大隅の中心街へ高校生の通学に係るアクセスが整備されておられません。このことから、基本的にはこの地域の生徒で曾於高校に通学する生徒を3中学校まで中学校スクールバスに乗車させるというものでございます。このために現段階の想定では、統合時において、やはり高校の工事にあわせて、10分程度、まあ10分か15分程度ですか、始発を早める必要があるのではないかと考えております。

また下校時は、曾於高校の終了時刻の関係で、普通、中学校の下校時の便は使えないんじゃないかということで、やはりその場合は中学校の部活動便を利用する方法が下校時あるのかなと思っております。

あと、南之郷コースにつきましては、末吉中から末吉高校まで便がございませんので、場合によっては曾於高校まで延長、あとは財部の2コースは財部行きで途中下車し、思いやりバスに連結、あと大隅の3コースはそのまま3コース、中学生とともに高校生を乗せて大隅中まで行きますが、そのあと1便を三州バスで連結させるのか、それとも曾於高校まで区間の延長をするのかというところで、まだいろいろと調整するべき事項が多くて、今のところではいろんなことを想定した上で、具体的には今後詰めていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

⑨の別表、大学進学等進学祝金贈呈事業の10万円と3万円が差があり過ぎではないかということでございますが、またこの金額の根拠はということでございます。当初、文理科の募集が少なかったことから、文理科の成績優秀者を中心に10万円と考えておりましたが、五位塚市長と協議した結果、金額はともかく同じ市民であるのに大学等に進学するものに対して、一方は10万円、他方は全くないということということでございました。再度、課内に持ち帰り協議したところでございます。

結果といたしましては、生徒募集のため多少差を設けないと効果があらわれないのかなとも思いながら、10万円はそのまま、その他の生徒に対して、やはり3万円を支給するというところで市長にお話しをいたしまして採決をいただいたところでございます。

金額の根拠ということでございますが、大学等や学科によって大分異なりますが、10万円については、入学時の平均的な教科書、教材費等の購入費を考えております。3万円につきましては、教科書の購入費、大体3万から4万ということで平均的なところでございますが、そういったところで3万円ということで考えさせていただきました。

以上でございます。

○18番（大津亮二議員）

61条の中で、今回のこの支援法の目的というか、会議をすることをやっばし求めているというか、いろんな子ども・子育て支援というのは国、そしてまたそれぞれ地方自治体でもいろんな取り組みをされてきたと思うんですが、そのような取り組みがまだ手薄というか、国としてもそういうものの背景を受けながら、やはり縛りをかけて会議をしっかりとさせるんだと、いろんな問題点をまたそこで拾い上げながら、それぞれの市町村に、県もそうですが、県にも縛りをかけているみたいですけど、そしてまたそれぞれの市町村にも縛りをかけて会議をさせ、問題点を明らかにさせて具体的な取り組みをさせるということなのかなというふうな気がするところですが、そのために何か問題が、やっば国としても把握されてきたんじゃないかなと思うんですよね。取り組みがやっば甘かった、浅かったと、そういうことを捉えた背景があったのかなと、今回の質疑の目的は、趣旨はそういうことでの趣旨でございますので、そこら辺の背景があるのかなという思いでございます。確認でお願いしたいと思います。

そして、曾於市でも何かそういう大きな課題があったんじゃないかなと、見過ごしているいろんな問題があるのかなという、そこら辺を市として何か捉えている問題点がなかったのか、再確認をしたいと思います。

それと議案62号、63号、それぞれ答弁いただきましたけども、それぞれ3高校、曾於高校合議の上というか、意見は求められているようでございます。同窓会だけ意見は聞かれてないようでございますが、それぞれ3高校にはいろいろな思いがあられたり、そしてまた母校を愛する気持ちもあって、いろんな要望等もあられるんじゃないかなと思いますが、やはり同窓会等々についてはしっかりとした意見を聞くべきではないかと思いますが、今回の条例は条例として、今後の支援する意味合いでも、何らかの形がまた必要なのかなというふうな気がするところでございます。あわせて質問いたしますが、教師とか先生方、そしてまた中学校等々の意見は聞かれなかったのか、そしてまた教師、そして中学校との交流等についての支援事業というのは発想になかったか、述べていただきたいと思います。

それと、このスクールバスの関係について、中学校の路線をそのまま延長されるということでございますが、やはり中学校のスクールバス、子供たちの通学、そしてまた登下校ですね、登下校に対して支障が来すといけませんので、これは慎重に対応していただきたいなと思いますが、いろいろ検討していただきたいと思います。

それとこの大学進学祝金贈呈事業の10万円、3万円、趣旨はわかりました。文理系に対して10万円と、ここはちょっと触れてなかったんで、どういう意味合いの10

万円なのかなというところもちよっと疑問ではございましたが、ここら辺のものが今後条例が通って表に出て、また広報があれば、また募集状況も変わってくるのかなと思います。やはりこの金額の思いの差が、また市長、そしてまた計画をされた教育委員会と差があるようですが、市長としての考え方が、ここら辺の市政に対しての考え方がどのような思いがあられるかを再度お聞きしたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

議案の62、63号も一緒にお答えしたいと思います。

この間、曾於高校をつくるに当たって、各中学校、各高校の先生方、また同窓会の会長さん初め、かなり意見が出されたようでございます。そういうことをもとにしながら、曾於高校をつくるに当たって、どういう個性ある、また曾於市内の子供たちがたくさん入学できるような体制にするかということで議論をされました。それも私もお聞きいたしまして、教育委員会のほうで一定の取りまとめをされたようでございます。

その中で、やはり早目に条例を明らかにして、曾於市として支援すべきものははっきりと支援をするというほうが、やはり曾於高校の今後の発展に大きくつながるだろうということで今回思い切った内容の条例を提案をしたところでございます。

予算については、3月の議会で具体的にお願ひすると思ひますけど、やはりどうしても現状としては、今の状況では生徒数が募集に足らないという状況ですので、まだまだ時間がありますので精いっぱい努力はしたいというふうに思ひます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

背景等につきまして、補足的なことになるかもしれませんが、現在の未修学児の子育ての状況につきましては、保育所というのは景気低迷が長引きまして両親ともに働きに出る、そういう場合に保育に欠ける家庭の子供が入所できる児童福祉施設でございます。それもやはりそのような制限があります。幼稚園というのは、学校教育法だと思ひますが、厚労省じゃなくて文科省の所管している学校教育、幼児教育の一環でございます。そのようなところで、やはり日本におきましても先ほど申し上げました景気低迷等いろんな状況が変わってきておひまして、非正規労働等によって収入が低いとかいろんな状況があろうかと思ひます。そのような状況のもとで、やはり今までの保育所、幼稚園、認可外保育所もありますが、そういう仕組みではなかなか支えられない、子育てをできない状況に日本全国的になっているのではないかという議論があるのが一つあると思ひます。それを解消する手立てとして今回出てきておひまますが、認定こども園という言葉はもう出てると思ひます

が、保育所と幼稚園を合体させたような施設、そういうところの整備等についても国が掲げているところでございます。そのような背景というのがあります。

けさの南日本新聞にございましたが、待機児童がなお全国で2万2,000人いますよと、鹿児島県では213人ですと。ただし、これは保育所に入所するのが難しいために入所するのを諦めている潜在的な待機者というのが別にいるんですよという話も書いてございます。そのような状況もありますので、それらを解消するためにそれぞれの地域独自の考え方等によりまして定員等を設置したり、そういうことを行って進めていくべきものではないかというふうに国のほうで考えられているというふうに思います。

曾於市におきましても問題がないかということは、やはり何かあるかと思えます。というのが、1つは幼児学園の問題もあるのではないかなというふうに思います。非常に多い入所者がいる幼児学園もありますし、少ないところもあります。このようにところも総合的に考えていかなければならない時期にもきているのかというふうに思います。

以上です。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

議案62号、63号の関係でお答えいたします。

まず、教師とか学校の意見を聞かなかったかということですが、これについては具体的に聞いておりませんが、中学校・高校間では校長間でよく話し合いが出て、そういった双方からの意見を述べてるようでございます。

それから、中学校との交流授業については考えていないかということでございますが、これについても全然検討はしていなかったところでございます。

あとの中学校の生徒がスクールバスを使うに当たって影響がないようにということでございますが、これについては配慮をいたしまして保護者生徒等に説明等を実施していきたいと思っております。

あとの同窓会等の意見は聞いていないところでしたが、県の教委といたしますか新設校に聞きますと、資金的な面といたしましては、高校の閉校に当たり1校につき県教委から閉校の前年度と当該年度に100万円ずつ、それと閉校年度に80万円ということで計280万円が支給されると聞いておりますので、県立高校のそういった閉校関係につきましては、当然、県立高校でございますので市としての支援は必要ないのかなと思ったところでございました。

あと、中学校等の交流授業につきましては、交流授業といたしますか、曾於高校のほうでも7月30日等に曾於高校の体験入学等を実施いたしまして、それぞれいろいろと模擬授業とかそういった部分を相当されていまして、中学生の感想等からも、

「初めはすごく緊張したが、とても楽しく、授業もわかりやすく、末吉高校の先輩方も優しくかった」とか、「曾於高校の雰囲気わかり、充実した1日体験入学だった」とかいう話も出ております。そういったところで、曾於高校も今後はやはりいろんな中学校に出向いて、そういった啓発等を努力されるということで聞いております。

以上でございます。

○18番（大津亮二議員）

1点だけ。62号、63号の関係ですが、曾於高校が誕生するということで、曾於高校の名称ができたときにも非常に無難な形に落ちついたという形で、市内に住んでいる我々としては感じたところがございます。そのような中で、岩川高校の良さ、末吉高校の良さ、財部高校の良さを持ち寄りながら曾於高校のいろんな学科が誕生したわけですが、今回この支援する意味合いの中で、市内の子供たちにももちろんそうですが、市外の子供たちに対しても曾於高校に行けば非常にいろんなメリットが大きいなど、いろいろ支援がある、非常に面白い。ただ、一般的なこの曾於高校という名前だけの魅力では、今回のこの条例の制定でもごく一般的な支援なのかなという印象をちょっと受けたところがございます。それよりももうちょっと、せっかくこの新しく曾於高校が誕生するわけですので、もうちょっと非常にびっくりするような支援というのが、どっかにか盛られてもよかったのかなというような気がするわけですよ。今回この条例に盛り込まれなくても予算的なそういうものをしていかないと、例えば、文理系の中では特別授業が1週間に1回は講師陣を市のほうで派遣して、非常に有名な方々の講師陣が年間を通してカリキュラムがあるんだよと、そして、非常にあの講師の先生やったら授業を受けてみたいなというそういう魅力、魅力的なものをやっぱし市で応援していかないと、坂口議員が言われるようにまだ実績もできておりませんので、トップクラスの人たちはどうしても市外に流れてしまう。しかし、市外に流れるものをいろんな歴史の中でとめることはできませんので、市外からも当然曾於高校は来れるわけですから、そういう意味合いでもいろんな魅力をつくるべきことが必要なのかなと思うわけがございます。

一般質問じゃないですのでこれでやめますが、そのような思いの議論をしなかったのか、市長として、教育長もあと在任期間少ないですが、そういう思いちゅうのをやっぱし曾於高校に残していただきたいので、その決意を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

曾於高校が来年の4月からスタートするのに、まだ現状として校歌が決まらないという状況です。校歌をつくるのに県費のお金も出ないという大変びっくりするような状況でございます。県のほうも相当新しい学校をつくるに当たっての努力はさ

れてるようでございますけど、まだまだ市としても支援しなければならない、いろんな需要が出てくるだろうと思っております。

ただ、県立高校ですので、市としては支援はするけど中の学校のカリキュラムを含めてそういうところにどこまでが入れるか非常に疑問点がありますけど、やはり曾於高校がスタートに当たり全国から注目されるような、畜産の市ですのでそういう何か特別な支援ができないものか、そういうことを含めて検討はしてまいりたいと思います。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

大変ありがたい御指摘をいただいたと思っております。例えば、文理科の例を挙げてくださいましたが、曾於市の小中学生は夢実現のために非常がんばってくれております。それが高校との連携、大分できてきたんですが、進学年齢が進むにつれて夢はより具現化、具体的になっていかなきゃならないのが、小、中、高と夢が現実に戻るために、夢がかえってはっきりしなくなっている状況もございます。そういうようなところで、夢実現の大事な仕上げの時期が近づいているわけでございますので、おっしゃったようにちょっと著名な講師陣を招いてさらに夢が膨らむように、そういうような工夫等も当然必要になって、大きな成果が期待されるんじゃないかなと思うところです。

今回はちょっと急ぐ必要があったために、まだ十分な盛り込みができなかったと思っておりますので、ただいまの御意見を生かしながら、前向きに前向きに検討してまいりたいと思います。

たった1校の大事な大事な高校でございますので大きな支援をしながら、曾於高校はすごいというようなふうにもっていける努力が必要ではないかと責任の重さを感じております。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時04分
再開 午後 2時14分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、海野隆平議員の発言を許可します。

○14番（海野隆平議員）

議案66号、財産の無償譲渡についての1点のみについて質問をいたします。先ほど徳峰議員も質問いたしておりますが、重なる部分もあるかもしれませんが答弁をいただきたいというふうに思います。

議案66号、建物については無償譲渡として明記されているわけでありまして、今回土地については参考資料には書いてありますが、土地についても建物同様、議案66号でなぜ提案されなかったのか、このようなつけ足し的な提案の仕方でののか、まず御答弁いただきたいとしたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答え申し上げます。

まず、建物の無償譲渡につきましては条例がございますが、曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第3条の規定が適応できません。そういうことで、地方自治法の96条の第6項に基づいて本議会に議決をお願いしたところでございます。

一方、土地につきましては無償貸し付けの方針でございましたので、無償貸し付けの場合は市の条例がございます。曾於市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、第4条第1号の規定に基づきまして、公共的団体である社会福祉法人において公益事業である介護保険事業の用に供する場合は無償で貸し付けができるという旨がございましたので、議案に上げなかったところでございます。

以上でございます。

○14番（海野隆平議員）

参考資料によりますと、土地については30年間の無償貸し付けというふうになっておりますが、先ほど公益法人というような答弁もあったわけですが、なぜ無償貸し付けとなるのか、再度聞きたいとしたいと思います。

それと、市長は3月定例会におきまして、財部南・北中の企業誘致において土地の利用については有償であるべきで、無償とするのはおかしいというふうな発言をされてるわけですが、ここに議事録、私持っておりますけど、3月定例会の議事録を見ますと、「たくさんの公共団体があるが、公的な団体からも敷地料を取っている」と。「公的な団体といえども、地料を取るべきではないか」というようなことも言っておられるわけでありまして、今回の提案は今までのあなたの考えと矛盾するのではないですか。整合性に欠けるんじゃないかというふうに思うわけですが、市長の明快な答弁を求めたいとしたいと思います。

また、曾於市の公有財産管理規則によりますと、第21条に普通財産は次に掲げる期間を超えて貸し付けてはならないとあります。20条の1は土地の貸し付け期間は30年以内、29条の2は20年以内であります。今回の土地使用貸借貸付契約書（案）

によりますと土地の貸し付け期間は30年となっておりますが、地方自治体が30年間、民間業者との間で借地借家法に拘束されていいものか、よく検討して答弁してください。

○市長（五位塚剛）

この問題は、私が議員のときに池田市長のほうから出された提案でございます。その立場に立っていろいろな角度から質問いたしました。その当時は南之郷、この富永氏のするところはまだ法人格になっておりませんでした。結果的に今福祉法人になりまして、そのことが法律に基づいて無償の譲渡ができるということでございます。土地については条例でできるということで提案をしてるところでございます。

ただ、財部の南中学校、北中学校のところで、企業が施設を借りるということで無償貸し付けがいいのかということでかなり問題提起をいたしました。市民の中から見ただけにはやはり不公平があるのではないかという声もあります。

そういうことで、先ほどの質問の中で、今後、民間の方から市の学校跡地を含めて貸し付けの希望があったときに、今のような全て無償貸し付けがいいかというのは非常に疑問が残るところでございます。ですので、これについては今後、今ある貸し付けをしているところについて、再度お願いも含めてちゃんと市民の皆さんたちが納得いくような形で、場合によっては条例の改正を含めてお願いしなきゃならないときが来るかもしれません。

以上です。

○保健課長（大休寺拓夫）

再度、無償貸し付けできるかということだったと思うんですが、先ほど申しあげました曾於市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条で貸し付けることができるということですので、市の判断ですということなんですが、第1項のところに、「その他地方公共団体、その他公共団体、または公共的団体において」、この公共的団体をつかっただんですが、「公用もしくは公共用または公益事業の用」、ここの公益事業の用に供するというので、該当したところでございます。

あと、30年間につきましては、今申されました市の公有財産管理規則の中の第29条だと思うんですが、そちらのほうに通常ですと20年間ということになりますが、これについては建物の大規模改造2億7,000万円ものお金をかけて行います。そういう堅硬な建物の所有を目的とした場合は30年はできるとなっておりますので、20年でもよかったんですが借り入れの関係が最低20年かかるということもございまして、一応30年を設定したところですが、もちろん、その30年を両者協議の上短くすることは可能だと思っております。

○14番（海野隆平議員）

ただいま、市長のほうから答弁があったわけですが、いずれにしてもやはりこの議事録の中にあなたがこういうことを言ってるから、だから何か矛盾と整合性に欠けるんじゃないかということをおも言うたわけでありまして、やはり今回の場合も、もちろん公的団体であるということはわかるんですけど、あなたはここに公共団体も含めてというようなことを言うてるものだから、私は質問したわけですから、そこ辺がちょっと私もまだよく理解できない部分がありますから、再度、もう1回しっかりと答弁してください。

○市長（五位塚剛）

私たちが市の財産を無償貸し付け、無償譲渡する場合は、基本的には市の条例が基本だと思っております。条例にない場合は議会において議決を得るとというのが基本でございます。それが地方自治法でうたっております。それをもとにして今回提案してるわけですが、ただ、前回私が質問した公的な施設との関係では、まだそのときはこの富永氏の事業は法人格を持っておりませんでした。今、この間、法人の認定を受けまして、その目的が社会福祉に対する地域における活動であるということが認められましたので、その状況においてこれは無償譲渡でも問題はないだろうという判断をしたところでございます。

あとの問題については、先ほども言ったように今後のことがありますので検討させていただきたいと思っております。

○14番（海野隆平議員）

3回目。

○議長（谷口義則）

4回目。

○14番（海野隆平議員）

4回目……。

（何ごとか言う者あり）

○議長（谷口義則）

特に許可します。

○14番（海野隆平議員）

議長から許可をいただきましたけど、あなたは土地について、学校用地、公有財産について3月定例会のときに有償無償を含めて一定のしっかりとした基準となるものをつくることを提案されてきたわけですが、これ先ほど徳峰議員も質問した部分もありますけど、いつつくる考えなんですか。ほいで、どういった形の一定の基準というか形になるのか、答弁いただきたいと思っております。

また、南之郷については、建物は30年の無償譲渡、土地についても30年の無償貸し付けとなっておりますけど、これはあってはならないことですが、先ほどちょっと質問も出ましたが、長い30年の間に経営難、または倒産等が生じた場合は、どのような対応を考えているのか再度お聞きいたしまして、終わります。

○市長（五位塚剛）

今回の提案は財産の無償譲渡ということで、これは議会の議決を得なきゃならないということをお願いをいたしました。ただ、このことについては前市長からの提案でありましたので、それに基づいて富永勇次氏が法人格をつくって、地域のために老人ホーム等を含めてグループホームをやるということの申請でございましたので、基本的には市のために、または地域のためになるということで、これを引き続き提案をしたところでございます。

また、今の言われました、あとのこういったことについてどうするのかということでございますので、これはまた今1件、月野の中学校について跡地利用をさせていただきたいという要請も来ておりますので、その審議もしなきゃなりません。当然、企業でありますので、今までのようなやり方がいいかということも疑問がありますので、一定の借地料をいただくということを前提にしながらわかりやすいようにちゃんとしたいなと思っております。

○議長（谷口義則）

次に、渡辺利治議員の発言を許可します。

○13番（渡辺利治議員）

議案62、63号について質疑をいたします。

日本国憲法第23条で学問の自由はこれを保障するとなっておりますので、質疑いたします。

この支援事業の中に資格取得のための助成事業というのがございますが、これはこの学校で学んだものだけに限るものなのか、それとも自分で独学で資格をしたものについても補助として対象となるのか伺います。

また、この事業の目的には就職に有利なものとして書いてあります。そして、校長が選定し教育委員会が認定したものになるとありますが、規則のページ32には、何点かそれをうたっておりますが、この別表の下にもちゃんとこの文言を書くべきではなからうかと思っておりますが、どういたしますか。

それと、学校教育法に夜間制と通信制学校は学校教育法には入っているのかいないのか、伺います。そして、入っていたら、なぜこの大学推薦のところに括弧書きで夜間制または通信制の学校は除くって書いてありますよね、なぜなのか伺います。

それと、三年制短期大学とはどんなものなのか説明をお願いいたします。

それと、この祝金、これ対象者が日本国内とも国外とも明記してございませんよね。これは曾於高校からハーバード大学やオックスフォード大学に入る可能性も十分にあると思えるんですが、外国での大学進学のための祝金というのは認めないんでしょうか。

そしてまた、62号ではこの祝金ほうたっておりますが、63号では在校生のところにこの条項はございませんが、生徒の希望でこれが閉校になるのではなくして、この学校を寂しく卒業する2年生、3年生に枠を広げる太っ腹はなかったのですか。

それと、この規則には返還の義務はないんですが、どう考えておりますか。

それと、通学によります助成ですけど、先ほどの大津議員の中からルート変更は答弁が詳しくありましたのでよろしいですが、時間の変更はどうなのかを伺います。以上です。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

62号、63号の関係で、通告外に質問があった分については漏れた場合にはまたお願いしたいと思えます。

資格取得費補助事業に係る資格につきましては、今、渡辺議員のほうがおっしゃったとおり条例等のほうで規定しておりますが、ここで言う資格取得の関係は高校で受験する資格試験等について以前3高校に紹介した事項で、その21資格を別表のほうに記載しているところでございます。これにつきましては、補助金の申請請求につきまして保護者のほうに校長のほうを通じて委任して、その別表にあるような資格について規則のほうでうたっておりますが、合格状況報告書とか、そういう分について申請ってなっておりますので、基本的には御質問にあるような独学の取得についての資格取得につきましては想定はしてないところです。

それから、夜間制と通信制については学校教育法に入ってるかということですが、これは学校教育法に入ってます。

なぜ対象にしないかということですが、奨学金等のほうでもやってるわけですけど、要は夜間制とか、あと通信制についてはお働きになりながらその中で収入があったりとかいうことがありまして、そういったところで一つは対象外にしているところでございます。

あと、三年制短期大学の関係でございますが、これにつきましては議案のほうで24ページの定義のところでは第2号にアで学校教育法による三年制の短期大学ということですが、このことだと思いますが、下のほうに保健師、助産師、看護師法とか、イからオまで掲げているような養成所とかございますが、それらの資格を取得するような三年制の短期大学というのを考えているところでございます。

あと、祝金については、当然返還の必要はございません。

あと、国外に進学した場合はどうなるかということでございますが、国外についてはやはり、大学入学後6カ月在籍したということを確認した上で10月1日以降に申請をしていただくことになっております。そういったこと等も含めて、当然海外にしても検討する必要があるかもしれませんが、今現在のところでは確認が容易にできないというようなことから国内の大学しか考えてないところでございます。

あと、スクールバスの時間の変更でございますが、ルートにつきましては先ほど若干述べたんですが、いろいろな考え方がありまして、結局、財部からの北と南のバスが走っていますけど、その分につきましてはふれあいバスがダイヤの変更をして、登下校に間に合うような形でのダイヤの変更を企画課のほうで考えていらっしゃるということで、そのバスを財部駅のほうで途中下車させて、そこからまたふれあいバスに乗っていくとかいう方法もありますし、南之郷の場合はそのまま末吉中学校から末吉高校まで行くというようなこと、それから、大隅中の場合が大隅の3路線が走っておりますが、それ以外の岩川地区の子供たちをどうするのかとした場合に、国の合庁のあたりにバス停を設けてそれから拾っていくのか、バス路線を延長して拾っていくのか、それともその大隅中の3路線から来た子供たちはそのまま送って路線バスに行くのか、バス路線を延長するのかそれとも路線バスに乗せるのか、そういうどちらがいいのかということで考えております。そうした場合に、路線バスを使えばまたそこで今度は補助金等が発生する可能性もありますので、いろいろなそういう運行系列や効率や経費面等を考えて、今から本当具体的に曾於高校のほうと、また、それぞれの3中学のほうと詰めていく必要があるのかなと思っております。

時間等につきましては、先ほども若干触れたところでございますが、高校自体は時間的には始業時間が遅いわけですけど、財部から、それから大隅からと、末吉の曾於高校まで運んだ場合には、やはり幾ら始業時間が遅くともその財部から末吉までと岩川から末吉までの運行時間がございまして、その分の関係でやはり場合によっては10分から15分早めていく必要があるのかなと、始発の場合ですが。

あと、帰りの便につきましては、いろいろとシミュレーションをしてみたんですが、通常の下校時刻の中学校のバスについてはダイヤ変更はできないだろうということで、通常の下校分については中学生だけの利用になろうかなと思っております。あと、そしたら高校生はどうするのかという場合ですが、部活動の便が大分後から出ますので、それについては曾於高校の終業時間に間に合うのではないかなと思っております。

まだ今からいろいろと詰める部分がありまして、今簡単には説明できないところ

ですが、そういったところで、いろいろとシミュレーションして早目に中学校とか高校に説明しないといけない部分がございますので、検討を進めさせていただきたいと思います。

大学の入学のお祝金につきましては、先ほど大津議員のところでも申し上げましたが、この前発表されました第1次希望調査の関係で文理科が40名の定員に対して16名だったというようなことで、やはり文理科の定員を確保する必要があるんじゃないかということで、やはりそういった祝金については特にそこを中心に考えたところでもございました。そういったところで、3高校についての祝金については今のところでは考えてないところでございます。

○13番（渡辺利治議員）

独学で資格を得たものについては考えると言いましたよね。与えると言いましたっけ。考えないんでしょ。しかし、この目的には、就職に有利なものを書いてありますよね。だから、独学で勉強して取って、この方向に進みたいと思うんだったら、これは当然当てはめるべきなんですよ。幾ら学校で習ったそれ以外は認めないといっても、これは自分で就職するためってちゃんとそっちのほうで決めてるんでしょ。そうじゃないんですか。ちゃんとうたってありますよ。目的には就職に有利なものを書いてあるんですよ。ですから、独学で取得したものも当然対象と入れなきゃおかしいじゃないですか。必ずしも高校生が就職するときはその道にだけ進むとは限りませんよ。それはちゃんと検討してくださいね。

それと、祝金だから返還義務はないと言われましたけど、祝金だったら入学時に相当お金がかかるんですよ。10月に申請するんだったら、これは外国の大学だったら9月入学だから10月でもかまわんですよ。日本国内においては4月でしょ。だったら、10月だったら補助でいいんじゃないですか。合格したときの補助でいいんじゃないですか、いろいろ変わったときの。だから、やる時期において文言は変えなきゃだめなんですよ。補助でするんだったら合格した後、資格にしても補助ですから。祝金だから遅らかしたら、敬老祝金とは違うんですよ。敬老祝金は4月2日に生まれて8月に亡くなっても9月の給付のときはちゃんと頂けるんですよ。それとは意味が違うんですから。だから、10月に6カ月後ちなってるから、9月1日から30日まで、そうなるんだから。これは誰がつくったの。これだから、祝金だったら当然早目ですよ。わかるでしょ。祝金と補助金は。だから、祝金じゃなくして補助金でしたらいいんですよ。そしてまた、補助金だったらほかのものに関連すれば返還義務はあつたりするんですよ。返還義務は考えてないちゅうことですから、それはそこまで追求しませんけど。どうなんですか、これは。

そして、あと2年でこの学校は閉じるんでしょ。これは生徒たちの望みで閉じる

んじゃないんですよ。親の責任でもない。県が指針を示してそうなったんですよ。地元は反対したんですよ。特にPTA会長なんかは前面に立って、筵旗でも上げるような気持ちで反対したんですよ、闘争したんですよ。だから、合併して、曾於高校になるために、そして、その名を売るために、人を集めるために、文理科をつくるんですよ。だったら、そういうのがあったら、余計しなきゃいけないんですよ。2年生、3年生にもやればまだふえるんですよ、よかったちゅうことで。その考えはどうですか。

(「市長も答えてよかつじゃつでな」と言う者あり)

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時46分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

先ほどの件でございますが、我々の想定も甘いところもあるかと思っております。その中で、海外について、それから、独学で学んだ資格という件についてもどういふものがあるか全然把握してないもんですから、できましたらまた後でそういった条件等については教えていただければと思います。

それと、祝金の関係で、3校の今の2年生、3年生に対する祝金の関係でございますが、今回3高校については条例で上げておりますので、その3高校の条例については祝金を入れてないところがございます。そうしたこともございますので、今後また所管の委員会のほうでいろいろと御意見をお聞きしながら、また、市長、教育長等の意見を聞きながら、調整してまいりたいと思います。

○13番（渡辺利治議員）

やはり、曾於高校を今後しっかりとするためにはいろんな手立てをしなければならぬんですけど、63号については条例で祝金がうたっていないと言われたんですけど、市長の考えはどうですか。今後、曾於市の曾於高校を有名にしていっぱい広げないかんわけですから、その考えを。

○市長（五位塚剛）

今回の条例提案は曾於高等学校ということで、ちゃんと名前をうたっております。あとの2年生、3年生については在来の岩川高校、財部高校で基本的にそのまま名

前が残っておりますので、今回の条例はこのような形での提案になるというふうに思います。

○議長（谷口義則）

次に、山下諭議員の発言を許可します。

○5番（山下 諭議員）

相当議論がされておるようでございますけれども、この66号について質疑をいたします。

本当申しわけないと、自分の不意でやったかわかりませんが、この66号に対する参考資料というのが、今朝、全員協議会の席で話よったら土地についての無償貸し付けちゅうのを出てきよったちゅうようなことを言われたもんだから、自分で持ってなかったもんですから、配られなかったのか自分で持ってなかったのかわかりませんが、これ初めて今朝見ましたので、ちょっと通告と内容がとんちんかんな点が出てくるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

まず、市長にお願いいたします。昨年12月に前市長より財産のことにつきまして、本当に市長の権限を超過しまして、議会はもうなくてもいいというような議案がでてきました。そのときに市長も市議としておかしいということでいろいろされて、一応撤回をされました。そして、後ほど検討して出すというようなことでもございましたけれども、検討は出されていけませんので、現在の条例で市長は出されました。今後もこの条例で続けていかれる気持ちなのかということの一つお伺いと、もう一つは、この財産の処分の仕方の市長の基本的な考え方、有償、無償、あるわけですが、これの基本的な考え方。まだ中学校の敷地で活用できることがありますし、また、きのう、おとといの一般質問で、将来的には小学校もそういう統合をされるのか、一つの大きな前例となると思いますので、市長の考え方もお聞きをいたしておきます。

それでは、具体的な点についてお伺いをいたします。

まず、第1番目に、この社会福祉法人南之郷の、どういう事業内容として認可を受けているのかと。そして、その役員がいらっしゃると思うんですけど、役員の方の名前、その役員の方の職業を。そして、これは資本金と書いておりますけど、出資金だと思うんですが、この額は全部で幾らになってるかということ、これを御説明願いたいと思います。

それから、この無償譲渡を受けられて施設をつくられるわけですが、その施設にどういう方々を入れるのか。ここに名前は書いてございますけれども、地域密着型というようなことで書いてございますけれども、そういう介護の方々だろうと思うんですけど、そういう対象者です。それから、そこの定員です。つくら

れる定員は何名の方の施設なのか。そしてまた、当然そこに働く職員数というのも出てきます。地元というようなことをまず言われておったと思うんですけども、その働く職員数はどれぐらいが計画出てきているのかと。当然、年間の収支も出てきてると思うんですが、この受けて事業を始められた後の年間の収支はどうなってるのかということをお伺いします。

それから、公共的団体ということで無償譲渡をしますということでございます。法人にはいろいろありまして、この公共的団体に属する法人とは、今回の場合は社会福祉法人ですけど、いろいろあります。商法上の法人は別として、そういう法律的用語で言います公共的団体とは、今市内にあるものでは、どういう施設があるのか。将来的にこういう財産を無償で譲渡する、あるいは貸し付け譲渡するということもあるかと思えます。そのあれをお願いいたします。

それから、この施設をつくられるわけですけども、一般質問の中でもどなたか、私もたしか言ったと思うんですが、市長が年金で使われるそういう施設をつくるというときに、現在の曾於市内にそういう施設は何ぼあって、それを希望している方は何名おるのかと。その希望に対して、今後の希望者に対してそういう施設を何ぼつくったら全員が受け入れることが可能なのかということでのあれをいたしております。

それから、土地は、校庭等はどうなってるかちゅうことでもございましたけど、これはここに使用貸借ということで出てきております。賃貸借と使用貸借の権利の内容とは、どのような違いがあるのかということ。非常に違ってくると思うんです、使用貸借の場合と賃貸借。賃貸借の場合は非常に厳しいあれになっていますけど、使用貸借はそのように厳しい縛りがないようでございますが、皆様方のほうで理解されてる賃貸借、今回の場合は使用貸借ですけど、これはどのような見解でいらっしゃるかということ。

それから、この議決を得まして、無償譲渡をする日は10月1日になっておりますけれども、これを完成する期限というのは設けてなかったのかということでもございます。この契約書を見ても、30年間は貸しますけれども、いつまでこれをつくりなさいということはどっかないようでございますが、その何日までつくりなさいというのは契約に必要なのか。

そしてまた、もう1点は、南之郷の法人でございますけれども、この法人が、さっきも出ておりますとおり、もう無償譲渡しておりますから権利まで移ってるわけですけども、内容的にこの条件つき所有権移転というようなことになっているようでもございますけれども、完成をする完成保証人というんですか、こういうのは考えられなかったのか、必要でなかったのかということ。これをお伺いをしてお

きます。

それから、時価のことについても、建物の時価とか土地ということもお伺いしましたけど、これはもうさっき回答がありましたのでよろしいですが、ただ、考え方として時価といった場合は、取得価格から経過年数だけじゃなくてそれこそそのときの時価です。私も経験があるんですけども、補助金をもらって建物をつくっちゃって、もう適化法の期限を過ぎたやつであっても、耐用年数があれば返しなさいちゅうことで、返す時に、国は不動産鑑定士の鑑定を求めたです。これが時価だということであるということです。ただ数字的にずっと下げたんじゃないということです。その時価の考え方、固定資産税的な考え方は税法上の考え方だと思うんですけど、時価というものをやはりそういう不動産鑑定士が鑑定する、固定資産税価格よりか少なくなるかもわかりませんし、逆に高くなるかもわかりませんが、そういう考え方が正しいんじゃないかと思うんですけども。価格はいいですけど、時価という表現にするときの考え方をお願いをいたしておきます。

それからもう1点、無償で譲渡を建物をされるわけでございます。現在、市の社会福祉協議会が経営してる、このようなデイサービスとかいろんな経営をいたしてるんですけども、財部、末吉、大隅にあるんですけど、これ私いつも疑問に申し上げておるんですけども、使用料というんですか、これは取ってらっしゃるんですね、年間の使用料というんですか。いろいろ取っていらっしゃいますけども、こっからは取って、この民間からは何も取らないということ、これは矛盾してないかと考えますけれども、やはり社会福祉協議会の経営も同じような施設はただで貸したほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その矛盾点は感じていらっしゃらないか。この点についてお願いをいたします。

○市長（五位塚剛）

池田市長のときにこの議案が出されまして、取り下げという状況がありました。いろいろだから問題があったんだろうというふうに思います。そのことを踏まえて、市当局としても条例でないものをどのような形で提案するかといったときに、一つの議案として議会に出して議決を得ると、こういう法律がありまして、それに基づいて今回は出されております。それができる内容は、さきほどから言っておりますように、法人格を持った、また、地域に役立つ施設であるということで、今回法人格もでき上がりましたので、こういう形での提案になつというように思っております。

また、今後の問題としていろいろまだ実際課題は残っておると思います。社協の施設が使用料を払ってるということも言われました。そういう意味で、やはり市としては整備しなけりゃならない問題もあると思いますので、早く皆さんたちに、そ

うということが市民にとってもわかるような形で提案をできるように、早くしたいというふうに思います。

以上です。

○保健課長（大休寺拓夫）

議案第66号の無償譲渡の、まず、①でございますが、社会福祉法人南之郷の事業内容、役員名、資本金ということでありまして、社会福祉法人南之郷の事業内容でございますが、特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症グループホームの経営でございます。これは定款に謳っております。

あと、役員名でございますが、理事長が富永勇次氏、農業をされていらっしゃる。有限会社とみながを興された方で、もともと宮永病院の事務長をされてた方です。理事といたしまして、配偶者の富永つや子氏、それから、志布志市松山町の山下クリニックの医師、山下秀隆氏、前櫛公民館長の大休寺茂氏、高岡公民館長の新田愛吉氏、都城の社会福祉法人まりあ理事長、株式会社ヒューマンサービスの代表取締役、芝道昭氏の5名、それから、幹事といたしまして、元曾於市福祉事務所の富窪陽一郎氏及び末吉町の御存じの山中ミチ子氏の2名、合計8名の役員でございます。

資本金等でございますが、民間会社の資本金に相当します社会福祉事業用財産である資産、これが1,606万円となっております。

②の無償譲渡を受け利用するとする事業の具体的内容等でございますが、まず、特別養護老人ホームにつきましては、入所対象者は常時介護を要する要介護度のある方、日常生活が自宅でできないという方々になりますが、定員は29名。働く職員数でございますが、施設長が1、生活相談員2名、介護職員常勤が12名、介護職員のパート8名、医師の非常勤1名、看護師兼ケアマネージャーが2名、准看護師兼機能訓練指導員2名、栄養士1名、調理員2名、計30名を予定をしております。年間の収支計画でございますが、第1年度でございます、収入が8,045万円、支出のほうが5,095万円、収支差額2,950万円となっております。

次に、認知症対応型グループホームのほうでございますが、入所対象者は認知症の状態にある要支援2または要介護度のある方でございます。定員は9名、働く職員数は、管理者1名、計画作成担当者1名、看護職2名、介護職常勤2名、介護職パート8名。これは資格は別にいらないんですが、介護職についてですね。合計の14名となっております。年間の収支計画でございますが、収入が2,867万7,000円、支出1,835万8,000円、収支差額が1,031万9,000円となっております。

3番目でございますが、公共的団体の定義と、法人でこの団体に属する法人の種類はということございました。公共的団体の定義でございますが、直接この定義

したところはないんですが、地方自治法で申し上げますと、157条に規定する公共的団体等と同じくするものということでもあります。これは過去の行政実例からも出ておまして、昭和24年1月13日と昭和34年12月16日の行政実例でも出ております。それからいきますと、公共団体より広い意味に用いられ、法人格の有無を問わず、公共的な活動を営むものをいうものとなっております。この南之郷は、当然、社会福祉法人の公益事業を行う公益法人という位置づけでございます。

ほかにどういう団体があるかということでありましたので、行政実例からいきますと、農協、うちは漁協はありませんので、生協、商工会議所、それから、赤十字社とか、青年団、婦人会、そういう文化事業団体、一般的な公共的な活動を行うものということで、社会福祉事業については児童福祉とか、あと障害福祉、老人福祉、それぞれ法人がありますので、全て該当するということになるかと思えます。

4番目でございますが、本市でこのような施設を利用する希望者は、施設ごとにそのために必要な数ということではありますが、一般質問でも申し上げましたとおり、25年5月現在、特別養護老人のほうは実人員227名が待機待ちでございます。その中で、老人ホームの対象となるおおむね介護3以上の方を言いますと、120名ということになります。これを全部入れるとなれば120床がいるということになりますが、そこはまた今後の第6期計画もございまして、今後の高齢者、認定者の数を推計しながらということになります。120を入れるんだったら120床は必要になるということになります。

一方、グループホームのほうですが、入所希望者が24名でございます。これはグループホームは9床ワンユニットになっておりますから、全部入れるとなると3ユニット、3カ所が必要になると。これについても全て第5期事業計画の中で入れてございまして、今回整備するのはこの第5期事業計画に基づく整備でございます。第5期については今後も出てまいりません。

それから、5番目の土地はということでもございましたので、校庭を含むということでもありますので、校舎敷地については無償貸し付け、それ以外の体育館、あるいはグラウンド、これについては地域へ一般開放ということでもございます。

賃貸借契約と使用貸し付けと、その見解ということでもございましたが、今回は全然金銭等が出てまいりませんので、その無償使用貸借ということでもさせていただきました。ほかの市町村の事例も見たんですが、そういう使用貸借で規定したものですから、準じたということでもございます。

次に、⑥の25年10月1日となっているが、確約は必要ないのか、あと、完成のための保証人の要必要ということでもありますけども、この施設につきましては、平成25年度の鹿児島県介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金——ちょっと長いんで

すが——を利用いたしまして、平成26年2月末に事業完了するように申請をされておりますので、必要ないかと思えます。

あと、社会福祉法人の認可を取るに当たりましては、申請書の中で事業開始予定年月日を事業開始を平成26年4月1日と記載をしております。それを受けて法人認可を受け、法人登記をしておりますので、そちらで確約とさせていただければいいと思えます。

それから、確かに開設をしていくのかという、保証人なんですが、そこにつきましては、一つは建物等譲与契約書の中の第5条で用途を義務づけをしているということと、あと、この種の事業は今まで数件予算等に出して、決算等もなっております。全て完成はしてるわけですが、一つの考えとしては、事業所としてはなるべく早く完成をしていかないと収入が入ってまいりませんので、また、借入金の返済等もごさいます。そういうことで、なるべく早くしたいというのが実情だろうかと思えます。

それから、⑦でございまして、建物の時価はということで、これはちょっと省くということでございまして省略を申し上げますが、あと、時価の考え方ということでございまして、これにつきましては、一応無償ということを考えておりましたので、別途税務課のほうでは固定資産税上の評価額は出しているわけですが、時価は不動産鑑定士を頼まないといけないということもありまして、予算もかさむしということもありました。そういうことで、減価償却法に基づく残存価格ということで、今まで申し上げたところであります。

それから、社会福祉協議会へそれぞれ介護事業所を貸しているわけですが、それについての使用料を取っているということでありましたけれども、これにつきましては、介護保険事業、一つの事業でございまして、今、建物については一体となった建物の中で電気を使用しております。ということで、一応市のほうが建てかえておまして、年度末で面積按分をして払っていただいているという、そういう考え方で今お願いしてるところです。

以上です。

ここで山下議員の質疑を一時中止して、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時21分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、山下議員の質疑を続行いたします。

○5番（山下 諭議員）

回答をいただきましたけど、あとちょっと御説明をお願いしたいというふうに考えております。

まず、この参考資料を前もって持ったりあよかったんだけど、けさ見たもんですから。

公共的団体に無償で貸し付けるという条例、あります。そして、またその範囲というのも今説明があったとおりでございまして、非常に大きいわけですよ。無償で貸し付ける、譲渡をする場合、その財産についての評価額については、例えば、この財産が何億円以上はだめですよとか、そういう規定はなかったと思うんですけども、これについてないのかどうかということ。

それで、今、議会で陳情が出てきてるんですけども、言われたことを聞いて、「あっ」て考えたんだけど、高原病院が移転するという事で公民館跡を利用させてもらえんのかなというふうな陳情が、これは病院からじゃなくて商工会だったかな、どっか向こうのほうから、商工会ですね。来よったですよ。この取り扱いは今の解釈でいくと、建物も土地も無償で貸し付けたり、無償で譲渡したりということも可能だと思うんですけど、非常に大きな一等地ですよ。これについてはこの議案との関連、今の解釈の中でいくとできるというように解釈できるんですけども、その辺の、検討はされてはいないんじゃないかと思うんですけども、考え方、これについてお伺いします。

それから、私がこの土地について賃貸借と使用貸借の見解を伺ったんですけども、これは公共的なものの賃貸借、使用貸借ですから、その考え方が解釈は直接的に適用されるかどうかは私も自身でございませぬけども、普通我々が考えているこういう土地建物の賃貸借については借地借家法が適用されて、非常に厳しく借りた人を守ってんですよ。非常に厳しく守っています。ところが、使用貸借になりますとただで貸してるわけだから、ある期間をおいて通告をすればもうその時点で解約できますよというのを伺っております。この場合はそういう意味では使用貸借ということではございませぬけども、この30年だったですか、これを待たずにできるちゅうことも可能なのかということです。これもちょっと参考までにお伺いをいたしておきます。

それから、役員の方々のお名前をおっしゃりまして、出資金の金額も明らかにされましたけども、この今言われました年間の経営の収入、支出、この支出の中にはいわゆる借入金の返還金も入っているのか。入っているのであれば、これは大変もうかる施設だなと思うんですよ。これ益金とみるのか、それとも、収入は変わらないと思うんですけども、支出の中にそういう借入金をされた場合の借入金の返還金も

入ってるのか、これについてお伺いをいたします。

○保健課長（大休寺拓夫）

まず、第1点目の時価の評価の規定ということですが、議会の議決事項の多分予定価格2,000万円を言ってらっしゃると思うんですが、財産の取得、処分は予定価格2,000万円以上の不動産と、そこの2,000万円というのがありますので、今回は無償でしたので、あえてそこに不動産鑑定士を入れなかったと、無償の場合はこれは使えないよということが行政のほうからありましたので、あえて不動産鑑定は入れなかったというのがあります。

あと、高原病院については医療法人でございますので、これについては今は検討はしておりません。できるという規定ですので、今後また市長の判断もあろうかと思っておりますので、今のところは検討はしていないところです。

あと、3番目の賃貸借、使用貸借でございますが、非常に貸す側に有利な契約と、確かに借りる人はちょっと弱いのかなと思っておりますが、市のほうとしては守る立場でありますので、極力借りていらっしゃる方に無理は言うつもりはございません。かつ、30年間としておりますが、その中で介護保険が平成12年に始まって今25年ということですから13年、13年の間でいろんなことがございました。そういうことで、今後30年間この介護保険が続くかということ、またいろいろ変遷があると思っておりますので、その都度また協議をしながら、30年に限るものではないと思っております。

あと、収入、支出の関係ですが、これは法人審査があったんですけれども、その中に出された収支計画でございまして、これについては借入金が入っておりません。これから返していくということになります。

○5番（山下 諭議員）

さようでございますので、借入金を入れた場合は、この収支でいうのはどのような結果になるのでしょうか。赤字でしょうか、それとも黒字でしょうか。それでは、これは決算法人の場合は決算をして2カ月は登記上にその決算の状況を登記しまして、それを見て皆さんが大丈夫な法人なのか、経営が安定してるかどうかを判断するわけですが、その辺は借入金を入れた場合に、償還の経費を入れた場合にどうなのかということ。

大事なことですので、もう一遍。今の高原病院の件ですけど、市長は今の中央公民館のところ、非常に大きな、地価的にも一番中心的なやつでございますから、議会のほうに陳情を審査しておりますけども、これに対する基本的に今の立場でどう考えてらっしゃるかということをお聞きいたしておきます。

それから、通告してなかったんですけど、曾於高校のことについて。どちらさんで

もよろしいです。大学に合格したときの合格祝い、10万円ですか、ということがございます。私の体験でしますと、私は財部高校出身です。昭和30年に卒業いたして、非常に古い私の体験でいきますと、私は父がいなかったから奨学資金をもらって卒業したんですけども、非常に奨学資金が大事になりました。だから、財部の時代に財部高校を卒業して国立大学に合格した場合は奨学資金を割増しで貸しとったんですよ。だから、今回も曾於高校を卒業した人に月額10万円ぐらいの、それで国立大学に合格したときには10万円ぐらいの奨学資金を返すということになれば、相当これは非常に優秀な方が集まってくると思うんです。ただ10万円だけのお祝金をくれるちゅうんじゃ、曾於高校を卒業して大学に合格するという保証はないわけですからですね。そのような奨学資金の特別な扱いというのは検討されなかったのか、検討する今後についての考え方というのはないのかということですよ。

それと、もう1点。学校の先生の考え方だろうと思うんです。私は子供を財部中学校に2人出しましたけども、学校の先生方は西高に通ることは学校の名誉だということで、わいたちゃあ勉強せな西高通らんぞ、しょっちゅう言われとったですよ。だから西高に通ったわけですけども。学校の先生方が曾於高校を守ると、曾於高校に行かせるんだちゅう気持ちにならなけりゃ、これはもうほかの進学校に合格した人がその中学校の先生がいいんだというような考え方があれば、これはもうだめです。その辺の考え方は教育長はどのように思慮をされていらっしゃるか、お伺いしおきます。

○市長（五位塚剛）

ただいま議会に末吉の中央公民館跡利用についての陳情が出てるようでございますが、現況の中で高原病院に無償で譲渡するとか、無償で貸し付けするとか、そういうことは基本的にないと思っております。ただ、まだ病院のほうからも正式なそういう要請も来ておりませんので、それは議会のほうでちゃんと審議してもらえばありがたいと思っております。

○保健課長（大休寺拓夫）

借り入れの関係でございますが、先ほどちょっと申し上げました1年間、要は26年度のことなんですけど、これは丸々4月から満床という話ではなくて、4月から9月までで満床になるという仮定で出した試算でありますから、これがグループホームと特老をあわせて3,682万円の利益が出るということで、この中から償還金、初年度が213万8,000円——年間です、2年次以降が大体780万円を毎年返していくという、そういうことですので、この収支ができれば十分可能ということをお思います。

○教育長（植村和信）

お尋ねの西高に対する考え方でございますが、私も確かに前池田市長が末吉小学校、中学校のPTA会長もしておられて、いろんな話を聞いたことがございます。また、私も末吉小学校で働きましたので大体わかっているつもりでございますが、確かに中学校の先生方が名誉欲といいますか、自分たちが頑張った証拠として西高に何人通すんだというような目標を持って子供たち、生徒たちを鍛えておられたという事実もあると思います。と同時に、地域性としまして、子供が生まれたときから親も祖父母も身内がどうか都城西高に通る子供に育てようというような願いを持って育てていたような感じを、末吉小学校で働いているときに非常に強く感じたものでございましたので、これを取り去るといのは相当努力をしないと厳しいことだと日々思ったことがあります。

そういうことで、現在、小中学校の職員に、職員もやはり地元の学校、地元の高校を大事にするように、地元の高校優先で進学を考えるように小中学生に対して強く説くべきじゃないかということを経長等を通して指導をお願いしているところでございます。最終的にどこに行くかは子供や親の決定でございますが、やはり学校としては地元の高校の大切さを、地元で学ぶことの大切さを説くべきじゃないかということで、努力はいたしているところでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

奨学金等の考え方でございますが、先ほど月10万円ぐらいのそういった話があったんですが、全国的には、ちょっときょうは資料を持ってきておりませんが、そういった貸与型のやってる町がありました。

以前、高校授業料の無償化になる前に、それぞれ3高校の各クラス1人ずつ、優秀な生徒に対しまして月1万円相当を12月の3年間、貸与型でありました特別奨学金という制度がございました。そういったところの検討は、一応してみました。しかしながら、どういった形がいいのかということで今回は提案はしていないわけですが、やはり議員が言われるとおり、そういった制度が設けられればなと思いますが、財源が必要でございますので、また今後検討は進めさせていただきたいと思っております。

それと、もう一つでございますが、奨学金の関係で現在曾於市の育英奨学金につきましても、大学の場合で月額2万5,000円となっております。それと、償還期間が5年間ということで、仮に高校3年、その後また大学4年借りた場合に、7年間分を5年間で返さないといけないというようなことから、借りるときよりも多くの金額を返さないといけないような状況が発生しております。今後、大学等は特に薬学部等も6年になっておりますが、そのようなところで、6年とかそういった大学

に通う方々が出てくる中で、今の金額ではちょっとどうなのかということで、現在奨学金の制度について検討を進めているところでございます。今検討している内容といたしましては、月額2万5,000円から4万円ぐらいに増額するとか、あと償還期限が5年と短いので、それをやはり先ほど言いましたように正規の就学期間、例えば、3年と4年で7年ということで、その2倍の14年で返すとか、そういうのを検討しているところでございますが、やはりこれにつきましてはどっちみち戻ってくるお金でございますけど、原資がないと運用ができないということで、要はやはり財源的なものがネックになっておりますが、今検討を進めて市長にもお話ししたところでございまして、いつ提案できるかわかりませんが、早い時期に改正できたらなと思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。迫議員。

○19番（迫 杉雄議員）

通告外になりますが、ただいま長時間、通告者のほうで6件の質疑が行われていますが、私は66号について疑義をただしたいと思っております。

まず、この財産の無償譲渡ということについては先ほどから出ておりますが、これについて市の財産としてほかに例はなかったか。現在、この今回の内容としては中学校跡地の問題です。中学校跡地について、これは例があるんじゃないかと思っておりますが、やはり中学校跡地の利用についてはこの譲渡の理由に書いてありますように、議会としても閉校地の有効活用と、それから、地域活性化及び雇用確保という理由のもとに、いいことだと捉えがちです。当然、いいことで捉えながら進めりゃいいんですが、今回は無償ということがひっかかりますので、過去の例と十分教訓をしながらこれ進めているのか、まず、それを1点聞きたいと思っております。

過去の例といいますと、深川中学校の九州モウルドがありますが、あそこは無償じゃなかったのか。私は無償であろうと有償であろうとあそこの引き際というのは、もうおらおらっというこみ見えなくなって、あ那时的状況を思い出すと、雇用もあったのに雇用された人たちが仕事に行ったふうもないまま市としてはわからなくなってしまって現在は、徳留の入り口に立派な看板が残っていると、これはどう受けとめりゃいいかということで、やはりそのあたりの矛盾さを市長は一番わかってるんじゃないかと思っておりますので、市長にはその分と、もう1点、市長が先ほどからの議員の質問に答えておられますが、今後の対応として企業と法人格と、この差があるというふうに答弁され、今後のいろんな問題に対応されるというふうに考えておられると私は受けとってるんですが、やっぱり企業と法人と、これは差はないのでは

ないかなど。やっぱり、市は市、市の財産は市の財産です。法人格であれば保証があるということはいえないと思います。先ほどからいろんな当局のほうの答弁の中にそういう疑義を持つのは、やはりこの運営が始まったら年間どれだけの収入、支出の問題も、また、借入れも大きいようで、ちょっとこれでやっていけるのかなど。はっきり言えば、幾らそういう類いの畑におられるかわかりませんが、そこらあたりがはっきりしませんので、企業と法人格のことについては市長に答えてもらいたいと思います。

あと、3点目に、この説明の37ページ、議案書の37ページの資料です。旧南之郷中学校平面図です。この下の図面を見ると、先ほどから譲渡に関しての文言の中に、平成55年10月1日というふうに、30年、30年という言葉がでておりますが、これはどのように解釈すればいいのでしょうか。耐用年数47年と、経過年数34年と。単純に計算しますと、あと13年すればああいう施設が耐用年数が来たのにまだえっちらこっちら営業が弾んでるがというのは、やっぱり市としても見かねるんじゃないかと思えます。13年、10年というのはあつという間に来るし、その30年という明記された理由も先ほどから出ておりますが、この30年という数字をこの契約書の中に入れたらなければいけないのか、第6条です。ここをもう1回、答弁してもらいたいと思います。

あとは、その30年に関してはこの期間内で不利益が生じるか、また、事業が思わしくなったときは、やはりそこまで契約書の中に入れるべきじゃないかと思えます。その意図については、そこ10年、20年利益があつて、建物を建てかえるというような状況になった場合は、今度は土地は無償貸与ですので、まだ市の財産です。けど、建物を建てかえるような、営業的、運営的にどんどん伸びてなつたときはどういうふうを受け取ればいいのか今考えるところで、10年もしくは15年後に、今本議場の中におる人が何人おるか。まず、もう10年、15年、20年経つたときにはもう誰もいないわけですので、そんなときだつて1例をもう残っていないんじゃないかなというふうな気がして、あるいはそこらあたりはこの契約書の中にもそれに対応する文言は盛つてなかったのか、一応そこだけをただしておきたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

この南之郷の今回の提案でございますが、社会福祉法人南之郷は社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で公益事業を行う公益法人でありますということで、一応、地方自治法に基づきまして条例で今回提案したわけでございます。ですから、一般の企業の方々とは違うというふうに思っております。ですから、この間いろいろ問題がなつたのは、一般的な企業というのは利益を追求する組織でございますから、そういうの方々に対して無償で建物を貸し付けするというのは、やはり市民の財

産を提供するわけですから、議論が分かれるところではございました。そういう立場から私も議員時代は質問いたしました。それで、現状としてはまだそれも今回ありますので、市民の見た目からわかりやすいように、今後この問題については突き詰めて提案できたらそうしたいというふうに思っております。

もう一つ、深川中学校の跡の九州モウルトの件でございますが、基本的にはあれは無償譲渡ではないというふうに思っております。ただ、企業誘致という形で進めておきながら、残念ながら企業としては成り立たない状況になりまして、今工場としては稼働されておられません。10号線沿いにまだその会社の看板が出ております。大変、私自身もおかしな状況だなと思っておりますけど、それについては今会社があるのか、そのあたりを含めて担当課のほうで今後の対応はさせたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

資料の37ページに下の方に入れてあるんですが、耐用年数47年ということで、鉄筋コンクリートづくりでありますので、47年。経過年数も入れておきました。これは残存価格を出すためでございます、当然、耐震はもっておりますので、これ一応残存価格を出すための耐用年数でありますので、これ以上はもつということで、参考までに入れたところであります。

本来ですと新築をすれば一番よかったんですが、ここを取り壊すとなれば4,000万円から6,000万円かかるということと、あと、校庭につくれば一番よかったんですけども、前市長の方針が閉校施設を活用をするということもございました関係で、大規模改修ということで条件を絞ったところであります。公共的団体に該当しての無償ということでもあります。あと、それから、途中でという話がございましたが、当然そういうこともあろうかと思えます。経営がうまくいくと願っているわけですが、それ以上にまた利用が出た場合は、当然建てかえ等もございます。それは建物等譲与契約書の中の第6条の中に、使用用途に供すべき期間に同一の用途に供する為の建物を建築するため、建物等を処分する場合はこの限りではないということと、第7条に使用用途等の変更承認ということで、用途の変更を必要とするときはあらかじめ詳細な理由を付した書面をもって甲に申し出て甲の承認を受けなければならないということで、要は市と協議の上可能ということでさしていただいたところであります。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

市長の答弁は先ほどからの答弁と一緒にだから、何か納得しがたいです。今、横のほうから言った公共的団体と。公益法人、法人格だということ等の差を言ってるんじゃないんです。私が言いたいのは、企業であろうと法人格であろうと公共的団体

であろうと、やっぱり人間業です、運営にすれば。そのところなんかを考慮して、今先ほど言った九州モウルドを例に出しましたが、もういつの間にか成り立たなくなると、これも当然想定してないわけですね。やっぱり世の中には想定外と、景気、不景気等もあるわけですので、それあたりが十分議論されてやっていられるのか、そこらあたりがはっきりしないわけです。やはりこれが有償であれば、今出ているいろんな疑義は対応できるというか、無償となるとそれなりのもの、誰が責任を持つとよと、市民の財産だがねと、最後の議論はそこに行き詰まるんじゃないかと思います。やってもらうことは非常にいいことですが、それに対して契約する中身を考えるなりすればよかったんじゃないかというところで、通告外で質疑をしてるところです。

今後の対応、先ほどから通告の議員が一生懸命ただしています。それに対して一生懸命答弁されています。これでも大丈夫ですと言い切る内容はないし、ただせばただすほど疑義が出てくるところです。今申しましたように、公共団体と公益法人との差も、もう1回市長は答弁されてほしいんですが、公益法人なるは安心だと思っているのか。公共団体は公共団体。そこらあたりはやっぱり市長の認識ひとつだと思います。

あと、今さっきの答弁で出ましたが、九州モウルドは有償やったのか無償やったのか、そのあたりも定かじゃない。私は理解していません。この件で全協で説明があったとき、深川中学校もあるがねと、私は一言その場でそくと投げかけておったんです。その後、深川中の内容が議論に出ておるのであれば答えてもらいたいし、投げかけたことに対しては素通りなのか、そこを確認したいと思います。

(何ごとか言う者あり)

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時53分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（五位塚剛）

先ほども担当課長から公共的団体とは何なのかという説明があったと思います。農協とか漁協とか生協、商工会議所等、老人ホームなど、そういうのが公共的団体であるということで、今回の南之郷のこの施設は社会福祉法人に基づいて、22条に

に基づいて社会福祉法人で公益事業を行う公益法人ではありますけど、公共的団体という中に入るということのでございます。

深川中学校については企業誘致の一環として山久に市の財産を売却をされた、そういう状況の中で、無償譲渡、無償貸し付けしてるということはありません。そういう流れです。

○19番（迫 杉雄議員）

公益法人と、企業とすれば、この私が言うような30年の平成55年をにらんだ、こん数字が必要なのかということで、疑義をただしているところです。先ほどから言うには、ここの今、保健課長が説明したこの表に耐用年数と現在の経過年数と書いてあるのであれば、そのうちは建てかえなならんというところをただしているところです。このただしているのであればそういうふうの説明をすればいいんだけど、あと十四、五年経てば建てかえることがあつとじゃねえかというのは私の疑義であつて、それはちゃんと答えてもらえばいいことです。

それと、そういう説明が私は聞き取れなかったから言うところで、あとやっぱり九州モウルドについても、今、市長が答えたように民間だと。けど中身の目的はこれと一緒に、ほつたらかされているわけですよ。野ざらしにしているわけですよ。これについて何かまだ責任分野がどっか残ってんですか。当然責任分野は末吉町から曾於市に引き継いでいるんじゃないですか。そこらあたりはやっぱり私たちは一市民として、市民の財産としては行政をただす立場だと思いますよ。やっぱり説明なりそういうのがはっきりしなければ、どうももうあのままあつて、今後深川中学校もやっぱり曾於市内の跡地6校のうちの一つなんですよ。あそこはもう見いざがねえからもう地域の活性化もいらんわという心構えで行政の立場はないといかんです。先ほど市長が月野中学校に今後何か話があるというのであれば、当然深川中にも何かあるということがあればいいんだけど、そういうのが全然ないわけから、こん曾於市の財産の中から、もしくは中学校跡地の中からほつたらかされてるんです。市長は今までずっとあそこ前を走り回ってるから気がつかれてるだろうし、あの立派な看板も朝晩と見てるわけですので、これは頭をひねらすんじゃないかと思います。一番先、手をつけないかんとじゃないとですか。保健課長が何答えられるかわからんけど、市長も今の私のこん疑義を、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

何度も言うようでございますが、深川中学校の跡地は山久という会社が入ってまいりまして、市として財産を売却をした状況なんです。その後を九州モウルドという会社がまた取得をしてきた状況ですので、あの建物施設が市の財産に今ないわけですので、このことについて同じような状況にはならないところなんですけど、そ

ういうふうに理解していただきたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

あえて30年というのを明記した理由をちょっと申し上げます。実際、公有財産規程からいけば20年というのが通常あります。最低20年は明記しないといけないというのがあります。これはどうしてかということ、独立行政法人地域医療福祉財団のほうですが、あちらの貸し付けをする条件として地上権の20年設定が必要だよということなんです。要は土地が市のものでございますので、市が勝手に20年も経たないうちに返せという資金繰りができなくなるという話で、そのために使用貸借についても20年以上の契約がないと融資はできませんよということがありましたので、最低20年でよかったです、もしそれ以上に伸びる場合もございますので、条例で認めた30年を明記したところであります。

また、この20年がいいのか、30年がいいのかということは、また委員会等もございますので御意見を伺いながら、もしどうしてもという話であれば、これ条例契約案でありますから、10月1日の契約案でありますので、御意見をいただきながら変更したいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（八木秋博議員）

議案第62号についてちょっとお尋ねします。期限切れの通告書は出してありましたですけど、2点ほどお伺いします。

曾於市中学校スクールバス活用事業のことについてなんですけど、大隅中が合併して間もなく10年近くなるんですけど、これまで何度この要望があったことか。このことに対して、この便乗許可に至った経緯が先ほどちょっと出ましたんですけど、どういう手順があったのか、もしわかりましたらお伝えください。

それと、もう一つ、特例がありますね。中学校スクールバス活用事業利用者の特例で末吉中学校区、櫛小学校区、片道7km未満があるがその理由と、当分の間となっておりますが、この2つだけをちょっとお教えてください。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

お答えいたします。

大隅の要望というのは、以前岩川高校生をとという件でございまして、これにつきましては、やはり今まで3高校ございましたので、1校だけの生徒を乗せるわけはいかないというような状況もございましたが、今回は1校になって、市内、今中学校のスクールバスが走ってる地域から交通アクセスがないというようなことで、ど

うしてもそこを確保しないと今中学校のスクールバスが走っているところの生徒が行けないというような状況でしたので、今回高校生にも活用できるようにということでいたしました。

それから、中学校スクールバス活用事業利用者の特例ということでございますが、現在中学校のスクールバスについては、片道7km以上ということで規則をつくっております。ここでわざわざ憶小学校をうたったのは、今後財部地域から、それから、大隅地域から曾於高校までスクールバスを延長するとした場合においては、当然7km以上でございます。その中で、このスクールバスが走ってる末吉の南之郷コースだけは憶地区がまだ自歩道というか、自転車通学に通うにはそういった道路が整備されておりません。というところで、当然中学校統合の際にまた地区からの要望がありまして、憶小学校地区だけは一応のせてありますが、中学校の7kmを適用するとした場合に、憶からやはり曾於高校まで7kmない地域があるということで、そのまま中学校のスクールバスで規定している条項等をそのままこちらのほうでもうたわさせていただいたというところでございます。

以上です。

○3番（八木秋博議員）

大隅中学校のスクールバスというのは、曾於市では中学校のスクールバスというのは恐らくここだけだったと思いますけど、ある部分その柔軟性があれば、極端に言うとも岩川高校存続もあったのかなというのは極論ですけど、難しい手順がなければもう少し柔軟性がほしいなというような感じがします。

それと、現在この62号は曾於高校だけの適用ということみたいですけど、63号に現在の岩川高校、末吉高校、あるいは財部高校、こっちへの支援というのがこのスクールバス活用はうたっていないんですけど、既存の高校もあと2学年はあるということは、あと2年間はいらっしゃるということですので、この適用をどこでか図れないものか。どうでしょうか。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

おっしゃるとおり、できたらそういった手順等がということでございますが、やはりスクールバス等については本当、今もですけどいろんな要望等が上がってきておりますが、できるところについてはしたいところですが、とにかく要望が多過ぎて、全てそれを聞きたいところもあるんですが、できる範囲内で対応して、できるところから対応しているところでございます。

あと、3校の現在通っている子供たちも便乗できないかということでございますが、現在、それぞれの高校でそれぞれ通学方法等については、例えば、バイク通学とかそういうのを許可している状況でございます。今どういった状況かということ

は、大体3高校の通学の形態等については数字をもらっているところがございますが、高校生の場合は1年生になりましたらバイク免許を取りまして、それをバイク通学にということを使ってるかと思われまます。そういったところから、2年生、3年生に来年なるわけですが、そうした場合に利用者がいるのかなという一つの考えもあります。ただ、どうしても利用ということであれば、今は曾於高校に対してだけ考えておりますが、所管委員会等の話もお聞きしながら、対応できるかどうかということについては検討としてまいりたいと思います。

また、3高校の条例等につきましては、当然まだ周知期間等も曾於高校と違いまして4月からでも始められるんですけど、条例が可決されましたらまだ変更もきく部分もありますし、ただ、曾於高校の部分につきましては今から周知していくということで、本来なら3高校の分については場合によっては要綱等でもできたところがございますが、やはり曾於高校の関係で条例で上げましたので、3高校も一応条例で上げました。場合によってそういった必要性がある場合については12月議会等で改正とかいう方法もあるかと思えます。委員会の意見を聞きながら対応していきたいと思えます。

○3番（八木秋博議員）

最後にですけど、現在このスクールバス停留所の問題とか、あるいは小学生のスクールバス関係の分も恐らく出てこようかと思えますけど、市長がこのスクールバスに関してどういう広がりかほしいという感じはあるんですけど、市長のふところの深さを教えていただければありがたいですけど。

○市長（五位塚剛）

スクールバスの活用というのは中学校の統合に基づいて、例えば、光神小学校校区の人たちがスクールバスで通うとか、そういうのが実際あります。また、高校生になっても、オートバイ通学を望まない親も子供も場合にはいると思えます、事故等のことを考えれば。そういう意味では、スクールバスがうまく活用できれば本当にありがたいというように私も思っております。今出されたように、残っている財部高校、岩川高校、末吉を含めて、それが今のスクールバスでちゃんと利用ができるような人数が確保できるという状況があるならば、これは前向きに検討したほうがいいと思えます。そういう意味では親の意見等も聞きながら、まだ教育委員会のほうでも検討はさせたいと思えます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○4番（土屋健一議員）

3回しかできませんので、まとめて申し上げますが、市長は市民の意見、声、考

え方、これ十分参考にしたいという考えをお持ちでございますから、これは私一議員が言うことでなくて、背景には市民の声だというふうに受けとめていただきたいと思えます。

まず、議題の議案第62号、質問の第1点、中学校スクールバス活用の発想はいつ生まれたのか。書いとってください。

県教委との協議はどうであったか。県の意見はどうであったか。市教育委員会の協議内容はどうであったか。これが2点目。

3番目、目的外の利用であるが、県の補助金との関係はないのか。

4番目、運行路線の中学生は乗れなかった。というのは、旧校区の中学生だけが対象になって、その途中の子供たちが乗りたくても乗れなかった、そういう意味ですよ、わかりますか、質問の意味が。途中で拾って乗せればいいという議論があったでしょ、過去にも。その子供たちは乗れなかったが、今後は曾於高校生は乗れるということになります。これは制度上の問題はないのか、矛盾はないのか。このことは高校生に医療費を広げるといふ、私は大賛成なんです、一方では医療費は高校生まで適用させて、矛盾はないですか。次に矛盾が出てくるんですよ。今の3高校の高校生は乗せられないのか、出てましたね。中学校のスクールバスに乗せられない。乗せられないんですよ。医療費を見ましょう、しかし、中学校のバスには乗せられませんよという、現行です。なぜかという、曾於高校のためにこういう発想が出てくるわけですから、なぜそういうところまで発想が広がらないのかなというのが私の疑問なんです。そして、そういう希望は少数しか出てこないんですよ。例えば、財部を例に挙げたら、財部高校の生徒で中学校のスクールバスを活用してもらいたいという人たちは数人しかいないんですよ。バスはがら空きですよ、スクールバスは。乗せればいいんです。そこまで発想が広がらないということに、お尋ねしたい理由があるんです。

以上、第1回目を終わります。答弁してください。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

いつ発想となったかということですが、やはり一つは曾於高校が思いやりバスですか、そういった分のダイヤ変更とか、その場合は財部から曾於高校までのダイヤの改正等だったわけですが、そういった要望があったときに、やはりほかの地域からもアクセスがないじゃないかというようなことから、最初支援策を考えた段階で最初で考えたことでございます。

県との意見調整はということですが、これについてはいろいろと質疑応答集もございまして、企業の活用については料金は一応取らないわけですが、それについては差し支えないということでございます。

あと、市での協議の結果ですが、やはり今、土屋議員が言われたとおり、我々も相当悩みました。曾於高校だけ乗せて、ほかの3校も当然意見は出てくるだろうなということも考えました。しかし、今回はとりあえず曾於高校の支援策ということで打ち出したところでございます。

あと、県の補助金との関係でございますが、大隅地域の3コースにつきましては5年間の補助金が過ぎておりますので、それについては問題ございません。ただ、財部地域の2コースと南之郷コースにつきましては、補助金が若干減額される可能性があると思っております。

それから、それらの高校生まで活用することによって、これまでも乗れなかった中学生も、もうそのまま乗れないじゃないかということでございますが、確かにそういう現象は出てまいります。今まで全員乗れなかったわけですが、それが中学校までは7km未満でございますが、曾於高校まで7km以上あるということで、一つの例といたしましては、大隅地域の笠木地区は7km未満ですので、今中学生は乗れない状況でございますが、今後は曾於高校に行く高校生は、その高校生は乗れるというような状況は当然発生してまいります。本当につらいところですが、そういったところも一応は想定はいたしました。あと、3高校の高校生についても乗せられないかということで、考えました。それで、いろいろとシミュレーションとかしてみたわけですが、やはり今の第1次の募集の発表がありました、それでいきますと財部地域から30名程度、それから、大隅地域から30名程度が曾於高校のほうに行くような格好でございます。それが3年間しますと、やはり90から100になってくるとかいう状況で、先ほど市長も申されましたけど、乗車定員等も考えることになりました。それで、まわってきましたが、我々としても、特に大隅中のほうは松田の坂ということで、笠木から相当坂が2km以上続いているところがあります。危険箇所があります。それと、あと月野地区のほうも持留の坂ということで、それこそ勾配もきついんですが、そこについては本当に田んぼの中に何回か飛び込んだりして危ない状況がありましたので、それについては今のところ月野地区だけは乗せてます。それと、八合原地区から弥五郎の里の269のバイパスを下りていくときに自歩道という形で自転車歩道が共有している区間があります。そこについては、大隅中と岩川小学校のほうで保護者のほうで真ん中のほうに、道路側のほうが多分自転車だったと思いますが、内側のほうが歩行者ということで、真ん中に黄色い線を引いてそこを自転車と歩行者と一緒に歩いているような状況で、今までも接触事故等がありまして、危ない状況でございます。そういったところで、今またいろいろと、先ほども八木議員のほうからありました関係もありますが、いろいろとろんな要望等が上がっていますが、我々としてもそういった危険箇所については対応

していきたいんですが、どういったふうに対応したらいいのかということで、ひとつ、この前、八合原地区の大隅中の子供たちを乗せれば月野南から走ってるバスにとでも乗りきらないと。だから、その辺またバスがあと二、三台、へたすると増発しないといけないような状況でございます。本当に財政的なものが全てクリアできるんだったら乗せたいと、私も笠木出身ですので、やはりそういった子供たちが大隅北から走っている子供たちが、あのバスに乗ってる子供たちが、笠木の子供たちが横目で見ながら通っていく状況を考えますと、本当にさびしい思いをしております。ほかにも財部地域等でも坂が急な場所とかあります。場合によっては、末吉地域においては。

(「簡明に……」と言う者あり)

○教育委員会総務課長（永山洋一）

はい、わかりました。全然バスが通ってないところがありますが、いろんなことを考えましたときにいろいろと難しい面であると思っております。

○4番（土屋健一議員）

今度が2回目ですかね。今が2回目。わかりました。

市長、やり取りを聞いておってください。

今、総務課長が笠木の例、それから八合原の例をいろいろ挙げられましたが、地域性を考えると、その地域性にふさわしい政策を出すべきですよ。もう我々は公共路線ないんですよ、公共交通機関は。地下鉄があるわけじゃない、バスが15分おきで出てるわけじゃない。桜島は30分に1回フェリーが通ってますよ。我がところはないんですよ。ですから、地域性をよく考えた政策を考えるとすれば、今回の議案を提案されるときにはもっと深く、経費はそんなにかからない、ちょっとした配慮をするだけで、例えば、7kmをちょっと緩めるだけで数十人が救われるというそういう政策があってしかりではないですか。

2回目ですから端的に申し上げますが、以前、大隅の坂口議員も必死に声を枯らして言われました、今の笠木の例を。私も申し上げました。議員さんが言うのは市民の声なんです。市長は大好きですよ、市民の声という表現が。大事にしたいと言われてる。議員が言うのは不採用にしようとして、今度は自ら自分たちが考えた曾於高校に対する支援は何とかして通そうという。これは教育委員会の姿勢がおかしい。もっと以前に議員さん方が最初言われたことは、あんなこと言われたよなど、今回この議案を出すんだけど、笠木のあの例も話をされたよなど、あれは何かならんかなあて、そういうのが一緒に出てこなおかしいわけですよ。今2回目ですから、2回目で申し上げときますが、7km以上の特例をとっぱらいなさい。そして、この地域にふさわしい通学バスを考えられたほうがいい。除外を検討してください。地

域性を考えてください。ついでに、この62号は今回は撤回されて、12月に再提案されませんか。市長、どうぞ。

○市長（五位塚剛）

今回提案したのは、早目の提案で市の曾於高校に対する政策を明らかにするというところでございました。ですから、早目の条例の提案でございました。ただ、今指摘されましたように、スクールバスを利用できない子供たちがいるというのも実態がわかりましたので、このことをぜひ委員会の中でも審議していただいて、問題提起を含めてぜひ、場合によっては議員提案でもいいですので改正いただいて、市民のためになるような条例をつくっていただければありがたいというふうに思います。

○4番（土屋健一議員）

さすがに新しく選出された市長だというふうに評価をしたいと思います。

今回、撤回をなさいと今過激な発言をされましたけれども、私のほうが撤回をしたいと思います。そのように思っていますが、やっぱり提案をされるときには、3回目ですから、提案をされるときには過去に、数年前もそうですよ。議員からこういう発言もあったよなど。自分たちが考えたことを何とか通そう、議員たちが過去言ったことは軽んじていると。これはやっぱり考え違いですよ。そして、教育委員の皆さんもおられるわけですから、教育委員の皆さんと現場の実態等を調査されて、提案をされるべきだというふうに思います。

文厚所管でございますので、文厚委員の皆さんにこれは一任をして、3回目の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（吉村幸治議員）

通告なしということでなかなか苦しいんですが、市長にはいつも通告をと私はしつこく言っておりましたので、自分が通告なしでやるということは苦しい立場ですが、委員会で十分審議されるということで、議案62号のことですが、三年制専門学校の中に具体的にアイウエオということであらうたっておりますが、この中にうたっているのだけ、大学等進学祝金贈呈事業ということでやるのか。理学と作業とか載ってますが、言語聴覚とか重度福祉士とか載ってませんが、これはどこで救うのか、除外なのか、1点だけ確認して。委員会で審議する余地はないか。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

お答えいたします。

ここでは定義をうたっておりますが、四年制大学等は就学年限が4年以上ということで、あとは就学年限3年以上の三年制の短期大学は全てでございます。あと、

イからオに入ってる部分が短期大学ではございませんが、そういった看護師学校とか養成所を言うものでございます。

以上です。

○11番（吉村幸治議員）

それじゃあ、学校法人の専門学校3年の、具体的に言いますが、言語聴覚士なんかを養成します理学士と作業士、言語聴覚士、重度福祉士とあるんですが、そういうのもここに救われるということですか。その1点だけ。もし入っていないのであれば、委員会で十分審議してください。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

言語聴覚関係等については、もうちょっと詳しく調べてしたいと思っております。
（「終わります」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案6件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時36分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第69号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第11、議案第69号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

69号についてもいっぱい発言通告いたしておりましたけども、これほど時間かか

るとは思ってませんので、フラワーパーク跡地に関する問題に絞って1項目だけ質問して、あともう課長答弁を含めてよろしいですよ。

今回の補正予算で、恐らくあともうどんどん質問が出るでしょうけども、最も注目っていうか市民から見てもされてるのが、金額はわずかでありますけども、この企画費の中の37万円ではないかと個人的には思っております。この問題、これまでも議員の間で雑談中いろんな話が出ておって、私にも何名かの方々が、「徳峰さんは、こん議案はどげんするつもりですか」って聞くから、私は、吉村さんのことじゃないですよ、含めて。私は賛成ですよと言うと、「えっ、徳峰さん賛成やったらあれだけ今まで厳しく机をたたいてやっちゃったのが」って言うから、これは賛成なんですけども、なぜ賛成かを含めて3点質問をいたします。

これまで、市長の所信表明並びに一般質問に対する質疑で再三答弁がありますように、市長の基本的な考え方、いわゆるフラワー3事業については、3事業とも胡摩地区には建設しない、予算も今後計上しないということは、もう明言されております。そして、特にその中でグラウンドゴルフについては、今後グラウンドゴルフ協会を含めて関係者と協議を重ねて、そして、別な場所に建設の方向で検討したいということも明言いたしております。ですから、この検討委員会もつくりませんのままでは、あの現場を見た場合に恐らく結果的にはもうそのまま放置されるんじゃないでしょうか。あるいは、考えられるのは、関連する養鶏・養豚場等は今後入ってくるかもしれません。あとは全く考えられないですよ。もう用地買収もはっきり言ってまだ真ん中が未買収のままです。で、これでいいのかといたら、この現実を私は直視すべきじゃないかと思えます。それよりも、検討委員会を設置して、そして、検討委員会で、この前も一般質問で申し上げました、1つ、2つじゃなくて多面的な議論ができるように市としても条件整備を含めて前提条件をつけて審議していただく。そのほうが私はより前向きな、そして、積極的な議会から見ても、市民から見ても、対応のあり方じゃないかと個人的は思っております。

こうした点で、肯定的に市長提案は受けとめています。否定的ではございません。

これを前提として、3点、注文をつけるというか、提案をしながらの3項目の質問をいたします。

まず、第1点でございます。第1点は、先日の一般質問でも、やはり検討委員会で検討される場合に一定の方向性を市として持つべきじゃないかと提案いたしました。方向性といいますと、やはり非常に一般的によって明確な定義がございません。たしか、大津議員も同じ方向性的な提案をいたしました。しかし、私が考えているのは若干違うなということで、私が考えている方向性というのは、何よりも検討委員会で検討される場合は、フラワー関連の3事業は一応選択外にしてくださいと

いった方向づけでございます。これは市長も同じ考えだと思うんです。こうした点が第1点でございます。だから、もう3つの事業はつくらないということが前提の方向づけであります。

第2点目は、やはり畜産関連はもう誘致しないちゅうか、これも方向性の前提条件の加えるべきだと思うんですよ。あの跡に、例えば養鶏場が来たら、市民の批判はものすごいんじゃないでしょうか、幾ら3つの事業をつくらないとしても。こうした点で幾つかは十分に、検討委員会で検討する前に市長を中心として、残念ながら副市長がおられませんので、担当課長を含めて、何名かまた課長を加えて検討した上で、何と何と何がやはり、前提条件といいますか、方向性を持たすべきじゃないかということ、きょう答弁ができなければ、本当はきょう答弁すべきなんですけども答弁ができなければ、やはり委員会審議には間に合うように、緊急ではありませんけども方向性を、つまり基本的な方針を持った上で審議に臨み、対応をすべきじゃないかと率直に言って考えております。きょうはまだ議論がされてなかったら、基本的な考えだけで私の場合はよろしいですので、お聞かせください。これが第1点であります。

第2点目でございますけども、それにしてもあそこには企業は入ってこないですよ。例えば、深川の団地みたいに数億円の金をかけて整備されたところでもなかなか現実的に企業は入ってこんでしょ。ですから、山林のああいって起伏の大きい、また、排水も整備されていない、取りつけ道路もないところには、まず絶対に企業は入ってこない。考えられるのが、私は勧めているわけではさらさらないんですけども、一つの考えかたとしてメガソーラー。メガソーラーだったら問い合わせもあるようでありますから可能性はありますけども、しかし、幾らメガソーラーでも一定の取りつけ道路や、あるいは、もし誘致されるとして、一定の整備を排水を含めてしなければ、メガソーラーだって入ってこないと思うんですよ。ですから、これでは幾ら検討委員会で検討するとしても、選択の余地はないですよ、考えられるのは。結果的にはもうそのままにせざるを得ないというか、いうことになりかねない。これでは何のためのそもそも検討委員会ということになります。これでは、恐らく議論も今後、分かれるんじゃないでしょうか。あるいは市民の間でも。ですから、もし、何か持ってくるとしたら、市としてはどっからどこまでは市が責任を持ちますといった意味での議論を重ねて、できたら総務委員会での審議までですけども、少なくとも検討されて、そして、検討委員会ではそれを方向づけを行うと。前提条件をつけると。これはもう絶対にすべきだと思います。これが第2点目の提案を含めた質問でございます。きょうは細かい答弁はよろしいです、基本的な方向だけ。

最後に3点目でございます。議員の全員の方々に現在までの用地買収、あるいは未買収が、一応1枚のA4版の紙として提示されました。これを見ますと、全体の31.5haの中で西部分は、ほぼ中心部は買収がされております。しかし、右部分、つまり東側部分はど真ん中に何か所もこの未買収が相続等のために残っております。私が提案かたがたですけれども、これでは幾ら検討しても結論としてもうこのまま放置するしかないということに、必ずなるでしょう。こういったところにはもう選択の余地がないからでございます。ですから、これは誤解のないように。責任は五位塚市長には100%ございませぬので、前の市長の問題なんです。これはもう誤解のないように。だから、前の市長の負の財産をつていうか、問題を苦勞して今審議してるわけでございますから、これは100%五位塚市長には責任ございませぬ。これは明言いたしております。これはもう議会も同様で、その点で前向きな論議をすべきではないでしょうか。

私が3番目の提案として申し上げたいのは、このいわゆる未買収地、これが何とか買収ができないものかって。やはり努力はすべきだと思うんですよ。努力をしてどうしてもやはり難しかったら、もうこれはしょうがない。相手があることだから。その責任は五位塚市政にはございませぬ、100%。これは議会もう率直に認めるべきですよ。しかし、努力はすべきだと思うんですよ、努力は。そうやないと、右側部分はもうこんまま放置でしょうか。

以上、3点に絞って提案を含めた、もう細かいことはいいですけれども、基本的な考え方だけ聞かしてほしいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回のこの問題は、市長選挙において中止ということで訴えをいたしまして、市民の皆さんたちがそのことを理解していただいて、私を市長として認めていただきました。ですから、基本的にはこの事業は胡摩地域においては中止というのは、もう一般質問でもちゃんと言ってきました。

ただ、市として莫大な費用を投資しておりますので、このまま放っておくわけにはまいりませぬので、市長として何らかのことを行って、やはりその投資の回収という意味で跡地利用というのを考えているわけでございます。ただ、私がこういうことをするという前提で話し合いをしてくださいということは、基本的には考えておりませぬ。ただ、最初の会合のときには、私は今のような状況を全部説明をいたしまして、この場所についてはパークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、また、花公園はしませぬということはお伝えしたいと思います。

ただ、今いろんな方々から私のこの計画を知って、市民の中からもいろいろ声があるようでございます。よく聞こえてくるのが、メガソーラーを設置したほうが早く

その投資したお金が市に返ってくるのではないかという声がたくさんあるようでございます。当然な声だと思っております。そのことも含めて、当然皆さんたちが議論されるだろうと思っております。また、そこに養豚場、また、養鶏場とか、そういうことについて、企業誘致とかそういうことをする考えはまだありません。そういうことで、基本的にはお話ししたいと思います。

あと、皆さんのお手元にある資料ですけど、赤い部分がどうしてもこれはもう難しい、ようするに相続が直らない、もう売りたいくないという固い意志のもとでございまして、これは難しいだろうと思っております。緑については、今、市と契約をして相続をやっておりますので、相続が済み次第に市のほうに名義を直しまして、それで支払いをしたいと思っておりますので、この緑の部分は市の財産になるだろうと思っております。そういう意味で、あとの赤い部分を変えなさいというのは、現実的にはちょっと難しいだろうというように思っております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

今後、特に委員会を含めて議論が出ると思うんだけど、どうしてももう買収が難しかったら、もうこれはやむを得ないですよ。ただ、そのあたりはきっちりとみんなにわかるように、恐らく細かい質問がいちいち出ると思うから、委員会審議の中では、これだけ努力したけどもだめです、ここもこれだけ努力したけどもだめです、これはもう1回当たってみますということで、誠実に対応すべきだと思うんですよ。そしたら、恐らく全ての議員の皆さんが納得できると思うんですよ。そうした努力はすべきだと思います。まだ日にちはありますので。本会議の審議にはなじまないですので、これで一応この質問は終わります。

もう一つ、私は方向づけっていうことで、方向づけは人によって解釈はまちまちであります。私が言った方向づけは今の市長の考え方と全く同じなんです。別に説明の中でそれしたらいいんだから。3つの事業はだめですよ、あるいは、そういった畜産関連もだめですよって、説明の中で一種の方向づけ、前提条件をつけるちゅうか、それでいいんですよ。

で、質問の中、真ん中2番目の点に関連して、メガソーラーが出てきましたけども、それ以外でもいいんですけども、何か入りたいと。これは基本的には歓迎すべきじゃないでしょうか。しかし、あのままでは幾らメガソーラーでも入ってくる余地がないって。取りつけ道路もないわけですから。だから、どっからどこまでをその場合に市が負担するか、そこは最低議論した上で検討委員会に検討してもらわないと、検討委員会は議論の余地がないと思うんですよ。なぜかと言うと、検討委員会は議会とは性格が違います。本来だったら議会で論議すべきことなんです、これ

は。しかし、議会で提案されない以上、検討委員会に預けた以上、検討委員会が検討しやすい形でやはり一定の市としての考え方を示さなければ、前に進まないと思うんですよ、たった3回の会議では。そうした意味での、いろいろ、メガソーラーにかかわらず議論が出た場合に、市としてはここまでやります、ここはできませんといったことを十分事前に想定して、議論を想定した上で市の考え方を持って検討委員会にたたき台として検討していただく。それしなければ、検討委員会なかなか議論が進まないと思います。もう答弁はよろしいです、本日は。一つの提言として考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、大津亮二議員の発言を許可します。

○18番（大津亮二議員）

通告いたしておりましたので、簡単に通告文を読み上げたいと思います。

ページ1ページ、①地域振興推進事業の県の予算はいかほどか。今回、この予算が出ておりますので、県の枠の予算があるんじゃないかなと思いますので、予算額は幾らか教えてください。そして、この事業については申請主義なのか。そして、申請すればほかにも該当事業がありそうですが、中身の実態を教えてください。

次に、ページ25ページ、①検討委員会の関係ですが、選考方法はどのようなのか。いろいろと一般質問等々出ましたけども、改めて報告ください。

②市長が基本的な考え方を示して検討してもらうのか。これ今、徳峰議員も質疑をされましたが、改めて報告ください。

③既に公募されているが、事前執行であると思いますが、改めて見解をください。

ページ26ページ、①今回の補正での、これは定住促進です、見込み件数、そして、今後の見通しはどのようなのか、また、追加がありそうか見解をください。

ページ31ページ、市民課の窓口対応です。窓口対応と総合窓口とはどう違うのか。

2番目、臨時職員で総合案内は大丈夫なのかという意味合いでの見解をください。

5番目の36ページ、これはもうよろしいです、削除。

43ページ、地域商品券発行事業。①今回の改正の特徴を教えてください。

②実際は6月ぐらいに提案される予定でございましたが、この時期になった利用を述べてください。

③今後の発行の流れ、手順を教えてください。

最後に、58ページ、校区公民館への備品購入の今後の基本的な基本的な考え方を述べてください。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず、地域振興事業ということで、予算は幾らほどかということで、県の振興局のほうでございます。大隅半島で1億1,000万円ほどの予算枠ということですよ。

申請主義かということですので、申請をしなければなりません。

申請すればほかにも該当事業はありそうだがということですよけれども、今回の弥五郎の照明、それと記憶に新しいのが、大川原駅の改修をやっております。こういった事業でございます。

それと、検討委員会の選考方法はということですので、一応公募ということで、参考までに、前日までだったと思いますけれども、12名の申し込みがあるところでございます。

それと、市長の基本的な考え方、これは先ほど徳峰議員に申されたとおりにしております。

既に公募された事前執行ではないかということでございます。あと、これについては補正予算後の承認をいただいた後の執行を考えておりますので、今回はこれで御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

26ページ、定住住宅の関係だと思っております。今後の見込みの件数ということで、住宅取得祝金のほうが58件、これが4から7の実績を考えておりましたので、8から3までを58件みております。58件です。それと、危険廃屋を82件、8から3を見ております。同じく、住宅リフォームは124件ということで件数を見積もっております。去年の予算についてもちょっと執行残が出たわけですよけれども、やはり今ちょっとペースが速くて、申し込みの件数が。それで、一応今回対応して、次回の追加の補正というのは、私ども今は満額を今度出したつもりですので、考えてはいたるところです。

以上です。

○市民課長（久留 守）

31ページの窓口対応と総合窓口とは違うのかという御質問でございます。お答えいたします。

今回、窓口対応と総合窓口の2つの臨時職員の賃金の補正をお願いしようとするものでございます。一つは窓口対応事務の賃金でございますけれども、本年6月から産休入りしました職員の代替としまして、臨時職員を月に14日雇用しております。各種の証明書の発行等の事務を行っているところでございますけれども、臨時職員が勤務しない日は混雑する窓口の対応に特に多忙をきたしているところでございます。

そのようなことから、現在の臨時職員の勤務日数を月20体制にお願いするものでございます。

もう一つの総合窓口の賃金でございますけども、本年9月2日から市民課の窓口の一画に設置しました総合案内所の臨時職員の賃金でございます。月に14日雇用で10月から3月までの6月の賃金の増額補正をお願いするものでございます。

それから、臨時職員で大丈夫かという御質問でございます。この総合案内所は市民の皆様が市役所に来られた目的がスムーズに解決するように、関係課へ迅速に案内をすることを目的として設置するものでございます。ここでは専門的な受付業務は行いませんので、この総合案内所において、臨時職員が対応することについては特に支障がないものと判断しております。なお、案内する各課の業務等について、ある程度把握する必要がございますので、しばらくは研修期間を設けまして、さらに市民の皆様喜んでいただけるよう、住民サービスに努めてまいりたいと思いません。

以上です。

○経済課長（富岡浩一）

それでは、地域商品券発行事業の説明に入ります前に、今回の補正予算の提案に至りました経緯と、それから、おわびをまず申し上げたいと思います。

地域商品券発行事業につきましては、従来の商工会発行から本年度より市が発行主体となり、財務局への申請手続きの省略や、また、発行の迅速化を図りたいということで、平成25年度予算より委託料という形で当初予算の計上をさせていただいたところでございます。

私どもといたしましても、早目の発行に向けまして執行の準備を進めておりましたけれども、その執行過程で発行主体が自治体である場合、地方自治法の規定で当該年度の歳入歳出の全体像を明らかにし、自治体の財政活動が予算を通じて把握されなければならないという原則に基づかなければならないということを、考慮いたしておりませんでした。これまでは商工会が、市民の方々が買っていただいた売り上げを商工会のほうで持っており、それから今度は換金に来られますと、その中から市の補助金とのプレミアム分とあわせてお支払いをするという形態でございましたけれども、市が発行主体となれば、どうしても市の予算を通す必要があるというようなことから、このような提案を申し上げたところでございます。

このようなことから、歳入につきましては預り金的な性格ではありますが、市の歳入としてきちんと受け入れ、歳出につきましてもプレミアム分を乗せて各商店に支払うべきものと判断をいたしまして、議会の議決を経た後、すみやかに執行に当たりたいと考えております。

制度を変える以上、さまざまな方面から検討を加え、提案すべきでありましたけれども、私の拙速な判断から事務手続きを誤り、商品券の発行が遅れまして、市民の皆様や議会の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを心からお詫言申し上げます。本当に済みませんでした。

それでは、43ページ、商品券発行の1番目ですが、今回の改正の特徴はということでございますけれども、今申し上げましたとおり、私どもの事務の誤りから予算の組み方が間違っていたというようなことで、歳入歳出それぞれを新たに提案をさせていただいたところでございます。これが既存の部分と、昨年もございましたけれども、これに肉券の発行につきましても今年も取り組むことになりました。その部分が通常の商品券発行と、それから肉券発行の部分があわさった形での提案となっているところでございます。

なぜこの時期になったのかということでございますけれども、今申し上げましたとおり、どうしても予算のかたち上、今の形では執行できないというようなことでございましたので、しっかりとした予算組みをし直して、歳入歳出きちっとした形で提案をする必要があったことから、このような形でおくってしまった状況でございます。

それから、今後の発行の流れでございますけれども、議会のほうから補正予算の議決をいただくことができましたら、早急に委託業者の選定を行いまして、11月上旬にプレミアム付商品券発行、それから、通常の特ミアムのついてないものも含めますけれども、それに牛肉・豚肉ギフト券付商品券発行を行いたいと考えております。

なお、商品券の購入につきましては、平成27年1月末までで、換金期限は翌月の27年2月末までとしております。また、牛肉・豚肉のギフト券商品券につきましては、県の産業支援センターから助成をもらっている関係で、商品券の肉券の購入は来年の1月末まで、それから換金は来年の2月末までとなっております。なお、この肉券につきましては昨年は全部が肉券ということでもございましたけれども、今年度はプレミアムは昨年と同じ県10%、市10%あわせて20%ということでもございますけれども、昨年は全体が、もう全てが肉券でありましたけれども、今年につきましてははもとの一応10枚つづりでやりますけれども、500円が10枚にプレミアム20%、1,000円がつきますけれども、この5,000円分につきましては通常の商品券となります。そして、プレミアムの20%の1,000円分が肉の限定した券となることとなります。しかし、全てを肉に使っていただいても何ら問題はないところでございます。

そのような形で歳入につきましては、有価証券売り払い収入という形になります。また、各商店への支払につきましては交付金という形で支出することになります。

大変御迷惑をおかけして申しわけありません。

以上でございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

58ページの公民館への備品購入の基本的な考え方についてですが、本市の校区地区公民館は末吉13館、大隅7館、財部4館の合計24館あります。その公民館・地区公民館の備品には公民館が入っている施設の建設地の条件等により当初から各備品がそろっている場合と後で公民館が取得した場合があります。当初から設置してある備品については所管課等で修繕や更新を随時行っていますが、今回のように各公民館等で取得した備品については老朽化すると修繕や更新はなかなか難しい状況にあります。

そこで、一つには不公平感を与えない。また、公民館からの要望にはなるべく応えるという視点から、現地調査を行った上で総合的に判断して購入しているところであります。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

1ページ目の地域振興推進事業の県の予算1億1,000万円。地域振興局の単位であるということですが、今後、非常にいい事業だろうと思いますので、やはりこれに該当する事業を早く手を上げるということが非常に大事だと思います。よって、行政のほうでもいろんな曾於市内の眠っているいろんなイベントに、まあイベントだけではないんでしょうけれども、いろんな要望事項等を拾い上げながらぜひいろいろとこの有利な事業を対応していただきたいなと思っているところです。

これは意見でございます。

あと25ページ。検討委員会関係についてでございます。

基本的な考え方を示して検討して選考委員会、選考方法等についてもですが、いづれにせよこの関係についてはパークゴルフ・フラワーパーク等整備事業について対議会との関係では市長は公約として中止で当選されました。圧倒的っていうよりもそれが市民の選択だろうと思います、一つの選択。ただ、議会との関係では何もまだ決まっていないですよ。予算の関係、減額も何も出ていない。ただ、意思表示としてはこの検討委員会を設置するという対議会との関係ではこれを出されました。一般質問のやりとりでは中止を表明されたわけですが、ただ正式に議会との関係で予算は執行中であるということでございます。

検討委員会等について、今回予算が出されて既に公募がされていると。非常に議会に対しては不親切であるということを考えますが、このことについての見解を求めたいと思います。

それと、あと検討委員会がもし予算が通って検討委員が選ばれました。そして検討委員会の中で検討委員の方々の中には、市長がこの資料を一応全議員に配付されましたが、この緑のところは購入が可能であるかもしれない。見方によってはほとんどの土地が購入済み、93%はもう契約済みでありますので、さらに95%、100%に限りなく近く購入をされるような感じになってまいります、残地も当然残っていくわけですので、この土地を見ると非常にもうもったいないなど。

当然この計画の中で当初の計画が成り立つんじゃないかなという個人的な見解を持っておりますが、検討委員の方々がこの土地を見て、市長は中止を表明されたけれども、やはりグラウンドゴルフ場の話もあるわ、パークゴルフ場も健康づくりの観点では非常にいいが。また産業振興のためには畜産振興もしないといけない。そのような意味で多種多様な意見が出るだろうと思います。そのようなときにこの検討委員会の意見というのが尊重されるのか。このことについても見解を求めたいと思います。

次に、31ページの総合窓口の関係。

冒頭言いませんでしたが、これについても、もう事前執行であることは間違いのないわけですね。本当に、まあ悪いことじゃないんですよ、対議会との関係を私は聞いていただいているだけで、一般質問でも言いましたけれどもそのことを、やはり対議会との関係では非常に不親切な予算執行だなど、予算提案だなど思っているところでございます。このことについて、再度の見解を求めたいと思います。

あと、商品券関係について、以前の商工会が発券していたものについて、これ以前私も一般質問いたしました、加入店の換金手数料、この関係が今回からどうなるのか。この件についてお答えください。

それと58ページの公民館への備品購入の考え方。非常に、今、社会教育課長が言われた不公平感がないように現地調査をされてということでございますが、公民館によってはいろんな要望があるような気がします。老朽化したものの見方も非常に差があるんじゃないかなと思います。大事に使うところもある、非常に新しいものを荒っぽく使うところもある。一定の基準というのがやっぱり必要になってくるんじゃないかなと思いますが、これに対しての見解を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

胡摩地域の土地の問題でございますが、検討委員会でのこの土地の取得の状況を見て、グラウンドゴルフ、パークゴルフ場を含めたものを意見があったときは尊重すべきじゃないかという御意見でございますが、こういうふうに図面で見ると平坦なように見えますけれど、ここの黄色の部分というのはほとんど山地でございます。現況は場合によっては3m以上の落差のある杉山の状況でありまして、これをそう

いう形で利用するちなると、当然ながら土地造成からいろんな角度で、また予算を元に戻すということになるだろうと思います。

ですから、基本的には検討委員会の皆さんたちには現況で利用できるものがあるか、また太陽光のことでもしそういう要望があれば民間が全部入って全て民間がやるという方法もあります。場合によっては市がこの杉を伐採してそれを森林組合に売って、そのあと民間でメガソーラをするという方法もあるだろうと思います。

そういうことで、まず第1回目、基本的な考えを示して、あとはまず皆さんのいろんな御意見を聞いた上で、また2回、3回とありますので検討はしたいと思います。

それと市民課の入り口の総合案内所の問題でございますが、4月の1日からまた予算をいただいてやったほうがよりベターだったというふうに思っております。臨時職員という形で基本的には総務課の臨時職員というのを予算を持っておりまして、とりあえずそれでいただいて正式に不足する部分を今回の議会をお願いを起こしたということで、大変皆さんたちには御迷惑をおかけいたしておりますけれども、大変今、一日30人近い人たちに対するサービスができておりますので、御理解いただければありがたいなと思っております。

○経済課長（富岡浩一）

加入店の換金手数料の件でございますけれども、従来は商工会のほうで手数料をいただいておりましたけれども、今回から市が発行主体となった場合、法的に換金手数料をいただくことはできないということになりますので、今後手数料は無料ということになります。

以上です。

○社会教育課長（中峯健一郎）

基本的な考え方は先ほど述べたとおりですが、議員が指摘されましたように、混乱しないためにも今後基準を検討してまいりたいと思います。

○18番（大津亮二議員）

2点だけ。

まず、検討委員会の関係でございます。

やはりこれは、先ほど言いましたように、事前執行だと思われませんか。やはり事前執行だと私どもは、議会議員としては思うわけです。五位塚市長が議員であれば絶対そのように思うと思います。こうなったことについて、やはり市長の思い・公約・市民から受けたその重みちいうのもわかりますけれども、やはりこうなった手順について、私は謝罪をいただきたいと思います。それが1点。

もう1点。この市民課の窓口の対応。

このことについてもやはりベターであったのは4月1日からだったと言われたわけですので、このことについてもぜひ謝罪をいただきたい。

以上、2点です。

○市長（五位塚剛）

今回の市長選挙で私は前池田市長と堂々と市長選挙を戦いました。そして掲げた政策はパークゴルフ場・フラワーパークを含めたこの胡摩地域における13億円事業はきっぱりと中止をしますという政策でございました。そのことについて、市民の皆さんたちがはっきりと「ノー」という結果をいただいて、私の政策を支持していただきました。

現段階では、今、施行済みの予算については責任を持って対応しなければならないと思っております。ただ、今後のことについては、やはり早く結論を出すために市民の皆さんの意見を聞くという意味で、広く30人の検討委員会の中で跡地利用についての御意見を聞きたいということで、実際の会合については予算が可決されたあとに執行をしたいと思っております。

そしてまた、市民課の総合案内所についても、机は古いものを持ってきて、また臨時職員についても今の規定の予算もあるわけです。それは市長としての権限の範囲だというふうに思っております。

申しわけありませんけれど、謝罪する気持ちはありません。

○議長（谷口義則）

次に、海野隆平議員の発言を許可します。

○14番（海野隆平議員）

議会予算委員会説明終了より他2項目について質問をしたいと思っております。

まず、25ページ、パークゴルフ場・フラワーパーク利活用検討委員会についてお聞きいたしますけれど、これ、一般質問でも相当なやり取りがありましたけれど、この案件については議会も特別委員会を設置して時間と費用をかけ十分な審議をした後、3月定例会において議決した経過があるわけでありましてけれども、選挙の結果とはいえ市長に提案権があるとはいっても、今回の提案は、今でも議会制民主主義を無視した議会軽視の提案じゃないかというふうに思っているわけでありましてけれど、答弁を求めたいと存じます。

次に、45ページ、曾於市畜産生産基盤施設整備事業についてお聞きするところでありましてけれど、今回、3つの補助事業についてでありますけれども、平成25年度は何基設置することになるのか。今までの累計事業何基設置したことになるのか。

それぞれまず答弁をいただきたいと存じます。

以上、2点です。

○市長（五位塚剛）

市報というのは企画の中で市報をつくるための予算をいただいております。市報の中の中身については、当然ながら市民のための公報活動でございます。また、その一貫として私の政策を実現するための一つの手立てでもあります。

ですから、今回の市長選挙の結果を受けてどうしても私はこのことについては中止をして、その後どういう形で市民に利活用を求めるかという、今回のやり方が私にとっては一番いい方法だろうと思っていたしました。ただ、実際、会を持つとかそういうことになるとやはり予算が必要ですので、議会の皆さんたちには全協でこういうことをしたいという願いを一応いたしまして、議会が承認していただいたあとにこの会合は開きたいというふうに思います。

○畜産課長（木佐貫育穂）

畜産生産基盤施設整備事業の今回の補正した施設は平成25年度何基設置することになるのかということですが、当初予算のように自治会を通じてパドック牛舎・連動スタンション・堆肥舎・尿だめ槽・牛舎改造の希望調査を行い、補助金1,020万円を予算措置いたしました。しかし、昨年11月ごろから子牛の高値が推移し、生産意欲の向上がみられ、今回パドック牛舎は6棟増にして11棟に、連動スタンションは50基増にして390基に、牛舎改造は5棟増にして15棟を設置することになります。

また、今までの累計は何基設置したことになるのかという質問ですが、合併から平成24年度までに累計ではパドック牛舎を78棟、連動スタンション4,362基、牛舎改造を14棟設置しております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

あなたは今回の市長選でパークゴルフ・フラワーパークに対して市民の信任を得られたというふうに思っているんじゃないでしょうかね。そのような答弁ですけど、よく考えていただきたいんですけどね。あなたは今回の市長選挙はフラワーパーク中心のみで市長選挙を戦ったわけじゃないんでしょう。要するに、ここに書いてあるとおり7つの公約ですよ。7つの公約に対し市民は賛同して1票を投じたというふうに私なんかは理解しているわけですけど。

今回、あなたはわずか30名の検討委員会で全て中止を前提に検討委員会の設置を提案されております。市民の声には今も胡摩地区への公認コースのグラウンドゴルフ場やパークゴルフ場設置に対する強い要望が、私は聞いておりますけれど。

そこで再度お聞きしますが、あなた方は本会議において、フラワーパークやパークゴルフ場の是非についてアンケート調査を常に申し出ておられましたけれど、

五位塚新市長のもとで選挙の結果でなく純粋にフラワーパーク・パークゴルフ・グラウンドゴルフの設置について再度アンケート調査をされてみたらいかがでしょうか。

このような考えはないか、再度答弁を求めたいと存じます。

それと、畜産基盤整備事業でありますけれど、畜産農家にとっては大変これはいい事業だというふうに思っておりますが、この事業の費用対効果を考えたとき目に見えるような形で経営の改善や増頭にはつながっているのか、再度答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この問題については市民の中から議会の皆さんたちに、できましたらこの事業費についてアンケートをとっていただきたいというお願いをいたしました。しかし、残念ながら議会も含めて池田氏も含めてそういうふうにならない状況になりました。

私は市民の皆さんたちに今回の選挙において、このパークゴルフ・フラワーパーク13億円事業は最後の市民投票・住民投票ですよということを一番訴えました。同時にほかの政策も訴えました。池田市長は圧倒的に市民の皆さんたちがこの事業を支持しているということを言われました。海野議員もそういうふうに言われました。結果は市民の皆さんたちはよく理解していただいて私を市長として認めていただいたということで、市民の皆さんたちはこの事業については「ノー」という審判を下したということでの結果的にはアンケートの結果ではないかなというふうに思っておりますので、基本的には中止をして、そしてあと、市民の中によります30人の検討委員会で跡地利用についての市民のための利活用についての進め方を始めたいと思います。

以上です。

○畜産課長（木佐貫育穂）

施設の整備をした効果ですけれども、畜産農家数は年々少なくなっております。その反面頭数も同じように少なくなるべきですけれども、減の推移がやや弱まって推移していますので、それなりに効果があると思われまます。

○14番（海野隆平議員）

アンケートをとる意思はないというふうに今確認したわけでありましてけれども、今回検討委員会を設置するというふうになっておりますけれども、この検討委員会はいつごろ設置するかわからんですけれども、これは傍聴等もいいわけですか。そこは聞いておきたいと思います。確認を求めたいと思います。傍聴はできるのか、できないのかですね。

それと、畜産課長、間もなく平成26年度の予算編成に入るわけでありましてけれども、

この事業に対する今後の予算と設置見通しについてはどのように考えているのか。

3回目で最後ですけど、お聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

検討委員会の審議の状況については、私は非公開ではありませんので傍聴者の方が見られても結構だというふうに思います。

○畜産課長（木佐貫育穂）

畜産の子牛の価格が1年前の平均価格にいたしますと12万4,520円高くなっております。ですので、毎年10月に自治会を通じてこの施設の申し込みを取っておりますので、申し込みがあった数だけは予算を確保したいと思います。

○議長（谷口義則）

次に、渡辺利治議員の発言を許可します。

○13番（渡辺利治議員）

跡地利用問題につきましては自分の所管でありますので質疑はいたしません、この件につきましては予算を伴う議決事件でございますので、提案の方法に明らかにこれは間違っておりますので、26日にその答えが出ます。出します。楽しみにしてってくださいね。

32ページの福祉事務所に係るものです。

これは多分新たな費用は発生しない組みかえでございますよね。そこで、自殺・自死の捉え方を市長はどう考えておられますか。

ちょっと待って。

32ページですよ。地域自殺対策緊急強化事業、これは福祉事務所の関係でありますよ。32ページです。議案69号一般会計の。

この地域自殺対策緊急強化事業。これに事業のことが書いてありますけれど、これによりまして、どれだけ効果があるのか。自殺の捉え方ですね、自死と。

そしてまた、職場内での対策はどうとおられるのか。

そしてまた、この事業によりましてどんだけ防げるのか。

それを伺います。

そして、56ページですかね。道徳教育総合支援事業。

これも道徳教育というのは常々これまでも当然なされておったと思います。また、当然すべきだったと思いますが、今回のこの支援事業について、今までのとどんな違いがあったのか、お伺いいたします。

そしてまた、研修が組まれております、研修費として。この20名の人選について、これはどのような形で行われるのか。

そしてまた、これは規則で定められるのか、伺います。

そしてまた、研修先が2カ所か、3カ所。県内含めて3カ所ですね。これなんかは県内は20人、しかしほかは1人の方の研修費でございますが、当然予算が高くなりますから1人かと思えますけれど、しかしこういった研修には複数の参加が望ましいと思えます。こういうのを複数で研修に行かせる気はどうでしょうか。

それと、図書購入代。

1冊当たり、まあ随分高いんでしょうけれど、この3校とあと教育委員会ですけど、これが多分推測では3つの中学校と思うんですけど、道徳教育というのはやはり小さいときからの勉強ではないのでしょうか。したがって、市内の最低でも全小学校に配付すべきではないのでしょうか。

57ページ。末吉総合センターのエアコンの件でございます。

当然この件につきましては市長はプロでございますけれど、この価格についての見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

自殺・自死というのは、ときには同じような意味があるものでございますが、一般的には自分の意思で本当は死にたくないんだけど、自殺をしなきゃならない、追い詰められて亡くなる方もおられます。そういう意味では同じような自分で死を選ぶわけですから、同じだというふうに認識をしております。

あと、文化センターの、総合センターのエアコンの入れかえでございますが、7月に故障をしているようでございます。去年はたくさんの経費をかけまして全体的な改修をいたしておりますけれども、ここの音響施設については単独のエアコンでありまして、今回、壁掛けエアコンを取りかえたいということでの予算でございますが、ここに出されている予算については見積もりをとって出ておりますので、一般的な標準的な予算の取り方だと思っております。だから、議決を得られましたら、当然該当する業者について競争入札があるというふうに思っております。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

庁舎内での地域自殺対策ということでございますが、ここのところ御不幸が続いておりますが、ここ5年ほど心のケアとして毎年研修会や講演会を実施しております。平成24年度からはメンタルヘルス対策としまして職員自身のストレス状況を把握するため、ストレスチェックやカウンセリングの窓口を開設して、その対応をとっているところです。

また、職員で構成しております安全衛生委員会を随時開催して、心身の健康や職場内の問題について協議して現在実践しているところです。

以上です。

○学校教育課長（森山 勇）

お答えいたします。

56ページ、道徳教育総合支援事業でございます。これまでの道徳教育事業とどのように違うのかということについてでございます。

議員のおっしゃるように、道徳教育はこれまでも曾於市内の各小中学校においては週に1時間行われる道徳の時間を要として、全教育活動を通して豊かな感性を育む道徳教育の充実に努めてきております。

今回の道徳教育総合支援事業は、文部科学省が公募した事業に曾於市が応募し、文科省から研究指定地区として委託された事業でございます。この事業を通して曾於市全体を心の教育推進地域として学校・家庭・地域が連携・協力しながら道徳教育に取り組もうとするものでございます。

2つ目の質問でございましたが、研修を受ける20人の人選はどうなっているのか。

研修内容は県内で行われる道徳教育の研究公開への参加や先進地域視察などでございます。20人は曾於市内の教職員・事務局・市教委指導主事などを予定おりますが、具体的な人選はこれからでございます。

3つ目の御質問です。3校指定があるがどこかということですが、研究を曾於市全体に広げるために末吉地域・大隅地域・財部地域に各1校、実践拠点校というもの設ける予定でございます。この拠点校を中心にどんどんほかの学校にもその研究を広げていくという考え方でございます。

なお、実践拠点校は今後小中学校のバランス・各学校の実情を踏まえ、総合的に判断し決定していくこととなります。

それから、複数派遣したらどうだろうかということ。これについては、まだ計画段階でございますので予算が通りましたらこの枠内でまた検討してまいりたいと思います。

それから、書籍等全小学校に配付すべきではないだろうかという御意見でございます。確かにそのような考え方もございます。ただ、先ほど申しましたように、拠点校というのをまず設けて、そこを広げていくということで、まずは拠点校にいろいろ資料等を充実してもらって、そこを中心に広げていこうという、そういうことを考えております。

それから、これは規則で決められているのかというようなことですが、文科省の公募要領に基づいて具体的な計画は市に任されておりますので、市のほうで作成しているという、そういうことでございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

地域自殺対策緊急強化事業の⑤、どれだけ防げると思うかにつきまして回答申し上げます。

自殺・自死、これをどれだけ防げるのか。数値で表すことは非常に難しいことであるというふうに思いますが、本市は県内でも自殺者が多いというところがございます。そういう事実をしっかりと受けとめまして、悩みのある方が相談しやすい体制づくりなり、あるいは命について前向きに考えていただけるようなイベントの実施、悩みのある方の周りにいらっしゃる方の悩みのある方に対する接し方。こういうことの研修会等を通じまして一人でも自殺者を防げるように知恵を出しあって実行していきたいというふうに考えております。

今回、予算的には組みかえということで映画上映のほうにさせていただきましたけれども、平成25年度に入りましてから保健課とタイアップをいたしまして、何か強化する対策はないかということで話し合いを続けております。その一貫といたしまして、今回映画の上映、今まで講演会を実施しておりましたけれども、やはり同じ人が参加するというところがございますので、若干視点を変えまして若い人たちにも参加できるようなということで今回お願いしたところでございます。

そのようなことを通じまして、一人でも防げるようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○13番（渡辺利治議員）

それでは、私は職場内って申しました。庁舎内とは言っておりませんので。そっちは出してあるんだけど、あえて職場内と申しておきましたので。

この研修会とかいろいろ行われているようですので、これ、こんな方法しか防止策はないのかなと思いますけれど、しかし私も最近友達を亡くしました。これはどんなに注意していても、どんなに気配りしとつても、ちょっとした一瞬のすきですよ。

ですから、この件につきましてはやはり周りの方の気配り・目配り、それを望んでいるところがございます。

そこで、この21万円をかけての映画上映の委託料ですよ、1回だけですよ。そこで、この放映するのはどこで、どんな方法で上映されるんですか。1回きりですよ。これを例えば3地区に分けてとか、いろんなとこにわけてとかするんだったら、まだ啓蒙活動になると思うんですけど、今回の場合1回だけですけど、あとこの結果を踏まえてまた拡大していくのか、伺います。

それと、この研修が組み込まれて20名の人選のことを今、申されましたけれど、私といたしましては、せめてPTA会長、保護者ですね。保護者の方を当然入れて

もりたいんです。この点についての考えをいただきます。

あと、社会教育課の末吉総合センターのエアコンの件については当然市長が言われたようなものが妥当だと思っております。

以上の点をお願いします。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今回の映画上映につきましては1回限りでございます。場所はまだ確定はしておりませんが、時期的には12月上旬、土曜日の午後がいいかなというふうに思っております。この参加者結果を通じまして、さらに翌年度以降の対策につなげていければと思っております。映画の内容につきましては、試写会を見させていただきました。我々も見ました。その内容が非常にいいんじゃないか。俳優的にも若い俳優が出ておりますので参加が望めるのではないかということで、今回は予算の組みかえをさせていただきます。1回させていただきます。上映時間は110分前後、2時間弱だったと思います。

以上でございます。

○学校教育課長（森山 勇）

研修にPTA会長も入れられないだろうという御提案でございます。

この事業のねらいが学校・家庭・地域が連携・協力しながらということですので、ぜひPTA会長も入れられるような形で検討してまいりたいというふうに思っております。

○13番（渡辺利治議員）

くしくも、今、自殺予防週間ですか、ですよ、16日までやったですよ。ですから、あえて私はこれを質議したんです。そしてまた、執行部側の答えといたしまして12月上映でしょう。時間的には多分今110分ぐらいと言われたから、あらちょっと長いなと思ったんだけど、やはり文化センターなんかを使ってする行事のときなんかにも上映されたら、やはりそれはもっと普及されていくんじゃないかと思っておりますので、そこはこれから先どんどん、このいい事業を取り入れていってください。

答弁いいです。

○議長（谷口義則）

次に、吉村幸治議員の発言を許可します。

○11番（吉村幸治議員）

5番目ということで、私、委員会説明資料の25ページです。我が委員会です。

我が委員会を質疑するのは苦しい立場ですが、一般質問の中でもこの項について

は非常に出ましたので、これが我が総務委員会に付託されなければいいがなち、心の中では思うところであります。

五位塚市長はパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業を中止ということで当選されましたので、当然、今、取得している土地をどのように、もし中止した場合はどのように活用していくかということが命題だろうと思っています。前市長が命令のもとで買った、そういうことは絶対許されるものじゃありません。有効利用活用が第一だと思っています。そのつもりで市長に当選されたわけですので、そうなった場合に、私が言いたいのは、ここに要綱等も配られています。中身も今、跡地検討委員会出会謝礼37万円ということで、出会の内容に、検討委員会の内容についてもるるありましたので、十分わかりました。当然だろうと思っています。

私が言いたいのは、総務委員会にこれが付託されます。29日の要綱ですので、予算編成されて今の9月議会にかけて、手順は踏んでいるなと思っています。

残念ながら、なぜ広報に先に、我々が総務に付託されながら、そこまでは私は言いません。総務に付託される前に載せたのか。それ1点だけです。これがいいか、悪いか。要綱を見ていいか悪いかを6人の総務委員会で。もう五位塚市長はいませんので、いれば7人でやったんですけれどもいけませんので、やるわけです。委員会に付託される。議長あたりげですよ、企画課ですので。企画課長の答弁は要りませんので、中身は知っていますので。

そういうことで、広報誌に早く載せたのは市長ですか。その1点だけ聞きます。

○市長（五位塚剛）

何度も言うようでございますが、今回の市長選挙での私の公約の大きな目的は、前市長が掲げた13億円のパークゴルフ場・フラワーパーク事業を中止ができる最後の市長選挙でございました。そのことについては、多くの市民の皆さんたちが理解されていると思います。本来ならば、池田市長が当選されれば何の問題がなかったわけでございます。池田市長がこの市長選挙が終わったあとに土地買収の提案を具体的に実行していけば、何らこういう混乱は起きなかったとっております。また、残念ながら議会がそのようにできなかったということも非常に残念に思っております。

結果的にここまできると、私は早くこの結論を出さないと予算が通っておりますので、次の段階に入ってくるという心配をいたしました。ですから、測量委託・設計委託がもう契約されておりますので、具体的に設計が入っていくとまた混乱をするわけでございますので、早くこのことについての方向性を見出すために私の指示で9月号の公報に載せなさいということを示した。

以上です。

○11番（吉村幸治議員）

十分わかりました。土地があるわけですので、この土地を有効に使うことは私も賛成です。

でも、今までこういう手順があったですかね。私は総務を預かる委員長として非常に苦しい立場です。これを委員会を開いて表決をもらって、9月26日委員長報告を受けますが、これに賛成・反対の方から質疑を受けると思います。総務委員会の不手際でいろんなのを受けることになるのかな。どちらの不手際かなって、つくづく思うところです。私もずっと我が委員会は委員会ということで、市長は委員会のことも質疑されておりましたが、最低限にということですと私は言ってきました。先ほども言いましたとおり、質疑通告なしでは絶対副委員長としてということ、相棒として常に言ってきました。そこで、最近は通告も守ってくれたなと思っています。実行できる市長だなと思っていました。

この手順からいけば、我々総務委員会の十分な審議の結論を先にやっているんじゃないかち、つくづく思います。

皆にあえてここで言ったのは、総務委員会で結論が出ます。6人います、私を含めて6人です。採決は5人の方がされます。5人でそれはもう決まるわけですね、どちらか。それを私は委員長報告として報告します。そこまで思ったことがありますか、市長として。この先にやったのは。

これ予備費で何でも使えば関係ないんですよ。予算を後に出すということは今まであったですかね。このことでは委員会の中でいろいろありました。平成24年度予算についても副委員長といろんな詰めの中でやり方・手法も考えてきましたが、やっぱり委員会の結論を尊重すべきだろうということで、副委員長にも委員会で十分審議してということで賛成多数で可決して付帯決議、条件付でつけましたけれど、凍結をですね。あれは練った案だったと思います。

そういうことで、いろんな中で仲間としてやってきて、今度は市長に五位塚市長はなられました。昨日も言ったとおりですね。もう上の人っちゃ、上の人。でも議員と市長は対等ですので。

そういうことで、今までこういうことを私も曾於市になって8年ですが、これを追求してきたのが五位塚市長じゃなかったのかなち、つくづく思います。先ほども、手順は間違っていなかったですかち、謝罪はということで同僚議員がさっき質疑もされましたけれども、そういうこともないということでもありますので、中身の検討委員会については十分わかります。あそこは今いったとおり、あるわけですので。ある土地を前市長がしたっじゃって、そういうことは絶対許されませんので、私も企業に身をおいてきましたので、自分で引き受けた以上はそれをどげんかせんない

かんというのがそのトップです。首長です。

何ら我々議員にこのことについて申し述べることはないですかね。

以上です。

○市長（五位塚剛）

議員の皆さんたちの気持ちというのも十分わかります。また、総務委員長としてのつらい立場もよくわかります。

私は市民から選ばれた市長として、私がやるべき仕事は何なのかということがございます。基本はこの13億円事業の中身について胡摩地域を中止をすることがございます。それは、私を選んでいただいた市民への責任でございます。その責任を果たすためには今回のような方法でしなければならないという状況にありました。

しかし、広報で市民に私の考えを知らしめて、しかし選考についても、また会議についても、それはあくまでも予算を承認していただいた後に実行する決意でございます。それは当然ながらそうだと思います。しかし、今までの広報に載せるというのは市長としての権限の範囲内だというふうに思っておりますので、御理解をいただければありがたいなと思います。

○11番（吉村幸治議員）

3回目ですので、あえて3回目まで言わせてもらいますが、今言ったとおりですよ、これが委員会でもよしかなれば、それからでも間に合ったわけですよ。過半数以上の、このパークゴルフ場・フラワーパーク、私はいつもパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業ってずっと言ってきましたので、市長はフラワーパークで戦いましたけれども、もうこれが「ノー」と言ったのは、市民が過半数出したからこの1点の主張なのかなちいうところも、私つくづく思うところもあるんですが、さすが選挙戦略うまいなというところもあります。

そういう中で、先ほども言ったとおり、我々議会については、議員については私のやり方で間違いなかったということでもありますので、それを踏まえて委員会では委員の方が十分審議して結論を出してくれるんだろうと思うています。

もう答弁はいいです。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

○5番（山下 諭議員）

通告はいたしておりませんが、さっきの一般質問の中でいろいろと質問をし、またこれを予算に計上されていないことの執行についていろいろ議論をしてきました。

今、発言がありましたように、このことについて、予算のないことについて執行

することを一番強くおかしいと言われてきたのは五位塚市長、あなただったですよ。それは間違っていなかったわけです。そのとおりなんです。

しかし、今回のこのフラワーパーク中止。これはもう市民が決断したことだから中止されてもいいと思うんです。中止した跡の利用について、まだ予算も出していない、通っていない、まだ審議もしていないんですよ。これを30人会ちいうんですか、跡地利用委員会を立ち上げるということで広報を出された。立ち上げるというのは、市長は考えていらっしゃるんでしょうけれど、我々予算としてその方法が一番いいとか悪いとかちいうのは今審議しているところです。だめち言われたらどうなんですか。

同じく市民課の窓口ですね。この案内もこれも市長のアイデアですから良い悪いは今審議しますけれど、出されていいんですけれども、予算を出す前にもう出していらっしゃるんですよ。つくっていらっしゃるんですよ。

これはどういうことかと。

私も、もう55年以上このような予算の執行等、あるいは役所の職員とか議員というのを、こういうことを仕事してきましたけれど、もう初めての経験です。

市長はこれは正しいんだと。間違っていないんだと。釈明する必要もない。おわびする必要もないということを言われました。これでいくとするならば、私どもの今後の議会の予算審議は何かということです。また、次にされても何もできないということです。間違っているということなをなぜ認められないのか。

そういう言葉があれば、また我々の考え方も違って来るわけですが、絶対間違っていないんだと、謝罪する必要もないんだということでございます。

そういうことで、もし市長のほうでこの件について敬老長寿祝金ですね。これちょっと内容が違いますけれども、今のこの窓口案内、それから跡地利用委員会、もうこれは全く予算ちいうのがなかったわけですから。これ、1カ月遅らせてできないということじゃないわけですよ。

そういうことで、今後の私等なんかの予算の審議に考え方を十分、五位塚市長としてはこういう考え方の予算の考え方を持っているんだなことを認識して重大な決意をもって臨まなければ、もう我々議会で審議したって、これ何にもならんわけですから。

ぜひそういうことがないように、まだ間に合うわけですから。一言手順が違ったと。早まったということ言ってもらえれば、皆さんまた違うと思うんですけども、この気持ちに対して市長は何も考えていらっしゃるんですか。

○市長（五位塚剛）

吉村委員が3回目の答弁を求めませんでしたので、あえてお話ししたいと思います。

今、山下議員が言われましたように、基本的には私の考えはお話しましたけれど、ただ、今言われるような議員の方々に対する配慮が足らなかったなというのは反省をいたしております。

以上です。

○5番（山下 諭議員）

一般質問の最後にも申しましたように、権力の座につくことは、もう本当に権力を振るいたくなって議会なんか無視するんですよね。おそらく市民の方に対しても陳情に来る、お願いに来る人を優先すると。これが市民の声だというふうになってくるんじゃないかというふうに危惧します。そういう人じゃないと思っておりますから、あえて申し上げておきますけれども、ぜひそれこそ初心に帰る、まあ初心に帰るちいうてもまだ1カ月しか経っていないわけですから。そういう気持ちで接してもらいたいと。我々は本当に、選ばれたわけですから。否定しにきているわけじゃない。フラワーパーク中止も考え方は違いますけれども、これはもう市長が今後予算を執行されなければどうもできないわけですからね。ここまで否定するわけじゃないけれども、予算のつくり方・執行の仕方について全く、今ちょっとまずかったというのは言葉を言われましたけれども、全く心外だったと。権力者は権力の座につけばこのようにもなるのかということをつくづく考えましたので申し上げておきます。

終わります。

○15番（久長登良男議員）

通告外ですが、私はもう通告外はしないつもりでありましたが、先ほどから質疑を聞いていますと、一般質問でも私は言ったんですがね、もう間違いということじゃなくて釈明という言葉も使いませんでした。そういう考えはないのかということも、陳謝することもないのかということも言ったんですが、絶対そういうことは認めんがったですね。この中でも、こういう虫食い状態のを、30名に提案しても何をするにも、しざつがないですよ、これじゃあ。これをまずは、市長がまずこのところを当たって、それからすべきじゃないかというのを私も言ったんだけど、そういう気は絶対ないということでしたが、徳峰議員のほうからもありましたように、最大限の努力をしてみたらどうですかということで、私も言ったんだけど、そういう気もないということでしたが、今、山下議員の中で釈明されましたが、それを早目に言っておけばここまで紛糾はしなかったと思うんですよ。その一般質問の中でもずっと議員がただしたですがね。

そのことに対してどのように考えていらっしゃいますか。一般質問をざっと見ていたんではないですか、市長は。考えを聞かせてください。

(何ごとか言う者あり)

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時04分

再開 午後 6時05分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（久長登良男議員）

25ページの37万円の一般財源の中のフラワーパーク事業の中の30名の予算が組んでありますが、この中でいろいろ質疑が出ております。この質疑の中で関連して申し上げますが、この図面がわかりました。この中のピンク、これと青とまだ未契約あるいは相続等が不備というのがありますが、これに対してはもう市長の場合は交渉はしないということを、相手がおらないんだからとか、なおらないんだからということで一般質問でも言われておりました。それをあえて30人委員の中でしても無理があるんじゃないかということで、再三言ってきたわけですが、そういう中で30名委員を設置して、組んで、その中で審議を丸投げするというのも、私は言ったんですが、そういうことじゃなくてそこで審議をしていただいて、それを踏まえて進めていくということの答弁もされておったわけですが、それがこの内容とどう認識されたのかということをお伺いしているわけでございます。

○市長（五位塚剛）

この予算につきましては、フラワーパークを含めた13億円事業を基本的には中止をしますということによって言ってきました。当然そうなったときに市が売買契約を結んでいる土地については基本的には全て市がお金を支払わなきゃならない。そういうことで、支払を進めなさいということも指示してまいりました。ただ、相続がなおらないところ、またこの間相当な努力をされて売る意思のない人たち。それについてはなかなか難しいだろうと思っております。ただ、緑のところについてはまだ相続中でありまして、相続がなおりましたら当然市としては売買は契約をいたしまして支払いをしたいと思っております。

以上です。

○15番（久長登良男議員）

その中で市長がトップセールスをして1軒1軒当たってみたらどうですかということも言ったんですよね。そん中でこれを出せば、もう全然これはもう私が行って

も、説得をしてだめだったから30名委員会をつくるということになれば納得するんですが、まだ途中の段階ですというのもおかしいんじゃないかということを一一般質問でも再三言ったんですよ。それも全然釈明というか、そういう手順が間違っていたという、そういうことが全然聞こえてこなかったわけです。

ほいで、今初めて、山下議員の中でまあ釈明というか、そういうのを、非を認められたような感じですが、それを早目に言っておけばここまで紛糾しなかったんじゃないかということをおは申し上げているところですよ。

○市長（五位塚剛）

先ほどから吉村議員、山下議員を含めて言われました。議員の方々には私のこの30人委員会の出し方が配慮が足らなかったなということで反省をいたしております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（土屋健一議員）

通告外ですので簡単に質問をいたしますが、まず五位塚市長、第69号の補正予算を通過させたいですか、どうですか。

いや、3回しか質問ができませんので。

議会に投げ出してみれという姿勢なのでしょうか。お願いをしますという姿勢でしょうか。

私は謙虚さがこっちに実は伝わってこないんですよ。ですから、第69号ですからね、全体の。これを何とか認めてほしいという気持ちが伝われば、過去の議会も執行部提案はなるだけ認めてあげようと、市民福祉のために市長の今後の執行のために認めてあげようという姿勢で委員長・副委員長は一生懸命審議してきたわけですよ。そうさせていただきたいんですよ、我々議員にも。五位塚市長も。

しかし、今の今、その頼むと、謙虚さが伝わってこないんです。だから、議案審議にはなりませんけれども、この第69号をどうしても通してほしいという気持ちを伝えてほしい。1回の質問です、1回目の。

○市長（五位塚剛）

今回の補正は市民にとって大変重要な予算がいっぱい入っております。また、私の政策的な提案も入っております。一つひとつよく見る限り全て市民にとっては大変重要な予算でありますので、議員の皆さんたちの御協力によってぜひ通過していただきたいというのが私の本心でございます。

以上です。

○4番（土屋健一議員）

2回目。

ようやくこの議案を通してほしいと思っているということが伝わりました。これを総務委員長は聞いておそらくほっとしたと思うのです。我々も最初、市長になられて間もないわけですから、いろいろあるだろうという配慮も含めて今後審議をしていきたいと思うんです。

そこで確認をしたいと思いますが、25ページのこの企画事務費、37万円については補正予算を上げられましたけれども、その前に広報で募集をかけておられます。これについては若干のやっぱり見解違いがあったということを認めてくれませんか。そうでないと審議できないんですよ。

2回目終わります。

○市長（五位塚剛）

全体的なこの一般質問を通じまして、また、ただいまのこの予算につきましているいろいろと御質問がありました。やはり、私としても議員の皆さんたちに配慮が足らなかったなというのを、今、反省をいたしております。

以上です。

○4番（土屋健一議員）

3回目でございます。確認をして答弁をお願いいたします。

この補正予算をまず通してほしいという願いを持っているということ。

それから、投げ出したんじゃないと。選挙では市民の判断が出たけれども、今回の提案を議会にぽんと投げ出したんじゃないと。お願いをしますということ。

そして、今後も謙虚さをもって議会に提案をするということ。

このことを確認したいと思うんですが、答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

市長の役目は予算・条例を含めて提案権があります。それについて市民の代表としての議員の方々が本会議を通じて、また委員会において詳細な審議をしていただいて議決をする役目があります。私たち当局と議会との関係はそういう意味では信頼関係がないとできません。ですから、基本的には私がお願いする予算議案については市民のためであるし、また議員の皆さんたちにも理解していただけるものを基本的には十分配慮しながら出していきたいと思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、配付いたしております議案付託表

のとおり各常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 6時14分

再開 午後 6時23分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第70号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について
(第2号)

日程第13 議案第71号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について(第2号)

○議長（谷口義則）

次に、日程第12、議案第70号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正(第2号)について及び、日程第13、議案第71号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正(第2号)についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第14 陳情第8号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める
陳情書

○議長（谷口義則）

次に、日程第14、陳情第8号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書については、配付いたしております陳情文書表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

日程第15 報告第11号 継続費精算報告書について

日程第16 報告第12号 平成24年度曾於市健全化判断比率の報告について

日程第17 報告第13号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

日程第18 報告第14号 平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について

○議長（谷口義則）

次に、日程第15、報告第11号、継続費精算報告書についてから、日程第18、報告第14号、平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告についてまでの、以上4件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第15、報告第11号から日程第18、報告第14号までの4件について一括して報告いたします。

まず、日程第15、報告第11号、継続費精算報告書について説明いたします。

曾於市一般会計の健康増進施設整備事業及び財部中学校校舎改築事業の継続費にかかわる継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告いたします。

まずは健康増進施設整備事業につきましては、平成23年度年割額1億9,228万9,000円に対し支出済み額は1億5,458万4,386円となり、3,770万4,614円の減額となったところです。また、平成24年度は年割額2億7,680万4,000円に対し支出済み額は3億1,333万8,223円となり、3,653万4,223円の増額となったところです。

これにより2カ年度の合計額は全体計画4億6,909万3,000円に対し支出済み額は4億6,792万2,609円となり、117万391円の減額となりました。

次に、財部中学校校舎改築事業につきましては、平成23年度年割額3億7,487万7,000円に対し支出済み額が3億6,988万7,720円となり、498万9,280円の減額となったところです。また、平成24年度は年割額7億336万2,000円に対し支出済み額は5億7,547万260円となり、1億2,789万1,740円の減額となったところです。

これにより2カ年度の合計額は全体計画10億7,823万9,000円に対し支出済み額は9億4,535万7,980円となり、1億3,288万1,020円の減額となりました。

次に、日程第16、報告第12号、平成24年度曾於市健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告いたします。

初めに、普通会計の赤字割合を示す実質赤字比率であります。実質収支額が6億5,706万8,286円の黒字であることから数値はありません。

次に、普通会計に公営企業会計を加えた、連結実質赤字比率であります。全ての会計で黒字決算となっていることから数値はありません。

次に、収入に対する地方債の返済額を示す実質公債費比率であります。本市の

比率は9.7%となっており、早期健全化基準である25%を下回っております。

次に、特別会計や一部事務組合を含めた、地方債等の将来負担割合を示す将来負担比率であります。本市の比率は6.9%となっており、早期健全化基準である350%を下回っております。

本市では財政4指数指標のいずれも基準以下となりました。

次に、日程第17、報告第13号に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告いたします。

まず、日程17、報告第13号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計の資金不足比率についてであります。歳入額2億9,687万719円に対しまして、歳出額が2億8,437万8,257円となり、剰余額は1,249万2,462円となりました。よって資金不足比率は生じていないところであります。

次に、日程第18、報告第14号、平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告についてであります。歳入額9,842万4,455円に対しまして、歳出額が9,641万1,503円となり、剰余額が2,201万2,952円となりました。よって資金不足比率は生じていないところであります。

以上で、日程第10号、報告第11号から、日程第18、報告第14号まで一括して説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については以上で終わります。

-
- 日程第19 認定案第2号 平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定案第3号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定案第4号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定案第5号 平成24年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定案第6号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定案第7号 平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

日程第25 議案第72号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第3号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第19、認定案第2号、平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、議案第72号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正（第3号）についてまでの、以上7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第19、認定案第2号から日程第25、議案第72号までの決算認定案6件と議案1件について一括して説明をいたします。

認定案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものですが、関係書類として、平成24年度決算書、決算に関する説明資料として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要施策の成果及び予算執行報告書、決算及び基金運用状況審査意見書を付して提案をいたします。

それではまず、日程第19、認定案第2号、平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

本市の平成24年度当初予算編成は、活力に満ち、心豊かでいつも夢と希望の持てる元気な曾於市の創造を目標に、旧3町の均衡ある発展を図るための施策の実現に向けて取り組むことを基本とし、少子高齢化対策や予防医療の充実、市民の健康や生活安全を確保するための施設整備、農業や商工業等の産業振興、市道や公営住宅等の社会生活基盤の整備を一層促進するとともに、教育環境の整備にも引き続き重点的に取り組みました。また、合併特例債や普通交付税の合併算定替などの国による合併支援がほぼ終了する平成28年度以降に向けて徹底した事務的経費の削減を図りながら、限られた財源を効果的に活用し執行したところです。

平成24年度の予算規模は、当初予算は215億6,000万円でしたが、その後7回の補正を行い、最終予算額は228億9,338万9,000円となりました。なお、繰越予算を含んだ予算現額は230億8,004万9,000円となったところです。

決算の概要は歳入総額225億9,925万1,797円、歳出総額217億2,043万6,511円で、歳入歳出差し引き額は8億7,881万5,286円となりました。歳入歳出差し引き額から平成25年度へ繰り越すべき財源2億2,174万7,000円を差し引いた実質収支は6億5,706万8,286円となり、地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金へ5億円を積み立てましたので、平成25年度への繰越金は1億5,706万8,286円となりました。

歳入決算額の主なものは、地方交付税95億5,994万7,000円、市税29億2,478万9,300円、市債37億2,890万円、国庫支出金22億6,975万4,853円、県支出金16億5,915万7,443円です。

歳出決算額の主なものは、民生費62億9,689万8,037円、公債費32億5,552万234円、総務費26億6,166万4,899円、土木費24億1,764万9,769円、農林水産業費22億2,550万6,350円です。普通建設事業費の主な事業として、健康増進施設整備事業や財部中学校校舎不適格改築事業、地域振興住宅建設事業、市道整備事業等を実施しました。

財政分析及び財政指数については、平成22年度からの3カ年の決算額や決算統計の数値及び平成20年度からの5カ年間の財政健全化判断比率の状況、基金残高の推移及び市債残高の推移を含めて報告されていただいております。

次に、日程第20、認定案第3号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

国民健康保険制度は長期的な安定運営を確保していくため、逐次、法の改正が行われ、国保財政の健全化を図りつつ現在に至っています。平成24年度から都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の協同事業の拡大等を円滑に推進するため、療養給付費国庫負担金が2%引き下げられ、都道府県調整交付金が2%引き上げられました。また、外来診療についても高額医療費の自己負担限度額が適用されるようになりました。

医療費につきましては加入者の高齢化等を背景に依然として増加傾向にあるため、生活習慣病の早期発見・早期予防を図るため特定健康診査及び特定保健指導事業等を充実させるとともに、受診率向上の一貫で特定健診とがん検診を組み合わせたミニドックや35歳から39歳までの早期介入健康診断・保健指導を実施いたしました。また、医療費適正化及び重症化予防のため、県モデル事業の脳卒中对策プロジェクト事業に取り組みました。

予算執行状況につきましては歳入総額63億3,167万1,009円、歳出総額60億7,109万7,531円となり、歳入歳出差し引き額は2億6,057万3,478円になったところです。しかし、単年度における実質的な収支は、前年度繰越金6,246万3,516円及び法定外繰入金8,000万円、基金繰入金3億円を差し引くと1億8,189万38円の赤字となったところです。

今後、全国的不況下での所得低迷や基金残高の減少を考慮し、健全財政に向けてさらに医療費の適正化及び特定健診審査・特定保健指導の充実に努めてまいります。

次に、日程第21、認定案第4号、平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

平成20年4月1日よりこれまでの老人保健法の医療制度に変わって、高齢者の医療の確保に関する法律に係る75歳以上及び65歳から74歳で一定の障害のある方を対象とした、後期高齢者医療制度が施行されました。これまでの制度では被保険者は国保あるいは社保に加入しており、自治体や社会保険事務所等が保険者でありましたが、施行後は各都道府県ごとの後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の制定や医療費の支払い等を行っています。市町村は所得割と均等割をもとに、被保険者1人1人に賦課された保険料の収納と保険証交付等の窓口業務を行ってきたところです。

決算の概要については歳入総額5億367万9,680円となり、歳出総額5億215万6,094円となり、歳入歳出差し引き額は152万3,590円となりました。この繰越額については出納整理期間中の平成24年度分保険料であり、平成25年度会計で広域連合に納付するものです。

次に、日程第22、認定案第5号、平成24年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

我が国では、少子高齢化が急速に進みつつあり、21世紀の半ばには国民の3人に1人が65歳以上という超高齢化社会の到来が予想されています。このような中、社会全体で要介護者等を支援する仕組みとして介護保険制度が施行され、13年が経過しました。この間には見直しもなされ、介護サービスのみでなく、要介護者抑制のために介護予防にかかわる事業及びサービスが進行しているところです。平成24年度の当初予算の編成は第5期計画の初年度に当たることから、介護保険事業計画の介護度別サービス利用計画を参考にするとともに、従来からのサービスに加えて、介護保険法改正に伴い創設された介護予防及び訪問給食サービス等を目的とした地域支援事業に係る費用等を合わせた予算を措置し実行しました。

決算の概要については歳入総額48億6,018万5,138円、歳出総額46億1,058万4,205円で、歳入歳出差し引き額は2億4,960万933円になりました。なお、実質単年度収支は前年度繰越金2億3,530万3,194円を差し引き、基金積立金17万5,950円を加えると1,447万3,689円の黒字となったところです。

次に、日程第23、認定案第6号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

下水道は生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設です。本市では、平成9年度より事業を開始しており16年が経過しています。曾於市下水道浄化センターの1期工事が完成し平成15年度末に供用開始を行い、平成15年度より2期区域の工事を進めながら、下水道への接続を推進しているところです。平成24年度事業は、枝線管渠9工区を施行いたしました。これに

より幹線管渠は5,090.78m、枝線管渠4万1,679.39m、管渠総延長は4万6770.17mが整備されたこととなります。下水道浄化センターにおいては、計画処理水質を上回る良好な運転をし、接続戸数も計画に沿って伸びています。

当初予算額は3億1,810万7,000円でありましたが、その後の補正により最終予算額は2億8,711万9,000円になりました。決算額は歳入総額2億9,687万719円、歳出総額は2億8,437万8,257円で、歳入歳出差し引き額は1,249万2,462円となりました。

次に、日程第24、認定案第7号、平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

近年の生活様式の多様化に伴い、河川や湖沼などの汚濁は生活排水、とりわけ台所や風呂等からの未処理の生活雑排水が大きな原因となっていることから、その適切な処理が重要な課題となっています。このようなことから、生活排水対策をさらに効果的に推進するため、曾於市財部町の地域の特性に最も適した、効果的かつ財政的に負担の少ない浄化槽市町村整備推進事業に、平成14年度から着手しているところです。

事業導入から11年目の平成24年度は、設置した浄化槽の維持管理や法定検査の実施、使用料の徴収並びに浄化槽設置工事に係る入札執行、現場指導監督に取り組みました。平成24年度は設置基数50基の目標を立て推進したところ、5人槽50基、7人槽7基の計57基を設置しました。決算の概要は歳入総額9,842万4,455円となり、歳出総額9,641万1,503円となり、歳入歳出差し引き額は201万2,952円となりました。

次に、日程第25、議案第72号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正（第3号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に7,941万3,000円を追加し、総額を230億5,768万5,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、4ページの第2表のとおり、現年発生農業用施設災害復旧費を2,950万円に変更するものであります。

それでは、予算の概要を配付してあります補正予算提案理由書により説明しますので、1ページをお開きください。

今回の補正予算の歳入については、県支出金の現年発生農業用施設災害復旧費補助金567万5,000円、繰入金の財政調整基金繰入金1,580万4,000円、雑入の資源リサイクル畜産環境整備事業負担金4,622万8,000円、市債の現年発生農業用施設災害復旧費360万円の追加が主なものであります。

歳出については、光ケーブル整備推進事業2,500万円、資源リサイクル畜産環境整備事業4,622万8,000円、現年発生農地農業用施設災害復旧費1,680万円の追加や

企業誘致促進対策費1,021万5,000円の減額が主なものです。

以上で、日程第19、認定案第2号から日程第25、議案第72号まで一括して説明いたしましたが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

終わります。

○議長（谷口義則）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は9月26日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

————— . ——— . —————

散会 午後 6時51分

平成25年第3回曾於市議會定例会

平成25年9月26日

(第6日目)

平成25年第3回曾於市議会定例会会議録（第6号）

平成25年9月26日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

第1 同意案第2号 副市長の選任について

（以下3件一括議題）

第2 議案第58号 曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について

第3 議案第59号 曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第60号 曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
（総務常任委員長報告）

（以下5件一括議題）

第5 議案第61号 曾於市子ども・子育て会議条例の制定について

第6 議案第62号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について

第7 議案第63号 曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について

第8 議案第64号 財部町高等学校生徒就学援助費補助金条例を廃止する条例の制定について

第9 議案第66号 財産の無償譲渡について（旧南之郷中学校）
（文教厚生常任委員長報告）

第10 議案第69号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

第11 議案第70号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）

第12 議案第71号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）
（文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

第13 認定案第2号 平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

（以下7件一括議題）

第14 認定案第3号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第15 認定案第4号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定案第5号 平成24年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定案第6号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定案第7号 平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定案第1号 平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定について
- 第20 議案第68号 平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分について
- 第21 議案第72号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第3号）
- 第22 発議第5号 曾於市議会基本条例の制定について
- 第23 発議第6号 曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
- 第24 発議第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書案
- 第25 発議第8号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書案
- 第26 発議第9号 曾於高等学校に関する予算確保を求める意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 今 鶴 治 信 | 2番 九 日 克 典 | 3番 八 木 秋 博 |
| 4番 土 屋 健 一 | 5番 山 下 諭 | 6番 原 田 賢一郎 |
| 7番 山 田 義 盛 | 8番 大川内 富 男 | 9番 西 川 熊 則 |
| 10番 大川原 主 税 | 11番 吉 村 幸 治 | 12番 （ 欠 員 ） |
| 13番 渡 辺 利 治 | 14番 海 野 隆 平 | 15番 久 長 登良男 |
| 16番 （ 欠 員 ） | 17番 漆 間 純 明 | 18番 大 津 亮 二 |
| 19番 迫 杉 雄 | 20番 坂 口 幸 夫 | 21番 徳 峰 一 成 |
| 22番 谷 口 義 則 | | |

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二
参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市	長	五位塚	剛	教	育	長	植	村	和	信
總	務	課	長	大	窪	章	義	永	山	洋
大	隅	支	所	長	兼	地	域	振	興	課
財	部	支	所	長	兼	地	域	振	興	課
企	画	課	長	小	濱	義	洋	森	山	勇
財	政	課	長	小	松	昌	寿	中	峯	健
稅	務	課	長	岩	元	祐	昭	富	岡	浩
市	民	課	長	池	之	上	幸	夫	木	佐
保	健	課	長	吉	川	俊	一	夫	貫	育
福	祉	事	務	所	長	兼	福	祉	課	長
農	業	委	員	会	事	務	局	長	吉	田
									誠	得
									高	岡
									亮	藏
									福	岡
									隆	一
									中	山
									浩	二
									佐	々
									木	良
									昭	
									高	橋
									和	弘

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 同意案第2号 副市長の選任について

○議長（谷口義則）

日程第1、同意案第2号、副市長の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第1、同意案第2号、副市長の選任について、説明を申し上げます。

1、住所、曾於市末吉町南之郷7549番地、2、氏名、大休寺拓夫、3、生年月日、昭和31年4月8日、57歳でございます。

提案理由を申し上げます。

曾於市の二代目市長として、4年間市政を進めてまいります。曾於市全体の運営について、市民の暮らしを守る上で、職員の一丸となった協力が必要です。来年の3月末で退職する職員が23名予定されております。その中で、課長が4名です。26年度末に6名、27年度末に5名、28年度末に8名と、今後4年間で23名の課長が退職する予定でございます。

私は、今後の管理職の状況を考えた場合、市職員との連携を考えて、大休寺拓夫氏は最適の副市長であると確信しております。市政が停滞せず、確実に市政発展の推進力として、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案理由といたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

質問であります。この間のこの副市長の提案に至る経過と、今、若干触れられましたが、大休寺氏を提案された理由ですね。それと、副市長は本来2人でありませんが、今後の考え方についての基本的な考え方並びに方針を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

私が市長に就任をいたしました。同時に、前市長に任せられた2人の副市長が退任されました。そういう意味では、この1カ月間余り、副市長がいなかったわけですが、今後の考え方についての基本的な考え方並びに方針を聞かせてください。

意味で、早く提案するというところでございますが、今回は、現職の課長の中で、年齢的にも、また能力的にも、ほかの課長の方々もいらっしゃいますけど、まず、最適任者として1人提案をいたしました。

2人出すかという問題でございますが、現段階のところ、今後、4年間の課長の状況を見る場合、誰が市長になっても大変な人事の問題が出てきます。まず、優秀な課長を副市長として提案をして、2人目については、また議員の方々と御相談を申し上げたいと思います。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（海野隆平議員）

今回の副市長の選任については、大休寺氏を1名ということで選任されているわけですが、先ほどちょっと答弁もありましたけど、条例では2名というふうになってるわけですが、2名同時に提案すべきではなかったかなというふうに思うところですが、なぜ1名になったのか、そこをお答えいただきたいと思います。

それと、今回は1名の提案であるわけですが、副市長は2名制を今後も考えているのか、2名制であるなら今後いつ提案を考えているのか、お聞きしたいと存じます。

3点目、先ほど、まあ、質問とも重なるわけですが、今回、大休寺氏を指名されているわけですが、指名に至った決め手というか、大休寺氏、今回指名に至ったその理由ですね、について、再度お聞きしたいと思います。

以上、3点です。

○市長（五位塚剛）

条例では2名でございます。また、今までも2名の副市長を、池田市長を含めて進めてまいりました。先ほども言いましたように、現職の中から2名を出すか、また外部から持ってくるか、県のほうからもお願いするか、いろいろ自分でも悩みました。最終的には、現状の中で一番曾於市の発展のために誰が必要かということ、自分なりに考えまして、とりあえず1人ですね、議会の皆さんたちの同意を得て、まずスタートさせるというのが一番いい方法だろうと思って1人提案をいたしました。

2人目をいつ出すのかということでございますが、現状の段階では、今、いつ出すということはまだ決めておりません。皆さんたちが今回の同意をしていただければ、そのことも含めて、新しい副市長とも相談しながら、また検討はしたいと思います。

3番目の質問でございますが、この間の過程ということを言われました。私は、大休寺氏のほかには誰にも相談しておりません。自分が一番、曾於市の副市長としてふさわしいというふうに確信をいたしましたので、大休寺氏にお願いをいたしましたら、快く引き受けていただけました。そういう状況でございます。

○14番（海野隆平議員）

前市長のもとでは、財政部門の副市長、それでまた、産業部門の副市長というふうに分かれていたというふうに理解いたしておりますけど、五位塚新市長のもとでは、どのような考え方で副市長を指名されたのか、そういった2つ、財政部門、また産業部門というような形でなるのか、その点については、どのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

大休寺氏の経歴を見ますと、やはり保健福祉が中心でございます。能力のある方ですので、財政から全般的に対応できると思っておりますけど、基本的には、福祉を中心とした副市長として進めていきたいなと思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（山下 諭議員）

1人提案をされているわけでございますけども、この副市長の1人当たりの年間の経費というのはどれぐらいかかるのか、給与、手当、それから共済費等、いろいろあると思うんですけども、これは相当かかっているんじゃないかと思うんですけど、この年間の経費は幾らかかるのか。

それから、今回は1人提案でございますけれども、2人どうしても必要だというような考え方のございます。これは後から申しますけども、私はこれにはちょっと賛成しかねるんですけども、この、現在、鹿児島県内で2人の副市長を置いている市、ここの市の人口と市名をお教え願いたいと思います。

それで、さっきもあつたんですけども、2人必要だという理由ですね。ちょっとさっきもありましたけれども、再度、確認のためにお聞かせ願いたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今、曾於市が抱えている課題といいますと、約18年経過をしております曾於市の末吉のクリーンセンターの改修の問題でございます。きょうも、灰を運ぶモーターが停止をいたしました。全日も集じん機のところの故障をいたしております。このクリーンセンターを単独でこのまま修繕を進めていくのか、また広域的な参加を進めるのか、いろいろと、これは大変な課題でございます。また、財部におけるオフトークの問題ですね、これが今後どうしていくのかという、これも相当な課題でござ

ございます。末吉、大隅を含めた有線等との関係、そして、財部の健康温泉センターの指定管理の問題、今後の人口増対策の問題含めて、相当な難問を抱えております。それを、解決して市民の暮らしを守っていくためには、どうしても、曾於市としては2人の副市長が必要ではないかというのが、私の基本的な考えでございます。今後どうするかというのは、また、議員の皆さんたちと十分相談をしたいなと思っております。

○総務課長（大窪章義）

給与の額でございますが、今は減額支給等をやっておりますが、おおよそで申し上げます。

正常な状態に戻りますと、1,016万程度になります。減額等をやっておりますので、これを継続していくのであれば960万程度になる予定です。

それから、2人市のことでございますが、申しわけありません。ちょっと手元どこがということは正確に持っておりませんので、後ほどまた、調べてお知らせいたしたいと思っております。お願いします。

○5番（山下 諭議員）

3月の当初予算を審議する議会の中で、当時は市長は一議員としていらっしゃったわけでございますから、御記憶にあるかもわかりませんが、池田市長に、こういうことを私はお尋ね、質問いたしました。市長の任期は7月までであるのに、なぜ年間予算を組むのかと、骨格予算、まあ、通常、今まではずっと骨格予算を組んでこられたので、なぜ年間予算を組まれるのかということをお聞きしました。

そして、もう一つは、年間の2人の副市長の給与は計上されておりましたので、やはり2人の副市長が必要なのかということをお聞きしました。回答として、その骨格予算じゃなくて年間予算を組んだのは、新規の事業というのは大きなものはないということで、実際、そういうことでございました。

それから、副市長2人というのは、まだまだ、私を助けてもらいたいというようなことでございましたが、もうそれ以上に、実際の副市長の人事が出ていなかったもので、私はもう追及もしなかったわけでございますけど。

それと、その時に、南日本新聞に出ておりました、2人の副市長の問題のあれが、前に南日本新聞に出ておりましたので、その中で使ったんですけども、私が調べたあれでは、鹿児島市、霧島市、薩摩川内市、指宿は2人の副市長を置いてある、それと、もう曾於市ですね、あるということでございます。曾於市を除いて、ほかの市は大きな市でございます。そういうことで、次から申し上げることについて、五位塚市長は、どのような考えを持っていらっしゃるか、お聞きいたします。

まず、3町合併であったために、今まで2人の副市長がおったという理由は、

3町合併であったために、旧町のいわゆる、末吉、大隅、財部、3町の今までやってきた、長年やってきた慣行等もありまして、これも調整を合併協議会ではいたしたんですけども、調整しなきゃならない、まだ漏れの部分もあったというように、合併時の制度であった、当時に合併したときは収入役って制度であったんですけども、これを収入役と助役でございましたが、収入役を廃止して、2人の助役制にして、条例の改正があったわけでございます。当時、私も議員でなかったからわかりませんが、条例改正されて、2人の助役制にして、途中に、国の制度改正により副市長制になってきております。

なお、合併して8年が経過しております。職員も交流が進みまして、もう各旧町間の事務あるいはそういう意識差も大分こう均衡を保ってきてると。これは、合併時は総合支所ということで、それぞれ、末吉、財部、大隅、まあ、言えば、独立したような機関でございましたけど、現在は、財部と大隅はもう出張所みたいな格好になりまして、ここを、末吉を、本庁という意味で呼んだんですね。だから、2つの支所でいわゆる仕事というのは、本当、窓口事務的なものになっております。そういうことで、こういう事務的なことを考えましても、1人の副市長で十分足りると、できるというふうに、私は思っております。また、1人の副市長の事務の範囲内であると考えております。

それから、人口も合併時は4万を超えておりましたけれども、4万を切っております。そして、職員の数も合併時は450名以上あったのが、今、350名前後だと思っております。課も統廃合されているようにこう、簡素化されてきているということでございます。こういうことを考えるとやはり2人置く必要はないというように考えております。

それから、今、総務課長のほうからお答えされましたとおり、副市長の年間の経費は1人1,016万ということでございます。2人置きますと2,000万ということでございます。

市長の公約でございます保育料、幼稚園の経費を1万円以下に抑えるという公約がございます。また、高校3年生まで、いわゆる高校3年間も医療費を無料にするという公約がございます。この合計しますと、この前の一般質問で回答もらったんですけども、1億2,000万、1年間かかるという試算になっております。相当の持ち出しでございます。この1億2,000万というのは、全て一般財源でやるんだという回答を得ております。また、年金で入居できる老人ホーム、そういう福祉の施設をつくりたいということでございますけれども、これも市単独ということでございます。

こういうことから考えまして、やはりあらゆるところで経費を削っていかなけれ

ば、市長の公約ちゅうのは不可能じゃないかと思うんですけども、そういう意味で、2人を1人にしても十分やっていけると思うんですけども、これについての、今まで私が述べたことについての市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市の財政状況を見た場合に、大変厳しくなっていくというのは、もう確かでございます。合併特例債についても、一定の期間だけの問題でありまして、その後は、交付税も減らされてまいります。しかし、市のお金を、市民の税金を、市民のために活用していくためには、詳細に中身の点検をしながら、さらに節約できるところは節約をしながら、市民にとって必要なものについては、かなりそれは推進しなきゃなりません。1人副市長を置くということで、年間1,100万の予算が必要になりますけど、それについては、市民の暮らしを守る、また市民の声を聞くという意味では必要な経費ではないかなと思っております。

特に、まだまだ、大隅、財部の皆さんたちから、「合併をして、いろいろと不自由を来してる」という声が聞かれます。やはり、そういう市民の声をよく聞いて、市民の暮らしを守るためにはどうしても2人の副市長というのは必要ではないかなというのが基本的な考えでございます。ただ、それについて、また今後、議会の皆さんたちとゆっくりと相談をしたいというふうに思います。

○5番（山下 諭議員）

3回目でございますけど、ちょっと今の市長の答弁には納得しかねるわけでございますけれども、私が申し上げたことには財政的な面だけしか答えていらっしゃるようでございますが、そういう財政的なことを考えれば考えるほど1人でいいじゃないかと。これ職員というのは、人間というのは、上がおれば、上に頼っていくんですよ。今、市長が1人で仕事も8月からやってきていらっしゃるから、直接、いろんな提案を職員が判断して、判断できないものを市長に持ってくると思うんですけども、副市長を置けば、2人置けば、それで担当が決まりますから、職員はもうちょっと難しいのは副市長に相談してというふうになりますよ。もうそれよりか1人置いて、課長に権限持たせてやれば、もう十分可能なわけです。予算も200億、一般会計で200億でございますんで、ちょっと私の意見とはかみ合わないですけど、私はそう考えております。

それでは、最後に、副市長が2人あるということで、さっきも質問があったんですけども、なぜ今回1人しか提案しなかったかと。もう1人の人、2人を一緒に提案してもらえば、2人をこう、同意するか同意しないかちゅうことで検討するわけですよ。今回は、1人出てですから、その1人の方について検討する、あとはどういう方出てくるかわからんわけですから。市長は、2人市長であるということ

で強調されます。ならばなるほど2人を同時に議会に諮るべきではなかったかと。もう既に、ちまたでは、12月の新しい議会で2人目の副市長を、大隅町のOBの方持ってくるんだというような話が、私のこの耳に入ってきてるんですね。人がそういうふうな噂をするからこそ早く出したほうが、私はいいと思うんです。2人市長ということと言われるから、そういうこと申すんですけど、これ、時期は明言はされなかったわけでございますけれども、2人目の副市長をそれは、次の、今期の、私どもの任期中じゃなくて、次の改選後の議会に出すというようなことでございます。どうしても、どうしても2人必要というふうに、市長は考えていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

先ほどもお答えいたしました、まだまだ、大隅、財部の皆さんたちから、「どうしてもこの末吉中心の市政の運営のあり方になっている」という声も相当聞いております。やはり、広く市民の声を聞く意味でも、また今後、いろんな課題が山積しております。この課題を市民に迷惑をかけないという立場から、どうしてもこれは必要になってくるだろうというふうに思っております。ただ、いつ出すかとかそういう問題でなくて、やはり現職の中からも場合によってはあり得ると思います。そしてまた、ほかからもということも、皆さんの今回の同意を得た上で、さらに検討はしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

私は、大休寺拓夫課長の能力、識見などをかねがね高く評価しており、副市長の提案も強く指示し、賛成をするものであります。

私は、これまで、本会議での一般質問を初めとする質問、さらに、文教厚生委員会での質問を数多く大休寺課長に行ってまいりましたが、その答弁は実に質問の的を得た的確なもので、また、気持ちのよい連続でございました。それは、保健福祉全体の事業の内容を深く理解してつかんでいたからこそできた的を得た答弁だったと、かねがね感心をいたしております。

さらに、今年、4月1日からグループホームの入所料金に公的な補助が行われましたが、これも課長、大休寺課長の役割が大変大きかった。さらに、この9月議会に提案された南之郷中学校の跡地の福祉施設建設についても、同じく大休寺課長の役割が大変大きかったのではないのでしょうか。率直に言って、私だけでなく、議員の方々も大休寺拓夫課長の能力と識見、指導力は等しく感じておられるのではないのでしょうか。

ひるがえって、私たち共産党議員団は、8年前の合併後の池田市長による中山喜夫副市長の提案に賛成し、私はあえて、本会議で賛成討論を行いました。当時、共産党議員団は、池田市政のかじ取りには、敬老祝金問題を初めとして、厳しく批判いたしておりましたが、中山氏の能力や識見は、かねがね、私は高く評価しており、合併後の曾於市の発展のためには、中山副市長の登用は極めて必要だと大きな立場からあえて賛成して、本会議で賛成討論をいたしました。当時の共産党議員団の決断は間違っはなかつたと、今でも確信をいたしております。

本日、五位塚市長から提案された大休寺拓夫氏の副市長提案につきましても、単に、五位塚市政を支えるという狭い観点ではなく、今後の曾於市政の発展を図る上で、大休寺氏の副市長登用は、最良の提案ではないかといった大局の立場から、ぜひ議会が全員一致で賛成いただくことをお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、同意案第2号を採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（谷口義則）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今鶴治信議員及び九日克典議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（谷口義則）

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（谷口義則）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議会事務局長（栄徳栄一郎）

それでは、議席順に申し上げます。1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、13番、14番、15番、17番、18番、19番、20番、21番。

○議長（谷口義則）

投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。今鶴議員及び九日議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（谷口義則）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成5票、反対14票、以上のおり、反対が多数であります。よって、同意案第2号、副市長の選任については、同意しないことに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

-
- 日程第2 議案第58号 曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第59号 曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第60号 曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、議案第58号、曾於市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第4、議案第60号、曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

総務常任委員会付託事件審査報告、総務常任委員会に付託された議案4件、陳情1件を9月17日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、議案4件について、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第58号、曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について、改正の内容は主に3点あり、まず第47条の2では市外に転出した場合、今まで普通徴収に切りかえるという方法であったものを、今後は特別徴収が継続される。2点目は、第47条の5では、年金特別徴収者の仮徴収額が前年度の本徴収額から年税額の2分の1になる。3点目は、附則第16条の3から、附則第20条の4まででは、金融所得課税の一体化の拡大であり、特定公社債までの損益通算範囲が拡大するものであるとの説明でありました。

委員より、この条例の改正による曾於市への影響はという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、第47条の2においては、対象者は7名、第47条の5においては、25年度の所得で特別徴収者が1,528名いる。この方々のほとんどが、今後

対象になる。附則第16条の3から、附則第20条の4までにおいては、24年度申告で特定公社債利子所得者が2名いるが、確定申告をしてみなければ、損益通算されるかどうかわからないとの答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号、曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案については、災害減免の基準となる合計所得金額に含まれる所得に、損益通算範囲の拡大により得られた所得を加えるものであるとの説明でありました。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号、曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案については、国保税の所得割及び減額の特例を設けてあるが、この特例の中に、今回の市税条例改正の部分が全て入っており、損益通算をした金額でその所得を算定するものである。所得割の割合は、市民税の所得から反映してくるので、当然市民税の改正が行われると、こちらも改正する必要があるとの説明でありました。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論・採決に入ります。討論・採決は1件ずつ行います。

まず、議案第58号、曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第58号、曾於市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第59号、曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第60号、曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第5 議案第61号 曾於市子ども・子育て会議条例の制定について
日程第6 議案第62号 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について
日程第7 議案第63号 曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について
日程第8 議案第64号 財部町高等学校生徒就学援助費補助金条例を廃止する条例の制定について
日程第9 議案第66号 財産の無償譲渡について（旧南之郷中学校）

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、議案第61号、曾於市子ども・子育て会議条例の制定についてから、日程第9、議案第66号、財産の無償譲渡について（旧南之郷中学校）までの、以上5件を一括議題といたします。

議案5件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告、文教厚生常任委員会に付託された議案7件を9月17日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、議案7件について、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

1、議案第61号、曾於市子ども・子育て会議条例の制定について。本案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て会議を設置するための規定を定めるものであります。急速な少子化、出産、子育ての希望がかなわない等の現状を打破するため、①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を図ること等の課題について、地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施することとしております。

子ども・子育て会議は、委員10人以内をもって組織し、①特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事、②特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事、③市が策定する子ども・子育て支援計画に関する事、④子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施設の実施状

況の調査審議に関することを処理することとしております。

委員より、子育てに関する現状を問う質疑がありました。これに対しましては、市外保育所に市内の子供約100人の入所があるのに対して、市外からの受け入れは約50人であること、待機児童はゼロであるが、必ずしも希望する保育所に入所できているとはいえない状況があるとの報告がなされました。

また、子ども・子育て支援計画の策定、給付・事業については、間口が非常に広いものと思われるので、拙速に計画、実施しようとはせず、できることから一つひとつ解決していくことを心がけるべきであるとの意見が出されました。これに対しましては、未就学児、小学生の保護者の各600人を対象にアンケート調査を実施し、まずは、地域の子供及び子育て家庭への実情を十分に分析して、新たな施策に向かって展開していきたいという趣旨の説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

2、議案第62号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について、
3、議案第63号、曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について、
4、議案第64号、財部高等学校生徒就学援助費補助金条例を廃止する条例の制定について、以上3議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

議案第62号につきましては、平成26年4月1日開校予定の曾於高等学校の在学学生等及び学校に対して、市独自の総合的な支援策を実施し、生徒の確保及び同校の充実、活性化を図るために制定しようとするものであります。

事業の内容は、利用料を無料として、中学校スクールバスの利用を認める中学校スクールバス活用事業、制服等一式の購入に対して、3万円を限度額として、費用の2分の1を補助する制服等購入費補助事業、遠距離通学費補助事業、資格取得費補助事業、大学等進学祝金贈呈事業であります。

委員より、中学校スクールバスの利用に関して、利用対象者の基準は、通学距離のみでなく、地勢等も考慮して柔軟に対応すべきではないかという意見があり、今後十分に検討を加えていきたいという答弁がありました。大学等進学祝金贈呈事業については、事業効果を期待するには時期的にも金額的にも再考の余地があるのではないか、現行の奨学金制度の拡充を図るほうが効果的ではないかという趣旨の意見がありました。これに対しましては、奨学金制度について、貸付金額の増額及び償還期間の延長を検討中であるという答弁がありました。

また、県教育委員会が楠隼高校に対しては手厚い予算措置がなされているのに対して、曾於高校に対しては校歌を作成する予算すらも措置されていないことについて

て、市教育委員会として明確な方針を持った上で、県教育委員会に要望すべきであるという強い意見がありました。

議案第63号については、平成28年3月31日をもって閉校する末吉高校、岩川高校、財部高校が有終の美を飾るために、曾於市として支援をするために制定しようとするものであります。

審査過程において執行部より、支援事業に大学等進学祝金贈呈事業と中学校スクールバス活用事業を追加し、さらに、現在の3年生についても適用できるよう、12月議会において、条例の一部改正案の提案を検討しているという趣旨の説明がありました。これに対しましては、委員会として支援対象者の整合性、市としてどこまで支援すべきかの線引きを十分考慮し、慎重に検討すべきであるという意見で一致したところであります。

議案第64号については、財部高校新入生に対して実施してきた就学援助を、同校の募集停止に伴い、廃止するものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第62号について、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号について、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号について、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

5、議案第66号、財産の無償譲渡について（旧南之郷中学校）であります。本案は、社会福祉法人南之郷（みなみのさと）に対して、旧南之郷中学校の建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、提案されたものであります。

審査の過程において委員より、市有財産の処分については、整合性を図る努力を求める意見がありました。なお、建物等については、指定用途に供すべき期間を、当初は30年を予定したが、建物耐用年数を考慮して、20年に変更する旨の説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（迫 杉雄議員）

委員長報告に対して確認の質疑をいたします。

ただいま報告にありました議案第66号、財産の無償譲渡の件でございますが、報告の中で、提案のときと変わったのが建物の耐用年数をこれで30年を20年に変更するというので、提案の中に5点の内容が書かれておりますが、4点目に、無償譲渡の条件というところで、書かれてる文言等にちょっとこう疑義を持っている角度から委員会審査で審査されなかったのかということですが、譲渡の条件としましては、無償で譲渡する財産は地域密着型サービスと、その他の目的に供してはならないと、ここまでは理解できますが、今回、富永氏に無償譲渡する中で、先々、本人から名義変更なる時期が来た場合には条件に沿ってないという観点です。そのような意味から、一代だけの、富永勇次氏一代だけの譲渡でないのか、まず1点聞きたいと思います。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

迫議員の質問にお答えいたします。

まず、一つ、質問ではなかったですが、総括質疑でもお聞きになりましたが、30年から20年に変わったということは、耐用年数のことがございまして、耐用年数が、建物耐用年数が47年でありましたが、経過年数が34年、残りが13年じゃないかということで、そういうこともございましたが、これはもう借入金のそういう部分になります。借入金の返済も15年間で終わるということで、20年にしたところであります。

それから、本題の質問でございますけれども、これが、これ4番目の富永氏に無償譲渡した、その後はどうなるかということに対しては、質問も出ておりませんし、議論もいたしておりません。

以上であります。

○19番（迫 杉雄議員）

議論・質問、委員会の中での議論はなかったということですが、私は、提案のときも申しましたように、深川中学校の二の舞を踏むなど、例を参考にせよということをして市長にただしましたが、そのときの答え、答弁が、深川中学校においては山久に、企業誘致したものであって、この段じゃないというふうに、まあ、一蹴されま

したけど、平成16年に山久にどのように譲渡したのか、記録的なものが、ちょっと私の段階では調べることができません。その後、九州モウルドに名義が変わって、平成20年に世界一温泉の名義の記述がなされておりますが、今日まであの深川中学校の体育館と跡地の問題については、ほとんどこう議論されずにほったらかされてるということに疑義を持たば、やはり今後、1回目の質問で聞きましたように、譲渡者が変更するときにはもう市のほうはタッチしないということが1点ですね。

それと、土地のほうは譲渡しておりません。それでもやっぱり世の中は法のすれすれ、もしくは法に抵触しない角度からの手続とか移動は考えられますし、端的に言いますと、あの広大な深川中学校跡地がここ統合以来、本当こう数字的にも動いてないことが明白のようですので、委員会でそういうような議論はされなかったということですが、この無償譲渡について、建物と土地との兼ね合いについても議論はされなかったか、もう一回、委員長に尋ねたいと思います。土地と建物、建物だけが譲渡、そして土地はそのままです。再三同じことを言うようですが、やはりこの建物が動くときは、何かの理由をつけて土地が動くんじゃないかという疑念ですので、そういう議論はされなかったか、確認を求めたいと思います。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

土地と建物の件なんですけど、建物はもう無償譲渡ということは決まっております、それから土地は貸借契約書の第1条で5,000m²以下はとにかく議会にかける必要はないということなんですけど、そのことにつきましても、建物と土地に関連した質疑等は何もなかったところであります。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。討論・採決は1件ずつ行います。

まず、議案第61号、曾於市子ども・子育て会議条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第61号、曾於市子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第62号、曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第63号、曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、財部町高等学校生徒就学援助費補助金条例を廃止する条例の制定についてを討論いたします。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第64号、財部町高等学校生徒就学援助費補助金条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、財産の無償譲渡について（旧南之郷中学校）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第66号、財産の無償譲渡について（旧南之郷中学校）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第69号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第10、議案第69号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）を議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議案第69号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）所管分、ただいまより報告しますが、字句等の訂正を前もってお願いしときます。「フラワーパーク等整備事業」という字句が3カ所出てきますが、カタカナの「フラワーパーク」というのが配列が若干おかしいのですので、訂正方、お願いしときます。

各課ごとの審査における主な質疑内容と結果を報告します。

企画費の企画事務費の報償費37万円については、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業の中止に伴う跡地利活用検討委員会の出会謝礼金である。委員を公募して、跡地利活用に関する意見等を聞くもので、3回の開催を計画している。これまでいろいろ指摘を受けており、議会の承認を得てからの開催を予定しているとの説明でありました。

委員より、跡地利活用検討委員会出会謝礼金については、これまでの一般質問でいろいろ質問があったとおり、既に曾於市報に公募を出しているが、現在、何名の応募があるのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、現在15名の応募があるとの答弁でありました。

また、検討委員会をつくることには反対しないが、市長によると3月で減額補正をするということである。議会としては、当然25年度の予算はまだ執行中である、確認できるかとの趣旨の質疑がありました。これに対しましては、年度途中であり、執行中であるとの答弁でありました。また、議会との関係では、25年度の予算の中には、24年度の繰越明許費で土地を買って、25年度にその土地を整備するということが議会は議決している。まず、この検討委員会を議論する前に、議会との関係では25年度のパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業関連予算を減額補正してから、新しく予算を提出すべきであり、この補正予算の提出の手順がおかしいのであって、内容がおかしいということではない、どう思うかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、減額する方向で検討していくとの答弁がありました。

次に、弥五郎伝説の里管理費の工事請負費補正額800万円について、弥五郎銅像、

ジョギングロード及び駐車場等の照明施設を県地域振興推進事業により整備するものであり、事業費は1,300万円であるとの説明でありました。

委員より、照明灯はどのような形で設置するのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、ジョギングロード等を利用される市民や観光客の方が「夜暗い」ということで、防犯や安全性に配慮して、ジョギングロードの周辺等に照明灯を設置するものであり、照明灯の内容については、現在検討中であるとの答弁でありました。

また、照明灯は何基設置するのか、どのようなものを設置するのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、多目的広場周辺の約500mのジョギングロードに15基から20基、曾於消防署からの連絡通路に2基、道の駅の駐車場に2基、弥五郎銅像のライトアップとして4基を計画しており、照明灯についてはLED等を含め、検討していきたいとの答弁でありました。

なお、委員より、夜でもグラウンドゴルフや商工会のイベント等ができるように、照明灯をジョギングロードの内側に設置するなど検討してほしいとの意見がありました。

以上のような質疑・答弁がなされ、平成25年度曾於市一般会計補正予算（第2号）に対する質疑を終結しました。

そして、渡辺委員より、議案第69号、平成25年度曾於市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案が提出されました。修正案の理由として、企画事務費の補正額37万円については、財源内容において、一般財源が充てられているが、議会の承認を得ていないのに、跡地利活用検討委員会の委員の募集を曾於市報に掲載したことは、事前執行であると言わざるを得ない。これを認めることは適当でないと考えるので、歳出の2款、総務費1項、総務管理費5目、企画費37万円を減額するものであるとの説明でありました。

修正案に対する質疑に入りましたが、質疑はなく、引き続き討論を行い、次のような要旨の討論がありました。今、提案があった予算を認めないという意味ではなく、25年度のパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業関連予算を減額補正しないうちに、次の計画のための補正をされるということは、議会軽視だと思う。提案者に同感である。よって、修正案に賛成することでありました。

以上の審査を終え、本委員会としては、議案第69号に対する修正案について、採決の結果、お手元に配付してある修正案のとおり、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

次に、修正可決すべきものと決定した分を除く原案について、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

議案第69号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）所管分、本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

まず、福祉事務所関係では、地域自殺対策緊急強化事業について、事業を実施する上で留意することを問う質疑がありました。これに対しましては、非常にデリケートな問題であり、対策を行うことで、逆に誘発につながらないよう努めつつ、将来的には24時間体制での相談窓口の設置も必要であるという趣旨の答弁がありました。また、相談に来る人よりも相談に来ない人のほうがより深刻な悩みを抱えていると思われるが、このような方々への対策を問う質疑があり、地域での見守り体制を充実させ、ひとりきりにさせないことが重要であるという趣旨の答弁がありました。

子ども・子育て支援事業198万1,000円については、子ども・子育て会議の設置に伴う報酬、アンケート調査の実施に要する委託料等が主なものであります。保健課関係では、歳出の財部温泉健康センター管理費において、送迎用マイクロバスの老朽化に伴う更新に係る費用643万3,000円が計上されております。平成5年8月に購入し、走行距離36万kmに達したものを更新するものであります。

教育委員会総務課関係では、歳出の小学校管理費527万2,000円の増額は、安全点検の際に、光神小学校の屋根部分の外壁モルタルの落下が確認されたため、この修繕に要する費用が主なものであります。

学校教育課関係では、歳入歳出ともに道徳教育総合支援事業に伴うものであり、歳入においては、県委託金59万9,000円、歳出においては63万円の増額であります。文部科学省の公募に対して曾於市が応募し、指定を受け実施する事業であります。旧町単位で1校ずつの拠点校を設け、全学校で取り組むものであります。

社会教育課関係では、末吉総合センター管理費の29万円の増額は、音響室壁掛型空調の故障に伴う修繕費であります。埋蔵文化財発掘調査事業は、九州電力の鉄塔建てかえに伴う発掘調査について報告書作成までの期間を2年間で予定しておりましたが、予定より調査の進行が速く、1年間で報告書作成まで完了させるために、燃料費11万5,000円と委託料25万2,000円を印刷製本費に組み替えるものであります。財部地区運動施設管理費48万3,000円の増額は、城山運動公園観覧席裏山の倒木に伴う観覧席の修繕費であります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について、採決の結果、全会一致で

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。建設経済常任委員会に付託された議案2件について、9月17日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第69号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）でございます。所管分、本補正に係る所管分は、歳入で分担金及び負担金230万円の減、国庫支出金（災害復旧費国庫負担金）413万5,000円、県支出金3億9,460万5,000円、（農業1億908万円、畜産2億4,000万円、倉庫82万5,000円、災害復旧4,470万円）、財産収入で9,700万円、諸収入230万円及び市債4,290万円の増で、計5億3,864万円の増、歳出で農林水産業費3億8,747万6,000円、商工費1億309万3,000円、土木費199万9,000円、災害復旧費9,377万5,000円、計5億8,634万3,000円の増であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、経済課関係について、新規にかごしま園芸産地整備事業1億2,369万6,000円の支出内容は何かという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、JAそお鹿児島が大隅町月野に鉄骨造平屋建て727m²、予冷施設370.5m²、150トン収納の予冷施設建設とフォークリフト2台を、県、これは国のトンネルでございます、県2分の1補助でつくるものであります。

対象作物は、ハクサイ、キャベツ、カンショであり、これに市単独補助として、ネスティングラック300個、パレット300枚購入のため、1,461万6,000円を100%補助で計上したという趣旨の答弁がありました。

地域商品券発行事業について、昨年度に行った同事業との違いは何かという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、平成24年度までは、商工会への補助事業として行っていたものを、平成25年度から、市から商工会への委託事業として行うことにしたため、総計予算主義の原則により、歳入歳出とも整理したもので、事業そのものの内容が変わるものではないと。また、平成24年度から引き続き、牛肉・豚肉ギフト券付地域商品券発行事業を行うが、プレミアム率20%以外は、地域商品券発行事業と変わらないという趣旨の答弁がありました。

次に、畜産課関係について、今回の鶏肉鶏卵生産効率化事業は、どのような規模と内容になるのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、曾於市内に10農場を所有しているフュージョン株式会社の現地法人である南九州エッグシス

テム株式会社が、末吉町深川にある畷ヶ山農場に県・国の2分の1の補助で25年度にウィンドウレス鶏舎を、26年度に内部施設の改造を行うもので、2カ年事業費を12億1,533万3,000円見込んでいる。今回のこの鶏舎の飼養面積は、3棟で6,000m²、年間生産量約8,160トン、48万羽を見込んでいるという趣旨の答弁がありました。

建設課関係及び耕地課関係について、災害の状況に関する質疑がなされ、6月23日から6月26日の梅雨前線の影響により、農地と農業用施設については49件、8月4日から8月5日にかけての豪雨により道路については3件、いずれも大隅町と末吉町に被害が出ており、県補助金または市単独補助を計上して対応していくという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○7番（山田義盛議員）

総務委員長にお伺いをしたいと思います。

まず、報告、一般補正について詳細に報告していただきました。お伺いしますのは、4ページ、この修正案の中身ですが、まあ、理由ということですが、ここに書いていただきました。ちょっと読み上げます。「修正案の理由として、企画事務費の補正額37万円については、財源内訳において一般財源充てられてるが、議会の承認を得てないのに、跡地利用検討委員会の委員の募集を曾於市報に記載したことは、事前執行であると言わざるを得ない云々」と、そういうのがあります。

私が聞きたいのは、修正案に反対されたというのかな、その他のそういう意見がなかったか、まずお伺いしときたいと思います。

○総務常任委員長（吉村幸治）

今回は修正案がありましたので、報告の中に主な質疑内容という結果報告をしましたが、ほとんど総務費の消防の被服費があったわけですが、それはもう載せませんでした。それ以外は細かく載せたつもりでありまして、修正案のときはもうなかったと思います。もう全て載せましたので。

○7番（山田義盛議員）

修正案の反対の意見はなかったということで、じゃ、捉えさせていただきますが、実はこの、もう提案者のお名前申し上げませんが、修正案の理由、ここには議会の承認得てないのに云々と、広報に載つけたことが事前執行であるということになります。実は、私も過去に一般質問、いつでしたか、平成24年第3回の定例会です。

一般質問の中で、フラワーパーク事業について取り上げました。このときは、私たち議員は、特別委員会で審査を続行中であります。走っとるんです。結論は出てません。にもかかわらず、当局は、ここにありますが、曾於市パークゴルフ場・フラワーパーク整備等計画の広報をされました。この中身でいうと、まあ、お読みいただいたからわかろうと思うんですが、この場所については、こういう事業やっても何の問題もありませんと、環境問題ありませんという中身です。私たちが審議されてる中でこういうのがありました。だけど、そこで私は、市長は市長の立場があるじゃろうなと考えまして、議論がかみ合わないまま引き下がった記憶があります。

そこで、じゃ、委員長にお伺いしますが、この事業は、今、検討委員会を立ち上げるという理由は、一般質問等々で市長も勇み足だった、私もそう思います。だったんで、陳謝しますというような中身がありました。そして、まだ予算は執行されてないと。今、こういう、市の財産がこういう皆さんに配られたけども、こういう状況ですね、虫食い状況なってますよ。これを早く検討しないと、私たちの、市民の財産ですから、検討委員会を設けるのは当たり前のこと。私も……。ただ、やり方、手法については、私も若干疑問持ってます。だから、そういう前置きしますが。

そこで、じゃあ、委員長にお伺いしますが、市の契約済みの財産があることはもうおわかりいただいたと思うんですが、この委員会の中で、跡地を、じゃ今後どうするか、というような建設的な意見ちゅうか、そういうのは出なかったもんか、恐らく私は審議されると思うんで、お伺いしときます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

今回の37万円の予算については、今、山田議員からあったとおり、跡地利活用検討委員会の出会謝礼でありますので、買った土地、本会議でも総括質疑等もありました、買った土地を今後どうするかということは、委員会では出ておりません。文言の真ん中ほどに、真ん中下に載せたんですが、この補正予算の提出の手順がおかしいのであって、内容がおかしいということではないということがありましたので、あえて、そこにこういうのが質疑の中にあっただということで、事細かく載せたわけですので、検討委員会をつくることはおかしいんじゃないという委員の意見だった、質疑だったと思います。

以上です。

○7番（山田義盛議員）

はい、わかりました。それじゃあ、あと1点だけお伺いしときます。

この下から4行目、「修正案のとおり賛成多数で可決すべきものと決定いたしました」のが、委員長の報告であります。賛成できなかった人も恐らく審議の中に加わって意見を述べておると思うんですが、それはあったかどうか、再度お伺いし

ときます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

賛成多数ということで、賛成が3でありましたので、賛成できなかった方が2人のことだろうと思います。もうお名前については配られていますので、御存じだろうと思いますが、認めるべきだという意見が1人いらっしゃいました。それだけです。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

総務委員長に、ただいまの企画費の37万円について、1点だけ角度を変えて質問いたします。

そもそもこの企画費の37万円が、なぜ今回市長から提案されたかを、お互い考えていきたいと思います。その理由は、一般質問等を初めとして、この間の議員質問に対する市長答弁の中で、今後、胡摩地区にはいわゆるフラワーパーク関連の3つの事業は、本年度、来年度以降も建設しませんといった、明確な市長からの考えや方針が示されております。これが前提であります。ですから、この、いわゆる買収された跡地利用について、どうするか、そうした立場からいわば市民の公募による検討委員会に必要な予算の計上が今回なされております。

ですから、最も大事な一つの観点は、この委員会審議を初めとして、例えば、総務委員会の中でも議員の皆様方がどんどん意見を大いに活発に議論することは大事なことであり、尊重されなければなりませんけれども、その前提条件として、それぞれの、5名おられますけれども、5名の議員の皆さんが、では、市長の新しい方針である胡摩地区には3つの事業はいたしませんということに対して、5名の方々はこういった考え方、もっと言うって、賛成であるか反対であるかを、私は少なくとも意思表示をした上で、この検討委員会の予算審議には臨まなければならないかと思っております、個人的には。

そうした、賛成であるか、反対であるかを明確にしながらの議論がどこまで進まれたのか、あるいは、もっと言うって、5名の中で何名がそうした、みずからの意思をはっきりした上で議論をされたのか、これはもう具体的にはっきり記憶に残っていると思いますので、お答え願いたいと思います。5名の議員の中で、そうした意思表示をされた議員が何名おられるかですね。名前はよろしいでありますので、お答え願いたいと思っております。

○総務常任委員長（吉村幸治）

今、徳峰議員の質疑は、5名の中に胡摩地区が、いい悪いかを、意思をされた方

が何名いるかということですか。

(「賛成か反対なのかを、はっきり意思表示された議員が何名おられるか……」と言う者あり)

○総務常任委員長(吉村幸治)

それは、意思表示はなかったと思います。私は、先ほども言いましたとおり、37万円の手順、議会との関係がまだあのパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業は、予算として残って執行中であるということで、それを整理してから、こういうのは出すべきだということで、私も総括質疑でも、あえて所管分を言いましたとおり、個人的な意見は、委員長としては言う場がありませんでしたけど、総括質疑の中で言ったとおり、委員会ではこの問題は大変だな、審議が大変だなということで、総括質疑であえて市長に問うたわけですが、そういうことで、あそこの胡摩地区がパークゴルフ場・フラワーパークにいいか悪いかということは、誰も言ってなかったんじゃないかなっちゃん、私は記憶しておりますが。まあ、要点筆記をずっとしてるんですが、それでも載せたつもりなんですけど、なかなかテープまでを、ずっと1日分を見たわけじゃないですが、そういうことで要点筆記分を事務局と詰めて、報告にかえさせてもらってるところであります。

○議長(谷口義則)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口義則)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案に賛成の討論はありませんか。

○21番(徳峰一成議員)

私は、企画課の企画費の検討委員会設置の37万円を含む補正予算の原案に賛成をいたします。

これまで、この37万円については、一般質問や先日の補正予算審議などの中で、また、あえて今質問、総務委員長に申しあげましたけども、の中で、多くの方々から質疑がなされました。もともとこの37万円の予算が提案されたのは、先ほど申しあげましたが、胡摩地区にフラワーパーク関連の3事業は建設しない、このため、その跡地をどう利活用するか、市民30人の公募による検討委員会で議論していただきたいといった、五位塚市長の考え方なり方針から提案された37万円の予算計上であります。

率直に申しあげて、私が理解する限り、これまでの本会議等での議論では、37万円の予算提出の発端となったフラワーパーク関連の事業について、議員の皆さん自

分自身は賛成であるのか、反対であるかの意思表示がほとんど聞かれなかったように思います。

本日は、この議案に対する討論、討論の場でありますので、特に、私の後にもし討論される方がおられましたら、胡摩地区にフラワーパーク関連の3事業を建設することには賛成であるのか、それとも反対であるのかを、お聞かせいただきたいものと、率直に言って感じております。

私自身は、市長と同じく、胡摩地区にはフラワーパーク関連の3事業は必要ないとの立場であります。市長には、3事業は建設しないと強い決意と方針がありますので、もし検討委員会を設置しなければ、恐らく買収の跡地は今後、現在のままで据え置かれるでしょう。いや、そうではなく、検討委員会を設置して、跡地の利活用についてさまざまな議論をしていただく、そしてそのために活発な議論が展開できるよう、先日も、私自身申し上げましたが、市当局は、例えば、森林の伐採、取りつけ道路あるいは整備等を初めとして、しっかりと、そのための要件を事前に準備する、跡地の利活用については、こうした、私は、より前向きな考え方が大事ではないかと考えております。そうした理由で、37万円を含む補正予算の原案には賛成をいたします。

○議長（谷口義則）

原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

原案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

修正案に賛成の討論はありませんか。

○14番（海野隆平議員）

修正案に対して賛成の討論をいたします。

今やりとりがありましたけど、先日の本会議、委員会質疑・審議におきましても、かなりのやりとりがありました。予算の通らないまま公募を行った行為は、事前執行であり、議会軽視であり、とても承認できるものではありません。当然、白紙にこれは戻すべきであります。また、平成25年度当初予算、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業費3億1,096万1,000円についても、事業費はまだそのままであり、現在も生きております、予算は生きております。平成25年度の予算を一旦精算されてから、今回の37万の予算を提案すべきであったというふうに思うわけであり、順序を間違っているんじゃないかなということで、修正案に賛成討論

をいたします。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○3番（八木秋博議員）

当局の拙速感は否めませんが、既に市民の審判は下っております。補正予算規模からしても、いたずらにその処遇を滞らせたり、放置することは許されません。よって、修正案には反対します。原案には賛成いたします。

以上。

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○4番（土屋健一議員）

原案に賛成、はい。私は来年の当初予算編成を実は心配をしている一人であります。特に、胡摩地区の問題については、市長が市民の考えを率直に聞きたいという積極的なお考えでございますので、そうすると、来年度当初予算に向けた、いろいろ動きも出てくるのかなと、そのように感じております。

本会議質疑の中で、市長に、これは本当に通してほしいのかということを確認をとりましたら、「ぜひお願いしたい」という、本会議場での言葉もございました。確かに、議会としては、議会軽視であろうという気持ちもわかるところでありますけれども、多額の予算でもございませぬし、早く市民の意見を聞くということは必要でありましょし、そして、何分にも来年度当初予算に向けたもう時期に入っておりますので、そういったことも含めて、原案に賛成をしたいと申し上げます。

○議長（谷口義則）

修正案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。本案に対する総務常任委員長の報告は修正であります。また、文教厚生常任委員長及び建設経済常任委員長の報告は可決であります。

まず、総務常任委員会の修正案について、起立によって採決いたします。総務常

任委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、総務常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時、再開いたします。

—————・—————
休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時09分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————
日程第11 議案第70号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について
(第2号)

日程第12 議案第71号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について(第2号)

○議長（谷口義則）

次に、日程第11、議案第70号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について(第2号)及び日程第12、議案第71号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について(第2号)までの2件を一括議題といたします。

議案2件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

議案第70号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について(第2号)、今回の補正については、歳入歳出ともに、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知に伴うものであります。歳出における後期高齢者医療保険事務費拠出金7,000円、前期高齢者納付金26万円、前期高齢者事務費拠出金8,000円の増額分の財

源を前年度繰越金で充当するものであります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。

議案第71号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）。今回の補正は、収益改善のための末吉簡易水道事業において、深川地区の漏水調査費業務委託料と減圧弁修繕費300万円の追加と、末吉上水道の上町土地改良整理事業換地後の保留地のある北東の一角480mに新たに水道管を布設する資本的支出1,400万円の追加補正であります。

以上、審査終え、特に意見もなく、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。討論・採決は1件ずつ行います。

まず、議案第70号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）、討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第70号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第71号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 認定案第2号 平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第13、認定案第2号、平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

先ほどの補正予算で財政関係を質問するって、以前口頭で財政課長に申し上げておきましたけども、この決算の中で若干触れることになるかもしれません。質問は、市長が交代いたしましたので、昨年と比べて半分に落としました。それでも数が少なからずありますので、通告要旨に基づいて質問をいたします。

質問の第1点、平成24年度の財政状況について、分析的に報告をしてください。

第2点目、同じく平成24年度の専門職並びに技術職員の現状を、これも分析的に報告をしてください。

3点目、市内の福祉介護施設の入所の実態について、さらに、1人当たりのこれら施設の負担額、1カ月当たりの負担額並びに年金収入など、負担能力を分析的に

報告してください。入所されてる人たち、年金がわずかですが、どれだけ負担能力があるのか、その差額分をどれだけ預貯金の取り崩し、あるいは御家族で負担してるのかを分析的に報告してください。

さらに、平成24年度、データがなければ22年度あるいは23年度でもよいのですが、24年度の65歳以上の高齢者の年金収入について、これも分類して報告してください。これは、後期高齢者と関連がありますので、その項目で答弁してもよろしいです。

で、関連して、福祉介護施設等は、負担額に大きな差異があります。そうした現状や課題・問題点を分析的に報告してください。例えば、金額、安いのが特別養護老人ホーム、大体、1カ月平均で5万から6万円、高いのが、ことし4月から公的補助が一部導入されたとはいえ、8万から9万円代でございます、グループホームの場合ですね。そうした差異等を含めて、分析的に報告してください。

次の質問、24年度の特別会計を含む総工事費と総委託費について、その総額、総件数、平均の落札額、受注額の大きい上位10社名について、工事と委託に大きくは分類して答弁してください。例年、この項目も質問しておりますので、例年も参考にしながら、報告してください。

次に、入札の改善について、これまでも例えば、特に、決算の審査では、一例として総合センターの照明、音響、つり具などの入札改善を共産党議員団は要求してきましたけれども、24年度の取り組み、金額は少なくなっておりますが、さらに、今後の改善点があるとしたら報告してください。改善点がないのかどうかでございます。

次に、24年度の東部畑かんの財政運用、もう東部畑かんは事業が終了いたしており、今後は運用の課題がございますが、財政運用並びに加入状況、そして畑作の実態、さらに、加入者の現在の平均年齢、またスプリンクラーを初めとしての、今後のもし課題があるとしたら、どういった点が課題となっているか、分析的に報告してください。

次に、24年度の北部畑かんの事業の到達と今後について報告してください。例えば、東部畑かんについては、県営事業を含めて数百億円から800億円台に約300億円、たしか事業費が膨らんだと思いますが、北部畑かんの場合は、総事業費の場合はどうであるのかを含めて報告してください。

さらに、対象地域の農家の北部畑かんの平均年齢あるいは耕作状況、1戸平均の耕作面積、そして、今後の運用上の課題があるとするならば、どうした課題があるのかどうか、これも分析的に報告してください。

以上でございます。

○財政課長（池之上幸夫）

それじゃあ、お答えいたします。

まず、24年度の財政状況について、分析的に報告されたいということでございますので、財政の健全化を示す指標といたしましては、実質公債費比率、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率がございすけれども、まず、この実質公債費比率でございすけれども、これは3年間の平均でございす。これにつきましては、標準財政規模に対する負債返済額の割合を示すものでございすけれども、早期健全化基準が25.0%に対しまして9.7%、23年度が11.1%でございすので、1.4%改善されています。

改善された要因といたしましては、平成21年度までの借入額の抑制により、繰り上げ償還を除く一般会計の元利償還金が23年度に対し、8,593万円減になりました。曾於北部衛生処理組合等の施設整備の際に借り入れた返済金に係る負担金が、8,851万6,000円減となったことが主な要因でございす。

なお、平成23年度に行った繰り上げ償還によりまして、単年度で0.5%比率が下がったところでございす。

それから、将来の実質的な負債規模を示す将来負担比率でございすけれども、早期健全化基準、これが350%でございすが、6.9%で、昨年の13.8%に対しまして、6.9%減と改善されたところでございす。この改善された主な要因でございすが、将来負担額のうち、退職手当支給予定額は、職員数の減によりまして、2億5,018万円減となったものの、一般会計の市債残高が23年度に対しまして、7億9,173万円増となったことによりまして、将来負担額は4億6,767万円の増となりました。

一方、将来負担額に充当可能な財源としまして、充当可能な基金が2億7,612万円増、市債残高のうち、後年度に普通交付税の基準財政需要額算入見込み額は11億3,856万円増となったこと等が主な理由でございす。

なお、24年度に行いました繰り上げ償還によりまして、3.3%比率が下がったところでございす。

それから、一般会計に占める赤字の割合を示す実質赤字比率でございすけれども、一般会計の歳入総額から歳出総額と翌年度繰越額を、繰越財源を差し引いた実質収支が6億5,706万8,000円の黒字でしたので、数値はございせん。全会計を対象とした連結実質赤字比率も各会計において、実質収支が黒字、また資金不足はないために数値なしということで、健全と判断されているところでございす。

一般財源を伴います新たな事業に取り組むことのできる財源の弾力性を示す経常収支比率というのがございすが、これが88.3%となりました。平成23年度の87.8%から0.5%上昇しました。

増の主な要因でございますけれども、市税や普通交付税の経常的な一般財源が23年度に対し、1億2,842万7,000円減となりましたけれども、経常的な支出に使った一般財源は、人件費が8,329万6,000円減、補助費等が1億1,860万8,000円減、公債費が1億1,341万7,000円減となったものの、物件費が1億395万3,000円、維持補修費が7,056万1,000円、扶助費が1億504万6,000円増となり、3,798万8,000円しか減少しなかったこと等が主な理由でございます。これにつきましては、今後も経常的な支出の抑制に努めなければならないと考えているところでございます。

平成24年度末の一般会計の市債残高は、資料等にありますが、262億7,853万9,000円でございます。前年度末に対しまして、7億9,172万9,000円の増となったところでございます。

また、24年度末の特定目的基金残高の合計は、87億1,903万2,000円となりまして、これも前年度に対しまして、6億445万5,000円の増となったところでございます。

以上でございます。

あと24年度の建設工事及び業務委託についてということでのお尋ねでございますが、建設工事の総額につきましては、29億4,123万円でございます。これ、万単位で申し上げます。あと、業務委託のほうは18億3,200万円でございます。件数でいきますと、建設工事が482件、業務委託のほうは988件、先ほどお尋ねで平均落札額と言われましたが、例年平均落札率のようですので、率で申し上げたいと思いますが、建設工事のほうは95.92%、業務委託のほうは95.22%でございます。受注額の上位10社でございます。

まず、建設工事から申し上げます。1番目のほうが、鎌田建設株式会社曾於支店、これが1億6,422万円、2番目が、南菱冷熱工業株式会社、1億1,994万円、3番目、川畑建設株式会社、これが1億1,266万円、4番目、株式会社渡辺組大隅本店、これが1億1,036万円、5番目、株式会社川原田工務店、1億874万円、6番目、株式会社有川組、9,495万円、7番目、川原建設株式会社、8,484万円、8番目、株式会社明興テクノス、8,019万円でございます。それから、9番目、カナダ設備ガス株式会社7,374万円、10番目が株式会社川崎工業6,361万円でございます。

続きまして、業務委託のほうですが、1番目、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社鹿児島営業所、これが1億2,372万円、2番目、公益社団法人曾於シルバー人材センター、1億1,791万円、3番目、大隅衛生企業有限会社、8,514万円、4番目、社会福祉法人輪光福祉会、8,260万円、5番目、社会福祉法人曾於市社会福祉協議会、7,320万円、6番目、公益社団法人曾於医師会、6,972万円、7番目、鹿児島県国民健康保険団体連合会、6,208万円、8番目、有限会社末吉環境センター、5,205万円、9番目、公益財団法人鹿児島県民総合保健センター、これが

4,120万円でございます。最後が、これが株式会社大隅衛生曾於、4,076万円でございます。

それから、入札の関係でございますが、例として総合センターのほうを取り上げておられますが、入札及び契約の適正化につきましては、透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施行の確保に努めているところでございます。

入札発注に当たりましては、地域経済の活性化、地元企業の育成の観点から、市内業者による施行が可能な工事等にあつては、市内業者を優先し、受注機会の確保を図っております。指名競争入札、条件つき一般競争入札については、当該工事の規模、内容等に適応した技術力、機動力及び実績等を勘案し、業者選定または条件設定を行っております。例に上げられていらっしゃるようですが、照明、音響、つり具等の点検委託等につきましては、実際に本業務の専門性でありますとか、技術力等を勘案しまして、本設備のそれぞれの説明でございますけれども、製造設備業者等にお願いをしてるところでございます。

建設工事につきましては、以前、22年、23年度とか、工事等がございました。それぞれにつきましては、それぞれ条件に合ったところ等を九州管内からそろっておりますけれども、業者等が非常に多くないということ等もございます。したがって、業者数としては、そう多くないと思っているところでございます。ただ、この建設工事等につきましては、24年度はなかったところでございます。

今後、引き続き、競争性、透明性を高め、価格と品質が総合的にすぐれた内容の契約を行うために、関係法令等に基づき、入札や契約の適正化を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（大窪章義）

2番目の御質問、24年度の専門職、技術職の現状ということで、お答えを申し上げます。

平成24年度の技術職は、技術という職種の事例を発令してるものでございますが、土木26人、建築5人、保健師14人、畜産6人、農業7人、林業1人、歯科衛生士1人、管理栄養士1人となっております。採用されてから任用資格として職務に従事しておりますのがケースワーカー等がございまして、水道管理とかそういうのがございまして、水道管理につきましては、土木の中に入れております。ケースワーカーにつきましては、任用資格ですので、現在6名の職員が対応しているところでございます。

技術職につきましては、24年度は、23年度の人員を引き続き確保いたしました。

将来に向けて、技術の継承等、苦慮していることが課題ではなかろうかと考えているところではあります。土木職等につきましても、徐々に若年層の採用を図っておりまして、採用を続けているところではあります。また、保健師につきましても、若年層の採用と、もう既に採用している者の中に、資格を持った職員もおりますので、また、ほかの職種におきましても、専門の学校を出た者がおります。こういう方々に協力をいただき、その活用を図っているのが、対応しているのが現状でございます。

また、埋文につきましても、昨年の状況を見て、本年度また1人追加しまして専門職をお願いをしたところではあります。課題といたします若年層へ技術の継承ということの課題がありますので、それに向けて、徐々に新たな採用を行って、対応をしてるところではあります。

以上です。

○保健課長（大休寺拓夫）

③でございます。市内福祉施設の介護施設の入所の実態についてということと、さらに、1人当たりの負担額、年金収入などの負担能力を分析的にということではあります。まず25年5月現在の市内の介護福祉施設の入所状況を施設ごとに申し上げます。

特別養護老人ホームが8カ所でございます。定員381名に対して、入所が378名、待機待ちが312名となっております。

続きまして、認知症グループホーム、11カ所ございますが、定員153名、入所が153名、満床であります。待機が24ということではあります。

続きまして、老人保健施設が2カ所ございます。定員が169名、入所が148名、空きはあるんですが、待機のほうが13名となっております。

最後に、介護療養型医療施設が2カ所ございます。定員84、入所が77、待機が10という状況でございます。

続きまして、1人当たりの負担額ということではあります。施設ごとに申し上げます。月額でよろしいでしょうか。

それではまず、特別養護老人ホームの多床室というものです。非課税世帯の場合は、月額2万4,120円から5万4,088円の範囲であります。それから、多床室の課税世帯、住民税の課税世帯です。7万832円から7万9,253円、それから特老のユニット型ですが、ユニット型の非課税世帯4万9,048円から8万4,184円でございます。あと、ユニット型の課税世帯につきましても、12万1,873円から12万9,412円ということで、一番安い人は2万4,120円から、高い方で12万9,412円と、この範囲になります。

続きまして、認知症型グループホームでございますが、こちらが月額8万1,880

円から8万7,960円。

続きまして、老人保健施設でございます。従来型個室、こちらが月額2万4,120円から7万9,800円でございます。あと、多床室の場合が、月額4万9,048円から13万2,331円となっております。

最後に、介護療養型医療施設でございますが、こちらが月額2万4,120円から8万8,880円という設定となっております。

続きまして、年金収入などの負担能力ということですが、こちらは、入ってらっしゃる方を年金収入段階ごとに申し上げます。

50万円未満が364名ということで、全体の48.9%になります。ほとんどこの部類に入るということになります。それから、50万以上80万円未満が197名。

続きまして、80万以上120万未満が95、120万円以上190万円未満が47、190万円以上が41、合計の744名、これは入所者の数、先ほどの合計とは合わないと思いますが、これは4月1日の数でありますので、お願いいたします。

続きまして、④の24年度の65歳以上の年金収入についてということありますから、後ほど税務課長のほうで答弁をお願いいたします。

⑤のほうですが、関連して、福祉介護施設等は負担額に大きな差がある、現状や課題についての問題点をということですが、今、申し上げました、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び介護療養型医療施設の利用者負担額につきましては、住民税課税状況あるいは年金収入など、それから介護度に応じまして、年間28万9,000円から158万7,000円と、きめ細やかな料金設定がしてございますが、認知症対応型グループホームの利用負担額につきましては、年間約98万2,000円から105万5,000円と料金設定の区分が少ないようでございます。老人ホーム等よりも割高になっているのが現状でございます。

課題、問題点といたしましては、同じ認証施設でありながら、特別養護老人ホーム等につきましては、居住費、食費の負担限度額がございまして、利用者負担額が軽減されております。

一方、グループホームにつきましては、居宅サービスに位置づけをされておりました、居住費、食費の補助がなく、利用者負担額が一律高くなっているというのが現状でございます。一つの解決策といたしましては、国が平成24年度から認知症グループホームの家賃等の負担助成等を開始してございまして、曾於市におきましても、25年度から1日600円の助成を始めたところでございます。

今後、認知症の高齢者もふえる状況でございますので、国において、さらなる助成対策のための制度改革が必要ではないかと考えているところであります。

以上です。

○税務課長（吉川俊一）

それでは、4番目の24年度の65歳以上の高齢者の年金収入について、分類して報告されたいということでございます。

平成24年度の65歳以上の各年金額ごとの人数と、それから全受給者に対する割合について報告いたします。

50万円以下が3,679人で、率にして23.5%でございます。50万円から100万円までが6,246人で39.9%でございます。100万円から150万円までが3,356人で21.4%でございます。150万円から200万円までが1,075人で6.9%でございます。200万円から250万円までが590人で3.8%でございます。

続きまして、250万円から300万円までが461人で2.9%でございます。300万円から350万円までが191人で1.2%でございます。350万円から400万円までが58人で0.4%です。400万円から450万円までが10名で0.1%でございます。450万円から500万円までが、2人で0.01%になっているところでございます。

以上で終わります。

○耕地課長（吉田誠得）

8番目の東部畑かんの質問でございます。

まず、運営補助金でございますけれども、突発的な維持補修に対する積立金をまず9,000万円ぐらい積み立てたいということで、28年度まで曾於市で230万円、志布志市で460万円、合計690万円を運営補助をする予定でございます。現在4,250万5,000円ほどの積立金となっているところでございます。

あと、加入人数でございますけれども、曾於市で1,599人中366人、22.9%でございます。加入面積は1,000ha中208haで、20.8%でございます。曾於東部全体では4,018人中996人、24.8%でございます。加入面積は3,130ha中680ha、21.7%でございます。

畑作の実態でございます。24年度の主な作物は、サツマイモ422ha、茶97.8ha、ダイコン88.3ha、カボチャ13ha、サトイモ11.4ha、ゴボウ11.9ha、飼料作物664.1haでございます。加入者の平均年齢でございますけれども、全体で65.2歳でございます。

課題といたしまして、お茶の防霜対策がございますけれども、特に、早馬ファームポンドでは、計画面積が30年ほど前の計画でございますけれども、59haに対しまして、70.7haと120%の水量、面積になっております。この状況を改善するためには、ファームポンド建設あるいはパイプラインの新設の経費も必要となってくるところでございます。国・県との協議でも該当する事業が見当たらないということで、まだそこまで至ってない状況でございます。

さらに、この一番大きな水利権の問題がございます。4月から取水量がふえるという計画になっておりますけれども、これを3月の防霜対策としての取水量と、で、4月まで伸ばしてほしいということを要望しております、宮崎県の河川国道事務所に協議をいたしておりますけれども、まだ改正の回答までは至っていないという状況でございます。

9番目でございますけれども、北部畑かんでございます。国営事業は平成8年度から26年度までを後期として整備されております。事業費は388億円でございます。谷川内ダム、粟谷頭首工、大良導水路が完成いたしまして、予算ベースで国営事業は24年度までに98%が進捗をいたしております。25年度以内にパイプラインとか揚水機場とか全て整備いたしまして、25年の12月から通水試験を実施していく予定でございます。そして、国営事業の終了した27年度から、ダム施設については国の基幹水利施設管理事業を導入していく予定でございます。

県営事業でございますが、181億円の全体事業費で、24年度までの進捗率は8.1%でございます。25年度で13%の進捗率になるという計画でございます。今後は、平成27年度までに全ての地区で一部通水を開始して、平成33年度には完成するという計画でございます。

続きまして、10番目でございます。

まず、曾於北部の農家の平均年齢は68歳でございます。耕作状況でございますけれども、23年度の作付実態調査の結果から、まず、サツマイモが458.9ha、茶255.4ha、サトイモ81.1ha、ダイコン68.7ha、ラッキョウ35ha、ゴボウ26.6ha、軟弱野菜20.4ha、カボチャ13.3ha、主要作物996.8haでございます。1戸平均の耕作面積は、全体で5,195m²でございます。

運用上の課題でございますけれども、農家の高齢化や後継者不足が深刻であるという現状でございます。また、相続人が県外のほうになってる例も多く見られますけれども、25年度で営農ビジョンも策定されますので、それに沿った畑かんの利用促進が必要かというふうに考えております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

1回目の質問に沿って、もう絞って質問をいたします。

財政状況については、ただいま答弁があった指標を含めて全体を見る限り、指標的な判断から、価値判断からいいますと、いわゆる良好、よい状況ではないかと思っております。細かくは、基金のありようについては、考え方に相違があるかもしれませんが、おおむね良好だと思います。

まず、市長に質問いたしますが、財政計画を、財政課長、毎年、今年内に出して

おりますよね、課長。これは、一応本年度やなくて今年中に財政計画は例年どおり出す考えであるのかどうかですね。まあ、副市長はおられなくっても、今までは副市長も大分中心になっておりましたけれども、何とかできるし、しなければいけないと思うんですが、その確認でございます。

それが決算でありますので、もうついでに申し上げますけれども、先日の本会議でも同僚議員からも質問がありましたけれども、財政計画と総合振興計画と、そして過疎振興計画は、3点セットといいますか、今後の曾於市を危なげなくというか、一応計画どおりに遂行していくためには、この3つの計画はしっかりと毎年、位置づけて計画の見直しを含めて進めるべきだと考えておりますが、この総合振興計画と、それから過疎計画については、市長が交代したことで、フラワーパーク関連の事業を含めて、見直しがされつつありますので、当然、総合振興計画ほかの施策を含めて、特に、次回、来年にかけてはしっかりした計画の見直しが大事かと思っておりますが、この残りの2つの計画、総合振興計画並びに過疎振興計画についても、例年どおりに同じ時期に実施する考えでなければならないし、なるだろうと思うんですが、その確認をさせてください。これが質問の2点目であります。

それから、第3点目でありますけれども、1回目の質問で、質問を忘れたんですが、毎年質問いたしております、これは国民健康保険を含めてでございますけれども、税務課長に質問いたしますが、24年度、前年度において、いわゆる滞納額はどれだけであって、そして、それは例年に比べてどれだけふえてるのか、減少しているのか。そして、第2点目に関連して、その中で、減免申請はどれだけなされて、それが認められたか、認められてないか、これが質問の2点目でございます。

それから、次の質問、この曾於市における高齢者の方々のいわゆる老人福祉施設、介護保険を含めての入所状況とその負担割合についてでございます。人間、年をとると病院にかかったり、あるいは老人福祉等の施設に入所せざるを得ません。これは、もう御本人の望むと望まないに関係なく、そうせざるを得ないんですね。しかし、一方で、その年金収入、これは、曾於市の場合はここにありますように、わずか30万、40万の年金収入から400万円を超える方々まで、大変なこれは年金収入の所得格差があります。病院にかかったり、入所せざるを得ないけれども、しかし、その負担額との差が余りにも大きくなって、これが曾於市にとっては、数の多さからいいましても、これは、大変な、今、私は大問題になっているんじゃないかと思えます。

その点で、一方において、やはり入所せざるを得ないために、預貯金がある人は取り崩しますけれども、ない人は、御家族等が無理して、お金を出し合って、毎月入所している、これは、率直な、厳しい現状ではないかと思っております。これが、

ただいま保健課長の中で、数字の上でもはっきり出されております。もうこれははっきり、冷厳なる事実であります。こうした方々が今後もやはり現状か、あるいはもっとふえるのではないかといった点もありますけれども。

まず、市長に、これを総体として見た場合に、もちろん、基本的には、国の制度に問題点があるということで、保健課長からも、グループホーム等についての、例えば、一例として、居住や食事負担に対しての補助がない現状についても言われましたけれども、まず、そうした現状にある、認識といたしますか、捉え方、実態を正確につかむことが、私は、議会にとっても、市当局、市長にとっても大事だと思うんですが、ただいまの保健課長が出された、こうした24年度の冷厳なる事実、これを、どのように率直に認識し受けとめているか、この率直な受けとめ方をお聞きしたいと考えております。

どのように受けとめるかによって、どのような処方箋を含めて、独自の一般財源の使い方を含めて、いろいろ処方箋が見出されてくると思うんですね。そうした点で、どういった観点での、どのような認識をされているかを一言お聞かせ願いたいと考えております。

次に、入札問題について質問をいたします。

入札問題についても、これまで共産党議員団は、一貫して改善を求めてきましたけれども、例えば、もう、端的な例として、これまで毎年決算出したのが、先ほど質問しましたけれども、総合センターの音響施設等の入札でございました。24年度は、基本的には大きな事業ではありませんでしたけれども、最もこう改善すべき課題として、同じ業者に予算の見積もりも参考資料として出させて、そして、同じ業者に入札もさせて落札をさせる、そして、その後の、アフターケアといたしますか、修繕を含めて、同じ業者にさせるという、最悪のというか、本来改善しなければならない事例も過去の決算でありましたけれども、こうした事例は、今後、いかなるこの、やむを得ない条件があったとしても、私は改善しなければいけないと思うんですね。その点で、市長の決意を含めて、やはり聞かせていただきたいと思います。これは、個別的な問題でありますので、やろうと思っただけの問題でないかと思っておりますので、この新年度以降の方針もありますので、聞かしていただきたいと考えております。

第2点目、入札等に関連いたしまして、市長は、新しく就任されてから、先日の同僚議員の質問に対しても、この、地元業者は優先したいということを言われました。これも以前から、共産党議員団も同様に言ってきた点でございましたけれども、しかし、全国的に曾於市を含めて、公共事業費は減少傾向になっております。これは、はっきりいたしております。これも、曾於市だけのもちろん責任ではないんで

すけども、とにかく公共事業費が減ってることは、もう冷厳なる実態であるし、恐らく今後も、そうなりかねない状況ではないでしょうか。

そうした中で、地元業者を優先するって。じゃあ、具体的にどのように優先するかでございます。これは、なかなか難しい点でありますけども、やはりこの地元業者がたくさん、1年間を通して仕事がもらえるような、やはり事業に、一気にはいかなくても、切りかえるような、やはり長期的な見通しを持ちながら、やはり研究しながらやっていくことが大事じゃないかと思うんですね。

結果として、完全にはならないかもしれませんが、そうした努力をすることが大事じゃないか、そうした努力をすることで地元業者も、これだけ曾於市の場合には努力してるんだな、ほかの市町村に比べてという受けとめが、少なくともできるような、この工事のあり方を含めて研究すべきじゃないかと思っております。まあ、口で言うのは簡単でありますけど、これは大変なことだと思うんですね。その点で、今後のありようを含めて基本的な、もし考えを今持っておられたらお聞かせ願いたいと考えております。

次の質問でございます。畑かん事業、畑かん事業もこれも、同じく大変な大きな課題かと思っております。これも、この、どなたが市長でも私はこれは大変だと思うんですけども、まず、これは担当課長に伺いますけれども、経済課長ですか、耕地課長ですか。例えば、もう東部畑かんの場合はもう事業が終了してこれからであるし、北部畑かんについても、これからもう一部通水、そして、水利用がなされますけれども、一つは作物体系を見た場合に、本来のあるべき目標、目標を持っておられるでしょう、作物体系、水利用を高度に進めるために、現状を踏まえた上で、どのような作物体系が、東部にしても、北部にしても、あるべきであるか。目標があると思うんですが、その目標に照らしてただいま答弁がありました、この2つの対象地域の作物の体系をどのように、この分析しておられるかですね。まず、そのあたりから聞きたいと思うんですね。やはり、畑かん事業は水利用を進めて農家の生産性を上げるということに尽きるでしょう、最終目標としては。そのためどういった作物をつくっていくか、難しい課題であるけども、目標を掲げながら、やはり一個ずつ改善するしかないと思うんですね。もう高齢化はその中の一つの流れでありますから、これは。ですから、今のこの現状をどのように作物体系分析して、また改善の計画を持っておられますか。これが、単純でありますけども、質問の第1点でございます。

第2点では、例えば、東部畑かんも率直に課長から説明ありましたけども、課題として、この水が足りないという問題があるでしょう、水が足りないということですね。これは昭和50年代にこの東部畑かんをやろうといったときに、畑かん事務所

から当時の旧末吉町においても、出向いてこられて全員協議会を開いて出されたときに、私だけでなく、同僚議員からも素朴な疑問として、水が本当に満たされるのかって、川の水量等から見てですね、疑問が出されました。それが今、現実問題になっているのかどうかわかりませんが、先ほど課長から答弁がありましたけども、今後の水利用のあり方、現状だけでなく、このあり方から見て、今のこの水の量で足りるのかどうか、水利権の問題もありますけども、そのような点については、どこまで議論がされて、また今後将来、このめどが立っているのか。あわせて、北部畑かんについても、これからでありますけれども、教訓として、今、東部畑かんの水問題について教訓化できる点はないのかどうか、このあたりも伺いたいと思っております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今、徳峰議員の質問を聞いておまして、全体としては決算の中身というより、ちょっと一般質問的な状況があるわけですが、財政計画含めて、当然ながら今、担当課長を呼んで実態を確認してるところでございます。ですから、財政計画、また総合計画、過疎計画を含めて、年内に基本的にはチェックしながら、また議員の皆さんたちにお示ししたいというふうに思います。

次に、老人ホーム関係……

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

3つともです。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

年度内です。あと、介護施設の関係ですね。これは、基本的には、徳峰議員も言われましたように、国の施策で大きく動きます。今、国は要支援1、2を、どちらかというところと軽視するような状況になっておまして、現実的には、要支援の1、2ですね、ついて非常に厳しい状況にありますので、私は、本市の状況を見る限り、やはり同じような人たちが今後非常に問題になってくるのではないかと考えております。

民間の施設が基本的には頑張っただけながら、また市としても支援できるものはないか、今後、さらに検討は進めていきたいというふうに思います。

次に、入札の問題でございますが、基本は公共事業をふやしながら、地元業者を優先をしたいと思っております。同時に、地元の業者を育成するためには、共同企業体を組みながらやるとか、いろいろとできるものについては努力をさせていきたいなど

思っております。

それと、中には、総合センター用の中のように、特殊な事業がありまして、一部の特定の人の業者に見積もりをとって、特定の業者に入札をさせるような状況がありました。やはりそのあたりは、今後見直しをして、同じような業者が、県内を含めてないか、競争率を高めていきたいなと思っております。

畑かんの問題については、後で詳しくは担当課から報告させますけど、北部畑かんの実態としては、非常に厳しいものがあるというふうに認識しております。平均年齢で68歳を超える、水が8年後に来たときはもう七十七、八歳という状況では、本当に水が使えるのかという心配をしております。今、指摘があったような、何の作物をつくって、農家の付加価値をどのように高めるかというのが、今後の大きな課題になると思いますので、それについても、25年度に何をつくるかという総合的な計画が、ビジョンがありますので、詰めていきたいなと思っております。

あとは、担当課長から答弁させます。

○税務課長（吉川俊一）

先ほどの質問で、滞納額はふえてるかといったような質問でございましたけれども、24年度は収納率が全体的に0.02ポイント上がりました関係上、前年度よりも2,140万ほど滞納額は減となっております。それから、減免申請につきまして、何件あったかといったようなことでございましたけれども、市民税につきましては、申請が1件ございました。しかしながら、所得オーバーということで、減免につきましては認められておりません。

それから、固定資産税につきましては、火災による減免が2件ございました。

以上でございます。

○経済課長（富岡浩一）

畑かんの関係でございますけれども、作物の体系ということでの御質問でございますけれども、基本的に東部、北部とも、推進品目については、かなりかぶっているような状況でございますけれども、まず、東部のほうから推進品目のほうを申し上げたいと思います。

東部のほうが、ダイコン、ゴボウ、ハクサイ、キャベツ、カボチャ、スプレー菊、サツマイモ、お茶となっております。それから、北部のほうでございますけれども、ほとんどかぶりますけれども、このほかに、軟弱野菜、ショウガというものを含んだ形で計画をいたしてるところでございます。

いずれにいたしましても、この地におきましては、カンショ等の路地野菜を中心とした経営というのが、非常に大きくなっております。また、飼料作も非常に多いのが実情でございますので、基本的にはこのカンショと、それから、その裏作とい

いますか、輪作体系を確立していきたいというのが、基本的な考えとなっております。

以上です。

○耕地課長（吉田誠得）

水利用のあり方で、これで足りるのかという御質問でございますけれども、現段階では、早馬ファームポンドにおきましては、2日間は何とか対応できるという状況でございます。これが3日も4日も続きますと、そのファームポンドに取水する量が追いついていかないというのが現実でございます。

そういった中で、やはり地元としましても、土地改良区の水利管理組合なるものを設立いたしまして、間断散水を利用しまして、要するに、100秒水を流して100秒とめると、これの繰り返し、こういったことを通じまして、何とか防霜対策に対応しているところでございます。

先ほどちょっと間違えましたけれども、4月1日から取水量が多くなる、そういった水利権の対応になっておりまして、これを3月1日からふやしてもらえないだろうかといったこと等を、今、国交省のほうに申し入れをしているところでございます。

そして、現在でもこの、足りない状況ではございますけれども、天気ของそういった予報等を通じまして、これは、ちょっと晩霜が続くよといったときには、宮崎河川国道事務所のほうに連絡をいたしまして、それなりの対応をいただいているところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

先ほどの人事案件で、残念ながら、副市長が否決されまして、1人の市長で対応というのは、これは、どなたが、能力のある市長でも大変だと思うんですけども、この畑かん問題一つとっても、あるいは今後の老人福祉施設対策、考えとっても、やはり今の国の制度・政策にも大きな課題があるかと思うんですよね。耕地課長、この東部畑かんについては、県営事業まで800億円使ってますよね。莫大なお金を使っているながら、肝心な水が足りないという、そして補助を出そうとしないという、こうした国の、やはり今後の改善していただく課題があると思うんですよ。あるいは、老人福祉施設についても、グループホームに入りたくて、入りたいんじゃないんだけど、グループホームしかないから入りたい。入らざるを得ない。しかし、補助はない、国の。これも、基本的な国の問題ですから、この点でやはり、今後やっぱり市当局と議会が、必要なこのことについては一体となって、国等にもどんどん意見を上げるっていうか、議長初めとしてですね。という、目的姿勢のある私は取

り組みが大事かと思っています。

そうした点で、議会サイドの今後の努力点もありますけども、市長としてもその立場から、やはり一緒になって当局はどんどん汗を流していくべきじゃないかと思うんです。そして、市民にも知っていただく。その点で、市長の考え方を示していただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

畑かんの問題も含めて、福祉・介護の問題を含めて、大変な状況になりつつあります。ですから、国に対してもいろいろ要望する機会がたくさんありますので、やはり市長としてもそのあたりは積極的にほかの市長の方々とも協力し合いながら、予算の要求を含めて全力上げて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時12分
再開 午後 2時21分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大津亮二議員の発言を許可します。

○18番（大津亮二議員）

認定案第2号について、質問させていただきたいと思います。

平成24年度の曾於市一般会計歳入歳出決算の認定、主要施策の成果から中心に質疑をさせていただきたいと思います。

最初に、主要施策に取り組んでこられた成果が述べてあるところですが、この文面については、結果というかその成果だけが載せてあるんですが、この成果を見られて、市長としての見解をまず述べていただきたいと思います。

②で、総括、85ページから財政指数のことが書いてあるわけですが、先ほどの徳峰議員の質疑でも出たところでございますけれども、財政の健全さが伺えるところですが、市長として決算に対するその評価を述べていただきたいと思います。

次に、合併して7年目の決算だと思いますが、これまでの財政運用と決算、そして、これまでの主要施策の評価を市長としての見解を述べていただきたいと思います。

4番目に、財政指数を見て、曾於市は、ほかの市町村と比べて健全度をあらわすとすると、どの程度の健全さか、例えば極めて健全なのか、普通に健全なのか、ま

だまだ努力が必要なのか、市長としての見解を述べていただきたいと思います。

⑤に、③で市長に対して質問させていただきましたが、合併して7年目の決算であります。財政運用と決算について、代表監査委員としての意見を述べていただきたいと思います。

6番目に、監査員意見書、47ページでも述べてございますが、健全財政を堅持するために、今後留意しなければならない点を意見書の中でも書いてございますが、このことについての市長の見解を述べていただきたいと思います。

最後に、総括7ページ、行政改革定員適正化等について、今後の職員数の目標数、組織の体制について、問題点と課題を、市長としての見解を述べていただきたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

正直なところ、今回の決算については前市長が提案されたものについて決算の認定をお願いしておりますので、若干今までの議員の立場と違うところもありますが、感想も含めて述べていきたいと思います。

まず、1番目の主要施策に取り組んできた成果が述べてあるがということで、市長の見解です。

平成24年度の決算における成果については、旧3町の均衡ある発展を図るための施策の実現に向けて、少子高齢化対策や、予防事業の充実、市民の健康や生活、安全を確保するための施設整備、農業や商工業等の産業振興、市道や公営住宅等の社会生活基盤の整備、教育環境の整備等に限りある財源の中で、積極的に行っていたと感じるところです。

具体的に、施設の整備は、財部中学校校舎等の改築、健康増進の拠点となる生きいき健康センターの建設、市道整備等の生活関連基盤の整備、定住促進事業としての地域振興住宅の建設などがあります。また、ソフト事業では、高齢者訪問給食サービスや、高齢者見守り対策、子供医療費助成等の少子高齢化高齢者対策、市民の健康と生きがいのある生活が送れるよう、健康教育や訪問指導者の健康増進対策、農業後継者の育成対策事業や園芸作物等の振興事業などの農業振興対策、畜産振興協議会を核とした畜産振興対策、商工会商品券発行事業への商工振興補助、消防団設備の充実、学力向上と生活指導を一体に推進する、夢実現チャレンジの教育活動や、吉井記念等に代表される文化の振興等が上げられます。

第2のところですけど、総括の85ページの財政指数のところですけど、財政の健全化を示す、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、なし。実質公債費比率は9.7%、将来負担比率は6.9%で、いずれも国の示す早期健全化基準を下回り、また、

曾於市財政計画が目標としている比率も下回っているので、平成24年度決算における財政状況は健全と判断しています。また、財政構造の弾力性を判断する、経常収支比率は、80%以下が望ましいとされているが、平成24年度決算では、88.3%となり、今後も経常的な支出の抑制に留意する必要があると考えているところでございます。

3、合併して7年目の決算となるがということで、財政運用と決算のこれまでの主要施策の評価ということですが、24年度決算における、本市の自主財源比率は、20.8%であり、国や県の状況に大きく左右されます。特に、普通交付税は、合併前の平成13年度から減り続け、旧町時代から財政状況は悪化し続けてきました。しかし、平成18年度から平成22年度までは、普通交付税が毎年増額され、また、合併以前からの市債の抑制による公債費の減少に伴い、一般財源を捻出することができ、また、合併特例債の活用や、国県からの合併補助金、国の補正予算等による交付金等活用し、市道等の生活関連基盤の整備、末吉中学校や財部小、財部中学校の校舎等の改築、地域振興住宅の建設や定住促進団地の整備、消防センターや生きいき健康センター、大隅農産加工施設等の農業施設等の整備を行い、住民福祉の向上に努めてきました。

ソフト事業としては、住宅リフォーム事業や県建物撤去事業等の定住促進事業や、子供医療費助成の中学校卒業までの拡充、保育料の減額による保護者負担の軽減、各種補助事業による農畜林産業の振興などを行ってきました。

また、市執行部案に加え、市民の要望や議員の皆様の御意見等を踏まえ、十分ではありませんが、予算の許す範囲内で積極的に市政運営に努めてきたと思っております。

4ですが、財政指数を見て健全か、どうかという質問でございます。健全な財政とは、その年の地方債以外の歳入をもって、その年の歳出を補うことが理想ですが、公共施設等の建設事業や、災害復旧事業等の単年度で多くの財源を必要とする事業については、後世代の住民にも負担を求め、法に基づき地方債を借り入れることが認められています。しかし、地方債は将来の住民に債務を残すものであり、国は地方自治体が地方債に頼り過ぎて、将来の財政運営に困難にならないように、財政健全化法を定め、地方自治体の財政の健全化を図っているところです。平成24年度決算において、財政の健全化を示す実質公債費比率と、将来負担比率で県内19市で比較すると、実質公債費比率は、よいほうから4番目、将来負担比率は、よいほうから1番目です。現時点では、健全であると言えます。

また、市税や普通交付税等の一般財源が、一般財源を必要とする人件費や、扶助費、補助費、補助金等の経常的な支出にどれぐらい使われているかを判断する指数

として、経常収支比率がありますが、曾於市は88.3%で、県内19市で比較すると、いいほうから7番目となっています。

しかし、この比率は80%を超えると、財政構造の弾力性を失いつつ、新しい事業に取り組みにくい硬直した財政状況を招き、一般財源を必要とする新規の事業については、人件費等の事務的経費や、既存事業の削減を行いながら、実施しなきゃならない状況となっています。今後、市税や普通交付税等の主要な一般財源が減少していくことでも考慮すると、さらなる経常的経費の縮減に努力する必要があると考えています。

6番目のところでですけど、監査委員意見書47ページのことでございますが、今後留意しなけりゃならない点を述べなさいということでございます。

健全財政を維持するためには、実質公債費比率や将来負担比率、経常収支比率等の比率が上昇しないように、住民サービスを行っていく必要があります。また、本市の自主財源比率は20.8%であり、地方交付税に代表される国等の状況に大きく左右されるところもあります。本市の24年度決算においても、実質公債費比率や将来負担比率は、健全であります。しかし、経常収支比率は、財政の硬直性があらわれており、一般財源を伴う新規事業への対応は、人件費等の事務的経費に代表される、経常経費の削減を行いながら、事業を実施している状況です。

さらに、28年度以降は、合併算定替えの終了により普通交付税が段階的に1億円から2億円程度、5年間にわたって毎年減額されていきます。また、校舎の改修や市道整備、消防センターや生きいき健康センター等の施設整備費が22年度から増となり、その財源であった借入額が増大し、26年度以降は、公債費も上昇していくと見込んでいるところです。今後、28年度以降の普通交付税の減額や、今後の公債費の増に対応できるよう、基金の積み立てや活用、経常経費の削減、事業の優先度の見きわめ等により、健全な財政を堅持しながら、市民の生活の安定と、福祉の増進などを行政サービスを実施していく必要を感じているところでございます。

7でございますが、行政改革適正化の問題でございます。合併時の職員数は、465人、本年4月現在で352人となっております。当初の計画では、平成27年に320人まで抑制する計画で、課や係の統廃合や外部委託等の目標に向けて実施してきたところです。しかしながら、一気に縮小することでの市民サービスへの影響や、職員への負担、また再任用制度の導入など、検討しなければならない課題も多く、再度検討する必要が出てきております。基本的には、現状を維持しながら、本庁機能の集約や、再任用制度で調整を図るなどの工夫も必要と思っております。

以上です。

○代表監査委員（佐々木良昭）

私へのお尋ねは、合併して7年目の決算となるが、これまでの財政運用と決算、これまでの主要施策の評価を代表監査委員として述べられたいということであったわけですが、的を射たお答えになるかどうかわかりませんが、お許しをいただきたいというふうに思います。

その財政運用と決算についてでございますけれども、これを分析する方法といたしまして、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等の指数の分析があるところでございます。その、用語の意義は、もう十分御承知でございますので、省略させていただきたいというふうに思いますが、財政力指数につきましては、高齢化率の増、人口減の中でも合併当時の数値を維持してるところでございます。こうした中で、実質公債費比率は合併当時の平成17年度の16.9から平成24年度は9.7、将来負担比率も17年度73.9から平成24年度6.9と大きく下がりました、19市の中でも上位の数値となってるところでございます。

また、人口1人当たりの普通建設事業費の留意がありまして、市道の整備、小中学校の校舎整備、地域振興住宅の建設と、適切に事業が進められているというふうに考えるところでございます。ただ、曾於市は大きな企業があるわけではございませんので、農業が主体の町であります。地方交付税に40%程度依存している状況でございますし、自主財源でありますところの市税収入も、13%程度と、以前として厳しい状況であるところでございます。

数値そのものは、よい状況と評価されるのもあるわけですが、地方交付税の減額も予想される中、将来を展望した財政行政基盤の強化等により、市民の生活の安定と、福祉の増進に努めることが必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（大津亮二議員）

全て答弁いただいたと思っているところですが、これまで合併からこの間、市当局、これまでの市長、そしてまた当局、そしてまた、我々議員も含めてですが、いろんな議論を重ねながら健全財政に取り組んできた結果の財政指数、各指数等が非常に目に見えて健全になってきたと、私自身は捉えているところでございますが、この間の、冒頭に五位塚市長が言われたとおり、議員の立場と市長になってからの見解の捉え方が違うということも述べられたところでございますが、率直に健全であるという回答をいただいたところでございます。

その間、今回、その答弁の中で、やはり気をつけていかないといけないのは、やはり実質財源比率が少ない中で、これからの財政運用をどうしていくのかということが、非常に課題になってくるんだろうなと思ってるところです。そのことを踏

まえて考えると、やはり、有利な起債事業、そしてまたこの間許されてきた合併特例債等々の活用によって、これまでも起債の残高はふえなかつただろうと思いますが、そのことによって交付金ははね返って、交付金が返って来るので基金等が一応ある程度は確保されてきたと捉えているところでございますが、そういう考え方で間違いないのか、今後も有効な起債事業等は有効に使っていくと、揺るぎない起債事業については有効に使っていくという捉え方をしているのか、まずこの1点を伺いたいと思います。

それと、今回、この決算認定を上程するに当たって、市長としての見解、市長としてこの決算を見られて、認定、やはり認定すべき案件だと捉えておられるか、それとももう少し努力しないとイケないから、議員の立場に振り返ると、これは不認定要素があるのか、これまで何でもこういう質問がするかとというと、これまで全て五位塚議員時代は全ての認定案と当初予算、否決をされてきたと思っているところでございます。今回立場が変わって、今回認定案上程するに当たり、五位塚市長としてどう捉えられたか、そこをお聞きしたいところでございます。これが、2点目。

それと、3番目に、定員適正化関係でございますが、定員適正化の目標数値には近づいてきて、やはりこれからがまた再検討しながら、本庁機能の集約を図っていかなければならないということも述べていただいたところでございますが、やはり、320人というのは、本庁に、本市の人口規模と同等の合併市というか、合併市かどうかわかりませんが、人口規模に応じた指数を出された目標値ではなかったんじゃないかなと思ってるところです。支所等を持ちながら、目標数値をこの320というのは非常に難しい状態であるかなと思いますが、今後やはり気をつけていかないといけないのは、本庁機能の集約化ということを述べられましたので、今後どういうことを課題として考えておられるか、市長としてどのような点があるか。

例えば、いろいろ意見があるところですが、教育委員会を本庁に集約、農業委員会を本庁に集約するべきとの意見もあるところですが、この件についてどう捉えておられるか、また、先ほど本日の冒頭で副市長人事案件もございましたが、このことについて1人体制がいいのか、2人体制のほうがいいのかという意見もございませう。このことについて、明確な答弁がちょっと得られなかったような気がいたしますが、このことも含めて行政改革どう捉えておられるか、もし、1人体制にされるとするとやはり課長にもかなり負担がかかってくるんじゃないですか、課長にもかなり負担がかかってくると、私の私見としては思うわけですが、その中で部長制度の復活というようなことも考えられてくるんじゃないかと思っておりますけども、これは、市長としての見解を述べていただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

全体的、見たときに、今の曾於市の財政状況は、健全であるという表現をいたしました。ただ、合併時から現状においては、やはり市債はふえております。また、いろんな意味で、財政は今、今後みた場合には、自主財源が非常に落ち込んでおりますので厳しい状況になっております。基本的には、新たな事業をする場合、また、道路整備をする場合は、有利な起債等を利用してやっていくというのは基本であるというふうに思っております。

それと、市民税、国保税、水道料含めて、残念ながら滞納が非常にふえております。やはりこのあたりを、どのようにして、健全な状況に歳入をふやしていくかということも、再度点検をしながら歳入を上げる努力をしなけりゃならないという感じも持っております。

また、場合によっては、市の財産である土地の処分、場合によっては、いろんな建物等に対する貸し付けによる、今度は収入の確保、そういうことなんかも今後は検討して、歳入を増やす努力を検討したいというふうに思います。

次に、定員適正化の問題は、簡単にはいかない厳しい状況はあります。320というのが、前市長の中での基本の計画だったと思いますけど、現状は大隅、財部が職員が相当減っております、そのカバーを臨時職員で対応しております。ですから、そのあたりを今のままで続けていいのかという非常に難しい問題もあります。本庁機能のほうを生かすために、この農業委員会、教育委員会を本庁に、ここに一緒に戻す、そういうことも当然検討しなきゃならない時期に入ってると思います。

それは、住民の声、また、議員の皆さんたちの声を聞きながら検討しなきゃならない課題だと思っております。副市長の2人制については、結果的にそういうことが進んだ場合には、やはり大隅、財部の市民の声をどれだけ市政に反映するかという意味では、副市長の役割が非常に大きなポイントにもなってくるのではないかと思っておりますので、基本的にはそういう方向で、2人制を一応基本的には考えております。

次に、部長制の復活というのは、基本的には考えておりません。

今までは、野党的な立場で質問をしておりました。場合によっては、畑かん事業については、もともと農家の声がなかなか生かされない中で、国が中心とした事業の推進の中、今問題になってるような加入者が少ない、作物を何をつくってもなかなか採算が合わない、いろんな問題がありまして、厳しい状況でありましたから、私はそのときは地域的な、ミニ畑かん化、個別によるボーリング方式が即、水を使える農業ができるということで提案をしておりましたので、そういうことを含めて反対いたしました。

また、いろいろな事業に関しても、特に今回のフラワーパーク、パークゴルフ場については、市民の声が活かされていない中での提案でありましたので、基本的には予算についても反対いたしました。ただ、今度は24年度の決算の市長からの認定の提案であります。それは、各課の課長初め、担当職員、全力を上げてこの予算の実行に当たり、成果を求めてきたわけでありますので、首長として基本的には認定をしていただきたいというのは、当たり前の考えでございます。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、認定案第2号は配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第14 認定案第3号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定案第4号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定案第5号 平成24年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定案第6号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定案第7号 平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定案第1号 平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第20 議案第68号 平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分について

○議長（谷口義則）

次に、日程第14、認定案第3号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第20、議案第68号、平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分についてまでの、以上7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

特別会計の所管外についても絞って通告用紙も出しておりましたので、質問をい

たします。

認定案の3号でございます。第1点は、平成24年度の財政状況と財政運用について、なかなかこれ厳しかったと思うんですけど、分析的に報告してください。

2点目、24年度の被保険者について、5歳刻みで報告してください。

3点目、24年度の国保税について、5万円刻みで報告してください。

4点目、24年度の医療費や疾病の状況について、これも分析的に報告をしてください。

5番目、24年度の予防医療の観点から、一般会計の施策、あるいは、特別会計を含む高齢者を中心とした取り組みについて、さらに今後の課題について、これも分析的に報告してください。

最後に、24年度の、昨年の課長答弁の中で今後の課題として、なれ親しんだ地域で見守り、支援していく仕組みづくりが必要と答弁されましたが、私も議事録を改めて読む中で全く同感で基本的にはございましたけども、その後の取り組みがあるならば報告してください。

次に、認定案の4号、24年度の75歳以上の高齢者、どれほど医者にかかっているか、現状と課題、さらに高齢者の医療費負担と負担能力について分析的に報告してください。

認定案の5号、24年度の介護サービスでの取り組みと課題について、本人の負担能力を含め、これも分析的に報告してください。

認定案の6号、24年度の事業と今後について、2点目、24年度の加入者状況について、3点目、24年度の財政状況について、これも分析的に報告してください。

最後に、認定案の1号の水道事業について、2点です。

1点目は、24年度の主な事業について、さらに高松一諏訪間の連絡管の工事は取水口は、配水池の工事は終わってるのかどうかを含めて、24年度について報告してください。

2点目、旧水道ごとの決算状況について、今後の課題を含めて、これも分析して答弁してください。

○保健課長（大休寺拓夫）

それではお答えいたします。

まず、国保特会でございますが、①24年度の財政状況と、財政運用についてというところであります。24年度決算におきましては、被保険者数は3.55%減少はしておりますが、1人当たりの療養給付費が0.09%ふえた関係で、歳入総額63億3,167万1,009円、歳出総額が60億7,109万7,531円となりまして、歳入歳出差し引き額2億6,057万3,478円となったところでございます。

単年度におけます実質的な収支を見ますと、前年度の繰越金6,246万3,516円、法定外繰入金8,000万円及び基金繰入金3億円を差し引きますと、1億8,189万38円の赤字となっております。毎年1億円から2億円の赤字状態でございまして、また基金残高も約5,741万1,000円と少なくなってきましたので、今後の高齢化に伴う医療費の増を勘案しますと財政的には非常に厳しい状況にあると思います。

続きまして、②の被保険者について、5歳刻みに申し上げます。4歳までが267名、9歳までが296名、14歳までが336名、19歳までが433名、24歳までが326名、29歳までが385名、34歳までが398名、39歳までが424名、44歳までが464名、49歳までが533名、54歳までが744名、59歳までが1,200名、64歳までが2,136名、69歳までが2,043名、74歳までが2,401名、合計の1万2,386名と、これは25年3月末現在の状況でございます。

続きまして③国保税につきましては税務課長のほうでお願いいたします。

④でございますが、医療費や疾病についてということであります。一般退職をあわせました、1人当たりの年間療養給付費は27万6,058円でございまして、対前年度5.1%の増となっております。主な要因といたしましては、入院が8.3%の増、歯科が9.9%の増となっております。疾病の実態につきましては、3月から2月の1年間の診療レセプトデータを元に、中分類で申しますと、医療費の高かった順に、1位が統合失調症、2位が腎不全、3位が高血圧性疾患となっております。

一方、医療件数の多かった順でございますが、1位が高血圧性疾患、2位が内分泌栄養及び代謝疾患、この主なものは、高脂血症であります。第3位が糖尿病となっているところです。

第5点目、予防医療の観点から、一般会計、特別会計含んだ取り組みということですが、一般会計におきます保険事業につきましては、健康増進法、予防接種法、感染症法、母子保健法等に基づきまして、全市民を対象に、年齢に応じてがん検診、予防接種、母子健診、母子相談、妊婦健診等を行ってまいりました。

国保の特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、40歳から74歳の国保被保険者を対象に、生活習慣病予防及び重症化予防の一貫で、特定健康審査及び特定保健指導を行うとともに、早期発見、早期予防の一貫で、35歳から39歳までの、早期介入健康診査保健指導を行ってきたところでございます。

24年度の国保特会での取り組みにつきましては、40歳以上の特定健診、特定保健指導を主体に、生活習慣病の早期発見、早期予防を行うとともに、新たに脂質異常症予防フェアの開催や、健康づくり支援教室として水中運動、筋力アップを6会場で実施いたしました。また、受診しやすい環境整備の一貫で、がん検診と特定健診を組み合わせました、ミニドッグ事業を行いました。

一方、医療費抑制や、重症化予防の一貫で、医療機関連携システムを構築いたしまして、脳卒中对策プロジェクト事業を実施したところであります。課題といたしましては、各種がん検診の受診率向上や、高額医療費につながる慢性腎臓病の早期予防、重症化予防に努める必要がございます、25年度では、対象者の抽出や、きめ細やかな個別支援に努力しているところでございます。

最後の6番目でございますが、なれ親しんだ地域で見守り、支援していく仕組みづくりということでありますが、この答弁につきましては、介護保険のところでは申し上げております。これはちょっと国保のほうで申し上げますと、曾於市の医療機関の現状を見た場合に、医師や診療科目の不足及び医師の高齢化などによりまして、今後、都城市が近接してるとはいえ、地域で安心して暮らせる医療環境の確保が懸念をされるところでございます。

そこで、市といたしまして直接は今行っていないんですが、曾於医師会を中心に、在宅でも安心して暮らすことができるよう、医療機関、介護事業所、福祉関係者、行政機関がお互いに連携いたしまして、在宅で個人の方を支援していく、在宅医療連携システム、これ、南大隅町のほうでも既にやっておりますが、そういう同じ在宅医療連携システムの構築に向けて検討をしているところでございます。

以上でございます。

申しわけありません。

次に、後期高齢者医療特別会計の①でございますが、24年度75歳以上の高齢者はどれほど医療にかかっているか、現状課題、あと、医療負担と負担能力についてということでございますが、平成24年度の後期高齢者医療の曾於市の年間平均被保険者数は8,500人となっております。対前年度0.9%の増となっております。1人当たりの医療費は70万2,943円で、5.6%の減となっております。主な要因といたしましては、入院が8.6%の減となっております。

疾病の現状といたしましては、平成24年10月診療分で申し上げますと、医療費の高い順に、1位が高血圧性疾患、2位が脳梗塞、3位が腎不全となっております。

一方、医療件数の多かった順に申し上げますが、第1位が高血圧性疾患、第2位が糖尿病、3位脳梗塞となっております、いずれも生活習慣病の重症化でございます、いかに若いうちからの早期発見、早期予防を実施していくかが課題でございます。

次に、負担能力についてでございますが、25年3月末現在の状況で申し上げますと、年金収入の段階でよろしいですか。

合計所得金額を含めた年金収入等の段階別に申し上げます。50万円未満が1,974名、率にして23.3%、50万円以上100万円未満が3,217名37.9%、100万円以上150万

円未満が1,650名19.4%、150万円以上200万円未満が520名6.1%、200万円以上が1,129名13.3%となっております。

最後であります、介護保険特別会計でございます。①24年度介護サービスの取り組みと課題、あと本人の負担能力についてということであります。24年度の介護サービスの取り組みにつきましては、介護サービス給付費の総額が43億3,823万1,000円で、前年度に比べまして1億8,742万3,000円の増、4.5%の伸びとなったところでございます。

第5期介護保険計画数値と比較しますと、95.8%の実績となったところでございます。特徴的なこととしましては、居宅介護サービスにおきましては、海田デイサービスセンターなどの開設によりまして、前年度に比べまして介護給付費が4,670万4,000円の増、4.1%の伸びとなっております。また、グループホームかなの開設などによりまして6,100万9,000円の増で、9.0%の伸びとなったところでございます。課題といたしましては、特老の入所待機者解消がございしますが、24年度に小規模特養29床の公募、内定を行いまして、25年度中に整備完成を迎えることになる予定です。その関係で、幾分かの入所待機が解消されると思っております。

本人の負担能力についてでございますが、平成25年4月1日現在の、被保険者の年金収入等の段階別に申し上げます。年金収入等が50万円未満が2,537名18.4%でございます。50万円から80万円未満が3,152名22.9%、80万円から120万円未満が3,449名25.0%、120万円から190万円未満が1,920名13.9%、190万円以上が2,730名ということで19.8%となっております。

以上です。

○税務課長（吉川俊一）

それでは、認定案第3号の国保会計の③24年度の国保税について、5万円刻みで報告されたいということでございますけども、5万円刻みの世帯数と、全課税世帯に対する割合を申し上げます。5万円未満が4,007世帯で43.4%でございます。5万円以上10万円未満が1,651世帯で17.9%でございます。10万円以上15万円未満が1,088世帯で11.8%でございます。15万円以上20万円未満が827世帯で8.9%でございます。20万円以上25万円未満が642世帯で6.9%でございます。25万円以上30万円未満が358世帯で3.9%でございます。30万円以上35万円未満が211世帯で2.3%でございます。35万円以上40万円未満が111世帯で1.2%でございます。40万円以上45万円未満が78世帯で0.8%でございます。45万円以上50万円未満が47世帯で0.5%でございます。50万円以上55万円未満が54世帯で0.6%でございます。55万円以上60万円未満が30世帯で0.3%でございます。60万円以上65万円未満が21世帯で0.2%でございます。65万円以上70万円未満が28世帯で0.3%でございます。70万円以上75

万円未満が46世帯で0.5%でございます。75万円以上77万円以下が40世帯で0.5%でございます。そのうち、77万円の限度額の世帯が29世帯で0.3%でございます。

以上で終わります。

トータルは延べの課税世帯でございますので、9,242世帯でございます。

○水道課長（福岡隆一）

それでは、認定案第6号について、まず初めに①24年度の事業と今後についてということですが、平成24年度は、補助事業で7校区8,000万円、これ枝線管渠1,532.6mを施行しております。

あと、単独事業で3校区700万円、枝線管渠154mを施行してるところです。

今後については、25年度で補助、単独合わせて3,800万円、これは枝線管渠を整備する予定にしております。

あと、26年度で単独事業の3,000万円を計画しておりますが、これも、枝線管渠を施行する予定です。

平成26年度までで、区域拡張第2期工事が完了します。27年度以降は、区域拡大はないということで、区域内の要望箇所等、あるいは、私道路などの要望のあったところに施行するというので、500万円程度を毎年度計上していきたいというふうに思っているところです。

②の24年度の加入状況につきましては、118戸を接続をしていただきまして、24年度末で分母が全体が2,123戸、1,202戸の接続でありまして、率にしますと56.62%であります。平成28年度末の目標を60%と見ておりますので、何とか達成できるのではないかとこのように思っているところです。

③の24年度財政状況についてということですが、まず歳入が2億9,687万719円、これにつきましては、国庫補助金が4,000万円の13.5%、下水道債、それから過疎債が4,500万円の15.2%、資本費平準化債、これが5,340万円で18%、3つ合わせた起債が9,840万円で23.2%となっております。一般会計からの繰入金、1億343万8,000円で34.8%、あと下水道使用料、受益者負担金合わせまして4,585万5,955円で15.4%の歳入となっております。

主なところは、そういったところであります。

続きまして、歳出であります。2億8,437万8,257円です。

主なものは、支出としましては、下水道総務費が2,058万4,591円7.3%、下水道建設費が8,849万8,400円31.1%、施設管理費、主に下水道浄化センターほかですが、1,255万6,206円4.4%となっております。

あと、公債費が1億6,273万9,060円の57.2%となっております。差し引き1,249万2,462円となります。一般会計繰入金のうち、大体8,712万9,000円については、

交付税算入措置されるものと思っております。

一般会計からの繰り入れにつきましては、23年度がピークでありまして、1億1,815万1,000円、徐々に低減していきまして、平成34年度で8,756万7,000円、31年度からは1億899万8,000円ということで、この年度から資本費平準化債の対象にならないということをございまして、それ以降は、また、だんだん低減していくということになります。

償還金でありますけれども、22年度がピークで、1億7,488万円、24年度が1億6,273万9,000、だんだん低減していきまして、平成29年度が1億1,626万7,000円、これが平成25年度まで低減しながら償還していくということになります。

続きまして、認定案第1号の①24年度の主な事業について、さらに高松一諏訪問の連絡管工事、取水口、配水池の工事は、24年度なかったのかそれぞれ報告されたいということではありますが、まず、24年度の主な事業であります、末吉上水道は老朽管布設替え、水量不足や水圧不足を解消するため丸山地区、野田地区、寺田地区、武田地区など9地区の1,608万1,750円を施工しております。

大隅上水道は、老朽管布設替え工事、本町地区547万500円を施工しております。

財部水道においては、馬立第2水源地整備工事に5件5,433万7,500円を施工し、老朽管布設替え工事を南地区、七村地区、城山地区など7件の2,401万3,500円を、ほかに水ノ手第2水源地電気探査を120万7,500円を実施しておりまして、合計13件の7,955万8,000円となっているところで。

末吉簡水におきましては、胡摩地区水源地整備工事ということで、4件、5,274万1,500円を施工しております。

曾於市全体で27件、1億8,385万2,250円となるところであります。

それから、高松一諏訪問連絡管工事に関する工事は、全て23年度で完了しておりますので、24年度はなかったところであります。

続きまして、②の24年度の旧水道ごとの（簡水を含む）決算状況について今後の課題を含め、分析的に報告されたいということではありますが。消費税抜きで申し上げます、末吉上水道におきましては、収益的収入及び支出では、収入1億9,749万9,834円、支出が1億4,797万4,649円で、当年度純利益は4,952万5,185円となりました。

資本的収入及び支出では、収入がゼロで、支出5,823万8,920円で、不足額は内部留保資金で補填しております。

大隅上水道におきましては、収益的収入及び支出では、収入9,068万4,009円、支出8,842万9,708円で、当年度純利益は225万4,301円となります。

資本的収入及び支出では、収入はゼロ、支出が1,434万6,258円で、不足額は内部

留保資金で補填いたしております。

次に、財部水道事業におきましては、収益的収入及び支出では、収入1億194万4,506円、支出が8,475万1,927円で、当年度純利益は1,719万2,579円となっております。

資本的収入及び支出では、収入が4,000万円、支出が7,993万4,467円で、不足する額は内部留保資金で補填いたしております。

末吉簡易水道事業におきましては、収益的収入及び支出では、収入1億1,845万1,946円、支出が1億121万4,345円で、当年度純利益は1,723万7,601円となりました。

資本的収入及び支出では、収入が3,500万円、支出8,844万1,272円で、不足額は内部留保資金で補填しております。

大隅・折田簡易水道事業におきましては、収益的収入及び支出では、収入1,183万429円、支出が1,185万2,558円で、当年度純損失が2万2,129円となっております。

資本的収入及び支出では、収入はゼロで、支出が413万2,196円で、不足額は内部留保資金で補填いたしております。

次に、大隅南簡易水道事業におきましては、収益的収入及び支出では、収入1,878万5,797円、支出が1,311万5,227円で、当年度純利益は567万570円となっております。

資本的収入及び支出では、収入がゼロ円、支出が940万2,395円で、不足額は内部留保資金で補填しております。

6会計のうち、大隅・折田簡易水道が純損失となっておりますが、これは固定資産減価償却に伴うもので、実際の現金支出は伴わないものであります。これが主で、内部留保資金につきましては、212万5,522円の増加となっております。

他の会計につきましては、純利益となっております、内部留保資金もそれぞれ前年度より多くなっておるところから健全であるというふうに思っているところであります。

あと、これから財部水道の水源整備を来年度以降行うわけですが、これによりまして当初考えておりました取水、配水設備の拡張工事、基本設備の改良工事が終了する予定であります。今後につきましても、経年、経過に伴う既施設の老朽化、それから、維持補修のための更新事業を施工したいと思っております。それと、財部水道、末吉簡水については、有収水量率がよくありませんので、その向上に向けた経費等を抽出をして、節減に努めていきたいと思っておるところであります。

それと、岩崎地区の第1水源が、今、硝酸態窒素濃度が高くなりまして、今現在

取水を休止しておりますけども、第2水源と末吉浄水からの補水で何とか今やっているとあります。

最近、懸念されるのが、深川地区の第1水源の硝酸態窒素濃度が上がってきたと、まだ基準値は超えていないんですが、第1水源だけが9mg/lということで、基準値は10mg/lですので、ゆくゆくはここも何らかの対策を立てていかなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

認定案の3号国保、4号の後期高齢、5号の介護については、担当課長からかなり分析的な報告がされました。やはり、特に、決算段階で、大きな立場から正確に分析することが今後の課題、問題点の改善を含めて、新年度予算に生かせるという意味で取り組んでいただきたいと考えております。

かなり厳しいというか、市長も認識を新たにされたと思うんですが、私も課題が非常に大きいなということを改めて感じ入りました。そうした中で、いかに国保税初めとして、介護料初めとして、負担を軽くするか、これは大変な課題でありますけども、先ほども課長が、あるいは昨年度も言われたことでありますが、今後、流れ、方向性として、在宅医療支出づめを時間がかかりますけども確立していくことが一つの柱とすべきじゃないかと思っております。

どうしても、施設中心だと、結果として税金が、あるいは介護料金が高くなりますよね。今から3年から4年前に、私たちの所属する文教委員会では、大川内委員長の時でありますけども、奈良県を見ましたよね。非常に国保税等が安くなって、それは基本が昔から在宅医療を中心とした、そうしたシステムがつくられてることが、安いという点で相手側から、研修先から言われた大きな教訓点でありましたけども、やはり時間がかかりますけども、こうした方向性も柱として、一気にはいかなくても、この目的意識を持って取り組むべきじゃないかと思っておりますので、期待感を持って、今後見てまいりたいと考えております。答弁はよろしいです。

水道課長より、一、二点確認方々聞き漏れましたので、答弁をしてください。課長、下水道については、下水道事業は基本的に終わってるわけですか。これ、答弁してください。

それから同じく、いわゆる八反地区のも、終わったんでしょうか、何年度終わったか。

これも確認してください。

次の質問です。あえて、順番を決めて質問をいたしますけれども、今の、水道とこの簡水の中で、24年度から見まして財政的に、あえて言いますと、課長から見ら

れてどこが一番財政状況含めてうまくいってるか。1番、2番、3番、4番、5番、これは、言えると思いますので、24年度の段階で、率直な財政運用を含めた状況について、ランクして答弁をしてください。これは、第1点であります。

次の質問であります、やはり水の場合は、需要と供給のことを常に考えていかなければならないと思います。一方においては、需要と供給がうまくいっていても、老朽化対策含めて、課長先ほど答弁がありました今後の対策も考えていかなければなりません。さらに関連して加えて水質の問題が非常に深刻です。例えば岩崎、あるいは、深川簡水、昔からこれは懸念されており、部分的に、個別的に昔から出た問題でありますけども、こうした点もまた考え合わせて含めていかなければいけないという点で、やはりそのためには、長期計画を改善計画の中で示して、これを議会にも示すべきだと思うんです。私も長年、20年等の中で、常に計画を議会出してくれってということで、一緒に考えましょうということで、議会等にも出していたんですが、そうした今後やはり少なからずお金がかかるこうした水質改善、あるいは老朽化対策については、早め早めにしっかりした計画を立てて、議会にももんでいただくってどうか、こうした議会と一体となった改善のための取り組みが、あるいは、対応が必要じゃないかと思っております。その点で、今後の基本的な考え方について、お聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○水道課長（福岡隆一）

確認のほうですけども、下水については平成26年度で完了します。建設工事につきましてもはですね。

あと、27年度以降は、区域内で要望があったところ、公共ます、私道等への布設要望があったところについてのみ対応していきたいと思っております。

それから、2番目の確認です。八反地区については、現状では終了しているところです。第2水源につきましても、胡摩に、前ちょっと第2水源を掘って水質がよくなかったということでありまして、そこは廃棄しましたけど、胡摩の水質がいいというところでありまして、胡摩も700トン汲めるということで、いざというときは、胡摩から高松のほうへ送りたいと思っております。

あと、質問の1点目、6水道会計の中で、一番経営状況のいいところはどこかということでもありますけど、一番いいのは末吉上水ではなかろうかというふうに思っております。結果も決算であらわれておりますけども、やはり人口密集地域で、投資効率もいいと、人口も一番多いということでもあります。

次は、財部水道であります。あと、3番目、4番目以降につきましても、大隅の浄水、それから、末吉簡水、南簡水がそこそこ黒字の状況であります、一番危惧

するのが大隅・折田簡水ということで、純損失がなってるということでもあります。しかし、先ほども申しましたように、減価償却費を企業会計になりますと積み立てできますので、この分については現金支出を伴いませんので、内部留保資金のほうにたまっていくということでもありますから、6会計についても実質の赤字はないということになりますので、問題ないところであります。

それから、今後の水道の計画につきましては、十分、手おくれにならないような計画を立てまして、議会の皆様にも理解をいただきながら計画をしていきたいというふうに思っています。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定案6件、議案1件は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時37分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第72号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第3号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第21、議案第72号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので順次発言を許可します。

まず、吉村幸治議員の発言を許可します。

○11番（吉村幸治議員）

第3号については、所管が主ですが、あえて所管を確認します。

一般補正の委員会説明資料8ページ、光ケーブルのことです。

総務委員会としては、光ケーブルについては、全会一致で賛成です。ここで市長に聞きたいのは、当初企画費の企業誘致促進対策費ということで2,021万5,000円で

すか、組まれていたのが、なるほど、内村工業団地まで引くべきだなということで、総務委員会は財政的裏づけはなかったんですが、企業誘致対策っていうことで全会一致で認めたと思っています。

今回、総務費の光ケーブル整備推進事業に組みかわっております。同じ金額であればいいんですが1,500万、約1,500万上積みされてるんですが、冒頭私が言ったとおり光ケーブルについては賛成ですので、やることは問題ないんですが、ここにNTT西日本が行う五位塚局までの光ケーブル設置工事ということであります。委員会では、ほかに希望があるところはなかったのか、五位塚市長が3月当初予算で発言されたことは、希望があるところはオープンにして対応すべきであるということでありました。

あえて私がこれを取り上げたのは、先ほど徳峰議員からもありましたが、総合振興計画、過疎自立計画、財政的裏づけがあるのかな、総合企画審議委員でもあるんですが、変更もきたのかなと思うところでございます。

23年度ですか、末吉・大隅の町を中心に、業者が整備してくれましたので、財部はもうやっぱり平等にせんにやいかんということで、総務委員会で意見等も出して、財部は、約2億弱で振興計画に乗せて、過疎自立促進計画に乗せて、財政的な裏づけがあるように、中身を見てみますと合併特例債ですので、95の70ってことで、なんですが、今回はあえて、もしこの総合振興計画に乗せることができたのであれば、まあ、来年度になるか、過疎自立になればです、なんですが5,000万の事業ができたということを考えをもっています。そういう裏づけがない中で、ボンって何で変更したのかなっちゅうことであります。

冒頭私が言ったとおり、希望があるところは、やっぱり必要なところはやるべきだという認識を持っておりますので、この1点だけ確認しときます。

○市長（五位塚剛）

24年度の当初では、総務委員会の中で企画費の中での予算で出てきました。この内村工業団地内だけの光ケーブルでございます。そしてそれは、この本庁から財部のほうに、市役所に引かれるケーブルが走っております。その光ケーブルを、柳迫のところから、分岐をして10号線をずっと走ってきて、内村工業団地だけに自己負担が30万円をしていただいての事業ということが、企画費の中の予算でございました。

その後、私もいろいろ疑問を感じておりまして、またNTTからも、いろいろ相談がありまして、そして、内村工業団地を除く地域の方々からも、数件光ケーブルを導入してほしいという要望がありまして、それで、最終的には企画と、総務の関係で内部打ち合わせをいたしまして、あと1,500万円を足すと、五位塚支局の約520

世帯の方々が79局も光ケーブルがN T Tのほうで事業ができる、あと1,500万出しゃあとということで、最終的にはその方向で予算の組かえというか、そういう形でのお願いでございます。

あと、ほかのところの問題については、財部には大川原局があります、74局。あと、大隅に坂元局と恒吉局が2つあります。末吉には、柿木地区がありまして、残りが4つ残っております。これについても今後、地元の要望の強いところから、また、事業を計画に入れながら、そういうふうにはしなきゃならないかなというふうには思っているところでございます。

○11番（吉村幸治議員）

今、市長から答弁があったとおり、柳迫から内村工業団地に引くということでありましたので、そのときあえて委員会では、希望があるところはオープンに対応すべきって五位塚市長の発言です。ということで、全員賛成でありましたが、あえて私が言ったのは、1,500万総合振興計画にまっぴら、自立促進になかせば、財部ん場合は北、希望の熱意が足らんじゃったということならそれまでですが、北とかあるって言いますので、5,000万の事業が1,500万でもできるんですよって言いたいです。そこを、なぜボンちかえるのかって、その1点だけのことです。

五位塚局まで引くことには賛成です。当然賛成なんですけど、私が総務委員長としていつも言われていたのは、総合振興計画に乗って財政的な裏づけがなされてるのかわかり、いつも質疑を受けてきましたので、あえて今回は逆の立場でやらせてもらってるんですけど、そういうことで、これを今回補正を組めばそれだけ事業費が安く済むのか、それとも、来年の2月振興計画に乗せて過疎債は6月ですので6月待って、またやりゃ、まだ大きな、今私が言った5,000万とか、1億事業、合併特例債は95の70だから、過疎債はのせがないかわかりませんが、そういうのをすれば70ですね、100の70。そういうので、まだ大きな事業ができたんじゃないかという視点です。

市長やれば逆に言うと思います。私はいつも市長がおらんから、6人ですが、7人で審議を、明日もしますが、するんですけど、そういうことで、もうちょっと待って事業を膨らませて、希望のあるところに財部はありがたく、私は財部かはわかりませんが、北校区だけまだ75局は来てませんので、あそこはいらんどうかいねと、これは申しわけないなと常々思ってるところです。

市長が言われたとおり、必要であればそこまで膨らませば5,000万で合わせれば5,000万の事業ができたのかなって考え方なんですけど、そこまで考えずに上からびかったんでやられたのか、その1点だけ、あとはもう委員会で審議します。

○市長（五位塚剛）

実は、内村工業団地の企業の中から、もう早急な光ケーブルの要請があります。今、光ケーブルを導入しないと、この内村工業団地には新規にはもう企業は来ないです。現実問題。ですから、ただ、この事業を前の事業でした場合は、曾於市の光ケーブルを使いますから、電話番号をかえなきゃなりません、同時に、保守点検は曾於市が今後見なきゃなりません。そういうことが、正直なところ私も総務委員会の審議の中で、そのことが明らかにされませんでした。これでNTTでやると、五位塚局は全てカバーしながら、全てあとの保守点検はNTTができます。あと、1,500万足せば。それは、この金額で住民にサービスできるってことは、安価でまた4月の1日からできる状況になると思います。内村工業団地の皆さんたちから、1日も早い要望がありまして、しかし、電話番号もかわるといことがわかりまして、これはいけないなということで、今回こういう提案で、NTTを呼んで再度詰めまして、財政とも詰めて、こういう提案になったところでございます。

ほかのところについては、今言われるような事業計画の中に入れ込んで、まず、地域の方々が光ケーブルを望んでいるか、そのあたりも実態調査をして提案をしていきたいなというふうに考えです。

○11番（吉村幸治議員）

先ほど終わりって言いましたが、それじゃあ当初の計画がまずかったということですね。我々3月の当初予算の審議の段階ではまずかったということで、逆の発想でいえば、そのとき2,500万であれば、事業費にのせちゃれば8,000万の事業です。1億とはいいませんけど、70ですので。8,000万の事業ができるわけですね。その事業があれば2,500万が五位塚局までできるのであれば、あと、財部に74とか、8,000万相当いったんじゃないかなっち思うんですが、私の今言ってることが間違ってるんですか。

内村工業団地に引くことは早急にしてやらんにゃいけんというのは、委員会で、もう確認して、あとは手法でしたので、いいことだっちいうことで確認したんです。私に言わせりゃ、総合振興計画に乗せて過疎自立に乗せれば、70とか財政裏づけがくっですよね、そこをすれば2,500万では約8,000万、1,500万では5,000万の事業ができたんだということです。それをNTTに補助を出してすりゃ、まだ、もう今さっき4局ばかりやったけど、へたすっと全部カバーでくいひこぼっかい、そらわからんけど、あつたのかなっち考え方持ってますので、計画がまずくて今回が正しいということで確認して委員会で審議すりゃいいんですか。

○市長（五位塚剛）

今回の場合は、総務のほうからの予算でございます。今までは企画の企業誘致の関係で予算を提案しております。本来なら、この光ケーブルを導入する場合に、横

の連携というのがやはり煮詰める必要があったんだろうというふうに思っております。ただ、その当時は、工業団地のほうからどうしても早急にやってほしいという要請の中で、企画のほうでそういう事業を提案したというのを聞きました。しかし、もう周りからも道の駅を含め、セブンイレブン、伊万里木材を含めて、いろいろ光ケーブルを1日も早くという要望がありまして、それをするためにはこういう形でしかできない状況でありまして、今回こういう形で補正をお願いをするという状況でございます。

○議長（谷口義則）

次に、大津亮二議員の発言を許可いたします。

○18番（大津亮二議員）

今のやりとりで、この経過についてはわかったような感じもいたしますが、通告をいたしておりますので、整理して報告を求めたいと思います。

説明資料、1ページ、8ページ、9ページの関連で、光ケーブル事業の増減と、その理由を。それと、この間の経過を順を追って説明をいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

説明は今、吉村議員のほうに大体流れは報告いたしました。25年度の当初予算の中の企画費の中で、企業誘致の中の光ケーブルということでこの予算が出てまいりました。それは、そのときに私も周りの状況と、またNTTの試算を含めて詳しいことはわかっておりませんでした。しかし、質疑の中で私も要望のある地域については、当然すべきだという考えをもって質問いたしました。その中でずっとここまで執行がされずにきておりました。そのことについて、なぜなのかということ、NTTも呼んでみたら、やはりここを除く周りからも要請があり、しかし最終的には内村工業団地だけにすると個人負担が1社30万円かかり、また、電話番号もかえなければならぬ、そういう問題が発生をいたしておりました。それで、あとのメンテナンス、これは大変なものになると思います。そういうことが全く私を含めて理解されておりました。そういうことで、今回79局を全てやることによって、NTTが全て責任を持ちます、それで、79局は光ケーブルが利用されるということで今回1,500万の、1,000万の企画費を削って、プラス1,500万ということでの提案というのが今までの流れでございます。今後については、またほかのところの地域の皆さんたちが、光ケーブルを望んでるのか、全くまだ白紙の状態ですので、住民アンケートを含めて、今後検討しなきゃならない課題もあるだろうということは、認識しております。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時54分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（五位塚剛）

カバー率ですけど、79局の約520の加入者がおりますけど、そのカバー率は約60%という状況です。それで、ほかの恒吉とか、柿木とかいろいろありますけど、加入率の約60%がカバーができるというのが、今のNTTの光ケーブルの計画でございます。計画というか、試算が、全体が全てカバーできるという状況じゃないと思います。

○18番（大津亮二議員）

当初予算で計画されて、今回変更しないといけない理由は大体わかったわけですが、そもそもの、この光ケーブルというか、こういう高度通信網の整備等の曾於市の考え方をもうちょっと整理してみたいと思いますけども、当初の総務委員会での議論というのは私どもにはなかなか全体には伝わって来なかったところがございますが、もともと76局の80%ぐらいですか、カバーさせていこう。そして、また財部、大隅もそのような形で、光ケーブルについてはカバーさせようと、そのほかの局については、ADSL回線で対応させると、当面、そういう対応で曾於市としてはやっていくんだという以前の回答であったような気がするわけです。

ただ、内村工業団地については、企業立地の関係があって、何らかの対応をしないとといけないということについても認識はしているところでございます。今回、当初予算でそれに合う予算が出されて、特に異論もなくいいことだということで対応、予算は可決された。今回、要望があったり、また維持管理費の関係もあって、柳迫から引っ張るものについてを、今度は五位塚局から対応させることによって、曾於市としてもメリットがあるという形で捉えていいのか。

それと今回、引っ張ることによって不利益が出てくる世帯はないのか、そしてまた利益が出るところについては、先ほど言われたカバーされるところがあるから、わかるわけですが、不利益が出るところはないのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

それと、今回の計画については、曾於市長としての考え方でNTTに打診されたのか、それともNTTから、こういう計画がありますよということなのか、それとも地域の方々からの要望が上がって、このような対応をされてきたのか、まずそこ

をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

3月の議会で、25年度の予算が可決されれば、市民は誰でも予算の状況は知ることができます。当然、手法を含めて内容は伝わるわけですから、79局のこの内村工業団地以外の方々も、当然光ケーブルを利用したいという声があるのは、当然でございます。

それが、この可決以降に問い合わせがありまして、基本的には市民の要望があったということでございます。その中で、実際まだ私が市長に当選した7月の段階で、この予算について執行がされない状況でいました。それを聞きましたら、やはり、内村工業団地に、今の計画でいった場合には、電話番号をかえなきゃならない、これはもう企業としては致命的なことなんです。それと、負担金が出てくる。それと、あと故障等が出てきたら、市が新たな財源の管理費を出さなきゃならないという、そういうことが全体的に私を含めて当局もやはり理解がされてなかったんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味で、その時点でこの問題について再度検討していただくということで、NTTを呼んで、79局をカバーするためにはどうなのかという予算の一定の試算をしていただきました。最終的には、今の予算プラス1,500万で79局の約60%をカバーできる、要するにカバーできるということは、全部が加入されるわけじゃないでしょうから、希望者だけですの、60%あれば十分ですね。ほしいという方は、対応できると思います。だから、デメリットはないと思います。また、不利益になるということもないというふうに思います。

今は、このことが一番の今の状況では、最大のやり方ではないかなというふうに思っております。

○18番（大津亮二議員）

そしたら、当初計画が市としては少し詰めが足りなかったと、今、電話番号のことも言われましたけど、当然企業側では電話番号が変わると非常にいろんな手続があつて、大変なことになるということは、非常にわかるわけですが、今回計画をされる段階では、やはりそういうことも、企業の負担金というの、この歳入の中では出てきておりましたから、ということは、企業との詰めもなされてたんじゃないかなと私は思うわけですが、そこら辺の理解というか、詰めの段階がまずかったということで考えていいのかというのが1点。

それと、先ほど言いました、今後の曾於市のこの高度通信網の考え方については、基本的にはいろいろアンケート要望等も聞きながら、全市内、数字的なパーセントは言われましたけど、全市内、光ケーブルで対応を進めていくという確認でよろし

いのか、その場合、今回、今後、総合振興計画等々に、どのような形、計画という
か、目標値をもって対応されていくのか、非常に今大きな予算になってくると思う
んです。そこら辺の考え方を示していただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今後の、曾於市の住民サービスをするという場合は、やはり光ケーブルは必要な
時期に入ってきてるだろうと思っております。末吉、財部、大隅の町部を中心とし
た光ケーブルが配置されましたので、等しく住民にサービスをするためには、今後、
総合計画に入れて、また、住民の要望を聞きながら財政的な裏づけをまた検討しな
がらやっていくのは、基本だろうというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。徳峰議員。

○21番（徳峰一成議員）

この問題、数年前から議論をされてきた点です。一番いいのは、もちろん全市的
に、全域的に光ケーブルを布設したほうが、使ったほうがいいことはわかってるん
だけど、なにぶん財源問題が非常に大きな負担額となるということを含めて、いろ
んな課題等がありまして、前の池田市長時代は、基本的には光ケーブルを重視しな
がらも、これオンリー、1本でやっていくっていうことでは、たしかなかったかと
思うんですよね。総務課長、そうですね。

いろいろ曲折がありましたけども、そうした基本的な前市長時代の方針を踏まえ
たのが、3月の当初予算審議を含めた25年度の予算であり、また方針ではなかつた
かと私は理解いたしております。

そうした中で、特に光ケーブルについては、全国的にも曾於市を取り巻く状況も
目まぐるしくかわっております。どれだけ市が、あるいは、企業側が負担するかを
含めて大変情勢の変化があるのじゃないかと思っております。そうした中で、ただ
いま市長から今言われましたように、25年度途中になって新たな情勢の変化があり
まして、それを踏まえての今回の予算措置じゃなかったかと思っております。です
から、やはりその点は、この過疎計画、あるいは振興計画との絡みの中で、ベース
としては、基本としては、計画に入れながら、そして、議会で十分もんでいたこと
を基本に据えながらも、ときと場合によっては今回の光の問題に限らず、ほかの分
野でも、今後こうした状況は、あるいは情勢の変化があり得ると思うんです。その
場合、私は市長に申し上げたいのは、やはり状況の変化に伴っての吉村議員も危惧
された計画になぜ出されなかったんかという、そうした意見もありますので、全協
等を開きながら、議会には、はっきり言って基本的には責任がないわけでありまし

て、ですから議会に丁寧な私は説明が必要じゃないかと思っております。

この本会議になじまないわけじゃないけども、やはり全員協議会等で状況の変化を含めてこういったことで年度途中だけでも新たな施策として予算計上せざるを得ないということで、今後理解を求めるべきじゃないかと、一つの教訓として今後もあり得ることでもありますのでしていただきたいと思っております。

市長の基本的な見解をお聞かせ願いたいと考えております。

恐らく議会も、当局も、最終的に完全に合意できる内容でありますので、やはり議会への丁寧な説明が必要かと思えます。

○市長（五位塚剛）

全協を開いてお願いするという手もありました。この間、全協でもいろいろしましたら、あくまでも全協は一方通行だという声もありまして、非常に悩んだところでした。

今回は、こういう形で一応追加議案という形で、内容をお示ししましたが、時と場合によっては、市民のいろんな財産を守ったり、また、どうしてもあとにくいを残さないためにも、今回、このほうが地域のためにも、また内村工業団地の企業の皆さんたちのためにも、若干、1月の初めぐらいから本来なら使用開始ができる予定でしたけど、全体を網羅するという形で来年度の4月ぐらいからの事業開始になるということで、大変申し訳ないと思いましたが、そのほうが、総合的に判断した結果、こういう形の提案ということになりました。今後また、気をつけたいと思います。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（山田義盛議員）

ちょっと確認だけさせていただきます。

結局は、今の議論聞いていますと、今、五位塚局が300世帯あるんで、1,000万円の当初でいきますと、五位塚局の光サービスが難しい状況になるという発言でした。ということは、300世帯、あるんで内村工業団地は16世帯、そして280については、サービスができないということだと思んですけど、これ基本的なことなんで、いわゆる今後の今サービスが提供になってない柿木のほうから、坂元、恒吉、9月はだんだんと拡張していかれるということなんで、ここがネックだと私は思うんです。ということは、情報化計画は甘かったということに尽きると思うんですが、いかがですか。

○市長（五位塚剛）

五位塚の79局は520世帯で60%カバーしたとき、ちょうど300世帯の方々が加入で

きるという状況でございます。志布志市は、この光ケーブルを、市が運営をして全体をカバーしておりますけど、しかし、市がすると、大変な市の持ち出しになって、あとの維持管理費が大変なことになります。今回の場合は、NTTが全て責任を持ちますので、あとの管理については、全てNTTということで、あとは加入者が使用料を払うだけで、79局の内村工業団地を含めた300世帯の方々が利用できるということで、当初の計画がやっぱりどうすべきかってやったかというのが、やはり十分な議論が不足していただろうなというのを反省しております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第22 発議第5号 曾於市議会基本条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第22、発議第5号、曾於市議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○6番（原田賢一郎議員）

発議第5号、曾於市議会基本条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

平成25年9月26日曾於市議会議長谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員、原田賢一郎、賛成者、久長登良男、同じく、山下諭、同じく、大川内富男、同じく、西川熊則、同じく、吉村幸治、同じく、渡辺利治。

提案理由、曾於市議会は、曾於市民によって選出された曾於市議会議員により構成される議事機関であり、市長との二元代表制の特性を生かし、合議制の機関である議会の役割を果たすための基本的事項を定めることにより、議会をより活性化し、市民の負託に応えることを目的とするため、本案を提出するものであります。

以上、御審議の上、賛同くださるようお願いを申し上げます。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、発議第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第5号、曾於市議会基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第23 発議第6号 曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第23、発議第6号、曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○6番（原田賢一郎議員）

発議第6号、曾於市議会政務活動費の交付に関する条例案、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

平成25年9月26日曾於市議会議長谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員、原田賢一郎、賛成者、久長登良男、同じく、山下諭、同じく、大川内富男、同じく、西川

熊則、同じく、吉村幸治、同じく、渡辺利治。

提案理由、激動する経済、社会情勢の中で、さまざまな課題に対して議会としての確に対処する必要があります。議員が常に住民との対話を重ね、住民の福祉向上と、地域社会の活力ある発展に資するため、調査研究、その他の活動に必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。

以上、御審議の上、賛同くださるようお願いを申し上げます。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、発議第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第6号、曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第24 発議第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書案

○議長（谷口義則）

次に、日程第24、発議第7号、地方税財源の充実確保を求める意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○4番（土屋健一議員）

発議第7号、地方税財源の充実確保を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

平成25年9月26日曾於市議会議長谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員、土屋健一、賛成者、敬称略いたします。曾於市議会議員、吉村幸治、同じく、渡辺利治、同じく、海野隆平、同じく、漆間純明、4名であります。

提案理由でございますが、地方財政は社会保障関係費などの財政需要の増加や、地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。こうした中、基礎自治体である市が住民サービスや、まちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。よって、国においては、地方交付税の増額による一般財源総額の確保、並びに、地方税財源の充実確保等を実現されるよう、強く求める意見書を国の機関へ提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣であります。

御審議、御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、発議第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第7号、地方税財源の充実確保を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 発議第8号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書案

○議長（谷口義則）

次に、日程第25、発議第8号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○4番（土屋健一議員）

発議第8号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書案、上記の議案を別紙のとおり曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

平成25年9月26日曾於市議会議長谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員、土屋健一、賛成者、敬称は略します。曾於市議会議員、吉村幸治、同じく、渡辺利治、同じく、海野隆平、同じく、漆間純明、4名であります。

提案理由であります。森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源確保を講ずることが急務であります。よって、国においては、自然災害などの脅威から、国民の生命、財産を守るための、森林林業山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油、石炭税の税率の特例による、税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める意見書を国の関係機関へ提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、そして、衆議院議長、参議院議長でございます。

御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第8号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、発議第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第8号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書案は、原案のとおり可決されました。

日程第26 発議第9号 曾於高等学校に関する予算確保を求める意見書案

○議長（谷口義則）

次に、日程第26、発議第9号、曾於高等学校に関する予算確保を求める意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○1番（今鶴治信議員）

発議第9号、曾於高等学校に関する予算確保を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

平成25年9月26日曾於市議会議長谷口義則殿。提出者、曾於市議會議員、今鶴治信、賛成者、大川内富男、山田義盛、久長登良男、大津亮二、坂口幸夫、徳峰一成であります。

提案理由、曾於市内の県立3高等学校の募集停止が決定し、新たに曾於高等学校として再編されることとなりました。高校教育は、子供たちの将来の方向性を定める重要な時期にあり、専門性の確保と、教育水準の維持、向上は必要不可欠であります。曾於市内唯一となる、曾於高等学校の生徒確保及び同校の活性化を図り、本市及び本件の未来を託す子供たちに質の高い教育を供与するための環境整備に関する予算確保について、関係機関に意見書を提出するものであります。

意見書案提出先は、別紙のとおりでございます。

よろしく御審議の上、御賛同をお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第9号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、発議第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第9号、曾於高等学校に関する予算確保を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案3件が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、10月10日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時25分

曾於市議会基本条例（案）

平成 年 月 日
条例第 号

地方分権時代を迎え、自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大している。議会は討論を通じ、その責務である監視機能と政策立案機能を強化、充実させるとともに、対話を通じ市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた議会であることが求められている。

これらを実現するために、市民により身近で、信頼される議会をつくることを決意し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定の遵守に加え、公正性と透明性の確保、政策形成への市民参加の推進、積極的な情報公開、市長等との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るため、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、地方分権時代にふさわしい、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を定めることにより、議会をより活性化し、市民の負託に応えることを目的とする。

（議会の責務と活動原則）

第2条 議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される意思決定機関である。よって、次に掲げる事項により活動を行わなければならない。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会等（以下「市長等」という。）の市政運営を監視するとともに、公正性、透明性、信頼性を重視して、市民に開かれた議会を目指し活動すること。
- (2) 市民の多様な意見を把握して、必要な政策を自ら立案又は市長等に提案することにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。
- (3) 市民に分かりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、曾於市議会委員会条例（平成17年曾於市条例第229号）、曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第1号）及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すこと。
- (4) 曾於市議会傍聴規則（平成17年曾於市議会規則第2号）に定める市民等の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、市民等の傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。

（議員の責務と活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる事項により活動を行わなければならない。

- (1) 個別的事案を含め市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(2) 市民の意見を的確に把握するとともに、政策立案及び政策提言能力の向上のため、不断の研さん及び調査研究に努め、市民の代表として誠実に職務を遂行すること。

(3) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の討議を尊重し、推進すること。

(会派)

第4条 議員は、政治上の主義及び主張を同じくする複数の議員で調査研究、政策立案等を目的とする団体として会派を結成することができる。

(市民参加と市民との協働)

第5条 議会は、市民参加と市民協働の議会運営を行うため、情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 定例会及び臨時会のほか、議会に関する条例及び規則で定めるすべての会議を原則公開すること。

(2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させること。

(3) 市民からの請願及び陳情については、原則として政策提案と位置付け、その審議においては、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるように努めること。

(4) 議会活動について、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する議会報告会を年1回以上、開催するよう努めること。

(議会及び議員と市長等の関係)

第6条 議会審議における議員と市長等との関係は、常に緊張関係を保持し、活発な会議を目指さなければならない。

2 議会の質問は、市民に論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式で行うものとする。

3 議会及び議員は、市長等に対して、議会の直接的政策形成、市長等の政策形成への提言、議事機関としての審議能力の向上を目指すために、資料の提出、情報の提供、研修協力を求めることができる。

(市長による政策等の説明)

第7条 議会は、市長が重要な政策、計画、施策、事業等を策定するときは、市長に対して、議会に報告をするとともに、議会の意見を聴くよう求めるものとする。

2 議会は、市長からの政策提案の審議に当たっては、市長に対し、必要に応じ

て、会議録のほか、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似政策等との比較検討
- (4) 政策等策定に当たっての市民参画の有無とその内容
- (5) 総合計画上の位置付け
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる費用計算

(予算及び決算における説明資料の作成)

第8条 議会は、市長に対して、予算及び決算の審議に当たって、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。

(討議の尊重)

第9条 議会は、議員による討論の場であり、議長は、議員相互の討議を中心に運営を行うものとする。

2 議会は、議員提出議案、委員会提出議案、市長提出議案、市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議員は、議員相互の討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(委員会等の運営)

第10条 議会は、多様な行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会等の開催日数や時間数を増やすなど、積極的な運営により機動性を高めなければならない。

(研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の審議能力、政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員の研修の充実強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、議会活動に係る情報を市民に提供するため、議会広報を発行する。

2 議会は、市議会映像配信システムを活用して議会中継の広報活動に努めるものとする。

(政務活動費の執行及び説明責任)

第13条 議員又は会派は、曾於市議会政務活動費の交付に関する条例（平成●年曾於市条例第●号）に基づいて交付される政務活動費を有効に活用し、政策提

言等のための調査研究を積極的に行わなければならない。

2 議員又は会派は、政務活動費を充てることのできる経費の範囲に従い、これを適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

(議会図書室の設置)

第14条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実と機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、政策形成及び立案並びに議事機関としての審議を補助させるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議員定数)

第16条 議員の定数は、別に条例で定める。

2 議員定数を定めた条例の改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提出するものとする。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬を定めた条例の改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び曾於市報酬等審議会の答申に基づき市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提出するものとする。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚して、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る他の条例、規則、告示等を制定してはならない。

(見直し手続)

第20条 議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化、市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき、適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成25年12月1日から施行する。

曾於市議会政務活動費の交付に関する条例（案）

平成 年 月 日
条例第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、曾於市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、曾於市議会（以下「議会」という。）における会派及び会派に所属しない議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び会派に属しない議員に対して交付する。

（会派に対して交付する政務活動費）

第3条 会派に対して交付する政務活動費の額は、会派の所属議員数に応じ、議員一人につき月額10,000円の割合をもって算定した額とする。

2 前項の所属議員数は、毎月1日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数による。

3 月の中途において次に掲げる事由が生じた場合は、前2項による政務活動費の算定にあたっては、その月の翌月の基準日からこれらの事由が生じたものとみなす。

- (1) 議員の任期満了又は議会の解散
- (2) 議員の死亡、辞職、失職又は除名
- (3) 議員の会派への入会
- (4) 議員の所属会派からの脱会又は除名
- (5) 会派の結成又は解散

4 会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

（会派に属しない議員に対して交付する政務活動費）

第4条 会派に属しない議員に対して交付する政務活動費の額は、基準日において月額10,000円の割合をもって算定した額とする。

2 月の中途において次に掲げる事由が生じた場合は、前項の政務活動費の算定にあたっては、その月の翌月の基準日からこれらの事由が生じたものとみなす。

- (1) 新たな議員の選出
- (2) 議員の任期満了又は議会の解散

(3) 議員の死亡，辞職，失職又は除名

(4) 議員の会派への入会

(交付の方法)

第5条 政務活動費は，毎年度4月20日（以下「交付日」という。）に当年4月から翌年3月までの額を一括して交付する。ただし，年度の中途において議員の任期が満了する場合は，任期満了日の属する月までの額を交付する。

2 前項の規定にかかわらず，年度の中途において新たに結成した会派又は新たに選出された議員から交付の申請があった場合は，市長は速やかに交付額及び交付日を決定し，当該申請者に対し通知しなければならない。

3 政務活動費の交付日が日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）に当たるときは，その日前においてその日に最も近い日曜日，土曜日及び祝日法による休日でない日に交付する。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は，会派又は議員が行う調査研究，研修，広報，広聴，住民相談，要請，陳情，各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し，市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に充てることができるものとする。

2 前項の経費は別表に定める使途基準によるものとする。

(経理責任者)

第7条 会派は，政務活動費に関する経理の責任者（以下「経理責任者」という。）を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は，それぞれ様式第1号及び様式第2号に，領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し，議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は，交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し，又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは，前項の規定にかかわらず，当該会派の経理責任者であった者は解散の日，議員であった者は議員でなくなった日から20日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(異動に伴う政務活動費の追加交付及び返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派に、年度の中途において所属議員数の異動が生じた場合は、当該異動の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が議員数の異動を勘案して算定した政務活動費の額を下回るときは、会派に対して当該下回る額を追加して交付し、上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員が、年度の中途において解散又は議員でなくなったときは、会派については解散の日、議員については議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は当月）以降分の政務活動費を返還しなければならない。

（残余の返還）

第10条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員が、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、曾於市情報公開条例（平成17年曾於市条例第11号）の規定に基づき、収支報告書等の閲覧を求めることができる。

（透明性の確保）

第12条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

項 目	内 容
調 査 研 究 費	会派又は議員が市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託を行うことに関する経費（資料印刷費，調査委託費，文書通信費，交通費，宿泊費等）
研 修 費	会派又は議員が研修会を開催するために必要な経費及び他者等が開催する研修会の参加に要する経費（講師謝金，会場費，交通費，宿泊費，文書通信費，参加費等）
広 報 費	会派又は議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費（広報紙・報告書等印刷費，会場費，副食費，文書通信費，交通費等）
広 聴 費	会派又は議員が行う，住民からの市政並びに会派又は議員の活動に対する要望及び意見の聴取，住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費，会場費，副食費，文書通信費，交通費等）
要請・陳情活動費	会派又は議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費（資料印刷費，文書通信費，交通費，宿泊費等）
会 議 費	会派又は議員が開く各種会議に要する経費及び他者が開催する意見交換会等の会議へ会派又は議員として参加するのに要する経費（会場費，資料印刷費，交通費，宿泊費，文書通信費，参加費等）
資 料 作 成 費	会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費，翻訳料，事務機器購入費，リース費等）
資 料 購 入 費	会派又は議員が行う活動に必要な図書，資料等の購入に要する経費（書籍購入費，新聞雑誌購読料，有料データベース利用料等）
人 件 費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費（給料，手当，賃金等）
事 務 所 費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費（賃借料，維持管理費，備品購入費，文書通信費，事務機器購入費，リース費等）

様式第 1 号（第 8 条関係）

会派に係る政務活動費収支報告等

平成 年 月 日

曾於市議会議長

殿

会派名

経理責任者

印

平成 年度政務活動費収支報告について

曾於市議会政務活動費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり平成 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

平成 年 月 日

曾於市議會議長

殿

会派名

1 収 入

政務活動費

円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		

3 残 額

円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第2号（第8条関係）

議員に係る政務活動費収支報告等

平成 年 月 日

曾於市議会議長

殿

議員名

印

平成 年度政務活動費収支報告について

曾於市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

平成 年 月 日

曾於市議會議長

殿

議員名

1 収 入

政務活動費

円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		

3 残 額

円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税財源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。
その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在地の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

鹿児島県曾於市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
総務大臣 新藤 義孝 殿
内閣官房長官 管 義偉 殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 甘利 明 殿

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

鹿児島県曾於市議会

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
総務大臣	新藤	義孝	殿
農林水産大臣	林	芳正	殿
環境大臣	石原	伸晃	殿
経済産業大臣	茂木	敏充	殿
衆議院議長	伊吹	文明	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿

曾於高等学校に関する予算確保を求める意見書（案）

今日の急速な少子化の進行に伴い、本県においても中学校卒業者が年々減少し、今後もさらなる減少が見込まれることから、公立高等学校の再編整備が進められております。

この間、曾於市内の財部高校、末吉高校、岩川高校においては、「県立高校の廃止基準」に該当しないように、各地域において地元高校の存続に向けた懸命な取り組みが行われてきました。しかしながら少子化の波には逆らえず市内3高校は新設の曾於高等学校に再編されることとなりました。

曾於市では、募集停止となった3校に対して、それぞれの高校が有終の美を飾るまでの間、最大限の支援を行うとともに、曾於市内唯一となる曾於高等学校が、3校それぞれの建学の精神を引き継ぎ、魅力ある高校とするため同校に対する支援を行うこととしております。

高校教育は、子どもたちの将来の方向性を定め、それぞれの夢実現に向けて重要な時期にあることから、その専門性の確保、教育水準の維持・向上は必要不可欠であります。また、地域振興の視点からも、地元高校の活性化は大いに望まれるものであります。

曾於市議会は、曾於高等学校の生徒の確保及び同校の活性化を図り、本市及び本県の未来を託す子どもたちに質の高い教育を供与するため、曾於高等学校に関する予算の確保を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

鹿児島県曾於市議会

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿
鹿児島県教育委員長 島津 公保 殿

平成25年第3回曾於市議會定例会

平成25年10月10日

(第7日目)

平成25年第3回曾於市議会定例会会議録（第7号）

平成25年10月10日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第7号）

第1 議案第72号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第3号）
（総務常任委員長・建設経済常任委員長報告）

第2 認定案第2号 平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下7件一括議題）

第3 認定案第3号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第4 認定案第4号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第5 認定案第5号 平成24年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第6 認定案第6号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第7 認定案第7号 平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第8 認定案第1号 平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定について

第9 議案第68号 平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

第10 発議第10号 曾於市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第11 発議第11号 曾於市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第12 閉会中の継続審査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）

第13 閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長・議会運営委員長）

第14 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	今 鶴 治 信	2番	九 日 克 典	3番	八 木 秋 博
4番	土 屋 健 一	5番	山 下 諭	6番	原 田 賢一郎
7番	山 田 義 盛	8番	大川内 富 男	9番	西 川 熊 則
10番	大川原 主 税	11番	吉 村 幸 治	12番	(欠 員)
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	(欠 員)	17番	漆 間 純 明	18番	大 津 亮 二
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成
22番	谷 口 義 則				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二
参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (22名)

市 長	五位塚 剛	教 育 長	植 村 和 信
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	教育委員会総務課長	永 山 洋 一
財部支所長兼地域振興課長	小 松 昌 寿	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経 済 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	吉 川 俊 一	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
市 民 課 長	久 留 守	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
保 健 課 長	大休寺 拓 夫	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次	水 道 課 長	福 岡 隆 一
農業委員会事務局長	切 通 宏	会計管理者・会計課長	中 山 浩 二
		代 表 監 査 委 員	佐々木 良 昭
		監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第72号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第3号）

○議長（谷口義則）

日程第1、議案第72号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第3号）を議題といたします。

本案については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

総務常任委員会付託事件審査報告、総務常任委員会に付託された議案1件及び認定案2件を、9月27日から30日に委員会を開き執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案1件、認定案2件について、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第72号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第3号）（所管分）、本案における財政課関係では、財政調整基金繰入金1,580万4,000円を計上して、補正後の予算額は10億999万円となります。なお、平成25年度第3号補正を含む財政調整基金残高は26億4,552万8,000円となります。また、繰越金を850万1,000円計上して、補正後の予算額は1億5,706万8,000円になり、この補正により繰越金の全てを充当したとの説明でありました。

総務課関係では、当初、企画課で光ケーブルを内村工業団地に整備する計画でありましたが、総務課において、NTT五位塚交換局まで整備するため、2,500万円の補正であるとの説明でありました。

委員会としては、特に今回の五位塚交換局までの整備の必要性は確認できたが、従来どおり計画に上げて財政的裏づけのもとに対応すべきであったことを指摘し、光ケーブルの必要な財部北校区など地域を洗い出して、有利な起債の活用を図り、積極的に推進すべきであるとの意見がありました。

以上で審査を終え、討論はなく、平成25年9月26日の本会議において、平成25年度曾於市一般会計補正予算の第2号が、修正可決されたことに伴い、委員会として、「補正前の額」と「計」の計数整理を行い、整合するよう修正を行いました。

本委員会としては、議案第72号に対する修正案について採決の結果、お手元に配

付してある修正案のとおり、全会一致で修正可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。建設経済常任委員会に付託された議案2件、認定案3件について、9月27日から10月1日に委員会を開き執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので、報告します。

議案第72号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第3号）（所管分）でございます。本委員会所管に関する補正については、財部町にある有限会社環境ファームは、家畜排泄物処理施設を整備するための事業費と、9月3日から4日にかけての台風17号による農地災害復旧費関係のものです。

有限会社環境ファームは、当初予算で家畜排泄物処理施設として、堆肥発酵装置のコンポスト1基（処理日量4,600kg）を計画していたが、平成26年度に予定した今回の尿処理施設（処理日量18m³）を前倒しして実施するものであります。年間飼養頭数の母豚1,550頭、子豚2万1,000頭は変わりません。平成26年度は舗装の周辺環境整備と運搬車等の導入を計画しております。

本事業については、現地調査も実施し事業開始時に近隣の水ノ久保自治会の個人連名と有限会社環境ファームとの間で、市及び親会社であるサンキョーミート株式会社立ち会いのもと、環境保全協定書が締結されているので、遵守するように強く市及び会社に現場で申し入れをしました。

農地の災害復旧関係は、大隅と末吉のみで、農道6、水路5、農地9、施設5、市単独で畦畔9の事業箇所になっております。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

総務常任委員長に2点質問をいたします。

まず第1点目は、財政問題でございます。今回の補正3号でも財調からの繰り入れ約1,580万円が計上されており、また前回の補正2号でもそうした財調への繰り入れがあったかと思えます。

これまでのこの数年間の曾於市の財政運営については、総じて、例えば、起債をどんどん使うことによりまして、1年間で結果として前年度に比べまして起債残高がふえております。平成24年度も約7億円ほどふえております。

一方で、だからと言って、財政が窮屈であるか、厳しいであるかということ一つの側面としてはそうではなく、そのために決算を見ても、毎年数億円以上の、平成24年度も6億円基金残高がふえております。

基本的には、こうした一方で借金がふえ、一方で基金がふえるという、一見矛盾するような、そうした一つの側面としては財政運営が基調となっているのではないかと考えております。これはもちろん本年度、25年度も同様であります。

そうした中での今回の補正の3号の財調に対する繰り入れはないかとも理解いたしておりますが、こうした曾於市の現在までの財政運営の手法というか、基本的な考え方とその対応について、最後の9月議会ではありますけれども、論議がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

なぜかといいますと、これは今後も共産党議員団として提起いたしますが、基金の扱いについてはもちろんその目的をはっきりして、そして一定額を積み立てなければ、必要ならばなりませんけれども、必要以上の積み立ては必要ないと考えており、その点からもこうした質問をしているわけでございます。

例えば、本年度のこの25年度の基金扱いを見ましても、特に顕著なのが、まちづくり基金が本年度2億円上乗せされまして18億円に現在なっております。まちづくり基金。果たしてこの今後の曾於市の総合振興計画等も考えた場合に、18億円が必要であるのかと、個人的には大変疑問があるところでございます。

現在の段階で、この補正3号を入れたとして、財調に繰り入れたとして、今、財調の基金残高が約26億円になり、恐らく年度末には30億円を超えるのではないかと考えております。

こうした財調を初めとして、あるいはまちづくり基金を初めとして、そうした基金と財政運用との関連について論議をされていたらお聞かせ願いたいと考えております。これが質問の第1点であります。

第2点目は、ただいま報告にありましたように、光ファイバーに対する今回の措置、あるいは今後の市当局との方針についての問題でございます。

この数年間の本市の、曾於市における、特に池田市政のもとでのこの光ファイバーについては、やはり志布志等を見ましても、非常にこの一般財源をたくさん使うということで、そう積極的ではなかった。もちろん議会も共産党議員団を含めてそうした方向で同意してきた経過がございます。それが今回、本年度から若干この流れがかわりつつありますが、恐らく今後光ファイバーを当局の方針どおりに進め

るとなると、必要以上の一般財源を使うことになるし、もちろん総合振興計画等の見直しもしなければなりません。

これは、もちろん否定するわけではございませんけれども、財源等計画の関連から質問をいたします。市として、今後光ファイバーを推進、推進したとした場合に、どういった今後、本年度、次年度を含めて方針等計画はあるのか、その点で質疑がなされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

当然、積極的に推進するならば、総合振興計画等の見直しもしなければなりません。その計画の見直しについても審議がなされていたら、あわせて報告をしてください。

以上です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

ただいま徳峰議員から2点、2項目質疑がありましたが、基本的には、財政の問題と光をあわせた一点でいいんだろーと思います。報告書に付したとおり、私たちは今まで光についても計画に乗せて、総合振興計画に乗せて、また過疎自立総合計画に乗せて、国からの財政支援のもとで計画を進めましたので、五位塚局の必要性については総括質疑でも市長からあったとおり十分理解できたわけですが、今後やっぱり今の時代では、光は必要だろーとなった場合に、これを総合振興計画に乗せて、過疎自立に乗せて財政裏づけな事業のもとで積極的にやるべきということで、委員会としては意見を付したところでありまして、起債残高がふえていくが財政基金もふえているがどうなのかという1点目の質問の中の、起債残高の中には後年度財政支援があるものが起債残高がほとんどであろうと思っています。

そういうことで、財政基金残高一覧表は委員全員に配付をしてくれということで、今、徳峰議員からあったとおり、年度末のまちづくりについても18億円、それから財調についても最終的には、ここに報告してあるとおり26億円、また繰越金等が25年度に出ればまだ上がるんだろーと思っていますが、やっぱり今後、合併して10年目が間近来ますので、大事なお金は大事にやっぱり、基金等は扱っていかんということで、それを含めて、起債と調整、財調の関係を有効に活用していくべきだということで、今後の光ファイバーについての25年度、6年度の計画がありませんでしたので、五位塚局の必要性は十分わかったので、他の局も市長からあったとおり、考えるべきじゃないかということで、報告をさせてもらったところでありまして、

具体的には、今言ったとおり、どこがどうというのはどっちも出ておりませんので、そういう答弁であります。

○21番（徳峰一成議員）

光ファイバーについての委員長の報告は了解いたしました。

この財政運営につきまして、例えば、特定基金の中で、減債基金とかあるいは土地改良事業基金とかもう明確であります、目的がですね。一方、このまちづくり基金となりますと、18億円と非常に大きくて、本年度も一番多額の基金を2億円と年度途中で積み立てております。

しかし、総合振興計画に則った中でのこの18億円であったらもちろん理解できるんですけども、そうでない側面が、非常に大きい側面があります。

ですから、申し上げたいのは、やはり目的とその必要性について、それになかった基金でなかったら、基本としては年度年度のやはり市民の行政需要に回して。結果としてどうしても余ったら、これはだれがどう考えても、財政調整基金のほうに積み立てるべきじゃないかと思うんですよ、年度途中でですね。

こうした手法が25年度、年度途中にはとられていないという、そうした点があったために、市長も交代しましたので、委員会審議で論議されたのかという率直な質問でありました。

もう答弁はよろしいです。意見として申し上げておきます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

修正案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。本案に対する総務常任委員長の報告は修正であります。また、建設経済常任委員長の報告は可決であります。

まず、総務常任委員会の修正案について起立によって採決いたします。総務常任委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、総務常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立によって採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第2 認定案第2号 平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、認定案第2号、平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

認定案第2号、平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計主要施策の成果及び予算執行報告として、平成24年度予算については、年度途中に、災害復旧費や衆議院議員選挙費、財部中学校屋内運動場等整備事業や国の補正予算に伴う社会資本整備総合交付金事業などの追加により、7回の補正を行い、平成23年度からの繰越額を含んだ最終予算減額は230億8,004万9,000円となり、平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算については、歳入225億9,925万1,797円、歳出217億2,043万6,511円であります。歳入歳出差引額は8億7,881万5,286円となり、平成25年度へ繰り越しをするものであります。

所管に関する歳入の主なものは、市税29億2,478万9,300円、地方譲与税2億6,929万4,372円、地方消費税交付金3億1,990万4,000円、地方交付税95億5,994万7,000円であります。

次に、歳出では、議会費2億1,456万2,942円、総務費26億6,166万4,899円、消防費6億8,273万7,905円が主なものであります。

財政課関係では、委員より、財産貸付収入における収入未済額について、収入見込みのない者については、不納欠損の処理をすべきではないかという趣旨の質疑が

ありました。

これに対しましては、検討していきたいとの答弁がありました。

また、車両管理費の自動車借上料等の支出について、熊本より以北の場合に執行したとの説明でありましたが、昨年の事故後に改善されたと理解していかとの趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、熊本という厳密な線引きではありませんが、福岡などで事故も起きているので、遠方については借上料で対応してきましたとの答弁でありました。

このことについて委員より、むしろ安心安全面から積極的に民間の専門業者に委託すべきであるとの意見がありました。

このほか、委員より、普通財産管理費のコミュニティ助成事業により購入した自走式草刈り機を恒吉・大隅北の地区民に貸与することで、地区の環境美化に大きく寄与しており、また同機器による地区内のグラウンドゴルフ場の整備を行い、地区民の健康増進にも大変役立っていることから、今後、財部の旧中学校跡地、中谷・北・南地区についても、大いにこの事業を活用して支援すべきであるとの意見がありました。

次に、企画課関係では、財部町のオフトークの代替としてコミュニティFMを導入する計画であるが、今後、大隅町と末吉町についてもコミュニティFMを導入する計画かとの趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、財部地区については、4公民館について地元説明会を実施しており、地域内放送を対応してくれば了承できるということであります。まず、財部地区を先行してコミュニティFMを構築し、次に、大隅・末吉についてコミュニティFMを導入した場合、数年間は有線放送との併用期間が出てくると思うが、財部については実施する計画であります。

また、有線放送の電柱撤去費用等、財政状況を見ながら今後進めていきたいとの答弁でありました。

総務課関係では、職員研修受講後のレポートの提出状況はどうか、またそのレポートの保管はどのようにしているかとの趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、研修後全員がレポートを提出しており、レポートの保管については各課で保管しているとの答弁がありました。

このことについて委員より、職員研修の成果を発揮させるためにも、また、研修後のレポートの作成能力等の評価を見るためには、総務課で保管すべきであるとの意見がありました。

また、心理カウンセリングを新規事業として実施しているが、25年度の職員の心

理的なものかわからないが不幸なことがあった。現在、精神的なもので休職している職員は何人いるかとの趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、その本人がどういう状況になっているかなかなか把握できないのが現状であります。先月まで対象の職員は2名いましたが、1名は復職し、現在1名長期の休職中でありますとの答弁がありました。

このことについては委員より、今後職員の数は減っていく、事業量はふえ、市民への行政サービスは多くなっていく、そのはざま、これからの職員の心のケアが非常に大事である。この事業に対しての効果が職員に伝わっていくように、また管理職は常に関心を持っていくべきではないかとの意見がありました。

市民課関係では、単独浄化槽を撤去し、合併浄化槽に切りかえる場合、単独浄化槽の撤去に対する補助事業に取り組むべきではないかとの趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、今年度まで撤去に対する補助事業には取り組んでいないとの答弁でありました。

次に、霧島市の最終処分場建設について、一昨年12月に大隅町の坂元地区で説明会が開催されたが、その後の経緯はどうなっているのかとの趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、昨年3月に処分場建設に対し霧島市の地元自治会が建設に合意したこと、また、基本協定書、環境保全協定書及び地域振興策に関する確約書が締結されたことが南日本新聞に掲載されたところであり、その後、霧島市の職員が来庁し、新聞報道内容について説明があったとの答弁がありました。

また、昨年12月には霧島市の担当部長より工事の入札を11月に行って仮契約を済ませた件、12月の最終本会議で議決されれば、工事に着手し、工期は来年の平成26年3月25日までの予定であるとの報告の電話があり、今年1月に進入路の雑木の伐採や工事に関する看板の設置をするといった近況報告があったところで、その後の報告はないとの答弁がありました。

委員より、この処分場の進捗率は約70%に達している。公害防止協定を結ぶなり今後のことも含めて、関係住民に対する地元説明会を開催すべきではないかとの趣旨の質疑がありました。

このことに対しては、公害防止協定についてはなるべく早い時期に整えていきたい。地元説明会については、今のところ計画していないが、市長とも協議して検討していきたいとの答弁がありました。

以上審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告、文教厚生常任委員会に付託された認定案4件について9月30日から10月2日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、認定案4件についてそれぞれ結論を得ましたので報告いたします。

認定案第2号、平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、障害福祉サービス費は、平成23年度までの障害者介護給付費、障害者訓練等給付費及び旧法施設支援費を整理統合したものであるという説明がありました。

子ども医療費助成事業については、平成24年度より中学校卒業まで助成対象を拡大したところであり、これによる影響額は平成25年1月診療分までの10月分の実績で約2,500万円の増であるという説明がありました。

高齢者見守り対策事業については、平成24年度より3名の訪問専門員を雇用し、延べ2,917回の見守り訪問を実施したという説明に対し、見守り活動を実施する上での問題点、課題について質疑がありました。

これに対しましては、見守りが必要と考えられる方からの同意が得られず見守り活動が実施できない事案が問題であるが、当初と比較するとそのような事案は減少してきており、在宅福祉アドバイザー、包括支援センター、各事業所のケアマネージャーとの連携強化が今後の課題であるという趣旨の答弁がありました。

老人福祉費の訪問給食サービス事業については、平成24年度の実績は延べ配食数13万1,753食、月平均の利用者数371人であり、それぞれ前年度実績に対して7,992食、20人の増となったという説明に対して、サービス利用者は高齢者や何らかの持病を抱えている方が多いと思われるので、委託業者に対してカロリー計算や栄養バランス等の細かい指示、チェックを求める意見がありました。

保健課関係では、後期高齢者医療事業における温泉利用券の使い勝手の改善に関する検討状況について質疑があり、現在、対象施設の拡大、宿泊券の発行方法の変更等を検討中であるという趣旨の答弁がありました。

予防接種事業においては、不活化ポリオ、四種混合の導入により安全性の確保、保護者の負担軽減を図り、健康増進事業においては節目者への無料クーポン券配付を新たに実施し、受診率の向上に取り組んだという説明がありました。

保健衛生事務費については、曾於医師会立病院は機能的に弱体化しており、都市郡医師会病院は県境の問題、距離的な問題を抱えており、今後の曾於市が目指す

救急医療の確保について方向性をわかりやすく示す努力を求める意見がありました。

教育委員会総務課関係では、学校施設の耐震化の進捗状況について質疑がありました。これに対しましては、平成27年度までに予定している柳迫小学校体育館、檜小学校体育館及び大隅北小学校普通教室の耐震化工事をもって全て完了する、という答弁がありました。

中学校再編に関して、平成24年度まで取り組んだ上での反省点、教訓を問う質疑がありました。これに対しましては、生徒、保護者、地域、学校からの意見聴取のための時間を十分確保できなかったが、編入してきた生徒に対する学校側のきめ細かな配慮など関係者の方々の努力により大きな混乱もなく、おおむねスムーズに移行できたこと、また跡地活用に係る公募の手続きについて反省点があったが、関係各位の御協力により結果的に転用は成功したものと総括しているという趣旨の答弁がありました。

さらに、スクールバス運行事業について、大隅中学校の統合時の中学校通学対策協議会が設置されているが、実質的に機能していない状況であるので、今後は特定の地域だけを検証するのではなく、通学に関する全体的な検討を進めるために、可能であれば中学校区ごとに対策協議会を設けて意見を聴取する場を機能化させることが必要である、という趣旨の答弁がありました。

学校教育課関係では、特別支援教育支援員配置事業において支援員を3名、学習指導補助員設置事業において補助員を1名増員して取り組みが強化されております。

学校教育ICT支援員派遣事業については、緊急雇用促進事業の補助金を活用して実施しているが、補助金が廃止になった場合の方針について質疑がありました。

これに対しましては、補助金は今年度限りで打ち切りの見通しであるが、来年度以降も市単独で継続していきたい、という答弁がありました。

なお、各学校に技術的に堪能な職員が育ちつつあり、いつまでも支援員に頼るのではなく、将来的には指導的な職員を育てていきたい、という説明が補足されております。

社会教育課関係では、文化財保護費について、民俗芸能団体補助金の金額の決定根拠を問う質疑がありました。これに対しましては、合併以前の金額を踏襲している例も多く、審議会においても統一した基準を設けるべきではないかという意見もあったが、これまでの経緯を考慮すると判断が難しいのが現状である、という趣旨の答弁がありました。

なお社会教育施設のトイレ改修については、優先順位を決めて計画的に実施しているという説明がありました。

審査の過程において、委員より、各地区青少年館、研修センター等を指定管理と

していることについて、委託料の金額や施設の利用形態を考慮すると指定管理とする根拠は乏しいのではないかと、地区公民館の指定管理委託料の差額については、統一すべきである、民俗芸能の保存のために基準を定めた上で積極的な助成を求める等の意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。認定案第2号、平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管分でございます。

平成24年度曾於市一般会計決算の建設経済常任委員会に関係する主なものは、歳入では国庫支出金1億7,723万4,000円、県支出金4億8,744万1,685円、財産収入で主なものは区画整理事業保留地売払収入2,624万5,000円、有機センター製品売払収入3,129万7,066円、繰入金については肉用牛特別導入事業基金繰入4,484万8,067円、市債16億8,450万円が主なものであります。

歳出では農林水産業費22億2,550万6,350円、商工費2億464万3,135円、土木費24億1,764万9,769円、災害復旧費2億305万6,678円であります。

それでは、農業委員会関係についての質疑の概要を申し上げます。

農地パトロールを行い耕作放棄地等の解消に努めているが、原因の一つに耕作道、農道の未整備がある。このような場所があった場合、耕地課に連絡して連携を取り合うべきではないか、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、現在は耕作放棄地等の解消に向けて耕地課との連携はとっていないが、今後、連絡するようにする、という趣旨の答弁がありました。

農業委員会で行っている農地流動化制度に則り行った所有権移転登記等の手数料を徴しているが、これは制度発足以来の金額であるので、隣接市を調査し、検討すべきではないか、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、市町村合併前の制度発足以来より、同じ額であると思うので、調査し検討します、という趣旨の答弁がありました。

次に、経済課関係について、質疑の概要を申し上げます。

ユズの加工量が限界にきて、増殖は控えている現状であるが、予冷施設を平成24年度で完備したので、ユズ商品の開発を進め、生産者の収入がもっとふえる方法を考えるべきではないか、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、ユズ商品の開発は常に研究している。生産者も出荷に当たり、品ぞろえをするなどの指導を行っていく、という趣旨の答弁がありました。

曾於市産物のブランド化に努力はされているようだが、曾於市の知名度が上がる産物の研究、曾於市の名がもっと知れ渡るような方法を考え、実行していくべきではないか、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、即効性が期待できないので地道に行っていく、という趣旨の答弁がありました。

有害鳥獣がふえ、農産物を荒らしている。駆除員に対する報償費をふやすなど、農業を守るべき手段をもっと積極的にとっていくべきではないか、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、平成26年度より駆除員に対する報償費の増額を検討する、という趣旨の答弁がありました。

市有林間伐材売払代金は、実質収入しか計上されていない。総計予算主義の原則に則り、収入を得るための必要経費を歳出に計上するべきではないか、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、現在は必要経費を差し引いた収入のみを計上している、という趣旨の答弁がありました。

次に、畜産課関係について質疑の概要を申し上げます。

畜産振興基金利用で、延滞金20人、73万6,821円があるが、この延滞となった理由は何かという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、さきに発生した口蹄疫問題後、なかなか経営が安定しなかったことから廃業を余儀なくされた方が2名おります。このほか返済が滞った方へは催告書の発送、電話による督促や臨戸訪問を行うなど、貸しつけた基金の回収に向けて努力をしております、という趣旨の答弁がありました。

次に、耕地課関係について質疑の概要を申し上げます。

農道より市道としての管理のほうが有利と思うので、厳しい要件があると思うが、もっと農道から市道への格上げを推進すべきではないか、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、農道は農業振興のため補助事業で整備をしているので、格上げは難しい。また、農道として維持管理するよう国からの通達もあることから、農道から市道へかえることはなかなか容易なことでない、という趣旨の答弁がありました。

東部畑かんで水不足の地域があります。使用者の協力により間断かん水で乗り切っているが、将来を見据えての対応が必要ではないか、という趣旨の質疑がありま

した。

これに対しましては、事業開始時の畑面積と作物で設計されているので、現状と合わない点はあるが、改良には相当な予算が必要です、という趣旨の答弁がありました。

次に建設課関係について質疑の概要を申し上げます。

市道のやぶ払い等が自主的な自治会活動や道の美化里親ボランティア活動で行われているが、道路の荒れているところは高齢者の多い過疎集落であり、予算をふやして市が直接行うか報償費の増額を考えるべきではないか、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、高齢化により作業延長の削減や刈草の片づけ等の要請もあることから、必要な場合は、業者への委託等に振りかえている。これらには多額の予算を必要とすることから、できるだけ年1回は自治会での対応をお願いしたい、という趣旨の答弁がありました。

上町土地区画整理保留地の残りが65区画あり、残処分金額が3億4,735万3,000円である。地域の活性化や私有地の有効活用から一層工夫して売却を推進すべきではないか、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、広報誌やホームページへの掲載などにより周知を図り、また販売を促すために財政課で不動産仲介手数料を予算化し、不動産業者への協力依頼を行うなど、これからも残った保留地の処分に努めてまいります、という趣旨の答弁がありました。

なお、委員より次のことについて意見がありました。市道、農道の整備要望は自治会や耕作者等の関係者からの要望が多いので、強力に進めるべきである。ユズの増産には制約があるようだが、希望者全員が栽培できるよう体制を整備するべきである。

以上、審査を終え、本委員会は本決算について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

簡単に総務委員長に質問をいたします。

決算でありますので、先ほどの財政問題の続きの質問でありますけども、24年度の財政運用について審議がされていたらその基本点について報告してください。

第2点目は、これも決算でありますので、職員の24年度末の支所を含めた体制のあり方について、総務委員会としての基本的な審議がされていたらお聞かせ願いた

いと考えております。

率直に申し上げて、これ以上の支所における職員の削減、また支所を含めて削減はもう厳しいのではないかと、住民サービス等との関係におきましても思っておりますけれども、審議の過程を報告してください。

3点目は、フラワーパークについては、予算が2億2,000万円、いろいろ議会の関係もありまして支出は74万円、翌年度への繰り越しが2億1,938万円でありますけれども、審議がされていたら報告してください。

最後に、ごみ処理対策です。毎年3億円から4億円総体としてかかっており、特に末吉のクリーンセンターについても老朽化と言うか、故障が、24年度はそう大きくないんですけどもありまして、今後のどういった新たなごみ処理対策が必要であるか、これはリサイクル、あるいは再生利用を含めて総合的に考えていかなければこの焼却中心のごみ処理のあり方ではもう財源がもたないんじゃないかと、率直に言って感じておりますが、議会サイドとしてもやはり基本的な考え方、提言、市当局に対する提言を含めて、決算の段階でありますので、すべきでなかったことを率直に言って思っておりますが、議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

以上4点です。

あと、建設経済委員長に数点質問をいたします。

行政にとっても、あるいはそれをチェックする機関の議会にとっても一つの大きな目的は、市民の生活、できるなら向上、並びに福祉を初めとした、もちろん教育を初めとした、そういった点での議会の立場からのチェックを含めた、あるいは提言を含めた、そうしたあり様ではないかと思っております。

ただ残念ながら、この数年間の曾於市の所得状況は、24年度はまだデータ出ておりませんが、横ばい、場合によっては低迷、下落が続いております。で、そういった中で、全国と同様に、市民の所得格差、特に年齢構成が大きい高齢者の年金格差を初めとした市民の所得格差が広がっております。これは歴然たる事実でございます。

そうした中で、やはり24年度の、特に事業課でありますので、建経関係は。市民の暮らしの向上、所得の向上の観点からの審議が一つとしては大事ではなかったかと思っております。

そうした中で、まず質問の第1点であります。東部畑かんが終了いたしましたけれども、水の利用、あるいは今後の農家の営農のあり方について、24年度の事業の取り組みの中で議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

せっかく国営、県営分を含めて東部畑かんは800億円という大変な巨額なお金を

使っているわけでありまして、これを前向きに進めていかなければ、もちろんなりませんけれども、そういった点からも審議がなされていたら報告をしてください。

第2点目はまちづくりでございます。特にこの商店街を初めとした曾於市、旧大隅、末吉、財部におきましてもまち部分が商店街を初めとして非常にこの疲弊と言いますか、言葉はきついですけれども、状況が見られるのではないかと考えております。

そうした点で、やはり議会サイドとしてもどういった形で今後まちづくりを進めていくか、商店街の振興を含めてまちづくりを全体として進めていくかは、やはり論議して一定の提言も今後出していくべきじゃないか。そうした立場からの本来決算の認定の審議であったことを願っております。この点について審議がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

次に振興住宅関係について、少子化対策の一環として、特に池田市政になって議会も推進の立場であります。力を入れてきているのが24年度でも地域振興住宅でございますが、24年度についての総括的な審議がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

この施策は、市長は交代しましたけれども、今後もやはりこれを弱めることはなかなか難しいと思うんですね、お金はかかりますけれども。しかし、一定の総括をしながらやはり見直すべき点は見直しながら進めていかなければ、これもお金がいくらあっても足りない、率直にそう感じております。

その点で議会のやはり提言を含めた審議が、決算でありますので必要ではないかと考えておりますので、審議がされていたら報告してください。

最後に市道整備関係です。市道整備関係は、もう延長が長いということもありまして、決算資料を見ましても10項目以上の項目に分かれておりまして、全体で14億円ぐらいになるんじゃないでしょうか。これはもう大変な金額でございます。もちろん国の補助、あるいは起債も含めてでございますけれども、一般財源も相当額を使っております。この点で市道の今後の改良、新設、あるいは維持、廃止を含めた、についても全体のこの一般会計の歳出の中で大きな部分を占めるし、今後恐らく占めるであろう、その点からも、ただ予算が足りないからふやせ、もちろん議会サイドでありますから要求は当然でありますけれども、総体として今後の曾於市の市道をどう整備していくか、もし審議がされていたら基本的な考え方についてお聞かせ願いたいと考えております。

以上、建設経済関係は4項目であります。

○総務常任委員長（吉村幸治）

総務委員会については4項目でしたので、1番目の24年度の財政運用についてと

いうことではありますが、財政運用については、基金残高一覧表の配付を求めただけで審議はしておりません。

それから、職員体制のあり方についてということで、報告書の中にもありましたとおり、または総括質疑の天津議員の中でもありましたとおり、今後の職員適正化計画を考えた場合にどうなるかということで、その報告書の中に、4ページの上の中にありますように、人数が少なくなれば今後やっぱり職員のケアを含めて考えるべきだと、この1点だけで、あとどのようにしていきなさいということは委員会では申ししておりません。

そして、パークゴルフ場・フラワーパーク、フラワーパークではありませんので、パークゴルフ場・フラワーパークについては出ていないところであります。

ごみ処理対策についてであります。特にクリーンセンターの修繕費等が、今ちょうど委員会審議したときも焼却炉が停止しておりましたので、現地調査を大隅、財部の最終処分場を現地調査しました。

そういうことで、クリーンセンターについてはしませんでしたけれども、今後クリーンセンターのあり方について早急に市として検討すべきであるということで、委員会では申し添えただけであります。

以上です。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

東部畑かんの件でございますが、今質疑がありましたとおり、平成24年度で県営まで終わっておりまして、これ南之郷地区が中心のパターンでございます。

報告にもしましたように、いわゆる水が足りないんじゃないかというようなことでございましたので、これにつきましては、本会議でも何回も質疑があっておるようでございますけれども、それを新しいファームポンドを作るということになれば、相当のお金を、予算が必要であるということですね。いわゆる間断かん水で現在もやっておりますので、そういう使用する方々の協力を得ながら、今後の状況を見ていきたいということでございました。作物の内容については、特に意見は出ておりません。

それから、まちづくりでございます。商工費関係だと思っておりますけれども、これにつきましては、昨年、チューリップ券の発行、それから昨年初めて出ました口蹄疫対策としての牛肉、豚肉の特別の20%のプレミアがついた商品券の発行というようなことを、地元で購買力をふやす対策ということでの議論はありました。

商店街を活性化するための特別な方法はないかというような意見は、委員会では、ここで出ておりません。

それから、地域振興住宅でございます。これは、ちょうど100戸に前の委員会の

ときも報告にもしましたように、100戸を超えておりますので、100戸を超えた時点で、いわゆる検討をすべきだということで、前に委員会では報告をいたしております。

どうということかと申しますと、いつも委員会で話題になるというんですか、地域振興住宅についての意見というのは、一定地域にかたよってふえていくんじゃないかと。当初、計画されておった、いわゆる学校の生徒は、小学校の生徒はいない、小さな校区単位ということであつたけれども、現在はそれじゃなくて、一地域にかたよって、あるべき規模が集中していると。これじゃいけないからもうちょっと原点に返って再検討しなさいというのが、前の委員会の意見でございました。

で、もう今回については、地域振興住宅については、特別に委員会の中では意見は出ておりません。

それから市道整備でございます。市道整備につきましては、この建設水道課の成果報告の中でも出ておりますとおり、この旧町ごとの改良率、舗装率等出ておりますけれども、これ等も、前委員会で出たのは、現実の感覚と実際のこの数字とは合わないんじゃないかというのは、委員会の中の意見でございました。

執行部としては、一定の基準に基づいて県に報告をしている数字でございますから、この数字は一応そういう様式、形式に基づいての計算してある数字ですから間違いないということでございます。

そういうことで、改良率は、あるいは舗装率ということよりか、あとの管理でやぶ払い等について過疎化していく集落が一番、やぶ払い等はできていないから何とか考えるべきではないかということで、市道整備の意見が出ました。これは報告書に書いたとおりでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

1点だけ総務委員長に質問をいたします。

財政と職員の体制について基本的な点の論議をして、また議会としても一定の方向性を持つというのは、ある面では提言を出すというのは非常に大事ではないかと思っておりますが、職員の体制に関連いたしまして、曾於市の場合も従前からその職員の中でいわゆるこう臨時職員の占める割合も非常に今でも24年度も含めて多い状況でございます。

大体、例年、毎年百数十名、50名前後の臨時職員の方々が働いておられますけれども、それは全職員の中の約3割を占めます。しかし、その労働条件となりますと、もうこれは非常にこの冷遇されているというか、厳しい労働条件でございます。

例えば24年度も1日当たりの日給がわずかに5,400円、25年度からわずかに100円

上がって5,500円でございます。5,400円が5,500円でございます。一方、賞与、ボーナス、あるいは退職金がございます。

で、基本的には私はこの臨時職員の労働条件、特に正規の職員との所得格差、賃金格差というのが、これ余りにも多くて、行政がこうした自らのこの格差をつくっている、曾於市だけじゃなくて全国の市町村の実態がございます。議会にしてもこうした収入格差を、余り大きいの見過ぎしていいのか、看過していいのか、決算の中でも。非常に私はこれは一定の方向性をやはり出すべきじゃないかと。憲法25条で保障されたやっぱり必要最低の生活保障をする意味でも、1カ月、24年度の決算でも調べてみましたら、大体1人当たり手取り収入は7万円なんです。もう7万円ではとても生活はできない、これが実態でありまして、やはりこれをかえるためには日給を引き上げるか、1カ月の労働日数をふやすか以外にございませんけれども、この点でやはり決算を含めて議会は今後本格的に腰を上げなければいけないと思っておりますが、決算段階でそうした審議がなされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

もう2回目はこの1点に絞ります。

○総務常任委員長（吉村幸治）

先ほど申したとおり、もうそれ以外は出ていないわけですが、総括質疑であったとおり、定員適正化計画に沿って現在は進めています。もうこれ以上どうかということでも市長のほうからありましたので、職員人数が減っていく中で事業量がふえる、市民サービスへの行政サービスが多くなってくるがということで、やっぱり職員のケアは大事だよということでそこに付したところではありますが、臨時職員の労働格差については委員会としては触れておりません。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、平成24年の一般会計への決算認定には反対をいたします。

基本的にはこれは前市長のもとでのやり方でありまして、当然反対でございますけれども、直接的な反対の理由は3点でございます。第1点は、フラワーパーク関連の事業が行われている。第2点目は、長寿祝い金、いわゆる敬老祝い金が支出されている、節目支給としてですね。第3点目は、私自身も24年度も一般質問で行い

ましたけど、市長などの退職金廃止を要求いたしましたけど、これに真正面から誠実に向かい合っていない、そうした政治姿勢、政策姿勢の中での平成24年度の運営でありましたので、こうした点で直接的な理由としては反対をいたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第2号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は認定であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、認定案第2号、平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————
日程第3 認定案第3号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定案第4号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定案第5号 平成24年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定案第6号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定案第 7 号 平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 8 認定案第 1 号 平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第 9 議案第68号 平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分について

○議長（谷口義則）

次に、日程第 3、認定案第 3 号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 9、議案第68号、平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分についてまでの、以上 7 件を一括議題といたします。

認定案 6 件、議案 1 件については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

認定案第 7 号、平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、この事業は平成14年度の着手から今年度で11年目となり、合計で796基を設置しています。今年度は設置基数50基の目標を立てて推進したところ、5人槽50基、7人槽7基、計57基を設置しました。

決算の概要は、歳入総額9,842万4,455円、歳出総額9,641万1,503円となり、歳入歳出差引額は201万2,952円で、平成25年度へ繰り越しをするものであります。

委員より、単独浄化槽を撤去する場合に、撤去に対する補助事業があるのか、またその補助額は幾らか、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、単独浄化槽を撤去する場合に、現在の合併浄化槽設置補助事業とは別の新規事業を曾於市が取り組めば、上限額が約9万円程度で、国、県、市で約3分の1ずつ補助金が交付される事業があります、との答弁がありました。

このことについて、委員より、ぜひこの事業を導入して普及を図るべきである、との意見がありました。

以上審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

認定案第 3 号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定案第 4 号、平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定について、認定案第5号、平成24年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上、3認定案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

国民健康保険特別会計については、医療費の増加や景気低迷による財源不足を補うため、財政安定化支援事業繰入金の法定外繰入金として8,000万円を一般会計から繰り入れ、基金より3億円を取り崩し財源に充てており、基金残高は5,741万円となったところであります。

また、国民健康保険税については、1人当たり国保税収入額が平成20年度以来4年ぶりに6万9,000円代に達し、収納率についても対前年度比0.24%の伸びとなったところであります。今後の国保会計の運営見込みとしては、平成24年度において2億6,000万円余りの繰り越しが生じたため、平成26年度までは税率改正なしで運営できる見込みである、という趣旨の説明がありました。

審査の過程において、県単位での広域化に向けての動向について質疑がありました。

これに対しましては、現時点では全く白紙の状態であり、国は広域化の方針を示してはいるが、大半の国保会計は赤字を抱えているため、広域化に向けてはこれを精算した上で合併する必要があること、自治体間で税率、収納率が不均衡であることなどが広域化に向けての課題である。曾於市の現状から判断すると広域化により税率は上がることが推測されるという説明がありました。

後期高齢者医療特別会計決算については、歳入の後期高齢者医療保険料2億4,722万800円及び一般会計繰入金2億5,430万7,094円、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金4億6,757万1,065円が主なものであります。

介護サービスの利用者の多くが後期高齢者である状況で、その6割が年金収入100万円未満であり、家族の援助がなければ介護サービスの給付を受けられないという現実は深刻な問題として受けとめるべきである、という意見がありました。

介護保険特別会計決算では、被保険者1人当たりの保険給付費は、介護サービス等諸費26万9,596円、介護予防サービス等諸費1万6,621円であります。

審査の過程において、介護サービス利用の傾向について質疑がありました。

これに対しましては、施設の新設、増床により入所待機は減少しつつあり、在宅による通所介護が増加傾向にある、という答弁がありました。また、介護療養型医療施設が将来的には廃止されるという説明に対して、財部中央病院及び財部記念病院がこれに該当するが、現在入所中の方々への対応について質疑がありました。

これに対しましては、現在も経過措置中であり当面の間、継続されることとなっており、唐突なサービス利用ができなくなることはない、という趣旨の答弁があり

ました。

以上、審査を終え、本委員会としては、認定案第3号について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定案第4号について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定案第5号について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告します。認定案第6号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。本事業は旧末吉町の市街地を中心に、最終的には200haの供用面積となった平成9年度からの事業であります。平成24年度末の接続戸数は1,202戸で接続率は56.6%となっております。管渠工事は平成26年度で終了の予定です。なお下水道浄化センターの業務は、株式会社大隅衛生曾於に管理委託されております。

次に、質疑の概要を申し上げます。

下水道使用料について、滞納がある理由は何か、また不納欠損となった理由とは何か、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、下水道使用料は上水道使用水量をもとに算定して徴収しているが、滞納は市営住宅及び借家住まいの人であり、不納欠損処分については、滞納者の死亡や居住不明の方である、という趣旨の答弁がありました。

なお委員より、公共下水道事業の安定的経営のためにも、今後一層の接続率向上に努められるよう、意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会は本決算について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定案第1号、平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定について。平成24年度曾於市水道事業会計決算は、給水戸数1万4,284戸、給水人口3万4,027人で計画給水人口に対しては89.1%の普及率で、1人当たりの1日間の使用水量は275ℓ、有収水量率は87%となっている。年数経過による施設の老朽化も進んでいるが、安定経営のため、年次的改良も行われております。

次に、質疑の概要を申し上げます。

笠木地区の組合水道を市水道へとする計画の進捗状況はどうなっているか、とい

う趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、現在、4組合あるので、これを給水人口790人、計画給水量1日当たり270m³として、平成26年度から6億円の事業で、最初は特別会計方式で実施を考えている。地元負担については5%程度を考えている、という趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会は本決算について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号、平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分について。平成24年度曾於市水道事業会計決算中、平成24年度曾於市水道事業剰余金処分計画書（案）のとおり処分しようとするものであります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。まず、認定案第3号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、この24年度の国民健康保険の決算認定には賛成をいたします。

この長い間、初めての決算認定には賛成であります。ちなみに、本年度、25年度の当初予算には賛成であります。24年度決算審査しましたけども、最も大きな課題として残っているのが、この間、共産党議員団が一貫して見直しを要求してきた減免規定の受け皿がまだ24年度整備されていないという点でございます。

国民健康保険税を払っていない方々が約2億円に滞納額が上りますけれども、その中で、払えるのに払ってないのは当然のこととして厳しい対応とやはり市として徴収努力が必要なことは言うまでもございませぬが、一方、例えば倒産とか病気とか、あるいは生活苦等も結構件数も、市のデータでも多いのでありますけれども、それに対する減免の受け皿が整備されていない、これは今後、新年度に期待したい

と思います。

一方、この23年度からも見られるんですが、非常に曾於市の場合もこの財政状況が厳しく、24年度の場合も一般会計から繰り入れが8,000万円、特に基金からの取り崩しが3億円という膨大な額になっておりまして、これはどなたが市長でもそれをせざるを得ないという、そうした客観的な厳しい財政運用がありまして、これは25年度も本年度も続いておりますが、そうした点で、大きな立場で決算認定には賛成であります。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第3号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は認定であります。本案は常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、認定案第3号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

次に、認定案第4号、平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第4号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は認定であります。本案は常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、認定案第4号、平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

次に、認定案第5号、平成24年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

介護保険制度が制度化されてからもう大分長い年月がたちますけれども、この制度自体の積極的な役割については、曾於市の場合も24年度2,000名を超える方々が施設、あるいは在宅を含めてサービスを受けておられて、非常にありがたいというか、制度でございます。定着しつつ、あるいはしております。

そうした中で、例えば曾於市の場合もこのいわゆるこの介護サービスを受けている、あるいは認定されている、認定されている方々2,700名でございますけれども、非常に年金収入の格差が余りにも大きすぎる、わずかに1年間に40万円前後の年金収入から350万円を超える方々まで見られて、全体として100万円以内の年金収入など収入の少ない方々が非常に大きな部分でございます。比率を占めております。

そうした中で、介護サービス、特に特別養護老人ホームの場合においてもまだ実質120名前後の方々が24年度も待機組でございます。入所を待っておられます。

また一方グループホームも毎年、24年度も含めて新設されておりますが、8万円から11万円の入所料金でありまして、貯金の取り崩し、あるいは家族の支援が、手立てがなければ入所できません。

ですから、これまで共産党議員団は24年度においても何らかのやはり市単独を含めた公的な補助で一定軽減策を講じるべきではないかと要求いたしてまいりましたが、残念ながら24年度はその措置がとれていないために反対であります。

ちなみに25年度は当初からとられており、当初予算でも賛成してきた経過がございますが、いずれにいたしましても24年度の認定には反対であります。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第5号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は認定であります。本案は常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、認定案第5号、平成24年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

次に、認定案第6号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、24年度決算認定には反対であります。前市長のもとでこれは推進されてきた経過がございますが、これまで共産党議員団はこの必要性はないといった立場でありまして、ですから、これは前市長のもとの事業の決算審査認定でありますので反対でございます。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第6号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は認定であります。本案は常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、認定案第6号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

次に、認定案第7号、平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第7号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は認定であります。本案は常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、認定案第7号、平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

次に、認定案第1号、平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

平成24年度水道事業の決算認定に共産党議員団は賛成をいたします。もともとこの水道事業については私たちは賛成してきたんですが、六、七年前から、いわゆる八反地区に新たな水源を確保しての事業が始まりまして、これは問題であり、賛成できないと一貫して反対してきましたけども、既に24年度が基本的には終了し、あるいは支出がありますので、賛成でございます。

ちなみに、これも25年度の当初予算には賛成であります。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第1号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は認定であります。本案は常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、認定案第1号、平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定については認定をすることに決しました。

次に、議案第68号、平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分について討論を行います。

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第68号、平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第10号 曾於市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第10、発議第10号、曾於市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○11番（吉村幸治議員）

発議第10号、曾於市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成25年10月10日、曾於市議会議長、谷口義則殿、提出者、曾於市議会議員吉村幸治、賛成者、同じく今鶴治信、同じく九日克典、同じく八木秋博、同じく土屋健一、同じく山下諭、同じく原田賢一郎、同じく山田義盛、同じく大川内富男、同じく西川熊則、同じく大川原主税、同じく渡辺利治、同じく海野隆平、同じく久長登良男、同じく漆間純明、同じく大津亮二、同じく迫杉雄、同じく坂口幸夫。

提案理由、社会情勢の変化や地方分権が進み、さまざまな行政改革が叫ばれ求められる中、議会においても自らが率先して自主的に、自立的に議会改革を行うべきであり、議会改革の一つとして議員定数についても見直し、合理的な議員定数に改める必要があります。

このようなことから、現行の議員定数である「22人」を「20人」に改正するため本案を提出するものであります。

曾於市議会議員定数条例の一部を改正する条例について（案）は別紙のとおりです。

以上、よろしく賛同方お願いします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第10号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

結論から申し上げて賛成であります。先日の全協でも率直な私個人の考え方を冒頭申し上げましたけれども、4年前の提案、削減の提案のときには、やはり勇退されました橋元議員が代表されて提案されましたけれども、当時の提案理由に比べて、今回は提案者ちょっと短いですね。で、これもひとつの考え方でございますけれども、この議員定数をいくらにしたらいいかというのは、非常にこれは、ある面ではいろんな議論がありまして難しい問題でございます。曾於市の場合は何名が妥当であるのか。もちろん有権者の数は激減いたしておりますけれども、一方で行政需要に対する要望もありまして、非常にそのあたりは議論が必要でありますけれども、結論としては一応削減することには反対ではありませんので、賛成でありますので、発議に賛成であります。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第10号、曾於市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第11号 曾於市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第11、発議第11号、曾於市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○15番（久長登良男議員）

発議第11号、曾於市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成25年10月10日、曾於市議会議長谷口義則殿、提出者、

曾於市議會議員、久長登良男、賛成者、同上原田賢一郎、賛成者、同上山下諭、賛成者、同上大川内富男、賛成者、同上西川熊則、賛成者、同上吉村幸治、賛成者、同上渡辺利治。

提案理由、曾於市議會議員定数条例の一部改正に伴い、曾於市議会委員会条例第2条第2項の表、各常任委員会定数の欄中をそれぞれ改める必要があるため、本案を提出するものであります。

曾於市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）、曾於市議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第2項の表総務常任委員会の項、定数の欄中「8」を「7」に改め、同表建設経済常任委員会の項、定数の欄中「7」を「6」に改める。附則、この条例は、平成25年12月1日から施行します。

以上です。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第11号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第11号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第11号、曾於市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中の継続審査申出について

○議長（谷口義則）

次に、日程第12、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長、及び文教厚生常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第13 閉会中の継続調査申出について

○議長（谷口義則）

次に、日程第13、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長、及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第14 議員派遣の件

○議長（谷口義則）

次に、日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第166条の規定により、時期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において決定することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において措置することに決しました。

以上で今期定例会に付議された事件は、閉会中の継続審査として議決されたものを除き、全て議了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（五位塚剛）

9月定例議会を終了するに当たり、一言お礼を申し上げます。

9月6日から本日まで約1カ月間の長きにわたり審議していただきました。私が市長に就任し、初めての議会でありました。補正予算、決算の認定、報告、また諮問、そして人事案件の承認など30の議案をお願いいたしました。

補正予算の中のパークゴルフ・フラワーパーク跡地利用の検討委員会の37万円の提案と副市長の同意案については残念ながら議決をいただけませんでした。その他の全ては議決をいただきまして、感謝申し上げたいと思います。

また、各委員会の皆さんたちからいろいろな御意見をいただきました。これについては、26年度の予算編成に当たり真摯に受けとめ、市政発展のために進めていきたいというふうに思います。

今、曾於市のいろいろな市政に対して、今後たくさんの課題があります。市民生活を守る上でも市政の停滞は許されません。

私は、どうしてもこの状況を前に進めるためには、12月に開かれます定例の議会において再び副市長の提案を同じく出したいと思います。また、2人ということで、大隅のOBの方の提案も考えております。

今回、議会を最後にして4名の方が勇退されるということもお聞きしておりますが、各旧町時代から合併後、この曾於市になってもいろいろな形で活動していただきました議員の方々には、深く御礼を申し上げたいと思います。

また、ほかの議員の方々もまた選挙があるようでございますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

今後とも、市政発展のために皆様方の各位の御協力をまたお願いを申し上げまして、私のお礼の言葉にかえさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上をもちまして、平成25年第3回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時50分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 8 号	曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 9 号	曾於市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 0 号	曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 9 号	平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）（所管分）	賛成多数 修正可決
認 定 案 第 2 号	平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）	全会一致 認 定
認 定 案 第 7 号	平成24年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
議 案 第 7 2 号	平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第3号）（所管分）	全会一致 修正可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 1 号	曾於市子ども・子育て会議条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 2 号	曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 3 号	曾於市県立3高等学校総合支援対策事業実施条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 4 号	財部町高等学校生徒就学援助費補助金条例を廃止する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 6 号	財産の無償譲渡について（旧南之郷中学校）	全会一致 可 決
議 案 第 6 9 号	平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）（所管分）	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 0 号	平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）	全会一致 原案可決
認 定 案 第 2 号	平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）	賛成多数 認 定
認 定 案 第 3 号	平成24年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 4 号	平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 5 号	平成24年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 6 9 号	平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 1 号	平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）	全会一致 原案可決
議 案 第 6 8 号	平成24年度曾於市水道事業剰余金の処分について	全会一致 可 決
議 案 第 7 2 号	平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第3号）（所管分）	全会一致 原案可決
認 定 案 第 1 号	平成24年度曾於市水道事業会計決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 2 号	平成24年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）	全会一致 認 定
認 定 案 第 6 号	平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定

議案第 69 号 平成 25 年度曾於市一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正案

議案第 69 号 平成 25 年度曾於市一般会計補正予算（第 2 号）の一部を次のように修正する。
 第 1 条中「646,537 千円」を「646,167 千円」に改める。
 第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

(単位：千円)

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
20	繰越金		50,000	98,197 98,507	148,197 148,507
		1	繰越金	50,000	98,197 98,567
歳 入	合 計		22,331,735	646,167 646,567	22,977,902 22,978,272

(単位：千円)

歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費		2,538,498	38,976 39,346	2,577,474 2,577,844
		1	総務管理費	1,989,847	38,008 38,378
歳 出	合 計		22,331,735	646,167 646,567	22,977,902 22,978,272

平成25年度曾於市一般会計補正予算修正に関する説明書
歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	50,000	98,197 98,507	148,197 148,507
歳入合計	22,331,735	646,167 646,537	22,977,902 22,978,272

(単位：千円)

歳出 款	補正前の額	補正額	計	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 総務費	2,538,498	38,976 39,346	2,577,474 2,577,844	6,358	0	0
歳出合計	22,331,735	646,167 646,537	22,977,902 22,978,272	408,055	42,900	97,000
						一般財源 32,618 32,988 98,212 98,582

2 歳入
(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	50,000	98,197 98,567	148,197 148,567	1 繰越金	98,197 98,567	前年度繰越金
計	50,000	98,197 98,567	148,197 148,567			

3 歳出
(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	地方債				
5 企画費	544,805	37,546 37,916	582,351 582,721	6,050	0	31,496 31,866	8 報償費	3,550 3,920	企画事務費 0 370
							9 旅費	△260	
							15 公事請負費	8,000	
							19 負担金補助及び交付金	26,256	
計	1,989,847	38,008 38,378	2,027,855 2,028,225	6,050	0	31,958 32,328			

曾於市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日

条例第 号

曾於市議会議員定数条例（平成21年曾於市条例第30号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

曾於市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日

条例第 号

曾於市議会委員会条例（平成17年曾於市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務常任委員会の項定数の欄中「8」を「7」に改め、同表建設経済常任委員会の項定数の欄中「7」を「6」に改める。

附 則

この条例は、平成25年12月1日から施行する。